

秋田市地域防災計画

(第 21 次修正)

沿革

昭和39年11月24日	作成
昭和42年 2月10日	第 1次修正
昭和43年11月 6日	第 2次修正
昭和44年11月18日	第 3次修正
昭和46年10月23日	第 4次修正
昭和47年11月14日	第 5次修正
昭和48年11月 2日	第 6次修正
昭和49年11月 7日	第 7次修正
昭和50年 8月22日	第 8次修正
昭和51年11月 4日	第 9次修正
昭和52年10月21日	第10次修正
昭和53年11月 1日	第11次修正
昭和59年10月 1日	第12次修正
昭和61年 8月29日	第13次修正
平成 2年 8月30日	第14次修正
平成 4年 8月31日	第15次修正
平成11年 3月16日	第16次修正
平成16年 3月 1日	第17次修正
平成21年 3月12日	第18次修正
平成26年 3月18日	第19次修正
平成31年 3月 5日	第20次修正
令和 7年 2月 4日	第21次修正

目 次

第1章 総則

第 1 節	計画の策定方針	1
第 2 節	防災に関する組織および業務の大綱.....	4
第 3 節	秋田市の災害活動体制	15
第 4 節	秋田市の概況	39
第 5 節	想定される災害の被害想定	49
第 6 節	大規模災害等の教訓	69

第2章 災害予防計画

第1節	防災体制の整備	75
第2節	通信・情報連絡体制の整備	78
第3節	自主防災組織の充実	88
第4節	企業防災の促進	92
第5節	防災知識の普及および防災教育の推進	96
第6節	防災訓練	105
第7節	学校等教育施設の防災対策・防災教育	111
第8節	公共施設等の防災対策	115
第9節	火災の防止	117
第10節	水害対策	123
第11節	土砂災害対策	131
第12節	風害対策	141
第13節	雪害・寒冷対策	145
第14節	地震対策	157
第15節	津波防災施設対策	164
第16節	安全避難の環境整備	167
第17節	帰宅困難者対策	180
第18節	孤立集落対策	182
第19節	要配慮者等の安全確保	185
第20節	救急救助体制の整備	198
第21節	応急医療体制の整備	200
第22節	広域応援体制の整備	205
第23節	ボランティア活動の推進	210
第24節	防災都市づくりの推進	213
第25節	道路・橋梁等の強化対策	217
第26節	農業災害対策	222
第27節	上水道施設の強化対策	225
第28節	下水道施設の強化対策	228
第29節	電力施設の強化対策	230
第30節	ガス施設の強化対策	233
第31節	電話施設の強化対策	236
第32節	鉄道施設の強化対策	241
第33節	緊急輸送の環境整備	243
第34節	給水体制の整備	247
第35節	食糧・生活必需品の確保	249
第36節	廃棄物処理体制の整備	253
第37節	文化財の災害予防	256

第 38 節	計画的な地震防災対策の推進	259
第 39 節	地域防災拠点等の整備	261
第 40 節	広域防災拠点等の整備	263
第 41 節	大規模停電対策	265
第 42 節	罹災証明書の交付体制の整備	267

第3章 災害応急対策計画

第 1 節	災害対策本部等の災害応急対策.....	269
第 2 節	地方自治体および民間団体等の相互協力体制.....	272
第 3 節	消防防災ヘリコプターの活用	279
第 4 節	自衛隊の災害派遣要請	284
第 5 節	気象情報等の収集・伝達	291
第 6 節	被害状況の収集・伝達	319
第 7 節	通信の確保	330
第 8 節	災害時の広報・広聴活動	335
第 9 節	消防・救急救助活動	344
第 10 節	水防活動	354
第 11 節	なだれ発生時の応急活動	359
第 12 節	医療救護活動	362
第 13 節	交通規制および地域の防犯対策	373
第 14 節	緊急輸送対策	378
第 15 節	家族の安全確保	389
第 16 節	市民等の避難	393
第 17 節	避難場所・避難所の開設・運営	408
第 18 節	帰宅困難者支援	421
第 19 節	避難所外避難者への支援	423
第 20 節	要配慮者の安全確保	426
第 21 節	学校等における応急対策	431
第 22 節	児童生徒のこころのケア	437
第 23 節	応急保育の実施	439
第 24 節	防疫・保健衛生対策	441
第 25 節	こころのケア	446
第 26 節	ボランティアの受入れ	449
第 27 節	飲料水の確保	454
第 28 節	食糧の確保	458
第 29 節	生活必需品の確保	463
第 30 節	優先給油の要請	467
第 31 節	廃棄物の処理	469

第 32 節	行方不明者および遺体の捜索・収容・埋火葬	479
第 33 節	公共施設等の応急対策	487
第 34 節	道路・橋梁等の応急対策	490
第 35 節	治山・砂防施設等の応急対策	493
第 36 節	河川および内水排除施設の応急対策	496
第 37 節	港湾施設の応急対策	499
第 38 節	上水道施設の応急対策	502
第 39 節	下水道施設の応急対策	506
第 40 節	電力施設の応急対策	509
第 41 節	ガス施設の応急対策	515
第 42 節	電話施設の応急対策	520
第 43 節	鉄道施設の応急対策	524
第 44 節	宅地等の応急危険度判定	526
第 45 節	建築物の応急危険度判定	528
第 46 節	応急住宅対策	530
第 47 節	文化財の保全対策	537
第 48 節	災害救助法の適用	540

第4章 災害復旧・復興計画

第 1 節	市民生活安定のための緊急措置	545
第 2 節	激甚災害の指定	565
第 3 節	罹災証明書等発行要領	571
第 4 節	復旧・復興計画の作成	574
第 5 節	災害復興事業の実施	580
第 6 節	財政金融計画	582

第5章 事故災害対策計画

第 1 節	林野火災対策計画	585
第 2 節	トンネル火災対策計画	588
第 3 節	危険物等事故対策計画	590
第 4 節	危険物等運搬車両事故対策計画	604
第 5 節	海上災害対策計画	607
第 6 節	流出油等の防除措置計画	614
第 7 節	航空機事故対策計画	619
第 8 節	原子力施設災害対策計画	624
第 9 節	石油コンビナート事故対策計画	626

第 1 章

総 則

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、秋田市防災会議が作成する計画であり、秋田市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者等（以下「防災関係機関」という。）および市民、企業等の「自助」・「共助」に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法の規定に基づく「秋田市地域防災計画」として作成するもので、秋田市の地域に係る災害対策の根幹となるものであり、災害に関し、市の地域における防災関係機関の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱をその内容としているものである。したがって、この計画は、市における具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、市内の防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。

また、この計画は、秋田県の地域防災計画と相互に補完的な関係にあり、その運用に当たっては、両者が密接な関連のもとに運用されるよう留意されなければならない。

3 計画の構成と内容

「秋田市地域防災計画」は、自然災害および事故災害を対象とし、「第1章 総則」「第2章 災害予防計画」「第3章 災害応急対策計画」「第4章 災害復旧・復興計画」「第5章 事故災害対策計画」からなる「本編」ならびに「資料編」で構成する。

また、この計画は、秋田市および防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、市および防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図る。さらに、「自らの身の安全は自らが守る」の「自助」の重要性から、市民および民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促進する。

なお、地区住民等から提案があった場合、本計画に地区防災計画を定めることができるものとする。

表 1-1-1 災害の種類

自 然 災 害	地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、崖崩れ、土石流、地滑り、竜巻等の自然現象
事 故 災 害	大規模火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害（コンビナート災害を含む）その他の大規模な人為的な事故

4 計画の推進

過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、国土強靱化の観点も踏まえたハード・ソフト合わせた災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を最大限に取り入れ、起こりうる災害とその被害を的確に想定することにより、災害対策の改善を図る必要がある。

ハード面については、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業のほか、同時に、「Eco-DRR」や「グリーンインフラ」に関する取組を進めることで、事前環境の機能を活用した地域のレジリエンス向上を図る。

ソフト面においては、過去の災害を教訓として、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的・継続的な研修の実施のほか、複合災害を念頭に置いた事前防災の取組を推進するとともに、災害時の応急復旧対策を適切に運用するため、関係機関相互の連携協力体制の整備に努める。特に、被災者支援として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への支援および男女共同参画等の多様な視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できる実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及啓発を積極的に推進する。

なお、男女双方の視点や、高齢者、障がい者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程および現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。

また、立地適正化計画で定める都市機能・居住誘導区域において、災害ハザードエリアが残存する場合は、同計画に防災・減災対策等に係る防災指針を位置付け、都市の防災に関する機能の確保に努める。

5 他の計画および他法令に基づく計画との関係

この計画は、「秋田県防災・減災・国土強靱化計画（令和3年9月）」「秋田県地域防災計画（令和6年4月修正）」および「第14次秋田市総合計画（令和3年3月）」の諸施策と整合性を図り策定する。

また、東日本大震災を受けて制定された秋田市災害対策基本条例（平成24年3月条例第3号）との十分な整合を図るとともに、他の法令に基づいて作成する「消防計画」・「水防計画」とも十分調整を図る。

なお、これらの計画と抵触することがあって、かつ避けることができないと認められるときは、防災会議において調整を図る。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正する。したがって、各機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要するものはその都度）までに計画修正案を秋田市防災会議（事務局：総務部防災安全対策課）へ提出するものとする。

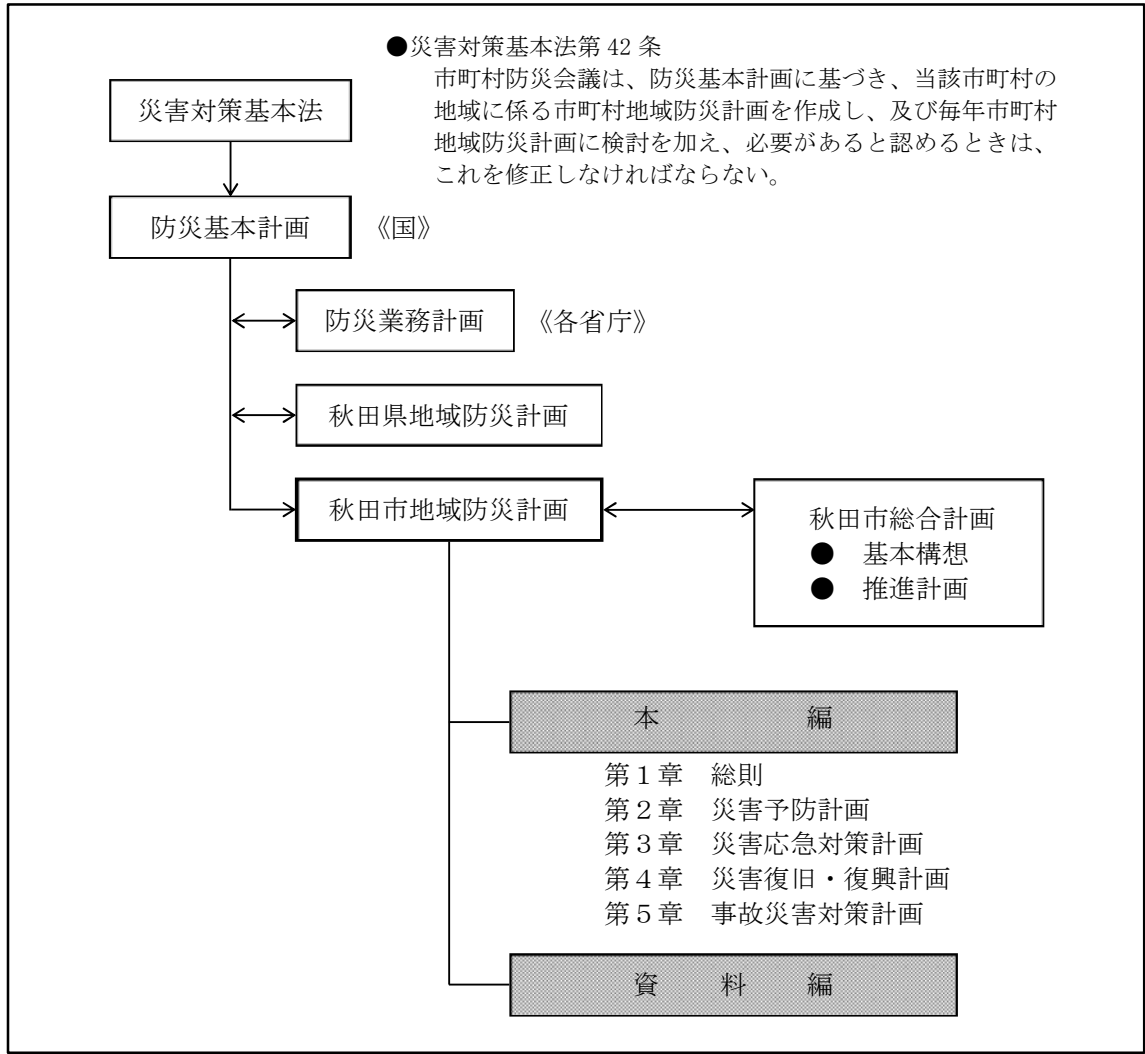


図 1-1-1 計画の体系

7 計画の習熟

市および防災関係機関は、常に防災に関する調査、研究および教育、訓練を実施して本計画の習熟を図るとともに、市民に対する計画内容の周知徹底に努める。

第 2 節

防災に関する組織および業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

(1) 秋田市防災会議

秋田市防災会議は、災害対策基本法第 16 条に基づき、市長を会長として秋田市防災会議条例（昭和 38 年 3 月条例第 8 号）第 3 条に規定する者を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。

(2) 市の責務（災害対策基本法第 5 条）

市は、防災の第一次責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体および市民等の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 県の責務（災害対策基本法第 4 条）

県は、市を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市および指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(4) 指定地方行政機関の責務（災害対策基本法第 3 条）

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関の責務（災害対策基本法第 6 条）

指定公共機関および指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者の責務（災害対策基本法第 7 条）

公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。

また、市その他防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

2 市民および事業所の役割

広域的災害や大規模災害に備え、市民や事業所は、飲料水、非常用食糧、生活必需品等の備蓄等の手段を講ずるとともに、災害発生時には自発的な防災活動を実施するよう努める。

(1) 市民に期待する役割

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災活動の原点に立って、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時および災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時から実践する事項

- (ア) 自主防災組織の活動に参加し、自助・共助を主体とした防災に関する知識の習得
- (イ) 地域の危険箇所等の把握と認識
- (ウ) 家屋の構造強化および防火性の促進
- (エ) 家屋の耐震性の促進および家具等の転倒防止対策
- (オ) ブロック塀等の倒壊防止対策
- (カ) 火気使用器具等の安全点検および火災予防措置
- (キ) 避難場所および避難路の確認
- (ク) 飲料水、食糧、生活必需品、衣料等の備蓄
- (ケ) 医療品の備蓄
- (コ) 各種防災訓練への参加
- (サ) 積雪時における除雪の励行

イ 災害発生時に実践が必要となる事項

- (ア) 正確な情報の把握
- (イ) 出火防止措置および初期消火の実施
- (ウ) 適切な避難の実施
- (エ) 応急救助・救出活動
- (オ) 防災ボランティア等応急復旧活動への参加と協力
- (カ) 要配慮者に対する支援

(2) 事業所に期待する役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食糧の備蓄など、災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員および利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力に努めなければならない。

このため事業所は、平常時および災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時から実践する事項

- (ア) 防災責任者の育成および従業員への防災教育
- (イ) 建築物の構造強化および耐震化の促進
- (ウ) 火を使用する設備、危険物施設等の点検および安全管理
- (エ) 防災訓練の実施

- (オ) 自衛消防隊の結成と消防計画の作成
- (カ) 地域防災活動への参加および協力
- (キ) 防災用資機材の備蓄と管理
- (ク) 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄
- (ケ) 広告、外装材等の落下防止
- イ 災害発生時に実践が必要となる事項
 - (ア) 正確な情報の把握および伝達
 - (イ) 出火防止措置および初期消火の実施
 - (ウ) 従業員、利用者等の避難誘導
 - (エ) 応急救助・救出活動
 - (オ) 場所の提供等ボランティア活動への支援
 - (カ) 地域における対策活動への協力

3 業務の大綱

(1) 市

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 秋田市防災会議および秋田市災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策および災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集・伝達、および被害の調査・報告に関すること 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練に関すること 5 自主防災組織等の結成、育成・指導および強化に関すること 6 防災関係機関との連絡調整および協力に関すること 7 災害救助法が適用された災害に関し、知事から委任された救助事務、又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること 8 その他地域防災の推進に関すること

(2) 県の機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 県防災会議および県災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策および災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集伝達および被害の調査・報告に関すること 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 災害救助法の適用実施に関すること 6 災害時の文教対策および警備対策に関すること 7 防災に関する知識の普及、教育、訓練に関すること 8 自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること 9 市町村防災業務の助言・調整に関すること

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秋田港湾事務所		1 港湾施設の被害情報の収集・伝達に関すること 2 港湾施設の応急対策に関すること
秋 田 地 域 振 興 局	総務企画部	1 地域災害対策部の庶務に関すること 2 本庁災害対策本部との連絡調整に関すること 3 市町村との連絡調整に関すること 4 要望および陳情に関すること 5 災害広報に関すること 6 庁舎等の安全確保、応急対策および被災情報に関すること 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること 8 管内地方機関との連絡調整に関すること 9 地域災害対策部の他部に属しない事項に関すること
	福祉環境部	1 社会福祉施設および保健衛生関係施設の安全確保、応急対策および被災情報に関すること 2 要配慮者の罹災援護に関すること 3 社会福祉施設および保健衛生関係施設の災害復旧に関すること 4 医療・救護に関すること 5 防疫・清掃に関すること 6 保健衛生関係の被害調査に関すること
	農林部	1 農林漁業関係の安全確保、応急対策および被災情報に関すること 2 農林漁業関係の災害防止および災害応急復旧に関すること
	建設部	1 土木関係の安全確保、応急対策および被災情報に関すること 2 土木関係の災害防止および災害応急復旧に関すること
	その他	1 所管の災害対応業務に関すること
秋田県警察本部 秋田中央警察署 秋田臨港警察署 秋田東警察署		1 災害関連情報の収集伝達に関すること 2 被災者の救出・救護に関すること 3 被災者等の避難誘導に関すること 4 行方不明者の捜索および死体の見分に関すること 5 交通規制および緊急交通路の確保に関すること 6 犯罪の予防、取締り等社会秩序の維持に関すること 7 被災地域における広報活動に関すること 8 県災害対策本部の事務局業務に関すること
教育庁		1 学校施設等の災害対策に関すること 2 応急教育、児童生徒の安全対策に関すること

(3) 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 警察官および災害関係装備品の受援・支援調整に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること 2 災害時における民間金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること 3 地方公共団体に対する災害対策事業、災害復旧融資に関すること 4 地方公共団体に対する国有財産の無償貸付に関すること 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること
東北農政局 (秋田県拠点)	1 農業災害の予防、拡大防止、ならびに応急復旧対策についての指導および助成に関すること 2 農業災害に係る資金融資に関すること 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
東北森林管理局	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること 2 国有林野の林野火災の防止に関すること 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること 2 災害時の物価安定対策に関すること 3 被災商工業者に対する融資に関すること
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	1 災害時における火薬類、高圧ガスおよび都市ガス、ならびに電気施設等の保安対策に関すること 2 鉱山施設の保全および鉱害の防止対策に関すること 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集および伝達に関すること 2 緊急・代替輸送における関係事業者等への指導・調整および支援に関すること
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	1 災害時における航空保安対策に関すること 2 災害時における緊急航空輸送、ならびに遭難航空機の捜索、救助に関すること
東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報および地理情報システムの活用に関すること 2 復旧測量等の実施に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北地方整備局 (秋田港湾事務所)	1 港湾および所轄海岸における地震、津波等による災害の防止対策に関すること 2 秋田港の港域内における港湾施設の整備（国の直轄土木工事）およびその災害復旧に関すること
第二管区 海上保安本部 (秋田海上保安部)	1 海上における災害警備、海難救助対策に関すること 2 船舶交通の安全確保に関すること 3 海上における災害予防および災害応急対策に関すること
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表を行う 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報および警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備に関すること 3 通信システムの被害状況等の把握および災害時における通信の確保に必要な措置に関すること
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
秋田労働局	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること 2 被災者に対する職業あっせんに関すること
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	1 国の直轄土木施設の災害防止ならびに災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達および応急対策に関すること 3 洪水の予報・警報等の発表、伝達に関すること
東北防衛局	1 災害時における自衛隊および在日米軍との連絡調整に関すること 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること
東北地方環境事務所 (秋田自然保護官事務所)	1 所管施設の避難場所等としての利用に関すること 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請および調整に関すること 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等および救護支援の実施に関すること

(4) 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第 21 普通科連隊 航空自衛隊 秋田救難隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援および応急復旧活動に関すること

(5) 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
独立行政法人国立病院機構 (北海道東北グループ)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整ならびに派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣および輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること
日本銀行 (秋田支店)	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること 3 義援金品の受付、配分に関すること
日本放送協会 (秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) 日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	1 鉄道施設の災害防止および復旧に関すること 2 災害時における救助物資および人員の緊急輸送に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (東北支店) KDDI株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台WW事務所) 楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止および災害復旧対策に関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 気象警報の伝達に関すること
東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所)	1 日本海東北自動車道の災害防止および復旧に関すること 2 秋田自動車道の災害防止および復旧に関すること
日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること
東北電力株式会社 (秋田支店) 東北電力ネットワーク株式会社 (秋田電力センター)	1 電力施設の災害防止ならびに災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	1 災害時における物資の調達および供給確保に関すること

(6) 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査および災害復旧に関すること
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東部瓦斯株式会社 (秋田支社) 秋田中央LPガス協議会	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査および復旧に関すること
秋田中央交通株式会社 公益社団法人 秋田県トラック協会 羽後交通株式会社	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること
一般社団法人 秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合 連合会 公益社団法人 秋田県看護協会 一般社団法人 秋田県薬剤師会 一般社団法人 秋田県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般社団法人 秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること

(7) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報道機関	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
一般社団法人 秋田市医師会	1 災害時における医療救護および助産活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること 3 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 秋田市歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般診療所・病院	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
農業協同組合(J A秋田な まはげ) 秋田中央森林組合 秋田県漁業協同組合	1 市が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業者に対する融資あっせんに関すること 4 共同利用施設の災害応急対策および復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること
秋田商工会議所 河辺雄和商工会	1 市が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資あっせんに関すること 3 災害時における物価安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧資機材の調達あっせんに関すること
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資およびその他の緊急措置対策に関すること
学校法人	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 教育施設の防災管理ならびに災害復旧に関すること 3 被災時における応急教育対策に関すること
文化財管理者	1 文化財の防災および避難対策に関すること
危険物取扱所等	1 石油類等危険物の防災管理に関すること 2 災害時における燃料等の供給に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人 秋田市建設業協会	1 道路障害物の除去等に関すること 2 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 3 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 4 応急仮設住宅の建設および被災住宅の応急修理の協力に関すること
秋田市町内会等および自主防災組織等	1 避難者の誘導および要配慮者等の発見、安否確認、救出救護の協力に関すること 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分および避難所内の世話業務等の協力に関すること 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 4 自主防災活動の実施に関すること

秋田市の災害活動体制

計画の方針

本市に台風や豪雨、地震などの災害が発生し、もしくは発生のおそれがあるとき、又は重大な事故災害が発生した場合、市長は速やかに災害対策本部等を設置するとともに、法令および本計画で定める防災関係機関と連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

1 災害活動体制

災害の発生後、又は発生のおそれがある場合、速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、災害対策本部の設置など必要な体制をとるものとする。国、県を含む防災関係機関との総合的な防災体制は、図 1－3－1 のとおりであり、相互に連携を図るものとする。

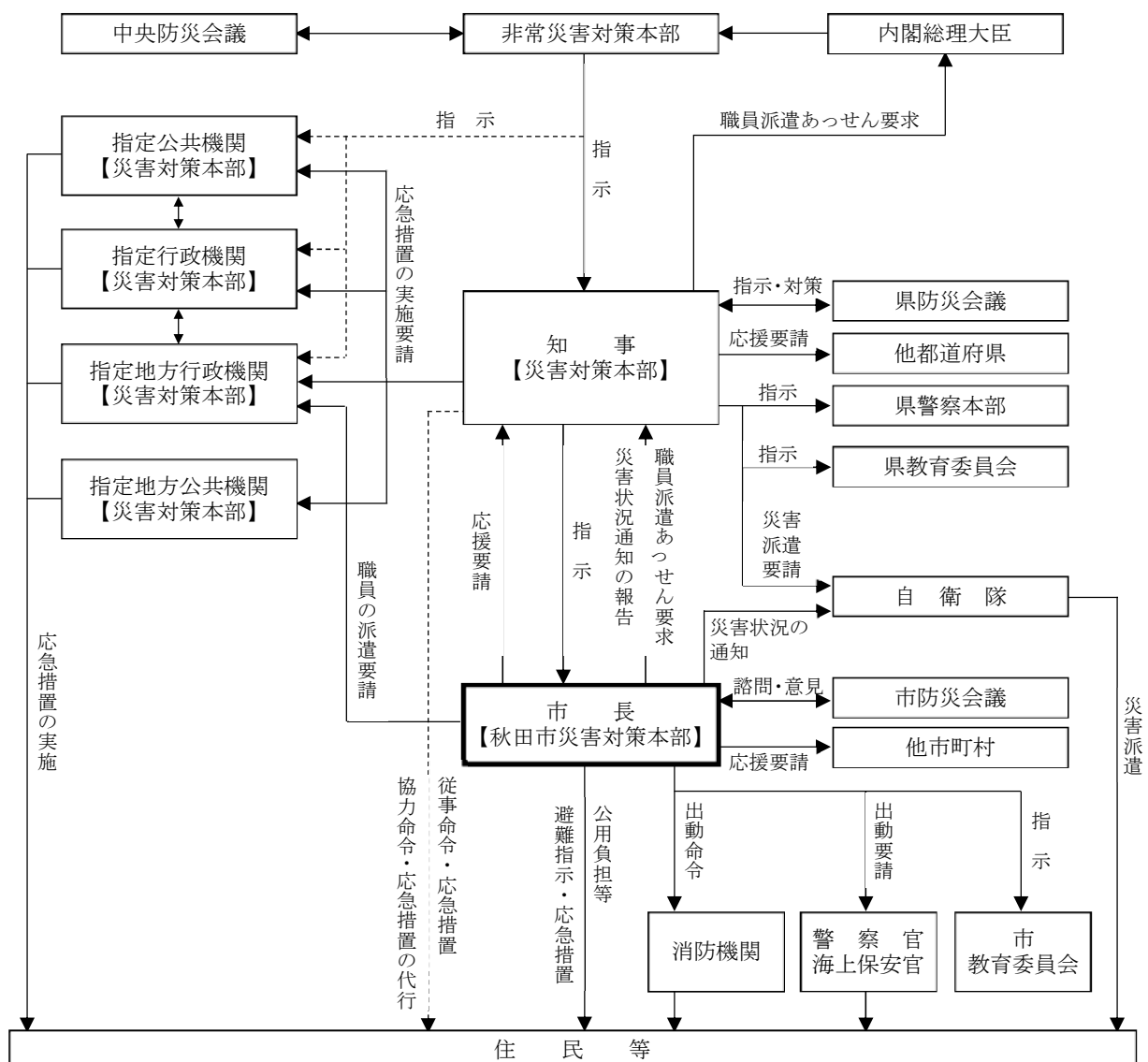


図 1-3-1 総合防災体制図

2 災害対策本部等の設置・廃止基準

市は、市内で災害が発生した場合、又は発生が予想される場合、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため、市は災害対策本部、災害警戒対策部又は災害警戒対策室を速やかに設置し、防災業務の遂行に当たる。

(1) 秋田市災害対策本部

災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき、本市に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に秋田市災害対策本部条例(昭和 59 年 9 月条例第 23 号)にしたがって設置する。

◆資料編 1－4 秋田市災害対策本部条例

表 1-3-1 秋田市災害対策本部設置基準

名 称	秋田市災害対策本部		
設置権者	市 長		
設置基準	【自動設置】 1 市域で震度 5 強以上の地震が観測されたとき 2 気象庁が、秋田県に大津波警報（特別警報）を発表したとき 【自動設置以外】 1 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合 2 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 3 気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 4 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集および避難情報の発令 2 災害予防・災害応急対策の実施方針の作成および実施 3 防災関係機関等との連絡調整		
構 成	本 部 長	市 長	
	副本部長	副市長（2 名）	
	本 部 員	危機管理監	
		デジタル化推進本部長、総務部長、企画財政部長、観光文化スポーツ部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、産業振興部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道事業管理者、教育長、消防長	
	本部連絡員	デジタル化推進本部参事、総務課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長	
	本部事務局	1 各部の部長が、あらかじめ指名した職員をもって構成する。 2 総務部長は、本部事務局の事務を掌理する。	
設置場所	災害対策本部室および会議室（3－C・D）（本庁舎 3 F）		
廃 止	応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められるとき、災害対策本部会議を開催し、事後の体制を定め、災害対策本部を廃止する。		
設置・廃止の周知	危機管理監は、本部を設置又は廃止したときは、表 1－3－10 により周知および公表する。		
連動する職員配備の体制	第 3 配備	配備要員	全職員（全庁あげて）
		招集方法	1 秋田市災害対策本部が自動設置された場合はあらゆる手段をもって自主登庁する。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。

(2) 秋田市災害警戒対策部

表 1-3-2 秋田市災害警戒対策部設置基準

名 称		秋田市災害警戒対策部	
設置権者	危機管理監		
設置基準	【自動設置】 1 市域で震度5弱の地震が観測されたとき 2 気象庁が、秋田県に津波警報・津波注意報を発表したとき 【自動設置以外】 1 相当規模の災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合 2 気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 3 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集および避難情報の発令等 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 防災関係機関等との連絡調整 4 その他市長からの特命事項		
構 成	部 長	危機管理監	
	副部長	総務部次長	
	部 員	デジタル化推進本部参事、総務課長、防災安全対策課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長	
	事務局	防災安全対策課	
設置場所	災害対策本部室および会議室（3－C・D）（本庁舎3F）		
廃 止	被害情報の収集により、被害の拡大が認められないと判断するとき、（および災害対策本部が設置されたとき）災害警戒対策部を廃止する。		
設置・廃止の周知	災害対策本部と同様に行う。		
連動する職員配備の体制	第2配備	配備要員	指定職員（各部局で定めた第1・第2動員）
		招集方法	1 秋田市災害警戒対策部が自動設置された場合は自主登庁とする。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。
		体 制	1 第1配備を強化し、局地的災害に対処できる体制で、社会的混乱の防止、情報の収集連絡および活動に対処できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制

(3) 秋田市災害警戒対策室

表 1-3-3 秋田市災害警戒対策室設置基準

名 称		秋田市災害警戒対策室	
設置権者	防災安全対策課長		
設置基準	【自動設置】 1 市域で震度４の地震が観測されたとき 【自動設置以外】 1 暴風、大雨、洪水、大雪警報、その他の警報が発表され防災対策上必要と認めた場合 2 災害が発生し、災害対策上特に必要と認めた場合 3 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集等 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 防災関係機関等との連絡調整 4 その他市長からの特命事項		
構 成	室 長	防災安全対策課長	
	副室長	防災主幹、参事（又は課長補佐）	
	部 員	防災安全対策課員、総務部、企画財政部および市民生活部の指定職員	
設置場所	防災安全対策課（本庁舎３Ｆ）		
廃 止	被害情報の収集により、被害の拡大が認められないと判断するとき、（および災害対策本部・災害警戒対策部が設置されたとき）災害警戒対策室を廃止する。		
設置・廃止の周知	災害対策本部と同様に行う。		
連動する職員配備の体制	第１配備	配備要員	指定職員（各部局で定めた第１動員）
		招集方法	１ 秋田市災害警戒対策室が自動設置された場合は自主登庁とする。 ２ その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。
		体 制	１ 情報収集活動および局地的な災害応急活動が円滑に実施できる体制 ２ 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制

(4) 災害対策本部組織図

表 1－3－4 秋田市災害対策本部組織図

部の名称	班の名称	班の構成	協力課所名
本部事務局	情報・対策班	長：防災安全対策課長	各部の部長があらかじめ指名する。 細部は別途定める。
	道路・河川・上下水道班	長：建設部	
	避難所運営班	長：市民生活部	
	市民対応班	長：観光文化スポーツ部	
	報道班	長：企画財政部	
総務部 (総務部)	総務班	総務課	秘書課 文書法制課 公共施設管理室 工事検査室
	動員連絡班	人事課	
	防災対策班	防災安全対策課	
	契約班	契約課	
	財産管理活用班	財産管理活用課	
企画財政部 (企画財政部)	企画班	企画調整課	東京事務所 地籍調査室 会計課
	広報班	広報広聴課 情報統計課	
	財政班	財政課 市民税課 資産税課	
		納税課 特別滞納整理課 人口減少・移住定住対策課 まちづくり戦略室	
観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部)	観光振興班	観光振興課	
	拠点センター班	秋田市民交流プラザ管理室	
	文化振興班	文化振興課 秋田城跡歴史資料館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館	
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	
市民生活部 (市民生活部)	動物園班	大森山動物園	
	市民生活班	生活総務課 市民課 国保年金課 特定健診課 後期高齢医療課 西部市民サ－ビ－センター 新屋ガラス工房 北部市民サ－ビ－センター 河辺市民サ－ビ－センター 雄和市民サ－ビ－センター 南部市民サ－ビ－センター 東部市民サ－ビ－センター 中央市民サ－ビ－センター 市民相談センター 駅東サ－ビ－センター	
福祉部 (福祉保健部)	福祉班	福祉総務課 障がい福祉課 長寿福祉課 保護第一課 保護第二課 介護保険課 監査指導室 地域福祉推進室	
	食肉衛生検査班	食肉衛生検査所	
保健部 (保健所)	医療調整班	保健総務課	
	健康支援班	保健予防課 健康管理課	
	健康危機管理班	衛生検査課 健康管理課	
子ども未来部 (子ども未来部)	子ども班	子ども総務課 子ども育成課 子ども健康課 子ども福祉課 子ども家庭センター 子育て相談支援課	
環境部 (環境部)	環境班	環境総務課 環境都市推進課 環境保全課 廃棄物対策課 総合環境センター	
産業振興部 (産業振興部)	産業企画班	産業企画課	
	商工貿易班	商工貿易振興課	
		新エネルギー産業推進室	
	企業立地雇用班	企業立地雇用課	
	農業農村振興班	農業農村振興課	
	農地森林整備班	農地森林整備課	
	園芸振興班	園芸振興センター	
	市場班	市場管理室	
建設部 (建設部)	道路班	建設総務課 道路建設課 道路維持課	
	建築班	建築課	
	公園班	公園課	
都市整備部 (都市整備部)	都市総務班	都市総務課	
	都市計画班	都市計画課	
	交通班	交通政策課	
	建築指導班	建築指導課	
	住宅政策班	住宅政策課	
	駅東区画整理班	駅東事務所	
	調査修理班	都市総務課 都市計画課 交通政策課 建築指導課 住宅政策課 駅東事務所	
上下水道部 (上下水道事業管理者)	上下水道総務班	総務課	
	給水班	お客様センター 給排水課	
	復旧班	水道維持課 水道建設課 下水道整備課 浄水課 下水道施設課 仁井田浄水場建設室	

部の名称	班の名称	班の構成		協力課所名
教育部 (教育委員会)	学校教育班	総務課 学校教育課	学事課 学校適正配置推進室	教育研究所 太平山 自然学習センター 自然科学学習館 各図書館 公立学校
	生涯学習班	生涯学習室		
消防部 (消防本部)	消防総務・調査班	総務課	予防課	
	指揮班	警防課	救急課	
	防ぎょ班	秋田消防署 城東消防署	土崎消防署 秋田南消防署	
	情報収集班	指令課		
	協力班	デジタル化推進本部 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局		

(5) 本部事務局の事務分掌

本部事務局は、災害対策本部設置に併せて速やかに設置し、主として被害状況や応急対策状況等の情報集約と調整を行う。

また、対応の進捗により必要に応じて班を追加編制し、災害対応を実施する。

本部事務局の事務分掌については、表1-3-5のとおりとする。

表 1-3-5 秋田市災害対策本部 本部事務局の事務分掌

【災害対策本部の設置に併せて速やかに編成】

班区分	人数	長	事務分掌
事務局長	1	総務部次長	・事務局の総括
副事務局長	1	防災安全対策課長	・事務局長の補佐
情報・対策班	15	防災安全対策課長(兼)	・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急処の方針の案出 ・応急処図の作成、応急対策の進行管理 ・災害対策本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策本部室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 ・被害情報等の収集・整理、共有(家屋・交通・ライフライン等) ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整
道路・河川・上下水道班	6	建設部	・被害状況等の収集・整理、共有(道路・河川・上下水道等) ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力
避難所運営班	4	市民生活部	・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報(人数、ニーズ等含む)の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力

班区分	人数	長	事務分掌
市民対応班	6	観光文化スポーツ部	・市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力
報道班	4	企画財政部	・記者会見・記者発表の統制 ・報道発表資料の整理 ・報道からの問合せ対応 ・災害対策活動の記録(写真・映像等) ・避難情報を除く情報発信の統制に関する事項 ・クロノロジーの入力

【対応の進捗による追加編成の一例】

班区分	長	事務分掌
受援班	総務部	・他自治体からの受援に関する調整等
被害概況調査班	都市整備部	・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有
被害認定調査班	企画財政部	・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有
災害廃棄物処理班	環境部	・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有
災害ケースマネジメント班	福祉保健部	・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有

(6) 各部の事務分掌

本部に置く部の事務分掌については、表 1－3－6 のとおりとする。ただし、特例として本部長は災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成および事務分掌を定めることができる。

表 1－3－6 秋田市災害対策本部の事務分掌

部	班(※は班長を表す)	業務内容
総務部 (総務部長)	総務班 ※総務課長 総務課	1 本部長および副本部長との連絡に関すること 2 市議会との連絡に関すること 3 各部ならびに協力関係機関との連絡調整に関すること 4 輸送車両の確保および配車に関すること 5 輸送協力機関への協力要請に関すること 6 避難者および負傷者の輸送に関すること 7 その他輸送全般に関すること 8 殉職者に対する慰霊措置に関すること 9 災害見舞者の応接に関すること 10 その他他の部に属しない事項に関すること
	動員連絡班 ※人事課長 人事課	1 職員の動員に関すること 2 職員等の派遣要請およびあっせんに関すること 3 職員の被害調査に関すること 4 災害応急対策活動従事者（職員等）の公務災害補償に関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
	防災対策班 ※防災安全対策課長 防災安全対策課	1 災害対策本部会議に関する事 2 気象予警報の受理、伝達に関する事 3 災害情報の収集総括に関する事 4 防災会議に関する事 5 災害の公示および災害報告に関する事 6 災害記録に関する事 7 応援協定締結都市等への応援要請に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 防災行政無線（移動系）の確保に関する事 10 備蓄物資の供給に関する事 11 生活必需品の調達に関する事 12 他班に属さない罹災証明に関する事 13 電気関係機関ならびに業者への協力要請に関する事 と
	契約班 ※契約課長 契約課	1 応急物資の購入、保管ならびに出納に関する事
	財産管理活用班 ※財産管理活用課長 財産管理活用課	1 市庁舎等の被害調査および応急対策に関する事 2 市有物件の損害調査および応急対策に関する事 3 車両の確保および配車に関する事
企画財政部 (企画財政部長)	企画班 ※企画調整課長 企画調整課	1 国会議員、各省庁関係者の応接に関する事 2 要望陳情に関する事 3 外国人被災者相談窓口の開設に関する事 4 海外からの見舞い等に関する事
	広報班 ※広報広聴課長 広報広聴課 情報統計課	1 避難および避難所等の広報に関する事 2 災害状況の広報資料等の収集成成に関する事 3 災害記録の撮影に関する事 4 報道関係機関への連絡等に関する事 5 災害情報の提供に関する事 6 その他防災上必要な広報に関する事
	財政班 ※財政課長 財政課 市民税課 資産税課 納税課 特別滞納整理課 人口減少・移住定住対策課 まちづくり戦略室	1 災害関係の予算に関する事 2 救援物資の受け、保管に関する事 3 義援金の受納に関する事 4 その他財政全般に関する事 5 税の減免措置に関する事 6 家屋の損壊等に係る罹災証明に関する事 7 税の徴収猶予に関する事

部	班(※は班長を表す)	業務内容
観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長)	観光振興班 ※観光振興課長 観光振興課	1 観光振興課所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 その他観光振興関係全般に関すること
	拠点センター班 ※秋田市民交流プラザ管理室長 秋田市民交流プラザ管理室	1 鉄道利用者の待機場所に関すること 2 秋田拠点センターアルヴェ・秋田駅東西連絡自由通路の被害調査および応急対策に関すること
	文化振興班 ※文化振興課長 文化振興課 秋田城跡歴史資料館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館	1 文化財等の被害調査および保全対策に関すること 2 文化施設に係る被害調査および応急対策に関すること
	スポーツ振興班 ※スポーツ振興課長 スポーツ振興課	1 スポーツ施設に係る被害調査および応急対策に関すること 2 その他スポーツ全般に関すること
	動物園班 ※大森山動物園事務長 大森山動物園	1 大森山動物園所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 飼育動物に関すること 3 入園者の避難誘導および救護に関すること
市民生活部 (市民生活部長)	市民生活班 ※生活総務課長 生活総務課 市民課 国保年金課 特定健診課 後期高齢医療課 西部市民サービスセンター 新屋ガラス工房 北部市民サービスセンター 河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター 南部市民サービスセンター 東部市民サービスセンター 中央市民サービスセンター 市民相談センター 駅東サービスセンター	1 市民生活部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 死体の収容および埋火葬ならびに慰霊に関すること 3 避難所の管理運営に関すること(施設所管部局に加え、必要に応じて全庁で対応) 4 避難者名簿の作成に関すること 5 市民からの問合せに関すること 6 罹災相談所の開設に関すること 7 防犯に関すること 8 町内会等との連絡に関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
福祉部 (福祉保健部長)	福祉班 ※福祉総務課長 福祉総務課 障がい福祉課 長寿福祉課 保護第一課 保護第二課 介護保険課 監査指導室 地域福祉推進室	1 福祉保健部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 福祉施設（主に入所施設）に係る被害調査に関すること 3 見舞金の給付に関すること 4 奉仕団体の派遣に関すること 5 炊き出しに関すること 6 生活必需品の供給に関すること 7 災害ボランティアの受け入れに関すること 8 避難行動要支援者の避難支援に関すること 9 要配慮者の避難所生活に関すること 10 要配慮者世帯の罹災援護に関すること 11 義援金等の配分に関すること 12 災害ケースマネジメントに関すること 13 その他福祉全般に関すること
	食肉衛生検査班 ※食肉衛生検査所長 食肉衛生検査所	1 食肉衛生検査所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 と畜場における食肉衛生に関すること
保健部 ※保健所災害医療対策本部 (保健所長)	医療調整班 ※保健総務課長 保健総務課	1 保健所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 医療救護の応援要請に関すること 3 救護所の設置に関すること 4 秋田市医師会等との連絡調整に関すること 5 その他保健衛生に関すること
	健康支援班 ※保健予防課長 保健予防課 健康管理課	1 避難者(避難所外避難者含む)の身体およびこころのケアに関すること (必要に応じて他部局の保健師・栄養士も対応)
	健康危機管理班 ※健康管理課長 健康管理課 衛生検査課	1 防疫、消毒に関すること 2 防疫資機材ならびに薬品の調達に関すること
子ども未来部 (子ども未来部長)	子ども班 ※子ども総務課長 子ども総務課 子ども育成課 子ども福祉課 子ども家庭センター 子ども健康課 子育て相談支援課	1 子ども未来部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 児童福祉施設（民間施設）の被害調査に関すること 3 子ども未来部所管施設内における乳幼児・児童生徒の避難および救護に関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
環境部 (環境部長)	環境班 ※環境総務課長 環境総務課 環境都市推進課 環境保全課 廃棄物対策課 総合環境センター	1 環境部所管施設の被害調査および応急対策に関する こと 2 トイレ利用の確保に関する こと 3 ごみ、し尿の処理処分に関する こと 4 清掃用車両および作業員の確保に関する こと 5 その他清掃全般に関する こと
産業振興部 (産業振興 部長)	産業企画班 ※産業企画課長 産業企画課	1 産業企画課所管施設の被害調査および応急対策に 関すること 2 農・漁業に係る被害調査に関する こと 3 農水産業に係る被害証明に関する こと
	商工貿易班 ※商工貿易振興課長 商工貿易振興課 新エネルギー産業推進室	1 商工貿易振興課所管施設の被害調査および応急対策 に関する こと 2 秋田港本港地区周辺施設の被害調査に関する こと 3 商業に係る被害調査に関する こと 4 被災中小企業者に対する金融措置に関する こと 5 その他商業全般に関する こと 6 工業に係る被害調査に関する こと 7 その他工業全般に関する こと
	企業立地雇用班 ※企業立地雇用課長 企業立地雇用課	1 出稼ぎ者からの留守家族安否情報等の問合せに 関すること 2 被災失業者の相談に関する こと
	農業農村振興班 ※農業農村振興課長 農業農村振興課	1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に 関すること 2 家畜伝染病の予防に関する こと 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関する こと 4 死亡獣畜処理の相談に関する こと 5 農・漁業関係者に対する資金融資等に関する こと 6 その他農・漁業全般に関する こと
	農地森林整備班 ※農地森林整備課長 農地森林整備課	1 農地・農業用施設の被害調査ならびに 応急対策に 関すること 2 林業に係る被害調査に関する こと 3 林業施設等の被害調査ならびに 応急対策に 関すること 4 その他農地・農業用施設・林業全般に 関すること
	園芸振興班 ※園芸振興センター所長 園芸振興センター	1 園芸作物の被害防止ならびに 病中害の防除に 関すること 2 園芸作物の農薬、肥料の調達に 関すること 3 園芸作物に係る被害調査に 関すること 4 園芸振興センターの被害調査 および 応急対策に 関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
	市場班 ※市場管理室長 市場管理室	1 卸売市場の被害調査および応急対策に関すること 2 食料品等の調達全般に関すること 3 救援物資（食料）の受付け、保管に関すること
建設部 (建設部長)	道路班 ※建設総務課長 建設総務課 道路建設課 道路維持課	1 市が管理する道路、河川の被害調査および応急対策に関すること 2 道路交通の確保・制限に関すること 3 河川情報の収集に関すること 4 国又は県等、他の道路管理者および河川管理者との連絡調整に関すること
	建築班 ※建築課長 建築課	1 市有建築物ならびに施設および設備の応急対策に関すること 2 応急仮設住宅の建設工事に関すること 3 被災住宅の応急修理工事に関すること
	公園班 ※公園課長 公園課	1 公園施設に係る被害調査および応急対策に関すること
都市整備部 (都市整備部長)	都市総務班 ※都市総務課長 都市総務課	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること 2 都市総務課の所管する事業に係る被害調査および応急対策に関すること
	都市計画班 ※都市計画課長 都市計画課	1 都市計画課の事業に係る被害調査に関すること 2 宅地等の応急危険度判定に関すること
	交通班 ※交通政策課長 交通政策課	1 都市交通に係る被害調査および応急対策に関すること 2 交通安全対策の連絡調整に関すること
	建築指導班 ※建築指導課長 建築指導課	1 建築物等の応急危険度判定に関すること 2 その他建築相談に関すること
	住宅政策班 ※住宅政策課長 住宅政策課	1 応急仮設住宅の建設計画に関すること 2 建設資金のあっせん等による被災住宅の復旧対策に関すること 3 市営住宅等の被害調査および応急対策に関すること
	駅東区画整理班 ※駅東事務所長 駅東事務所	1 駅東事務所の所管する事業に係る被害調査および応急対策に関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
	調査修理班 ※都市総務課長 都市総務課 都市計画課 交通政策課 建築指導課 住宅政策課 駅東事務所	1 一般建物被害の概況調査に関する事 2 被災住宅の応急修理に関する事
上下水道部 (上下水道 事業管理 者)	上下水道総務班 ※総務課長 総務課	1 上下水道災害対策本部の設置および運営に関する事 2 情報の収集、記録、報告および広報に関する事 3 秋田市災害対策本部との連絡に関する事 4 関係機関への応援要請および受入に関する事 5 車両および無線の配備と統括に関する事 6 各課との連絡調整に関する事
	給水班 ※お客様センター所長 お客様センター 給排水課	1 断水の巡回広報に関する事 2 応急給水に関する事 3 災害による問合せに関する事
	復旧班 ※水道維持課長 水道維持課 水道建設課 下水道整備課 浄水課 下水道施設課 仁井田浄水場建設室	1 上水道施設の被害調査および復旧工事に関する事 2 水圧、流量等の配水調整に関する事 3 応急給水の水质検査および衛生管理に関する事 4 下水道施設の被害調査および復旧工事に関する事 5 処理場の排水機能の確保に関する事 6 農業集落排水施設の被害調査および復旧工事に関する事 7 個別排水施設の被害調査および復旧工事に関する事
教育部 (教育長)	学校教育班 ※総務課長 総務課 学事課 学校教育課 学校適正配置推進室	1 学校施設に係る被害調査および応急対策に関する事 2 児童生徒の避難および救護に関する事 3 臨時校舎の開設に関する事 4 学校施設に対する集団避難の受入対策の支援に関する事 5 被災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関する事 6 保健衛生および学校給食の保全措置に関する事 7 児童生徒のこころのケアに関する事 8 その他学校教育全般に関する事
	生涯学習班 ※生涯学習室長 生涯学習室	1 社会教育施設に係る被害調査および応急対策に関する事 2 その他社会教育全般に関する事

部	班(※は班長を表す)	業務内容
消防部 (消防長) (消防団長)	消防総務・調査班 ※総務課長 総務課 予防課	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること 2 火災原因ならびに損害調査に関すること 3 消防協力者の災害補償に関すること 4 火災り災証明に関すること 5 消防職員、団員の配食に関すること 6 その他警防調査全般に関すること
	指揮班 ※警防課長 警防課 救急課	1 消防職員の動員に関すること 2 消防部隊の指揮運用に関すること 3 災害現場の連絡調整に関すること 4 警防資機材の調達に関すること 5 消防応援要請に関すること 6 その他警防指揮全般に関すること
	防ぎょ班 ※秋田消防署長 秋田消防署 土崎消防署 城東消防署 秋田南消防署	1 災害の防除ならびに警戒に関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 人命救助ならびに行方不明者の捜索に関すること 4 警戒区域の設定に関すること 5 災害現場における被害調査および報告に関すること 6 その他警防活動全般に関すること
	情報収集班 ※指令課長 指令課	1 消防通信および指令全般に関すること 2 災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関すること 3 市民からの情報収集に関すること 4 関係機関との連絡に関すること 5 災害現場との連絡に関すること 6 災害活動状況の収集および報告に関すること
	協力班 ※会計課長 会計課 デジタル化推進本部 議会・選挙管理・農業・監 査各委員会事務局	1 人員不足等各班への協力に関すること 2 物資、機材調達等会計処理に関すること 3 議員、各委員への報告等に関すること 4 その他

(7) 災害対策本部等の設置決定者および職務代行者

災害対策本部の設置決定者は、表 1-3-7 による。報告は、表 1-3-8 による。
 なお、本部長に事故等があるときは、表 1-3-9 により、その職務を代理する。

表 1-3-7 災害対策本部設置の決定者

決定者	代 決 者		
	1	2	3
市長	副市長（総務部担当）	副市長	総務部長

表 1-3-8 災害対策本部の設置決定者への報告者

決定者への 報告者	代 行 者	
	1	2
危機管理監	総務部次長	防災安全対策課長

表 1-3-9 本部長の職務代行者

本 部 長	代 理 者		
	副本部長		
	1	2	3
市長	副市長（総務部担当）	副市長	総務部長

(8) 設置および廃止の周知

危機管理監は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次の方法により周知および公表する。

表 1-3-10 周知又は公表の方法

連絡担当部	報告・周知・公表先	報告・周知・公表の方法
防災対策班	市各部局	庁内放送、緊急時職員参集システム、庁内データベース、市防災行政無線（移動系）、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	県、自衛隊、警察署	県総合防災情報システム、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	災害時相互応援協定 締結市町村	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	防災関係機関	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	※県総合防災情報システムに入力することにより、Lアラートを通じて関係機関や報道等に情報伝達される。	
各班	市出先機関	市防災行政無線（移動系）、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法

連絡担当部	報告・周知・公表先	報告・周知・公表の方法
広報班	市民	市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ラジオ、テレビ、広報あきた、メール
	報道機関	電話、口頭、文書（投げ込み又はFAX）

(9) 現地災害対策本部の設置

- ア 災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。
- イ 現地災害対策本部長および同本部員等については、災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- ウ 現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずる。

3 災害対策本部の運営

(1) 運営

ア 本部の運営

本部における各班の事務分担および運営等については、「秋田市災害対策本部条例」および「秋田市災害対策本部運営規程」による。

◆資料編 1－5 秋田市災害対策本部運営規程

イ 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況および応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮する。

ウ 職員の健康管理および給食等

総務部長は、職員の健康管理および給食等に必要な基本的措置を講じるものとし、各部長および各班長は、班員の健康および勤務の状態等に常に配慮し、適切な措置をとる。

エ 関係者以外の立入り制限

本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(2) 災害対策本部会議の開会

ア 本部員の招集

本部長が、必要と認める時招集する。

イ 協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

(ア) 災害救助法の実施に関すること。

- (イ) 本部の活動体制に関する事。
- (ウ) 被害状況視察隊の編成に関する事。
- (エ) 災害応急対策の実施および調整に関する事。
- (オ) 他市町村に対する応援要請の要求に関する事。
- (カ) 自衛隊の災害派遣要請の要求および配備に係る調整に関する事。
- (キ) 災害広報に関する事。
- (ク) 県、国に対する要望に関する事。
- (ケ) 見舞金の給付に関する事。
- (コ) 災害対策本部の廃止に関する事。
- (サ) その他重要な事項に関する事。

なお、各部長は、災害情報、被害状況および災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。

また、会議の庶務は防災対策班が担当する。

(3) 県との連携

県との間では、平常時から定期的に担当者間の意見交換を行って意思の疎通を図るとともに、災害時には必要に応じて県の災害対策本部に連絡員を派遣する。

また、秋田県総合防災情報システムにより被害情報および対策活動情報の共有を行う。

なお、国が現地において連絡会議や調整会議を開催する場合、県は、被災市町村等を通じて把握した被災地の状況や、防災対応の状況などについて共有を図るとともに、必要な調整を行うよう努め、市も連携を図る。

また、調整会議等における対応方針等に基づき、現地作業調整会議が開催される場合、県および市は、必要となる連携に努める。

(4) 防災対策指導顧問の招聘

災害時に、地域防災計画において想定していないような突発的な事態が発生した場合に、必要に応じ経験豊富な専門家を災害対策本部に招聘することができる。

4 配備体制

市内で災害が発生した場合、あるいは津波の発生が予想される場合等においては、直ちに次により必要な配備体制をとり、被害状況の把握および災害応急対策を実施する。

(1) 配備基準

市は、地震の揺れの規模、津波警報等、気象に関する警報、災害の状況等に応じて、第1配備から第3配備までの職員の配備体制を敷く。ただし、特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を敷くことができる。

配備の基準は、表1-3-1～3 秋田市災害対策本部等設置基準による。

(2) 特に必要と認めるときの配備体制の決定

危機管理監は、防災安全対策課長の報告をもとに、必要があると認める場合には、市長に具申し、市長が配備体制を決定する。危機管理監が不在かつ連絡不能の場合は総務部次長が代行する。

なお、配備決定代理者は、次のとおりとする。

表 1-3-11 配備体制の決定者・代決者

	決 定 者	代 決 者		
		1	2	3
第1配備 第2配備 第3配備	市 長	副市長 (総務部担当)	副市長	総務部長

5 職員の動員・参集

災害対策本部を設置した場合、総務部長は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、参集する職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、必要な職員の配備を直ちに行う。市職員は、業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。

(1) 職員の招集の伝達手段

招集の伝達は、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、原則として災害対策本部設置基準に基づく自主登庁とし、必要に応じて総務部長の指示により電話等を用いて職員を招集する。

なお、大規模な災害時には職員自身が被災することにより、班によっては十分な人数の招集ができない可能性がある。その場合、本部長の判断により、その時点で優先度の高い業務の担当班に対し、他班より人員を補充する。

ア 勤務時間中における配備の伝達

(ア) 庁内の放送設備および電話による伝達

総務課長は、庁内放送および庁内電話により職員に対し、配備の伝達をする。

＜庁内放送文（例）＞

市長の緊急命令を伝達します。（2回繰り返す） 〇〇〇〇のため、市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い、直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。 以上、繰り返します。
--

(イ) 使送による伝達

庁内放送および庁内電話が使用できない場合は、総務課長は、課員の使送により、各部局長に配備の伝達をする。

各部局長は各課長に、また、各課長は各課員に伝達する。

イ 自主登庁以外の勤務時間外における配備の伝達

(ア) 電話による伝達

人事課長は、電話等を用い各部局連絡調整課長に伝達をする。

各部局連絡調整課長は各部局長および各課長に伝達をする。

各課長はそれぞれの所属職員に、あらかじめ定めている非常連絡系統により電話等を用いて配備の伝達をする。

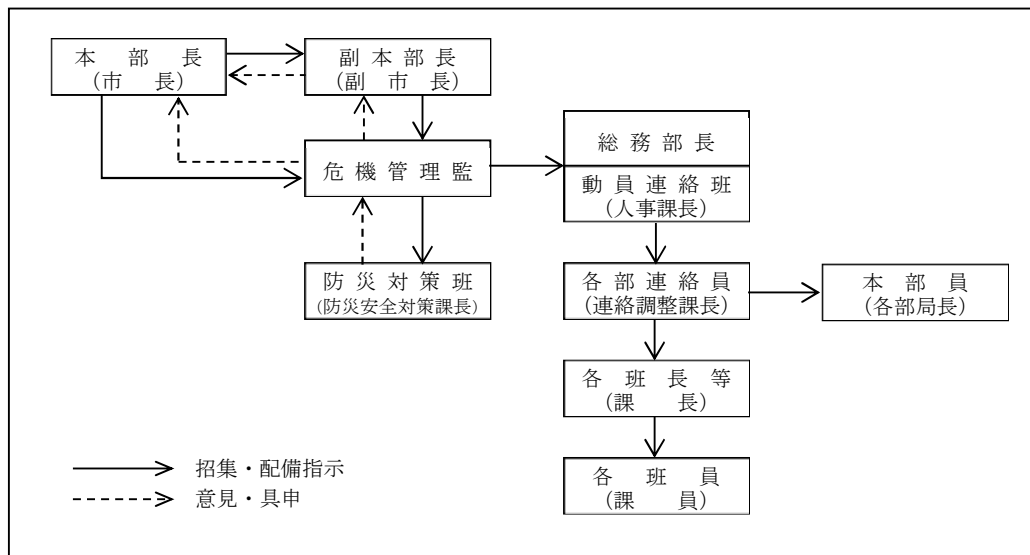


図 1-3-2 自主登庁以外の時間外の招集伝達系統図

(イ) 緊急時職員参集メールによる伝達・周知

防災安全対策課は、緊急時職員参集メールにより職員に対し、配備の伝達をするとともに、「災害対策本部」又は「災害警戒対策部」が設置されたことを職員に周知する。

なお、職員は参集に応じるため、あらかじめ自身のメールアドレス、所属および動員区分をシステムに登録しておく。

ウ 配備状況の報告

各部局長は、職員の配備状況を速やかに把握し、総務部長に報告する。

また、総務部長は市長に報告する。

<報告事項>

- 1 部・班名
- 2 配備連絡済人員数
- 3 配備連絡不能人員数および同地域
- 4 登庁人員数
- 5 登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- 6 その他

(2) 職員の参集

職員の参集は、義務登庁および自主登庁ならびに電話の指示に応じるものとし、緊急時職員参集システムにより体制を補完する。

ア 義務登庁

職員は、秋田市職員服務規程第27条の規定に基づき、休日もしくは休暇又は勤務時間外に庁舎又はその付近に火災、その他非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁しなければならない。

参集不能の状態にあるときは、所属長にその旨連絡するよう努める。

イ 自主登庁

職員は、表1-3-1、1-3-2、1-3-3の基準に従い、直ちに登庁する。

ウ 招集による参集

上記以外の場合において、職員の配備指示があった場合は、当該配備指示に係る職員は指定された施設、又は指定された場所に参集する。

(3) 職員の初期対応および参集における心得

すべての職員は、災害が発生した場合、次の事項を遵守するものとし、日頃から心得ておく。

ア 主に勤務時間内における遵守事項

- (ア) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、災害対策本部の指示に注意する。
- (イ) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- (ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (オ) 災害現場に出動した場合は、標章を着用し、また、自動車には標旗を掲げる。
- (カ) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

イ 主に勤務時間外における遵守事項

- (ア) 表1-3-1～表1-3-3に定める設置基準のうち、災害の発生により自動設置に該当する又は該当することが予測される場合は、登庁指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に登庁する。
- (イ) 職員配備計画に基づき参集する。
- (ウ) 登庁においては可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、登庁後直ちに所属長に報告する。

ウ 登庁における留意事項

職員は、速やかに勤務課所へ参集することとし、その際、身分証明書、食糧（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合や、地震や災害により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動する。

大規模災害が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、その際の参集手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

参集途上において負傷者等要救助者を発見した場合、又は救助を求められた場合は、その人命救助を最優先とする。

エ 災害により勤務課所への登庁が不能となった場合の措置

災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

(ア) 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、登庁可能な最寄りの出先機関等に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

(イ) 参集した場合の措置

a 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属課所、職氏名および勤務課所へ参集できない理由を報告する。

b 当該出先機関等の長は、前記 a により報告を受けた職員の職・氏名および勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

c 勤務場所への復帰

出先機関等の長は、災害応急対策の実施状況に応じて、参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

(4) 職員のとるべき緊急措置

各種災害発生の直後に職員がとるべき緊急措置は以下のとおりとする。

ア 勤務時間内に各種災害が発生した場合

(ア) 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生などにより避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

(イ) 市庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火

市庁舎および各施設の被害状況を把握し、管理者等へ速やかに報告する。

また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

(ウ) 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置

被害の状況により、市庁舎等の内外にわたり、危険箇所の立入り規制や薬物、危険物等に対し、緊急防護措置を行う。

(エ) 非常用自家発電機能や通信機能の確保

市庁舎および市出先機関の各施設の管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。

イ 勤務時間外に各種災害が発生した場合

(ア) 地震・津波、災害情報の収集

全市職員は、勤務時間外に各種災害の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ、インターネット等から速やかに地震・津波情報、災害情報を収集する。

(イ) 職員配備計画に基づき速やかに参集する。

(5) 従事命令等

ア 応急措置事項

災害対策基本法に基づいて、知事は、市内に災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）により従事命令等を発する（災害対策基本法第71条）。なお、知事の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市長が行う。

- (ア) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育
- (イ) 施設および設備の応急復旧
- (ウ) 廃棄物の処理および清掃、防疫その他の生活環境の保全および公衆衛生
- (エ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (オ) 緊急輸送の確保
- (カ) 災害発生の防ぎよ又は拡大防止

イ 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。なお、協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う（災害対策基本法第81条）。

(ア) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認めた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等の医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる（災害救助法第7条第1項）。

(イ) 協力命令

救助を要する者およびその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる（災害救助法第8条）。

(ウ) 管理、使用、保管命令および収用

救助を行うために特に必要があると認めたときは、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる（災害救助法第9条）。

※なお、災害警戒対策部および災害警戒対策室を設置した場合においては、上記に準じた職員の動員・参集とする。

6 防災関係機関の活動体制

市内に災害が発生した場合、又は津波が予想される場合、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関は、それぞれの防災計画に基づき、市や他機関との情報交換を行って、自らの応急対策、あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員および社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行う。

市に災害対策本部が設置された場合は、その通知を受けて、災害対策本部の関係する各部局、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努める。

市と防災関係各機関との連絡は、災害時優先電話、衛星通信電話、秋田県総合防災情報システム、インターネット等を活用して連絡および情報共有を行う。

また、市災害対策本部会議には、防災関係機関より連絡員の派遣、出席を要請する。

第4節 秋田市の概況

1 秋田市の自然環境

(1) 位置

本市は、秋田県のほぼ中央、海寄りにあり、北緯 39 度 43 分、東経 140 度 6 分に位置し、面積は 906.07 k m²、南北に約 46 k m、東西に約 43 k m の広がりをもっている。西は日本海に面し、東は太平山系が連なり、市の南部に奥羽山脈から源を発する雄物川が流れ、また、旭川は市の中心街を通り、太平川と合流してともに海の玄関口秋田港に注いでいる。

周囲は、南部は由利本荘市、東部は大仙市、仙北市、北部は北秋田市、上小阿仁村、五城目町、井川町、潟上市に接している。

◆資料編 2－1 位置図

(2) 地勢

市の東部には、出羽山地の一部が存在し、太平山、赤倉岳、馬場目岳、番鳥森などの標高 1,000m を上回る山頂を含む急峻な山地をもっている。

また、雄物川、岩見川、太平川、旭川、新城川などの下流一帯は、河川に沿って秋田平野が北北西から南南東に渡って広がり、沖積層からなる地味の肥えた生産力の高い大地となっている。

表 1－4－1 秋田市の主要な山岳

山岳名	標高 (m)	所在地
太平山	1,170.4	秋田市の東北東 20 k m
赤倉岳	1,093.1	太平山の北 2.5 k m 五城目町との境界
馬場目岳	1,037.4	秋田市の北東 20 k m 五城目町との境界
俎山	722.7	秋田市の北北東 18.5 k m 井川町との境界
白子森	1,179.1	秋田市の東北東 28.5 k m 上小阿仁村および北秋田市との境界
番鳥森	1,029.7	秋田市の東 32 k m
丹波森	1,030.8	秋田市の東 34 k m
大石岳	1,059.0	秋田市の東 35 k m 仙北市との境界

表 1－4－2 秋田市の主要な河川

河川名	上流端	下流端	流路延長 (k m)
雄物川	湯沢市	日本海	35.50
岩見川	太平山	〃	39.38
太平川	太平山	〃	26.27
旭川	太平山	〃	21.80

河川名	上流端	下流端	流路延長（k m）
新城川	上新城	〃	19.10

(3) 地形・地質

本市の地形は、雄和地区付近から北西側の雄物川沿いおよび秋田市街地にかけての平野部と、その東方および南西方の段丘・山地に大別される。

平野部は雄物川により運搬・堆積した砂質土・粘性土を主体とする沖積層が分布する。市街地南方の仁井田地内から西方の秋田港にかけては、雄物川の旧河道に沿って礫質な沖積層が断続的に分布する。

また、海浜沿いには沿岸流により運搬された砂により最大幅約3 k mの浜堤・砂丘が形成されている。

秋田市街地の秋田城跡付近・千秋公園付近・総社神社付近、河辺地区の秋田南インターチェンジ付近から大仙市との境界付近にかけては段丘地形が認められ、砂礫を主体とする段丘堆積物が分布する。

山地部は全体としては新第三紀中新世から第四紀更新世までの地質が分布する。これらの地質は砂岩・泥岩・頁岩を主体とし、一部に凝灰岩が分布する。全般に固結程度は弱く、軟岩程度を主体とする。

また、これらの地質では構造運動により南北方向の軸を持つ褶曲構造や断層が発達している。

太平山・岩見ダム付近などの市北東部は、花崗岩・花崗閃緑岩や玄武岩などの火成岩や、新第三紀中新世の凝灰岩を主体とする地質が分布する。これらは多数の断層で接することや比較的規模の大きな貫入岩が存在するなど、複雑な地質構造となっている。

(4) 地盤

ア 地盤と被害

地震による被害と地盤とが深く関係していることは古くから知られており、多くの研究が続けられてきた。震害に及ぼす地盤は、2つに大別される。ひとつは、地震動の伝播に与える影響であり、他のひとつは、地盤自身の破壊である。

地震動は震源から遠方へと伝播されていくが、地表付近の未固結な堆積物によりその性質が大幅に変えられる。一般に硬い堆積物から軟らかい堆積物に入射するときに、振幅は大きくなる。

また、その周期は、地震動の伝播速度が遅いほど、言い換えれば、一般的に「地盤が軟弱なほど、さらには、軟弱な地盤が厚いほど周期は長くなり、振幅も大きくなる」という2つの性質を有している。特に、この性質が木造家屋の被害と深く結びついており、いわゆる「地盤が悪い」とされる、このような地盤では地震の被害が大きくなる現象となって現れる。

地盤自身の破壊は、地すべりや斜面破壊、ならびに地盤の液状化現象となって現れる。地すべりや斜面破壊は、その立地条件によってはしばしば人命の被害を伴うことが多い。特に山間部での地震による被害は、ほとんど斜面の崩壊によるものである。

また、大規模な地すべりは、谷や川をせき止め、そのせき止めが切れて、下流部に大出水をもたらすこともよく報告されている。地盤の液状化現象は、昭和39年（1964年）の新潟地震以来、注目を集めている。液状化現象は、噴砂・噴泥や噴水を伴うことが多く、本市にも、昭和58年（1983年）の日本海中部地震で大きな被害をもたらした。

イ 軟弱地盤地域

本市とその周辺部には、秋田操車場付近から、南に延びる深い谷の存在が指摘されている（狩野、1964）。沖積層は、粘土、シルト、砂礫などからなり、非常に複雑な層相を呈する。沖積層が厚く、かつ、表層のN値10以下の軟弱層が厚い地域で震度が大きくなることが指摘できる。このことは、日本海中部地震においても、高密度震度研究から明らかとなった（野越、1984）。

ウ 液状化地盤

新潟地震、日本海中部地震などによって、砂地盤の液状化による地震被害が著しく注目されることになった。特に日本海中部地震では、この液状化によって秋田港湾、新屋元町、新屋松美町、飯島字長山下などが局部的に激しい被害を受けた。

砂地盤の液状化は、1）砂地盤を構成している砂の粒径がある程度小さくしかも揃っていること。2）その地盤の地下水が極めて浅いこと。3）その場所に到達する地震動の大きさがある程度以上大きいこと。の三条件がそろって初めて発生する。そして極めて重要なことはそのような場所のほとんどが人工的に開発されてきたところであり、湾岸、工場、住宅などのような建造物において地盤の造成には十分な注意が必要である。

(5) 活構造

鷹巣盆地、秋田平野（能代平野を含む）、横手盆地および笹森丘陵（本荘平野を含む）は、現在も褶曲構造が発達しつつある地域と推定される。このように現在も活動している褶曲を活褶曲という。褶曲運動は当然断層運動を伴う。あるいは断層運動により規定されたブロックの内部で褶曲が進行しているともみられる。現在活動中の断層は活断層と呼ばれる。活断層、活褶曲等を一括して活構造という。ここで“現在活動中”の“現在”とは、日本では第四紀（最近約200万年間）あるいはその中・後期（最近数10万～100万年間）を指す。この時代は、狭い意味の現在と全く同じ様式の地盤運動が継続していることが明らかなので、これを地学上の“現在”とみなして全くさしつかえないからである。逆にいえば、この時代に活動したことのあつた構造は今後も活動する可能性が高いと考えられる。

以上から、秋田県内の海岸平野・内陸盆地やその周辺に、歴史時代・観測時代を通じて数多くの地震が発生していることは、これらの地域が活褶曲地帯であることの1つの表現であることが理解される。

秋田県を含む東北日本弧内弧の活断層は、火山周辺のものを除き、主として南北方向の、一つひとつはあまり長く連続しない縦ずれ断層（大半が逆断層）で、活動度がB級（平均変位速度が1000年に10～数10cm）のものが多し。

県内で活断層が比較的密集しているのは、秋田市から由利本荘市にかけての日本海沿岸部の断層帯、花輪盆地東縁、能代平野、駒ヶ岳西麓、横手盆地東縁、鳥海山北方（にかほ市仁賀保～にかほ市象潟一帯）および鳥海山中である。このほか大館盆地周辺、五城目町～潟上市

昭和東方や男鹿半島、焼山周辺および笹森丘陵内にも活断層が分布する。一方、太平山地や神室山地には、少なくとも確実度の高い活断層は発見されていない。秋田県沖の海底では、飛島から男鹿向瀬に至る高まりと最上舟状海盆との間の西向き急斜面の途中に、東向きの急崖をつくる活断層があり、その北方延長上には反対に西落ちの活断層が認められる。いずれも数10kmの長さをもつ。飛島をのせる高まりと本土との間に広がる飛島海盆にも、南北ないし北北東－南南西方向の活断層が数本推定されている。

これら活断層は、今後とも活動し得るものと言える。このうち歴史時代および観測時代に活動したことが記録されているものの中には震源の断層に連なることがほぼ明らかなものだけでなく、副断層ではないかと思われるものや、地表付近のみの地割れの疑いのあるものも含まれている。しかし地震断層の多くは、既知の活断層とよく一致した位置にあり、これら活断層のごく最近の活動を示すものと考えられる。

地震断層の発生の記録がなくても（正史には見当らない）、既知の活断層に震央が推定されている地震がある。例えば大館市の釈迦池東方断層の位置には天安元年（857年）4月の地震の震央が推定されているが、地震防災の観点からその発生に疑義があっても、その活動予測を考慮しておくべきである。

表 1－4－3 県内の主要活断層一覧

地域名	断層名	確実度	活動度	長さ(km)
花輪盆地	豆 沢 断 層	I・II	B	11.0
	小 輪 東 断 層	I	B	3.3
	花 輪 断 層	III	不明	5.0
能代平野	高 野 野 断 層	I	B	1.5
	小 手 萩 断 層	I	B	6.0
	北 能 代 断 層	III	B	4.2
	能 代 断 層	I	A～B	22.0
大館盆地	釈 迦 池 東 方 断 層	III	不明	5.5
	大 茂 内 断 層	III	不明	4.0
五条目町～潟上市	北 口 断 層	II	不明	8.5
男鹿半島	申 川 断 層	I	B	5.5
	湯 本 断 層	I	B	2.0
秋田市～由利本荘市	北 由 利 断 層	I	A	30.0
鳥海山	八 塩 山 断 層	III	不明	10.0
	鳥 田 目 断 層	III	不明	31.0
	大 竹 西 方 断 層	II	A～B	5.0
仙北市 美郷町 横手町 湯沢市	横手盆地東縁断層帯	I・II I・II・III	B	11.0
	(駒ヶ岳西麓断層群)		A～B	28.0
	(白岩六郷断層群)	I	B	9.0
	(金 沢 断 層)	I	不明	3.0
	(杉 沢 断 層)	I	不明	3.0
	(大 森 山 断 層)	II	不明	24.0

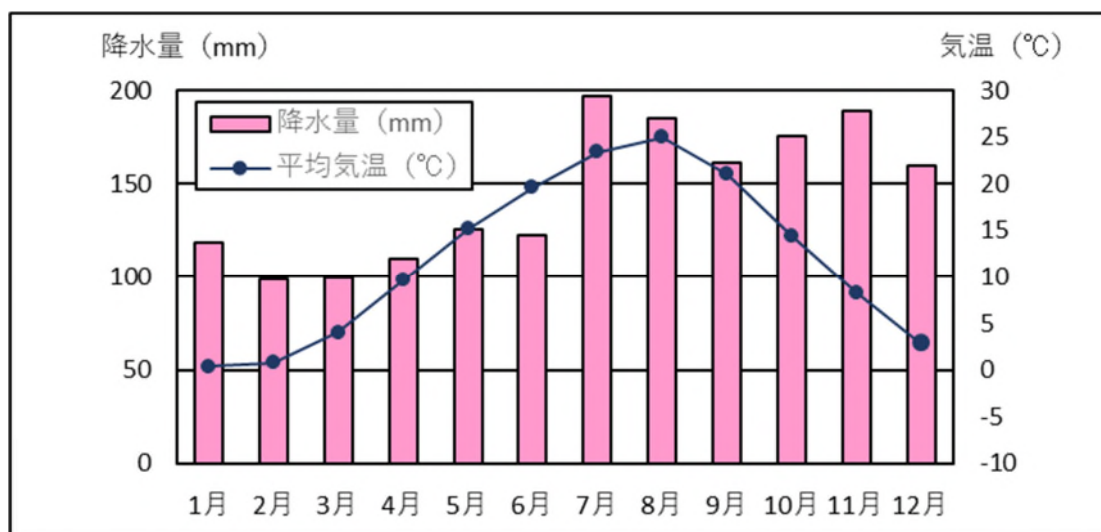
(1991 新編「日本の活断層」より)

(6) 気象

ア 特色

本市は、奥羽山脈や太平山を主とした山並みの西側に位置し、典型的な日本海側型気候を示しており、日本海に面しているため、海の影響を受ける。冬季は西北西の季節風が吹

き、特に12月から3月前半までは強く吹く。この季節風に伴う降雪は内陸部に入るにしたがつて多くなる。梅雨期には、太平洋側に比べ日照時間が多く、晴れの日が続くことも多いが、梅雨末期には、しばしば大雨が降る。



(気象庁ホームページ 過去の気象データ検索 地点「秋田」より)

図 1-4-1 秋田市の気温・降水量の平年値 (1991～2020年)

イ 気温

年間の変化を見ると、最高は8月、最低は1月である。すなわち、立秋頃が最も暑く、大寒から立春にかけて最も寒くなる。

本市(観測所：秋田)の過去30年間(1991～2020年)における平年値は次のとおりである。

平均気温	12.1℃
日最高気温	15.9℃
日最低気温	8.5℃
0.0℃未満の日数(日最高)	7.2日
25.0℃以上の日数(日最高)	82.1日
30.0℃以上の日数(日最高)	22.2日
35.0℃以上の日数(日最高)	1.6日

ウ 風

本市(観測所：秋田)で20m/s以上の強風は、台風以外では11月から2月までの晩秋から冬にかけて発生することが多い(晩秋から冬にかけては西から西北西の風向が多い)。

また、15m/s以上の強風の卓越風向は西から西北西を中心とする領域が圧倒的に多く、一部東南東から南東方向も認められる。

本市の過去30年間(1991～2020年)における平年値は次のとおりである。

平均風速	4.3m/s
風速10.0m/sを超えた日数	89.9日
風速15.0m/sを超えた日数	10.9日
風速20.0m/sを超えた日数	0.9日

エ 雨

本市で日降水量 70mm 以上の大雨は、6 月から 9 月に発生することが多い。

また、1 時間降水量 50mm を超える強雨は、8 月を中心として 7 月から 9 月に発生している。なお、本市の過去 30 年間（1991～2020 年）における平年値は次のとおりである。

降水量合計（各月平年値の合計）	1741.6mm
降水量が 50mm を超えた日数	3.1 日
降水量が 70mm を超えた日数	1.1 日
降水量が 100mm を超えた日数	0.2 日

オ 雪

本市（観測所：秋田）での積雪平均初日は 11 月中旬から下旬、平均最終は 3 月下旬から 4 月上旬で、最深積雪期は、1 月下旬から 3 月上旬となる。過去 30 年間（1991～2020 年）における平年値は次のとおりである。

降雪の深さ	合計	273 c m
	日合計の最大	22 c m
日数(降雪の深さ) (≥ 1 c m)		60.5 日
最深積雪		37 c m
日数(最深積雪) (≥ 1 c m)		74.9 日

カ 日照

本市における過去 30 年間（1991～2020 年）の年間日照時間（平年値）は、約 1,527 時間である。月別の日照率（可照時間に対する日照時間の割合）は、4 月～5 月と 8 月～10 月にかけて多く、4～5 割程度で、年によっては 6 割を超えることもあるが、12 月、1 月は 1～2 割程度である。

キ 湿度

本市（観測所：秋田）における過去 30 年間（1991～2020 年）の平年値の平均湿度は 73% で、沿岸部が内陸部に比べて数パーセント高い程度で、はっきりとした局地性は現れていない。注目されるのは、南東を中心とする風が県境の山を越えて吹き下りるときに発生するフェーン現象による乾燥である。月平均湿度は、3 月から 4 月にかけて低く、7 月が最も高い。

ク 梅雨

梅雨の天候は、年によって空梅雨もあれば、曇天日が長引き大雨の年もある。

本市が梅雨入りとなるのは平均的には 6 月中旬頃であり、梅雨入り後の梅雨現象は一般的にそれほど顕著でなく、また、しばらく中休み状態となる。本格的な梅雨となるのは 7 月に入ってからで、特に梅雨末期には大雨となることが多い。

東北北部の平年の梅雨入りは 6 月 15 日頃。昭和 26 年から令和 5 年の統計で梅雨期間が最も短かったのは 15 日（昭和 42 年）、最も長かったのは 65 日（平成 3 年）である。また梅雨の時期（6 月～7 月）の降水量の平年比（%）は、最小が 30%（昭和 48 年）、最大が 169%（昭和 41 年）となっている。

ケ 霜

春と秋に、移動性の高気圧に覆われて晴れると、夜間に放射冷却によって気温が著しく低下する。気温が4℃以下に下がると地表面の温度が0℃以下になって霜が降りることがある。春に起こる霜害を晩霜害、秋の霜害を早霜害と呼ぶ。

コ 台風

特に影響を及ぼす台風は年1回ないし2回程度であるが、経路、季節および地域によって影響の程度が異なり、時にははるか遠くにあるうちに、前線を刺激して大雨となったり、うねりや高波が押し寄せて来たりするものがある。

サ 雷、降ひょう

雷は、10月から12月までの中秋から初冬にかけて多く発生する。

また、雷雲の発生によって降ひょうや局地的な大雨になることがある。降ひょうは、5月から6月にかけて多く発生しているが、継続時間は10分ぐらいのことが多く、大きさは0.5cmから数cmに達することがある。

シ なだれ

なだれの種類は、表層なだれと全層なだれに大別される。なだれは、山腹や急傾斜地に積もった雪が重力による駆動力の作用によって急激に谷や麓にすべり下りる現象であり、傾斜の急なところに起こりやすく、過去の統計をみると30度から60度の間で多く発生している。しかし、傾斜のゆるいところでも発生することがあり、表層なだれは18度、全層なだれでは24度がなだれの起きない限界とみられる。

また、なだれは気温・日射・風・雨など、そのときの気象状態に影響されることが多い。

ス 融雪

本市における洪水の発生は、梅雨期や台風期の大雨によるものと融雪によるものがある。融雪による地すべりや洪水は、年に2、3回程度発生し、時期的には3月から5月にかけて多い。融雪は気象が上昇した日、雨の降った日に起こりやすく、また雪質や風速などにも影響される。

セ 霧

本市における霧の発生は、夏から秋にかけて多く発生し、発生時間は夜間や早朝が多く、日の出後1～3時間位で消滅することが多い。

発生地域は、雄物川流域に多く発生する。

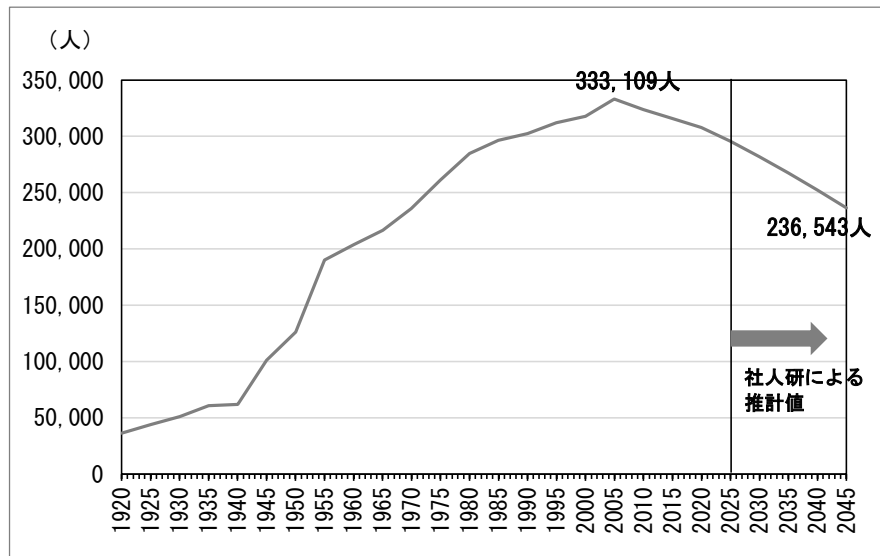
2 秋田市の社会的、経済的概況

(1) 人口

本市の人口は高度成長期以降右肩上がりが増加していたが、平成17年には（市町合併による増加分を除くと）減少に転じており、令和6年12月31日現在で293,729人（住民基本台帳による）である。

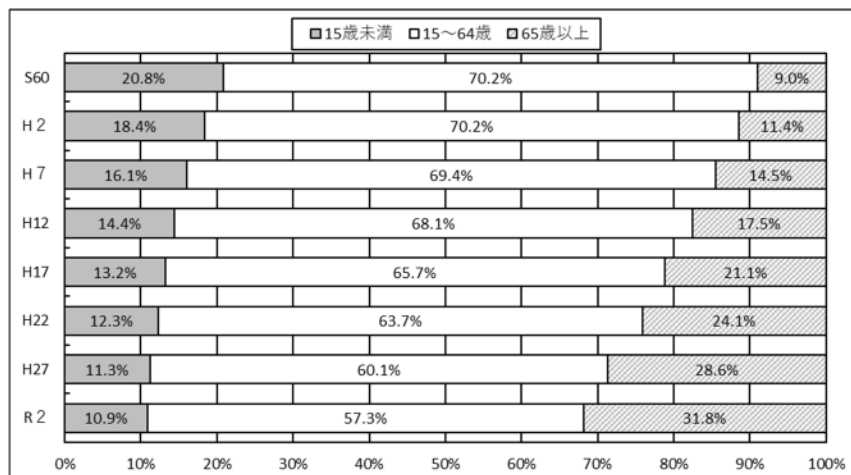
また、年齢別人口は、令和2年10月1日現在の国勢調査によると、0～14歳の年少人口は10.7%（全国平均11.9%）、15～64歳の生産年齢人口は56.1%（同57.8%）、65歳以上の老年人口は31.2%（同28.0%）である。全国平均とほぼ同程度の割合ではあるが、本市におけ

る昭和 55 年以降の年齢別人口（国勢調査）の推移を見ると、高齢化が急速に進展しており、今後もその傾向が続くことが予想される。



（第 14 次秋田市総合計画(令和 3 年 3 月)に令和 2 年度国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」を加筆）

図 1-4-2 人口・世帯数の推移



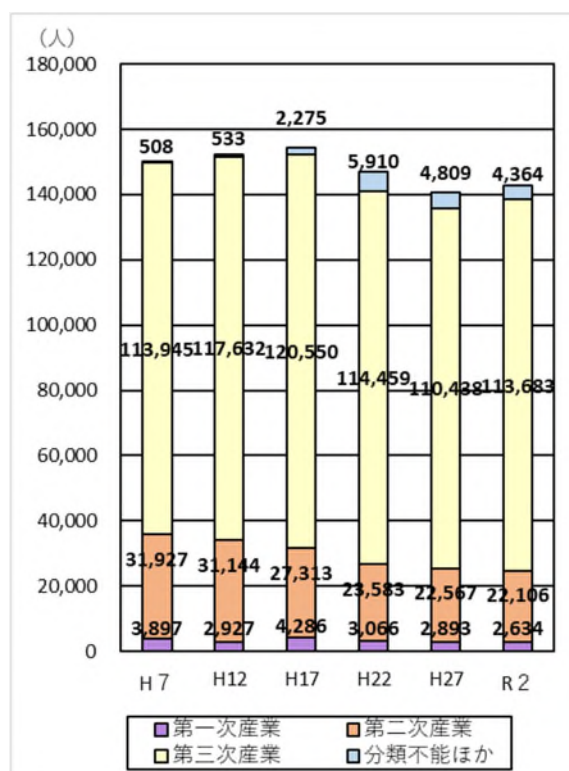
（国勢調査より）

図 1-4-3 年齢別人口の推移

(2) 産業構造

本市の産業別就業数を令和2年の国勢調査結果でみると、第1次産業1.8%、第2次産業15.5%、第3次産業は79.6%であり、卸小売、サービス業など第3次産業の構成比が高くなっている。

また、平成7年以降の国勢調査結果をみると、第1次産業および第2次産業への就業者数は徐々に減少し、第3次産業への就業者数は増加傾向にある（第1次産業の平成17年の増加は、旧河辺町、旧雄和町の合併によるもの）。今後は、第1次、第2次産業の減少とともに、全体産業構成における第3次産業の占める割合が高まることが予想される。



(国勢調査より)

図 1-4-4 産業別就業者数の推移

(3) 土地利用

市の土地利用に当たっては、土地が現在から将来にわたって市民のための生活と生産等諸活動のかけがえのない共通基盤であることから、秋田市公害防止条例(平成9年条例第7号)をはじめ国土利用計画法(昭和49年法律第92号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第229号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、森林法(昭和26年法律第249号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)等の関連法令等の適切な運用により、自然の保全と良好な住環境の創造により調和ある発展を図っている。

(4) 道路

道路は、本市から大仙市、横手市を通り東北自動車道や日本海沿岸東北自動車道を結ぶ秋田自動車道、本市と能代市、新潟県とを結ぶ国道 7 号、本市から大仙市など内陸部を通って山形県へとつながる国道 13 号がある。

また主要地方道として秋田天王線、秋田昭和線、秋田北インター線などがある。このほか、令和 6 年 7 月現在、市道として認定されている路線は 7,701 本、総延長が約 2,029 k m である。

(5) 鉄道、空港、港湾

本市の鉄道は、秋田市から青森、福島両方面へと延びる奥羽本線、秋田市と男鹿市を結ぶ男鹿線、秋田市から新潟方面へと延びる羽越本線、秋田市と首都圏を結ぶ秋田新幹線がある。

秋田空港は秋田市雄和に所在し、滑走路の長さは 2,500m、面積は 159 h a で、東京、大阪、札幌、名古屋と結ばれている。さらに、国際線の就航も見込まれる。

秋田港は、北緯 39 度 45 分、東経 140 度 3 分に位置している。日本海に面しており、ロシア、中国、韓国および北朝鮮と向き合っている。東北地方における拠点港として重要な位置を占めており、日本海側の海の玄関口として注目を集めている。

(6) 石油コンビナート等特別防災区域

本市には、石油コンビナート等特別防災区域として秋田地区がある。秋田地区は飯島字古道下川端、土崎港相染町の北部地区と、寺内の南部地区の 2 つの地区に区分される。

各事業所では法令遵守に基づく安全対策の強化を図るとともに、危険物による被害軽減対策を定めている。

第5節 想定される災害の被害想定

1 一般災害（火災・水害・土砂災害・風害・雪害）

(1) 被害想定的基本的な考え方

災害は、その発生原因により、暴風雨、洪水等の異常な自然現象を原因とするものと、大規模な火災又は爆発等の人為的原因により生ずるものと大別することができる。

被害想定を具体的に定める場合には、災害発生の原因、規模、又は特性等の想定要素が必要である。

しかし、現時点で災害の規模、時期又はその被害の状況等について想定することは極めて困難であることから、過去における一般災害の規模と本市における社会的、自然的現況等を考慮した災害を想定する。

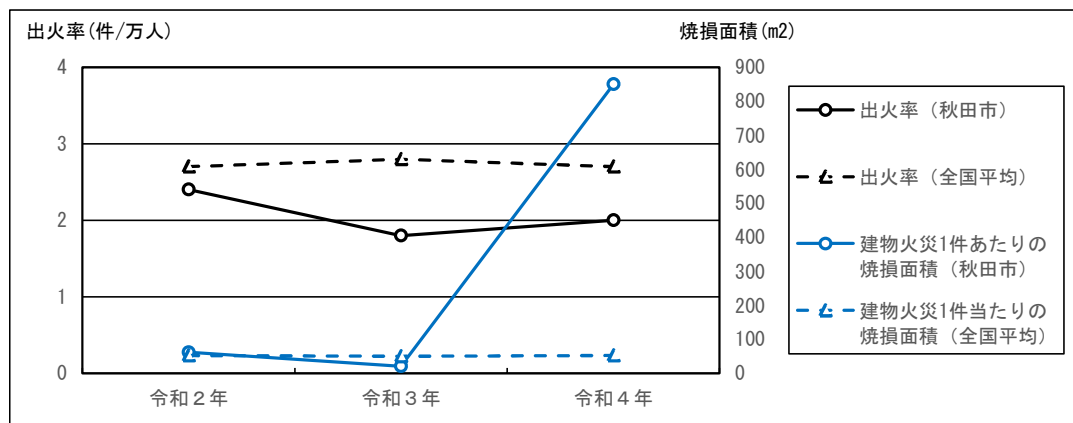
(2) 災害想定

ア 火災

本市は、フェーン現象などの気象条件により、火災の状況に大きな影響を受けている。

本市の出火状況を過去3年間の推移からみると、出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、おおむね全国平均を下回っている。

また、建物火災1件当たりの焼損面積は、令和3年は全国平均と同程度であるが、令和2年、令和4年は全国平均を上回っている。特に令和4年は、秋田市向浜で発生した1件の工場火災が影響している。



（（秋田市のデータは、令和3年、令和4年、令和5年消防年報（秋田市）、
全国のデータは令和5年消防白書より）

図 1-5-1 過去3年間における火災の現況

近年は、生活様式の多様化に伴い、電気機器（装置）や電気配線等電気関係の火災発生要因も多くなっている。

また、中高層ビルや雑居ビルの増加、交通量の増大などにより消火活動が一層困難になりつつある。

このような複雑多様化する火災様相に対応するとともに、自然災害に対しても市民の安全を確保するため、消防力の充実強化と災害に強いまちづくりをはじめ、市民の火災や災害に対する防災意識の高揚を図ることが必要である。

表 1-5-1 過去3年間の主な出火原因

	放火	こんろ	たばこ	たき火	ストーブ	電気関係	総件数
令和3年	1	7	2	1	1	12	55
令和4年	3	4	2	2	2	11	59
令和5年	3	5	3	0	3	12	54

※放火は放火の疑いを含む

※電気関係は「電気機器」「電気装置」「電灯電話等の配線」「配線器具」の合計

(令和6年消防年報より)

イ 水害

秋田市には、河川又は河川堤防における水防上注意が必要な箇所として、重要水防箇所および重要水防区域が指定されている。この箇所は、大雨が降ると被害をもたらす危険性を有する地域であるため、大雨時には特に警戒が必要である。

近年、旭川流域における水害は、河川改修と旭川ダムの放流調節により年々減少しているものの、集中豪雨等があった場合、それぞれの流域周辺で内水氾濫を含めた水害がたびたび発生している。

一級河川である雄物川やその水系である太平川、岩見川、旭川、草生津川、新城川、猿田川、新波川のほか、二級河川である馬場目川水系の馬踏川には、避難判断水位が定められている。

また、市では、国土交通省や県の各管理河川の浸水想定区域図（洪水氾濫予測）に基づくハザードマップを作成し、令和4年4月に「水害ハザードマップ」を作成した。今後も、県管理河川の浸水想定区域の修正に合わせ、逐次改定を行うとともに、ハザードマップ等を活用し、平常時から行政と地域市民等との連携を深めた避難対策を整備しておくことが必要である。

◆資料編 13-1 秋田管内河川図

〃 13-2 重要水防区域一覧表

〃 13-3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

ウ 土砂災害

土砂災害には、主として「急傾斜地崩壊（がけ崩れ）」「地すべり」「土石流」の3つに分けられ、令和5年12月現在、本市において、土砂災害警戒区域1,009箇所、うち土砂災害特別警戒区域854箇所が指定されている。

集中豪雨や大雨等あるいは地震により、山間部付近を通っている道路に崖崩れが起こる可能性があり、さらに、その交通遮断が原因で孤立集落となることも予想されるため、交

通被害の防止に必要な措置をとる必要がある。

◆資料編 14－4 土砂災害警戒区域指定箇所表

エ 風害

風害は大きく分けて、台風や発達した低気圧による強風、突発的な竜巻のようなものに分けられる。

台風や強風による被害は、毎年農作物に多く、ハウス等の倒壊、果樹木、稲の倒伏等が発生するほか、屋根、トタンの剥離等の建物被害も発生しており、飛散物による人的被害にも十分注意し警戒する必要がある。

また、突風（竜巻）は、突発的に発生するため、発生の予測は難しいが、発生すると強烈な風が家屋等を襲うため、局所的に大きな被害が出ている。

オ 雪害

秋田市は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき、「豪雪地帯」に指定されている。この法律は、「積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、市民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより当該地域の産業と民生の安定向上に寄与すること」を目的として、昭和37年に成立したものである。

また、本市には「なだれ危険箇所」が149箇所指定されている。なだれは、急傾斜地と積雪が存在する地域では、どこでも発生しうる危険性を伴っている。

近年、本市では、冬期降雪による道路障害、建築物の倒壊、また融雪期にあつては水害が発生しており、河川付近や農業用水路周辺の住宅地は警戒しなければならないと同時に市民と一体となった組織的な融雪対策をとる必要がある。

◆資料編 14－8 なだれ危険箇所等

2 地震災害

(1) 地震想定の考え方

大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような、実効性のある地域防災計画とするためには、地震が発生した場合、秋田市ではどのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で起こるか、また秋田市がどのような状況に置かれるのかを想定しておくことが有効である。すなわち、発生の可能性がある地震（想定地震）によって引き起こされる被害を可能な限り具体的かつ定量的に予測することにより、地域防災計画が主たる対象として考える災害の内容（前提条件）を明らかにすることができる。地震の被害は、自然現象に起因するゆえに不確実性を内包しており、想定結果も「確率」であるという認識は必要であるが、この想定結果を踏まえることによって、人員、資機材、財源のより効率的な配置や投入が可能となる。

このような考えのもとに、市では県が実施した秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年8月）の中から、市に被害を及ぼすと想定される地震およびその物的・人的被害の想定結果を活用して、地域防災計画の中でもとりわけ緊急の課題とされている地震対策の前提となる条件を求めた。

今後、この調査を踏まえ、市民が安心して生活できるよう、市および防災関係機関の震災対策に活用する。

(2) 地震被害想定調査

次のア被害想定調査前提条件、イ調査結果、ウ被害想定は、秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月）から引用した。

ア 被害想定調査前提条件

(ア) 調査の流れ

県の地震被害想定調査は、以下の流れで行われている。

- ・ 想定地震に基づく地震動、津波、地盤の液状化、斜面の崩壊危険度等を予測する。
- ・ 県内の人口、建築物、ライフライン施設、交通施設、消防力等の現況資料を収集・整理する。
- ・ 建物被害、人的被害等、各種の被害を予測する。

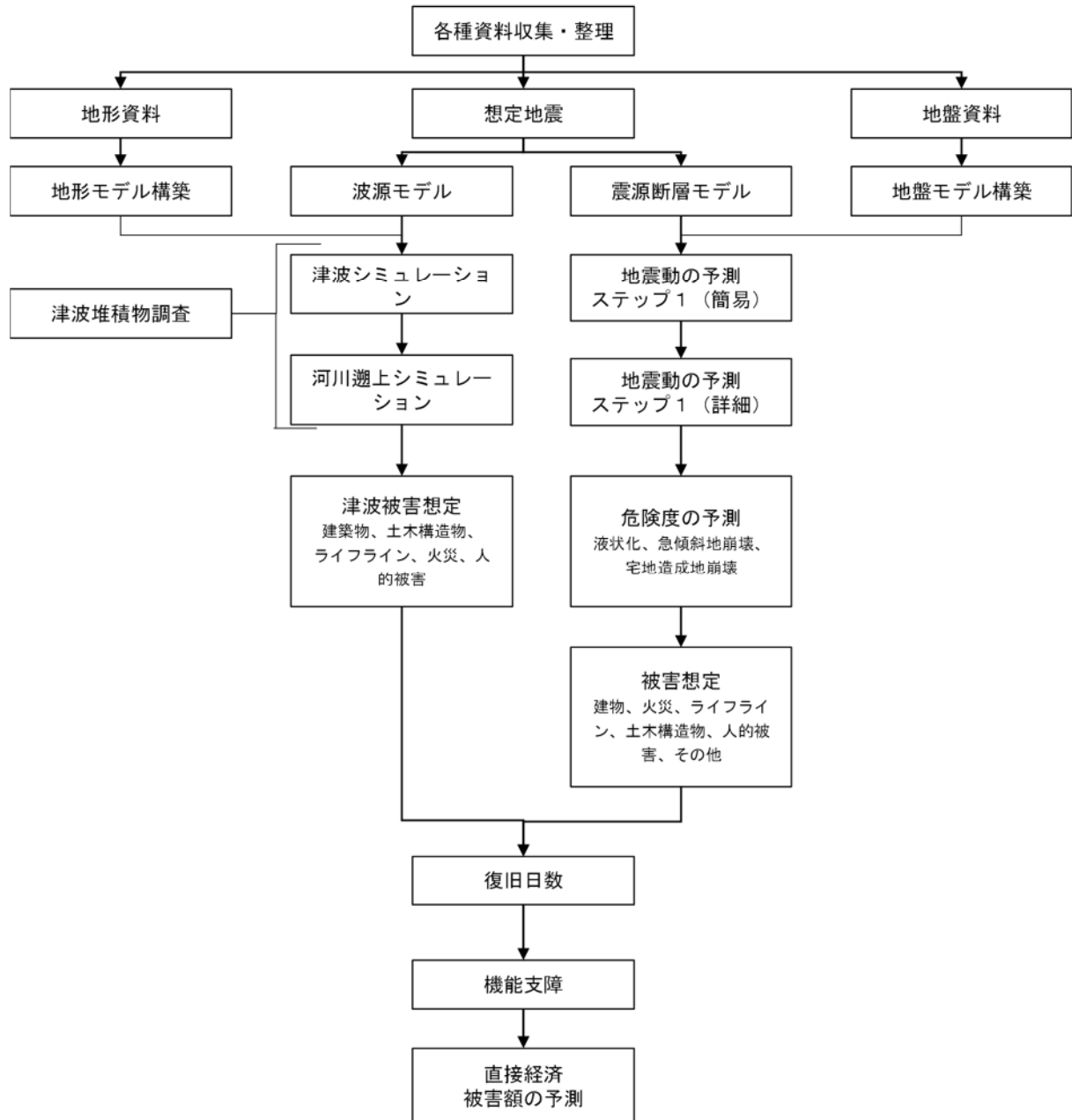


図 1－5－2 地震被害想定調査の流れ

(イ) 県の地震被害想定調査結果の活用にあたっての留意点

県は、地震被害想定調査を活用するにあたっては、以下の点に留意する必要があるとしている。

a 将来発生する地震を予測したものではないこと

調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震度分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

b 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであ

り、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることに留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。

また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

c 各想定地震の発生確率は検討していないこと

調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。

d 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983 年、マグニチュード 7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。

「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

今後、国により、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく震源モデルが示された場合は、そのモデルによる浸水想定の実施が県により検討される。

(ウ) 想定地震

県による想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定している。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震も設定している。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される 27 パターンの地震は、次のとおりである。

表 1-5-2 想定地震一覧表

No.	想定地震	M	設定根拠	No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国	15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
2	花輪東断層帯	7.0	国	16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生	17	折爪断層	7.6	国
4	天長地震	7.2	過去に発生	18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自	19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
6	北由利断層	7.3	国	20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生	21	新庄盆地断層帯	7.1	国
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国	22	海域 A（日本海中部を参考）	7.9	過去に発生
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国	23	海域 B（佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）	7.9	県独自
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国	24	海域 C（新潟県北部沖、山形県沖を参考）	7.5	過去に発生
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国	25	海域 A+B 連動	8.5	県独自
12	象潟地震	7.3	過去に発生	26	海域 B+C 連動	8.3	県独自
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自	27	海域 A+B+C 連動	8.7	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自				

（太字）連動地震

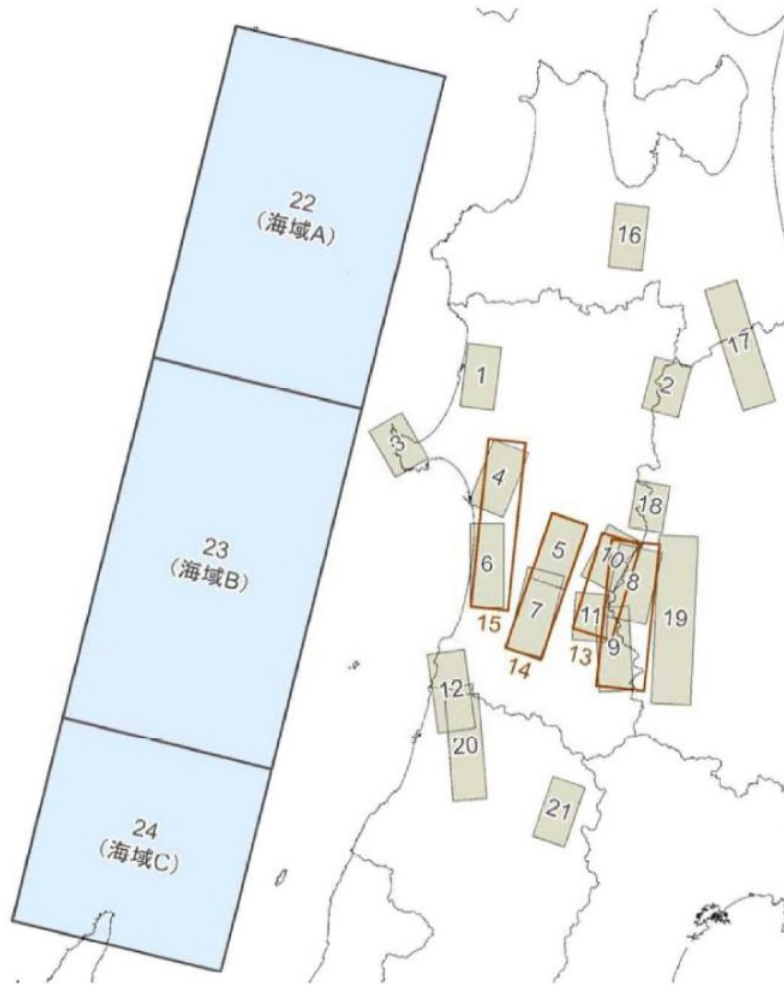


図 1-5-3 想定地震の震源域

イ 調査結果について

調査では、まず、全 27 パターンの地震を対象に、簡易法を用いて震度分布を予測し、影響を受ける人口を算出している。次に、影響を受ける人口の多い震源域について、詳細法により地震動計算を行い、震度分布図を作成している。

※簡易法および詳細法について

簡易法：過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から、震度を予測する手法である。

詳細法：震源断層について、マグニチュード等の他に、破壊が始まる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。

これらの条件と深部の地層構成等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する手法である。

表 1-5-3 市域における震度分布

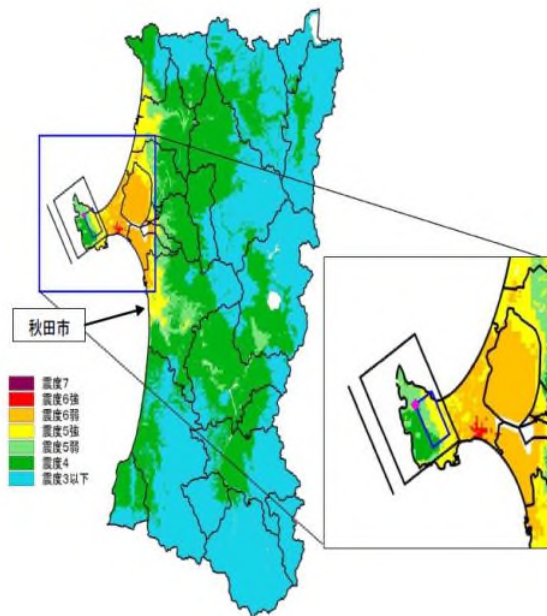
N o .	想定地震	M	最大震度	N o .	想定地震	M	最大震度
1	能代断層帯	7.1	5 強	15	天長地震 北由利断層連動	7.8	7
2	花輪東断層帯	7.0	4	16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	4
3	男鹿地震	7.0	6 弱	17	折爪断層	7.6	5 弱
4	天長地震	7.2	7	18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	5 弱
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	6 弱	19	北上低地西縁断層帯	7.8	5 強
6	北由利断層	7.3	7	20	庄内平野東縁断層帯	7.5	5 弱
7	秋田仙北地震	7.3	6 弱	21	新庄盆地断層帯	7.1	4
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	5 強	22	海域A（日本海中部を参考）	7.9	5 強
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	5 強	23	海域B（佐渡島北方沖，秋田県沖，山形県沖を参考）	7.9	6 弱
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	5 強	24	海域C（新潟県北部沖，山形県沖を参考）	7.5	5 弱
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	5 弱	25	海域A+B連動	8.5	6 強
12	象潟地震	7.3	5 強	26	海域B+C連動	8.3	6 弱
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	6 弱	27	海域A+B+C連動	8.7	6 強
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	6 強				

(太字) 連動地震

市域において最大震度 6 弱以上を示す 12 パターンの震度分布図を次に示す。

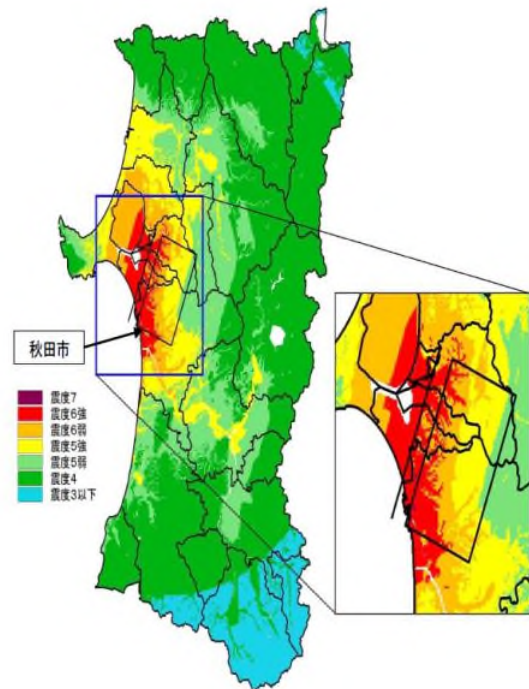
※震度分布図の見方について

- ・ 想定地震名の前にある番号は、表 1-5-3 の番号に対応している。
- ・ 長方形で表示している範囲が震源域、直線は地表トレースを示している。地表トレースとは、地下の震源断層の平面を地表まで延伸した時の出現位置を示したものである。断層面が垂直の場合は断層の真上に重なり、断層が傾斜している場合はその傾いている先に現れる。

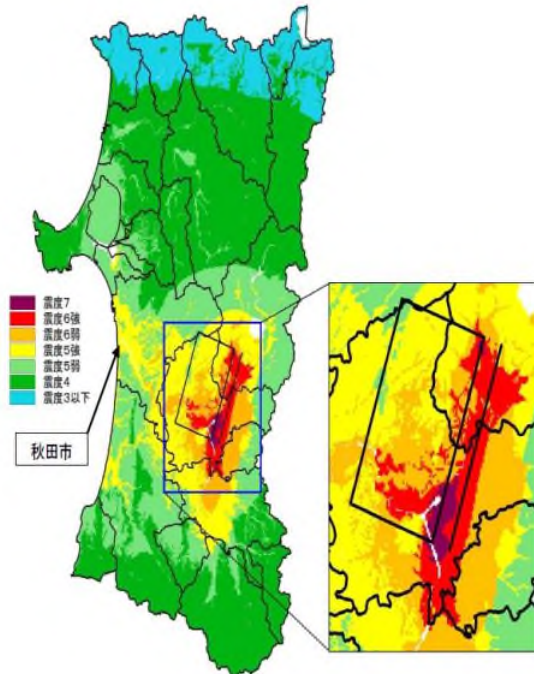


(青枠：アスベリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

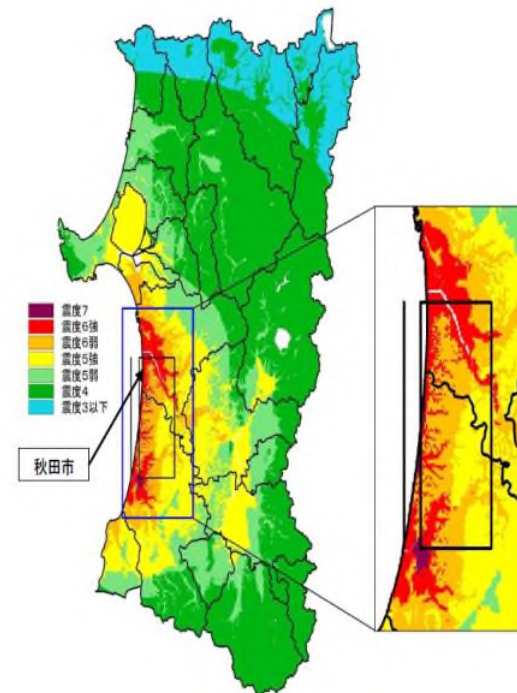
① No.3 男鹿地震



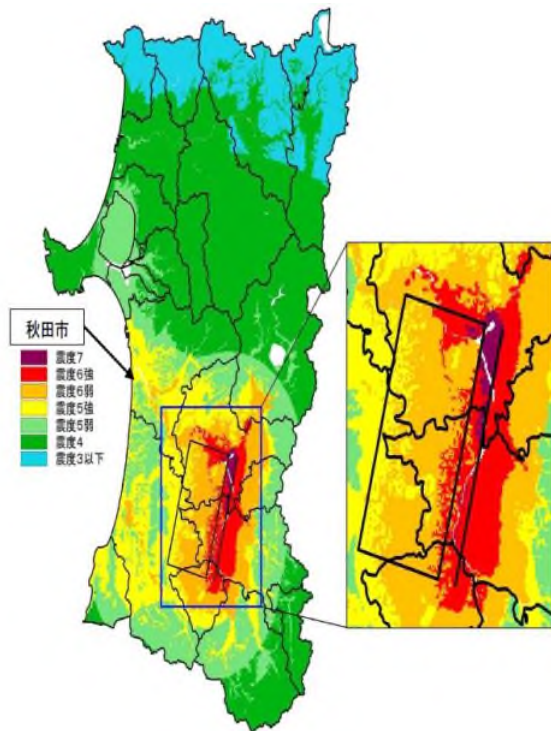
② No.4 天長地震



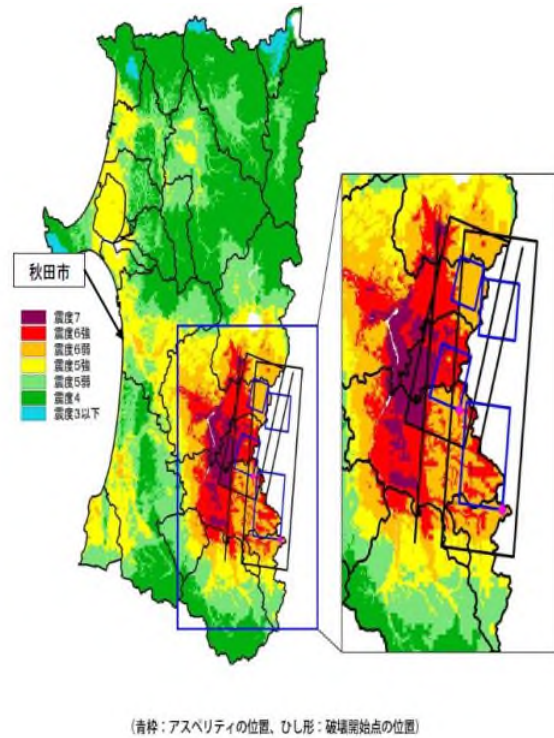
③ No.5 秋田仙北地震震源北方



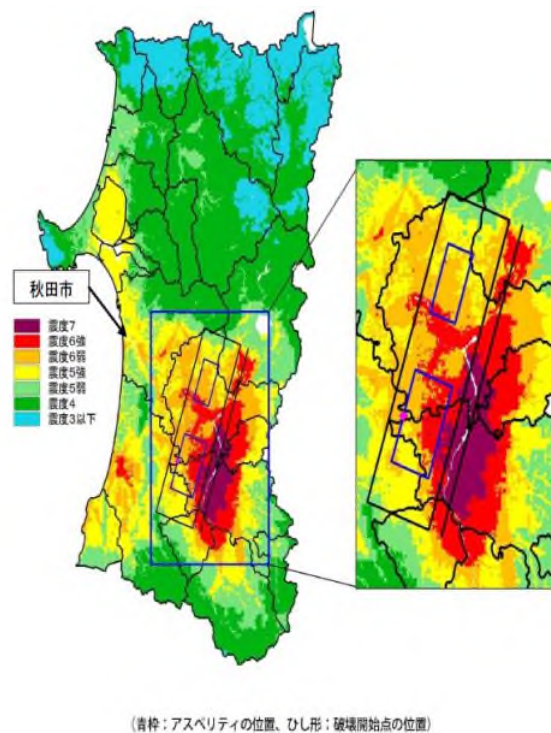
④ No.6 北由利断層



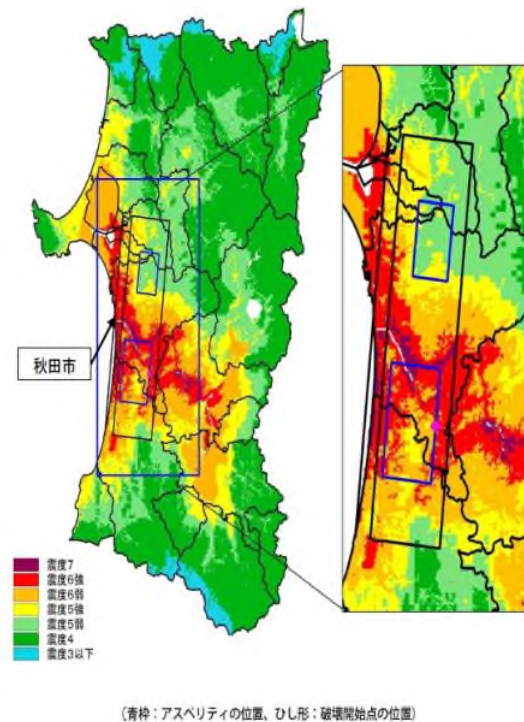
⑤ No. 7 秋田仙北地震



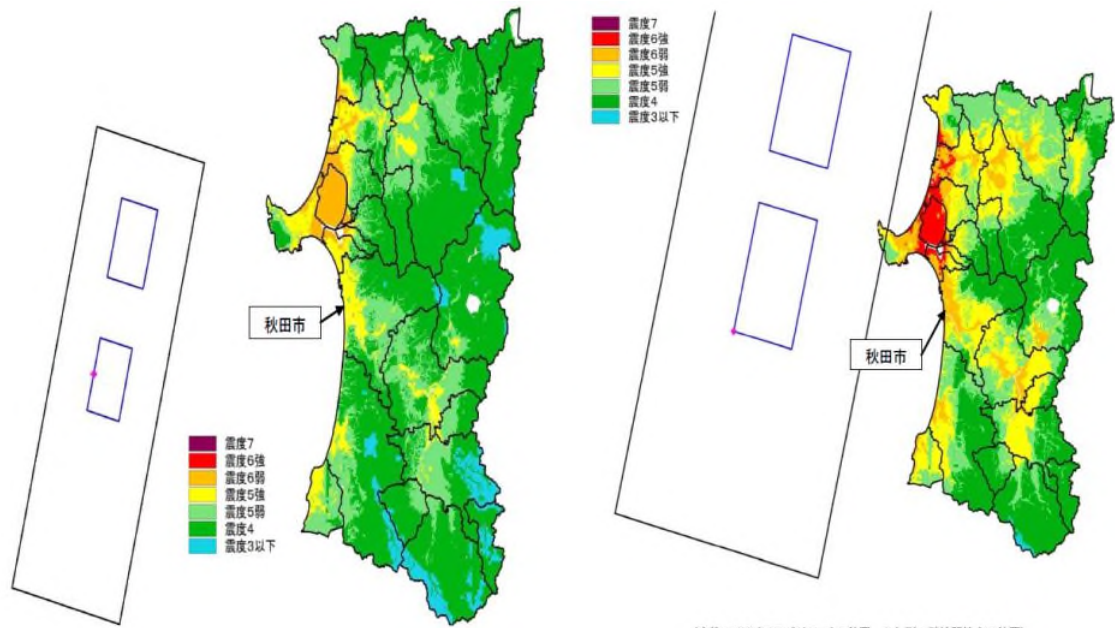
⑥ No. 13 横手盆地真昼山地連動



⑦ No. 14 秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動



⑧ No. 15 天長地震北由利断層連動



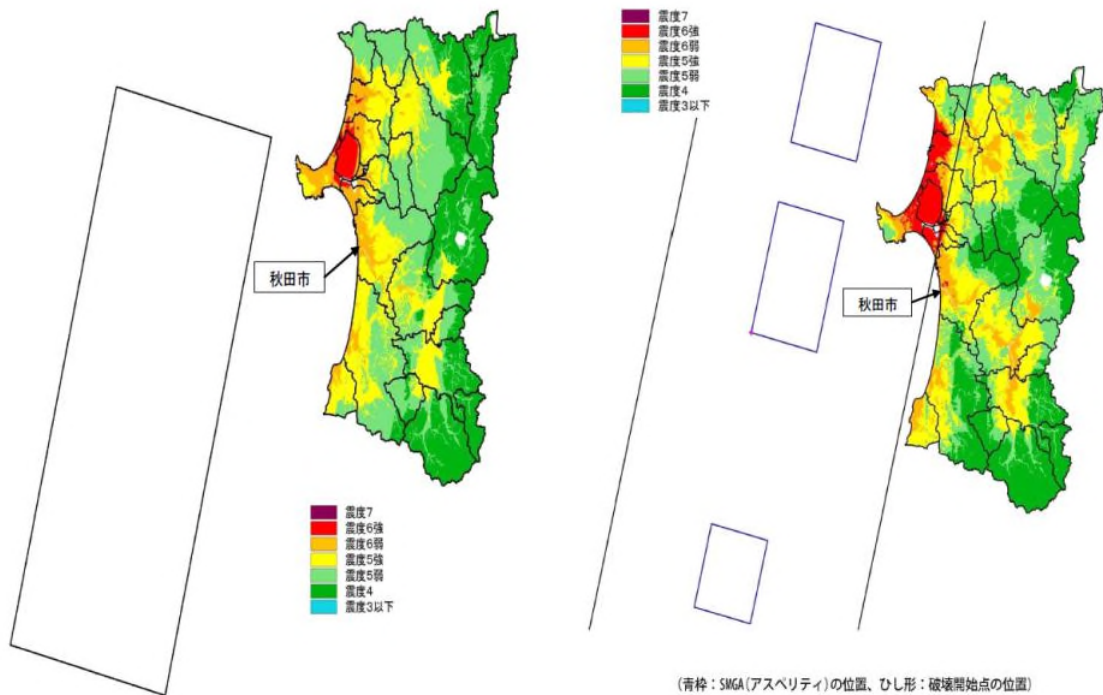
(青枠：SGA(アスペリティ)の位置、ひし形：破壊開始点の位置)

(青枠：SGA(アスペリティ)の位置、ひし形：破壊開始点の位置)

幸海城A-Bは、震度推定人口の算定結果から詳細法の選定10パターンには含まれなかったが、委員会における概略から詳細法を実施することとした。

⑨ No. 23 海域B (佐渡島北方沖, 秋田県沖, 山形県沖を参考)

⑩ No. 25 海域A+B連動



(青枠：SGA(アスペリティ)の位置、ひし形：破壊開始点の位置)

⑪ No. 26 海域B+C連動

⑫ No. 27 海域A+B+C連動

図 1-5-4 震度分布図

ウ 被害想定

秋田県地震被害想定調査における秋田市の被害想定結果一覧を以下に示す。なお、ここでは秋田県地震被害想定調査で検討されている想定地震の中で、秋田市における最大震度が6弱以上を示すものを抜粋して示す。

表 1-5-4 (1) 被害想定結果一覧

想定地震		No. 3 男鹿地震	No. 4 天長地震	No. 5 秋田仙北地震震源北方	No. 6 北由利断層	No. 7 秋田仙北地震	No. 13 横手盆地真昼山地運動	No. 14 秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震運動	No. 15 天長地北由利断層運動	No. 23 海城B	No. 25 海城A+B運動	No. 26 海城B+C運動	No. 27 海城A+B+C運動		
		項目													
マグニチュード		7.0	7.2	7.2	7.3	7.3	8.1	7.7	7.8	7.9	8.5	8.3	8.7		
最大震度(秋田市)		6弱	7	6弱	7	6弱	6弱	6強	7	6弱	6強	6弱	6強		
建物被害	全壊棟数(棟)	夏	1,535	15,513	1,751	14,473	1,993	2,476	2,692	24,034	2,384	6,008	4,245	13,890	
		冬	1,549	16,679	1,753	15,535	1,999	2,500	2,737	25,874	2,386	6,252	4,503	14,159	
	半壊棟数	夏	1,554	27,330	576	28,120	882	1,969	2,842	33,495	2,121	13,607	10,113	21,877	
		冬	1,523	29,592	571	30,499	878	2,021	2,915	36,274	2,110	15,014	11,617	23,297	
	炎上出火件数	夏の日中(10時)	1	19	1	18	1	1	2	34	1	3	3	4	
		冬の深夜(2時)	1	17	1	16	1	1	1	30	1	3	3	4	
		冬の夕方(18時)	3	45	3	46	3	4	4	81	3	8	8	11	
	焼失棟数(棟)	夏の日中(10時)	2	38	2	36	2	2	4	165	2	6	6	8	
		冬の深夜(2時)	2	34	2	32	2	2	2	60	2	6	6	8	
		冬の夕方(18時)	206	2,936	227	3,240	226	336	321	3,847	231	663	666	871	
地震動による人的被害	死者数(人)	夏の日中(10時)	0	365	0	333	0	1	3	635	0	33	23	75	
		冬の深夜(2時)	1	893	0	812	1	3	8	1,502	0	90	67	189	
		冬の夕方(18時)	5	697	5	662	5	15	14	1,157	7	87	72	158	
	負傷者数(人)	夏の日中(10時)	120	3,351	52	3,282	77	158	231	4,907	133	951	805	1,522	
		冬の深夜(2時)	205	5,813	80	5,759	122	274	403	8,120	229	1,841	1,587	2,841	
		冬の夕方(18時)	159	4,432	70	4,398	102	218	310	6,330	177	1,361	1,179	2,094	
	うち重症者数(人)	夏の日中(10時)	0	553	0	503	0	1	4	985	0	46	32	107	
		冬の深夜(2時)	1	1,004	0	915	1	3	8	1,717	0	98	73	209	
		冬の夕方(18時)	3	764	3	705	3	7	10	1,325	3	78	60	159	
	ライフライン被害	上水道	被害箇所	107	957	77	1,015	95	130	117	2,350	87	146	441	454
断水人口(人)			33,334	174,389	23,018	177,371	28,359	40,824	35,073	210,790	28,185	45,169	115,002	115,199	
下水道		被害延長(m)	22,496	94,427	23,556	100,188	24,182	27,184	29,370	138,244	23,156	50,047	52,720	56,069	
		支障人口(人)	4,530	19,016	4,744	20,177	4,870	5,474	5,915	27,841	4,663	10,079	10,617	11,292	
都市ガス		供給支障人口(人)	0	207,217	-	209,402	-	-	0	213,133	0	12,122	0	119,952	
LPGガス		供給支障人口(人)	302	5,504	100	6,067	250	504	985	10,504	90	2,845	3,151	3,422	
電力		停電世帯	夏の日中	21,005	98,229	21,932	98,356	25,273	32,128	34,227	107,301	30,133	59,211	55,167	78,250
			冬の深夜	21,349	99,284	21,960	99,665	25,358	32,587	34,958	107,938	30,159	63,195	59,659	80,822
			冬の夕方	21,349	99,284	21,960	99,665	25,358	32,587	34,958	107,938	30,159	63,195	59,659	80,822
通信		固定電話・インターネット不通回数(本)	夏の日中	273	2,782	303	2,600	346	435	479	4,533	392	794	786	1,067
	冬の深夜		276	2,978	304	2,778	347	439	484	4,743	393	836	830	1,116	
	冬の夕方		479	5,880	529	5,987	571	773	804	8,531	621	1,493	1,490	1,979	
	携帯電話通率	夏の日中	-	A	-	A	-	-	-	A	-	B	B	A	
		冬の深夜	-	A	-	A	-	-	-	A	-	A	A	A	
		冬の夕方	-	A	-	A	-	-	-	A	-	A	A	A	
避難者数	夏の日中(10時)	1日後(人)	10,842	72,485	8,078	73,114	9,842	14,075	13,541	91,858	11,118	26,063	37,918	53,835	
		4日後(人)	13,148	82,157	9,673	82,940	11,801	16,879	15,928	102,403	13,055	28,948	45,518	60,507	
		1ヶ月後(人)	3,216	40,507	2,802	40,626	3,366	4,807	5,650	56,997	4,713	16,527	12,794	31,778	
	冬の深夜(2時)	1日後(人)	11,710	90,010	8,402	91,249	10,342	15,328	15,277	112,742	12,338	35,797	45,384	66,791	
		4日後(人)	13,999	98,212	9,994	99,538	12,293	18,108	17,629	121,169	14,259	38,489	52,616	72,786	
		1ヶ月後(人)	4,143	62,896	3,141	63,845	3,895	6,138	7,500	84,881	5,986	26,899	21,478	46,972	
	冬の夕方(18時)	1日後(人)	11,997	92,546	8,715	94,328	10,652	15,860	15,711	116,731	12,651	36,734	46,227	67,668	
		4日後(人)	14,280	100,519	10,301	102,289	12,596	18,625	18,055	124,697	14,567	39,402	53,401	73,593	
		1ヶ月後(人)	4,453	66,188	3,473	68,012	4,226	6,720	7,963	90,399	6,317	27,914	22,508	48,080	
	震災廃棄物(トン)		夏の日中	221,266	3,114,538	188,804	2,996,712	225,836	322,408	383,544	4,434,543	334,067	1,318,210	917,689	2,600,275
冬の深夜			221,166	3,302,426	188,760	3,180,871	226,163	326,538	390,178	4,666,591	333,796	1,386,296	1,000,283	2,738,861	
冬の夕方			227,552	3,393,482	196,823	3,281,542	233,202	337,015	400,196	4,814,419	340,960	1,415,902	1,020,992	2,765,943	

※携帯電話の不通率(ランクA:非常につながりにくい、B:つながりにくい、C:ややつながりにくい)

被害想定結果一覧(表1-5-4(1))のうち、秋田市における最大震度が7を示すものを以下に示す。

表 1-5-4 (2) 被害想定結果概要(震度7)再掲

項目			想定地震 No. 4 天長地震	No. 6 北由利断層	No. 15 天長地震 北由利断層連動
マグニチュード			7.2	7.3	7.8
最大震度(秋田市)			7	7	7
建物被害	全壊棟数(棟)	夏	15,513	14,473	24,034
		冬	16,679	15,535	25,874
	半壊棟数	夏	27,330	28,120	33,495
		冬	29,592	30,499	36,274
	炎上出火件数	夏の日中(10時)	19	18	34
		冬の深夜(2時)	17	16	30
		冬の夕方(18時)	45	46	81
	焼失棟数(棟)	夏の日中(10時)	38	36	165
		冬の深夜(2時)	34	32	60
		冬の夕方(18時)	2,936	3,240	3,847
地震動による 人的被害	死者数(人)	夏の日中(10時)	365	333	635
		冬の深夜(2時)	893	812	1,502
		冬の夕方(18時)	697	662	1,157
	負傷者数(人)	夏の日中(10時)	3,351	3,282	4,907
		冬の深夜(2時)	5,813	5,759	8,120
		冬の夕方(18時)	4,432	4,398	6,330
	うち重症者数(人)	夏の日中(10時)	553	503	985
		冬の深夜(2時)	1,004	915	1,717
		冬の夕方(18時)	764	705	1,325
避難者数	夏の日中(10時)	1日後(人)	72,485	73,114	91,858
		4日後(人)	82,157	82,940	102,403
		1ヶ月後(人)	40,507	40,626	56,997
	冬の深夜(2時)	1日後(人)	90,010	91,249	112,742
		4日後(人)	98,212	99,538	121,169
		1ヶ月後(人)	62,896	63,845	84,881
	冬の夕方(18時)	1日後(人)	92,546	94,328	116,731
		4日後(人)	100,519	102,289	124,697
		1ヶ月後(人)	66,188	68,012	90,399

エ 積雪期における地震

(ア) 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るときに大量の水蒸気を補給し、強い雪雲となって日本列島に上陸する。そして、これらの雲は、奥羽山脈にぶつかり雪を降らせる。

近年では、昭和49年2月9～10日にかけ秋田市で117cmの積雪を記録したのが最大である(秋田地方気象台観測；以下同様)。

また、平成18年1月には74cm、昭和38年には82cmの積雪となっている。

(イ) 過去の積雪期の地震災害

積雪期に発生し、秋田市に影響が及んだ県内の既往地震は以下の2つがある。

a 秋田城の地震

(a) 発生年月日……天長7年2月3日(830年)

(b) 震源……東経140.1度、北緯39.3度(追分西方)

- (c) 規模……M7.0～7.5
- (d) 被害状況
 - ① 建物被害……秋田城の城郭・角舎・四天王寺等転倒
 - ② 人的被害……死亡者 15 人、負傷者 100 余人
- b 強首地震
 - (a) 発生年月日……大正 3 年 3 月 15 日
 - (b) 震源……東経 140.4 度、北緯 39.3 度（大沢郷付近）
 - (c) 規模……M6.4（震度 6）
 - (d) 被害状況
 - ① 建物被害……全壊 640 戸、半壊 575 戸、一部損壊 4,232 戸
 - ② 地震火災……住家 3 戸（強首 2、淀川 1）
 - ③ 人的被害……死亡者 94 人、負傷者 314 人
- (ウ) 積雪の地震に対する影響

積雪は地震災害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因と考えられる。

- a 被害拡大要因

積雪が震災による被害を拡大させ、特に家屋被害、人的被害を拡大させる要因となることが想定される。

 - (a) 家屋被害の拡大

屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生することが予想される。

また、1 階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2 階部分の被害が多発することも予想される。これらの家屋は融雪とともに全壊へ進むものと考えられる。
 - (b) 地震火災の拡大

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想される。

また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

一方、通常の大火と異なり屋根および建物の周囲に雪があるため、延焼速度は遅くなると予想される。
 - (c) なだれの発生

地震動によりなだれが同時多発することが予想される。特に降雪が多く積雪が不安定の場合は表層なだれの発生も懸念される。
 - (d) 人的被害の多発

以上の要因により、家屋やなだれの下敷き、地震火災による人的被害が増大するおそれがある。

また、屋根雪の落下や後述する雪壁の崩落等のため、歩行者、道路進行中の自動車に被害が及ぶおそれがある。
- b 応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定される。特に、情報収集活動、緊急輸送活動、消防救助活動、重要施設の応急復旧活動に重大な

支障を及ぼすことが想定される。

(a) 情報収集活動の阻害

道路や通信施設の寸断・復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

(b) 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなるが、これらの雪壁は、多雪地や豪雪時においては高さが3mを超えることも珍しくはない。これらの雪壁が地震時に各所で崩壊し、道路交通の全面マヒや人的被害の発生をもたらし、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

(c) 消防活動

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防隊の活動は著しく困難になると予想される。

(d) 救助活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されるが、屋根に積雪があることから、埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想される。また、埋没者の救出が遅れた場合には凍死者が発生することもあると考えられる。

(e) 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

c 応急対策需要増加要因

被災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが予想される。

(a) 被災者、避難者の生活確保

被災者、避難者の収容施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具、燃料等の大量の需要が見込まれる。また、毛布、被服等生活必需品も相当数必要である。

応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化、大量化することが予想される。

(b) 除雪

地震後も降雪が継続した場合、すべての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大の労力を雪処理に費やすこととなる。また、通常除雪作業に当たっていた人々の大部分が何らかの形で被災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられる。

d 積雪期の地震対策

積雪期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、被害は長期化し、かつ広範囲に及ぶ可能性があり、地域社会への影響は大きい。

各機関は積雪期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を樹立することが必要である。

3 津波災害

(1) 津波に関する知識

ア 海溝型地震と津波

海底のプレート境界や海底の活断層で発生する地震で、M7程度から津波を伴う。

発生間隔は活断層より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。

津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくと、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。

津波の第1波は、引き潮から始まる引き波と、押し寄せから始まる押し波がある。また、小さな引き潮の後に大きな津波が押し寄せるなど一様でなく、津波は第1波よりも2波目、3波目が大きいこともある。

特に、沿岸部では外洋と比較し、水深が浅く又海底地形等の影響により、次のような現象が発生することがある。

(ア) 浅水効果

外洋での津波の波長（波の山と山あるいは谷と谷の距離）は数10kmにもなり、速度は水深が深いほど速く浅いほど遅くなる。津波が水深の浅い沿岸に近づくと、波の先端ほど水深が浅く水深の浅い津波の先端部が減速するため、津波の前面に後方部が乗り上げるような形となって波高が高くなる。

(イ) 集中効果

津波がV字型の湾内に入り込んだ場合、湾の両側から波が圧縮されるような現象が生じ、波高が高くなる。特に、狭い湾の奥になるほど波高が高くなる。

(ウ) 共鳴効果

津波の波長が湾の大きさの4倍程度である場合は、湾の奥における波高が次々と高くなる現象が生じる。このように、津波が湾の大きさに共鳴し波高が次々と高くなる現象を共鳴効果という。

(エ) その他の効果

海底地形によって進路が屈折する現象などが加わる。

海岸から沖合に向かって等深線が張り出すような海底地形を呈する箇所では津波の進路が屈折することにより集中する現象が生じる。これをレンズ効果という。

以上のような効果が重なり、時には、「屏風を立てたような」、又は「海の壁」と表現されるような津波が来襲することがある。

表 1-5-5 津波の速度

水深	速度	備考
水深 4,000mの外洋	秒速…約 200m 時速…約 700 km	ジェット旅客機の巡航速度と同程度
水深 100mの沖	秒速…約 30m 時速…約 110 km	高速道路を走る車より少し速い程度
海岸部の浅瀬	秒速…約 10m 時速…約 36 km	津波が目前に迫ってくると逃げるのは困難

(2) 津波災害想定の方

これまでの津波対策は、主にハード整備を中心に行われてきたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における津波のような大規模な津波に備えるためには、ハード整備のみならずソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを進めていく必要がある。

県が行った津波浸水シミュレーションは、津波があった場合に想定される浸水域・浸水深（津波の浸水想定）を設定するためのものであり、科学的知見に基づいて設定される津波浸水想定区域・浸水深等の情報を周知するとともに、津波ハザードマップ作成のための基礎資料となることを目的としたものである。また、地域防災計画等の基礎資料となる津波による被害想定調査を実施する際の外力としての役割も含まれる。

(3) 法に基づく津波浸水想定

ア 経緯

秋田県では、東日本大震災を踏まえ、平成23年度から学識者等で組織する委員会を立ち上げ、独自に津波断層モデルを検討・設定し、平成25年8月に秋田県独自想定を公表した。

平成26年8月に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、日本海で最大クラスの津波を発生させる60断層が公表されたため、秋田県に与える影響が大きい4断層と県独自断層（海域A・B・C連動等）を併せて検討し、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定として平成28年3月に設定・公表した。

県では、この津波浸水想定を県における「最大クラスの津波（L2津波）」と位置づけ、総合的な津波対策を講じる基礎資料としている。秋田市においては、県のこの津波浸水想定をもとに、平成29年3月に新たに津波ハザードマップを作成している。

イ 津波対策の考え方

津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1津波）の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせて講じる必要がある。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、市民等の生命を守ることを最優先に、市民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。ただし、最大クラスの津波への対策の実施が困難な場合は、地域の実情に応じ、可能な対策の着実な実施に努めるものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、市民の財産の保護等の観点から、海岸保全施設の整備等、ハード対策を進めるものとする。

ウ 想定津波（最大クラス）の選定断層

秋田県では、秋田県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される断層モデルとして、「秋田県地震被害想定調査」の断層モデルおよび「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した断層モデルから、各地域海岸において最大の津波高となる断層モデル・ケースを選定し、シミュレーションを実施した。

津波浸水想定図は、これら各ケースの地域海岸ごとのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を抽出したものである。

秋田港、新屋・下浜においては、県独自断層海域A・B・C連動が想定津波（最大クラス）をもたらす。

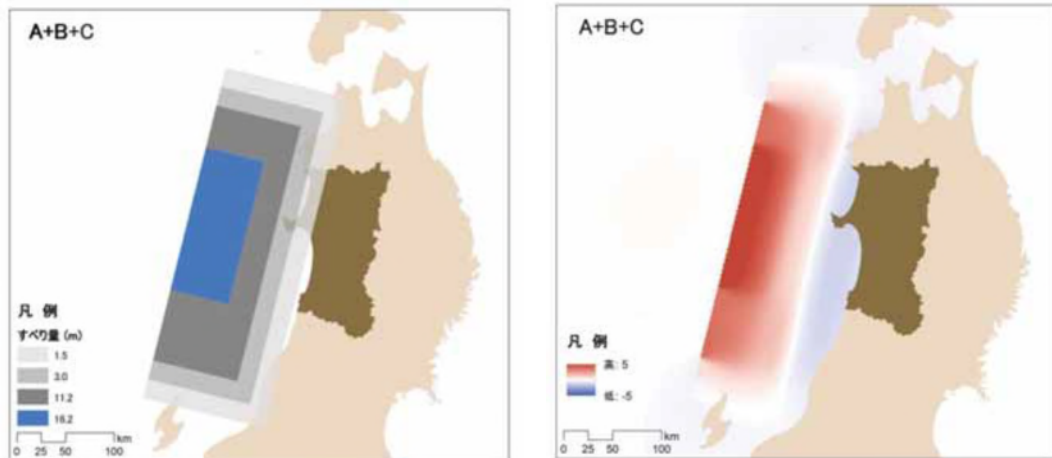


図 1-5-5 「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル（県独自断層）

エ 津波シミュレーション結果

(ア) 最大津波高、最大波到達時間および影響開始時間

市町名	地点名	最大津波高		最大波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)	検討断層のうち 最短影響開始時間	
		(T. P. m)	【断層】			(分)	【断層】
秋田市	新屋町	13.5	【A B C連動】	36	11(23)	11	【A B C連動】

注1：地点は、日本海中部地震において主な被害のあった場所や背後地等の地理的要因を踏まえて、「秋田県地震被害想定調査」時に定めた代表地点である。

注2：【】は最大津波となる断層、影響開始時間が最も早くなる断層をそれぞれ示している。

注3：最大津波となる断層による影響開始時間の（ ）の値は、+20 c mの変動が生じる時間を示している。

(イ) 津波浸水想定図

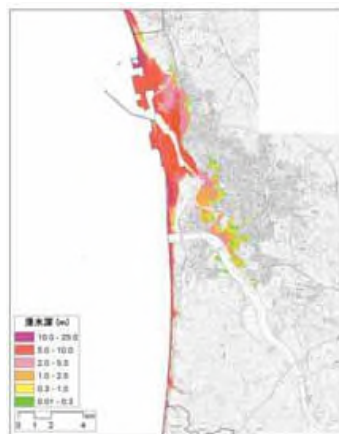


図 1-5-6 秋田市最大浸水深分布図

(4) 被害想定結果

以下に、平成25年秋田県地震被害想定結果の中から、海域地震について、地震動および津波による人的被害の秋田市における予測結果を示す。

なお、被害想定における避難行動を以下の3パターンに分ける。

- ア 津波発生後すぐに全員が避難した場合（発災5分後の避難者100%）
- イ 早期避難者比率が高い場合＋呼びかけ（5分後の避難者70%、15分後の避難者30%）
- ウ 早期避難者比率が低い場合（発災5分後の避難者20%、15分後の避難者50%、危険切迫避難者30%）

※冬期間は、状況を考慮し、避難行動開始時間に5分を加えた考え方としている。

表 1-5-6 (1) 被害想定結果概要（海洋地震）

項目				想定地震	No. 22 海域A	No. 23 海域B	No. 25 海域A+B 連動	No. 26 海域B+C 連動	No. 27 海域A+B +C連動
マグニチュード					7.9	7.9	8.5	8.3	8.7
最大震度（秋田市）					5強	6弱	6強	6弱	6強
人的被害	死者数 （人）	夏14時 （海水浴客有り）	（ア）	0	0	79	23	220	
			（イ）	0	0	84	23	601	
			（ウ）	33	28	336	46	3,275	
		夏14時 （海水浴客無し）	（ア）	0	0	72	23	212	
			（イ）	0	0	76	23	572	
			（ウ）	0	11	288	33	3,100	
		冬2時	（ア）	0	0	143	67	1,753	
			（イ）	0	1	159	67	2,343	
			（ウ）	0	12	376	77	4,595	
	負傷者数 （人）	夏14時 （海水浴客有り）	（ア）	53	133	955	805	1,614	
			（イ）	53	133	958	805	1,669	
			（ウ）	496	848	3,616	1,598	7,672	
		夏14時 （海水浴客無し）	（ア）	53	133	954	805	1,609	
			（イ）	53	133	957	805	1,661	
			（ウ）	67	404	3,195	1,150	7,337	
		冬2時	（ア）	84	229	1,855	1,587	3,123	
			（イ）	84	236	1,870	1,588	3,205	
			（ウ）	98	509	4,106	1,931	8,818	
	うち重傷者 数（人）	夏14時 （海水浴客有り）	（ア）	0	0	47	32	138	
			（イ）	0	0	48	32	157	
			（ウ）	151	243	952	302	2,198	
		夏14時 （海水浴客無し）	（ア）	0	0	47	32	137	
			（イ）	0	0	48	32	154	
			（ウ）	5	92	809	149	2,084	
		冬2時	（ア）	0	0	103	73	305	
			（イ）	0	2	108	73	333	
			（ウ）	5	95	868	190	2,241	
道路浸水 被害	0.01m以上 0.3m未満（m）			1,603	5,469	3,472	6,108	3,866	
	0.3m以上 1.0m未満（m）			791	3,812	3,771	4,050	3,003	
	1m以上 2m未満（m）			77	2,036	2,280	1,654	3,914	
	2m以上 5m未満（m）			0	819	8,254	822	6,403	
	5m以上 10m未満（m）			0	0	3,997	0	11,495	
	10m以上 20m未満（m）			0	0	0	0	1,166	
	合計（m）			2,472	12,136	21,773	12,634	29,846	

表 1-5-6 (2) 津波による被害想定結果(一部再掲)

海域Bおよび海域A+B+C連動[早期避難者比率が高い場合(+呼びかけ)]

項目			No. 23 想定地震 海域B		No. 27 海域A+B+C連動	
				うち津波による被害 想定		うち津波による被害 想定
マグニチュード			7.9		8.7	
最大震度(秋田市)			6弱		6強	
人的被害	死者数(人)	夏14時(海水浴客有り)	0	0	601	526
		夏14時(海水浴客無し)	0	0	572	497
		冬2時	1	1	2,343	2,154
	負傷者数(人)	夏14時(海水浴客有り)	133	0	1,669	147
		夏14時(海水浴客無し)	133	0	1,661	139
		冬2時	236	7	3,205	364
	うち重傷者数(人)	夏14時(海水浴客有り)	0	0	157	50
		夏14時(海水浴客無し)	0	0	154	47
		冬2時	2	2	333	124
道路浸水被害	0.01m以上 0.3m未満(m)		5,469		3,866	
	0.3m以上 1.0m未満(m)		3,812		3,003	
	1m以上 2m未満(m)		2,036		3,914	
	2m以上 5m未満(m)		819		6,403	
	5m以上 10m未満(m)		0		11,495	
	10m以上 20m未満(m)		0		1,166	
	合計(m)		12,136		29,846	

第6節 大規模災害等の教訓

市は、過去の大規模災害によって明らかになった問題点と課題を以下のように整理し、課題の解消・軽減に向けた対策を含めた予防および応急対策を計画する。

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
災害に強いまちづくり	【阪神・淡路大震災】 ・住宅の耐震力・耐火力、避難空間の不足、道路交通の寸断など、市街地特有の問題が発生 【新潟県中越沖地震】 ・避難所生活の長期化に伴う環境悪化 【新潟県中越地震】 【岩手・宮城内陸地震】 ・中山間地での土砂災害やそれによる孤立集落問題 【東日本大震災】 ・広範囲の津波被害 【平成27年9月関東・東北豪雨】 【平成28年8月台風10号】 【平成30年7月西日本豪雨】 ・施設では防ぎきれない洪水の発生 【平成30年5月豪雨】 ・田植期など水田の貯水能力低下時における豪雨による浸水被害拡大	1 防災力の高い都市構造の構築 2 市街地域における地震対策の推進 3 都市空間の耐火性の向上 4 オープンスペースの整備 5 安全な避難路・避難場所の確保 6 地域防災拠点の耐震化および整備 7 交通ネットワークの防災性能の強化 8 災害に強いライフラインシステムの構築 9 災害に強い情報システムの構築 10 「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」の実現 11 貯水機能低下時等複合要素に起因する浸水対策
地域防災力の強化	【阪神・淡路大震災】 【新潟県中越地震】 ・自宅内での人的被害、市民レベルの非常用食糧等の備蓄 【東日本大震災】 【熊本地震】 ・行政機関の被災など行政対応の限界	1 平常時における防災訓練 2 市民の防災意識の向上 ・自助・共助・公助の理念の反映・普及 ・家具等の転倒防止 ・ブロック塀等の倒壊防止 ・初期消火用具の準備 ・食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄 ・市民への応急処置の普及など 3 住宅の耐震診断、耐震補強 4 市民、企業等多様な主体の連携による防災への取り組みの促進 5 自主防災組織の育成と強化 6 企業防災活動の強化 ・事業所内での防災活動 ・事業所と地域の連携 7 学校、地域における防災教育の充実

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
活動体制の強化	【共 通】 ・職員自身の被災、登庁の遅れ、庁舎の被災による機能障害、初期情報の不足による状況把握等不十分 【令和5年7月豪雨】 ・事務局の情報収集・整理等の体制の不十分	1 災害発生時の初動体制の確立と対応内容の明確化 2 災害対策本部のバックアップ機能整備 3 情報の収集・整理・共有体制の整備 4 職員動員システムの確立 5 職員配備体制の確立 6 災害対応の役割の明確化と均等化 7 災害対策の調整機能の整備の検討 8 平常時からの空閑地の把握 9 災害時における空地の有効活用のシステム整備 10 応援部隊や災害ボランティアの受入れ体制の整備
情報収集・伝達および災害広報の強化	【共 通】 ・被災自治体での電話の輻輳・無線設備の機能障害等、情報収集が困難 ・市民の情報需要への速やかな対応と変化する被災者ニーズに対応した情報の不足 【東日本大震災】 ・津波による壊滅的な被害により情報の収集・伝達が困難となった自治体 【平成30年7月西日本豪雨】 ・行方不明者の個人情報の取扱	1 災害時情報伝達システムの構築 2 情報収集システムの確立 3 収集情報の整理 4 マスコミ機関との連携 5 避難所等救助拠点への情報伝達システムの整備 6 携帯メールを活用した災害情報配信サービスの充実 7 広報紙の充実 8 マルチメディア活用方策の推進 9 各種情報のバックアップ 10 自治体機能低下、喪失への対応 11 安否情報獲得のための個人情報の取扱い
円滑な広域連携と応援要請	【共 通】 ・応援部隊と関係機関等の間で情報共有されなかった事例 【熊本地震】 【令和5年7月豪雨】 ・受援計画の未整備	1 自衛隊等関係機関への早期派遣要請の確認 2 各種広域応援要請システム 3 協定の更新、拡充 4 受援計画の整備 5 自治体間の広域応援体制の構築 6 他市町村の被災者の受入業務の円滑化
救助・救急医療体制の課題	【共 通】 ・現地での応急医療体制、負傷者や医薬品の輸送、医療機関での受入れ体制等の未整備 ・災害派遣医療チーム（DMAT）や他医療機関の応援部隊等と現地の防災関係機関との連携体制の未整備	1 災害対策本部、消防、医療機関、日本赤十字社等の協力体制による災害時医療システムの構築 2 災害時救急医療情報システムの構築 3 医薬品・医療機器の備蓄、調達システムの構築 4 災害時道路規制の徹底 5 広域医療体制の整備 6 広域的な連携体制、搬送体制の整備

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
火災対策	【阪神・淡路大震災】 ・同時多発火災による消火栓の使用不能、消防署等の施設被害による地震直後の情報収集困難 ・119番の専用回線のすべてが受信状態で通信不可などの通信トラブル 【北海道十勝沖地震】 ・石油タンク火災	1 消防署等施設の耐震化 2 総合的な消防力の強化 3 震災時における消防体制の充実 4 情報収集システムの改善 5 災害時交通規制の徹底 6 広域応援体制の見直し 7 消防団の強化 8 資機材の備蓄の充実 9 泡消火剤の不足対処
避難対策	【共 通】 ・広範囲に被害がおよび想定を超える避難者が学校・集会所等に避難 ・的確な避難誘導不十分 ・避難所の運営・管理計画が未整備でトラブル多発 【東日本大震災】 ・避難の長期化により、避難所の環境などの問題が発生 ・公共交通機関の停止による、首都圏を中心に多くの帰宅困難者の発生 【平成29年7月九州北部豪雨】 【平成30年7月西日本豪雨】 ・避難情報の発令(基準)・伝達方法不明確 【平成27年9月関東・東北豪雨】 【平成28年8月台風10号】 ・逃げ遅れによる多数の死者 【令和元年東日本台風】 ・移動中の車両内での被災 【令和6年能登半島地震】 ・公的避難所以外の避難所生活 ・避難場所解錠の遅れ	1 地震災害時の避難システムの構築 2 避難場所、避難所、避難路の整備 3 避難情報の発令等情報伝達システムの構築 4 避難所運営システムの構築 5 帰宅困難者の収容および帰宅支援対策 6 避難生活の長期化に対応した環境整備 7 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮した避難所運営および運営への女性の参画 8 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の100%実施 9 車両による避難のあり方の周知 10 自主避難所等への支援 11 地域と連携した避難場所解錠の検討

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
救援・救護 対策	【共 通】 ・高齢者、障がい者等への対応不十分 【新潟県中越地震】 ・車中泊等の避難生活者にエコノミークラス症候群やストレスに起因する疾患発生 【東日本大震災】 ・防災業務従事者が津波に巻き込まれ死亡する事態 ・救援物資の受入・配分の錯誤 ・避難所等の救護所の具体的な運営方法等の未構築 ・ガソリン・灯油が入手困難 【東日本大震災】 【北海道胆振東部地震】 ・電力施設の被災による大規模停電の発生 【阪神・淡路大震災】 ・死亡者の多数発生による遺体安置所・火葬場の手配等混乱 ・被災者や遺族等への災害時のメンタルケア不十分	1 要配慮者への対応システムの整備 2 「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」等の推進 3 福祉避難所の整備 4 災害時応急物資の備蓄整備 5 救援物資等の受入、搬送、配給システムの構築 6 優先給油計画の整備 7 非常用電源の確保、燃料確保 8 救護所の設置、運営システムの構築 9 避難所外避難者への支援 10 メンタルケアへの対応 11 行方不明者の搜索 12 死者の埋火葬への対応 13 防災業務従事者の安全確保
被災地の安全確保 対策	【共 通】 ・建築物の応急危険度判定の市民へのPR不足、判定士の不足、罹災証明の家屋被害判定との混同 ・避難所等の食料品の衛生管理問題 ・崩壊建物の撤去時の、ほこりや粉塵、被災家屋の大量のごみ 【北海道十勝沖地震】 ・石油タンク火災	1 被災建物危険度判定システムの確立 2 被災地の安全確保方策の検討 3 被災地環境管理システムの検討 4 危険物施設の耐震化促進（浮屋根式タンク）
ライフライン対策	【共 通】 ・ガス、上下水道、工業用水道、電気、電話等の被害 ・ライフライン復旧のために被災地に入った応援部隊の受入体制が不十分	1 ライフライン施設の耐震化 2 早期復旧システムの構築 3 応援体制の早期確立 4 応急給水体制の早期確立 5 迅速で正確なライフライン情報の提供 6 空地管理システムなどによる復旧拠点の提供 7 ライフライン相互間の連携方策の検討

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
交通・輸送 対策	【阪神・淡路大震災】 ・電車、地下鉄等の公共交通機関の途絶、橋や高速道路等の崩落により、道路渋滞および緊急車両や代替バスの通行に支障 【新潟県中越地震】 【岩手・宮城内陸地震】 ・道路被災が多発し道路ネットワークが寸断 ・ヘリポートや空路等の確保、災害時の航空管制等	1 地震発生時の交通規制システムの整備 2 緊急道路啓開 3 緊急輸送道路の確保 4 代替交通システムの検討 5 災害時空路確保方策の検討 6 道路復旧に係る応援協力体制の確立
生活安定 対策	【共 通】 ・応急仮設住宅の用地の確保や被災者ニーズへの対応 ・集団移転への対応 ・避難の長期化による教育施設の再開時期等 ・義援金の配分 ・県、市の見舞金の支給で対象者が多数の場合、時期や配付方法 【熊本地震】 ・住宅被害認定調査の遅れ 【平成29年7月・8月豪雨】 【令和5年7月豪雨】 ・被災者への情報不足 【令和5年7月豪雨】 ・被害の概況調査、家屋の被害認定調査の遅れ ・在宅要配慮者の安否確認・状況把握不足 ・町内会・自主防災組織、NPO法人等との情報共有体制の不足 ・被災者の自立、生活再建に向けた継続的な支援	1 応急仮設住宅建設等の体制の整備 2 長期化に伴う教育再開方策の検討 3 義援金配分システムの検討 4 災害見舞金等の支給システムの検討 5 被災後経済秩序安定方策の検討 6 罹災証明等に係る手続の迅速化・簡略化 7 住家被害認定調査に関する体制の強化 8 被災者支援情報の充実（市ホームページ・SNS・市政テレビ・広報あきた・魁広報板・新聞広告・「秋田市被災者支援ガイド」等） 9 効果的・効率的な被害概況調査、被害認定調査体制の構築 10 民生委員・児童委員や地域包括支援センター等との連携による在宅要配慮者の状況把握 11 町内会とのメールリストの活用やNPO法人との連絡窓口の設置検討 12 災害ケースマネジメント体制の強化・充実
ボランティア活動	【阪神・淡路大震災以降】 ・多くのボランティアと活動要請とのマッチング不足 ・ボランティア活動の支援活動のあり方、専門的人材不足 【令和5年7月豪雨】 ・ボランティアセンターの職員不足	1 ボランティア教育の推進 2 ボランティアコーディネーターの養成 3 ボランティア組織のネットワーク 4 災害時のボランティア活動支援システムの構築 5 災害ボランティアの受入体制の整備 6 関係団体との事前協議による職員確保

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
二次災害 防止対策	【新潟県中越地震】 【岩手・宮城内陸地震】 ・土砂崩れやがけ崩れの発生、せき止め湖の生成に伴う、情報伝達や避難指示等、二次災害防止施策のあり方	1 二次災害の応急対策や防災工事の促進 2 集中豪雨や余震による二次災害の発生に関する情報の市民への伝達 3 二次災害発生予測箇所の情報伝達体制の整備 4 避難体制の確立 5 避難所の安全確保
中山間地 等の防災 対策 (孤立対 策)	【新潟県中越地震】 ・土砂災害が多発し、道路の寸断や情報通信の途絶により、61地区の集落が孤立	1 孤立集落と外部との通信の確保 2 物資供給、救助活動 3 孤立に強い集落づくり（備蓄物資の推進） 4 道路、ライフライン等寸断への対応 5 津波に伴う孤立集落対策 6 要配慮者の避難生活への対応 7 防犯対策

第 2 章

災害予防計画

第1節 防災体制の整備

計画の方針

市および防災関係機関は、災害発生後の混乱期に市民の生命を守り、被害の拡大を最小限にとどめるため、迅速な防災活動を開始する組織をあらかじめ整備しておく必要がある。

さらに、地域間の応援協力体制や市民・自主防災組織・企業防災組織間の相互扶助体制の整備についても十分な計画が必要である。

このため、市および防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図る防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市の防災体制の整備	防災安全対策課、各課	
2 初動体制の強化	各課	
3 防災関係機関の防災体制の整備		各防災関係機関
4 地区防災計画の整備	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
5 防災行動計画（タイムライン）の作成	防災安全対策課	各防災関係機関
6 防災をめぐる社会構造の変化と対応	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
7 減災計画の推進	防災安全対策課、各課	

1 市の防災体制の整備

市は、職員に対し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう日頃より訓練等を通じて、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく災害応急対策に関する活動要領（緊急時対応マニュアル）等を整備し、さらに各課所室は応急対策マニュアルを策定するように努める。

また、市の各部局は災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、日頃から情報交換を緊密に行っておくとともに、研修および訓練を共同で行うことによって各部局間の連携体制の強化を図る。

災害時においては、行政機能が低下又は喪失した場合でも応急対策活動を行う一方、通常業務のうち、中断すると市民生活に重大な影響を及ぼす業務については、優先的に継続して行う必要がある。そのため、それらの業務を効率的に遂行する「秋田市業務継続計画（BCP地震編）（平成24年8月）」を策定し、令和2年4月に秋田県災害想定の変更、本庁舎移転、風水害

等の大規模災害を考慮し改正を行った。

今後は、近年の大規模災害における教訓や防災基本計画に基づき、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常優先業務の整理等について、継続的に業務継続計画の改訂を行う。

2 初動体制の強化

(1) 各部局の配備・動員計画

各部局長は所管部局の非常配備体制別職員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

ア 配備・動員計画の作成

各部局の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

(ア) 非常配備体制別職員名簿

(イ) 職員参集（予定・報告）表

(ウ) 職員動員伝達系統表

イ 報告

各部局長は、計画を作成もしくは修正したときは、随時総務部長に報告する。

(2) 災害時初動マニュアルの活用

組織としての活動要領（緊急時対応マニュアル）に基づき、市職員一人ひとりの災害時初動マニュアルを作成し、参集段階からの各自の行動について習熟していく。

各部局長は、マニュアルを作成もしくは修正したときは、随時総務部長に報告する。

3 防災関係機関の防災体制の整備

防災関係機関は、平常時からそれぞれの業務に対応した災害予防体制を整備し、災害時には、自ら防災業務や防災活動を実施するとともに市の防災活動に協力する。

4 地区防災計画の整備

(1) 市の地区居住者等が共同して、自発的に「地区防災計画」を作成し、秋田市地域防災計画（以下「本計画」という。）に当該地区防災計画を定めるよう提案を行った場合、秋田市防災会議において必要と認めるときは、「本計画」に当該「地区防災計画」を定める。

◆資料編 36－1 地区防災計画の指定

(2) 市は、地区居住者等による地域の特性を踏まえた地区防災計画の作成にあたり、共助と公助の連携の観点から、必要に応じ、助言等の支援を行う。

※地区防災計画制度は、共助による地域防災力強化を目的とし、一定の地区の居住者および事業者（「地区居住者等」という。）が市防災会議に対して、市地域防災計画に地区防災計画について定めることを提案することができる住民参加型の仕組みを採用した制度（災害対策基本法第42条の2）

5 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、関係機関と連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努める。

6 防災をめぐる社会構造の変化と対応

(1) 地域防災力の強化

市民の意識および社会環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練の実施、防災思想の徹底等を図る。

(2) 女性参画および多様な視点を取り入れた体制の整備

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、避難所運営組織や避難所窓口への配置など、防災に関する施策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、避難所の開設・運営マニュアルの作成過程や、訓練、検証などに多様な視点を導入し、男女共同参画の視点と秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例の理念に根ざした差別等のない防災体制を確立する。

7 減災対策の推進

市は、令和3年度～7年度を計画期間とする「県都『あきた』創生プラン」（第14次秋田市総合計画）を、令和3年3月に策定している。この計画の中において、「健康で安全安心に暮らせるまち」を将来都市像の一つとして掲げ、各種施策を推進することとしているほか、道路や上下水道などインフラ、ライフラインの整備を計画的に進めることにより、総合的な減災対策を推進する。

第2節

通信・情報連絡体制の整備

計画の方針

災害から通信および放送施設を防護するために、各防災関係機関は保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

また、災害が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など、応急対策の速やかな実施を図るために、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。このため、防災関係機関は、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

さらに、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等によって通信機能への多大な被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図るとともに、平常時には電気通信事業者と定期的な訓練等を通じた連携体制の構築を図る。

市民への情報伝達については、簡潔でわかりやすい表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要である。このため、平常時から計画的に訓練を実施し、検証を重ねて、情報伝達の改善を推進する。

実施担当

対策項目		課所室等	関係機関
1 通信施設の整備	市の施設	防災安全対策課、情報統計課、財産管理活用課、消防本部	
	警察無線施設		各警察署、各交番・駐在所
	電気通信事業者施設		東日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
	放送事業者施設		(株)秋田放送、秋田テレビ(株)、秋田朝日放送(株)、(株)エフエム秋田、(株)秋田ケーブルテレビ
	その他の通信施設		アマチュア無線ボランティア、タクシー会社等
2 情報連絡体制の整備	情報収集・伝達ルートの確立	防災安全対策課 消防本部	防災関係機関
	気象情報等の収集	防災安全対策課	気象庁、国交省河川国道事務所、県河川砂防課等
	情報伝達体制の整備	防災安全対策課 情報統計課	

1 通信施設の整備

(1) 市の通信施設の整備

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

ア 通信施設の現況

市において災害時に情報収集又は情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

(ア) 秋田市防災行政無線（移動系）

(イ) 災害時発信用優先電話

(ウ) 非常緊急通話用電話

◆資料編 12-1 防災行政無線の概要

〃 12-2 災害時発信用優先電話設置場所一覧表

イ 通信施設の整備・活用

(ア) 市民への情報伝達手段の整備

市が保有する防災情報通信施設としては、移動系無線と沿岸地域住民を対象とした津波警報サイレンがある。市は、さらに全市域を包括する新たな情報伝達手段の構築に努める。

また、緊急速報メール、防災ラジオ、市ホームページ、SNSのほか、防災ネットあきたのメールや視覚障がい者および土砂災害区域の住民向けの自動電話サービス、聴覚障がい者向けの自動FAXサービス等多様な伝達手段を活用するとともに、新たな伝達手段の構築に努める。

(イ) 消防無線の有効活用

消防無線には周波数別に、主運用波、活動波、統制波がある。本市では、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため統制波3波の有効活用を図る。

(ウ) 衛星電話やモバイルPCの配備

衛星電話やモバイルコンピュータによる通信などを活用し、音声の他、文字、映像等多様なメディアにより容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

(エ) 携帯電話のメール機能の活用

携帯電話によるメールを活用し、災害情報を関係職員等に一斉配信するなど、情報の共有化を図る。

(オ) 市保有施設へのWi-Fiの整備

災害時の情報収集および市民への情報提供を円滑に行うため、市保有施設へのWi-Fi整備を推進する。

ウ 通信施設の強化

情報通信施設の強化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意する。

(ア) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した

場合でも通信が確保できるようにする。

(イ) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。特に、防災対策で必要不可欠なシステム（県総合防災情報システム、防災行政無線等）への非常用電源を確保する。

また、自家発電設備等については、必要な燃料の確保と定期点検等による機能の保持に努めるとともに、浸水時の対策に努める。

(ウ) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

エ 情報システム等の整備

災害対策本部情報システムや、防災行政無線を整備するとともに、モバイル映像伝送システム、ヘリテレ映像受信システム等の一体化した運用システムの構築を推進する。

また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

(2) 秋田県が保有する通信施設

ア 秋田県総合防災情報システム

県は、県庁、地域復興局、県出先機関、市町村、消防本部およびその他の防災関係機関との間に、光ファイバーによる専用回線と衛星携帯電話回線の２ルートで防災情報システムを構成している。このうち、衛星携帯電話回線は専用回線のバックアップ回線である。

また、各機器には次の対策などが施されている。

- (ア) 耐震対策・・・通信設備の揺れ止めなど
- (イ) 停電対策・・・無停電電源装置の整備、非常用発電機の常備
- (ウ) 防雪対策・・・アンテナへの融雪装置の整備

表 ２－２－１ 県総合防災情報システムの現況

(令和６年４月現在)

【システム設置機関】

設置機関	県本庁（県庁統制局）	地域復興局（秋田を除く）	県出先機関（一部）	市町村	消防本部	防災関係機関（自衛隊）	計
箇所数	1	7	8	28	11 (※)	2	57

(※) 秋田市消防本部については、市とシステムを共有していることから、市町村機関として計上している。

イ その他の通信施設

ダムおよび発電所等に水防用および電気事業用等の無線通信施設を保有するほか、テレメーターシステム等固定・移動系各種通信システムがある。

(3) 警察無線施設

無線施設については、秋田県警察本部、秋田中央警察署、秋田臨港警察署、秋田東警察署、各交番・駐在所およびパトロールカー等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

(4) 電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、市庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

ア 東日本電信電話株式会社（秋田支店）

東日本電信電話(株)秋田支店は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信を確保するため、臨時回線や臨時公衆電話の設置に必要なポータブル衛星通信車を配備している。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

イ 株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店）

(株)NTTドコモ東北支社秋田支店は、災害から防護する設備の防災対策を実施し、災害が発生した場合においても通信を確保するための通信網の整備を行っている。

また、平常時から災害時の措置を定めている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

ウ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)東北支店は、災害発生時の通信を確保するため、多ルートもしくはループ構成等による通信網を整備し、主要施設については、予備電源を設置している。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

エ KDDI株式会社（東北総支社）

KDDI(株)東北総支社は、大規模災害に備えて施設の防災対策を実施し、災害が発生した場合においても通信を確保するための車載型基地局・移動電源車・非常用発電機の配備等を実施している。

また、平常時から災害時の措置を定めている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

オ ソフトバンク株式会社（仙台WW事務所）

ソフトバンク(株)（仙台WW事務所）では、災害から防護するため、施設の防災対策を実施し、災害時の通信確保のために主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化等を行うとともに、災害時措置計画の作成、現行化を図っている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

カ 楽天モバイル(株)（東日本エリア本部）

楽天モバイル(株)（東日本エリア本部）では、災害発生を未然に防止するため、電気通信設備等の防災設計を実施し、災害時の通信確保のために主要伝送路の多ルート構成、主要中継交換機の分散設置、通信ケーブルの地中化、主要な電気通信設備における必要な予

備電源の設置等を実施するとともに、災害時措置計画の作成、現行化を図っている。

◎本章第 31 節「電話施設の強化対策」参照

(5) 放送事業者

ア 株式会社秋田放送

(株)秋田放送は、施設の不燃構造化を実施し、放送機器や回線は二系統の設備とし、商用電源のほか非常用自家発電装置や無停電対策用バッテリーを設備している。

また、取材通信経路確保のため、テレビはF P U（可搬型マイクロ波送受信装置）、S N G車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは連絡用無線（150MH z 帯・160MH z 帯）を保有している。

イ 秋田テレビ株式会社

秋田テレビ(株)は、施設の耐震および防火構造等防災対策を実施し、放送設備や機器は現用・予備の二系統を設備している。

また、停電時は、C V C F（無停電装置）および非常用自家発電機等による放送継続を可能としている。

ウ 秋田朝日放送株式会社

秋田朝日放送(株)は、施設の耐震および防火構造等防災対策を実施し、放送設備や機器は現用・予備の二系統を設備している。

また、停電に備えU P S（無停電電源装置）および非常用自家発電装置等を設置している。

エ 株式会社エフエム秋田

(株)エフエム秋田は、施設の不燃構造化を実施し、施設には非常用自家発電装置、又は無停電電源装置を設置している。

また、送信設備や送信機は、無線波を利用した現用・予備の二系統を設備している。

オ 株式会社秋田ケーブルテレビ

(株)秋田ケーブルテレビは、地上デジタルおよびB S系の放送受信の冗長化を図り、C S系放送は多重ルート構成としている。

また、本社ヘッドエンドは防火設備を整備し、非常用自家発電装置および無停電電源装置を設置している。

(6) その他の通信施設

ア その他通信施設の現況

アマチュア無線、タクシー無線の協力体制の確立を図る。

イ 通信施設の確保

(ア) アマチュア無線ボランティアの確保

市（防災安全対策課）は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティアを確保する。

(イ) 民間無線の活用

民間無線の活用を図るため、タクシー会社、企業等災害時の情報収集の協力体制の推

進を図る。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・伝達ルートの確立

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

市、県および防災関係機関は、各々の防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図るとともに、市は職員に対して防災情報通信機器（パソコン・秋田市防災行政無線などの端末機等）の操作研修を計画的に実施する。

また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市は、県や関係機関等それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握し、体制の強化を図るほか、秋田県情報集約配信システムによりＬアラートへ情報を発信する。

ア 情報収集・伝達体制の整備

災害時には、警察や消防、自主防災組織の防災リーダー、さらに市職員を通じて市の災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行い、また、災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、市民の生命・財産を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達することとなる。これらの情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や各機関の役割の明確化を図るほか次の事項に留意して整備する。

また、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておく。

(ア) 県総合防災情報システム、市防災行政無線（移動系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、市ホームページ、ＳＮＳ、防災ネットあきたや緊急速報メールの配信など、あらゆる情報通信手段を活用した被害情報等の収集および伝達。

(イ) 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の情報を自動的に市民へ広報できるシステムの構築に努める。

(ウ) 職員の輪番制による 24 時間勤務を実施し、被害情報又は防災情報などの迅速な収集。

(エ) 被害情報の収集ならびに伝達の確実性を期するため、通信手段・経路の多重化の促進。

(オ) 情報の収集・伝達ルートの多重化および各機関の役割の明確化。

(カ) 災害発生初動期における被害情報の収集などに消防防災ヘリコプターやドローン映像、職員によるスマートフォン映像等を活用する。

(キ) 東北総合通信局および東北地方非常通信協議会と連携した、非常通信計画の策定および無線設備の総点検による通信回線の途絶防止。

また、非常通信訓練の実施を通じた非常通信体制の検証。

(ク) インターネットやアマチュア無線の愛好家の協力を得た、情報収集・伝達体制の補強。

(ケ) 衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努める。

(コ) 市は、県が主体となっていく災害時の安否不明者、行方不明者および死者の氏名等の

公表に関し、県の基本方針に基づき、安否情報の収集・精査等を行う。

イ 多様な情報収集・伝達手段の活用

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等に対して警報等が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を活用する。

機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、防災関係機関が保有し維持している多様な手段、例えば、自衛隊や海上保安庁の航空機や巡視船艇等による巡視情報、国土交通省のヘリコプターテレビシステムや交通監視システムなどによる情報が活用できるよう、日頃から関係機関との連携を図る。

また、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALER T）、県総合防災情報システム等の情報通信設備の体制を整え、テレビ、ラジオ、広報車、市ホームページ（他市代理HP含む）、SNS、緊急速報メール、防災ネットあきた、視覚障がい者および土砂災害区域の住民向けの自動電話サービス、聴覚障がい者向けの自動FAXサービス、ケーブルテレビ網等を用いた多様な災害伝達手段の活用と周知を図る。

ウ 衛星通信、インターネット、地域防災無線等の通信手段の整備

衛星通信、インターネット、地域防災無線等の通信手段を整備し、民間企業、報道機関、市民等からの情報等、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、地域衛星通信ネットワークや震度情報ネットワークおよび防災行政無線等を活用することにより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

エ 情報の共有化

市は、関係機関と相互に情報の共有を図るため、平常時から防災訓練等を通じ情報の伝達経路および連絡体制を検証する。

収集した情報を整理し全庁で共有するため、情報を時系列および部門別に整理した庁内データベースを整備する。

また、関係機関との情報共有のため、環境整備に努める。

オ 収集した情報の分析整理等

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材育成を図るとともに、必要に応じ、専門家意見の活用にも努める。

加えて、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索できるよう、最新のICT（情報通信関連技術）の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害ハザードマップなどによる災害リスクの周知などへ活用する。

(2) 気象情報の収集

市および防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、次の各機関からの気象情報の早期収集に努める。

表 2-2-2 気象情報の収集

収集先	収集内容
国	1 国交省の「川の防災情報」による河川情報の収集 2 秋田地方気象台の注意報・警報および気象予報の収集 3 秋田地方気象台から危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の収集 4 秋田地方気象台、国交省東北地方整備局等からのホットラインによる気象状況等の解説、および警戒避難への助言
秋田県	1 「秋田県総合防災情報システム」による気象情報の収集 2 「秋田県河川砂防情報システム」による河川情報、雨量情報（砂防）、土砂災害警戒情報の収集
民間	1 民間気象会社による気象予測情報収集 2 コンサルティングサービス
その他	1 その他関係機関の気象情報の収集

(3) 緊急地震速報の種類、発表基準および普及啓発等

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、地震の発生直後、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）から各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く緊急地震速報を発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

イ 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁は地震動警報・予報の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用い、警報と予報の区分および発表内容については次のとおりである。

表 2-2-3 緊急地震速報の区分と発表内容

区 分	名 称	発 表 内 容
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れ又は最大長周期地震動階級が3以上と予想されたときに、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表する。

ウ 緊急地震速報および震度速報で用いる地域

秋田市は、「秋田県沿岸南部」に含まれる。

エ 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

(ア) 緊急地震速報（警報）を発表する条件

- a 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合

(イ) 緊急地震速報（警報）の内容

- a 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- b 強い揺れ（震度5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上）が予想される地域および震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。

オ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）経由で緊急地震速報をテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）を通して住民に伝達する。

カ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度又は長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

キ 普及・啓発の推進

秋田地方気象台は、防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、および震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときにとるべき行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(4) 庁内職員への情報伝達体制の整備

ア 緊急時職員参集システムの整備

夜間、休日等に発生した災害に対する応急対策を迅速に開始するため、職員動員をより速やかに行う動員体制の徹底や連絡網の整備を図る。連絡方法については、緊急時職員参集システムから参集に係るメールを配信する。

イ 一斉メールによる部局長への連絡体制

情報伝達を迅速かつ確実に行うため、各部局長および各部局次長、連絡調整課長の携帯電話等へ一斉メールにより業務連絡等を行う。

ウ 定期的な連絡体制の確認

年度当初に、職員参集システムおよび一斉メール等の送受信訓練を実施し、連絡体制の構築および職員の意識の醸成を図る。

(5) 災害情報センター機能の研究

災害時の応急対策を効果的に実施するためには、災害対策本部に集積された膨大な量の災害情報を速やかに分析して、その基本方針を決定し、関係機関に対して的確に伝達することが重要である。

こうした一連の情報処理を迅速かつ確実に行い、一刻も早い災害復旧を図るため、情報集約、情報分析、情報管理および意思決定の支援等中枢的役割を果たす災害情報センター機能の整備を研究する。

第3節

自主防災組織の充実

計画の方針

市民は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、地震発生直後、自主防災組織や地域住民の協力により多くの人が救助されている事例が報告されており、津波からの避難においても、地域住民の相互扶助は重要であると思われる。

このため、市は、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、性別、年齢等にかかわらず、多様なより多くの市民が自主的に考えることができるよう参加型の学習会や防災訓練等を実施し、自主防災組織の結成促進に努める。

また、住民の連帯意識に基づく自主防災組織と事業所との共同による地区防災計画の作成や、ボランティア団体等と連携した協力体制などについて積極的に支援する。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織およびその活動における女性の参画を促進するよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 自主防災組織の育成	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
2 地域住民および事業者による地区内の防災活動の推進	防災安全対策課	市民（自主防災組織） 事業所
3 各機関等との連携	防災安全対策課、消防本部	市民（自主防災組織）、 企業、消防団、各機関

1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の現況

市は、自主防災組織の結成促進に向けて、未組織の町内会等に結成を働きかけるとともに、育成強化のため、地域活動時における指導やリーダー研修会などを実施している。

(2) 自主防災組織の育成計画

市（防災安全対策課）は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成に向けての働きかけおよび支援を積極的に行っていくため、以下の対策を実施する。

ア 普及啓発活動の実施

市（防災安全対策課）は、防災講話や各種研修会の開催、広報あきた、防災パンフレッ

トの配布等を通じ、市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、地域防災活動への参加を促進する。

イ 自主防災組織の編成

- (ア) 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会等を活用し、必要に応じて、ブロック分けをするなど、実行力のある組織体制の編成に努める。
- (イ) 何らかの防災活動を行っている組織を、その活動の充実強化を図ることにより自主防災組織として育成する。
- (ウ) 地区振興会、市民憲章、婦人団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して自主防災組織を育成する。
- (エ) 幼年消防クラブ等の活動を支援するほか、小・中学生等への防災知識の普及・啓発を通じ、将来の自主防災組織活動の素地を養成する。
- (オ) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の役員等に女性が複数含まれるように努める。
- (カ) 自主防災組織は、下図に示す編成を基本とし、その地域の実情に応じた組織編成をとるものとする。

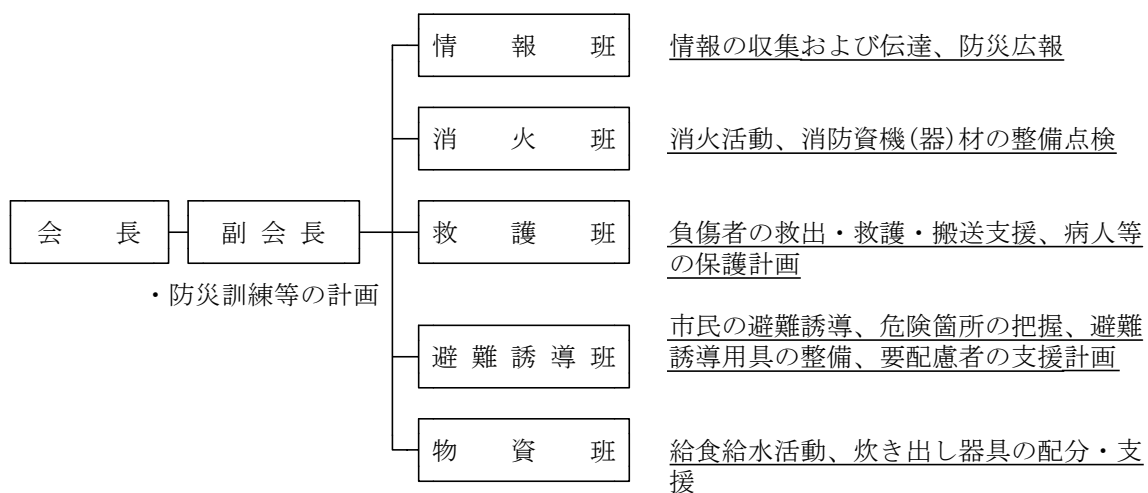


図 2-3-1 自主防災組織系統図

ウ 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、基本的な事項について統一的な自主防災組織規約を設けておく必要があるが、それぞれの地域の実情を踏まえた自主防災組織規約についても整備を働きかける。

エ 活動支援

- (ア) 市は、自主防災組織の計画する防災講話や防災訓練を積極的に支援するとともに、訓練等の工夫や取組みに関する情報提供に努める。
- (イ) 市は、自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、市民に積極的な参加を呼びかけて、その防災意識の高揚や防災技術の向上に努める。

- (ウ) 市は、コミュニティ助成事業などの助成金を活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。
- (エ) 市は、計画的にリーダー研修会等を開催して、市民が率先して自助ならびに共助による災害時避難行動を行う際に必要な技能・知識等の普及・啓発に努め、指導能力の向上を図る。
- (オ) 市は、自主防災組織間の連携を図り、防災技術等の向上および地震等の災害に伴う被害の軽減を目的とした自主防災組織連絡協議会の活動を積極的に支援する。
- (カ) 市は、県の防災アドバイザーを活用し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

(3) 自主防災組織の活動

ア 自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や町内会等の班など、地域に密着した地域の集まりの中でお互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し、それぞれの地域特性に応じた住民避難計画の作成や防災訓練の実施を行うなど、地域力を最大限に活かした活動を推進する。

イ 自主防災組織に期待する活動内容

平常時	1 要配慮者を含めた地域市民のコミュニティの醸成、および地域の避難行動要支援者等の把握 2 災害教訓の伝承や日頃の備え、および災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 3 情報収集・伝達、初期消火、避難および救出・救護等の防災訓練の実施、市の計画する防災訓練への参加 4 火気使用設備および器具等の点検 5 消火用資機材の整備・点検 6 防災用資機材・応急手当用医薬品等の備蓄および管理 7 地域内の防災点検
発災時	1 初期消火の実施 2 情報の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出・救護の実施および協力 4 集団避難誘導の実施 5 炊き出しおよび救援物資の分配に対する協力 6 要配慮者の安否確認・安全確保等

◆資料編 4－1 自主防災組織結成届出書

2 地域住民および事業者による地区内の防災活動の推進

地域住民および事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、地域住民等から地区防災計画の素案を受けた場合、必要があると認める時は、市の地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

3 各機関等との連携

(1) 自主防災組織、消防団、自衛消防組織の連携

市は、自主防災組織と地元の消防団、事業所の自衛消防組織が、平常時から相互の協力体制を確保できるよう支援に努める。

市および消防本部は、自主防災組織と事業所の自衛消防組織との平常時および災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

(2) 消防職団員・退職者との連携

消防職団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験である。市は、これらの実績を踏まえ、消防職団員および退職者との連携を図るよう努める。

(3) 学術機関等との連携

市は、各防災関係機関のほか、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害および防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え、広く市民に啓発を図るよう努める。

(4) NPO・ボランティア団体等との連携

市は、平常時から地域団体やNPO・ボランティア団体等との連携体制の整備に努める。

第4節

企業防災の促進

計画の方針

災害時における企業活動の停止は社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性に対する認識が必要である。そのため、市は、企業の災害時における防災対策の推進を働きかける。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 企業の役割	防災安全対策課	企業
2 企業への支援	防災安全対策課、関係各課	企業、県
3 自衛消防組織の整備	消防本部	企業

1 企業の役割

災害時における企業活動の低下・停止は社会に与える影響が大きい。このため、市は、各企業が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう要請する。

また、防災体制の整備、防災訓練、事業所施設の構造強化や耐震化、設備の転倒防止等の地震対策、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの、想定されるリスク自体を減らすリスクコントロールと経営への影響度を緩和するリスクファイナンスの組み合わせによる、リスクマネジメントの視点を踏まえた防災活動の推進を働きかける。

(1) 事業継続と共に求められるもの

ア 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

このため、企業は、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止のため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用に努めるものとする。

なお、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組を行う。

ウ 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を活かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合には、地元の地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

(ア) 援助金の提供

(イ) 避難者への自社の敷地や建物の一部開放

(ウ) 保有する水・食料等の物資の提供

(エ) 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣

(オ) 社員のボランティア活動への参加

(カ) 地域市民との共同による地区防災計画の作成や防災訓練の実施等、自発的な防災活動の推進

2 企業への支援

市は、事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催、計画の策定に必要な被害想定やハザードマップ等の基礎データの提供等により、各企業のトップから一般職員に至る職員における防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みに関する積極的な評価の実施などにより、企業の防災力の向上を支援する。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練や研修などへの積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、災害時における企業からの相談窓口・相談体制等について検討し、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理する。

このほか、県、市およびライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害時に対応できる人材を確保し、防災に係る組織動員体制の整備に努める。

併せて、県および市は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援する。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定への支援

企業の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定が重要であるため、市は企業に対して支援を行う。

また、市および商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画の策定を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画に基づく支援を行う。

具体的な対応の策定は、重要な要素をいかに防ぎよするか、又は重要な要素が万一被災した場合にどのような対応をするかの二つの観点から実施することが必要であり、策定に当たっては、以下の項目が特に重要とされている。

- ア 指揮命令系統の明確化
- イ 本社等重要拠点の機能の確保
- ウ 対外的な情報発信および情報共有
- エ 情報システムのバックアップ
- オ 製品・サービスの供給

(2) 教育・訓練の実施への支援

市は、企業が行政機関や地域と連携して次のような訓練を行い、事業継続計画（ＢＣＰ）を継続的に改善するよう働きかける。

- ア 基礎知識を与えるための教育
- イ 幹部社員を対象とした机上訓練・意思決定のための訓練
- ウ 避難訓練
- エ 消防訓練
- オ バックアップシステムの稼働訓練
- カ 対策本部設置訓練 など

3 自衛消防組織の整備

(1) 事業所の現況

本市では、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「消防法」という。）第 8 条の規定に該当する防火対象物数は 2,281 件であり、そのうち 95.5% (2,179 件) が自衛消防組織等を整備している。（令和 6 年 3 月 31 日現在）

危険物取扱事業所は、それぞれの自衛消防組織等を組織するものとしており、また、ガス取扱事業所では秋田中央ＬＰガス協議会、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制を確立することとしている。

(2) 事業所の自衛消防組織の整備

事業所は、消防法第 8 条の規定により、「消防計画」を作成するときは、従業員、利用者の安全を確保し、的確な防災活動を行える計画とする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と綿密な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、市は事業所等に対し、市が実施する防災事業等への積極的な協力と参加を求めるよう、働きかける。

その具体的な活動内容については、おおむね次のとおりとする。

ア 防火管理体制の強化

学校・病院・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検および整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、避難誘導、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている建物の防災体制については、統括防火管理者を選任し届出するよう指導するとともに、発災時には全体の消防計画に従い、

統括防火管理者と各事業所の防火管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

＜活動内容＞

- | |
|-----------------|
| 1 消防訓練 |
| 2 従業員の防災教育 |
| 3 情報の収集・伝達方法の確立 |
| 4 火災その他の災害予防対策 |
| 5 避難対策 |
| 6 応急救護対策 |
| 7 地域の防災活動への協力 |

イ 危険物施設および高圧ガスの関係事業者等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化および相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことも考えられる。このため、消防本部は危険物施設管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第5節

防災知識の普及および防災教育の推進

計画の方針

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、市民一人ひとりの自覚と、平常時からの防災に対する構えと心がけが重要である。津波に関しては、「沿岸部で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底することも重要である。市は、住民に対して、自らの判断で避難行動をとることおよび早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。

また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動をはじめ、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等による防災活動、さらに企業および関連団体等による防災活動が、市および防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施とあいまって、被害の軽減に結びつく。

市は、市民が防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、平常時から地震体験車などを活用した市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。

さらに、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 対象者別教育要領	防災安全対策課、各課	防災関係機関、学校、事業所、市民、自主防災組織
2 市民に対する防災知識の普及	防災安全対策課、各課	市民、各機関
3 防災に関する意識調査	防災安全対策課	各機関

1 対象者別教育要領

(1) 防災関係職員に対する防災教育

市および防災関係機関は、応急対策を実施する防災関係職員および社員に対し、災害に関する豊富な知識、適切な判断力および柔軟な災害対応能力を養成するため、以下のような防災教育・研修を実施する。

なお、教育・研修等に当たっては、専門家（気象防災アドバイザー等を含む）を活用する

とともに、各機関が合同で行うなど効果的・効率的な実施に努める。

ア 教育の方法

- (ア) 災害現場での実体験（視察・現地調査等の実施、災害ボランティアへの積極的な参加）
- (イ) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 図上演習（災害シミュレーション）の実施
- (オ) 庁内LANを通じた防災教育、情報提供

イ 教育の内容

- (ア) 秋田市地域防災計画の概要
- (イ) 防災関係法令の運用
- (ウ) 災害の特徴と災害史、災害教訓
- (エ) 災害環境
- (オ) 防災知識と技術
- (カ) 危機管理
- (キ) 救命救急
- (ク) その他必要事項

ウ 応急対策活動の習熟

市および防災関係機関は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災関係職員に対しては、作業の流れや必要な手続、連絡先、配慮すべき事項等、現場での活動を具体的に想定した応急対策マニュアルを作成し、対策の周知徹底を図るよう努める。

エ 研修会および講演会の開催

市（防災安全対策課）は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

オ 防災士や気象予報士の養成、活用

市は、災害に対する十分な意識・知能・技能を有する職員を育成するために、防災士や気象予報士の資格取得を奨励し、取得者を防災対策の専門スタッフとして活用する。

(2) 学校等における防災教育

学校等においては、地域社会の実情および幼児児童生徒の発達段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、市は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

◎本章第7節「学校等教育施設の防災対策・防災教育」参照

(3) 防災上重要な施設の管理者等の教育

ア 防災教育の現況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

イ 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の改修、維持管理および災害発生時における対処要領等について指導する。

ウ 講習会・研修会等の実施

(ア) 防火・防災管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

(イ) 防災上重要な施設の管理者等に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

＜主な指導内容＞

- ・事業所等の防災に関する計画
- ・過去の災害事例
- ・施設の構造
- ・緊急時における連絡、通報体制

エ 防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布

(4) 事業所における防災教育

ア 防災教育の現況

事業所における従業者等に対する防災教育は、消防訓練や講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

イ 消防による立入検査と是正措置

施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、出火および延焼拡大の危険要因を排除するため、消防による立入検査を通じて、次の事項を主眼とした事前指導を徹底する。

(ア) 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策を効果的に行えるよう指導し、事業所における防火管理体制の確立を図る。

(イ) 消防用設備等の機能に不備がないよう法定点検と自主点検の確実な実施について指導を強化する。

(ウ) 火を使用する設備・器具等の安全管理を徹底し、自主点検の励行を指導する。

(エ) 危険物・指定可燃物等の取扱いと適正管理の指導を行う。

(オ) 事業所ごとに計画を立て、従業者等に対しての防災教育を実施するよう指導する。

(カ) 事業所の消防計画および防災教育等の内容について、訓練、研修等の機会を通じて、実態に即した体制が確立されるよう助言、指導する。

ウ 講習会・研修会等の実施

(ア) 防火・防災管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

(イ) 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

＜主な指導内容＞

- ・事業所等の防災に関する計画
- ・過去の災害事例
- ・施設の構造
- ・緊急時における連絡、通報体制

(5) 地域コミュニティにおける防災教育の促進

市は、町内会等、自主防災組織等の地域コミュニティにおける多様な主体の関わりにおいて、防災に関する教育・研修などを通じて普及促進に努め、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、防災リーダーの育成に留意するとともに、気象防災アドバイザー等の活用に努める。

また、過去の津波被害の教訓など、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

2 市民に対する防災知識の普及

(1) 防災知識普及の現況

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に普及啓発活動を実施している。この際、津波や洪水のハザードマップを配布するとともに、地震防災マップを活用し、地域で想定される災害への正しい知識や避難行動等について理解・促進を図る。

表 2-5-1 防災知識普及の現況

項目	名称	実施期間
雪害対策に関する事項		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害対策に関する事項		6月～9月
土砂災害対策に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
火災予防に関する事項	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
水防・水難事故防止に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日

項目	名称	実施期間
その他の災害に関する事項	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	津波防災の日	11月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15日～1月21日

(2) 防災知識の普及

印刷物の配布やDVD等の貸し出しを行うほか、講習会等により直接市民に対する防災知識の普及を図る。

また、津波ハザードマップや水害ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域や避難行動について正しい知識の普及を図る。

ア 普及の方法

(ア) 印刷物による普及

市（防災安全対策課）および防災関係機関は、広報あきたに防災関係記事を掲載し、また、パンフレット等を作成し市民に配布するなどして、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。具体的には以下による。

- a 広報あきたによる。
- b 防災パンフレットを作成し、各世帯に配布する。
- c ポスター、チラシ等を利用する。
- d 災害別ハザードマップ等を作成し、周知する。

(イ) 講習会等の開催

市（防災安全対策課）および防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を開催し、市民に直接参加を呼びかけるほか、自主防災組織や事業所単位での参加も呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。また、特に防火管理者、危険物取扱者等に対しては講習会を開催する。

なお、テキスト中心では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の催しを組み合わせる。

(ウ) 報道機関による普及

市（防災安全対策課）は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、防災計画および災害注意事項等の資料を提供し、普及についての協力を依頼する。

(エ) その他のメディアの活用

- a 防災に関するDVD等の貸出
- b 市ホームページ・SNSの活用

(オ) 防災訓練を通じた教育

各種防災訓練を実施して適切な応急活動の修得と防災知識の普及を図る。

(カ) 生涯教育

各地域で行われる生涯教育の一貫として防災意識の普及を図る。

(キ) その他

県の防災アドバイザーを活用し、防災意識の普及啓発を図る。

また、県消防学校・防災学習館および地震体験車を活用し、防災意識の向上を図る。

イ 普及すべき内容

(ア) 関係法および秋田市災害対策基本条例の趣旨（自助・共助・公助の理念等）

(イ) 各種災害対策に関する知識（家具の転倒防止、初期消火用具の準備、食糧・飲料水の備蓄等）

(ウ) 市地域防災計画の概要（特に市民の対応行動等）

(エ) 避難情報の理解促進（警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動）

(オ) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所の周知および徒歩による確認

(カ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、貴重品の整理

(ク) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(コ) 災害発生時における連絡方法（災害伝言用ダイヤル171等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い

(サ) 安否情報の提供機関、手段

(シ) 自主防災組織と活動状況

(ス) 区域内の災害危険箇所

(セ) 過去の災害の紹介および災害の教訓

(ソ) 災害時の心得

a テレビ・防災ラジオ・防災ネットあきた等による正確な避難情報および災害情報の収集

b 災害の様態に応じてとるべき手段・方法等、指定緊急避難場所や指定避難所での行動

c 土砂災害警戒区域等、災害危険箇所の確認

d 緊急地震速報、特別警報を受けたときの適切な行動

e 大災害時の正常性バイアス等の心理的特性を踏まえた積極的避難行動

f 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

g 大地震から身を守るためのポイント

<地震の心得 10 か条>

■地震時

- ① まずわが身の安全を図れ

■地震直後

- ② 落ちついて火の始末（あわてず、冷静に）
③ 戸を開けて出口を確保
④ 火が出たらすぐ消火
⑤ あわてて外に飛び出さない
⑥ 狭い路地やブロック塀には近づかない
⑦ 山崩れ、崖崩れ、津波に注意

■地震後

- ⑧ 避難は徒歩で、荷物は最小限に
⑨ 協力しあって応急救護
⑩ 正しい情報を聞く。余震をおそれるな

(タ) 津波避難の留意事項

■一般向け

- a 強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象台からの情報や避難指示を待たず、直ちに沿岸部から離れた安全な高所に避難を開始する。
- b 浸水想定区域の外に避難するいとまがない場合は、津波避難ビルなど、近くの鉄筋・鉄骨造の高い建物に上がる。
- c ラジオ、テレビ、SNSなどを通じて正確な情報を入手し、適切な対応をとる。
- d 自動車での避難は途中で交通渋滞に巻き込まれたり、地震による道路被害で通行できないおそれがあるので、近くに安全な高台がない、要配慮者が一緒などのやむを得ない事情を除いては原則徒歩で避難する。
- e 津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が発表された場合には、たとえ地震を感じなくても、沿岸部から離れた高所に避難する。
- f 特に大津波警報（特別警報）が発表された場合は、身を守るために最善を尽くす。
- g 津波注意報の場合でも、海岸の危険な区域には立ち入らない。
- h 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が解除されるまで海岸には近づかない。
- i 津波は、第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。
- j 津波は河川をさかのぼって内陸深くまで浸入するので、津波の危険があるときは河川に近づかない。
- k 周囲に避難を呼びかけつつ自らが率先して避難行動を開始することは、自らの命を守るとともに、周囲が避難するきっかけになる。

■船舶向け

- l 強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ラジオ、テレビ、無線などを通じて正確な情報を入手し、適切な対応が

図れるよう努める。

- m 津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が発表された場合には、たとえ地震を感じなくても、到着時間にいとまがある時は、港外退避を行う。
- n 特に大津波警報（特別警報）が発表された場合は、身を守るために最善を尽くす。
- o いとまがない場合や港外退避できない小型船は、固縛するなど最善の措置をとる。
- p 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が解除されるまで警戒を行う。
- q 津波は、第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。

(f) 津波に関する想定・予測の不確実性

- a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- b 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- c 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- d 一時的な津波避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(3) 市民自ら行う防災知識の学習・心得

市民は、市および防災関係機関が開催する防災講演会や研修会、自主防災組織の活動などに積極的に参加するものとする。

また、災害発生時の心得の習得や、災害教訓の伝承に努めるものとする。

(4) 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、災害による被害事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明にとどまるものが多い。しかし、自らが被災者となった場合の避難生活および生活支援に関する知識、特に、被災者の生活支援、住宅の再建支援に関する公的支援制度などが重要である。

ア 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、災害から自らを守るために安全な場所への避難や災害時における一連の行動をとるために支援を必要とする人々である。避難行動要支援者には、高齢者をはじめ様々な症状の方がおり、症状に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

特に、高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要である。

このため、市は、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している地域包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

◎本章第19節「要配慮者等の安全確保」参照

イ 避難者のプライバシー

避難所における避難者のプライバシーを確保することは、長期化する避難所生活において必要不可欠である。一方で共同生活上の交流や医療的な見守り等も必要であることから、避難生活のあり方等についてあらかじめ市民への普及が重要である。

ウ 多様な視点から捉えた支援

避難所運営等、避難者への支援においては、性別の違い等を考慮した支援が重要であることから、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例を踏まえ、それぞれの個性を尊重し合い、権利の侵害がないよう、多様な視点からの支援に配慮する。

エ 家庭動物の飼養有無に関する配慮

家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(5) 学術機関との連携

市（防災安全対策課）、防災関係機関は、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害および防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え広く市民に啓発を図る。

3 防災に関する意識調査

(1) 意識調査の現況

市民等の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要である。これらの調査は市消防本部が日本海中部地震の際、電話回答による調査を実施したほか、研究機関により実施されている。

(2) 意識調査の実施

市（防災安全対策課）は、市民等の防災意識調査、アンケート等からの意見聴取など、必要に応じて適時実施する。

第6節 防災訓練

計画の方針

大規模地震等災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民などそれぞれが、とるべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関の協力連絡体制の緊密化、防災関係機関と市民との協力体制の推進、市民に対する防災知識の普及啓発、ならびに地域防災計画の検証など副次的な効果も高く、さらには、防災関係機関をはじめ、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体および地域住民等との連携強化につながる。併せて、女性や要配慮者等の視点で捉えた避難誘導や避難所生活など、実践に即した体験が得られる地域の災害リスクに基づく防災訓練を行うことにより、市民の防災意識の向上を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 防災訓練の実施	各課	防災関係機関
2 総合防災訓練	各課、消防本部	防災関係機関、市民、自主防災組織、事業所等
3 その他の防災訓練	防災安全対策課、各課	
4 各関係機関等の訓練	防災安全対策課、消防本部	防災関係機関
5 要配慮者利用施設の訓練	防災安全対策課、各課	要配慮者利用施設
6 自主防災組織および市民等の訓練	防災安全対策課、消防本部	市民、自主防災組織、事業所

1 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の現況

市は、市地域防災計画に基づいて各種訓練を実施しており、災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、一般市民に対する防災思想の普及啓発の上からも、防災上極めて重要な役割を担っている。

(2) 訓練の区分

ア 図上訓練

各種災害を想定し、関係機関、団体の予防措置、応急対策など、実員を使って訓練を行うことができない場合、又は指揮能力を養成する訓練などを行う場合に、これを実施する。

イ 実践訓練

市は、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア、避難行動要支援者等を含めた地域住民と連携し、実際の災害を想定して、総合的、又は個別的に実施する。

(ア) 総合防災訓練

災害想定に基づき、市内防災関係機関、関係団体および市民の参加による各種訓練を総合的に実施するものとし、原則的に市防災会議が関与して行う。

(イ) 個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を選定して、訓練を実施する。

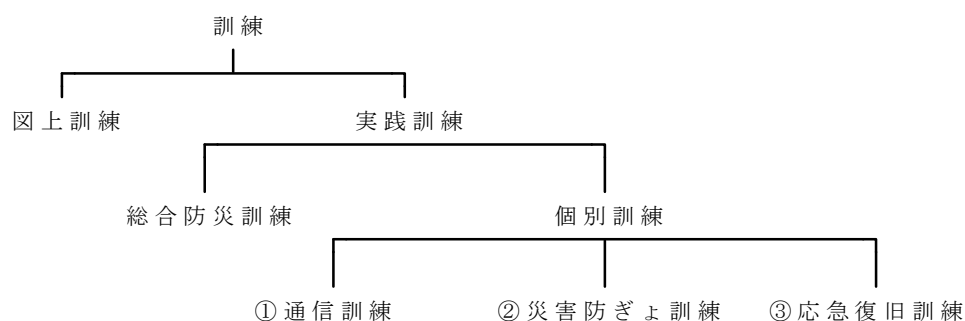


図 2-6-1 訓練の区分

(3) 個別訓練の種別

市は、次のような個別訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

ア 通信訓練

市は、災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達および被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう、防災行政無線等について、定期的に通信訓練を行う。

また、有線および各種防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保についても十分な検討と体制の整備に努める。

イ 災害防ぎょ訓練

主として以下の訓練を実施する。

(ア) 災害情報収集・伝達訓練

(イ) 職員の動員訓練

(ウ) 災害対策本部設置、運営訓練

(エ) 緊急輸送訓練

(オ) 消防訓練

(カ) 水防訓練

(キ) 海難救助訓練

(ク) 特殊災害防災訓練（列車事故、トンネル火災、危険物の爆発事故、石油コンビナート基地火災等）

(ケ) 避難訓練（主として浸水想定区域から指定緊急避難場所等への避難）

(コ) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練

(サ) 必要資材の応急手配訓練

(シ) 大規模停電を想定した訓練（非常用電源の位置や運用の確認、停電時における機能維

持等)

- (ス) 市町村共同による訓練
- (セ) 関係機関との連携による広域避難を想定した実践型の訓練
- (ソ) 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練

ウ 応急復旧訓練

応急復旧訓練は、各施設管理者が実施主体となってい、市はその訓練に積極的に参加する。

- (ア) 鉄道、道路の交通確保
- (イ) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (ウ) 決壊堤防の応急修理
- (エ) 水道、ガス、電力、通信施設等の応急修理
- (オ) 石油類等の流失防止等応急復旧

2 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練の現況

防災週間に合わせ、各防災機関、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら市内各地において災害予防と災害応急対応を中心に実施している。

(2) 実施目的

各種災害が発生したことを想定し、市および防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効のある各種訓練を実施することにより、災害の予防と災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるようにするとともに、市民の防災意識の高揚等を図る。

(3) 実施計画

毎年度、次に掲げる事項について実施要綱を定め、実施する。

ア 実施時期および場所

原則として防災週間中に、市内7地域を中心に毎年巡回して、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

イ 参加機関

- (ア) 市各部局
- (イ) 防災行政関係機関等
- (ウ) 自主防災組織、事業所等
- (エ) 地域住民

ウ 訓練項目

災害情報発表伝達、避難情報の伝達、災害対策本部設置、通信（情報収集）、航空偵察、火災防ぎょ（危険物施設、ビル、林野、街区）、初期消火、水防、負傷者応急手当、救護所設置、血液輸送、医薬品空輸、緊急交通路の確保（道路啓開・交通規制）、ヘリ輸送、指定避難所・福祉避難所の開設・運営、要配慮者の支援、備蓄物資の放出・流通備蓄の要請、支

援物資の受入・配給、炊き出し、自主防災組織の活動・支援、ボランティアの派遣要請・受入、災害救助法適用、緊急・特設公衆電話設置、電話・ＴＶ回線応急復旧、電力施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、ＬＰガス応急復旧、水道施設応急復旧、応急仮設住宅の建設、事故車両救出救助、列車事故等。

3 その他の防災訓練

市の各種防災訓練は以下のとおり。

表 2－6－1 秋田市防災訓練計画表

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	秋田市	防災週間	適宜	関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する。
津波防災訓練	秋田市	津波防災の日	沿岸部	沿岸部の市民や防災関係機関による防災行政無線、津波フラッグなどの情報伝達や避難誘導を含めた津波防災訓練を行う。津波サイレン吹鳴検証等も併せて実施する。
水防訓練	秋田市	入梅前	雄物川 河川敷	必要に応じ国および県と合同で実施する。
土砂災害避難訓練	秋田市	適宜	適宜	土砂災害警戒区域等の市民の避難訓練を行う。
消防訓練	消防署 消防団	適宜	適宜	図上又は実践訓練、必要に応じ避難など他の訓練と並行して実施する。
通信訓練	秋田市 消防署 消防団	県民防災意識 高揚強調週間	地域全域	気象警報・注意報等、災害情報、命令指示、報告要領を所用の通信手段を使って訓練する。
動員訓練	秋田市 消防署 消防団	〃	適宜	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるよう訓練、必要により通信訓練と並行して実施する。
火災避難訓練	各施設の 管理者	火災予防運動 県民防災週間 期間(春、秋)	各施設	被災のおそれのある地域から、又は学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所等の建物からの避難訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
炊出し、 給水訓練	秋田市	防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊出し、給水について訓練、必要に応じ消防、水防訓練等と並行して実施する。
医療救護・応 急手当訓練	秋田市	適宜	適宜	医療機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は町内会等、事業所等による応急手当等を訓練、必要により他の訓練と並行して実施する。

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
共同訓練	秋田市 他市町村	適宜	適宜	複数の市町村による共同訓練を実施する。
停電想定訓練	秋田市	適宜	適宜	停電を想定した訓練を実施する。

4 各関係機関等の訓練

(1) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて、市と共同して訓練を実施する。あるいは市の訓練に参加・協力を行う。

(2) 関係施設の訓練

医療施設、教育施設、社会福祉施設、工場、興行場、デパートおよびその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難・誘導、消火、通報などの各訓練を実施する。

また、事業所においては、地域の一員として、市、消防および地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

5 要配慮者利用施設の訓練

(1) 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の訓練

水防法に基づき浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い、洪水時等における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、市はこれを支援する。

(2) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の訓練

土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い、土砂災害の危険性が高まった際の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、市はこれを支援する。

(3) 津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設の訓練

津波防災地域づくり法に基づき津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、市はこれを支援する。

6 自主防災組織および市民等の訓練

津波や風水害等による被害は、局地的に発生することが多く、地震被害は地区によりその様相が異なる。そのため、地形、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口および防災施設状況等の地区の特性を踏まえて、自主防災組織等がそれぞれに工夫した訓練が実施できるよう、市は支援する。

(1) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟および関連防災機関との連携を図るため、市および消防の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難・誘導訓練等のほか地域の実情に応じ訓練種目を選定して行う。

また、自主防災組織等から指導協力要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援するよう努める。

訓練に当たっては、要配慮者への声かけ、情報共有などを含めるよう努める。

(2) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市および防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚および防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いなどに努める。

第7節

学校等教育施設の防災対策・防災教育

計画の方針

災害が発生した場合に、学校等における幼児、児童、生徒、学生、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応が行えるよう、施設および体制の整備を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 防災体制の整備	教育委員会、建築指導課	各学校の施設管理者
2 学校等教育施設の整備	教育委員会	各学校の施設管理者
3 防災教育・訓練の実施	教育委員会	各学校の施設管理者
4 保育施設等の防災体制の整備等	子ども未来部	施設管理者等

1 防災体制の整備

(1) 防災計画の策定

校長等施設管理者は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険場所を把握するとともに、年度初めに災害時における児童生徒の避難、誘導等の計画を作成し、その徹底を図る。

(2) 教育施設の安全点検

教育施設については、施設、設備、器具、用具等について定期的に点検を実施し、常に使用できるように整備を図る。特にガス等露出配管部分については、安全点検を強化する。

(3) 指定通学路に面したブロック塀等の安全対策

市は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、ブロック塀の倒壊による児童の死亡事故が発生したことを受け、市内の指定通学路に面したブロック塀等の調査を実施しており、適切な安全管理および危険なブロック塀等の除却費用を支援する事業の周知に努め、ブロック塀等の倒壊による事故防止を推進する。

(4) 連絡通信組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、全教職員の緊急時連絡網等を整備するとともに、休日および夜間、無人化している学校等については、警備会社等委託先との十分な連絡網を確立する。

(5) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を明らかにしておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童生徒の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

2 学校等教育施設の整備

(1) 施設の構造強化

学校等の設置者は、建築基準法に基づき、校舎、体育館等について、必要に応じて点検や診断を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。特に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建築基準法」という。）の現行耐震設計基準（昭和 56 年 6 月施行）よりも前の基準により建築された校舎、体育館等については、必要に応じて耐震診断・耐力度調査を行い、対応を図る。

(2) 災害に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

市は、避難所として使用される学校施設において、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 一般施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

受水槽の非常用給水栓等の整備

生活雑用水確保のための貯水槽等の整備

(エ) 非常用電源施設の整備

イ 保健施設整備

(ア) 救護所設置を念頭に置いた学校保健施設等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット環境等の整備

3 防災教育・訓練の実施

(1) 防災指導の充実

- ア 防災知識の指導は、学校における教育課程に位置付けて実施する。特に、避難訓練や野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等について、指導の徹底に努める。
- イ 学校の行事として、防災訓練等を行い、災害時における防災活動・避難等について習得させる。
- ウ 防災上重要な教育施設の管理者等に対し、防災教育を実施しその資質向上を図る。特に、出火防止・初期消火・避難等災害時における行動力、指導力を向上させる。
- エ 緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化する。
- オ 教科指導や学級指導など教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育の実施、防災リーフレットの活用などにより、学校における防災教育の充実を図る。

(2) 学校等を通じての防災知識の普及

ア 現況

防災知識の普及については、各学校において計画的に実施されており、特に火災予防、避難方法などについては地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。

イ 教員に対する防災教育

指導のための資料等の配布および心肺蘇生法等の指導者研修会を通して、教員の防災指導者としての資質向上を図る。

ウ 児童生徒に対する防災教育

小・中学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、また、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

エ 防災訓練の実施

- (ア) 防災訓練は、学校行事等に位置付けて計画し、全教職員の共通理解と児童生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果が得られるよう努める。
- (イ) 防災訓練は、登下校中、授業中、校外学習活動中など、様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておく。
- (ウ) 防災訓練は、学校の種別、規模等事情に応じて年3回程度実施する。
- (エ) 防災訓練実施後は、当該訓練につき十分な検証を行い、関係計画の修正・整備を図る。
- (オ) 防災訓練等では、学校間で対応の違いがないよう、他校との情報交換を行う。

4 保育施設等の防災体制の整備等

保育施設等の管理者は、市が示すハザードマップ等を参考に、災害時等における乳幼児の避難、誘導等の計画を作成し、職員全員が共通の認識で災害時に対応できる体制を整え、徹底を図る。

また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域および津波災害警戒区域内に位置する保育施設等の施設管理者は、水防法、土砂災害防止法および津波防災地域づくり法に基づき避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、計画に基づく避難訓練を行うものとする。

施設管理者は、施設の整備や防災教育・訓練について、上記の学校等での対応と同様、適切に実施する。

第8節

公共施設等の防災対策

計画の方針

市の施設や福祉施設、病院等の公共施設の災害対応力の強化を推進する。これらの施設の管理者は各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設防災の防護を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市の施設	各課	
2 社会公共施設等	福祉保健部各課、子ども未来部各課、秋田市保健所	社会福祉施設等の管理者、医療機関

1 市の施設

市の施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。その機能が発揮できるよう、保育所、小・中学校、高校、病院、消防署、公民館等、防災上重要な施設の各施設管理者は点検・診断を行い、計画的に補強、改修および建替えなどを検討し、順次実施していく。

なお、地震への備えとして、市は、「秋田市耐震改修促進計画」に基づき、順次、施設の耐震点検、耐震改修を進めていく。

また、災害時における電源の確保等、施設の安全性や対応力を高めるよう努める。

さらに、災害による行政情報の喪失を回避するため、税関係のシステムや住民基本台帳等について、磁気媒体等にバックアップデータを作成し、保管場所の分散化を図る。

2 社会公共施設等

(1) 福祉施設

ア 現況

市内には、高齢者、障がい者等、災害発生時に自力避難が困難な人達が入所又は通所している社会福祉施設が 760 施設（令和 6 年 4 月 1 日現在）あり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

また、認可保育所など多くの教育・保育施設がある。

◆資料編 27-1 福祉施設一覧

イ 対策

(ア) 災害発生に際しては、地震情報、気象情報、避難情報および災害情報を入所者へ早期周知することが、被害の拡大を防ぐ有効な方法であるため、職員が迅速かつ冷静に入所

者への周知を図れるよう平時から訓練を実施する。

- (イ) 施設等管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と災害対策について具体的な協議を十分行い、施設の実態に即した消防計画を策定する。

また、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練を実施するとともに、職員全員が共通の認識で災害時に対応できる体制を整え、徹底を図る。

- (ウ) 防火管理体制については、定期的に施設の安全性および保安体制について自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- (エ) 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が円滑に得られるよう平時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- (オ) 市の施設に準じて、建物の点検・改修および耐震点検、耐震改修を進める。
- (カ) 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努める。

(2) 病院等医療施設

ア 現況

市内には、病院が 21 施設（令和 5 年 12 月 31 日現在）あり、傷病者の収容および治療ならびに予防対策指導等を実施して、市民の健康管理を図っている。

◆資料編 23-2 病院一覧表

イ 対策

- (ア) 医療施設の自主点検の実施

災害予防について管理者が定期的に施設の安全性および災害時における機能確保等について自主点検を実施する。

- (イ) 避難体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力避難することが困難な患者について避難体制を確立する。

特に、休日、夜間においての避難体制と、消防機関をはじめ関係機関への早期通報体制の確立を図る。

- (ウ) 危険物の安全管理

石油類、医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、災害発生時における安全管理対策を講ずる。

劇物および毒物については、容器の転倒、破損による流出などがないよう、安全な保管対策を講ずる。

- (エ) 職員の防災教育および防災訓練の徹底

災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

- (オ) 施設の点検・改修の実施

市の施設に準じて、建物の点検・改修および耐震点検・耐震改修を進める。

- (カ) ライフラインの確保

医療機関は、ライフラインの確保に係る貯水タンクおよび自家発電装置等の整備、災害時におけるライフライン等の優先使用および優先復旧の契約等に努める。

第9節 火災の防止

計画の方針

市（消防本部）は、火災による被害を軽減するため、消防力の充実強化、消防対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる市民および自主防災組織による初期消火能力の向上を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 一般家庭に対する指導	消防本部	市民
2 初期消火体制の確立	消防本部	自主防災組織
3 火災予防の啓発	消防本部	事業所
4 火災の延焼拡大の防止	防災安全対策課、消防本部	自主防災組織
5 消防水利の整備	消防本部	
6 消防力の強化	消防本部	自主防災組織、事業所、消防団

1 一般家庭に対する指導

(1) 指導の現況

市（消防本部）は、消防力の充実強化と併せ市民に対する防火指導の普及を図りながら、火災の未然防止に努めている。

特に、平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災での逃げ遅れによる死者の減少を目的として、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。市（消防本部）は、引き続き、住宅用火災警報器の設置および維持管理の指導に努めるとともに、感震ブレーカーおよび安全装置付火気使用器具等の普及と消火器、消火用バケツの備え付け、水の汲み置きなどについての指導に努める。

(2) 一般家庭への予防対策

ア 出火の防止

市（消防本部）は、市民に対し、火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努める。

また、大規模地震による火災は阪神・淡路大震災でも明らかのように、市内に同時多発的に発生するため、行政の消防力に対応できる範囲を超えてしまうことが予想される。

したがって、平常時から地震に備えた適切な出火防止策が図られ、地震発生後も速やかに的確な出火防止措置がとれるよう、各家庭への指導や防火上重要な施設への立入検査等

を通じ、安全指導の徹底に努める。

＜一般家庭への防災指導事項＞

■火災

- 1 消火器、消火バケツ等消火器具類の普及
- 2 住宅用火災警報器の設置および維持管理の徹底
- 3 火気使用場所の不燃化促進
- 4 カーテン、じゅうたんおよび寝具類等防災製品の普及促進
- 5 灯油類危険物の安全管理の徹底
- 6 異常気象時の火気取扱制限

■地震による火災

- 1 地震発生時は、まずわが身の安全を図ること。火を使っているときは、揺れがおさまってからあわてずに火の始末
- 2 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備およびガスを自動停止するマイコンメーターや感震ブレーカー、漏電遮断器など出火防止のための安全な機器の普及
- 3 家具類の転倒防止措置、日用品等の落下防止措置の徹底
- 4 火を使う場所の不燃化および整理・整頓の徹底
- 5 防災カーテンなど防災製品使用の普及
- 6 灯油、ガソリン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- 7 消火器の設置、風呂水の汲み置きとバケツの備えなど消火用具の準備等の徹底
- 8 停電発生時の通電火災対策の徹底

イ 出火防止知識の普及方法

市（消防本部）は、各家庭における出火防止に関し、以下の点について、その徹底を図る。

- (ア) 春秋の火災予防運動期間中、一般家庭を対象に、住宅用火災警報器の設置および維持管理、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。
- (イ) 講習会や各種訓練等の機会を通じて、火災予防に関する規則等の徹底や消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、火災時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。

2 初期消火体制の確立

地震や火災の規模が大きくなると、消防機関等の消防力をもってしても十分な消火活動が不可能となる可能性がある。したがって、市民は自主防災組織を中心に「自らの地域は自らで守る」という気概のもと、炎上出火や延焼拡大に至らないうちに消火できるよう、初期消火体制の確立に努める。

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のため置きなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 消防用設備等の適正化

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

(3) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの消火形態に適応した消火器具の設置を指導する。

3 火災予防の啓発

(1) 防火管理者等の育成・指導

ア 防火管理者

防火管理者については、毎年、防火管理の資格取得講習会を実施して、資格者を養成し、所属事業所の消防計画を樹立させ、自主防災管理の徹底を図る。

イ 危険物施設関係者

市（消防本部）は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し、次の事項を実施する。

- (ア) 危険物安全週間中における消火訓練の指導
- (イ) 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施
- (ウ) 施設および消防用設備等の適切な維持管理の徹底

(2) 建築物の火災予防

ア 一般建築物の火災予防

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務に際して防災上の指導を行う。

その他の一般住宅についても、機会あるごとに、出火防止のための指導を徹底する。

イ 特殊建築物等の火災予防

建築基準法に定める特殊建築物および消防法に定める防火対象物については、同意事務、消防用設備等の着工・設置届および防火対象物使用開始届に伴う検査等に際して、防災上の指導を行う。

ウ 立入検査

市（消防本部）は、立入検査の実施に当たっては、災害に対する平時の心構えや火災時の被害を想定した指導も行い、不備欠陥については、是正措置を講ずるよう指導を行う。

（ア）随時立入検査

通常事務を行うために必要に応じて行う立入検査

（イ）定期立入検査

定期的に行う立入検査

（ウ）特別立入検査

火災予防上特に必要とする場合において行う立入検査

エ 火災予防条例等の周知徹底

秋田市火災予防条例（昭和 48 年 6 月条例第 27 号）等の周知徹底を図るとともに、燃料器具等の管理指導を行う。

(3) 危険物施設の安全化

市（消防本部）は、危険物施設における構造設備の強化、耐震化および安全性の向上を図る。

また、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

◎第 5 章第 3 節「危険物等事故対策計画」参照

(4) 石油コンビナート等の事故防止対策

ア 防災対策の推進

石油コンビナート等特別防災区域として、政令で指定された秋田地区の特定事業所における災害の発生および拡大防止等については、関係法令および石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 31 条に基づく「秋田県石油コンビナート等防災計画（昭和 52 年）」により総合的な防災対策の推進を図り、もって、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体および財産を保護する。

イ 予防対策

石油コンビナート等特別防災区域においては、大量の石油、高圧ガス、毒物・劇物等の危険性物質が貯蔵取扱いされている。このため万一事故が発生すると、大災害にも発展しかねない要素を含んでいる。これまでに発生した石油コンビナート災害の事故原因については、

- ・ 操作ミス
- ・ 設備の老朽化
- ・ 設計時の安全配慮不十分

などがあげられる。

これらの危険性の増大に対処し、市は、災害の発生を未然に防止するため、石油等の危険性物質を貯蔵したり、取り扱う施設の設計建築、適正配置および防火設備資機材等の整備ならびに特定事業所の保安管理体制、区域内における防災協力体制、さらに防災訓練、防災対策の調査研究等の予防対策を整備強化して実施するよう安全対策の推進について指

導する。

◎第5章第9節「石油コンビナート事故対策計画」参照

(5) 薬品等による出火防止

引火性の薬品類を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査に努め、以下のとおり、保管の適正化を指導する。

主な指導事項	1 化学薬品容器の転倒落下防止措置 2 化学薬品収納棚の転倒防止措置 3 混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底 4 化学薬品等収納場所の整理整頓 5 初期消火資機材の整備
--------	---

(6) 工業炉の出火防止

工業炉などの消火困難な火気使用施設が出火に至った場合は、大量かつ高温の熱源を有するため、その消火方法は特異なものに限定され、初期消火は極めて難しく、適切な初期対応を失すれば急激に延焼拡大する危険性も内包している。このことから、市内における炉の届出の際に、使用環境の調査を行い、それに基づいて必要な対策を検討し、出火防止の対策を推進する。

4 火災の延焼拡大の防止

火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備および建築物の不燃化等の一層の充実が必要である。

(1) 建築物の不燃化

市は消防の見地から市街地の危険度を調査して都市の等級を決定し、また建築物の不燃化を図るために、市街地再開発事業、街路事業の促進について指導する。

(2) 延焼拡大の防止対策

市は、次の対策を推進する。

ア 消防計画の充実

消防計画の作成に当たっては、特に木造家屋の密集度、消防活動のための道路の状況等に応じ、消防活動が的確に実施できるようにする。

◆資料編 14－9 火災危険区域表、火災危険区域図

イ 予防査察の実施

消防長又は消防署長は、平常時から関係のある場所への立入等、予防査察等を実施して災害時の対応について現場指導する。

ウ 自主防災組織の育成強化

平常時から自主防災組織を育成強化し、火災の発生時に連携・協力して活動できるよう啓蒙する。

5 消防水利の整備

(1) 消防水利の現況

災害発生時には、水道施設の損壊等によって消火栓の断水や機能低下、又は道路や建物等の損壊によって消防車両の通行障害が発生するなど消防活動が制約されることが予想されるため、自然水利の確認ならびに防火水槽の整備を計画的に実施している。

(2) 消防水利の整備

市（消防本部）は、火災に備え、消火栓に偏ることなく、耐震性防火水槽の計画的配備を推進し、木造家屋の密集地、避難場所および避難路の周辺等を優先的に整備する。

また、河川、池、沼等の自然水利およびプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議の上、消防水利としての活用を図り、水利の多様化および適正配置に努める。

6 消防力の強化

市（消防本部）は、地震被害想定を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強を図れるよう、次の消防組織および施設の強化策を推進する。

(1) 消防組織の拡充強化

市（消防本部）は、木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の拡充・強化を進める。

また、地域防災力の要となる消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(2) 消防署所の整備

市（消防本部）は、最近の市街化の動向や、地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署所の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。

(3) 消防力の整備充実

地域の危険度に応じた適切な消防活動が行えるよう、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防車両、消防機械器具等の充実を図るとともに、消防団の活性化と機動化および自衛消防組織との連携強化を図る。

第10節 水害対策

計画の方針

台風や豪雨、地震等により、河川やため池等が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらす可能性が大きいことから、「秋田市水防計画」に基づき、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、施設の適正な維持管理に努める。

また、平常時より水防活動の体制整備を行い、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害ハザードマップ等により水害リスクや、災害時にとるべき行動についてわかりやすい普及啓発に努めるほか、「雄物川圏域流域治水協議会」等を活用し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築し、ハードおよびソフト対策を総合的に推進させる。

県および市は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を検討する。特に豪雨や洪水のリスクの評価に当たっては、浸水深や発生頻度等を踏まえて防災・減災目標を設定するよう努める。

また、市は国や県と協力し、河川、下水道について河道掘削、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時における監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるほか、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における洪水被害の軽減に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 水害ハザードマップ等	防災安全対策課、下水道整備課	
2 避難対策	防災安全対策課、各課	各施設管理者
3 河川施設	防災安全対策課、道路建設課、消防本部、消防団、下水道整備課	秋田地域振興局建設部 秋田河川国道事務所 土地改良区
4 排水施設の整備	道路維持課、道路建設課、農地森林整備課、下水道整備課、都市計画課、各市民サービスセンター	
5 ダム施設		秋田地域振興局建設部
6 ため池施設	農地森林整備課、道路建設課	秋田地域振興局農林部 土地改良区
7 水路	農地森林整備課、道路建設課	土地改良区

1 水害ハザードマップ等

(1) 水害ハザードマップ

市（防災安全対策課）は、台風や豪雨等による水害時の住民避難に活用するため、国や県によって作成された洪水浸水想定区域に基づき、水害ハザードマップを洪水予報河川と水位周知河川を対象に作成・配布している。

今後市は、国や県による浸水想定区域の追加・修正に伴い、水害ハザードマップの逐次更新を行う。

また、ハザードマップを市ホームページで公開するとともに、ハザードマップを用いた防災講話や自主防災リーダー研修会により、水害の危険性や避難のあり方について周知徹底を図る。

その際、浸水による危険度（リスク）や避難場所の考え方、避難のタイミングのほか、マイタイムラインの活用など、ハザードマップに記載している事項について効果的な周知に努める。

なお、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、防災講話等の機会を捉えて水害リスク情報として市民へ周知するよう努める。

(2) 内水浸水想定区域図

市（下水道整備課）は、下水道計画区域について、想定される最大規模の降雨でシミュレーションを行い、河川氾濫を反映しない内水浸水の状況を想定した内水浸水想定区域図を作成している。作成した区域図は、浸水への備えに活用できるよう、市ホームページやSNSによる情報発信、町内会への情報提供などにより、効果的な周知を図る。

また、市（防災安全対策課）は、避難場所や避難経路などを表記し避難の参考となる内水ハザードマップについては、水害ハザードマップとの調整に留意するとともに、効果的な避難行動につながるよう作成について検討する。

2 避難対策

(1) 避難情報の発令・伝達と避難所等の周知

ア 避難情報の発令基準

市は、水害ハザードマップや避難判断水位等に基づく避難情報の判断・伝達マニュアルを整備するとともに、秋田河川国道事務所および秋田地域振興局との連携により防災行動計画（タイムライン）を整備し、避難情報の発令に活用する。

◆資料編 13－3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

イ 避難情報の伝達手段

市は、避難情報の伝達手段として、防災ネットあきたのほか、緊急速報メール、Ｌアラートを通じたテレビ、ラジオ放送、SNSなど多様な手段の整備・高機能化などの促進を図る。

ウ 指定緊急避難場所および指定避難所の周知

市は、水害ハザードマップに指定緊急避難場所を掲載するとともに、地域の指定緊急避難場所や指定避難所について、住民説明会の実施、広報あきたへの掲載によるわかりやすい誘導標識や案内板などにより、市民に対し周知する。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「直ちに安全な場所で命を守る行動（緊急安全確保）」を行うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保

ア 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

市は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「水防法」という。）第15条第1項第1号の規定に基づき、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、洪水予報等の伝達方法を定める（該当施設の名称および所在地については、資料編35-1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を参照のこと）。

イ 洪水予報等の伝達手段

市は、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設に対して直接、電話・FAX・電子メールのほか緊急告知ラジオを用いて洪水予報等を伝達する。

ウ 避難確保計画の策定

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、水防法第15条の3の規定に基づき、避難確保計画を作成し、市に報告する。市は、計画作成に対する必要な助言等により、その進捗を図る。

◎本章第19節「要配慮者等の安全確保」参照

(3) 浸水想定区域内に位置する地下街等や大規模工場等における避難体制の確保

ア 地下街等や大規模工場等における洪水予報の伝達体制

市は、水防法第15条第1項第1号の規定に基づき、浸水想定区域内に位置する地下街等で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、洪水予報等の伝達方法を定める。

また、浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設についても、洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 地下街等の避難確保計画等

浸水想定区域内に位置する地下街等の所有者又は管理者は、市地域防災計画に名称および所在地を定められた場合は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保および浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する

る事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するほか、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

ウ 大規模工場等の浸水防水計画等

浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者は、市地域防災計画に名称および所在地を定められた場合は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成および浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

(4) 洪水等に対する発令基準

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

これらの基準および対象区域の設定および見直しに当たっては、国や県から必要な助言等を受けるものとする。

(5) 集落等の孤立防止

市は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するために、迂回路や通信手段、生活必需品等の備蓄など必要な事項を定める。

◎本章第 18 節「孤立集落対策」参照

(6) 在宅の要配慮者の避難支援

市は、要配慮者の避難支援を安全・確実に実施するため、平成 22 年 3 月に「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を作成している。

今後は、防災対策の現状を踏まえ、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン（平成 27 年 3 月改訂）」の改定を適宜行う。

◎本章第19節「要配慮者等の安全確保」参照

(7) 訓練の実施

市は、市職員、医療機関、町内会等・自主防災組織などの地域コミュニティ団体および関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

また、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制および必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる活動体制の整備を図る。

3 河川施設

(1) 河川の現況

市を流れる主な河川としては、雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川等がある。各河川にはそれぞれ多くの支流があり、山地を浸食、開析して谷をつくり、盆地内部には広い平坦地を形成している。

◆資料編 13－1 秋田管内河川図

(2) 河川施設の整備

ア 市（道路建設課）は、現在改修中の河川については早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川については風水害を考慮した河川施設の整備に努め、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づいた耐震診断および耐震補強を実施する。

また、国や県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。特に河川堤防については、耐震補強工事を推進する。

イ 市は、各河川管理者に対し、流下能力を確保するため、堆積土砂の除去や伐木などの適切な維持管理について、継続的に要望する。

(3) 河川の維持管理

河川管理者は、河川整備計画等に基づき、次の維持管理を実施する。

ア 河道の流下能力の維持管理

出水後の土砂堆積の状況や、倒木・流木などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合は対策を講じる。その際、瀬や淵の保全や再生など、現況の河川環境の保全に配慮する。

また、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、動物の生息環境に配慮しながら必要に応じて伐採する。

イ 護岸・堤防等河川管理施設の維持管理

堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕の工事を行うとともに、出水時の河床洗掘などにより、機能が損なわれる危険がある場合には、必要な対策を講じる。

また、堤防法面に植生が繁茂し、巡視や点検などに支障を及ぼさないよう、必要に応じ

て除草を行うほか、許可工作物については、河川管理上の支障にならないよう、施設管理者に対して適切に指導していく。

(4) 特定都市河川および特定都市河川流域

特定都市河川および特定都市河川流域は、気候変動により水害が激甚化・頻発化する中、通常の河川改修のみの対策では浸水被害の防止を図ることが困難となってきた状況を踏まえ、雨水浸透阻害などのソフト対策も一体となった総合的な浸水被害対策を推進する河川とその流域であり、必要に応じて国土交通大臣又は知事が指定する。

市は、雨水浸透阻害行為の許可事務等を行うほか、特定都市河川の河川管理者や市などが共同で策定する流域水害対策計画に基づき、浸水被害対策を推進する。

表 2-10-1 特定都市河川一覧

(令和6年11月末現在)

特定都市河川流域名	特定都市河川名	指定公表年月日
旧雄物川流域	旧雄物川	令和6年11月8日
	旭 川	
	太 平 川	
	猿 田 川	
	草生津川	
	新 城 川	

(5) 重要水防箇所の巡視

本市では、重要水防箇所として15河川53区域が指定されている。(令和6年3月現在)

平時から、市(防災安全対策課)は、雄物川については国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所、県管理河川については秋田地域振興局建設部と連絡を取り、消防本部および消防団の協力を得て重要水防箇所を重点に巡視し、安全管理に努める。

◆資料編 13-2 重要水防区域一覧表

(6) 水防資機材の整備

市は、水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。

(7) 洪水予報システムの活用

市は、県が整備する雨量および河川水位などのデータを関係機関に迅速・的確に伝達する「洪水予報システム」や「河川砂防情報システム」を活用するとともに、市管理河川に設置している水位計や河川カメラを、洪水の予測等に活用する。

4 排水施設の整備

- (1) 市（道路維持課、道路建設課、農地森林整備課、下水道整備課、各市民サービスセンター）は、短時間に多量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備対策を講ずる。
- (2) 市（都市計画課）は、大規模な宅地開発においては、「秋田市宅地開発技術指針」等により調整池の設置等、雨水対策について指導する。
- (3) 市、国および県は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設および排水設備の補修等を推進する。
また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

5 ダム施設

(1) ダム施設の現況

旭川ダムおよび岩見ダムは県が管理するダムであり、旭川ダムは旭川、岩見ダムは岩見川における洪水調節を行っている。

(2) 実施内容

- ア 洪水発生のおそれのある場合は洪水警戒体制をとり、洪水調節開始後は下流の洪水被害の軽減のため、ダムの操作規則等に基づき、ダムでの貯留を実施する。
- イ ダムが貯留できる限界を迎えた場合は、ダムへの流入量と同じ量を放流する「異常洪水時防災操作（緊急放流）」を実施する。
- ウ 所定の震度又は加速度を検知した地震発生時には、ダムの管理者は直ちにダム本体や取付部周辺地山、貯水池周辺地の臨時点検を行い異常の有無を確認する。
- エ ダム操作によって下流の水位が著しく変化する場合、あらかじめ関係機関へ通知するとともに、一般市民や河川利用者に対しサイレンやスピーカー放送をもって警報する。
- オ 災害時、動力については予備発電施設を、通信についてはN T T回線および無線通信施設を活用する。

表 2-10-2 ダムの整備現状

名称	所管・事業主体	所在地	有効貯水容量(m ³)	完成年月
旭川ダム	県	秋田市	4,200,000	S48.3
岩見ダム	県	秋田市	16,000,000	S54.3

6 ため池施設

(1) ため池施設の現況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、また

最近の農村は高齢化が進み、さらには兼業農家が増加して管理体制が弱体化し危険となったものもある。台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止や下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成 30 年度から令和元年度に新たな基準で再選定された防災重点農業用ため池を中心に対策を実施する。

(2) 対策

- ア 農林水産省の作成する「ため池管理マニュアル（令和 2 年 6 月）」および「ため池群を活用した防災・減災対策の手引き（平成 29 年 9 月）」を活用する。
- イ 市（農地森林整備課）は、老朽化したため池について農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強・改修に努める。
- ウ 市および県は、地震や豪雨による破損等で決壊した場合、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップを作成し、地域住民への周知を行うとともに、耐震化や統廃合などを推進する。
- エ 防災重点農業用ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いと判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。
- オ 農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留意し、特に災害の発生するおそれがある場合は、直ちに施設の点検を実施し、決壊等の防止に努める。
- カ 市および県は、「ため池」の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査した上で必要に応じて貯水制限、補強工事、改修工事などを行い施設の安全使用や減災に努める。

7 水路

(1) 現況

放流先河川の水位上昇に伴い、水害被害の危険性がある。

(2) 対策

市は、気象情報(予測)に応じて、土地改良区等の水路を管理する者と連携を図る。

第11節 土砂災害対策

計画の方針

土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。このため、市では地すべり、急傾斜地、土石流の災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図るとともに危険地域からの住宅移転等総合的な対策を重点的に推進し、風水害に強いまちを形成する。

県および市は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 危険箇所の調査把握	防災安全対策課、農地森林整備課、道路建設課、道路維持課、建築指導課	秋田地域振興局建設部、東北森林管理局
2 土砂災害警戒情報	防災安全対策課	(県)総合防災課、(県)河川砂防課、秋田地方気象台
3 警戒避難体制の整備	防災安全対策課	
4 災害危険区域からの住宅移転	防災安全対策課、住宅政策課	
5 造成地の予防対策	都市計画課	
6 土地利用の適正化	防災安全対策課、都市計画課	
7 地盤情報の収集と活用	関係各課	
8 連絡調整体制の整備	防災安全対策課	県、関係機関
9 重点的な土砂災害対策	関係各課	

1 危険箇所の調査把握

(1) 土砂災害警戒区域

ア 現況

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策を推進している。(ここで

いう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因とするもの)

なお、県により、土砂災害防止法にもとづく警戒区域および特別警戒区域が指定されている。

◆資料編 14－4 土砂災害警戒区域指定箇所表

イ 予防対策

市（防災安全対策課）は、県による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合、次の対策を促進する。

- (ア) 警戒区域ごとに特色を踏まえて警戒避難体制に関する事項（情報収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難、救助等）を定める。
- (イ) 警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、避難を円滑に行うため、施設の管理者等は避難確保計画を整備するとともに計画に基づく避難訓練を行う。
- (ウ) 土砂災害警戒区域内の指定緊急避難場所および指定避難所は、指定を取り消す。やむを得ず土砂災害や水害以外の避難所等として指定する場合は、その指定について周辺住民への周知を徹底する。
- (エ) 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、区域に特有な土砂災害の形態を考慮して、避難基準、ならびに避難路、指定緊急避難場所および指定避難所を定めるとともに、市ホームページへの掲載、説明会の開催等により市民へ周知する。
- (オ) 土砂災害特別警戒区域においては、居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

(2) 地すべり

ア 現況

地すべりは、第三紀層の分布する特定地域に集中している。当市では過去に大きな災害は発生していないが、地すべりによる被害を除去又は軽減するために、地すべり防止区域が指定されており、本市では、5箇所の指定（令和6年10月現在）がある。

また、地すべりのおそれのある箇所の周知や警戒避難体制の整備等のため、土砂災害警戒区域（地すべり）として38箇所が指定（令和6年10月現在）されており、本市でも状況の把握に努めている。

＜地すべり防止区域指定基準＞

地すべり地域の面積が5ヘクタール（市街化区域又は用途地域では2ヘクタール）以上で、移動土塊が河川や道路、公共施設や人家等に到達し、被害を及ぼすおそれのあるもの。

◆資料編 14－2 地すべり防止区域

＜土砂災害警戒区域（地すべり）指定の基準＞

- (ア) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- (イ) 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

イ 予防対策

- (ア) 市（道路建設課）は、地すべり防止区域に指定されている箇所について、当該区域の

把握に努めるとともに、県による地すべり対策事業の早期着工を図るため、協力体制を構築する。

- (イ) 地すべり防止区域では、土地所有者等は、災害を誘発するおそれのある次の行為について、県の許可を要する。
- a 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの
 - b 地下水の排除を阻害する行為
 - c 地表水の浸透を助長する行為
 - d のり切又は切土で政令で定めるもの
 - e 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの
 - f 上記のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し・誘発する行為で政令で定めるもの

(3) 急傾斜地

ア 現況

台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害から住民の生命を保護することを目的として急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、本市では、79箇所（令和6年10月現在）が指定されている。

また、がけ崩れのおそれのある箇所の周知や警戒避難体制の整備等のため、本市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）として476箇所（うち土砂災害特別警戒区域471箇所）指定（令和6年10月現在）されており、本市でも状況の把握に努めている。

＜急傾斜地崩壊危険区域の指定について＞

(ア) 指定手続き

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる地域および崩壊を助長誘発するおそれがある地域を、市長の意見を聞いて、県知事が指定する。

(イ) 区域の要件

崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生ずるおそれがあるもの、およびこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。

(ウ) 指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5m以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域、又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域。

◆資料編 14－3 急傾斜地崩壊危険区域

＜土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）指定の基準＞

- a 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- b 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- c 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

イ 予防対策

市（道路建設課）は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所について、当該区域の把握に努めるとともに、県による急傾斜地崩壊対策事業の早期着工を図るため、協力体制を構築する。

（ア）急傾斜地の周知

急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域（急傾斜の崩壊）について、市（防災安全対策課）は当該区域の周知および土砂災害に対する意識の高揚に努める。

（イ）所有者等に対する防災措置の指導

県は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止する必要があると認める場合、当該急傾斜地崩壊区域内の土地所有者、管理者又は占有者、その土地内において制限行為を行った者、当該急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施行その他必要な措置をとるよう勧告を行う。

（ウ）警戒体制の確立

豪雨時には、危険な兆候がないか警戒することが重要である。

また、地震による土砂災害は、地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な兆候がないか警戒することが重要である。このため、平常時から、斜面の監視体制や通信手段等を確立しておく。

（4）土石流

ア 現況

本市の河川上流は大半が急流河川で、ぜい弱な地質と森林の開発等により山地の荒廃が進み、融雪や豪雨により多量の土砂を流出させていることから、日頃から土石流の発生が強く懸念されている。

よって、土石流のおそれのある箇所の周知や警戒避難体制の整備等のため、本市では、土砂災害警戒区域（土石流）として 495 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 383 箇所）が指定（令和 6 年 10 月現在）されており、状況の把握に努めている。

＜土砂災害警戒区域（土石流）指定の基準＞

（ア）土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

イ 予防対策

市（防災安全対策課、道路建設課、農地森林整備課）は、地震による砂丘地帯の液状化および山腹崩壊、又はその後の降雨などによって発生する土石流対策を事業主体である県とともに次のとおり推進する。

（ア）土石流に対処するための砂防工事を促進する。

（イ）土砂災害警戒区域（土石流）に関する資料を関係住民に提供するとともに標示板等の設置を促進する。

（ウ）土砂災害警戒区域（土石流）の周辺住民へ警戒避難について指導する。

（エ）土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震および降雨時の対応などについて、市民に周知徹底を図る。

（オ）新たに家屋の建築が予想される溪流についても必要があれば本計画に準じて、土石流

災害の防止に努める。

(5) 山地災害

ア 現況

市域の森林は急峻な地形とぜい弱な地質のため、特に融雪、大雨等によって山腹崩壊や崩壊土砂の流出等、山地災害が発生しており、これを予防するために、保安林機能の向上および各種事業の促進に努めている。

現在、市域の山腹崩壊危険地区は県管理分が203箇所、国管理分が2箇所、崩壊土砂流出危険地区は県管理分が252箇所、国管理分が26箇所となっている(令和6年10月現在)。

◆資料編 14－6 崩壊土砂流出危険箇所表

〃 14－7 山腹崩壊危険箇所表

イ 予防対策

県では、融雪や大雨、地震等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まりなどに対応するため、森林整備保全事業計画に基づき、緊急かつ計画的に対策を促進することとしている。

(ア) 災害に強い地域づくり

- a 豪雨、地震等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策の推進
- b 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するための対策を含め重点的な治山事業の実施
- c 治山事業施工地等の適切な維持管理の推進

(イ) 水源地域の機能強化

- a 水源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、溪流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備の計画的かつ効果的な推進
- b ダム等の水源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策の推進
- c 森林と溪流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等の積極的な実施

表 2－11－1 関係機関の連絡先

機関名称	担当課	連絡先住所	電話	F A X
秋田地域振興局	農林部 森づくり 推進課	秋田市 山王四丁目 1-2	860-3381	860-3386

2 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断

を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(1) 土砂災害警戒情報の発表および解除

土砂災害警戒情報は、秋田県と秋田地方気象台が共同して発表する情報であり、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し、発表および解除される。

また、大地震の際は、揺れによる地盤のゆるみなどを考慮した発表がなされる場合がある。

表 2-11-2 土砂災害警戒情報の発表および解除基準

発表基準	大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。
解除基準	基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるときとする。大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達および情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総合防災情報システムにより、秋田県総合防災課から市および消防本部に伝達される。

また、降雨量、土砂災害危険度情報（土砂災害危険箇所マップ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布）はインターネットなどにより、市および市民に提供される。

なお、前兆現象の通報については、市民および関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

3 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の周知

土砂災害ハザードマップなどの関係資料を市民に提供し、市民への周知徹底を図る。

(2) 警戒・避難に関する情報の周知

降雨量や警戒避難基準等については、広報あきたなどを通じ、市民への周知を図る。災害の予兆現象に関する情報は、市民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図る。

(3) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の巡視・パトロール

土砂災害警戒区域・特別警戒区域のパトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候について把握する。

(4) 避難情報の発令

大雨等による斜面の崩壊や地震動により緩んだ地盤への降雨浸透による斜面の崩壊が予想される場合、大雨警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの防災気象情報、個別の溪流や斜面の状況、さらに秋田県河川砂防情報システムの雨量データ等により総合的に判断し、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本としつつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や気象情報等を踏まえた具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、次の予兆現象が確認された場合は、市民の自主避難を指導する。

表 2-11-3 地すべり等の予兆現象

予兆現象	
地すべり	1 地面にひび割れができる 2 沢や井戸の水が濁る 3 斜面から水が噴出する
がけ崩れ	1 がけからの湧き水が濁る 2 がけに亀裂が入る 3 小石が転がり落ちる
土石流	1 地鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる 2 雨が降り続けているのに川の水位が下がる 3 川の水が濁る。流木が混ざりはじめる

(5) 注意報、警報および避難情報の市民への伝達

注意報、警報および避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）は、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるように指導する。

市は、市民に対して広報車等により警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。その際、要配慮者には十分配慮する。

(6) 緊急調査結果に基づく土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊や河道閉塞など重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行う。緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、国や県から市が通知を受けたときは、県と連携し地域住民に周知する。

(7) 市民の自主的避難の指導

市は、地域の土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について、広報あきたをはじめ、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るとともに、避難の判断をする上で必要な情報をできる限り、住民に提供するように努める。

避難対象地区の住民避難は、自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市および各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

(8) 避難の場所

土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であり、避難人家からできる限り近距離にある場所を指定緊急避難場所に指定する。

(9) 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を作成し、市に報告する。市は、計画作成に対する必要な助言等により、その進捗を図る。

◎本章第 19 節「要配慮者等の安全確保」参照

4 災害危険区域からの住宅移転

(1) 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対して多額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、安全な場所への移転等について指導している。

(2) 対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設および土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助する等の援助を行い、その移転を促進する。

移転助成のための制度は次のとおりである。

ア 防災のための集団移転促進事業

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

◆資料編 15－1 秋田市災害危険区域に関する条例

5 造成地の予防対策

(1) 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配および土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の指導を行う。

(4) 盛土等による災害防止に向けた対応

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

6 土地利用の適正化

(1) 安全性の確保を重視した土地利用

市（都市計画課）は、市内の土地利用について災害危険度の把握を的確に行うとともに、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を指導する。

(2) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

市（防災安全対策課）および県は、ハザードマップ等により土砂災害警戒区域・特別警戒区域の周知を図る。

また県は、砂防法（明治30年法律第29号。以下「砂防法」という。）等の適切な運用を図る。

7 地盤情報の収集と活用

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されていることから、これらのデータの収集・整理を進め、各種の行政施策へ反映させていく。

(1) 地盤情報の収集・整理

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集・整理し、地盤災害の危険度の把握に役立てる。当面、学識経験者・有識者等の指導のもとに、市が行う事業により取得される地盤情報等の電子納品物を対象に整理を進める。

(2) 地盤情報の公開

収集整理されたデータについては、データベース化を図り、個人情報の保護に留意しつつ、可能な限り公開を図るよう努め、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果の公開に努める。

8 連絡調整体制の整備

県は、土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国および県の関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図っており、市は、県との協力、連携を積極的に図る。

9 重点的な土砂災害対策

市および県は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策および山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(1) 総合的な土砂災害対策

市は、県と連携し砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等や、土砂災害対策に係る機器等の設置および流木・風倒木流出防止対策を含む、総合的な土砂災害対策について整備を推進する。

(2) 総合的な山地災害対策

市は、県と連携し山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携等の対策を推進するとともに、森林の整備・保全の推進、山地災害の発生防止に努める。

第12節 風害対策

計画の方針

市内の沿岸地域は砂浜海岸が多く、冬季には北西からの強い季節風などによる風害や飛砂を防止するため、砂防林が造成されている。しかし、この砂防林は、数年来松食い虫の被害により立ち枯れが発生しているため、市は国や県と協力して砂防林の植樹事業などを展開して徐々に回復傾向にある。引き続き、砂防林の保全を図っていくことが重要である。

また、市は、台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して建物の補強など臨機応変の措置を講じ、風害の予防を図る。さらに、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防および日本海低気圧からのびる寒冷前線や発達した積乱雲の通過による局地的な突風や竜巻等の被害防止に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 風害の種類		
2 予防対策	防災安全対策課、農業農村振興課、農地森林整備課、教育委員会総務課、消防本部	漁業協同組合、学校等の管理者、消防団、市民等

1 風害の種類

(1) 台風

市の地域に来襲する台風は、年に数回程度であり、本市に被害をもたらす台風の多くは、玄界灘から日本海に抜けて速度を上げながら北北東に進路をとり、東北北部や北海道に接近又は上陸する台風である。

近年の地球温暖化の進行により台風の発生数は減少するといわれているが、これに相反して大型台風の増加が予想されている。

また、海面水温は日本海においても上昇しており、これがさらに上昇し続けると、日本海に抜けた台風は勢力を維持したまま本市に接近又は上陸する最悪のシナリオが予想される。

(2) 日本海低気圧

春・秋の季節の変わり目において、日本海を急速に発達しながら接近・通過する、いわゆる「日本海低気圧」が台風クラスに発達し、住宅の損壊、停電、船舶の座礁などの被害が多く発生している。

(3) 竜巻などの激しい突風

竜巻などの激しい突風（ダウンバースト、ガストフロントなどを含む）は、大気の状態が非常に不安定となったとき、発達した積乱雲に伴って発生する。県内では、竜巻は主に沿岸において多く発生し、時には竜巻特有の狭い範囲で住家の全壊などの被害が発生しているが、いずれの突風現象も場所を選ばず発生する可能性がある。

(4) フェーン現象

台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、又は南東を中心とする風が県境の山を越えて吹き下りることにより乾燥し気温が上がる「フェーン現象」は、建物火災や林野火災の発生原因の1つである。

(5) 塩害

台風や日本海低気圧の接近又は上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し、絶縁破壊による停電が発生する。

2 予防対策

(1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図る。

ア 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、平時からテレビ・ラジオ等により確認することを心がける。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報については、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象台から発表される。

イ 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること、また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次に示すような事象に留意するとともに、行動を心がけ、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めることを周知・啓発する。

(ア) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- a 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- b 雷鳴が聞こえたり、電光が見えたりする。
- c ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- d 大粒の雨やひょうが降り出す。

(イ) 発生時に屋内の場合

- a 窓やカーテンを閉める。
- b 大きな窓ガラスの下や周囲には近づかない。

- c 家の1階の窓のない部屋に移動する。
 - d 丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る。
- (ウ) 発生時に屋外の場合
- a 物置や車庫、プレハブの中は危険なため避難場所にしない。
 - b 建物のシャッターを閉める。
 - c 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする。
 - d 電柱や太い樹木であっても、倒壊することがあり危険なため近づかない。
- ◎気象庁「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」参照

(2) 監視・情報収集体制の整備

ア 監視体勢

台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防本部、関係機関などと連携した監視体勢に入る。

イ 警戒態勢への移行

災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急対策を実施する。

(3) 竜巻等突風情報の伝達

市は、竜巻注意報情報が発表された場合、市民に対し、安全な建物等への回避行動を促すため、防災ネットあきたにより注意喚起情報を伝達する。

(4) 各機関における対策

ア 市および消防本部

- (ア) 風に強い森林を作るため、スギ人工林においては適正な間伐の実施および針広混交林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行う。
- (イ) 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- (ウ) 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - a 火災予防の広報、査察を実施して警戒心を高揚させる。
 - b 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する。
 - c 消防資機材および消防水利の点検を実施する。
 - d 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- (エ) 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、水防対策を確立する。

イ 漁業協同組合

漁業協同組合は、注意報、警報を的確に把握し、必要により漁船所有者に出漁中止又は帰港等の指導・通報を行う。また漁船所有者は、漁船の係留、漁網および漁具等の流失防止に努める。

ウ 学校等の管理者

学校等の管理者は校舎、建物および設備を点検し老朽部分を補強するとともに、児童生

徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。

エ 市民等

(ア) 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施して安全を図る。

- a はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
- b 棟木、母屋、梁等のかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
- c 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
- d 強風下では屋根に登らない。また、外出は控える。
- e 必要により避難の準備をする。

(イ) 台風の襲来するおそれがある場合は、登山や海釣りなどを見合わせさせるとともに、常日頃からラジオを携行するよう指導する。

第13節 雪害・寒冷対策

計画の方針

市および防災関係各機関は、雪害ならびに融雪期における防災業務の障害を克服するため、情報の収集および広報活動の徹底を図る。

また、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、的確な関係機関の連携により、一人暮らし高齢者などの要配慮者への除排雪支援や市民への情報提供に努め、安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努める。

さらに、積雪期は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されることから、市および防災関係機関は総合的な雪対策の推進により、地震被害の軽減を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 集中的な大雪への備え	道路維持課、生活総務課	各道路管理者、各警察署
2 冬期交通の確保	道路維持課、生活総務課	各道路管理者、各警察署
3 なだれ防止対策	防災安全対策課、農地森林整備課、道路維持課	各施設管理者 秋田地域振興局建設部
4 生活安全対策	防災安全対策課、農地森林整備課、住宅政策課、道路維持課、消防本部	市民、秋田地域振興局建設部
5 除排雪支援体制の整備	防災安全対策課、生活総務課、福祉総務課、長寿福祉課、障がい福祉課、道路維持課	自主防災組織、秋田市社会福祉協議会
6 堆雪場等の確保	道路維持課、公園課	
7 農林漁業対策	農地森林整備課、農業農村振興課	秋田地域振興局農林部
8 文教対策	教育委員会	県教育委員会
9 スキー場対策	公園課	スキー場の施設管理者
10 積雪期の災害予防対策	防災安全対策課、道路建設課、道路維持課	各道路管理者、関係機関
11 その他	防災安全対策課、道路建設課、道路維持課	各道路管理者、関係機関

1 集中的な大雪への備え

市および国、県は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域の状況に応じて準備するよう努める。

2 冬期交通の確保

豪雪等に対し、道路交通および鉄道交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械および必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

なお、各道路管理者は、円滑な冬期道路交通の確保を図るための計画や路線図の策定に努め、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(1) 冬期交通の現況

除雪対策により冬期交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っている。

(2) 実施機関

一般国道	直轄指定区間：秋田河川国道事務所 指定区間外：秋田地域振興局建設部
県道	秋田地域振興局建設部
市道	秋田市建設部道路維持課

(3) 通行規制等

ア 各道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。

また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

イ 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

(4) 幹線道路の確保

市（道路維持課）は、積雪時における市民の安全と交通の確保を図るため、一般交通に供している道路は、毎年除排雪計画を定め実施する。

市（道路維持課）は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により市のみの対応では困難な場合は、国や県に対し支援を要請する。

道路の除雪の稼働基準や作業時間帯等については適宜見直しおよび検討を行い、作業の効率化を図る。

(5) 市街地の除雪

市街地の除雪に当たっては、国、県、市ならびに関係機関団体は、屋根の雪下ろしの時期、堆雪場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者ならびに市民の協力を得て、除雪実施の円滑化を図る。

中心市街地については、消融雪歩道のネットワーク化を図り、歩行者の利便性の向上に努める。

(6) 市民等への情報提供等

市は、市ホームページや広報あきた、チラシ、秋田市公式LINE等により、市民が利用できる堆雪場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める。

県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表し、報道等を通じて、市民に注意を喚起することになっている。

(7) 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通を確保し、交通事故を防止するため、秋田中央警察署、秋田臨港警察署および秋田東警察署は、積雪時における道路交通対策要綱に基づき、夏用タイヤ装着車に対する冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換指導など、交通指導取締りを実施する。

ア 交通状況の把握

警察は、県、市と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路の確保に当たる。

イ 緊急通行車両以外の通行禁止

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 交通規制の実施

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の隣接県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(8) 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最小限度にとどめるため、防雪および除雪体制の確立、設備および機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については、東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策マニュアル」や「秋田支社実行計画」による。

(9) 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援

道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

(10) バス運行の確保

市(道路維持課)および秋田中央交通(株)は、市が行う除雪対象路線における定期バスの運行を確保する。

(11) 除排雪デーの設定

市長は、秋田市ゆき総合対策基本計画に基づき町内会等、関係団体等による地域ぐるみの除雪日を設け、町内や学校周辺の通学路の一斉除排雪を行う。

3 なだれ防止対策

(1) なだれ危険箇所の現況

市のなだれ危険箇所(豪雪地帯で見通し 18 度以上、高さ 10m 以上の斜面で想定被害区域内に住宅や建物に影響を及ぼす箇所)は、136 箇所あり、特に大雪や融雪によって大きななだれが発生するおそれがある。このため、なだれによる住家の破壊、道路の途絶などにおいては過去に被害がなくとも警戒を必要とする。

また、豪雪時には、地すべり、急傾斜地崩壊危険区域においても警戒体制が必要である。

◆資料編 14－8 なだれ危険箇所等

(2) 警戒・避難体制の確立

市および関係機関は、市民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の市民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。

なだれ危険箇所周辺の集落および道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒および避難できる体制を確立する。

また、宿泊施設事業者は、なだれから観光客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。

なお、なだれにより孤立集落が発生した場合、市は、円滑に県や自衛隊、消防機関等の関係機関と協力体制の確立を図れるよう、平常時から関係機関との協力体制を整備する。

◎本章第18節「孤立集落対策」参照

(3) なだれ防止施設の整備

市（道路維持課、農地森林整備課）は、なだれ危険箇所については、所管ごとになだれ防止のための対策事業を計画的に推進する。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶができているときは、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

(4) なだれ危険箇所のパトロール

市（道路維持課）および関係各機関は、なだれ危険箇所について適時パトロールを実施し、状況の把握に努めるとともに、積雪深70センチメートル以上になったとき、又は大雪や融雪等のためなだれの被害が予想される場合は、なだれ、がけ崩れ、地すべり等危険地域の重点的監視と被害の防除に努める。

また、融雪期にもパトロールを実施し積雪表面の点検を行う。

◆資料編 16－1 雪害対策要領

〃 16－2 雪害対策本部

4 生活安全対策

(1) 市民安全対策の現況

市および関係各機関は、積雪時における市民の生活安全対策のため、雪害に係る事故の防止に努めている。

(2) 地域コミュニティの対応

豪雪時に要配慮者は、自身による除排雪が困難となることから、町内会や自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応をとることが必要である。

そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を以下のとおり行う。

ア 降雪前からの準備

- (ア) 地域の情報収集・伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災資機材の備蓄・管理

イ 降雪期における対応

- (ア) 地域内の被害状況の情報収集
- (イ) 市民に対する防災情報の伝達
- (ウ) 救出・救護の実施・協力
- (エ) 要配慮者への支援
- (オ) 「除排雪デー」における地域ぐるみの一斉除排雪

(3) 人命および建物被害の防止

市（農地森林整備課、道路維持課、消防本部）は、積雪、なだれ等による人身事故および建造物の損壊を防止するため、次の事項の対策と指導を徹底する。

指導事項	1 市は、なだれおよび落雪の危険地域に対する立入りや通行を制限し、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。 2 避難道路確保のための除雪を励行する。 3 道路の除雪等により排水溝をせき止めないよう留意する。 4 克雪住宅の普及のため、融資制度等による支援を行う。 5 屋根の雪処理中の事故防止を呼びかける。 6 住宅等において常に非常口を確保するよう呼びかける。
市民の対策	1 アーケード等建築物の管理者は屋根の雪下ろしを適期に実施する。 2 一人暮らし高齢者世帯等の要配慮世帯の雪下ろし、除雪については、地域関係者およびボランティア等の協力を得て実施する。 3 木造老朽建物は降雪時に補強工事等の実施に努める。 4 避難道路の確保のため除雪を励行する。 5 新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努める。

(4) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及を図るため、市ホームページや広報あきた、新聞、テレビ、ラジオ、秋田市公式LINE等を利用した効果的な広報を行い意識の高揚に努める。

(5) 市民に対する情報提供体制の整備

市は、市民に対する情報提供体制を構築するため、除排雪に関するコールセンターの設置、GPSを活用した情報提供体制の整備、地域情報員の活用、町内会長等への緊急連絡体制の整備、様々な情報媒体の活用等を行う。

また、市民による携帯端末からの情報提供体制の構築を検討する。

(6) 空き家への対応

市は、積雪による倒壊等により周辺に被害を及ぼすおそれのある物件を把握し、積雪時に危険と考えられる空き家所有者に対しては、適正管理の指導を行う。

5 除排雪支援体制の整備

(1) 要配慮者に対する除排雪支援

市（防災安全対策課、福祉総務課、長寿福祉課、障がい福祉課）は、屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処置が困難な要配慮者に対しては、近隣住民や自主防災組織等、地域の助け合いによる支援を行うなど、相互扶助体制の確立を図る。

また、高齢者雪寄せ支援事業および高齢者等の雪下ろし支援事業を周知する。

(2) 除排雪におけるボランティア活動

ア ボランティア登録の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

イ 安全の確保

毎年除排雪作業により、次のような事故が発生しており、ボランティアに対しては事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

- ・ 滑落事故・・・屋根の雪下ろし作業中によるもの
- ・ 落雪事故・・・気温の上昇に伴い、屋根から滑り落ちる雪（一部氷結した雪）によるもの
- ・ 交通事故・・・ロータリー車、グレーダーなど重機に巻き込まれるもの

ウ 健康への配慮

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となり、状況によっては死に至る場合もある。このため、市、市社会福祉協議会および関係機関は、除排雪ボランティア活動の実施に当たり、天候や体調等、無理のない範囲での活動となるよう配慮が必要である。

エ ボランティア活動保険への加入

除排雪に関わるボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は募集者の負担とする。なお、ボランティア保険では、心疾患、脳血管疾患等の疾病については、保険の対象外である旨を説明する。

(3) 秋田市社会福祉協議会による除雪支援

- ・ 除雪機器の貸出（除雪機、融雪機、軽トラック等）
- ・ 危険箇所の除雪ボランティア
- ・ 町内会等一斉除雪のボランティア保険料の補助（年1回）

(4) 除排雪資機材の準備等

市は、除排雪のための資機材の貸し出しや、除雪作業に対する燃料支給の制度を周知するとともに、除雪作業に対する燃料等の助成や小型除雪機購入への補助等を行う。

6 堆雪場等の確保

現在、一般開放用の堆雪場として、旧空港跡地、下新城大規模堆雪場、雄物川右岸など5箇所を確保している。

今後も新規堆雪場の確保に努めるほか、街区公園等の堆雪場としての開放、現在の堆雪場出入口の整備等を行うとともに、流雪溝の設置等を検討する。

7 農林漁業対策

(1) 農林漁業対策の現況

積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出る場合もある。

(2) 予防対策

市（農業農村振興課）は、積雪による農林水産業・畜産関係の被害を軽減するため、下の対策を促進するよう農・漁業協同組合等に対して指導する。

ア 農作物対策

- (ア) 消雪促進
- (イ) 樹木および棚被害の防止
- (ウ) 野ねずみ、カモシカ等による被害の防止
- (エ) 病虫害の防除

イ 農作業用施設対策

- (ア) 施設の補修、補強の実施
- (イ) 施設の屋根および軒下の排雪
- (ウ) 消雪パイプおよび流雪溝の設計推進

ウ 畜産関係対策

- (ア) 畜舎の保全管理
- (イ) 越冬飼料の確保
- (ウ) 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
- (エ) 草地の維持管理
- (オ) 家畜疾病等の防止

エ 水産関係対策

- (ア) 養殖魚介類の育成管理の強化
- (イ) 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の整備
- (ウ) 積雪時における通水、地下水の確保

オ 林業関係対策

- (ア) 適正な間伐の実施

8 文教対策

(1) 文教対策の現況

教育委員会は、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育施設等の雪害を防止するため、情報の収集と関係機関との連絡調整を図り、除雪等を実施している。

(2) 予防対策

ア 連絡

系統的に一元化し、迅速、的確に行う。

イ 火災予防

- (ア) 煙突接触部、残火の始末に留意する。
- (イ) 火の不始末を防止する。
- (ウ) 責任者による巡回を励行する。
- (エ) 水源の確保と消火器材の整備点検をする。

ウ 危険防止

- (ア) 雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。
- (イ) 避難道路を除雪する。
- (ウ) なだれ箇所を表示、警戒（体育館、屋根等を含む）を行う。
- (エ) 悪天候時における児童生徒に対する休校措置を実施する。
- (オ) 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。
- (カ) 水槽等は標示する。
- (キ) 危険場所には標示し、遊びを禁止する。

エ 通学道路の確保

道路の除雪については、関係機関と連絡を密にする。

オ 学校施設等の保護

- (ア) 屋根の雪下ろしを励行する。特に木造体育館、老朽校舎に留意する。
- (イ) 防災施設等を補強する。
- (ウ) 水源、消火器の整備点検に努める。
- (エ) 防火、防災思想の徹底を図る。

カ 社会教育施設等の保護

- (ア) 防災施設の除雪を励行する。
- (イ) 防災施設を補強する。
- (ウ) 避難口の標示、除雪に努める。
- (エ) 防災思想の普及、徹底を図る。

キ 社会体育施設等の保護

- (ア) プールの水の処置と除雪に努める。
 - a プールは満水とする。
 - b 適宜プール内面の氷割りに努める。
- (イ) 防災施設の除雪を励行する。

- (ウ) 防災施設を補強する。
- (エ) 避難口の標示、除雪に努める。
- (オ) 防災思想の普及、徹底を図る。

ク 文化財の保護

- (ア) 消防関係者との連携を図る。
- (イ) 常時監視体制を確保する。
- (ウ) 防災施設の除雪を励行する。
- (エ) 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。
- (オ) 文化財の修理、補強に努める。

ケ 冬山登山の指導

- (ア) 高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をする。
- (イ) 冬山登山の基礎訓練を実施する。
- (ウ) 登山服装を点検する。
- (エ) 登山届出を励行する。

9 スキー場対策

(1) 市が行う対策

- ア スキー客を対象とした避難場所、避難路および指定避難所の指定
- イ スキー客および宿泊客の避難誘導について、統一的な図記号を利用したわかりやすい誘導標識や案内板の設置
- ウ スキー場の孤立、又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

(2) スキー場の施設管理者が行う対策

- ア リフト・ロッジ施設の耐震対策および維持管理の徹底
- イ ゲレンデの雪崩防止対策、ならびに巡回による雪崩危険箇所の早期発見および雪の除去
- ウ 駐車場およびアクセス道路の除排雪の徹底
- エ スキー客の一時避難場所および避難施設の指定
- オ 市、県および関係機関との通報連絡体制の整備

10 積雪期の災害予防対策

積雪期の地震等への災害予防対策は、除排雪体制の整備や雪に強いまちづくりなど、雪対策に関する総合的、かつ長期的な推進によって確立されるものである。

今後も市民および関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

(1) 除排雪・施設整備等の推進

ア 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大が予想されるため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

(ア) 除雪体制の強化

- a 市（道路維持課）は、除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- b 市（道路維持課）は、迅速な除雪と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適した除雪機械の増強を促進する。

(イ) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- a 市（道路建設課、道路維持課）は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- b 市（道路維持課）は、なだれ等による交通遮断を防止するため、なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。

表 2-13-1 関係機関の連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電 話	F A X
東北地方整備局 秋田河川国道事務所	秋田国道維持出張所	秋田市泉字登木 73-3	862-2276	864-9040
秋田地域振興局建設部	保全・環境課 道路保全チーム	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826

イ 消防水利の整備

積雪厳寒期には、積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応するため、消火栓標識の整備に努める。

ウ 克雪住宅の普及等

市および県は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

(2) 緊急活動体制の整備

ア 冬期間の緊急輸送道路の確保

各道路管理者は、相互に協力して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期間の緊急輸送道路の確保に努める。

イ 通信手段の確保

市は、地震から通信施設の被災による通信の途絶を防止するため、情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域では、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、防災行政無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を図る。

ウ 積雪期の避難場所、避難路の確保

市（道路維持課、防災安全対策課）は、積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等のネットワーク化を促進して、避難路の確保を図る。

エ 除排雪・暖房用資機材の備蓄

市は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

また、市は、電源を必要としない暖房器具、燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

オ 航空輸送の確保

孤立集落からの情報収集および物資輸送については、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の1つである。市は、孤立が予想される集落又は隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保するとともに、ヘリポートおよびアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

(3) 秋田県豪雪地帯対策基本計画

本県では県内全域が豪雪地帯に指定されることから、県では「秋田県豪雪地帯対策基本計画（令和5年10月）」を策定し、計画に基づき豪雪地帯対策としての施策を実施することとしている。市は、県が実施する施策と連携し、市民への情報提供等を実施する。

11 その他

市は、電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として県、電気事業者および電気通信事業者等が実施する事前伐採等による予防保全対策への協力に努める。

また、市は、道路や屋根雪等の除排雪時の事故防止や安全対策のほか、除雪作業の省力化のため、克雪に関する技術の普及促進を図る。

第14節 地震対策

計画の方針

市は、地震による建築物等の倒壊、損壊の被害を防止・軽減するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下、「都市計画法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「建築基準法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。）およびその他の法律に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適切に適用し、建築物等の耐震化や不燃化の促進を図る。

また、地震時においては、ブロック塀の倒壊や建築物の外壁および窓ガラス等の落下による被害が予想されることから、所有者又は管理者への指導等により、被害の防止に努める。

さらに、大規模地震では、地盤の液状化による被害が発生しており、そのメカニズムを解明し、対策を講じることが重要な課題となっている。

地震において液状化現象の発生が予想される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講ずることにより、被害の軽減に努めるものとし、その他の一般の建築物等については対策知識の普及を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 建築物等の耐震・不燃化	建築指導課、消防本部、防災安全対策課、住宅政策課、各課	各施設管理者、市民
2 ブロック塀等対策	建築指導課、各課	各施設管理者、市民
3 落下物対策	建築指導課、各課	
4 液状化対策	防災安全対策課、建築課、建築指導課、各課	関係機関
5 大規模盛土対策	都市計画課	関係機関

1 建築物等の耐震・不燃化

(1) 秋田市耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

秋田市では平成19年12月に秋田市耐震改修促進計画を策定（令和3年3月改定）した。この計画では市内全体の耐震化率を、住宅については令和7年度末までに93%とし、多数の者が利用する一定規模以上の建築物については令和7年度末までに94%とすることを目標としている。

現行の耐震基準に適合しない昭和56年5月以前に建てられた住宅・建築物について耐震化を進めるとともに、市所有の特定建築物においては、耐震化率100%にすることを目標として

耐震改修を推進しており、平成 26 年度末の耐震化率 97%から令和 2 年度末時点で 99.8%（未了 1 棟：令和 10 年度用途廃止予定）に達している。

なお、建築関係団体等との連携を図り、秋田市耐震改修促進計画の目標を達成するための施策および取組みに関する情報交換等の場として、建築関係団体・建築関係教育機関・行政機関で構成する「秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会」を平成 20 年 5 月に設置し、住宅・建築物の耐震化を推進している。

また、秋田市耐震改修促進計画の策定に係る必要事項について、庁内の連絡体制を構築し、関係課所室の協力を得て、耐震改修促進計画を策定することを目的とする「秋田市耐震改修促進連絡会議」を平成 19 年 8 月に設置している。

(2) 防災上重要な建築物の強化

ア 防災上重要な建築物の現況

防災上重要な建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に定める特定建築物および災害時における避難、救護、応急復旧等に関する活動拠点として使用される施設であり、現在、耐震性能の強化を順次推進している。

なお、防災上重要な建築物の主な施設は、以下に示す施設である。

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
- (イ) 医療救護活動の施設（病院）
- (ウ) 応急対策活動の施設（消防署、庁舎等）
- (エ) 避難収容施設（学校、体育館等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、身体障がい者社会参加支援施設等）

表 2-14-1 市所有特定建築物の耐震化の現状

（令和 6 年 3 月末現在、単位：棟）

	総数 a	新耐震 棟数 b	旧耐震 棟数 c	c のうち			c のうち 除却され た棟数 g	耐震化率 (b + e + f + g) / a
				c のうち 耐震診断 実施棟数 d	d のうち耐 震性が確認 された棟数 e	d のうち 耐震改修 実施棟数 f		
学 校 等	325	144	181	154	44	110	27	100%
病 院 等	1	1	0	0	0	0	0	100%
公営住宅等	71	53	18	18	7	11	0	100%
庁 舎 等	53	31	22	16	5	10	6	98.1%
計	450	229	221	188	56	131	33	99.8%

旧耐震棟数：昭和 56 年 5 月以前に建築された特定建築物

新耐震棟数：昭和 56 年 6 月以降に建築された特定建築物

イ 防災対策

防災上重要な建築物の各管理者は、災害直後の初動時においても、できるだけ平常に近い状態で施設を使えるよう、日頃の保守管理を徹底し、設備等施設全体について被害を予防する対策を講じる。

また、各管理者は、施設の耐震診断・点検等の実施に努め、必要な耐震補強・改修などを行うよう努める。

ウ 緊急輸送道路に面した建築物の耐震化

市は、緊急輸送道路に面した建築物の耐震化を重点的に図る。

(3) 住宅・建築物の災害予防

ア 住宅・建築物の現況

建築関係法令等の徹底により、近年の住宅・建築物の安全性はかなり高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正（昭和56年6月）よりも前に建築されたものについては、現行の建築基準法の耐震基準に適合しないものが多く存在し、地震によって、大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるので、耐震性の強化を図る必要がある。

また、建築基準法の防火・耐火規定の改正以前に建築されたものについては、大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるため、住宅防火診断等を行うなど広報、啓発に努めている。

イ 住宅・建築物の耐震化の促進

(ア) 特定建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市（建築指導課）は、百貨店、ホテル、劇場など多数の者が利用する一定規模以上の既存建築物について、所有者への耐震化の必要性や効果の意識啓発や、耐震診断・耐震改修に関し指導を行い、耐震性の確保に努める。

(イ) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市（建築指導課）は、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、所有者等の理解を求め、耐震化についての知識の普及・啓発を行う。特に、リフォーム工事や増改築時は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することのメリットについて情報提供を行い、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行う。

また、秋田市木造住宅耐震改修等事業を促進するとともに、制度の適宜見直しを図る。

住宅の所有者に対しては、住宅に係る所得税減税や固定資産税の減額等、耐震改修促進税制の周知を図る。

市内の火災危険区域については「木造住宅が密集している地区」と位置付け、重点的に耐震化すべき区域として、地区内の建築物の早期耐震化を計る。

(ウ) 新築および増改築の建築確認

新築および増改築される建築物については、建築確認の際に、耐震に関する法令等の周知徹底を図る。

(エ) 産・学・官の連携による耐震改修の推進

産（建築関係団体）・学（地元大学等の研究者・学生）・官（本市）が連携して、地震に

よる人的被害や物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保するため、様々な施策および取り組みを、秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会の活動を中心に行っていく。

ウ 住宅・建築物の地震対策

(ア) 耐震診断および耐震改修等の指導

市（建築指導課）は、住宅・建築物の耐震性等について、耐震診断および耐震改修等に関する事項を指導する。

a 市民からの地震対策に関する一般的な相談には、建築指導課が当たる。

また、市民からの問合せに応じられるよう建築関係団体の協力を得て「耐震診断相談窓口」を開設する。

b パンフレット、リーフレット、啓発ビデオ等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。

c イベント等において相談会を開設することにより、耐震診断や耐震改修の促進を図る。

d 指導に当たっては建築技術者および関係団体等の組織を活用する。

e 個別事情により住宅の耐震改修が困難な場合、地震による建物の倒壊から人命を守ることができるよう、家具の固定など簡易な対策等について、情報提供に努める。

表 2-14-2 建築関係団体連絡先

機関名称	連絡先	住所電話	F A X
一般社団法人 秋田県建築士事務所協会中央支部	秋田市山王三丁目 1-7	865-1225	865-1293
秋田中央建築士会	秋田市中通二丁目 3-8 アトリオン 5 階	836-7850	—
公益社団法人 日本建築家協会東北支部秋田地域会	仙台市青葉区一番町四丁目 1-1	022-225-1120	022-213-2077
一般社団法人 秋田市建設業協会建築部会	秋田市山王二丁目 10-4	864-0220	864-0316
協同組合安心リフォーム協議会	秋田市大町二丁目 6-29	865-1411	874-9241
秋田市地質調査業協会	秋田市土崎港中央五丁目 1-12 (株)伊藤ボーリング内	845-0573	845-8508

(イ) 地震保険加入の啓発

市民に対し、地震保険が被災にあった場合の生活の安定に寄与することを啓発する。

エ 空き家等の災害対策

市内の空き家等について、老朽化した危険空き家等を把握するとともに、所有者を特定し必要な措置をとるよう指導を行う。

オ 特殊建築物、昇降機の地震対策

(ア) 定期報告制度および維持保全計画の作成

建築基準法に基づき、一定規模以上の特殊建築物等およびエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度および維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

(イ) 改善指導の実施

建築物の防災性能の保持および既設エレベーターの耐震改善など、防災上必要な指導、勧告を行う。

カ 建築物の耐火性の向上

市（建築指導課、消防本部）は、建築物の新築・増改築に際して、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努める。

(ア) 既存建築物に対する改善指導

百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、避難所等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

(イ) 防火対象物（防災管理）点検報告制度および表示制度による指導

防火・防災優良認定証および表示マークの交付に際し、建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

また、耐震性の向上を図るための指導も併せて行う。

(ウ) 消防同意制度の活用

建築基準法および消防法の規定による消防同意制度（建築許可又は確認する権限を持つ特定行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る

(4) 家具類等の転倒防止

ア 現況

地震によって家具等が移動、転倒し、また柱や壁に掛けられた時計、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがあり、今後、家具類等の倒壊防止の周知徹底を図る必要がある。

イ 対策

(ア) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止する。

(イ) ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金具で移動を防止する。

(ウ) 食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。

(5) その他

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止するため、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制および応急措置体制の整備を図る。

2 ブロック塀等対策

(1) ブロック塀等倒壊危険箇所の把握

ア ブロック塀の現況

ブロック塀等の安全性については、建築基準法に基づき指導等を行い、耐震性の確保を図っているが、既存のものについては、地震に対してぜい弱であるものが多い。

イ 倒壊危険箇所の把握

市はブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路および避難場所等に重点を置く。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

ア 安全点検等の啓発

市（建築指導課）は、市民に対しブロック塀等の安全点検および耐震性の確保について広報あきた等を活用し、啓発を図る。

イ 適正な設計、施行の実施

関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。

3 落下物対策

(1) 建築物の落下物防止対策

ア 落下物の種類

地震時に落下又は倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険のある物には、以下のようなものがある。

イ ビル関連落下物

- ・ 窓ガラスの飛散
- ・ 外装材（外壁タイル、モルタル等）の剥落
- ・ ウインド式クーラー
- ・ 屋上、屋外広告物等
- ・ 天井材

(2) 市の管理する建築物

各施設管理者は、落下物の危険性の高い建物を調査把握し、窓ガラスについてはフィルムの装着又は安全ガラス化を推進していく。

また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

その他落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図る。

(3) 民間建築物等

ア デパート等多くの人が集まる施設および主要な道路等に面する建築物

市（建築指導課）は、デパート、商業複合施設、文化施設等の多くの人が集まる施設等および国道、県道および主要な幹線道路となる市道に面する建築物について、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、天井の仕上げ材などの非構造部材、照明器具や屋外広告物の落下防止等の対策を講ずるよう指導を行う。

イ 道路に近接している3階以上の建築物

市（建築指導課）は、道路に近接している3階以上の建築物について目視による外観調査を行うことにより、改修等の必要があると判断されたものには所有者等に通知し、調査や改修等の助言、パンフレット等の配布を行う。

4 液状化対策

市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握および宅地の耐震化を実施するよう努める。また、建築物液状化対策の手引き等の作成に努め、液状化被害と対策に関する情報提供と啓発に努める。

(1) 液状化危険地域の分布の現況

被害想定によると、液状化の発生のおそれのある地域は、秋田港付近、旧雄物川流域、雄物川流域、旭川下流域などに分布している。

(2) 液状化被害予防対策

ア 建築物の液状化被害予防施策の推進

各種指針（「小規模建築物基礎設計指針」、「建築基礎構造設計指針」）を活用し、建築確認申請などの建築行為を伴う機会において設計者等への助言・指導に努める。

イ インフラ・ライフラインの整備

地震動・液状化に強いインフラ・ライフラインの整備に努める。

5 大規模盛土対策

市は、宅地の安全性を把握し、防災意識を高めるために作成・公表している大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの周知に努める。

第 15 節

津波防災施設対策

計画の方針

地形上、津波の被害が予想される地域については、津波防災に関する施設の整備を推進するとともに、海拔表示などの津波防災施策を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 ライフライン等の機能確保	各課	関係機関
2 海拔情報の提供	防災安全対策課、道路建設課	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部 (県)秋田港湾事務所
3 海岸保全施設および河川管理施設の整備	商工貿易振興課、道路建設課	(県)秋田港湾事務所 秋田地域振興局建設部 秋田河川国道事務所
4 港湾施設の整備	商工貿易振興課	(国)秋田港湾事務所 (県)秋田港湾事務所
5 漁港および船舶係留施設の整備	農業農村振興課	(県)秋田港湾事務所
6 緊急輸送の環境整備	防災安全対策課	各道路管理者

1 ライフライン等の機能確保

ライフラインの被災は、安否情報の収集、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備による代替性の確保を進める。

2 海拔情報の提供

市は、津波被害軽減の対策のひとつとして、公共施設や民間事業所、標識柱等の道路施設などに海拔表示シートを設置することにより、道路利用者や市民の津波に対する防災意識の向上を図る。

3 海岸保全施設および河川管理施設の整備

(1) 施設の現況

本市の海岸の総延長は26.1kmで砂浜海岸となっている。砂浜海岸では、冬季風浪等により年々侵食されるため県では、昭和31年の海岸法（昭和31年法律第101号。以下「海岸法」という。）制定により本格的な対策工事に着工し、逐次海岸保全施設整備を推進している。

(2) 施設の整備

沿岸域における津波防災は、海岸での防御と河川津波への対策が必要である。

このため、県は、比較的発生頻度の高い津波（設計津波）を想定し、海岸保全施設や河川津波の遡上する範囲の河川管理施設の整備検討の目安となる「目指すべき堤防高」を想定し対策を推進している。

また、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるようにするなど対策を講ずる。

また、海岸保全施設を整備し、津波、高潮および波浪等から海岸や後背地を保護するため、国土交通省港湾局所管の秋田港海岸では海岸環境整備事業が行われている。

市は、国および県等関係機関と連携し、各整備事業を推進する。

4 港湾施設の整備

(1) 施設の現況

秋田港は重要港湾のひとつで、外貿コンテナ航路も開設されている。

東北の拠点港として、各種港湾施設の整備拡充が進められてきており、市では、日本海側の海上輸送ネットワークの拠点となる港としてコンテナ輸送に対応する基盤整備や港湾サービスを充実し、港湾機能の整備促進に努めている。

表 2-15-1 整備現況

区 分	名 称	所在地	備 考
重要港	秋田港	秋田市	県の物流拠点港、外航コンテナ船、長距離カーフェリーの就航

表 2-15-2 公共岸壁の整備状況

（令和6年4月現在 単位：バース）

水深 名称	-13m	-12m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m
秋田港	2	1	8	1		8	2	5	2

(2) 施設の整備

ア 港湾設備

港湾におけるハード・ソフトを組み合わせた津波対策により人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。

イ 施設の安全管理の内容

各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤などの資機材を整備している。

また、港湾管理者は、災害発生後の応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

ウ 避難対策施設等

(ア) 津波来襲時に備え、一時避難を考慮した築山等を港湾緑地内に設置するよう努める。

(イ) プレジャーボート等の小型船舶の適切な保管・管理に努める。

(ウ) 港湾取扱貨物の流出に備え、必要な資機材を準備するとともに、関係機関との連絡を密にし、適切に対処する体制を整える。

(エ) 港湾内に、オープンスペースを確保し、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地等とする。

5 漁港および船舶係留施設の整備

(1) 施設の現況

市内には指定された漁港はないが、秋田県漁業協同組合秋田支所が存在しており、雄物川河川敷地内に 9,575 m²を要する漁船舶係留施設が設置されている。

(2) 施設の対策

津波災害時における船舶の被害を防止するため、十分注意を図るよう指導する。

6 緊急輸送の環境整備

県は、災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路を指定し、これに基づいた「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を考慮する等、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。

市は、この計画に基づき緊急輸送道路を指定している。

警察署は、緊急輸送道路における交通信号機等の地震対策および停電対策、交通管制施設の整備を行う。

第16節 安全避難の環境整備

計画の方針

市は災害が発生した場合に市民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導体制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、一時的な津波避難場所、避難路等の確保等、避難体制の整備を推進するとともに、自主防災組織および近隣住民等の連携した避難の重要性について市民へ周知徹底を図る。

また、市は、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在等を市民に周知徹底するとともに、自主防災組織等の協力を得ながら避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。

なお、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難情報の発令	防災安全対策課、生活総務課、福祉保健部、消防本部	各警察署
2 避難誘導体制の整備	各課	自主防災組織 各警察署
3 指定緊急避難場所および指定避難所等の指定・整備	防災安全対策課、福祉保健部 各課	
4 避難所開設・運営体制の整備	防災安全対策課、生活総務課、福祉総務課、秋田市保健所	
5 災害ハザードマップの作成・活用	防災安全対策課	
6 津波避難に関する計画の作成・改定	防災安全対策課	
7 津波警報等に係る対応	防災安全対策課	県、秋田地方気象台
8 避難所以外の避難者への支援に係る平時からの取組	防災安全対策課、秋田市保健所	
9 感染症の自宅療養者の避難確保	防災安全対策課、健康管理課	

1 避難情報の発令

市は、発生した災害の規模、又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難

又は避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関および市民に周知する。

なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時に優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

(1) 避難情報の種類

市は、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令基準などを設定する。

また、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを避難情報に併せて提供することで、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取組む。

ア 高齢者等避難

市は、避難に時間を要する要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する。

なお、避難指示および緊急安全確保を発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

イ 避難指示

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めるため、警戒レベル4「避難指示」を発令する。

また、指定緊急避難場所のほか、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の検討について、平時からの周知に努める。

なお、洪水等に対しては、立退き避難が望ましいが「屋内安全確保」も居住者自らの確認・判断で有効な避難行動であることを併せて周知する。

ウ 緊急安全確保

市は、災害が既に発生・切迫している状況において、居住者等が命の危険から身の安全を可能な限り確保する行動を促すため、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令する。

なお、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」が発令されたタイミングで避難する必要があることを平時から強く強調して市民へ周知する。

(2) 避難情報に合わせて伝達する事項

- | |
|-------------------------------------|
| ア 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等） |
| イ 避難対象地域、又は地区の範囲 |
| ウ 避難情報の発令時刻 |
| エ 避難場所、必要に応じて避難経路（浸水などで道路が通れない場合）など |

(3) 伝達文の工夫

伝達文は、「お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など避難に時間のかかる方と、その支援をする方」などと対象者を明確にするとともに、「〇〇川の水位が

堤防を越えるおそれがあります。」などと迫っている脅威が伝わりやすい伝達文をあらかじめ作成・準備しておく。

(4) 避難情報の解除

避難の必要がなくなったとき、避難情報の解除を通知する。

(5) 避難情報の伝達手段

ア 伝達手段の整備

市は、秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）、Ｌアラートを通じたテレビ・ラジオ、ＳＮＳ、電話・ＦＡＸ、広報車、津波警報サイレンなどの様々な伝達手段の整備を図る。

なお、情報の伝達は、一般市民、要配慮者、観光客などが容易に理解できるよう正確で簡潔、かつ明朗な表現となるよう努める。

イ 伝達体制の整備

市は、自主防災組織や地域コミュニティ団体などの連絡責任者を定めておくなど、避難情報の伝達体制の整備に努める。

2 避難誘導体制の整備

市が現在指定している指定緊急避難場所については、避難場所標識の設置や、避難場所案内板・避難場所誘導標識を主要な場所に設け、災害時における避難誘導体制の整備に努めている。

また、津波災害警戒区域内に、一時的な津波避難場所（津波避難ビル）の指定や津波避難場所標識の設置、海拔表示などにより、沿岸部における津波避難対策を講じている。

(1) 避難誘導の実施方針

避難誘導体制の整備については、以下に示す避難誘導の実施方針に基づいて、より適切なものとなるよう検討し推進する。

ア 広域的な災害により避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令された場合、市は警察・消防等と連携し避難誘導を行うが、市民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所」又は公園、空き地等の安全区域に避難する。

イ 広域的な災害により避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令された場合、市は対象とする区域へ職員を派遣し、避難すべき方向および避難先の指示伝達を行う。その際、警察、消防および自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等单位に住民を集合させた後、その都度指定された「広域避難場所」等に誘導する。

ウ 市長は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する場合、最も安全に避難できる方向、場所等を指示するために必要な災害状況について、警察署長および消防長に意見を求めることができる。

エ 消防は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を市が発令する場合には、

災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路および消防隊の運用等を勘案し、最も安全な避難方向を市長、警察署長等に連絡する。

オ 警察は、避難路等の要所に誘導のための警官を配置し市民の避難誘導に当たる。

カ 市、警察署、消防署、自主防災組織および市民は、要配慮者の避難に配慮する。特に、交差点や橋梁・トンネル等の混雑予想地点においては要配慮者の優先的な避難誘導に努める。

キ 市は、特別警報が発表された場合、市民に対し、直ちに命を守る行動をとり、身を守るために最善を尽くすよう、指示伝達を行う。

(2) 標識等の整備

ア 避難場所周辺の安全性の確保

市（防災安全対策課）は、指定緊急避難場所・指定避難所および広域避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直しや整備を推進する。

イ 避難場所標識の整備

市（防災安全対策課）は、避難場所標識の維持管理を行うとともに、避難を表す図記号（ピクトグラム）を国際標準化機構（ISO）又は日本産業規格（JIS）に沿ったものとし、外国語表記も加えた標準化された新デザインの標識への更新を推進する。

ウ 避難場所誘導標識の整備

市（防災安全対策課）は、避難場所誘導標識の維持管理を行うとともに、外国人等を含めた要配慮者への配慮等も含め、表示内容の再検討を行い、わかりやすい標識の整備・増設を推進する。

エ 避難場所案内板の増設

市（防災安全対策課）は、避難場所案内板について、多数の人が集まる場所を中心として整備を行っているが、外国人や旅行者等、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を果たすものであることから、適切な設置・整備に努める。

(3) 避難誘導体制の確立

ア 状況判断基準等の確立

市（防災安全対策課、消防本部）は、災害時において、地域ごとの状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接地区との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、災害種別ごとに、避難情報等を適切に発令するための判断基準等のマニュアル等を整備する。

イ 主要道路の安全化

市（道路維持課）は、避難路となる主要道路を災害から防護するため、主要道路の安全化を図る。

ウ 避難先の安全確保

(ア) 施設管理者との協議

市（防災安全対策課、福祉総務課）は、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行

う。

(イ) 指定緊急避難場所等の安全化

市（消防本部）は、指定緊急避難場所・指定避難所および広域避難場所の安全確保に努める。

(ウ) 情報通信手段の整備

市（各課、防災安全対策課）は、状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、指定避難所等に災害時優先電話、FAX、インターネット等の情報通信手段の配備を進める。

エ 避難誘導體制の整備

各警察署は市民・来訪者の広域避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・誘導方法の整備について調査・研究し、災害時に備える。

オ 広報活動の推進

各警察署は、大規模災害発生時の避難者の円滑な避難行動と、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、平時から広報活動を通じ車両運転者に対して災害発生時における運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

カ 津波災害に対する避難体制等の確立

(ア) 市民の避難体制の整備

- a 市（防災安全対策課）は、市民が迅速な避難行動をとれるよう、広報あきたや津波避難計画、津波ハザードマップなどを活用した啓発により、避難の心構えや各地域の一時的な津波避難場所、主な避難路（避難方向）等を周知する。
- b 市（防災安全対策課）は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者・避難世帯や要支援者の把握、応急救護活動が行える体制を整備する。
- c 市民は、日頃から自主防災組織や町内会等の研修会や訓練に参加し、地域ぐるみの避難体制の強化に努める。

(イ) 海岸利用者の避難誘導手段

市（商工貿易振興課）は、港湾地区の定期フェリー、大型クルーズ船および商業施設等を利用する観光客ならびに海水浴客等の入込み状況を把握し、現地の地理に不案内の者が多数利用する施設の管理者、事業者およびその地域の自主防災組織等とあらかじめ津波発生時の避難誘導等について協議・調整を行い、情報伝達および避難誘導の手段を定める。

(ウ) 津波避難誘導標識等の整備

市（防災安全対策課）は、津波避難誘導標識等の維持・管理を行うとともに、浸水区域内の市街地はもとより、港湾地区での地理不案内の観光客等に配慮した標識等の整備を推進する。

(エ) 避難誘導に関する行動ルール

消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定める。

(オ) 津波避難ビルの開設体制の整備

津波避難ビル等は、避難が特に緊急を要することから、可能な限り、市民が素早く簡易に避難できる場所とするが、夜間等、施錠されているビル等の開設は、あらかじめ近

隣住民に鍵の管理を委託し、直ちに津波避難ビルの開設ができるように体制を整備する。

3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備

災害が発生するおそれがある場合や発災した場合、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、市は、地域の特性や過去の教訓、想定される災害などを踏まえ、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備を行うとともに、周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、適宜、指定緊急避難場所・指定避難所を加除していく。

また、災害時に指定避難所の開設状況や避難者数等を周知することを想定し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所および指定避難所の指定

指定緊急避難場所は、災害の種類ごとに指定することから、災害によっては最寄りの指定緊急避難場所が異なることをあらかじめ地域住民に周知するとともに、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合についても、同様に周知する。

指定避難所の対象とする施設は、市有施設のほか、必要に応じて県有施設（高等学校等）や民間施設等の活用を図るとともに、政令で定める指定基準、過去の災害の状況および新たな知見等を踏まえ、点検および見直しを適宜行う。

なお、指定緊急避難場所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定めるよう努める。

ア 指定緊急避難場所

災害発生後の指定緊急避難場所として、市民サービスセンターやコミュニティセンター、小・中・高等学校・高等専門学校のグラウンドや体育館、およびおおむね0.25ha以上の面積を有する都市公園について、災害種別ごとに指定している。

ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても一時の避難場所として指定・開設することができるものとする。

<指定の要件>

- (ア) 各地区で予想される災害に対して安全であること。特に浸水想定区域を避け、また、火災や地震時等の大災害を予想してできるだけ木造密集市街地から300m以上離す。
- (イ) 面積は、収容人員一人当たり原則として2㎡以上とする。この際、昼間人口も考慮する。
- (ウ) 避難場所には努めて給水施設を整備する。
- (エ) 地域住民の集結場所として消防救護活動等の防災活動の拠点となる空地を必要に応じ配置する。

◆資料編 25－1 指定緊急避難場所一覧表

イ 広域避難場所

災害発生後、火災の延焼拡大などにより指定緊急避難場所が危険な状況になった場合の二次避難の場所として、面積がおおむね10ha以上の公園等5箇所を、広域避難場所として指定している。なお、広域避難場所の指定の基準は、以下のとおりである。

- (ア) 木造密集市街地から300m以上離れていること。
- (イ) 面積は収容人員一人当たり原則として2㎡とする。
- (ウ) 敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として耐火造建築物とする。

◆資料編 24－6 広域避難場所

ウ 指定避難所

市（防災安全対策課）は、火災や家屋の倒壊等により居住場所を確保できなくなった者の収容保護を目的として、地震被害想定結果を参考に安全な場所を考慮し、指定避難所を指定している。

指定避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、小・中・高等学校、大学、各種学校、市民サービスセンター、コミュニティセンター等の公共建築物とする。

なお、小集落が点在し、指定避難所までの距離がやや遠くなる地域については、集落ごとに集会場、公民館、寺院等を指定緊急避難場所として活用し、これを經由して指定避難所へ避難する。

指定避難所には、太陽光発電等の導入を行い、停電が発生した場合でも施設の入り口をわかりやすくする。

災害時には旅行者をはじめとする配慮を要する者に対し、民間の宿泊施設などを一時的な滞在先として利用する必要が発生することも想定されることから、市は、関係機関と協定を締結するよう努める。

指定避難所については、耐震化など避難者の安全を考慮し、適宜、見直しを行う。

また、指定避難所への非常用電源の計画的な整備および燃料の確保を図るとともに、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の導入に努める。

併せて、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

◆資料編 25－2 指定避難所一覧表

エ 福祉避難所

市は、各福祉関係施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。

また、避難所の一部（学校においては、独立した教室等）を福祉避難室として利用することもできる。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配

慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努める。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難支援プラン等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

＜指定の要件＞

- (ア) バリアフリー化している施設など、要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設であること。
- (イ) 生活相談職員等必要な人員の確保という観点から（老人福祉センターや特別支援学校等の）既存施設を活用。

オ 一時的な津波避難場所および津波避難ビル

(ア) 津波避難場所

市（防災安全対策課）は、県の津波災害警戒区域（津波浸水想定）に基づき、津波が到達する前にできるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波災害警戒区域外の一定の要件を満たす高台等を、津波避難場所として指定し、津波ハザードマップ等で周知しており、実情に合わせて見直しを行う。

(イ) 津波避難ビル等

市（防災安全対策課）は、津波警戒区域内において、津波が到達する前に避難が完了できない場合に備えた一時的な避難施設として、一定の条件を満たす公共施設や民間が保有する中・高層建物を津波避難ビル（津波避難タワー）に指定し、津波ハザードマップ等で周知しており、実情に合わせて見直しを行う。

(2) 避難路の選定

避難路は、指定避難場所や避難方向、危険箇所等を示す各種災害ハザードマップ等を参考に、地域住民が地域の実情に合った災害別の避難路・避難経路を事前に確認し、選定するものとする。

なお、避難路となりえる道路については、津波災害、水害、土砂災害および建物倒壊等に加え複合的な災害を考慮した避難路の確保、整備に努める。

(3) 指定緊急避難場所および指定避難所等の周知徹底

指定緊急避難場所および指定避難所等は以下の方法により周知する。

- ア 指定緊急避難場所および指定避難所等には明示標識を設置し、周辺には案内板や誘導標識を設置する。

- イ 各種ハザードマップや広報あきたおよび各種会合等あらゆる機会を通じて周知する。
- ウ 訓練等を通じ、現場を確認させる。

(4) 指定避難所の耐震不燃化

市は、平常時より建物の耐震診断および耐震改修を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で昭和56年以前に建築された建物については診断を実施し、必要に応じて補強に努める。

(5) 指定避難所等における備蓄物資および資機材等の整備

市（防災安全対策課）は、指定避難所等に必要な食糧および資機材等をあらかじめ整備し、又は必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。

また、プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備を行う。

主なものは、次に示すとおりである。

＜主な備蓄物資および調達資機材品目＞

1 食糧、飲料水	2 生活必需品
3 ラジオ	4 通信機材
5 放送設備	6 照明設備（非常用発電機を含む）
7 炊き出しに必要な機材および燃料	8 給水用機材
9 救護所および医療資機材	10 物資の集積所
11 シート、テント等	12 簡易トイレ
13 工具類	14 冷風機等暑さ対策用品
15 非常用電源の燃料	16 暖房器具および毛布等寒さ対策用品
17 紙おむつ・生理用品	18 マスク、消毒液

(6) 協力体制の整備

大規模災害が発生した場合には、避難所の開設について、近隣市町村等との相互利用および相互応援ができることが望ましい。

このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておく。

4 避難所開設・運営体制の整備

(1) 避難所運営マニュアルの整備

市（防災安全対策課、生活総務課、福祉総務課）は、緊急時の避難所開設・運営を円滑に行うために、指定避難所および福祉避難所の開設・運営マニュアルを整備する。

マニュアルの整備は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」に添ったものとする。

(2) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

また、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

加えて、平常時から感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努める。

市は、保健福祉関係者やNPO等の活動が円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討する。

(3) 市民との協働による避難所運営訓練の実施

市（防災安全対策課、生活総務課）は、緊急時の避難所運営が自治組織や自主防災組織を主体に円滑に行われるよう、市民との協働による避難所運営訓練を計画的に行う。

また、訓練の検証結果を踏まえ、避難所の開設・運営マニュアルの見直しを行う。

(4) 多様な視点から捉えた避難者対策

市は、年齢や国籍、性別などへの配慮や男女共同参画などの多様な視点を踏まえ、避難誘導や避難所における運営・管理等の必要な支援を行うとともに、避難訓練などへの多くの住民の参加を推進する。

5 災害ハザードマップの作成・活用

市（防災安全対策課）は、水害、土砂災害、津波ハザードマップを作成し、市民に各災害の危険性を正しく認識し、適切に避難してもらうため、対象世帯等に配布するとともに、市ホームページで公開している。

(1) 水害ハザードマップ

市（防災安全対策課）は、台風や豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、国や県によって作成された浸水想定区域図に基づき、洪水予報河川および水位周知河川等の水害ハザードマップを作成・配布している。

今後、市は、国や県の浸水想定追加や修正に伴い、水害ハザードマップの逐次更新を行

い、市民に水害の危険性を正しく認識してもらうため、災害ハザードマップを市ホームページで公開するとともに、防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、浸水想定区域や避難行動等の周知徹底を図る。

(2) 土砂災害ハザードマップ

市は、各地域に特有な土砂災害の形態を考慮して、避難基準、避難路、指定緊急避難場所および指定避難所を表示した、土砂災害ハザードマップを作成・配布している。

また、市民に土砂災害の危険性を正しく認識してもらうため、土砂災害ハザードマップを市ホームページで公開するとともに、防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、土砂災害警戒区域等や警戒避難体制・避難行動の周知徹底を図る。

(3) 津波ハザードマップ

市は、県の津波浸水想定（津波災害警戒区域）を踏まえ、浸水の範囲や深さ、津波避難場所、主な避難路（避難方向）、津波到達時間などを地図に表した津波ハザードマップを作成・配布している。

また、市民に津波の危険性を正しく認識してもらうため、津波ハザードマップを市ホームページで公開するとともに防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、津波災害警戒区域や避難行動等の周知徹底を図る。

6 津波避難に関する計画の作成・改定

市は、必要に応じて津波避難計画を改定するとともに、地域ごとの津波避難計画の策定および要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成を支援する。

(1) 津波避難計画の基本事項

市（防災安全対策課）は、市民の安全避難に資するため、津波避難計画の基本事項を次のとおり定める。

- ア 津波浸水想定区域図（津波ハザードマップ）
- イ 避難対象地域（津波浸水想定区域と同様）
- ウ 一時的な津波避難場所等、避難路（避難方向）、避難所
- エ 初動体制
- オ 避難方法
- カ 避難誘導等に従事する者の安全確保
- キ 津波情報の収集・伝達
- ク 避難指示の発令基準
- ケ 津波対策の教育・啓発、避難訓練

(2) 地域ごとの津波避難計画等

地域住民は、自主防災組織との連携により、次の事項に留意して、地域の実情に沿った学

区や町内会等を単位とする津波避難計画等（防災避難マップ等）の策定に努める。その際、要配慮者の避難について配慮する。

ア 一時的な津波避難場所等、避難路（避難経路）、避難所

イ 避難方法（車両使用の可否など）

ウ 避難誘導員

エ 避難指示の伝達方法

(3) 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

ア 要配慮者利用施設の指定

市は、津波防災地域づくり法第 54 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、津波災害警戒区域内で主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者が津波の発生時に円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を指定する。

◆資料編 35－3 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

イ 津波警報等の伝達方法

市は、要配慮者利用施設に対し、津波警報等を防災ネットあきた、緊急速報メール、緊急告知ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）によるテレビなどの方法により伝達する。

ウ 避難確保計画の作成等

津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、津波防災地域づくり法第 71 条の規定に基づき避難確保計画を作成し、市に報告する。また、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市に報告するとともに、公表するものとする。市は、計画作成に対する必要な助言等により、その進捗を図る。

◎本章第 19 節「要配慮者等の安全確保」参照

7 津波警報等に係る対応

市は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。

また、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や秋田地方気象台等との連携に努める。

なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を整備する。

8 避難所以外の避難者への支援に係る平時からの取組

市は、避難所以外（在宅、町内集会所、車中、テント等）に避難している者に支援を行えるよう、避難者からの情報収集等を通して避難所外避難者の状況の把握や食料および生活関連物資

等の供給、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達に必要な体制の整備に努める。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討する。

さらに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。特に、エコノミークラス症候群予防のため、健康相談や保健指導の実施に努める。

9 感染症の自宅療養者の避難確保

市（秋田市保健所・防災安全対策課）は、新型インフルエンザ等感染症（指定感染症および新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備え、災害発生前から、県と連携し、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症発生前から関係機関との調整に努める。

第 17 節 帰宅困難者対策

計画の方針

大規模災害が発生した際には、多くの人が市内外で帰宅困難になることが予想されることから、市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県および関係機関等と連携し、実施していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 広報および啓発	防災安全対策課	
2 帰宅困難者支援体制の整備	防災安全対策課、秋田市民交流プラザ管理室、交通政策課	交通事業者

1 広報および啓発

(1) 市民への広報および啓発

市は、むやみに移動を開始しないことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努める。

(2) 学校および事業所への啓発

市は、公共交通機関を使用している学生の在籍している学校や、事業所等に対し、帰宅困難者の施設内待機とそのための食料等の備蓄の啓発を行う。

2 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 一時的に滞在できる施設の確保

市は、主要駅や空港、大型商業施設等の周辺において、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所の確保に努める。

(2) 公共交通機関運行状況等の情報提供

市は、帰宅困難者に対し、交通事業者と連携して、公共交通機関運行状況等の情報提供に努める。

(3) 民間事業者との協力体制の整備

市は、各公共施設のほか、銀行・コンビニ店舗などを徒歩帰宅者の一時休憩所とすることや、水、電源等の提供による徒歩帰宅者支援体制づくりに努める。

(4) 交通機関による対策

交通事業者は、帰宅困難者に対する広報等のほか、関係機関における協力体制の構築や複数通信手段使用の訓練など、帰宅困難者支援体制を整備するよう努める。

第 18 節

孤立集落対策

計画の方針

市は、土砂災害や水害、なだれ、地震災害、津波災害等による孤立想定集落を把握し、孤立想定集落の予防対策として道路・橋梁の耐震化、橋梁、通信施設など公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備、地すべりやなだれ発生危険箇所などの災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施する。

さらに、人口の減少が著しく、急速に高齢化が進む中山間地の集落については、生活状況の把握に努めるとともに、これらの実態を踏まえたきめ細かな対策を行う。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 孤立想定集落の把握	防災安全対策課	
2 予防対策	防災安全対策課、道路維持課、環境部各課	秋田地域振興局、東日本電信電話（株）、東北電力ネットワーク（株）
3 孤立発生への備え	防災安全対策課、消防本部	

1 孤立想定集落の把握

迂回路のない集落について周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落（地域）は、平成 30 年現在で 10 箇所確認されている。なお、今後も孤立する可能性のある集落（地域）について、被害想定等に基づいて事前の把握に努めていく。

◆資料編 33－1 孤立想定集落一覧表

2 予防対策

(1) 市民への周知

土砂災害警戒区域、土砂災害前兆現象、なだれ発生危険箇所、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により市民へ周知する。

(2) 交通路の確保

ア 道路網の整備

市は、土砂災害や水害等により交通が遮断されることによって孤立状態となることが想定される地区について、地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化などを実施し、幹線道路や集

落へのアクセス道路網の整備を推進する。

イ 危険箇所の巡視

秋田地方気象台が「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」を発表した場合、大雨に伴う水害や土砂災害の発生する危険性が高まっていると考えられるので、危険箇所の巡視を行う。

また、大雪警報が発表されたときは、なだれの発生を想定し、土砂災害警戒区域、なだれ危険箇所および周辺地域の巡視を強化する。

ウ 迂回路の確保

巡視により、土砂崩れ、冠水、なだれ等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合は、関係機関と連絡調整し、二次災害の防止対策を実施するとともに、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

エ 孤立集落が確認された場合

迂回路が確保できない場合、さらに通信が被災し連絡手段が絶たれ集落の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプター等による被害情報収集を依頼する。

(3) 通信手段等の整備

ア 通信機器の整備

市は、一般電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の確保が困難な中山間地においては、災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。

また、通信機器に安定した電力を供給するために必要な自家発電機を整備と燃料の備蓄に努める。

イ 通信施設の整備

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信施設の整備に努める。

(4) 電力の確保

ア 発電機の実備

市は、小型可搬型自家発電機の計画的な整備について検討する。

イ 電力施設の整備

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定し、移動自家発電機などの配備に努める。

(5) し尿、ごみの処理

市は、洪水又は積雪時等において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所をあらかじめ選定し、住民に周知しておく。

(6) 協力・連携体制の整備

土砂災害やなだれ、地震災害、津波災害等により孤立集落が発生した場合、市は、円滑に県や自衛隊、消防機関等の関係機関と協力体制の確立を図れるよう、平常時から関係機関と

の協力体制を整備する。

また、近隣集落間での人的交流による情報の伝達や共有体制を強めるとともに、アクセス可能な集落間での応援体制の構築に努める。

3 孤立発生への備え

(1) 集落内ヘリポート適地の確保

県の消防防災ヘリコプター等により、救急患者が発生した場合の患者搬送、住民の救出、物資の補給などを実施するため、市は、孤立想定集落内にヘリポート適地の確保に努める。

第19節

要配慮者等の安全確保

計画の方針

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦や日本語での災害情報が理解しにくい外国人および地理に不案内な旅行者など何らかの介助や支援を必要とする方々（要配慮者）への配慮の必要性が強く認識されている。

これら要配慮者の安全確保のため、市は地域住民、自主防災組織および福祉・ボランティア団体等の協力のもと、平常時における地域の要配慮者の実態把握と災害時における情報の収集伝達および避難誘導などの支援対策の確立に努める。

また、市および要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努める。

基本的な考え方

- 1 地域住民は「要配慮者等」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- 2 地域住民は、日頃から、地域内の要配慮者の所在と状況の把握に努める。
- 3 地域住民は、要配慮者等が自ら避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- 4 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
- 5 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し、準備する。
- 6 市は、以上5点につき、自主防災組織等を通じ地域住民に対して現況および必要な改善策を示し、地域の課題とするよう問題提起する。
- 7 市は、地域の検討した対策の実施に必要な支援、指導等を行う。
- 8 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、要配慮者等とそうでない市民とが共生できるよう、必要な施策を計画的かつ総合的に推進する。

また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努める。

以上のような特別な配慮に基づいた施策の実施に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 福祉のまちづくり	防災安全対策課、福祉総務課、関係各課	秋田市社会福祉協議会 自主防災組織
2 避難に関する配慮	防災安全対策課、福祉総務課	施設等管理者、自主防災組織
3 社会福祉施設等における対策	防災安全対策課、福祉総務課、障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課、子ども福祉課、子ども育成課	施設等管理者、自主防災組織
4 在宅で避難行動や避難生活に支援の必要な市民の対策	防災安全対策課、福祉総務課、長寿福祉課、各市民サービスセンター	自主防災組織、民生委員・児童委員
5 外国人および旅行者等の安全確保対策	防災安全対策課、企画調整課、市民課、観光振興課	自主防災組織、観光施設管理者

1 福祉のまちづくり**(1) 福祉のまちづくりの方針**

市は、要配慮者に配慮したハード、ソフト両面における社会環境の整備を積極的に行い、福祉のまちづくりに努める。

災害発生時における被災者の救出、救援については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、市は地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき自主防災組織等の育成強化に努める。

(2) ユニバーサルデザイン化の促進

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備などのほか、施設全般のユニバーサルデザイン化を促進する。

(3) 行政と地域住民およびボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害においては、行政が対応できる範囲に限界が生じるため、地域の住民やボランティア等と協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。したがって、市は、施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から要配慮者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに要配慮者を支援していく。

2 避難に関する配慮

災害発生時における要配慮者の避難については安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は要配慮者の特性に応じた避難誘導、災害情報の伝達および避難生活などにおける支援体制の整備を図る。

(1) 要配慮者の実態把握

市は、要配慮者について、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿に当たる避難支援対象者名簿（以下、避難支援対象者名簿という。）や秋田市災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リスト（以下、要援護者把握用リストという。）を作成し、自主防災組織や町内会等の単位ごとに把握しておく。把握した内容については、プライバシーに十分配慮する。

なお、緊急時はすべての避難支援対象者の安否確認が必要となるため、市が所有する要配慮者情報を開示し、自主防災組織、町内会等の地域関係者と連携して安否確認を行うための連絡体制の整備を行う。

地域の自主防災組織等又は民生委員・児童委員は、災害時における支援活動のあり方などについて平常時から検討し、整備しておくものとする。

(2) 避難誘導

ア 市、施設等管理者および関係機関は、要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される特別の困難な事情に配慮した防災教育を行う。

イ 市、施設等管理者および関係機関は、家族の役割を啓発し、登録支援者、町内会等および自主防災組織等が平常時から近隣の要配慮者の実態把握を行い、緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立に努める。

ウ 市は、要配慮者の家族や登録支援者が自主防災組織などの地域コミュニティ団体などと、綿密な連携をとるための連絡体制の整備に努める。

エ 市は、要配慮者が避難時において必要とする介護および対応などについて、パンフレットや広報あきた等により、地域住民への周知に努める。

また、防災訓練においては、要配慮者のための情報伝達、ならびに避難誘導訓練などを実施し、提起された課題に対応できる体制の整備に努める。

オ 市は、本市における要配慮者対策の基本的な考え方をまとめた「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」（平成27年3月改定）を策定している。

また、プランに基づき、避難支援対象者名簿や要援護者把握用リストを作成している。引き続き、自主防災組織および町内会等が実施主体となる個別避難支援プランの作成など、地域の避難支援体制構築を支援していく。

また、要配慮者に対する情報伝達ルートの確保に努める。

(3) 災害情報の伝達

市、施設等管理者および関係機関は、避難生活にある要配慮者の精神的、身体的および社会的特性に配慮した災害情報などの的確な伝達手段の確立に努める。

聴覚障がい者に対してはEメールやFAXにより、視覚障がい者には携帯電話等により防災情報を配信する。

なお、障がい者にあつては、障がいの種類および程度に応じた災害情報を迅速かつ確実に取得することができるよう必要な手段の確保に努めるものとする。

(4) 避難生活

市、施設等管理者および関係機関は、要配慮者の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護および生活必需物資の提供などについては、要配慮者の特性に配慮した対応に努める。

また、避難所開設・運営マニュアルの作成過程、避難訓練、検証などの場においても要配慮者の参画等により様々な視点の導入に努める。なお、避難支援対象者名簿や要援護者把握用リストに基づき、避難誘導された要配慮者については、名簿・リストの情報とともに避難所運営担当者や要配慮者用窓口 zu 十分引き継がれ、必要な支援が受けられるよう配慮する。

ア 避難所生活への配慮

要配慮者の避難生活を支援するため、次の事項に配慮する。

- (ア) 避難所のバリアフリー化や男女のニーズの違いに配慮した対応ができるよう施設・設備のユニバーサルデザイン化を念頭に置いた避難施設の改修および設備改善に努める。
- (イ) 食事および生活関連物資の配分等において、要配慮者の視点で捉え、食物アレルギーを持った人への原因物質除去食品、腎臓病患者への低たんぱく質食品の備蓄、福祉用具の配備などに努める。
- (ウ) ホームヘルパーや民生委員・児童委員などとの協力体制の確立・整備に努める。
- (エ) 災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制作りに努める。

イ 福祉避難所の設置

市は、要配慮者の避難を想定し、避難所における福祉避難室の設置についてマニュアル化するとともに、各福祉関連施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、「福祉避難所（要配慮者のための配慮がされた避難所）」を指定する。福祉避難所はバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談員等必要な人員の確保が期待される施設とする。福祉避難所開設の際は、避難所同様、食糧等の物資支援を行う。

また、個別避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが想定される要配慮者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から地域包括支援センターや施設等管理者との連携やホームヘルパー、民生委員・児童委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助の体制づくりに努める。

なお、地域包括支援センター自体が被災した場合に備え、各地域包括支援センターの運営法人ごとの支援のあり方や居宅介護支援事業所との協力体制等について、地域包括支援センター運営協議会等で検討する機会を定期的に設ける。

ウ 要配慮者用窓口の設置

各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、相談対応（保健・福祉関係者、民生委員・児童委員など）、情報伝達、支援物資の提供等を行うため、平常時から関係者に対する訓練・研修を実施する。なお、窓口には女性や乳幼児の要望把握を行うため、女性を配置するとともに、介助者の有無や高齢者、障がい者の種類・程度に応じた優先順位を付した対応を行う。

(5) 地域との協調体制

施設等管理者は、市および関係機関と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会等、自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努める。

3 社会福祉施設等における対策

施設等管理者は、行政および関係団体等と調整のもと、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から緊急時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会等、自主防災組織等の地域コミュニティ団体との協調体制の確立に努める。

(1) 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えて、職員の職務分担、動員計画および避難誘導体制等の整備を図る。

また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者や通所者等の安全確保を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

夜間、休日等、施設職員が少ない状況で考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

したがって、施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設等との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等、施設入所者の安全確保についての協力体制を整備する。

また、施設等管理者は、災害に備え、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡・協力体制の確立に努める。

また、市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 社会福祉施設等の構造強化

施設等管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、施設の診断や補強工事の実施に努めるものとし、市はこれを促進する。

(4) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

また、医療・福祉施設においては、施設の非常用電源の整備に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動などについての教育を実施する。

また、夜間又は休日における防災訓練や、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。施設の周辺環境や建築構造、さらに入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

市は、施設等管理者に対し、防災知識および意識の普及啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

また、要配慮者に対しては、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、要配慮者自身が対処できることを明確にし、必要な支援を周辺に周知することや、コミュニティ活動、防災訓練等への積極的な参加などについての啓発を行う。

(6) 避難確保計画の作成および避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域および津波災害警戒区域に位置し、本市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法および津波防災地域づくり法に基づき避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を行うとともに、市に報告する。

なお、避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画や自衛水防組織の構成員等について市に報告する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対し、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

◆資料編 35－1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

〃 35－2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

〃 35－3 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

4 在宅で避難行動や避難生活に支援の必要な市民の対策

(1) 要配慮者の避難支援プラン等の作成

市は、要配慮者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、社会福祉施設などと協力し、平成22年3月に「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン（平成27年3月改訂。以下「避難支援プラン」という。）」を策定している。この避難支援プランの推進を通じ、市、消防団、自主防災組織、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の地域における各種活動を通じた人とのつながりを深め、要配慮者が自ら地域に溶け込める環境を整備する。避難支援プランは、避難行動や避難生活に支援が必要な者に対して、具体的な支援策を盛り込んだ実施計画となるよう、随時改定を行う。

この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、自力での避難が困難で、特に支援が必要な要介護認定者や障がい者などについては、本人の同意の有無にかかわらず、災害対策基本条例に基づき、地域の町内会長等、自主防災組織代表、民生委員・児童委員に対して、要援護者把握用リストを配布し、日常的な所在把握と大災害時の安否確認・避難誘導への活用を図る。

ア 避難支援対象者名簿の作成と活用

(ア) 避難支援対象者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、関係部局連携のもと、それぞれの所管業務遂行上、避難行動や避難生活に支援を必要とする市民の情報を集約し、避難支援対象者名簿を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。

また、避難支援対象者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、名簿の活用に当たっては、市内部で情報を共有するとともに、対象者のプライバシーを十分保護しながら、関係機関との情報の共有化を図る。

(イ) 避難支援対象者名簿の活用

市は、市地域防災計画に定めるところにより避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の対策を進める。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。

なお、名簿情報の提供を行う場合、名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市は名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難支援対象者名簿の作成にデジタル技術を活用する。

イ 個別避難支援プランの作成と活用等

- (ア) 個別避難支援プランの実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難支援プラン情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (イ) 市は、個別避難支援プランが作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (ウ) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難支援プランを作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。
- (エ) また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (オ) 市は、個別避難支援プランが作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難支援プランで定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。
- (カ) また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (キ) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難支援プランの作成にデジタル技術を活用する。

(2) 避難支援プラン、避難支援対象者名簿の対象者

防災上、避難行動や避難生活の支援が必要な市民の範囲は、在宅で生活をしている次のような高齢者、障がい者、難病患者等になるものと想定する。

区分	対象者の範囲
高齢者	常時寝たきりの状態にある者
	常時ひとり暮らしの者
	常時高齢者のみの世帯である者
	日中ひとり暮らし、高齢者のみの世帯である者
	同居者が病弱者、障がい者、年少者である者
	要介護認定者
	認知症状のある者
障がい者	身体障がい児（者）
	知的障がい児（者）
	精神障がい者
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証所持者、小児慢性特定疾病患者
その他	乳幼児、妊産婦、外国人など支援が必要な者

(3) 避難支援等関係者

市は、在宅で避難行動や避難生活に支援を必要とする市民の安全確保対策として、消防機関や県警、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、町内会等の避難支援等

関係者と連携するとともに、自主防災組織等の住民組織を中心とした地域ぐるみの支援体制づくりに努める。

また、在宅避難生活援助のために、関係機関等から必要に応じた資機材の配布等などの協力を得る。

(4) 避難支援プラン、避難支援対象者名簿作成に必要な個人情報および入手方法

避難行動や避難生活に支援が必要な範囲の者について、市の要援護者台帳の情報や地域への情報提供への同意者の情報をまとめ、避難支援対象者名簿の作成・充実化を図り、避難支援等関係者へ配布するとともに、自主防災組織および町内会等による個別避難支援プランの作成を推進し、避難支援体制構築を支援している。市は、提出された個別避難支援プランに基づき、避難支援対象者名簿に個別避難支援プラン作成の有無と支援者情報を追加するとともに、作成した個別避難支援プラン原本を台帳として整備し、福祉総務課地域福祉推進室で保管する。個別避難支援プランの写しについては、防災安全対策課および避難支援対象者本人のほか、支援者および市民サービスセンターが共有する。

<個別避難支援プランの内容>

個別避難支援プランには、氏名、住所、生年月日等の避難支援対象者名簿に登録される基本的項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- 1 町内会等、自主防災組織、民生委員・児童委員
- 2 普段いる部屋や寝室の位置
- 3 自宅付近の一時的な避難場所と指定された避難場所・施設
- 4 避難を手伝ってくれる方(支援者)
- 5 かかりつけの医療機関など
- 6 担当ケアマネジャーなど
- 7 緊急時の家族など連絡先
- 8 継続している医療や福祉サービス、日常の介護者など
- 9 避難時に必要な生活用具・薬など
- 10 情報伝達する際に、注意することなど
- 11 避難先で注意することなど
- 12 支援者や市の福祉部門、防災部門と支援者への情報を提供することについて、要配慮者本人からの同意確認
- 13 支援者の情報を地域へ提供することについて、支援者本人からの同意確認
- 14 安心キットの設置状況

※個別避難支援プランは、災害対策基本法第49条の14に規定されている個別避難計画を指すものであり、秋田市においては「個別避難支援プラン」と呼称している。

(5) 避難支援プラン、避難支援対象者名簿の更新

避難支援対象者の転居や支援者の変更など、本人又は支援者から変更の届出があった場合

や、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等の場合には、随時修正を行う。さらに、毎年1回は内容の確認と更新を行うなど、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために個別避難支援プランの適切な情報更新に努める。

(6) 情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための措置

情報提供に当たっては、個人情報保護のため、必要最小限の情報を地域の支援関係者に限定的に提供するとともに、提供先への説明会・研修会の開催や覚書の締結などにより、取扱いに伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、提供先が十分理解できるように、十分な対策を講じる。

(7) 支援対策の現況

独居高齢者世帯等で緊急事態が発生したときにボタンを押すだけで関係機関や地域の協力員に救助を求めることができる緊急通報システムの貸し出しや言語機能障がい者等のためにFAXを利用した119番通報システムを実施している。

また、個別避難支援プランにおいて、風水害などであらかじめ避難可能な状況で要配慮者へ高齢者等避難を伝え避難を促したり、避難所までの避難を支援する支援者を選定している。

市は、引き続き、高齢者を取り巻く環境や障がいの種類および程度などに応じた多様な手段による緊急通報の仕組みの整備の推進に努めるものとする。

(8) 介助支援の必要な市民の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員・児童委員活動および巡回活動などの実施により把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

なお、市における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、適切に収集、管理、利用および提供を行う。

(9) 個別避難支援プラン作成に係る支援

県は、市の個別避難支援プランに係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

また、秋田地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難支援プランの作成を支援する。

(10) 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

ア 市は、市地域防災計画において、避難支援対象者名簿および個別避難支援プランに基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者本人の同意

の有無に関わらず、避難支援対象者名簿および個別避難支援プランを効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(11) 円滑な避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

「高齢者等避難」は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

市は、避難支援等関係者が避難支援対象者名簿を活用して着実な情報伝達および早い段階での避難行動を促進できるよう、避難情報等の発令および伝達に当たっては、下記の事項に配慮する。

ア 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す。

また、災害時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、多様な情報伝達の手段を活用して情報伝達を行う。

(12) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等実施者本人およびその家族等の生命および身体の安全を守ることを前提とする。避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

(13) 自主防災組織等による避難支援体制の整備

市は、町内会長等、自主防災組織代表および民生委員・児童委員など、「災害時要援護者の避難支援プラン」に定める情報提供先に避難支援対象者名簿や要援護者把握用リストを提供し、地域では直接の支援者などと必要最小限の情報共有を行い、避難支援体制を整備する。

また、NPOやボランティアとも連携し、これらのネットワークにより役割分担し、避難行動や避難生活に支援が必要な者の見守りおよび支援を行う。市は、避難支援等関係者が支援行動を行うに当たっての安全確保に努める。

なお、情報提供に当たっては、個人情報保護のため、必要最小限の情報を地域の支援関係者に限定的に提供するとともに、提供先への説明会・研修会の開催や覚書の締結などにより、取扱に伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、提供先が理解できるように、十分な対策を講じるものとする。

(14) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、介助支援の必要な市民の防災行動マニュアルの策定など、介助支援の必要な市民に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

さらに、自主防災組織、町内会等、民生委員・児童委員による平常時の要配慮者見守り活

動や、地区における要配慮者の所在や避難ルートを把握する地図の作成の支援に努める。

(15) 要配慮者に対する情報伝達体制の整備

市は、要配慮者に対する情報伝達体制として、高齢者等避難等の避難情報を自主防災組織の代表者又は町内会長等を通じて直接伝達するとともに、防災ネットあきた、民生委員・児童委員の連絡網など、複数ルートによる情報伝達体制の整備に努める。

また、地域における情報伝達責任者の明確化に努める。

5 外国人および旅行者等の安全確保対策

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人および早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する必要がある。

市および関係機関は、市内に居住又は来訪する、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人および旅行者等の災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努める。

なお、秋田市における令和5年12月31日現在の外国人登録者数は1,814人である。

(1) 外国人の安全確保対策

ア 防災教育・広報

(ア) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、災害時に適切な状況把握が困難となりがちな外国人に対しても積極的に防災訓練に参加するよう呼びかける。

(イ) 防災知識の普及・啓発

市（企画調整課）は、日本語を理解できない外国人のために、国際交流関係機関と協力して災害や地震、津波等に関する知識、防災上の心得等を解説した多言語による防災対策マニュアルを配付し、防災意識の向上に努める。

イ 地域における救援体制

(ア) 外国人の所在の把握

市（市民課）は、災害時における外国人の安否確認などを迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人住民を含む住民基本台帳を適正に管理し、外国人の人数や所在の把握に努める。

(イ) 外国人が安心して生活できる環境の整備

a 外国人にやさしいまちづくりの促進

市（防災安全対策課）は、指定緊急避難場所や避難路等の避難所の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

b 語学ボランティアの確保

市（企画調整課）は、災害発生時に通訳や翻訳などの支援に向け、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアをあらかじめ確保するため、担当窓口を設置するとともに、国際交流関係機関や秋田県災害多言語支援センターとの連携を進める。

(2) 旅行者等の安全確保対策

ア 防災教育・広報

市（防災安全対策課、観光振興課）は、指定緊急避難場所、避難路等の防災上の心得について、旅館組合などを通じ、旅行者等への広報に努める。

イ 地域における救援体制

市（防災安全対策課、観光振興課）は、観光施設管理者および自主防災組織等の地域コミュニティ団体と協力し、地域ぐるみによる旅行者等の安全確保、救援活動を支援できる体制整備に努める。

第 20 節 救急救助体制の整備

計画の方針

市（消防本部）は、大規模災害時において広域的又は局地的に多発することが予想される救急救助要請に的確に対処するため、体制の整備・充実を図るとともに、市民の自主救護能力の向上と災害時における市民互助への理解と協力を得るよう広報活動に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 救急救助体制の整備	消防本部	消防団
2 市民の自主救護能力向上等の推進	消防本部	市民、自主防災組織
3 応援体制の整備	消防本部	

1 救急救助体制の整備

市（消防本部）は、各救急病院間の通信ネットワーク等を活用し救急医療機関相互の連携を強化するとともに、救急救命士の増員と教育体制の充実、また、高規格救急車と高度救命用資機材の整備を図り、救急業務の高度化を推進する。

また、より高度な知識と技術を持つ救助隊員・消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団員に対しても救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、救護活動能力の向上に努める。

2 市民の自主救護能力向上等の推進

大規模災害時における各防災機関の活動能力には限界があり、救急救助活動を実効あるものとするためには、市民による応急措置の実施などの協力が不可欠である。

(1) 救命講習の推進

市民の自主救護能力の向上および災害時救急医療活動を的確に実施するための事前準備として、普通救命講習等を通じて応急救護知識と技術の普及活動および災害時における救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

また、毎年約1万人の市民が心肺蘇生法を中心とした救命講習を受講しているが、救護能力の維持・向上には定期的な受講が効果的であるため、今後も啓発活動を積極的に推進していく。

3 応援体制の整備

(1) 広域消防相互応援の要請および受入れ

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、消防本部は、県内広域消防相互応援協定および近隣の消防本部との相互応援協定に基づく応援部隊の要請・受入れを円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理および指揮が行えるよう体制を整備する。

(2) 緊急消防援助隊の要請および受入れ

消防本部は、秋田県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れおよび指揮が行えるよう体制を整備する。

◆資料編 19－1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

第 21 節

応急医療体制の整備

計画の方針

大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるよう災害時医療救護の手順を定めるとともに、「秋田市健康危機管理基本指針」を活用しながら、平常時から県や秋田市医師会（以下「市医師会」という。）等関係機関と協力し、医療救護活動の実施体制を整備、確立する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 初期医療体制の整備	秋田市保健所、消防本部	市医師会、日本赤十字社、医療機関等
2 後方医療体制の整備	秋田市保健所、消防本部、防災安全対策課	市医師会、医療機関等
3 医薬品の確保	秋田市保健所	市医師会、医療機関等 秋田県赤十字血液センター
4 広域的救護活動	秋田市保健所	市医師会、医療機関等

1 初期医療体制の整備

災害時における初期医療体制については、以下の整備を実施する。

(1) 組織体制および通信・情報収集体制

市（秋田市保健所）は、県や市医師会等関係機関と連携して、緊急医療対策組織の確立および相互の迅速な通信体制・情報収集体制を整備する。

(2) 保健医療活動チームによる医療活動体制

市（秋田市保健所）は、県や市医師会等関係機関と連携して、DMA T等保健医療活動チームが円滑に医療活動を行える体制を整備する。

(3) 救護所

市（秋田市保健所）は、救護所を設置したときに、医療救護チームが円滑に医療活動を行えるよう、県等関係機関と救護所に充てるべき建物等について情報を共有するほか、必要な資機材等の整備に努める。

(4) トリアージ実施体制の整備

市（消防本部、秋田市保健所）は、初期医療措置の迅速化を図るために、医療機関協力のもと、負傷程度により治療の優先度を判定し負傷者を振り分けるトリアージの実施体制を整備する。

(5) 要配慮者への配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市（秋田市保健所、消防本部）は、医療機関等と連携し、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(6) 市民に対する災害医療の普及啓発

市（消防本部）は、救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム等について、市民への普及啓発を図る。

(7) 県保健医療福祉調整本部への要請

市は、災害の種類や規模により対応が困難な場合は、県保健医療福祉調整本部に対し、必要な医療支援を求める。

(8) 県保健医療活動チーム

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とし、県とDMAT指定病院との協定に基づき活動する。

イ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

DPATについては、日本DPAT活動要領の規定を基本とし、県とDPAT指定病院との協定に基づき活動する。

ウ 災害支援ナース

災害支援ナースについては、災害支援ナースの活動要領の規定を基本とし、県と所属施設との協定に基づき活動する。

エ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

DHEATについては、災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災地の保健所等を支援するため、DHEAT活動要領を基本として活動する。

オ その他

県は、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、医療救護班（日本赤十字社他）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会によるチーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、日本災害リハビリテーション支援協会チーム（JRAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時感染制御支援チーム（DICT）、その他の災害対策に係る保健医療で活動するチームについて、受入れを調整し、被災地での活動を支援する。

2 後方医療体制の整備

(1) 後方支援体制の整備

ア 市（秋田市保健所）は、医療救護チームによる対応が困難な重傷患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や災害協力医療機関への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。

イ 市（秋田市保健所）は、県や日本赤十字社秋田県支部の医療救護チーム等の派遣要請について、関係機関等と調整を図り、その体制整備に努める。

◆資料編 23－1 救急告示医療機関一覧表

(2) 応援医療体制の整備

市および市内災害拠点病院は、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方指定病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議の上、体制を確立し、そのために必要となる設備機器について整備を促進する。なお、医療施設においては、施設の非常用電源の整備に努めるものとする。

(3) 負傷者の搬送体制の整備

ア 陸上の搬送

市（消防本部）は、道路管理者、警察および関係機関等との連携調整を図り、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

なお、民間車両等で災害時に緊急通行車両として使用する可能性があるものは、あらかじめ緊急通行車両として事前に届け出る。

イ 緊急時の搬送

市（防災安全対策課）は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

(4) 在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平常時からこれらの患者に関する連絡体制および搬送先等の計画を策定するものとする。

(5) 医療関係者に対する訓練等の実施

ア 病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルの作成

病院の防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。このため病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアル（以下「災害対策マニュアル」という。）を作成

するよう努める。

イ 防災訓練の実施

防災は日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて災害対策マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回以上の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

また、地域の防災関係機関や地域の市民との共同による防災訓練の実施に努める。

(6) 医療機関の設備等の整備

医療機関は以下の設備等の整備に努める。

ア ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

イ 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

ウ メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

3 医薬品の確保

(1) 医薬品等の備蓄

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、「秋田県災害医療救護活動計画」に基づき医療機関および薬剤師会等が主体となって整備する。

市（秋田市保健所）においては、避難所又は救護所等における応急手当などに必要な救急セット等の整備を行う。

また、福祉施設はストーマ装具（蓄便袋又は蓄尿袋（パウチなどともいう）およびそれに付随する用具等）の備蓄に努める。

(2) 流通備蓄

災害の初動時以降に救護活動で必要となる災害用医薬品および医療機器については、秋田県地域防災計画により、薬剤師会又は医薬品卸業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫量を情報管理するとともに、秋田県医薬品卸業協会および秋田県医療機器販売業協会の協力を得て、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）する。

なお、化学物質の中毒症状に用いる医薬品についても、流通備蓄により確保する。

(3) 保管場所

災害時における医薬品等の一時保管場所は、保健センター等とする。

(4) 医薬品等の調達体制

市（秋田市保健所）は、災害時に備え、あらかじめ関係業者との協力体制の確立に努める。

(5) お薬手帳の活用

「お薬手帳」は、災害時に早期の適切な治療に結びつくとともに、救護所等において、被災地の限られた環境（限定された医薬品の種類）で患者の症状に応じた効率的な治療が可能

となり、別の避難所に移動する際にも受診の継続がスムーズになることから、保健所は平常時から、避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

(6) 血液製剤等の確保

秋田県赤十字血液センターでは、平常時から計画に基づいた献血者の確保に努め、輸血用血液製剤の適正在庫の維持を図る。

(7) 医療用ガスの確保

県保健医療福祉調整本部は、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。

4 広域的救護活動

大規模災害の発生等による医師等の不足、又は医薬品、医療資機材等の不足に対応するため、広域医療体制の整備に努める。

(1) 活動体制の整備

ア 市（秋田市保健所）は、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センターとの連絡体制を確保する。

イ 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県内の広域医療体制の整備に努める。

ウ 県および市医師会等の協力体制の確立に努める。

表 2-21-1 市医師会の連絡先

機関名称	連絡先住所	電話	F A X
一般社団法人 秋田市医師会	秋田市八橋南一丁目 8-5	865-0252	863-3982

エ 市は、近隣市町村と災害時の相互応援協定を締結に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システム（E M I S）

被災した都道府県を越えて災害時に医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的として、国は広域災害救急医療情報システム（E M I S）を構築している。

市は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）を用いて情報収集するほか、必要に応じて入力を行う。

第22節 広域応援体制の整備

計画の方針

市が大規模災害により被災した場合には、市だけですべての対策を実施することは困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町村のみならず、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

また、県外市町村が被災し、被災都道府県から秋田県に災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と市が協力し、被災都道府県と連携を図り速やかに避難所等の開設など、被災者の受入体制の確保に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 相互応援体制の確立	防災安全対策課、各課	防災関係機関
2 消防機関相互応援協定	消防本部	消防機関
3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等	上下水道局	防災関係機関
4 医療機関の広域応援体制	秋田市保健所	秋田市医師会、医療機関

1 相互応援体制の確立

(1) 本市における協定等の締結状況

現在、国、指定公共機関、地方自治体および民間団体と下記のとおり協定等を締結している。

◆資料編 6－1 国との協定に関する資料

- 〃 7－1 自治体間の協定に関する資料
- 〃 8－1 民間団体等との協定に関する資料
- 〃 9－1 指定公共機関等との協力に関する資料

(2) 市町村間の相互応援

ア 協定の締結

市は、市の地域に関わる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。

イ 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等

について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

ウ 受援計画の整備

広域応援を受ける際に必要となる、受入体制構築のため、受援計画を整備する。

エ 応援職員受入体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

オ 支援体制の整備

市は、他都市との災害時応援協定の締結を踏まえた、相互の人的・物的支援体制の整備に努める。

また、東北地区六都市相互応援協定および中核市相互応援協定の実効性を高めるため、各連絡会議等における平時からの情報共有に努める。

(3) 県等の機関に対する職員派遣の要請およびあっせん

市（防災安全対策課）は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請およびあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、相互の人的・物的支援体制の整備に努める。

(4) 公共的団体等との協力体制の確立

市（防災安全対策課）は、災害時の応急対策等について、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(5) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市（防災安全対策課）は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(6) 他市町村からの被災者の受入体制の整備

市は、市営住宅や民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅等により、他市町村からの被災者の受入体制の整備を図る。

(7) 他市町村からの被災者への支援等

市は、受け入れた被災者について、県と協力して避難所等における生活状況を把握し、様々なニーズに沿った支援や情報提供に努める。

(8) 民間団体との協力体制の整備

市は、民間事業者との間に応援協定および包括連携協定を締結し、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

2 消防機関相互応援協定

(1) 緊急消防援助隊

市長は、大規模な災害が発生した場合、市および消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときは、県知事に消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「消防組織法」という。）第44条第1項に基づいた緊急消防援助隊の派遣を要請する。

また、県知事の要請を待ついとまがない場合、消防庁長官は緊急消防援助隊の派遣を決め、必要な措置をとることができる（同第44条第2項）。

これらの措置に十分に対応できるよう、市は平常時から県との連絡体制の確立を図るとともに、受援時の受け入れ体制の整備を図る。

(2) 消防機関間の協定等の締結状況

各消防機関は、災害規模に応じて、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法第39条に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、各消防関係機関等と協定を締結している。

◆資料編5-1 消防関係機関との業務協定等関係資料

(3) 応援要請の整備

市長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織法等の規定に基づき応援要請が円滑に行えるよう、応援要請体制の整備を行う。なお、消防機関による応援要請は以下のとおりとし、平常時から協定を締結した機関との間で、訓練、情報交換を実施しておく。

ア 「秋田県広域消防相互応援協定」および「秋田県消防広域応援基本計画」の定めるところによる、消防相互応援要請。

イ 火災が多発し、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）」に基づき、知事を通じて消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動要請。

(4) 秋田市消防応援計画に基づく訓練

市域内に大規模災害が発生し、消防組織法等の規定による緊急消防援助隊など広域消防応援を受ける場合において、応援消防部隊の受入れ体制および対応要領を樹立し、さらには市消防部隊と応援消防部隊との円滑な活動を確保し、応援消防部隊の活動が実効あるものとするため、各種想定に基づく訓練を実施し、計画に習熟する必要がある。

3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

(1) 協定等の締結状況

公共機関その他事業者と相互応援協定等を締結している。

◆資料編 10－1 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

(2) 応援体制の整備

電気、電話、ガス、水道等のライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援態勢の充実を図るとともに、県の範囲を超える支援体制について必要な応援協定等の締結に努める。

4 医療機関の広域応援体制

(1) 広域医療体制の現況

大規模災害の発生によって、医師等が不足し、又は医薬品、医療資機材等の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要でありその整備を進めている。

(2) 広域医療体制の整備

ア 基本方針

市は、大規模災害時においては医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等との連携および保健医療活動チーム等の配置、患者搬送体制や患者収容力の確保に加え、医薬品や医療器材の備蓄等、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進するとともに、平常時における救急医療体制の整備や高度化を推進する。

こうした体制を支えるため、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」および「秋田県災害医療救護活動計画」に参画し、広域連携に基づく相互支援体制の整備推進を図る。

イ 具体的な対策

- (ア) 災害発生時に必要とする応急医薬品および衛生材料を、常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。
- (イ) 秋田県赤十字血液センターのほか、市内の病院は平常時から輸血用製剤の在庫数について情報を共有し、供給の円滑化を図る。
- (ウ) 医師会等の関係団体に、衛星通信装置を配備し、災害時の通信機能の強化を図る。
- (エ) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県は県内の広域医療体制の整備に努める。

(オ) 県および市医師会等ならびに保健所等関係機関の協力体制の確立に努める。

◆資料編 11－1 医療機関との協定に関する資料

第 23 節

ボランティア活動の推進

計画の方針

大規模災害発生時には、市や防災関係機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。

また、避難所における避難者の生活支援および要配慮者や被災者個人の生活の維持、被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人ボランティアの活動に依拠するところが多い。

このため、災害時において、住民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に行うことができるための環境整備を図るとともに、平常時からボランティア活動について広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害ボランティアの活動分野	各課	秋田市社会福祉協議会 県、日赤秋田県支部
2 災害ボランティアの活動への支援	防災安全対策課、福祉総務課	秋田市社会福祉協議会 県、日赤秋田県支部

1 災害ボランティアの活動分野

災害ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアとに区別できる。

(1) 一般ボランティア

- ア 炊き出し、給食の配食
- イ 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- ウ 清掃および防疫の補助
- エ 災害支援物資、資材の集配作業および搬送
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- カ 避難所における被災者に対する介護の補助
- キ 献血募集の補助、募金活動
- ク 文化財、記念物および古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- ケ その他被災者の生活支援に関する活動

(2) 専門ボランティア

- ア 災害救援（初期消火、救助、応急手当およびその他支援）
- イ 福祉（手話通訳、介護等）
- ウ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）

- エ 宅地および建築物危険度判定（被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士）
- オ 土砂災害警戒区域の調査（斜面判定士）
- カ 語学・通訳（中国語、韓国語／朝鮮語、英語等）
- キ 特殊車両の操作（大型重機）
- ク ボランティアコーディネート
- ケ その他輸送や無線通信などの応急・復旧活動の支援に必要な専門技術・知識を要する活動

2 災害ボランティアの活動への支援

(1) 災害ボランティア連絡会議の開催

災害時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を、行政として十分に理解し、尊重した支援体制を構築することが必要である。

このため市（福祉総務課）は必要に応じて秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平常時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。

(2) 災害ボランティア活動支援指針の策定

県と関係団体は、大規模災害発生後において、県内外から集まる災害ボランティアを混乱なく被災地に受け入れるとともに、効果的な活動が行われるための支援を含む事項を定めた「災害ボランティア活動支援指針」を策定している。

市（福祉総務課）および秋田市社会福祉協議会は、この指針をもとにボランティア受入体制の確保に努める。

(3) 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

秋田市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターの迅速な設置や、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、同協議会が作成した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」について、関係者等に周知するとともに、訓練等を通じて逐次見直しを図る。

災害発生時の官民連携体制の強化を図るため、現地災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会）との役割分担等を定めておく。

市は、災害ボランティア設置・運営に関する訓練に協力・支援する。

(4) 災害ボランティア活動の環境整備等

ア 活動支援拠点

市（福祉総務課）は、秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体と連携を図りながら、ボランティアの受付、ボランティアニーズの把握と振

り分けなど、災害ボランティア活動の支援を行う災害ボランティアセンターの設置場所についてあらかじめ定めておく。

(ア) 災害ボランティアセンターの設置

市は、市社会福祉協議会と連携し、市庁舎あるいは秋田市老人福祉センター（秋田市社会福祉協議会）等近隣の公的施設内に災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市社会福祉協議会と市の役割分担

市社会福祉協議会は、ボランティアの受付や登録、派遣等主体となって災害ボランティアセンターの運営を行う。

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう以下の支援を行う。

- ・活動拠点の提供
- ・資材・機材・設備等の提供
- ・被害状況等の情報提供
- ・連絡会議等による情報共有
- ・ボランティア保険の加入促進
- ・ボランティアに対する活動費用の負担

イ 活動拠点の整備

市は、NPO・ボランティア等と連携し、ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊および休憩などの場となるボランティアの活動拠点の用意に努める。

また、市が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合は、県と協議の上、活動拠点となる県有施設の提供を受ける。

ウ 災害ボランティア活動の環境整備

市（福祉総務課）は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、NPO・ボランティア団体等のリーダーの育成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進し、併せて、発災時における災害ボランティアとの連携について検討する。

なお、災害ボランティアセンターでは、ICTの運用により、災害ボランティアの進捗管理の効率化を図る。

エ 受援体制の強化

市が被災した際、円滑に災害ボランティアを受入れ支援活動を活かすため、地域および市民が様々なボランティアを受け入れる環境や知恵（「受援力」）を強化する取組を行う。

第24節 防災都市づくりの推進

計画の方針

災害が発生した場合、大きな被害が予想される住宅等密集地に対しては、建築物の不燃化や土地区画整理事業等を推進するとともに、新たな宅地等の開発地域については、各種都市整備手法による開発指導を行う。

また、建築物の耐震不燃化の推進、オープンスペース等の整備を図り、「安全で災害に強いまちづくり」（防災都市づくり）に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 都市計画に基づく防災化	都市計画課、秋田駅東地区土地区画整理工事事務所、上下水道局	
2 オープンスペースの整備	農地森林整備課、公園課	
3 道路・橋梁等の整備	道路建設課、道路維持課	秋田河川国道事務所、東日本高速道路(株)、秋田地域振興局建設部
4 河川等の整備	農地森林整備課、道路建設課	秋田河川国道事務所、秋田地域振興局建設部
5 海岸保全、港湾施設の整備	商工貿易振興課	(国)秋田港湾事務所、(県)秋田港湾事務所

1 都市計画に基づく防災化

(1) 地域指定による規制

市は、市街地における火災の危険を防除するため、建築物が密集し多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域および準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。

ア 防火地域

集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」等、都市防災上の観点から特に必要と考えられる地域について指定する。

イ 準防火地域

防火地域以外の商業地域、近隣商業地域および建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定する。

(2) 面的整備事業等による安全な市街地の整備

木造家屋が密集している既成市街地等については、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の耐震化や不燃化、道路、公園、下水道などの総合的整備を実施し、都市の防災化に努める。

ア 市街地再開発事業の推進

建物の密集や老朽化等の進んだ既成市街地において、市街地再開発事業により、土地の高度利用化や公共施設の整備拡充を図り、都市機能の更新・強化を進めるとともに、耐震機能などを備えた建築物整備を含む事業化を積極的に推進し、安全で住み良い市街地への転換に努める。

イ 土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業の推進や地区計画制度の運用等により、道路、公園、下水道との公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備を進める。

2 オープンスペースの整備

市（公園課、農地森林整備課）は、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、都市公園の再整備等を計画的に進める。さらに、緑地の保全創出・農地の保全に努め、オープンスペースをできる限り多く確保する。

(1) 公園・緑道の整備

都市公園における災害時の防災拠点空間として、防災施設の設置スペースの確保など災害対応機能の強化推進を図る。

(2) 緑地・農地の保全

現在残されている斜面緑地や市街地周辺の緑地に市街化抑制機能を求め、重点的に保全又は緑の都市空間として整備する。

また、その他残存する農地等については、農業的土地利用を図るべき地域と都市的土地利用を図るべき地域の区別を明確にして、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての保全を図る。

3 道路・橋梁等の整備

(1) 道路施設の整備

市（道路建設課、道路維持課）および他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路施設について危険箇所および迂回路を調査して、逐次改良および補修を実施するよう努める。

(2) 橋梁の補修等

市（道路維持課）は、災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、橋

梁の点検や補修・補強工事等の実施を徹底する。特に災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、市（道路建設課、道路維持課）は、橋梁の新設や架け替えに当たり、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

4 河川等の整備

河川は平常時、都市部における身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりではなく、震災時、河川敷は貴重なオープンスペースとしての役割を担っており、避難地・避難路としての積極的な活用を図る。

市および他の河川管理者は、河川管理施設等の点検や、風水害等による被害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良を行い、被害防災に努める。

また、地震に対しては、河川管理施設等の「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づいた耐震診断の実施や、耐震性向上の検討を行い、診断結果等を踏まえて重要度に応じて耐震補強等を推進する。特に、地震による水門、樋管、堤防等の被害のために浸水等の二次災害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良や地震に起因する堤防の沈下による浸水被害を回避するための堤防の耐震性向上を図る。同時に河川水を緊急時の消火・生活用水として用いるため、車両のアクセスを確保する河川整備を実施する。

ため池等については、受益者の協力および県の支援を得て、災害防止対策の整備を推進する。特に地震に対しては、受益者の協力のもとにため池等に係る詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、県の支援を得て耐震事業化を進める。

5 海岸保全、港湾施設の整備

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設を整備し、津波、高潮および波浪等から海岸や後背地を保護する。

(2) 港湾施設

ア 整備概況

区 分	名 称	所在地	備 考
重要港	秋田港	秋田市	県の物流拠点港、外航コンテナ船、長距離カーフェリーの就航

イ 公共岸壁の整備状況

(令和6年4月現在 単位：バース)

名称 \ 水深									
	-13m	-12m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m
秋田港	2	1	8	1		8	2	5	2

ウ 港湾施設の整備・管理

(ア) 港湾整備

大水深の泊地や航路を整備するとともに、防波堤等の外かく施設の整備促進を図る。

(イ) 避難対策施設等

港湾内に、オープンスペースを確保し、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地等とする。

(ウ) 施設の安全管理の内容

各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤などの資機材を整備している。

また、港湾管理者は、災害発生後の応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第25節 道路・橋梁等の強化対策

計画の方針

近年の震災では、避難路や救助、救急、消火活動および緊急物資の輸送路として重要な役割を担う道路橋梁の被災により、応急対策活動が妨げられ、地域社会が大きな影響をうけた事例が多い。そのため、災害に強く、信頼性の高い、道路網および橋梁の整備が強く求められていることから、適切な幅員を持つ幹線道路により、都市の骨格的道路網を計画的に形成するとともに、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施する。なお、場所によって地形、地質および地盤等の自然条件が大きく異なり、道路施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の自然条件に対応した対策を実施していく。

市は、地震や豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検および施設の整備を計画的に実施するとともに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

また、橋梁においては、パトロール等により異状箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図るとともに、既設橋梁については、「秋田市橋梁長寿命化修繕計画（令和5年10月）」に基づき、計画的に補修・補強の実施を進める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 道路・橋梁施設等の現況	道路維持課	
2 道路施設の改良等	道路維持課、道路建設課	秋田河川国道事務所、 東日本高速道路(株)、 秋田地域振興局建設部
3 橋梁の整備	道路維持課、道路建設課、農地 森林整備課	同上（各道路管理者）
4 トンネルの整備	道路維持課、消防本部	同上（各道路管理者）

1 道路・橋梁施設等の現況

(1) 現況

市域における国、県、市が管理する道路は、平時からの適切な維持・管理に努めるとともに、災害等に対処するための計画的整備が進められている。

風水害等による道路の被害は、落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、なだれ、土石流等が予想される。地震による被害は、沖積層地域では亀裂、陥没、沈下隆起が、高盛土部では地すべり、崩壊が、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、また沿岸部には液状化の発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋梁については、長寿命化を目的とする補修・補強の実施が必要なものがある。

また、路線の重要度等に応じて現行の耐震基準に対応する耐震補強の実施が必要なものもある。なお、市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

表 2-25-1 道路・橋梁の状況

(令和6年12月末現在)

区分	管理区分	道路延長(km)	橋梁数
国道	国	46.9	36
県道	県	338.0	220
市道	市	2,030.5	711
高速道路	東日本高速道路(株)	30.6	23

また、トンネルの現況については、表 2-25-2 のとおりである。構造上の特殊性から、大規模な災害に発展する危険性があるため、平常時から施設の点検等に努める。

表 2-25-2 トンネルの現況

(令和6年12月末現在)

区分	管理区分	路線名	名称(延長)
国道	国	一般国道7号	中村トンネル(107m)、 勝平はまなすトンネル(355m)
県道	県	秋田北野田線	秋田中央道路トンネル(2,015m)
		秋田雄和本荘線	田代峠トンネル(298m)
		秋田昭和線	手形トンネル(276m)
		秋田空港線	雄和トンネル1号(63m)、雄和トンネル2号(99m)
		秋田御所野雄和線	樺台地下道(169m)
市道	市	竹の花藤森線	平尾鳥トンネル(160m)
		五百刈沢隧道線	五百刈沢隧道(85m)
		山手台1号線	山手台フォレストパス(229m)
		秋田環状2号線	千秋トンネル(189m)
		神内大又2号線	黒崎森隧道(275m)
		中の沢線	小又沢トンネル(45m)

2 道路施設の改良等

市(道路維持課、道路建設課)および他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、その他応急措置を実施するための緊急輸送道路等の安全性、信頼性の向上を図るため、継続的道路防災点検および施設の改良等を計画的に実施する。

(1) 道路全体の点検および対策工事

ア 維持補修および改良

市（道路維持課）は、災害による被害の軽減を図るために、防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための調査、測量等を実施し、対策工事を行う。

イ 道路防災点検の実施

市（道路維持課）は、道路防災点検結果に基づく継続的点検と施設の整備を計画的に実施する。

道路防災総点検項目（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）としては、落石、崩壊、岩石崩壊、地すべり、なだれ、盛土、擁壁などがある。

ウ 災害防止対策

市（道路維持課）は、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

市は、各道路管理者と連携して道路ネットワークの整備を実施するものとし、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案して決定する。

ア 緊急輸送道路の整備

市（道路建設課）は、緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

イ 市街地の道路整備

市（道路建設課）は、市街地を形成する道路の整備を推進する。

ウ 電線類の地中化

市（道路建設課）は、円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

エ 情報連絡施設・体制の整備

市（道路維持課）は、応急対策、通行規制および情報収集・提供を迅速に行うために必要となるパソコン、移動電子端末等を活用した情報連絡施設・体制等の整備に努める。これらの整備計画は国の指導、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

(3) 迂回道路の調査

市（道路維持課）は、災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備える。

3 橋梁の整備

市（道路建設課、道路維持課、農地森林整備課）は、災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、定期的な橋梁点検をもとに必要に応じ修繕や耐震補強工事等を実施する。特に災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、緊急度の高いものから順次耐震補強を含めた対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えに当たっては、現行の耐震設計基準に準拠し整備を行う。

(1) 橋梁等の点検整備

ア 日常点検の実施

市（道路維持課、農地森林整備課）は、道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。パトロール等により異状箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施するとともに、応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図る。

イ 橋梁の補修計画

市（道路維持課）は、「秋田市橋梁長寿命化修繕計画（令和5年10月）」に基づき、整備の促進を図る。

(2) 橋梁等の耐震性能と対策工事

ア 耐震性の評価

市（道路維持課、農地森林整備課）は、架橋年次や構造形式、路線の重要度等に応じ、対象となる橋梁の耐震性の評価を行い、耐震補強等の対策を計画的に実施する。

イ 対策工事の実施

耐震補強等が必要な橋梁については、「道路橋示方書」（公益財団法人日本道路協会）に基づく耐震性能の確保を目的に、下部工の補強、支承の取替、沓座の拡幅、落橋防止装置の設置などを行い、必要に応じて架替等を実施していく。

ウ 基準に基づいた耐震設計

新設橋梁については「道路橋示方書」に基づいて耐震設計を行う。

また、老朽橋についても、この基準により架替を行う。

表 2-25-3 関係機関の連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	道路管理 第二課	秋田市山王一丁目 10-29	864-2292	864-2556
東日本高速道路(株) 東北支社	秋田 管理事務所	秋田市上北手古野大繋沢 30-2	826-1700	826-1703
秋田地域振興局 建設部	保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826
秋田中央警察署	交通課	秋田市千秋明德町 1-9	835-1111	835-1111 (内 412)
秋田臨港警察署	交通課	秋田市土崎港西三丁目 1-8	845-0141	845-0141 (内 419)
秋田東警察署	交通課	秋田市上北手百崎字内山 60-2	825-5110	825-5110

4 トンネルの整備

(1) トンネルの整備

ア 安全点検調査の実施

市（道路維持課）は、トンネルの安全点検調査を実施する。

イ 補強工事の実施

市（道路維持課）は、補強等の対策を必要とする箇所を指定し、補強工事を実施する。

ウ 訓練の実施

市（消防本部）は、トンネル災害を想定した各種訓練を関係機関と連携を図り、実施する。

第 26 節

農業災害対策

計画の方針

市は、ほ場整備等の農業施設設備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

また、地震による農業被害を予防し、又は拡大を防止するために、既設の農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設に当たっては耐震性の向上に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 農地および農業用施設等の整備	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区
2 農地および農業用施設等の災害予防対策	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区
3 農作物等の対策	農業農村振興課、園芸振興センター	
4 体制の整備	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区

1 農地および農業用施設等の整備

(1) 農地および農業用施設の現況

農村部は、労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地および農業用施設の維持管理が不十分な状態となり、施設等が老朽化しているものがある。

(2) 農地および農業用施設の整備

ア 市（農地森林整備課）は、老朽化した頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設の整備促進を図るとともに農地および農業用施設の改良や改善の指導を行う。

イ 農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には農村地域防災減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。

2 農地および農業用施設等の災害予防対策

(1) 防災措置等

市は、次のとおり農地、農業用施設等の災害予防対策を推進する。

ア 風水害による被害の防止

洪水、土砂災害、湛水等から農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進める。

また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等、総合的に農地防災事業を推進し、被害発生未然防止を図る。

◆資料編 34－1 農用地等湛水危険箇所表

イ 地震による被害の防止

(ア) 地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場等は、耐震性調査実施の検討を行い、調査の結果により、必要に応じて貯水制限などの使用制限により安全使用に努めるほか、補強、改修を実施し震災対策を図る。

(イ) 市および県は、防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。

また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。

(ウ) 地震によって水田に亀裂が発生したり、農業水利施設等に被害が出たりした場合は、水不足等によって農作物に大きな影響が出る。この場合には亀裂部周囲への盛土、応急ポンプによる用水手当などによって被害の防止、軽減を図る。

3 農作物等の対策

(1) 農作物等の現況

農作物の豊凶は、気象条件によって大きく左右されるので、農業気象情報の周知と予防対策に努めている。

(2) 予防対策

ア 農業気象情報の周知徹底

市（農業農村振興課）は、定期的に農業気象情報等（作況ニュース等を含む）を農業従事者等へ周知し、緊急を要する冷霜害等に関する気象情報は、報道機関等の協力を得るなど速やかに伝達できる体制を確立し、予防対策の徹底を図る。

イ 農業技術指導等

市（農業農村振興課）は、農業技術指導関係機関と連携し、気象条件に対応した農業技術等向上のための指導に努める。

4 体制の整備

市は、災害時に備え、平常時から次の体制を整備しておく。

(1) 施設の点検

台風や豪雨、震度４以上の地震が発生した場合は、土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、農業用ため池等の緊急点検を行う体制を整備する。

(2) 連絡体制の整備

ア 関係機関との連絡体制の整備

土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に伝達され、また、市から土地改良区等への情報伝達が確実に行われるよう、緊急連絡体制を整備する。

イ 防災気象情報、地震情報の収集・連絡

大雨警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報、津波情報および被害情報の収集・伝達を迅速に行う体制を整備する。

(3) 避難誘導体制の整備

危険と認められる箇所については、市民に対する避難情報の発令等を行うとともに、適切な避難誘導ができるよう体制を確立しておく。

第27節 上水道施設の強化対策

計画の方針

災害の発生に伴う断・減水を最小限にとどめるため、市は、施設面の災害予防対策を実施する。また、応急対策を円滑に実施するため、平常時から災害時の連絡体制の整備、災害対応用資機材の確保、防災広報活動に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 水道施設の整備	上下水道局	
2 応急体制の整備	防災安全対策課、上下水道局	

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。秋田市には、主要施設として浄水場5箇所、配水場8箇所があり、令和5年度末現在の給水人口は295,906人（行政区域内普及率99.7%）である。

また、新規構造物については「水道施設耐震工法指針」（社団法人日本水道協会、2022）による耐震構造となっており、送配水管路についても、耐震管による整備を行っている。

(2) 水道施設の防災性の強化

水道施設の建設に際しては自然災害を受けにくい地形、地質および強固な地盤の地区を候補地とし、施設の設計に当たっては、災害に耐えることができる構造とする。また、水道施設の安全性を強化するため、老朽施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

ア 取水導水施設

取水導水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。

イ 浄水・送水施設

施設の適切な維持管理を行い、計画的な更新・補強を実施する。

仁井田浄水場については、更新に合わせ耐震化や浸水対策を実施する。

ウ 配水施設

経年管の取り替えを推進し、すべての配水管を対象として、耐震性を含めた強化を図る。

また、災害に強い上水道の構築を目指し、市内を60のブロックに分割する「配水ブロック化」を進めている。これにより、漏水箇所の迅速な復旧や、断水範囲の最小化、災害時における水の相互融通、水圧・水量・水質など配水状況の詳細な把握が可能となる。令和

5年度末現在で47ブロックの整備が完了しており、引き続き整備を進めていく。

(3) 予備電源（非常用発電機）の整備

豊岩浄水場、俄沢浄水場、俄沢第一水源地、松湊浄水場、御所野配水場、雄和ポンプ場、雄和高区配水場、清水木ポンプ場、手形山団地ポンプ場、キャンパスタウン自由が丘ポンプ場、椿川送水ポンプ場、椿川配水ポンプ場に非常用電源を設置しており、その他については可搬式の非常用発電機を運搬し対応する。

市は、定期的に予備電源の整備点検を実施するとともに、適切な保守に努める。

2 応急体制の整備

災害により水道施設が被災した場合に備え、市では、秋田市上下水道局災害対策実施計画等を策定し、計画に基づき円滑な応急給水と迅速な復旧を実施する。

また、災害への対応を適切に行うためには、平常時からの訓練や職員の意識啓発が重要であるため、効果的な訓練を実施するとともに、計画や要領の見直しを行っていく。

(1) 応急給水体制と資機材の整備

ア 応急給水体制の整備

災害により水道施設が被害を受けた場合、住民が必要とする最少限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ 資機材の確保

応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の確保に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平常時から飲料水等の確保などについて広報する。

(4) 職員に対する教育・訓練

災害発生時における的確な防災対応を確保するため、定期的な防災訓練や研修会を実施する。訓練内容は以下のとおりとする。

ア 防災訓練

市が防災関係機関と協力し行う訓練

イ 情報の収集伝達訓練

拠点施設間を中心とした無線による情報伝達訓練

ウ 職員の参集訓練

交通手段の使用を制限し、勤務時間内外の条件を加味した訓練

エ 初動業務訓練

拠点施設における初動業務マニュアルの実施訓練

第 28 節

下水道施設の強化対策

計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるため、市は、下水道(以下農業集落排水を含む)施設の耐震性等の強化とともに、資機材の整備や関係機関との協力体制の整備を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 下水道施設の整備	上下水道局	

1 下水道施設の整備

(1) 下水道施設の現況

下水道は、トイレの水洗化による生活環境の改善や浸水対策など、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で欠くことのできない施設であるほか、河川等の公共用水域の水質保全にも資するものである。

令和5年度末現在の下水道施設等(公共下水道・農業集落排水・浄化槽)の普及率は98.9%である。

(2) 下水道施設の強化

ポンプ場、終末処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、不良部分については清掃、補修および改良に努め、災害等による機能のマヒを最小限にとどめる。

ア 管渠の補強整備

市(上下水道局)は、定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改築等を行う。

(ア) 地質が軟弱又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものを補強するとともに、幹線管渠等については耐震化を図る。

(イ) 新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。

特に地盤の悪い場所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。

(ウ) また、改良土による埋め戻し等、液状化防止に有効な施工方法を採用する。

イ ポンプ場、終末処理場等

市(上下水道局)は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

(ア) ポンプ場および終末処理場等と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した

箇所は速やかに補強する。

- (イ) 設計に当たっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会編，2019）に基づいて行う。
- (ウ) 耐震対策に当たっては、「下水道の地震対策マニュアル」（社団法人日本下水道協会編，2014）および「下水道施設の耐震対策指針と解説」（社団法人日本下水道協会編，2014）に基づいて行う。
- (エ) 浸水が想定されるポンプ場や終末処理場は、災害発生時に施設の機能を確保するため、防水扉や止水壁の設置および耐水性の高い機器への更新などの耐水化を行う。

(3) 予備電源（非常用発電機）の整備

仁別浄化センター、雨水排水ポンプ場2箇所（明田、山王）、汚水ポンプ場12箇所（八橋、川口、土崎、中島、馬場、御野場、新屋、牛島、外旭川、広面、仁井田、金足）および農業集落排水処理施設6箇所（岩見三内中央、下三内、赤平、向野、新波、種平）では、停電時に備えて予備電源（非常用発電機）を整備しており、停電時には予備電源が自動的に起動し、機能停止による排水不能が生じないように設定されている。市は、定期的に予備電源の整備点検を実施するとともに、適切な保守に努める。

第 29 節 電力施設の強化対策

計画の方針

災害発生時における電力供給ラインを確保するため、平常時から耐震性の確保等、電力施設の強化を進め、地震、台風、洪水、雷害、塩害等の災害による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 電力施設の現況		東北電力ネットワーク（株）
2 電力施設の予防対策		東北電力ネットワーク（株）

1 電力施設の現況

(1) 変電設備

耐震設計は、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」（社団法人日本電気協会、JEAG5003-2019）により実施している。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器および建物等のかさ上げを行ったり、防水扉などを設けたりするなど、浸水を防止する対策をとっている。

(2) 送電設備

ア 架空電線路

「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「電気設備に関する技術基準を定める省令」という。）」（令和 5 年改正）に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

「変電所等における電気設備の耐震設計指針」等に基づき設計を行う。

(3) 配電設備

ア 架空電線路

電気設備に関する技術基準を定める省令に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある管路を採用するなど、耐震性に配慮した設計を行う。

2 電力施設の予防対策

各施設の耐災害性強化および被害軽減のための諸施策を実施し、地震や風水害による被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

市は、県、電気事業者および電気通信事業者等が実施する、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策としての事前伐採等の予防保全対策への協力に努める。

(1) 風水害に対する設備の強化および保全

ア 発電施設

- (ア) 構築物、附属設備および防護施設を整備する。
- (イ) 耐雷遮へい、避雷器の適正更新および耐塩対策を強化する。
- (ウ) 重点系統保護継電装置を強化する。

イ 送配電設備

- (ア) 重要設備、回線等に対する災害予防対策と異常箇所の早期発見および早期対策を講ずる。
- (イ) 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- (ウ) 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- (エ) 各種避雷装置等の増強により耐雷対策および耐塩対策を強化する。

ウ 通信設備

- (ア) 主要通信系統のループ化に努める。
- (イ) 移動無線応援体制を強化する。
- (ウ) 無停電電源および予備電源を強化する。

(2) 設備の耐震性の強化

ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。

イ 地震により不等沈下や地すべりなどのおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。

ウ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤地域を避ける。

(3) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施（災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施）する。

(4) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材および輸送力を確保する。

(5) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。
- イ 各防災関係機関の実施する訓練へ参加する。

(6) 設備の維持管理

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条に基づき「保安規程」を定め、定期巡視および特別の巡視を実施し、不具合設備については、発生の都度改修を行うなど災害時における不測の事故防止を図る。

ア 定期巡視

全設備について定期的に巡回し、設備の不具合箇所は、発見の都度改修する。

イ 災害時における事故防止

地震時には、設備の異常有無確認のため、目視による点検を随時実施する。

第30節 ガス施設の強化対策

計画の方針

災害発生時におけるガス供給ラインを確保するため、平常時から浸水防止対策、代替施設の確保および系統のブロック化等を進め、施設の耐震性の確保を実施するなど、風水害や地震による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

また、災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに防災訓練を実施する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 都市ガス製造施設等		東部ガス(株)
2 LPガス		LPガス製造施設等

1 都市ガス製造施設等

(1) 施設の現況

市内における都市ガスの事業者は1事業者（東部ガス(株)）で、総世帯の約60%（令和5年12月31日現在）に対してガスを供給しており、地震災害による施設の被害を防止するため、各施設の耐震化の向上を図っている。

◆資料編17-3 都市ガス

ア 製造設備

製造設備については、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス事業法」という。）、消防法、建築基準法および「製造設備等耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき設計、施工する。さらに、施設の耐震機能を維持するため、点検基準を作成し、これにより点検整備を実施している。

イ ガス導管

導管については、ガス事業法、「中低圧ガス導管耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）および「高圧ガス導管耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき設計、施工する。導管にはプラスチックライニング鋼管（PLP）、ならびにポリエチレン管等を採用し、耐震化を図っている。

また、大規模地震の際に、ガスの供給を継続すると二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対しては、ガスの供給を継続するために、導管網のブロック化を採用している。

ウ 構造設備

構造設備については、ガス事業法、消防法、建築基準法、および「ガス工作物技術基準・

同解釈例」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき設計、施工する。

(2) 予防対策

ア 都市ガス施設および設備の維持管理

施設の管理者は、ガス事業法に基づく保安規程にしたがってガス施設の点検等を行い、所要の機能を維持するとともに、材質、構造等においても耐震性の強化を推進する。

イ 資機(器)材の整備

災害の拡大防止、災害応急復旧のための資機(器)材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

(ア) 訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員および施設の応急復旧等災害発生時の災害応急活動の迅速確実な体制の確立を図る。

(イ) ガスによる二次災害を防止するため、平時からガス需要者に対し、ガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。

エ 災害対策体制の強化

都市ガス施設の管理者は、移動無線通信体制および防災組織を整備するとともに各事業者間の相互協力体制を確立する。

2 LPガス

(1) 施設の現況

LPガスは、一般家庭用や飲食店の使用となっており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。市内には製造所(充てん所)、オートガスタンド、貯蔵施設などの設備が設置されている。

◆資料編 17-4 LPガス

(2) 予防対策

LPガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県および事業者との協力・連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

ア LPガス施設および設備の維持管理

(ア) 地震対策用安全器具の普及

LPガス消費設備については、地震時に一般家庭のLPガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具(マイコンメーター)の普及促進を図る。

(イ) LPガス集中監視システムの普及

LPガス販売事業者が地震時にLPガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 資機材の整備

LPガス販売事業者等は、災害の発生による被害の拡大防止、災害応急復旧のための資機材を各自整備する。

ウ 教育訓練の実施

ＬＰガス販売事業者等は、ＬＰガス漏えい時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

エ 事業者間の相互応援体制の整備

ＬＰガス販売事業者等は、地震や風水害時にＬＰガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、ＬＰガス販売事業者等の相互応援体制の整備を図る。

オ 危険時の実施措置

ＬＰガス販売事業者等は、ＬＰガスによる災害の防止又は災害時のＬＰガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(ア) 危険時の通報

ＬＰガス製造所又はＬＰガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに消防署および防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

(イ) 緊急措置

災害発生防止のため必要があるときは、緊急時対応業務を速やかに実施し、県等に連絡する。

第 31 節 電話施設の強化対策

計画の方針

災害発生時にも重要通信を確保できるよう、通信施設等においては、耐水、耐風、耐雪、耐震等の構造にするとともに、火災等に比較的弱い架空ケーブルは地下化を推進するなど、災害時に通信障害が発生しないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 一般加入電話		東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDD I（株）
2 携帯電話		（株）NTTドコモ、au（KDD I（株））、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）

1 一般加入電話

（1）東日本電信電話株式会社（NTT東日本（株） 秋田支店）

ア 通信設備の現況

NTT東日本（株）（秋田支店）では、各交換所間の中継回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信確保のため、必要により臨時回線や臨時公衆電話の設置に必要なポータブル衛星通信車を配備している。

イ 予防対策

NTT東日本（株）（秋田支店）では、以下の対策を講じている。

（ア）建物および局内外設置

施設を災害から防護するため、電気通信設備および建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火等の構造としている。

（イ）災害時に備えての通信の確保

- a 通信の途絶を防止するため、主要な伝送路を多ルート構成とする。
- b 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器および資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。
- c 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について、予備電源を設置する。

（ロ）災害時措置計画

災害時等において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置および運用措置に関する措置計画を作成する。

(エ) 災害時の広域応援等

- a 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器および資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。
- b 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置および社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

(オ) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、秋田市総合防災訓練をはじめとする地方自治体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）

ア 通信設備の現況

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項の通信網の整備を行っている。

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成としている。
- (イ) 主要な中継交換機を分散配置している。
- (ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築している。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進している。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置している。

イ 予防対策

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所および数量を定め、必要に応じて器機および車両等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

- a 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- b 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および車両等の種類および数量、ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- c 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い、非常事態に備える。

(3) KDDI株式会社（東北総支社）

ア 通信設備の現況

(ア) 大規模災害に備えて、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。

(イ) 災害が発生した場合においても通信を確保するため、車載型基地局、移動電源車、非

常用発電機の配備等を実施している。

- (ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を該当部門が作成し、早期の復旧を図る。

イ 予防対策

KDD I（株）（東北総支社）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所および数量を定め、器機および車両等を配備するとともに、必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に備える。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

a 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

b 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類および数量ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ウ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用指揮時等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(エ) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、国および地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

2 携帯電話

(1) 株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店）

ア 通信設備の現況

- (ア) 災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。
- (イ) 災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行っている。
- (ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

イ 予防対策

株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は被害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所および数量を定め、必要に応じて機器および車両等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

a 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

b 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類および数量、ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ウ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(2) a u (K D D I 株式会社 (東北総支社))

「1 一般加入電話 (3) K D D I 株式会社 (東北総支社)」参照

(3) ソフトバンク株式会社 (仙台WW事業所)

ア 通信設備の現況

(ア) 災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。

(イ) 災害が発生した場合に通信を確保するために、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を行っている。

(ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図り、実施している。

イ 予防対策

ソフトバンク株式会社 (仙台WW事業所) では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器又は車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

a 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。

b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材および物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

c 災害時対策用資機材について、整備点検を行い、非常事態に備える。

d 非常事態に備え、食料、飲料水、医療品、被服、生活用備品等を備える。

(4) 楽天モバイル株式会社（東日本エリア本部）

ア 通信設備の現況

- (ア) 災害発生を未然に防止するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐震、耐火対策をその重要性等を鑑み防災設計を行っていく。
- (イ) 災害が発生した場合において通信を確保するため、主要な伝送路の多ルート構成、主要な中継交換機の分散設置、通信ケーブルの地中化の推進および主要な電気通信設備における必要な予備電源の設置等を実施する。
- (ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置および網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

イ 予防対策

楽天モバイル株式会社（東日本エリア本部）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器又は車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保

- a 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。
- b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材および物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- c 災害時対策用資機材について、整備点検を行う非常事態に備える。
- d 非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。

第32節 鉄道施設の強化対策

計画の方針

各鉄道事業者は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、防災体制等の確立を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 鉄道施設の現況		東日本旅客鉄道(株)
2 鉄道施設の予防対策		東日本旅客鉄道(株)

1 鉄道施設の現況

鉄道事業者は、災害から鉄道施設を防護するため、路線諸設備の点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

また、地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害の軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係社員の出勤、応急復旧のための体制の整備に努めている。

2 鉄道施設の予防対策

(1) 施設の維持管理・補強措置

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、耐震性および災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替えなどの事業を推進する。

ア 施設、設備の点検

耐震補強を推進するとともに、ルールに基づき点検を実施する。

イ 橋梁の維持補修

ウ 河川改修および橋梁の改良

エ のり面、土留の維持補修

オ 落石防止設備の強化

カ 空高不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進

キ 駅舎等建物の維持補修

ク 駅舎の安全性強化

(ア) 定期的な巡回、点検を実施し、駅舎の安全の確保を図る。

(イ) 建物の位置、構造については、建築基準法その他の関係法令に基づき耐震性上の安全

の確保を図る。

- ケ 路線周辺の環境変化に応ずる災害予防の強化
- コ 台風および豪雨時等における線路警戒体制の確立
- サ 車両避難計画等に基づく車両の浸水被害の軽減
- シ 鉄道施設の浸水被害の軽減
- ス その他防災上必要な設備の改良

(2) 警戒体制の確立

台風および強風時等における路線警戒体制を確立する。

(3) 列車の防護

- ア 災害（東日本旅客鉄道株式会社では、運転規則の発令基準を超えた地震）が発生したときは、定められた運行規制を行い、列車の安全を確保する。
- イ 乗務員には、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。

(4) 防災訓練の実施

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行う。

(5) 資機材の整備

早急な運転再開を図るため、平常時から必要な資機材を整備する。

(6) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう、鉄道事業者、行政機関および報道機関が、それぞれの機関および機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保するよう努める。

(7) 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

第33節 緊急輸送の環境整備

計画の方針

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路および輸送手段等の確保について、あらかじめ環境の整備に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 陸上輸送の環境整備	防災安全対策課、各課	各道路管理者、各警察署、 秋田県トラック協会、 バス運送機関
2 航空輸送の環境整備	防災安全対策課	(県)総合防災課消防保安室
3 海上輸送の環境整備		(国)秋田港湾事務所、 (県)秋田港湾事務所

1 陸上輸送の環境整備

(1) 緊急輸送道路

県は、災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路を指定し、これに基づいた「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を考慮する等、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。

市は、この計画に基づき緊急輸送道路を指定している。

警察署は、緊急輸送道路における交通信号機等の地震対策および停電対策、交通管制施設の整備を行う。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方都市および重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

◆資料編 24-3 緊急輸送道路ネットワーク図

(2) 集積場所・輸送拠点

市は、災害時における物資の受入れ、一時保管および市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を指定する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管および中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を進める。

(3) 緊急輸送自動車の確保

市（防災安全対策課）は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

ア 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用する車両については、円滑かつ効率的な活用ができるよう常時点検整備に努める。

イ 民間業者からの車両の確保

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関およびその他の関係事業所と緊急時の車両等供給体制の整備に努める。

ウ 緊急通行車両等の事前届出

防災活動に従事する者で、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、緊急通行車両および規制除外車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出る。

なお、市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知および普及を図る。

(ア) 事前届出の対象車両

- a 災害時において、「防災基本計画」、「防災業務計画」、「地域防災計画」等に基づき、「災害対策基本法第 50 条第 1 項」に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方自治体の長、その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定公共機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(イ) 規制除外車両事前届出の対象車両

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(ウ) 手続が不要な車両

災害対策に従事する自衛隊等で、特別のナンバープレートを有している車両は、事前

届出や標章交付の手続きが不要となる。

(エ) 事前届出に関する手続き

a 申請者

緊急通行に係る業務の実施について、責任を有する者（代行者を含む。）

b 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（警察本部および警察署経由）

c 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）、当該車両の自動車検査証の写し、緊急通行車両確認申出書（規制除外車両については規制除外車両事前届出書）2通

d 証明書等の交付

申請者は検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章と緊急通行車両確認証明書および規制除外車両事前届出済書の交付を受ける。

2 航空輸送の環境整備

(1) ヘリポートの整備

航空輸送力を保持するため、ヘリポートの整備を推進する。

(2) 臨時ヘリポートの設定

ア 設定基準

- | |
|--|
| 1 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。 |
| 2 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。 |
| 3 ヘリコプターの離着陸に際しては、約 20m/s の横風が発生するのでその風圧を考慮すること。 |

◆資料編 24－4 臨時ヘリポート設定基準

イ 設置予定地

県では、市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポートの適地を毎年調査し、臨時ヘリポートの予定地の確保に努めている。

市は、設置予定地について、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

◆資料編 24－5 臨時ヘリポート設定場所

(3) 物資集積場所

災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による物資の輸送・集積場所を設置する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管および中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

3 海上輸送の環境整備

台風や季節風に伴う強風や高波は、港湾・漁港の諸活動に大きな影響を与えるほか、しばしば船舶や港湾施設に被害をもたらす。

また、海岸においても同様に高波・高潮により海岸線が後退したり、家屋や農地が浸水等の被害を受けることがある。

したがって、防波堤、消波堤、護岸等の施設整備を促進し、港湾や漁港における災害を防止するとともに海岸の保全管理に努める。

また、港湾内にある緑地等については、災害時の避難場所としても活用できるよう防災面も考慮した上で整備を図る。

(1) 施設の現況

秋田港は、長距離カーフェリーや外貿コンテナ船が就航し、物流拠点港として重要な役割を担っている。

(2) 港湾施設の整備

大規模な地震が発生した場合、被災直後の緊急物資、避難者および支援活動資機材・人員の海上輸送や緊急物資等の輸送終了後、被災した港湾施設が復旧するまでの間の最小限の港湾機能を保持するための整備を図る。

ア 耐震強化岸壁の整備

災害時における緊急物資の海上輸送を確保するため、県内最大の物流港である秋田港では、寺内ふ頭岸壁（-7.5m）1バースを耐震強化岸壁として改良している。

また、秋田港飯島地区-11m岸壁の供用に向けた関連施設の整備を図る。

イ 訓練の実施

耐震強化岸壁および背後のふ頭用地を利用した緊急物資輸送に備え、受入れ体制を確立させるとともに、必要に応じて訓練を実施する。

(3) 施設の安全管理

港湾内には、石油等危険物の貯蔵・輸送施設などが設置されており、災害時に大規模な二次災害を引き起こす可能性があることから、各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤等の資機材を確保する。

(4) 避難対策施設の整備

港湾内には、緑地等から構成される多目的に利用可能なオープンスペースを確保し、被災した市民の避難用地、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地とする。

第34節 給水体制の整備

計画の方針

被災者の生命維持に必要な最低限の飲料水、生活用水および消火用水を供給できるよう体制の整備を進めるほか、家庭内備蓄の協力や応援体制の構築を図る。

また、給水用具の調達および応急給水拠点、取水拠点の適正配置に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 給水目標	上下水道局	
2 飲料水等の確保	防災安全対策課、上下水道局	
3 応急給水資機(器)材の整備	上下水道局	
4 応援協力体制の整備	上下水道局	

1 給水目標

(1) 現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。新規構造物については「水道施設耐震工法指針」による耐震構造となっており、送配水管路についても、耐震管による整備を行っている。主要施設は浄水場5箇所、配水場8箇所である。これらにより、被災から3日間は、飲料水として1人1日当たり3リットル、また、4日目以降は、生活用水を含めて1人1日当たり20リットルを供給する体制の整備に努めている。

◆資料編 28－1 給水区域および主要施設配置図

〃 28－2 浄水場・主要配水場一覧表

〃 28－3 小規模水道一覧表

2 飲料水等の確保

被災者の飲料水確保のため応急給水拠点、取水拠点の拡大を図るとともに、給水用具の充実を図る。

(1) 応急給水拠点施設の整備

市(上下水道局)は、災害時には、導水管や送水管、配水管等に被害の発生が予想され、停電等による水道機能の一時停止も考慮されることから、市民の生命維持のため、配水場等の既存施設の有効活用や、応急給水施設(応急給水栓や緊急貯水槽等)を整備することにより、必要な飲料水の確保に努める。

◆資料編 28－4 応急給水施設一覧表

(2) 応急給水施設の維持管理

市（上下水道局および防災安全対策課）は、避難市民等の飲料水、生活用水および消火用水を確保するため、応急給水施設の維持管理に努める。

(3) 市民への啓発

市（防災安全対策課）は、市民が非常時に備えた飲料水の確保（3日分）に努めるよう啓発を行う。

また、災害に備え、各家庭において容量10～20リットル程度のポリエチレン容器等を常備しておくよう、市民に周知徹底を図る。

(4) 事業所への備蓄指導

市は、事業所に対し、地域における一員として、従業員およびその家族、さらには地域住民に配慮した備蓄を行うよう啓発に努める。

3 応急給水資機（器）材の整備

市（上下水道局）は、災害による水道施設の損壊・汚染等によって、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機（器）材の備蓄・更新ならびに調達体制の整備を行い、給水用資機（器）材および給水車等の保有状況ならびに給水能力を常に把握しておく。

- (1) 給水タンク車
- (2) 給水タンク
- (3) ポリエチレン容器
- (4) 非常用給水袋等

◆資料編 28－5 給水資機（器）材一覧表

4 応援協力体制の整備

大規模な災害に備え、今後も他都市や民間業者等との協力体制の整備に努める。

第35節 食糧・生活必需品の確保

計画の方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、食糧、そのほか生活必需品等の備蓄を進める。

また、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を強化する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 備蓄の推進	防災安全対策課	市民、流通業者
2 公的備蓄品の整備目標	防災安全対策課	県
3 備蓄倉庫等の整備	防災安全対策課	
4 緊急調達体制の整備	防災安全対策課	日本赤十字社、流通業者
5 防災用資機材の整備	防災安全対策課	

1 備蓄の推進

(1) 備蓄の推進

災害時には、食糧等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食糧等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食糧、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

ア 公的備蓄

市（防災安全対策課）は、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し、指定緊急避難場所等に優先的に備蓄庫を整備する。

イ 流通備蓄

市は、食糧や生活必需品等の供給について民間の流通事業者等と協定を締結している。今後さらに、流通備蓄の活用に向けて、協定を締結するなどし、体制の充実に努める。

◆資料編8－1 民間団体等との協定に関する資料

ウ 市民の備蓄

市（防災安全対策課）は、市民の家庭内備蓄を推進するとともに、事業所等による備蓄について普及を図る。

(ア) 市民への家庭内備蓄の普及

食糧、生活必需品について3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用し、その普及に努める。

(イ) 事業所等への食糧・生活必需品等備蓄の要請

災害発生時に備え、市内の事業所等における食糧・生活必需品等の備蓄について協力を要請する。

2 公的備蓄品の整備目標

(1) 共同備蓄

県と市町村は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない品目を「共同備蓄品目」と定め、品目ごとの備蓄数量を設定しており、市は、これらを目標に備蓄する。

なお、本市は現行の目標量を達成済みであることから、消費期限などを考慮した更新により、備蓄量を確保する。

また、過去の災害等を踏まえ、共同備蓄品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、簡易ベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

備蓄目標量は、避難想定者数約 1 3 万 9 千人（想定地震：北由利断層、冬の 1 8 時に発生）の 3 日間分とし、その内の 7 割を公助により、3 割を自助、共助で対応することとする。

県と市町村の共同備蓄は、公助の内の 3 分の 1 とし、残りの 3 分の 2 を流通備蓄等により確保する。

共同備蓄の県と市町村の割合は、県が 2 分の 1 を、残りの 2 分の 1 を各市町村の人口割負担とする。

表 2-35-1 備蓄に関する役割分担

【公助】 7 / 1 0		【自助・共助】 3 / 1 0
1 / 3	2 / 3	
県と市町村の共同備蓄 (約 3. 2 万人分)	流通備蓄等 (約 6. 5 万人分)	家庭や地域の備え (約 4. 2 万人分)

(2) 市の備蓄

市は、県と市町村の共同備蓄のほか、必要な品目の備蓄を行う。

表 2-35-2 主な備蓄品目

種別	主な備蓄品目
食糧品等	低タンパク質アルファ化米、液体ミルク、野菜スープ、乳アレルギー用ミルク
衛生用品	石鹸、サージカルマスク、バスタオル、タオルケット、下着、体拭き用ウエットタオル、ペーパー歯みがき
避難所生活用品	簡易式間仕切り、授乳用簡易ルーム、段ボールベッド、エアベッド、エアマット、ゴミ袋、アルミシート、簡易ベッド、アルミ寝袋
その他	防水シート、モバイル充電器、カセットコンロ、懐中電灯

◆資料編 29－1 県と市町村の共同備蓄品目と数量

〃 29－2 秋田市備蓄一覧表

3 備蓄倉庫等の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

現在、市の既設公共施設や小・中学校の空き教室を活用し、食糧、生活必需品の備蓄を図っているが、今後、防災資機材の備蓄などに向けて備蓄庫の設置について計画的な推進を図る。

(2) 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所である備蓄倉庫以外に、各指定緊急避難場所での分散備蓄を行う。

4 緊急調達体制の整備

(1) 調達体制の整備

県および市は必要な物資等の支援が速やかに受けられるよう、訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平時から体制整備に努めるほか、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認する。

なお、以下の供給方法に対応した調達体制を事前に明確化しておく。

ア 備蓄による調達

発災当日は、食糧等の調達が困難なため、備蓄倉庫の既存備蓄物品を供給する。

イ 民間流通事業者等からの調達

流通事業者等との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し、調達する。調達に協力する流通事業者等については拡充を図る。

ウ 県からの調達

災害の状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請し、調達する。

エ 日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達する。

オ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達する。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。

また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。

(2) 物資の受入れ体制の整備

調達した食糧・生活必需品の受入れや一時保管および市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を指定する。

なお、市民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接指定緊急避難場所で受入れるものとし、マニュアル等によりこのための体制を整備しておく。

さらに、災害時における物資の受入れ・支給に関して、市職員を適切に配置し、市民およびボランティアと協力して作業を行えるよう体制の整備を図る。

また、受入れた物資の保管所について追加指定を行う。

(3) 応援協力体制

今後も他都市や民間流通事業者等との間に救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

また、物流事業者および関係機関等と連携した支援物資等の集積・仕分け・輸送等のマニュアル整備に努める。

5 防災用資機材の整備

市（防災安全対策課）は、地域防災活動の強化対策として自主防災組織に対し、地域の防災活動に必要な資機材の助成を推進し、充実を図る。

第36節 廃棄物処理体制の整備

計画の方針

被災地の片付けごみ（家財道具等が災害により廃棄物となったもの）、避難所の生活ごみ、し尿（被災家屋のくみ取りし尿等や避難所の仮設トイレのし尿）、解体ごみ（損壊家屋の撤去等により発生するコンクリートがら、廃木材等）、有害廃棄物・危険物（アスベスト、ガソリンなど）・その他廃棄物等の収集・処理が迅速に行われるよう、処理体制の整備を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 ごみ処理体制の整備	環境部各課	
2 し尿処理体制の整備	防災安全対策課、環境部各課	

1 ごみ処理体制の整備

災害発生時のごみ処理を迅速かつ衛生的に実施するため、ごみ処理施設の構造および耐震性の強化、仮置場の確保、仮設集積所の設置、収集運搬・処分業者の応援体制の検討により、ごみの収集・運搬・管理体制の強化や処理方法の検討を行う。なお、大規模災害時には、「秋田市災害廃棄物処理計画」に基づくごみ処理体制の整備に努める。

(1) 市の役割

- ア 一般廃棄物処理施設の設置年数や立地条件等に応じ、次の事項について必要な対策を講じる。
 - (ア) 施設の耐震化、不燃堅牢化等
 - (イ) 非常用自家発電設備等の整備
 - (ウ) 施設の補修等に必要な資機材の備蓄
- イ 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤および脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ウ 市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - (ア) 緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画
 - (イ) 災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画
 - (ウ) 有害廃棄物および処理が困難な廃棄物の適正処理計画
 - (エ) 周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方
- エ 市の処理能力を超える場合や一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の

対策として、周辺市町村および廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

(2) 県の役割

- ア 廃棄物処理施設等の災害対策に関し、必要に応じて技術的助言を行う。
- イ 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を確保するため、近隣道県や市町村間の広域的な処理体制や関係団体等との連携体制を整備する。
- ウ 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D．W a s t e e r N e t）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(3) 現況

本市のごみ処理は、市内全域を対象として4区分11分別収集を実施しており、家庭系ごみは委託業者により、事業系ごみは許可業者が収集している。

また、分別収集されたごみは、秋田市総合環境センター等において適正かつ衛生的に、熔融処理・破碎処理・埋立て処分・再資源化处理を行う。

- ◆資料編 26－1 ごみ処理施設一覧表
- 〃 26－3 ごみ収集車（環境部）保有状況一覧表
- 〃 26－4 ごみ収集車（委託）保有状況一覧表
- 〃 26－6 ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

(4) 予防対策

ア 廃棄物処理施設の安全性・耐震性の強化

大規模な災害が発生した場合には、多量のごみが市内各所において発生することが予想される。これらの処理の中核となる廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）が災害時にも円滑に機能するよう、平常時から施設の保守管理を徹底するとともに、施設のオーバーホール時において定期的に検査を行い安全性・耐震性の強化に努める。

イ 仮置場の確保

災害廃棄物等を適正に処理するためには、中間処理が前提となるため、仮置場が必要となる。仮置場は、県との協定に基づく仮置場、市内の都市公園や運動場などをあらかじめ選定し、発災後は直ちに指定する。

ウ 指定避難所等における仮設集積所の確保

市（環境部、市民生活部）は、各指定緊急避難場所・指定避難所等に避難者数に応じた仮設集積所の場所を確保する。処理施設は分別対応となっているため、原則として家庭ごみ・資源化物・粗大ごみ・水銀含有ごみの4区分を実施する。

エ 収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討する。

また、他市町村・民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよ

う体制づくりを確立する。

オ 収集運搬および処理の計画の作成

市（環境部）は、災害廃棄物処理計画に基づき、収集運搬するごみの処理について、国、県、その他関係機関と協議して、収集運搬部門、中間処理部門および最終処理部門における民間業者の可能動員数、処理能力を勘案した処理の計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成・整備し、応援体制の確立を図る。

2 し尿処理体制の整備

し尿等の処理は、災害発生時における被災地等の市民の生活環境の保全や精神的な安定を図るため重要となる。

したがって、被災地および避難所におけるし尿処理体制を迅速かつ衛生的に実施するため、仮設トイレ等を確保・設置するとともに、収集体制の整備を図る。

(1) 現況

し尿は、市内全域を区域割りにより6つの許可業者が計画収集を実施している。

また、一般家庭は原則として毎月1回定期的に、事業所等は申し込みにより随時収集している。

◆資料編 26-2 し尿処理施設一覧表

〃 26-5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

(2) 予防対策

ア 災害用仮設トイレ等の備蓄

市（環境都市推進課、防災安全対策課）は、発災時に広域避難場所、指定緊急避難場所・指定避難所等に配備するため、仮設トイレや災害用排便処理袋等の備蓄を進める。

また、被害が大規模な場合や長期化する場合に備え、仮設トイレの調達先、調達方法および受入ヤード等の検討を進める。

イ 仮設トイレの確保

市（環境都市推進課）は、協定を締結した各レンタル業者の仮設トイレ保有数を把握し、災害時に設置できる数量を確保する。

ウ 避難所等における仮設トイレの設置場所の確保

市（環境部、市民生活部）は、被災地における防疫上、各指定緊急避難場所・指定避難所等への仮設トイレの設置を最優先するため、収集が容易な場所を確保する。

また、短期間で仮設トイレの設置が行えるよう設置体制を検討し確立する。

エ 収集・運搬・管理体制の確立

指定緊急避難場所等のし尿の収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、被害規模に応じた許可業者の可能動員数および近隣市町村からの応援などを勘案し、収集運搬体制の確立を図る。

第 37 節

文化財の災害予防

計画の方針

文化財は郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

このため、災害における被害を未然に防止する観点から防災対策を確立し、それぞれの実状に即した対策を講じて文化財を保護していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 指定文化財への対策	文化振興課	文化財の各管理者
2 施設ごとの予防対策	文化振興課	文化財の各管理者
3 古文書等歴史資料	文書法制課、文化振興課等	文化財の各管理者

1 指定文化財への対策

(1) 文化財の指定状況

市内の指定文化財は 301 件で、このうち有形文化財（建造物・絵画・工芸等）は 237 件で全体の 78.7%を占めている。これらの文化財では防災対策が最も重要な課題となっている。また、記念物（史跡・名勝・天然記念物）は、鉱物・植物・動物等多種多様であり、これらを災害から防護するため、管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。

なお、文化財の指定状況は下記のとおりである。

表 2-37-1 文化財の指定状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

種別	有形文化財							無形 文化財	民俗文化財		記念物			総数
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡・ 古文書	歴史 資料	考古 資料		有形	無形	史跡	名勝	天然 記念物	
国	8	—	1	—	1	1	2	—	2	3	3	1	1	23
県	3	13	10	25	20	11	20	1	4	2	5	—	1	115
市	8	16	19	21	24	21	13	2	7	11	8	2	11	163
計	19	29	30	46	45	33	35	3	13	16	16	3	13	301

◆資料編 18-1 国、県、市指定文化財一覧表

(2) 文化財の災害予防対策

ア 文化財管理者に対する指導の徹底

市は以下を文化財管理者に指導徹底する。

- (ア) 定期的に災害対策等が有効であるか防災診断を受ける。また、防災責任者は自主的に消防・防災訓練を実施して、火災の発生予防に努める。
- (イ) 消火・警報設備等の整備に努める。
- (ウ) 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識・技術を有する者をあて、また、搬出場所等をあらかじめ定めておく。
- (エ) 平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下、チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (オ) 文化財の倒壊・損壊防止等に努める。

イ 保存施設等の整備

市は保存施設等について、以下の防災対策を行う。

- (ア) 災害防止のため、保存施設等の耐火・耐震化を推進する。
- (イ) 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

(3) 広報

文化財を火災や震災、風水害等の災害から守るため、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定めて文化財を災害から守る活動を行っている。

なお、市民には文化財保護思想の高揚を図るため、文化財防火デーの実施を広報等に掲載して周知している。

2 施設ごとの予防対策

市は文化財について、以下の防災対策を行う。

(1) 史跡・名勝・天然記念物等

- ア 指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・標柱・境界標柱・囲柵等を整備する。
- イ 警報・防火・消火のための施設を整備する。
- ウ チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、危険箇所の早期発見と改善を図り、地震災害の予防に努める。
- エ 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な措置を講じる。

(2) 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置やチェックリストに基づく点検整備および診断等を実施する。県および市はこれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(3) 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、県および市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をする。

3 古文書等歴史資料

市内には、指定文化財や記念物のほか、後世に残していくべき貴重な古文書等歴史資料が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない状況にある。このため、以下の対策を講じる。

(1) 所在情報の把握

古文書等歴史資料の所在状況の把握に努める。

(2) 古文書等歴史資料保管者への助言

ア 資料の保存方法に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

イ 公的機関への寄贈寄託など、制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

(3) 市民に対する被災古文書等に関する保全等の啓発

市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）および取扱い等について周知を図る。

◆資料編 18-2 被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）

第38節 計画的な地震防災対策の推進

計画の方針

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「地震防災対策特別措置法」という。）に基づき、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、都道府県、市町村および関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

県では、平成28年度～令和2年度に実施した第5次地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、地震防災対策、消防防災力のさらなる強化・拡充を目的とし、各種事業を計上した「第6次地震防災緊急事業五箇年計画〔令和3年度～令和7年度〕（令和6年3月）」（以下「五箇年計画」という。）を策定し、施設整備等の計画的な推進を図っている。

また、県では、ハード・ソフト両面からの各種取組を着実に実施していくため、「秋田県防災・減災行動計画（平成28年3月）」（以下「防災・減災行動計画」という。）を策定し、令和3年に秋田県防災・減災・国土強靱化計画に一本化しており、市は同計画を基に計画的な地震防災対策を推進している。

これを受け、市（防災安全対策課）は県が作成した五箇年計画および秋田県防災・減災・国土強靱化計画にのっとり、地震防災対策の計画的な推進を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 五箇年計画の概要		
2 五箇年計画の対象施設等	各課	

1 五箇年計画の概要

(1) 五箇年計画の対象地区

地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地区は、過去の被害地震および活断層の分布状況など、本市の地震災害環境を勘案し、本市を含む県全域である。

(2) 五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中において地震防災上の事由により計画を修正する必要があるときは、県は国その他の関係機関と調整し、地震防災対策特別措置法第2条第4項の規定による五箇年計画の変更を行うこととなっている。

2 五箇年計画の対象施設等

表 2-38-1 五箇年計画の対象施設等

1	避難地	市および県は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を推進する。
2	避難路	市および県は、地震災害時における避難者の避難ルートの安全を確保するため、避難路の整備を推進する。
3	消防用施設	市および県は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を推進する。
5	緊急輸送道路	市および県は、地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難および収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両を確保するための道路の整備を推進する。
6	共同溝等	県は、地震災害時における電柱倒壊等による緊急輸送道路など道路の閉塞、通行止めを未然に防ぐため、電線類の地中化の推進を図る。
9	市立小中学校の地震防災上の改築・補強	市は、地震災害時の児童生徒の安全を確保し、また、避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化を推進する。
11	公的建造物	市は、避難所等として使用する施設の耐震補強を推進する。
12	海岸・河川	市および県は、地震により生ずる津波から住民の生命・身体・財産を保護するため、海岸保全施設の整備を推進する。
13	砂防設備等	県は、地震災害時における土砂災害等を防止するため、砂防施設、ため池等の整備を推進する。
15	防災行政無線設備	市は、地震災害時に緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線設備の更新を推進する。
16	飲料水施設・電源施設等	市は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水および電源の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。
17	備蓄倉庫	市は、地震災害時に速やかに備蓄物資を提供できるよう、指定避難所となる施設の近隣に備蓄倉庫を整備する。
19	老朽住宅密集対策	市は、地震災害時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備や建築物の耐震・不燃化の推進を図る。

※表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条の号。県計画において計上されている事業項目について記載。

第39節 地域防災拠点等の整備

計画の方針

市は、災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、防災点検等を実施し、防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。

また、市は、指定防災拠点以外の施設等であっても防災上重要な施設等として、地域防災計画で位置づける施設等については、今後の防災対策上の施設等の整備について積極的に推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 地域防災拠点の整備	防災安全対策課、関係課所室	
2 備蓄拠点の整備	防災安全対策課	

1 地域防災拠点の整備

市は、地域における災害環境を把握の上、地域防災拠点および防災上重要な施設（以下「地域防災拠点等」という。）について、計画的な診断、防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、地域防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに、地域の災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組む。

(1) 地域防災拠点

市は、地域の災害環境に基づき、災害発生時における災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能のほか、平常時における防災に関する広報や訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を果たすための総合施設、備蓄施設およびその他地域防災拠点施設にふさわしい設備等を備えた施設等の積極的な整備に努める。

地域防災拠点となる施設としては、災害対策本部等を設置する市本庁舎とともに、防災活動の連携等による組織的なコミュニティ活動を勘案した区域ごとに各市民サービスセンターを当該区域の防災拠点として位置づける。

また、市は、防災関係機関の活動拠点機能や大規模な受入機能を備えた地域防災拠点として、面積がおおむね10ha以上の市の都市公園等のうち、立地や機能面から活用に適したものを地域防災拠点として位置づける。

表 2-39-1 地域防災拠点施設

名称	所在地	整備すべき主な機能
市役所 中央市民サービスセンター	秋田市山王一丁目 1-1	1 情報の収集・提供のための 通信・広報機能
北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目 3-1	2 防災活動用資機材の備蓄
西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町 13-34	3 非常用飲料水の備蓄
河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎 38-2	4 食糧等救援物資の備蓄
雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部 48-1	5 平常時の防災教育の場
南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目 5-1	
東部市民サービスセンター	秋田市広面字釣瓶町 13-3	
大森山公園	秋田市浜田字大森山 29-1	1 各機関の防災活動の拠点機 能
御所野総合公園	秋田市御所野地藏田 3-1	
八橋運動公園	秋田市八橋運動公園 1-10	2 救援物資等の物流拠点機能

(2) 防災上重要な施設等

防災上重要な施設等は、おおむね次のとおりとする。

- ア 消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等
- イ 市が指定する指定緊急避難場所および指定避難所又は救護所となる施設
- ウ 市の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等
- エ 市の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等

2 備蓄拠点の整備

市（防災安全対策課）は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄拠点を整備し、計画的な推進を図る。

また、保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、指定緊急避難場所等に指定されている市民サービスセンター、コミュニティセンターおよび学校等の避難収容施設のスペースを活用する。

第40節 広域防災拠点等の整備

計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、県外からの広域応援部隊や救援物資等を被害の少ない地域に集結・集積させた上で、被災地に展開および搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要がある。このため、県はこのような広域応援活動の拠点となる施設（広域拠点施設）をあらかじめ指定している。

市は、県と連携し、広域防災拠点等における後方支援を行うとともに、市において大規模災害が発生した場合は、広域応援活動を受け入れる拠点の確保を図るものとする。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 県による広域防災拠点の指定等		県
2 広域防災拠点の後方支援等	防災安全対策課	

1 県による広域防災拠点の指定等

(1) 広域防災拠点の機能

県が指定する広域防災拠点は、次の機能を果たす施設とする。

名称	機能
集結場所・ベースキャンプ	県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ
一次物資集積拠点	救援物資の受け入れ、仕分け、保管および出庫を行い、市町村等に輸送する施設
広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）	重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

(2) 広域防災拠点の指定等

県は、県北・中央・県南の各地域に、広域防災拠点を指定しており、秋田市を含む秋田中央地域の指定状況は、以下のとおりである。

地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無
秋田中央地域	飯田川南公園一帯	集結場所・ベースキャンプ	
	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ	
	県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点	
	秋田空港	広域搬送拠点臨時医療施設	有

地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無
	由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ	
	由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点	

2 広域防災拠点の後方支援等

(1) 広域防災拠点における後方支援

県が行う市域の広域防災拠点の開設にあたり協力を求められた場合、市は、必要な後方支援に努める。

また、市は、県や施設の所有者又は管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携し、広域防災拠点等における被災地への後方支援に努める。

(2) ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災した市内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、大規模災害時において市災害対策本部は、広域応援部隊や自衛隊、医療チーム等を受け入れる市域のベースキャンプとなる施設又は場所を、災害状況を勘案し迅速に決定し、広く周知する。

また、ベースキャンプの運用方法等についてあらかじめ検討する。

(3) 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、指定避難所に直接輸送される場合のほか、市においても、救援物資の受け入れ、仕分け、保管および出庫を行い、指定避難所等に輸送する中継所等の機能を果たす施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、大規模災害時において市災害対策本部は、二次物資集積拠点となる施設を、災害状況を勘案し迅速に決定し、広く周知する。

また、二次物資集積拠点の運用方法等についてあらかじめ検討する。

なお、二次物資集積拠点の運営および二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定締結を進めている。

第41節 大規模停電対策

計画の方針

市は、大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、関係機関との緊密な連携を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 非常用電源等の整備と燃料の確保	各施設所管課	関係機関
2 大規模停電時における情報伝達体制の整備	防災安全対策課、広報広聴課	関係機関
3 大規模停電を想定した訓練の実施	各施設所管課	関係機関

1 非常用電源等の整備と燃料の確保

市および各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努める。

なお、設備の整備に当たっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途および容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

(1) 避難所

市は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(2) 防災拠点

市および防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源等の整備を図るとともに、72 時

間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。

また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。

(3) 応急対策実施機関

市および災害拠点病院など災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

(4) 医療・福祉施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

2 大規模停電時における情報伝達体制の整備

市および放送事業者等は、災害に関する情報および被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。

3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。

また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第42節

罹災証明書の交付体制の整備

計画の方針

市は、大規模災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、必要な業務の実施体制の確保を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 交付体制の整備	防災安全対策課、資産税課、各消防署	関係機関
2 実施体制の整備	防災安全対策課、資産税課、各消防署	関係機関

1 交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、被害認定調査の調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。

2 実施体制の整備

(1) 判定基準等の研修・教育の実施

防災安全対策課および資産税課は、職員に対し、平時から罹災証明書の交付を想定した訓練を実施するなど、交付手順等に関する十分な知識とノウハウを有する体制を整える。

また、県や民間建築関係組織が実施する調査方法や判定基準の研修について積極的な参加を促進し、情報の共有に努める。

(2) 業務マニュアル等の整備

防災安全対策課および資産税課は、罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、関係各課と連携し、罹災証明書に関する規定や業務マニュアル等を整備する。

(3) 他の地方公共団体等との協力体制

防災安全対策課および資産税課は、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、受援計画による受入れ体制の構築に努める。

(4) 支援システムの活用

防災安全対策課および資産税課は、罹災証明書の交付や被害認定調査を支援するシステムが災害時に遅滞なく使用できるよう必要な準備を行う。

また、防災安全対策課は、当該システムを被災者台帳として活用できるよう必要な準備を行う。

第 3 章

災害応急対策計画

第1節

災害対策本部等の災害応急対策

計画の方針

台風や豪雨などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、大規模な地震が発生したとき、大津波警報が発表されたときなどは、全市をあげて災害対策活動を行う必要があることから、速やかに災害対策本部等を設置し、関係各機関等と連携し、組織的・総合的な応急対策活動を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	職員の動員、災害警戒対策室の設置、 災害警戒対策部・災害対策本部への移行、 現地災害対策本部の設置、本部会議の開催
風水害等による被害発生	災害対策本部会議の開催、関係機関へ災害対策本部への出席を要請、災害救助法に基づく救助
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	本部組織の見直し再編
〃 1週間以内	
〃 1か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	職員の動員、災害対策本部の設置
1時間以内	第1回本部会議の開催
3時間以内	第2回本部会議の開催、 関係機関へ災害対策本部への出席を要請
6時間以内	災害救助法に基づく救助
12時間以内	
24時間以内	
72時間（3日）以内	本部組織の見直し再編
1週間以内	
1か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害対策本部等の設置	各班	
2 応急対策活動の基本事項	各班	
3 災害対策本部等の活動	各班	

1 災害対策本部等の設置

第1章第3節に基づき、災害の規模・種類に応じた災害対策本部等を設置する。

2 応急対策活動の基本事項

(1) 応急対策活動の種類

災害応急対策は、以下の5種の活動からなる。

- ア 人命救助活動
- イ 消火活動
- ウ 情報活動
- エ 救急医療活動
- オ 避難活動

(2) 人命救助の優先

災害応急対策で最も重要な基本原則は、市民の生命および身体を災害から保護することである。このため、人命救助を優先する。

(3) 消火活動の優先

被害の拡大を防止するため、火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先する。

(4) 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る。自らの地域は自らで守る。」との認識に立って、自らの身の安全を確保した後は、初期消火、救出救助、避難誘導など地域住民がお互いに助け合い、協力する。

(5) 情報活動

災害が発生した場合、情報は適切な災害応急対策を導く基礎であり、迅速かつ正確な情報の把握がその後の災害応急対策の成否を左右するといっても過言ではない。このため、直ちに情報伝達体制を確保し、市各部署、防災関係機関等との連携を緊密にし、迅速かつ正確に情報を収集・伝達する。

3 災害対策本部等の活動

(1) 被害情報の収集

大規模な災害にあつては、被害の大きさを適切に把握もしくは推測し、それに対する方策等を早急に講じる必要がある。災害発生時に災害の大きさを適切に判断する指標として、死傷者数、建物の損壊、住民の避難状況、ライフライン・通信の途絶状況などが考えられる。

また、情報が十分に集まってこない場合は、被害が深刻であると推測できることから、災害の発生当初は、あらゆる手段を講じて、被害情報を収集し、災害対策本部に集約するとともに、庁内データベース等を活用し、各部局との情報共有を図る。

なお、災害対策本部（他の救助機関を含む）は、救助を要する者の生命又は身体に重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため、携帯電話等の位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合は、携帯電話事業者に対して救助者の位置情報の提供を要請することを検討する。

(2) 効果的な人員の配分

大規模な災害においては、職員が被災し登庁できない場合のほか、本部活動や避難所運営をはじめとした長期間の災害対応のため、多数の人員を必要とする。

また、建築物の応急危険度判定やライフラインの応急対策など専門的な知識や技能をもった人員も数多く必要となる。

このため、業務継続計画によりあらかじめ災害時でも継続しなければならない業務を整理し、限られた人員を有効に活用する。

さらに、広域連携の強化と受援体制の整備により、他自治体等からの応援を受け、必要な人員を確保する。

(3) 組織的な応急対策

大規模な災害時の応急対策は、各関係機関の様々な活動を有機的に組織化することが重要であることから、各部局および各関係機関等においては積極的に応急対策活動を行うほか、災害対策本部に被害情報や活動の情報を集約し、さらに必要となる応急対策等を迅速に決定し、関係機関等との情報共有を図る。このため、市は関係機関から派遣された複数のリエゾン等が円滑かつ継続して活動できる環境を整える。

第2節

地方自治体および民間団体等の相互協力体制

計画の方針

市内において大規模な災害が発生し、自力による応急対策が困難な場合は、他市町村、民間団体、自衛隊および防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を防止する。市は、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

なお、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結するよう努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	職員の動員、災害警戒対策室の設置、 災害警戒対策部・災害対策本部への移行、 現地災害対策本部の設置、本部会議の開催
風水害等による被害発生	情報収集活動、応急対策活動、 応援協定に基づく応援要請、 緊急消防援助隊の派遣要請、 民間団体等に対する協力要請
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	本部組織の見直し再編
〃 1 週間以内	
〃 1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	情報収集活動、応急対策活動、 応援協定に基づく応援要請 緊急消防援助隊の派遣要請
3 時間以内	応援職員等の受入体制の整備、 民間団体等に対する協力要請

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 地方自治体等への応援要請	事務局（受援班）、各班	秋田県、相互応援協定市町村、指定地方公共機関
2 民間団体等に対する要請	事務局（受援班）、各班	民間団体
3 他市町村被災時の応援	防災対策班	相互応援協定市町村
4 他都道府県からの被災者の受入・支援	市民生活班、健康支援班、子ども班、企業立地雇用班、学校教育班	民間団体
5 消防機関相互の応援	消防部	緊急消防援助隊、消防機関
6 受援計画の策定	防災対策班	
7 応急措置の代行		県

1 地方自治体等への応援要請

(1) 広域応援要請の判断

災害発生後、市長は、災害規模および初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、備蓄物資等について、市のみでは、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援に関する協定等に基づき速やかに他の地方公共団体および防災関係機関に応援を要請する。

(2) 県および県内市町村への要請

ア 災害対策基本法第68条による要請

(ア) 要請の手続

県知事に応援要請又は応急措置の指示を要請する場合は、まず県総合防災情報システム、又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付する。

市は、県に要請するいとまがない時は、他の市町村に直接応援を要請することができる。

(イ) 要請の事項

要請は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況および応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員ならびに物資、資材、機材、器具等	災害対策基本法第68条

要請の内容	事項	根拠法令
	の品名および数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	

イ 協定による要請

(ア) 県および県内全市町村は相互の応援に関する協定を締結しており、これに基づき応援要請を行う。

(イ) 県とは、廃棄物の仮置場に関する協定を締結しており、これに基づき応援要請を行う。

◆資料編 7－1 自治体間の協定に関する資料

(3) 他市・指定地方公共機関等への要請

ア 協定締結市への要請

中核市および東北地区の県庁所在地六都市等の協定締結市への要請については、協定書に基づき被害状況や応援物資・資機材、職員派遣に関する事項を明らかにし、各市へ電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

イ 国との情報交換

市は、国（国土交通省東北地方整備局）と情報交換に関する協定を締結しており、これに基づき情報交換を行う。

◆資料編 6－2 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省東北地方整備局）

〃 19－2 職員派遣要請手続き等（職員の派遣要請事項）

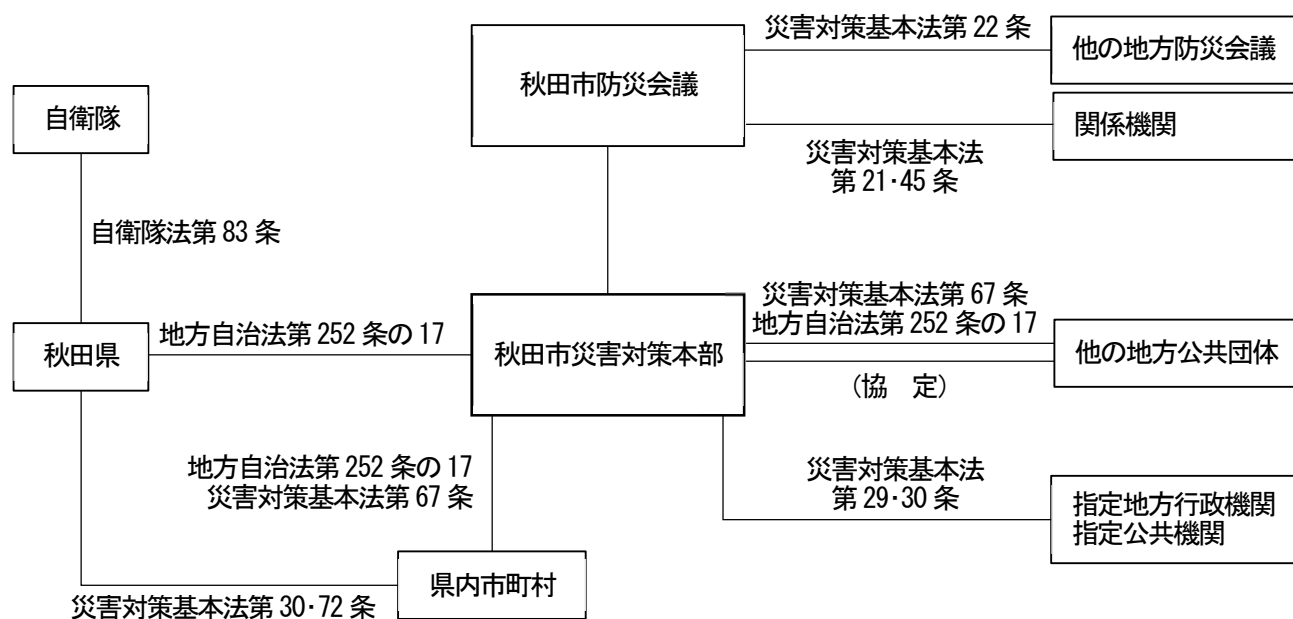


図 3－2－1 災害発生時における広域応援の体系図

2 民間団体等に対する要請

(1) 協力を要請する業務

災害時に民間団体などへ協力を要請する業務は、主に次の業務とする。

- ア 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- イ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ウ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分および輸送等の業務
- エ 被害状況の調査補助業務
- オ 被害地域内の秩序維持活動
- カ 道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- キ 応急仮設住宅の建設業務
- ク 生活必需品の調達業務
- ケ その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

(2) 協力要請の方法

ア 協力要請の手続・方法

- (ア) 市は、被害状況等により協力要請の必要性を判断する。
- (イ) 協力要請は、次項イの事項について、電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理する。
- (ウ) 協力要請に際しては、受援計画に定められた者が要請する。

イ 協力要請時に明らかにすべき事項

- (ア) 被害の状況、応援を求める理由
- (イ) 参着希望場所、日時および参着場所に至る経路
- (ウ) 協力を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量および受領場所
- (エ) 協力を希望する活動内容
- (オ) その他必要な事項

ウ 災害時防災活動協力協定締結団体

- ◆資料編 8－1 民間団体等との協定に関する資料
- 〃 9－1 指定公共機関等との協力に関する資料

3 他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した各種災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

(1) 連絡体制

ア 密接な情報交換

災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応

援についての情報交換を密接に行っておく。

イ 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

(2) 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村より応援要請がされた場合は、以下の要領で災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。

ア 被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う。

イ 応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

ウ 被災者受入れ施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関ならびに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行う。

4 他都道府県からの被災者の受入・支援

(1) 他都道府県からの被災者の受入

市は、大規模災害が発生した際は、直ちに市有施設および民間宿泊施設の受入可能状況を調査し、災害救助法に基づく被災者の受入れ要請があった場合は、県と連携を図り速やかに被災者の受入を行う。

(2) 支援対策

ア 被災者支援対策

市は、県と連携して、市内への受入被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。

また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

市は被災市町村と連携して、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行うなどきめ細かな対応を実施するよう努める。

そのため、受入担当課から速やかに避難者名簿等の情報を入手し、受入体制を整備するなどの検討を進める。

イ 就労支援対策

市は、受入被災者の就労ニーズ把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行い、被災者の就労支援を実施する。

ウ 就学等支援対策

大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童生徒が市内の小・中学校に転入した場合、市は、県と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。

また、大規模災害により被災した乳幼児が、市内の教育・保育施設に入園（入所）する際の負担を軽減するために、県および教育・保育施設等と連携した支援策を講ずる。

5 消防機関相互の応援

(1) 広域消防相互応援

消防長は、市消防本部の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、秋田県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

(2) 緊急消防援助隊

ア 出動要請

市長は、県内の消防力を集結しても消防力に不足が生じる場合、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。なお、知事と連絡がとれない場合は、市長は直接、総務省消防庁長官に対して要請する。

表 3-2-1 連絡先

機関名称		電話番号	FAX番号
秋田県（総合防災課消防保安室）		860-4563	824-1190
総務省消防庁	（昼間）応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
	（夜間）消防防災・危機管理センター	03-5253-7777	03-5253-7553

イ 受入体制

市は、応援部隊を円滑に受け入れるため、あらかじめ定めた配備拠点および活動拠点を準備し、受入体制を整備する。

ウ 連絡員の派遣

市消防本部は、配備拠点および活動拠点に連絡員を派遣し、災害の状況、配備先およびルートその他必要な事項を伝達する。

エ 緊急消防援助隊活動支援情報の提供

市消防本部は、次の事項に係る支援情報について事前に準備し、被災地に到着した緊急消防援助隊に対し速やかに情報を提供する。

(ア) 地理の状況（広域地図、住宅地図等）

(イ) 水利状況

- ・ 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
- ・ 水利の所在地
- ・ 貯水容量
- ・ 水利地図（広域地図、住宅地図等）

(ウ) 消防搬送者に必要な医療機関の情報

(エ) 住民の避難場所の情報

◆資料編 19－1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

6 受援計画の策定

市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定する。受援計画においては、庁内全体および業務担当ごとの連絡調整窓口、連絡の方法、役割分担、要請の手順、受援対象業務、応援要員等の執務スペースについて定めるとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるよう努める。

市は、応急対策職員派遣制度や災害時相互応援協定等を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて制度の活用方法と、発災時の円滑な活用について習熟に努める。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症に配慮した適切な空間の確保に努めるとともに、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。

7 応急措置の代行

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する（災害対策基本法第 73 条第 1 項）。

- (1) 警戒区域を設定し、同地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は同地域から退去を命ずる（災害対策基本法第 63 条）。
- (2) 他人の土地、建物その他の工作物等を一時使用し、もしくは収用する（災害対策基本法第 64 条第 1 項）。
- (3) 応急措置の実施に支障となる工作物および物件を除去する（災害対策基本法第 64 条第 2 項）。
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる（災害対策基本法第 65 条第 1 項）。

第3節 消防防災ヘリコプターの活用

計画の方針

地震や各種災害発生時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、秋田県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、県および関係機関などと協力の上、実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	消防防災ヘリコプターの緊急運航要請、輸送活動の実施
災害や異常気象等が沈静化	
(応急対策活動収束時)	(県)消防防災航空隊へ災害状況報告書により報告

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	消防防災ヘリコプターの緊急運航要請
3 時間以内	受入体制の整備
6 時間以内	緊急輸送の実施
(応急対策活動収束時)	(県)消防防災航空隊へ災害状況報告書により報告

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 運航体制	消防部	(県)総合防災課消防保安室
2 緊急運航の要件		
3 緊急運航の要請基準		
4 緊急運航要請手続	消防部	(県)総合防災課消防保安室
5 夜間救急搬送		(県)総合防災課消防保安室

1 運航体制

秋田県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」および「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等の定めるところにより、次の

とおりとする。

(1) 秋田県消防防災ヘリコプターの運航体制

ア 体制

365 日活動体制

イ 運航時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。

ウ 夜間搬送

昼間運航時間内（原則：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に出動要請があったときに実施する。

(2) 臨時ヘリポート

臨時ヘリポートの設定基準および臨時ヘリポート設定場所は、あらかじめ定めたとおりとする。

◆資料編 24－4 臨時ヘリポート設定基準

〃 24－5 臨時ヘリポート設定場所

2 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公共性	地域ならびに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。

3 緊急運航の要請基準

緊急運航は、前記「2 緊急運航の要件」を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送および医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他

その他特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故および山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故および山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故等における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他

その他特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集および住民への避難誘導等の広報ならびに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められた場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送および消火資機材等の輸送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送および輸送手段がない場合又は航空機による搬送および輸送が有効と認められる場合

エ その他特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握および情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握および情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、もしくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への救援物資、医薬品等の輸送および応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導および警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報および避難指示等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

オ その他特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

4 緊急運航要請手続

(1) 緊急運航の要請

市長は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第1号）によりFAXを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況および現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を通じて市長等に回答する。

◆資料編 20-1 秋田県消防防災航空隊出動要請書

(2) 受入体制の整備

市長等は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保および安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手続

ウ 空中消火用資材、水利の確保

エ その他の必要な事項

(3) 報告

市長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

表 3-3-1 連絡先

連絡先	電話番号等	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL 886-8103 FAX 886-8105 ※県総合防災情報システム 専用電話機 110511 衛星携帯用電話機 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠 40-1

◆資料編 20-3 災害状況報告書

5 夜間救急搬送

(1) 夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- ア 緊急運航の要件（公共性、緊急性および非代替性）を満たすものであること。
- イ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること。
- ウ 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

(2) 要請時間

昼間運航時間内（原則：午前8時30分から午後5時15分）に出動要請があったときに実施される。

(3) 指定離着陸場

地 区	圏域名	名 称
中 央	秋田周辺	秋田赤十字病院ヘリポート 秋田大学病院屋上ヘリポート 秋田空港（飛行場）

第4節

自衛隊の災害派遣要請

計画の方針

大規模で広範囲にわたる地震や災害が発生し、人命又は財産の保護のため自衛隊への災害派遣要請の必要があると認めた場合は、市長は、知事に対し、災害派遣の要請を要求する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	知事へ自衛隊の災害派遣要請を要求、受入体制の整備、自衛隊による救助活動の実施
災害や異常気象等が沈静化	
(応急対策活動収束時)	知事へ自衛隊の撤収要請

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	知事へ自衛隊の災害派遣要請を要求
3 時間以内	受入体制の整備
6 時間以内	自衛隊による救助活動の実施
(応急対策活動収束時)	知事へ自衛隊の撤収要請

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害派遣要請の範囲・対象	防災対策班	自衛隊、県（総合防災課）
2 派遣要請の手続	防災対策班	自衛隊、県（総合防災課）
3 自衛隊の自主派遣		自衛隊
4 災害派遣部隊の受入れ	防災対策班	自衛隊
5 災害派遣部隊の活動範囲		自衛隊
6 災害派遣部隊の撤収要請	防災対策班	自衛隊
7 経費の負担区分	財政班	自衛隊

1 災害派遣要請の範囲・対象

(1) 災害派遣の範囲

- ア 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請したとき。
 - イ 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたとき。
 - ウ 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき。
 - (ア) 関係機関に対し、災害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - (イ) 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められるとき。
 - (ウ) 海難事故、航空機事故の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - (エ) その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 要請基準

- ア 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。
- イ 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。
- ウ 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- エ 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。
- オ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

2 派遣要請の手続

(1) 要請手続

- ア 本部長（市長）は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請をしようとする場合は、県知事（総合防災課）に対し、次の事項を明記した文書をもって行う。
 - ただし、緊急を要する場合は、口頭、秋田県総合防災情報システム又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 災害の状況および派遣を要請する事由 |
| 2 | 派遣を希望する期間 |
| 3 | 派遣を希望する区域および活動内容 |
| 4 | その他参考となるべき事項 |

イ 本部長（市長）は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請できない場合は、直接その旨および災害の状況を自衛隊へ通知する。なお、この通知をした場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

ウ 本部長（市長）又は警察署長は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等の要請を依頼するいとまがない場合は、直接、自衛隊に被害状況等を通報するものとし、事後速やかに所定の手続を行う。

◆資料編 19－3 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

(2) 災害派遣要請連絡窓口

災害派遣要請連絡窓口は以下のとおりである。

表 3－4－1 連絡先

部隊名	住 所	電 話	F A X	夜間 (休日を含む)
陸上自衛隊 第 21 普通科連隊 第 3 科	秋田市寺内字将 軍野 1	一般 845-0125 (内線 236, 238) 衛星 197-511	一般 845-0125 (内線 239) 衛星 197-50	駐屯地当直司令 一般 845-0125 (内線 302, 402) F A X 239
航空自衛隊 秋田救難隊 飛行班	秋田市雄和椿川 字山籠 23-26	一般 886-3320 (内線 252, 253) 衛星 198-511	一般 886-3320 (内線 240) 衛星 198-50	当直 一般 886-3320 (内線 225) F A X 240

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

＜判断の基準とすべき事項＞

- (1) 関係機関に対し、被害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められるとき。

- (3) 海難事故、航空機事故の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害において、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入れ

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

(1) 受入準備

知事は、派遣部隊の集結（野営）場所や資機材の保管場所等を指定し、本部長（市長）はこれに協力する。これらの集結場所等は、第2章第40節に定める広域防災拠点のほか、被災状況によってはその他の公共施設等の中から、派遣部隊の規模や活動内容等に応じて指定する。

本部長（市長）は、派遣部隊が使用できる現地災害対策本部などの設置に必要な公共施設、又は資機材等の保管場所を確保するなど、受入れのための必要な措置をとる。

- 1 県および部隊指揮官との連絡責任者を定める。
- 2 派遣部隊誘導のための要員を派遣する。
- 3 応援を求める作業内容、所要人員その他について作業計画を立てるとともに、部隊到着後、直ちに指揮官と連絡調整ができる体制を整える。
- 4 作業に必要な車両、機材等を整備する。
- 5 必要により、集結場所、災害地の区域、災害の程度を示した地図、又は略図を準備する。
- 6 派遣部隊の宿舎および給水に関し、便宜を図る。
- 7 集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用について便宜を図る。
- 8 必要に応じて、ヘリポートの設定について便宜を図る。
- 9 近隣住民との調整を行う。

(2) 受入措置

派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上、作業の推進を図る。

(3) 県への報告

市長は、派遣部隊の到着および必要に応じて、所定の事項について県知事に報告する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている

場合において、市長等、警察官又は海上保安官がその場にいないときに限り、自衛隊法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは直ちに、その旨を市長又は当該地域を管轄する警察署長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域の設定ならびに立入り制限・禁止又は退去命令
- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作場等の除去等
- エ 住民等の応急措置業務への従事
- オ 車両の移動命令等ならびに車両の破損等

5 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊災害派遣部隊の活動範囲は、表 3－4－2 のとおりである。

表 3-4-2 活動範囲

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 (また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管等を調整する。)
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護および防疫	被災者に対し、応急医療、救護および防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員および物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水および入浴支援	被災者に対し、給食、給水および入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安および除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、知事が市長および派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

◆資料編 19－4 自衛隊の撤収要請に関する様式

7 経費の負担区分

(1) 市の費用負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものは除く）等の購入費、借上げ料および修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営および救護活動に伴う光熱水費、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する

(2) 自衛隊が負担する経費

- ア 部隊の輸送費
- イ 隊員の給与
- ウ 隊員の食料費
- エ その他部隊に直接必要な経費

第5節

気象情報等の収集・伝達

計画の方針

風水害等は気象情報等の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関および市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。

地震災害においては、地震発生直後に被害の全容を即座に入手することは困難であるため、まず、初動段階では秋田地方気象台や秋田県総合防災情報システムを通して地震情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員配備体制を確立する。さらに、防災ネットあきたや広報車により地震情報を防災関係機関および住民に、迅速かつ的確に伝達する。

津波に関する情報（特別警報、警報、注意報等）を受けたときは、関係機関および市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	秋田地方気象台による気象情報の発表・伝達、 水防警報の発令・伝達、住民等の避難
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害・津波災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	津波情報の伝達 住民等の避難
1 時間以内	地震情報の伝達 住民等の避難

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 警戒レベルを用いた防災 気象情報の提供	消防部、防災対策班	秋田地方気象台
2 気象に関する特別警報・ 警報・注意報	消防部、防災対策班	秋田地方気象台
3 火災気象通報および火災 警報	消防部、防災対策班	秋田地方気象台
4 注意報・警報等の伝達	防災対策班、消防部	秋田地方気象台 防災関係機関、市民
5 地震・津波情報	防災対策班、広報班、消防部	秋田地方気象台、 防災関係機関、市民
6 地震・津波に関する情報 の伝達	防災対策班、消防部	秋田地方気象台 防災関係機関、市民
7 洪水予報および水防警報	防災対策班	秋田地方気象台、秋田河川国 道事務所、県（河川砂防課）、 防災関係機関、市民
8 土砂災害警戒情報	防災対策班	県（河川砂防課） 秋田地方気象台、市民
9 防災気象情報の活用	防災対策班	秋田地方気象台、 秋田河川国道事務所
10 ホットラインの活用	防災対策班	防災関係機関

1 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報は、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分されており、出された情報からとるべき行動を住民が直感的に理解し、自発的な避難判断等を促すものである。

2 気象に関する特別警報・警報・注意報

秋田地方気象台では、気象・地象（地震は、発生した断層運動による地震動に限る）・水象等の観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報（大津波警報・津波警報・津波注意報および噴火警報を除く）および台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達

する。

特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれ著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況で、住民は命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において市から住民への周知の措置が義務づけられている。

そのため、市は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達する。

秋田地方気象台から発表される気象情報等の種類は次のとおりである。

(1) 注意報・警報の種類と発表基準

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となった場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。

さらに、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

ア 注意報

種 類	概 要
大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪 水 注 意 報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起

種 類	概 要
	するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

イ 警報

種 類	概 要
大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪 水 警 報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損

種 類	概 要
	傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

ウ 特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

エ その他の情報

種 類	概 要
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（秋田県）で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
秋田県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で発表される。

種 類	概 要
	この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害および低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

（※）地面現象注意報および浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（※）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水および津波についての注意報および警報は、指定河川洪水注意報および警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報および特別警報をもって代える。

オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	概 要
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量および降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

カ 大雨特別警報(土砂災害)発表の資料に用いる基準値

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間におおむね30mm以上の雨)がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。

キ 大雨特別警報(浸水害)発表の指標(雨に関する各市町村の50年に一度の値)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数および流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間におおむね30mm以上の雨)がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)が発表される。

- (ア) 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現。
- (イ) 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年9月5日現在
発表官署 秋田地方気象台

秋田市	府県予報区	秋田県
	一次細分区域	沿岸
	市町村等をまとめた地域	秋田中央地域
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 87
	洪水	流域雨量指数基準 旧雄物川流域=26.3, 旭川流域=16.4, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.3, 下浜鮎川流域=8.4, 猿田川流域=10, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.8, 三内川流域=20.5, 平尾島川流域=8.8, 新城川流域=14.7, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=4.2, 宝川流域=7.4, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.4, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5 複合基準*1 雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 11.8), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(9, 7.5), 下浜鮎川流域=(7, 7.5), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.3), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.5) 指定河川洪水予報による基準 雄物川上流[神宮寺], 雄物川下流[椿川], 太平川[牛島]
	暴風	平均風速 陸上 18m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速 陸上 18m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 平野部 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm 秋田市市街地 6時間降雪の深さ25cm あるいは 12時間降雪の深さ35cm
	波浪	有義波高 6.0m
	高潮	潮位 1.5m
注意報	大雨	表面雨量指数基準 9 土壌雨量指数基準 63
	洪水	流域雨量指数基準 旧雄物川流域=21, 旭川流域=13.1, 岩見川流域=26.1, 新波川流域=6, 草生津川流域=6, 下浜鮎川流域=6.4, 猿田川流域=6.8, 八田川流域=7.5, 梵字川流域=6.8, 神内川流域=6.2, 三内川流域=16.4, 平尾島川流域=7, 新城川流域=8.5, 馬踏川流域=5.2, 仁別川流域=4.3, 古川流域=3.2, 宝川流域=5.9, 白山川流域=7, 湯ノ里川流域=5.1, 安養寺川流域=5.4, 大戸川流域=4 複合基準*1 雄物川流域=(5, 24.9), 太平川流域=(5, 12), 旭川流域=(5, 10.6), 岩見川流域=(5, 18.7), 新波川流域=(5, 6), 草生津川流域=(5, 5.4), 下浜鮎川流域=(5, 5.8), 猿田川流域=(5, 4.9), 八田川流域=(5, 5.3), 梵字川流域=(7, 4.4), 神内川流域=(5, 5.2), 三内川流域=(7, 13.1), 平尾島川流域=(7, 5.9), 新城川流域=(5, 6.9), 馬踏川流域=(5, 5.2), 仁別川流域=(5, 4.3), 古川流域=(5, 2.3), 宝川流域=(7, 4.7), 白山川流域=(5, 6), 湯ノ里川流域=(7, 4.1), 安養寺川流域=(5, 5.4), 大戸川流域=(5, 2.7) 指定河川洪水予報による基準 雄物川下流[椿川], 太平川[牛島]
	強風	平均風速 陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速 陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm 秋田市市街地 12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高 3.0m
	高潮	潮位 1.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	融雪により被害が予想される場合
	濃霧	視程 陸上 100m 海上 500m
	乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき*2
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
	着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

(2) 発表区域

気象に関する警報および注意報は、次の細分区域で発表されるが、大雨や洪水等の警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。

沿岸とは、海岸線からおおむね 20 海里（約 37 k m）以内の海域を含む地域である。

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
沿 岸	能代山本地域	能代市、藤里町、三種町、八峰町
	秋田中央地域	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	本荘由利地域	由利本荘市、にかほ市
内 陸	北秋鹿角地域	大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村
	仙北平鹿地域	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
	湯沢雄勝地域	湯沢市、羽後町、東成瀬村

(3) 台風および異常現象等の気象情報

気象予報等に関係のある台風およびその他の異常現象等の情報を、具体的かつ速やかに発表する。気象情報の種類は以下のとおり。

ア 予告的な情報

(ア) 特別警報や警報、注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。

(イ) 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合。

イ 特別警報や警報、注意報を補足する気象情報

(ア) 特別警報や警報、注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。

(イ) 「記録的短時間大雨情報」を発表する場合。

ウ 竜巻注意情報

竜巻注意情報を発表する場合。

簡潔な文章形式で、有効期間(発表から約 1 時間が目安)を明示。

エ 警報級の可能性

5 日前までの警報級の現象が [高]、[中] の 2 段階で発表される。

(4) 注意報・警報の切り替え

注意報又は警報の継続中、新たな注意報・警報の発表、又は変更が必要になったときは、注意報又は警報の切り替えとして発表される。

(5) 注意報・警報の解除

注意報および警報は、被害や重大な災害の起こるおそれがないと認められるときは解除される。

(6) 特別警報の発表

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおり。

表 3-5-1 特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や	暴風が吹くと予想される場合
高 潮	同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (50年に1度の参考値：令和5年11月1日現在) 秋田市 積雪深 89cm、 既往最深積雪深 117cm	

3 火災気象通報および火災警報

(1) 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報であり、秋田地方気象台から発表される。

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受け、下記の火災警報発令の基準を超えた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障がないと判断したときを除き、火災警報を発令する。

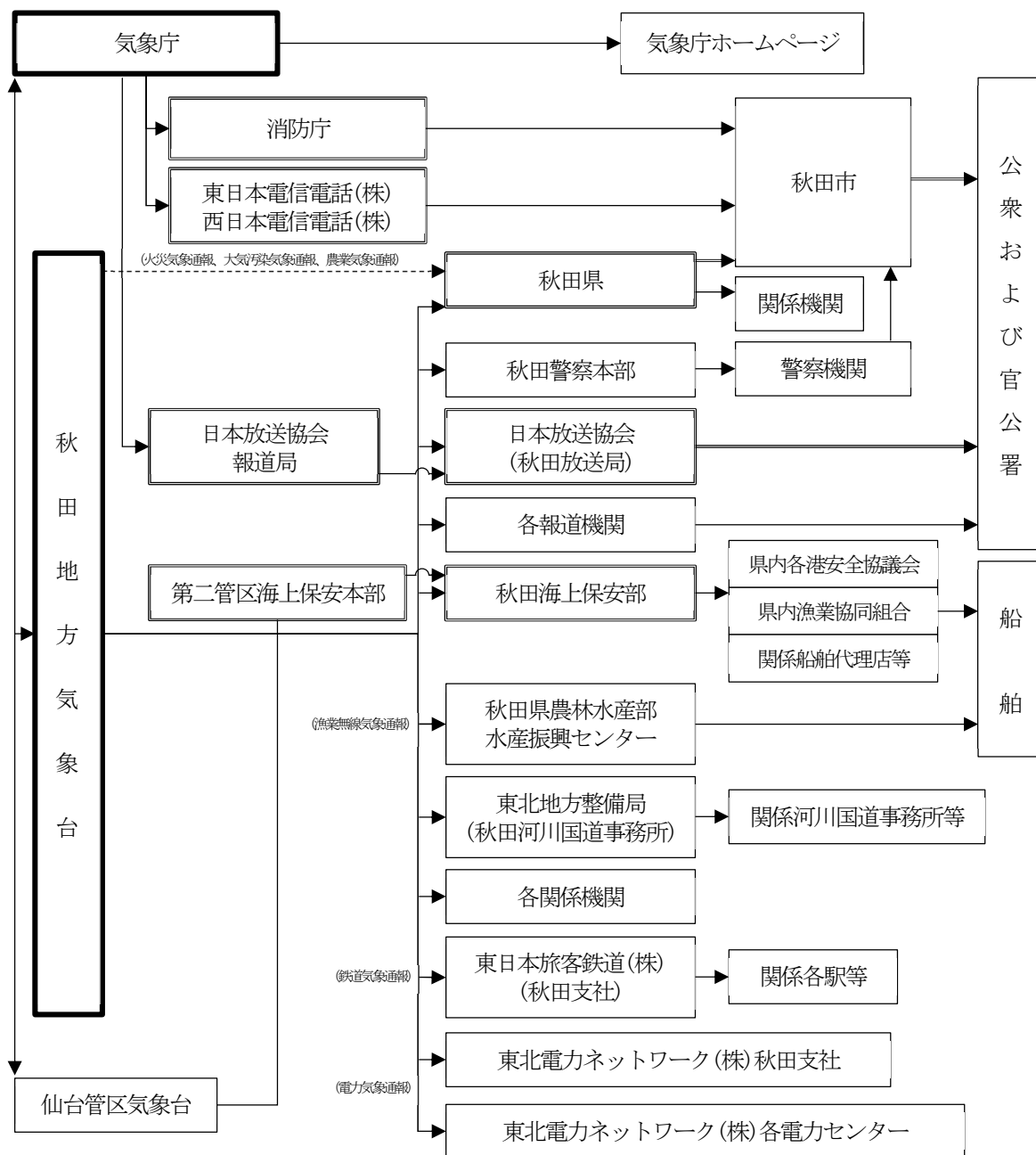
表 3-5-2 火災警報発令の基準（秋田市消防警防規程第34条）

警報発令基準	ア 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%を下り、最大風速が基準7mを超える見込みのとき。 イ 平均13m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
周知方法	ア 車両による広報 イ サイレン等
対 策	ア 警防力の増強 イ 地域内の火災予防広報等

4 注意報・警報等の伝達

(1) 注意報・警報等の伝達系統

注意報、警報等の伝達系統は次のとおりとする。



注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号および第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注二重線の経路は、気象業務法第15条および第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達路

図 3-5-1 注意報・警報等伝達系統図

(2) 市における気象通報・警報等の取扱要領

ア 市における措置

(ア) 気象業務法に基づく注意報、警報、特別警報、消防法に基づく火災気象通報（以下「気

象通報」という。) および水防法に基づく水防警報は、防災安全対策課および消防本部指令課が受信する。

- (イ) 防災安全対策課は、必要な警報等について速やかに関係各部局へ伝達する。
- (ウ) 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は、守衛室で受信し伝達する。
- (エ) 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、低温注意報等が発表されたときは、これらに対する被害防除のための対策は農業農村振興課が報道機関の協力を求め、農業従事者等に周知するよう努める。
- (オ) 市民に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や広報車による巡回広報等により、市民に周知を図る。
- (カ) 特別警報の通知を受けた場合は、直ちに報道関係、防災ネットあきた、市ホームページ等、あらゆる手段を用いて住民等に注意喚起情報を伝達する。

◆資料編 21－1 サイレン信号等

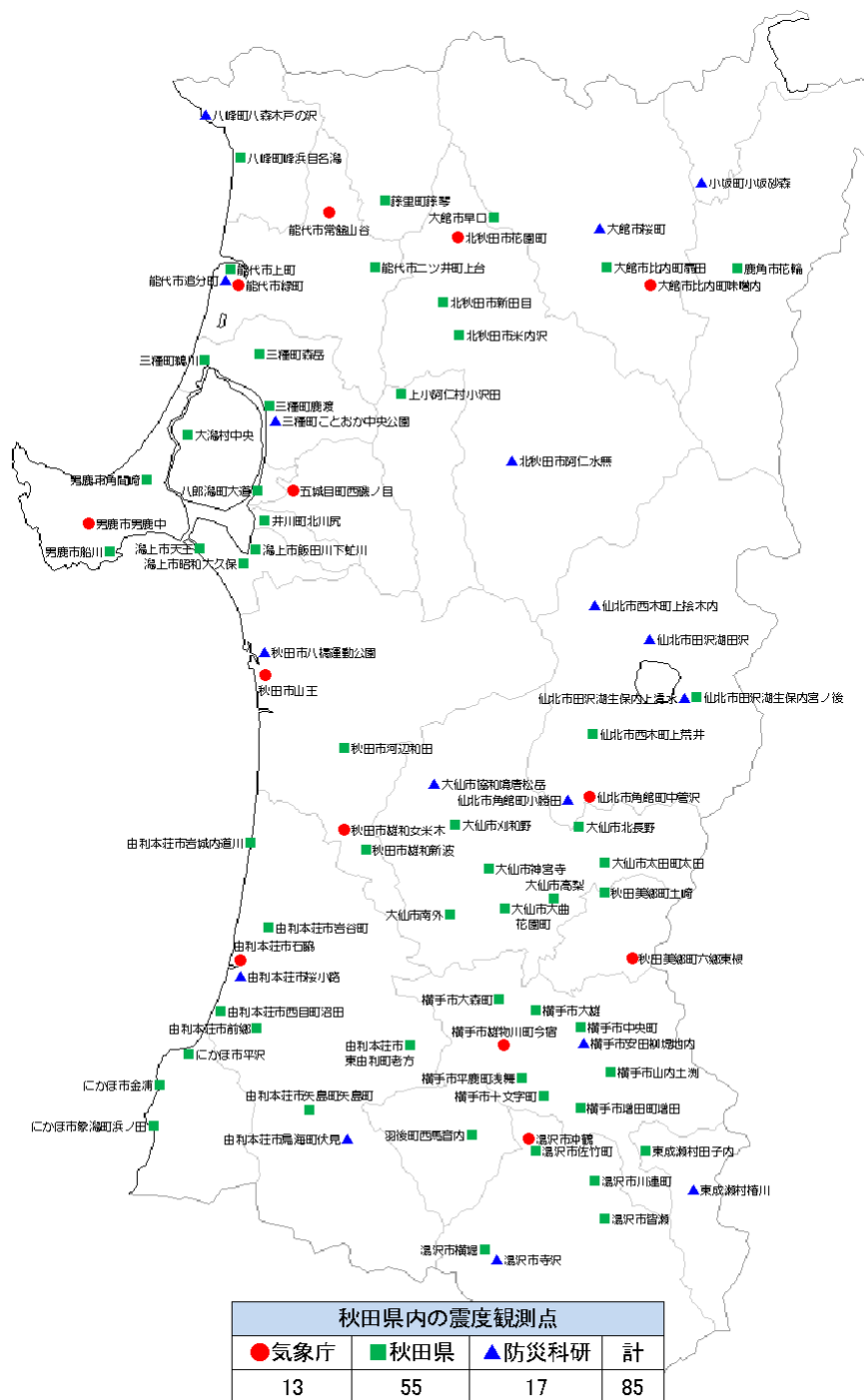
5 地震・津波情報

(1) 地震情報

ア 地震情報（震源・震度に関する情報）

地震現象およびこれに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果および状況内容を、以下のとおり発表される。

- (ア) 発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度
- (イ) 震度3以上が観測された地域名および市町村名（震度観測点の位置は図3－5－2のとおり）
- (ウ) 震度5弱以上と予想されるが、震度を入手していない震度観測点のある市町村名



秋田県内の震度観測点(令和3年1月1日現在)

図 3-5-2 秋田県内の震度観測点位置および名称

イ 地震情報(各地の震度に関する情報)

県内で震度1以上が観測されたとき、以下のとおり発表される。

- (ア) 震源、規模(発震時刻、震央地名、緯度、経度、深さ、規模(マグニチュード))
- (イ) 各地の震度(気象庁管理の地震・震度観測点13箇所と、県内55箇所に設置された秋田県震度情報ネットワークの計測震度計および独立行政法人防災科学技術研究所の強震観測施設17地点からの震度情報)

(ウ) 震度5弱以上と予想されるが、震度情報を入手していない震度観測点

ウ 地震情報（その他の情報）

地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素の切り替えのお知らせなどの情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※1 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある※2）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生からおおむね30分以内に発表。 ※1 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※2 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

地震情報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

エ 秋田地方気象台における地震解説資料の発表

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせするために気象庁本庁および管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料であり、解説資料等の種類、発表基準および内容については次のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、および津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（秋田県に）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（秋田県内で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
月間地震概況	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内および東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(2) 津波警報等

ア 津波警報・注意報

気象庁は、気象業務法に基づき、予想される津波の規模、範囲について大津波警報（津波警報）又は津波注意報（表3-5-3）を発表する。

表 3-5-3 津波警報・注意報の種類、解説および発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※気象庁は、大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注1) 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(注3) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(注4) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(注5) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

(注6) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 3-5-4 津波予報の内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 津波情報

大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合、予想される津波の到達時刻および高さ、実際に観測された津波到達時刻および高さ等を津波情報として発表する。内容等を以下に示す。

表 3-5-5 津波情報の内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※ ※津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

情報の種類		内 容																		
		警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容																
	大津波警報を発表中		1 m超	数値で発表																
			1 m以下	「観測中」と発表																
	津波警報を発表中		0.2m以上	数値で発表																
			0.2m未満	「観測中」と発表																
津波注意報を発表中		(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)																	
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※ ※沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。 ・これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沖合で観測された津波の最大波(観測値および沿岸での推定値※)の発表内容 <table><tr><td>警報・注意報の発表状況</td><td>沿岸で推定される津波の高さ</td><td>内 容</td></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報を発表中</td><td>3 m超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td>3 m以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報を発表中</td><td>1 m超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td>1 m以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報を発表中</td><td>(すべての場合)</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr></table> (注) 沿岸からの距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。 また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。				警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容	大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容																		
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																		
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																		
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																		
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																		
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																		

津波予報区は日本の沿岸を 66 の津波予報区に分けている。秋田県が属する津波予報区および予報区名称（「秋田県」）を図 3－5－3 に示す。



図 3－5－3 秋田県および周辺県の津波予報区

(3) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数

時間以上かかることがある。

- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

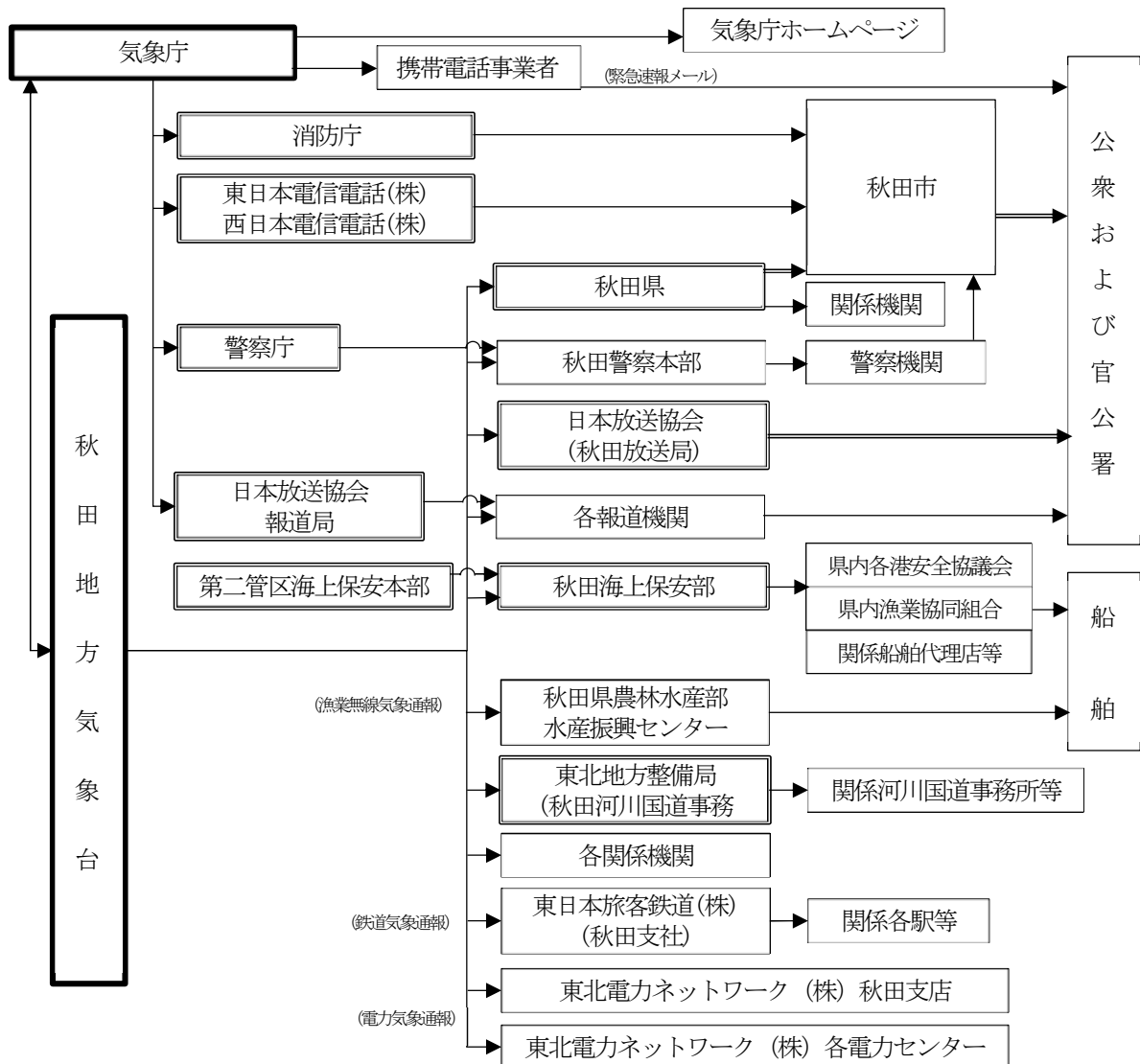
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。

また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

6 地震・津波に関する情報の伝達

(1) 通知系統

気象庁から発表される地震情報、津波警報等は、秋田地方気象台から関係機関に対して防災情報提供システムにより通知される。通知系統は図 3-5-4 のとおりとする。



注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号および第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

図 3-5-4 地震・津波情報の伝達系統図

(2) 異常現象発見者の通報

津波の前兆となるような異常現象を発見した者は、速やかに市又は警察署もしくは海上保安部に通報する。

警察署もしくは海上保安部は、通報を受けた場合、速やかに市に通報する。

市は通報を受けた場合、速やかに秋田地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。

(3) 市および防災関係機関の措置

ア 市の措置

(ア) 市において情報の伝達を受けた場合は、防災対策班長は各部長に伝達する。

(イ) 情報の伝達を受けた場合は、速やかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、一般住民、その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

(ウ) 特別警報（震度6弱以上と推定される緊急地震速報、大津波警報）が発表されたときは、直ちに身の安全の確保を行うとともに、一般市民および関係機関に対し、サイレン、防災ネットあきた、市ホームページ、広報車、その他あらゆる手段を用いて注意喚起情報の発信を行う。

(エ) 強い地震（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした弱い地震を感じたときは、気象台が津波情報を発表する以前であってもサイレン等あらゆる手段を用いて海岸線からの避難開始を呼びかける。

(オ) 市は、大津波警報、津波警報および津波注意報が発表された場合、速やかにサイレン等あらゆる手段を用いて沿岸住民、海水浴客、釣り人等に対し、直ちに身の安全を確保するための避難等を行うことを呼びかける。

イ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

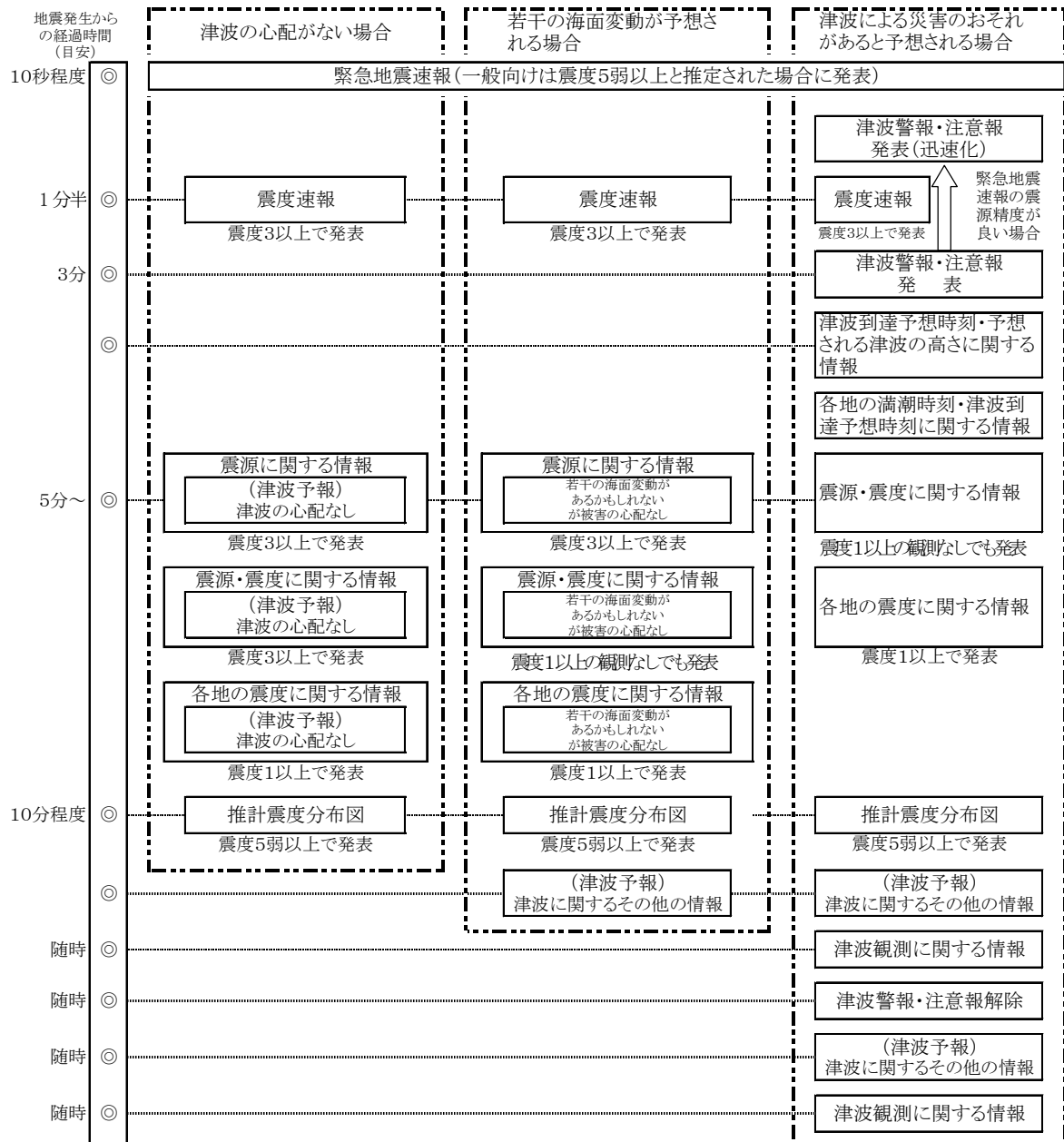
(ア) 秋田海上保安部は、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、たれ幕等により周知する。

(イ) 秋田海上保安部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

(ウ) 秋田海上保安部は、被害が予想される沿岸地域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(4) 地震情報、津波予報、津波情報発表の流れ

地震情報、津波予報、津波情報発表の流れは次のとおりである。



※気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」および「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

図3-5-5 地震情報、津波予報、津波情報発表の流れ

7 洪水予報および水防警報

(1) 洪水予報

秋田地方气象台と国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所（雄物川）又は秋田県建設部河川砂防課（太平川）が共同し、雄物川下流および太平川の洪水予報が発表される。

ア 雄物川および太平洋の洪水予報の基準点は次のとおりである。

表 3-5-6 洪水予報の基準点

河川名	実施区間	洪水予報 基準地点	担当官署名
雄物川 下流	左岸 雄和萱ヶ沢字芳ヶ沢地先 から 日本海 まで	椿川	国交省東北地方整備局 秋田河川国道事務所 秋田地方気象台
	右岸 雄和向野字桔梗台地先 から 日本海 まで		
太平洋	左岸 太平山谷字鳩ノ鳥地先 (地主橋) から 旭川への合流点 まで	牛島	秋田県建設部 河川砂防課 秋田地方気象台
	右岸 太平山谷字地主地先 (地主橋) から 旭川への合流点 まで		

イ 洪水予報の種類

洪水予報の発表基準は次のとおりである。

表 3-5-7 洪水予報の種類および発表基準

種類	標題	概要
洪水 注意報	氾濫 注意情報	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水警報	氾濫 警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	氾濫 危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対

種類	標題	概要
		応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

ウ 洪水予報伝達系等図

雄物川下流および太平川の洪水予報伝達系統図は次のとおりである。

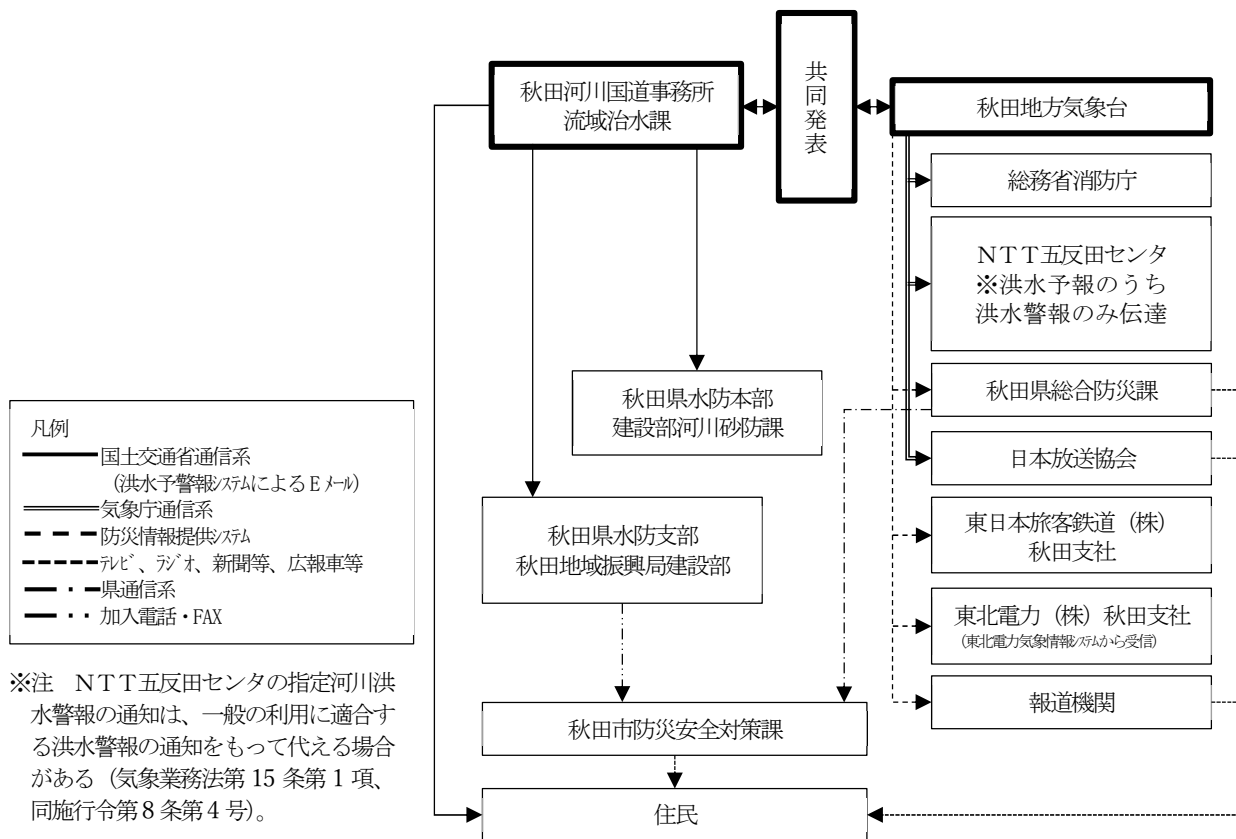


図 3-5-6 雄物川下流洪水予報伝達系統図

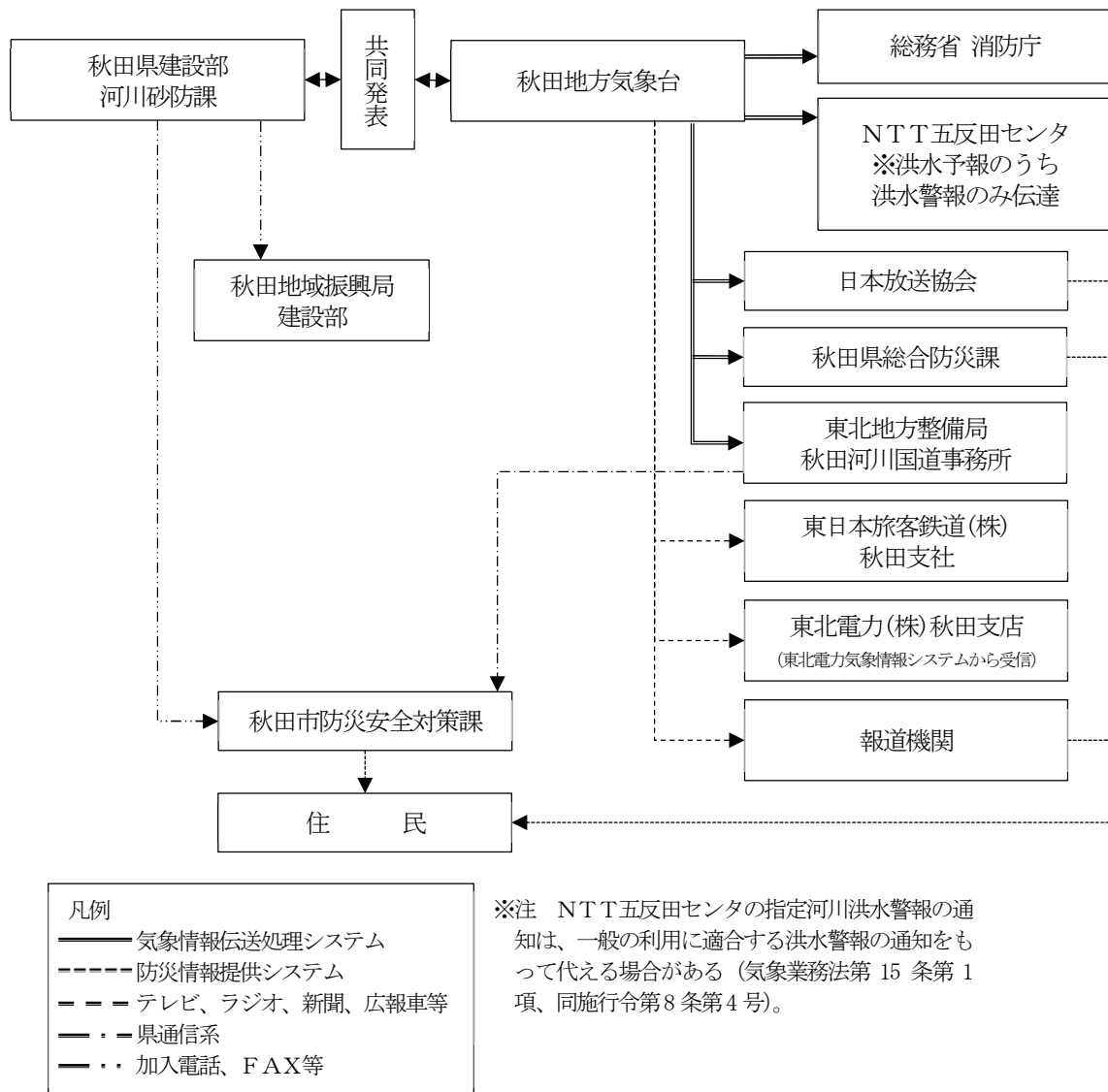


図 3-5-7 太平川洪水予報伝達系統図

(2) 水防警報

ア 水防活動用の注意報および警報

以下の表の左欄に掲げる水防活動用の注意報および警報は、右欄に掲げる注意報および警報をもって代える。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
〃 気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
〃 高潮注意報	高潮注意報
〃 高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
〃 洪水注意報	洪水注意報
〃 洪水警報	洪水警報

〃	津波注意報	津波注意報
〃	津波警報	津波警報
		津波特別警報

イ 水防警報河川

洪水又は高潮により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、次の発令者により水防警報が発せられる。

発 令 者	河 川 名
国土交通大臣	雄物川
秋田県知事	太平川、岩見川、旭川、草生津川、新城川、猿田川、新波川、馬踏川

◆資料編 13－1 秋田管内河川図

ウ 伝達系統

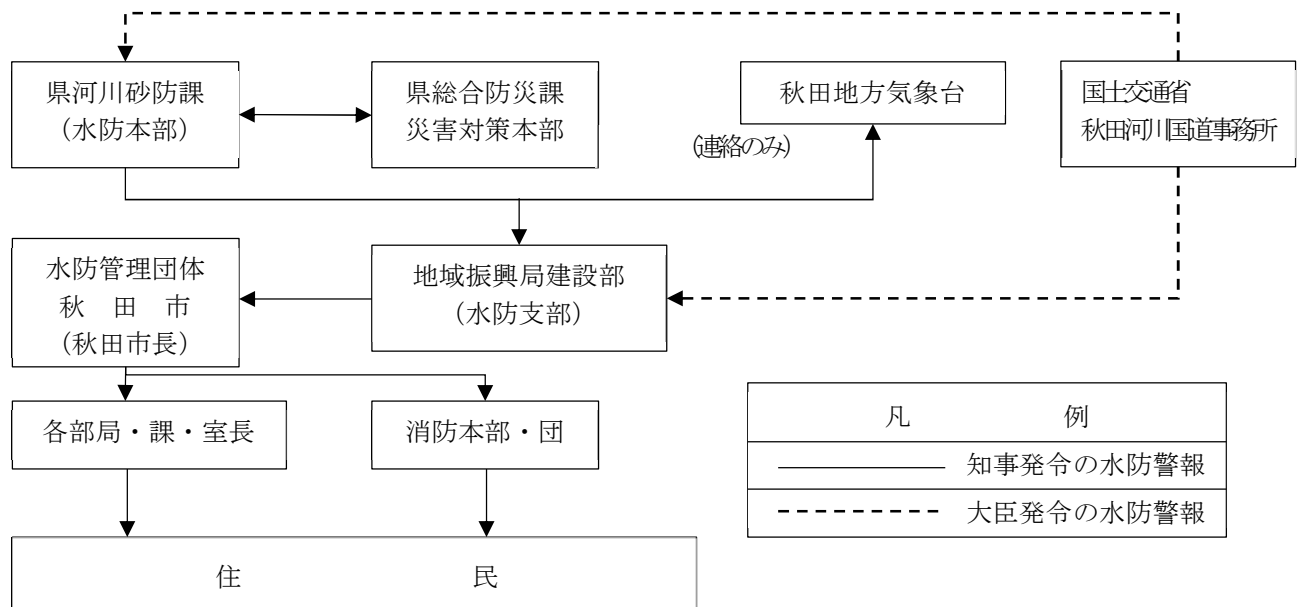


図 3－5－8 水防警報の伝達系統

(3) 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川において、洪水により相当な損害が予想される河川については、国、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定めている。

河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて地域住民に周知する。なお、伝達系統は、前記(2)ウによる。

◆資料編 13－3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

8 土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で、土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊の危険度が非常に高まった時に、秋田県と秋田地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表する。発表された情報は、秋田地方気象台から秋田県総合防災課（秋田県総合防災情報システム等）を通じて市町村に伝達されるとともに、報道機関を通じて地域住民へ周知される。

また、土砂災害警戒情報は市町村を最小発表単位として発表されるが、秋田市においては、「秋田市秋田」（旧秋田市）、「秋田市河辺雄和」（旧河辺町、旧雄和町）に分割して発表される。

9 防災気象情報の活用

市（防災安全対策課）は、災害が予想される場合、気象庁の公開する防災気象情報（警報等のほか土砂・浸水・洪水キキクル（危険度分布））や秋田県河川砂防情報システムの河川水位現況情報等を積極的に入手し、避難情報等の発令に活用する。

10 ホットラインの活用

市（防災安全対策課）は、重大な災害が予想される場合等において、気象台や河川国道事務所および県（秋田地域振興局建設部）等と電話やテレビ会議および災害時の情報交換に関する協定に基づくリエゾンの派遣等により、現状や今後の見通し等専門的意見を聴取して、避難情報等の発令に活用する。

第6節

被害状況の収集・伝達

計画の方針

各種災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握する。

被害状況に関する情報は、市職員の調査や、消防および警察等の防災関係機関からの連絡、住民からの通報を集約し、市災害対策本部において取りまとめる。

ただし、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡がとれない地区については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、災害対策本部から人員を派遣して積極的な情報収集を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	水位情報・気象情報の把握、地域の状況等の把握
風水害等による被害発生	市有施設（防災拠点、避難所等）の状況把握、 災害の発生状況、医療機関の被災状況・受入可否、 市有施設（道路・河川・砂防等）の状況把握、 人的被害の把握、県への災害即報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	道路等公共土木施設、ライフライン等の復旧状況の把握 農業土木施設等の被災状況の把握
〃 5日以内	家屋の被害概況の把握
〃 1週間以内	
〃 おおむね2週間以内	被害認定調査（1次調査）の実施

各段階における活動の内容【地震災害・津波災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	津波の状況把握、 市有施設（防災拠点、避難所等）の状況把握
1 時間以内	火災の発生状況、津波の状況把握、 市有施設（防災拠点、避難所等）の状況把握
3 時間以内	市有施設（道路・河川・砂防等）の状況把握、 人的被害の把握、医療機関の被災状況・受入可否、 県へ被害概況即報
6 時間以内	市有施設（道路・河川・砂防等）の状況把握、 人的被害の把握、県へ被災状況即報
12 時間以内	同上
24 時間以内	市有施設被災状況の把握、インフラ被害等の取りまとめ、 県へ被災状況報告
72 時間（3 日）以内	道路等公共土木施設、ライフライン等の復旧状況の把握 農業土木施設等の被災状況の把握
1 週間以内	家屋の被害概況の把握
おおむね 2 週間～1 ヶ月以内	被害認定調査（1 次調査）の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 情報連絡体制	防災対策班、広報班	防災関係機関
2 情報の収集・伝達	各班	防災関係機関
3 異常現象発見時の措置	防災対策班、消防部	秋田地方気象台、 秋田地域振興局
4 特殊災害発生時の措置	防災対策班	防災関係機関
5 被害状況の調査	防災対策班、各班	防災関係機関
6 被害報告	防災対策班	
7 安否不明者の情報収集と 氏名等の公表	防災対策班、市民生活班	
8 安否情報システムの活用	防災対策班、市民生活班	

1 情報連絡体制

地震や津波、その他各種災害が発生した場合には、市および防災関係機関（図3-6-1に記載の各機関、以下同じ）は所掌する事務又は業務に関して積極的に自ら職員を動員して災害情報収集に当たるものとする。

(1) 市の措置

市は、各種災害の発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集に当たる。

また、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図る。

(2) 関係機関の措置

ア 関係機関は必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラによる目視、撮影等による情報収集を行う。

イ 関係機関は被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告する。

ウ 関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行う。

なお、災害時の情報収集・伝達は、図3-6-1のとおり防災行政無線（移動系）、消防無線等のほか、あらゆる手段を用いて行う。

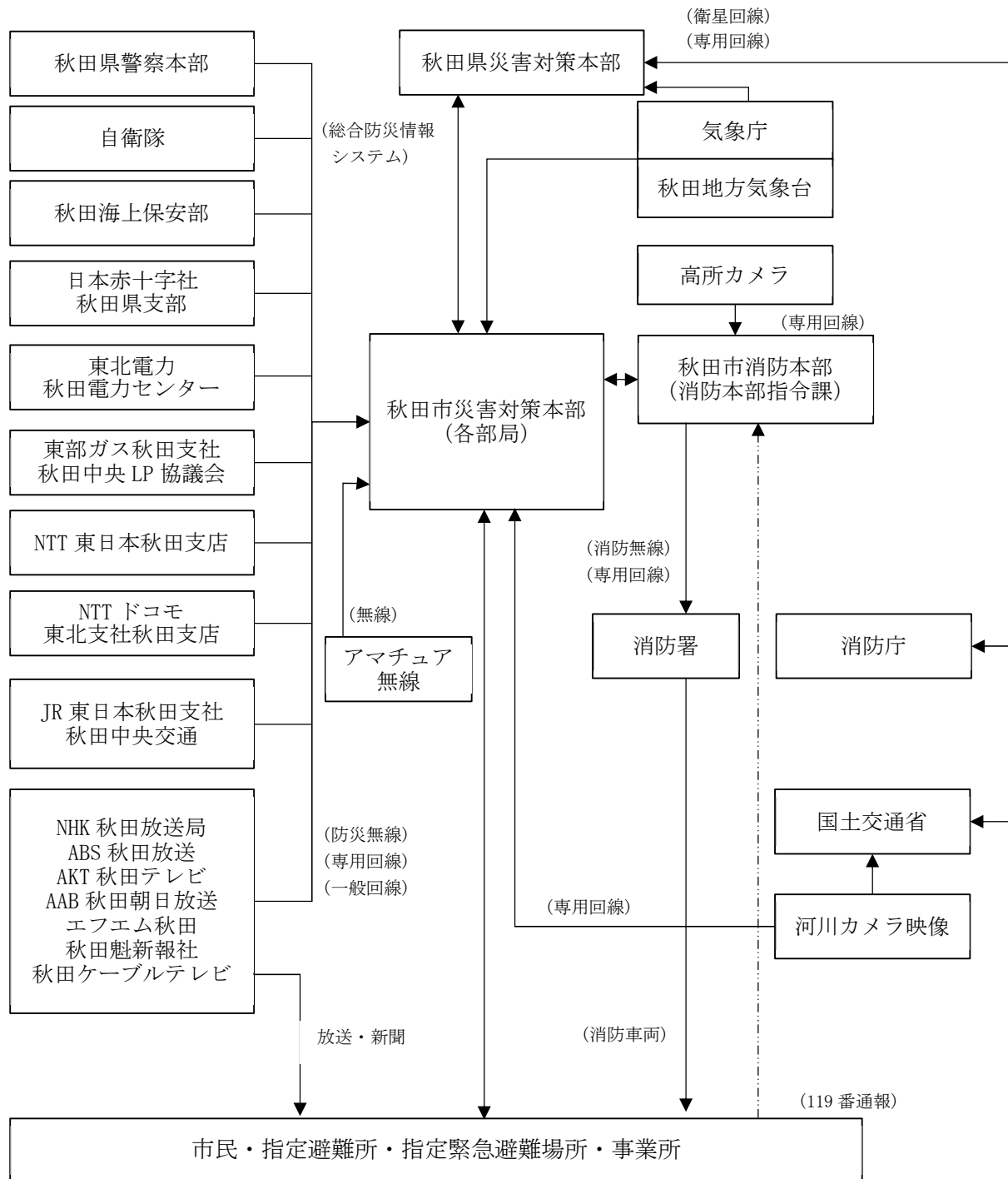


図 3-6-1 情報連絡・系統図

2 情報の収集・伝達

(1) 収集すべき情報の内容

被害情報の収集は、死者、行方不明者および負傷者、救出・救助の状況ならびにライフライン被害など、生命・財産など生活に直接関わるものを最優先する。このうち、特に人的被害（死者、行方不明者）については、県が一元的に集約・調整を行うことから、市は速やかに報告するものとする。

<優先順位>

- | | |
|---|-------|
| 1 | 人的被害 |
| 2 | 物的被害 |
| 3 | 機能的被害 |

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たるほか、自主防災組織などからも情報を収集する。市有建築物および施設の調査については、施設管理者と建築班（建築課）が協力して実施する。

市および防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は次のとおりである。

表 3-6-1 市および防災関係各機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	各施設の管理者	1 所管施設の来訪者、入所者、職員等の人的被害 2 所管施設の物的被害および機能的被害
	職務上の関連部課	1 商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	市消防本部 各消防署・分署 各出張所	1 死傷者の状況 2 住家の被害（物的被害） 3 火災発生状況および火災による物的被害 4 危険物取扱施設の物的被害 5 要救援救護情報および救急医療活動情報 6 避難道路および橋梁の被災状況 7 避難の必要の有無およびその状況 8 その他消防活動上必要ある事項
秋田中央警察署 秋田臨港警察署 秋田東警察署		1 災害発生の日時、場所 2 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 3 避難者の状況 4 交通規制および緊急交通路確保の要否 5 ライフラインの状況 6 治安状況および警察関係被害 7 その他災害警備活動上必要な事項
その他の防災機関		1 市の地域内の所管施設に関する被害状況

(3) 情報の収集・報告

情報の収集、報告系統は、次のとおりである。

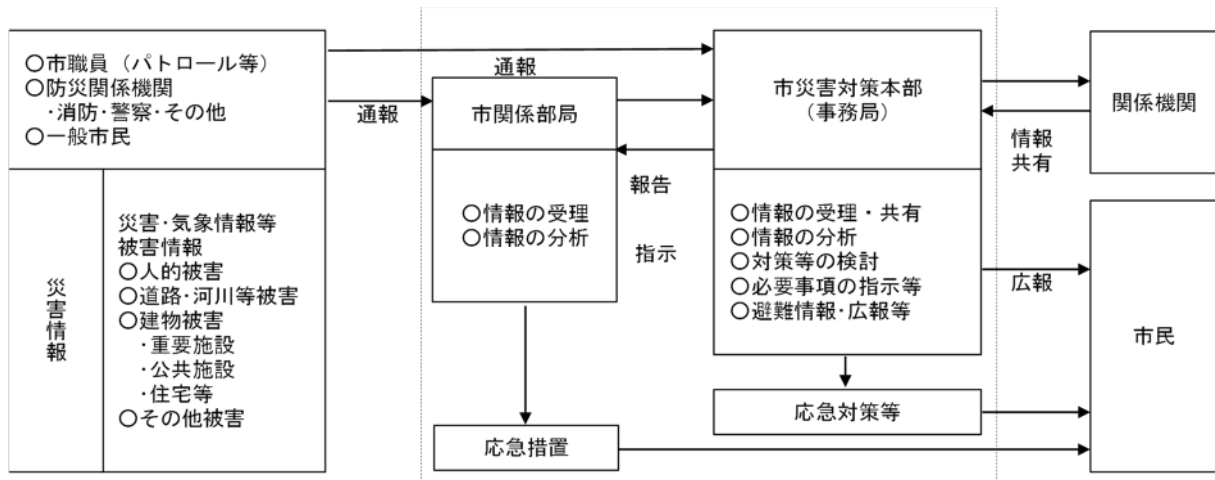


図 3-6-2 収集・報告系統図

情報の収集や報告には、一般電話のほか、モバイル伝送装置、スマートフォン、パソコン、デジタルカメラ等も活用する。

(4) 住民等からの SNS 情報

市は、住民等が発信する各種 SNS 情報に関し、通信システムの構築および情報の集約・分析・活用等のあり方について、継続的に研究・検討する。

(5) 住民への伝達

ア 防災ネットあきた、市ホームページ、SNS、広報あきた、広報車による。

イ ラジオ、テレビ等の放送による。

ウ 被害情報のうち、通行止め（道路冠水）情報は、住民の避難行動等に影響が大きいことから、現地での表示のほか、市ホームページ、SNS等を活用した周知に努める。

(6) 防災関係機関との連携

市（防災対策班）は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとる。

また、ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受ける。

さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求める。

(7) 速報性の重視

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心がける。

また、現場の状況等により具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、被災人員は平均世帯人員により計算し速報する。

(8) 被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流失、半壊および死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

(9) 行政機能の低下、喪失への対応

大規模な地震や津波による災害により、行政機能の低下又は喪失により被害状況の収集が困難となった場合、相互応援協定に基づき、県や他市町村に対し、応援要請を行う。

3 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに市又は警察署もしくは海上保安部に通報する。

また、市は通報を受けた場合、速やかに秋田地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。

表 3-6-2 通報が必要な異常現象

事 項	異常現象等
気 象	著しく異常な気象現象（竜巻、大粒な降ひょうなど）
水 象	異常潮位又は異常波浪
地象（地震）	群発地震

(2) 被害が発生するおそれがある場合

災害発生のおそれがある前兆現象を観測・察知したときは、その現象を市長に報告する。

4 特殊災害発生時の措置

大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生および車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報・連絡系統は次の図3-6-3による。

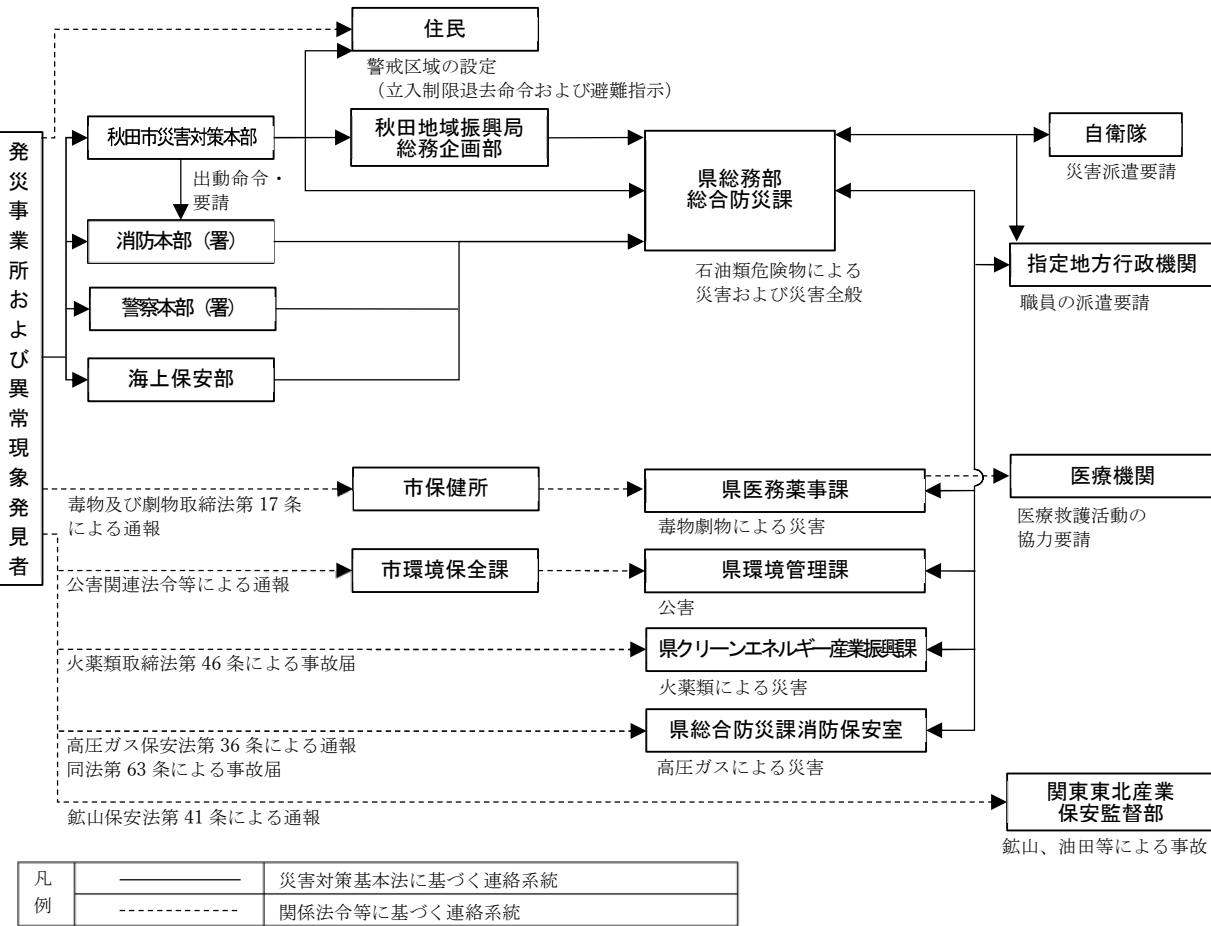


図 3-6-3 特殊災害発生時の通報、連絡系統

5 被害状況の調査

(1) 被害調査

被害調査に当たっては、被害調査担当員を定め、関係機関、団体、自主防災組織、町内会等の協力を得て実施するものとし、被害の種別ごとの調査実施担当は次のとおりとする。

表 3-6-3 被害調査の実施担当

被害の種別	調査実施担当
人的被害	関係機関の協力を得て消防本部が取りまとめる。
一般建物被害	都市整備部が災害沈静後 5 日間程度で、被害の概況調査を実施する。 引き続き、企画財政部が罹災証明書の発行に加え、各種支援事業に必要な被害認定調査（1 次調査および 2 次調査）を実施する。
福祉施設関係の被害	福祉保健部が施設の管理者等の協力を得て調査を実施する。
商工鉦業関係の被害	産業振興部が商工会議所等の協力を得て調査を実施する。
農林水産関係の被害	産業振興部が農協、農業団体、森林組合、漁協等の協力を得て調査を実施する。
土木被害	建設部が調査を実施する。

被害の種別	調査実施担当
教育施設関係の被害	教育委員会が学校長など施設の管理者の協力を得て調査を実施する。
その他の被害	各部の業務分担表に基づき、調査を実施する。

※被害調査は、被害の状況により全庁体制とするなど別にマニュアルで定める。

(2) 調査報告の取りまとめ

災害対策本部の各担当部は、調査結果を毎日時間を定め防災対策班へ報告する（定時報告）。
防災対策班は調査を取りまとめ、本部長に報告する。

(3) 被災写真・映像の撮影

各調査員および広報担当員は、被害状況の確認および記録保存のため、被害箇所の状況を撮影する。（被害写真・映像には、撮影日時を記録する。）

6 被害報告

(1) 報告の実施

市（防災対策班）は、災害（火災を除く）が発生し人的又は住家被害を生じたときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ被害状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出する。県総合防災課へ報告できない場合は、直接消防庁へ連絡する。

報告ルートは次のとおりとする。

なお、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）は、県総合防災課および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに県および消防庁に報告する。

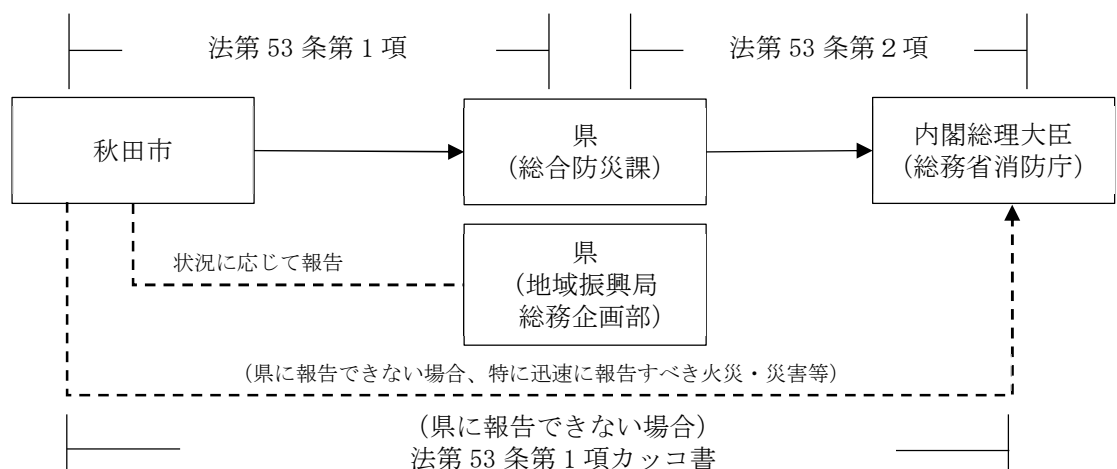


図 3-6-4 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート

表 3-6-4 消防庁連絡先

区分 回線別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	平日(左記以外)・土日祝日 ※消防防災・危機管理センター
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

(注) *は各団体の交換機の特番

問合せ先：消防庁国民保護・防災部 応急対策室応急対策係

(2) 報告の様式

ア 被害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の状況を報告する場合、又は災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合、1号様式を用いて報告する。

(例 第1報で死傷者の有無を報告する場合)

◆資料編 22-2 被害状況報告の様式

(ア) 災害の概況

- a 発生場所：具体的な地名（地域名）
- b 発生日時

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況および河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 雪害については、降雪の状況ならびになだれ等の概況
- c その他これらに類する災害の概況

(ウ) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。
その際に特に人的被害および住家の被害を重点とする。

(エ) 応急対策の状況

当該災害に対して、市および市消防本部が講じた措置について具体的に記入する。
特に、住民に対して避難指示を行った場合には、その日時、対象避難範囲、避難世帯および人数等について記入する。

イ 状況即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

◆資料編 22-2 被害状況報告の様式

ウ 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に3号様式(確定)により報告する。

◆資料編 22－2 被害状況報告の様式

(3) 被害の認定基準

被害の判定は、資料編に示す「被害の認定基準」を参照して行う。

◆資料編 22－1 被害の認定基準

7 安否不明者の情報収集と氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、市は、県が安否不明者の氏名等を公表して安否不明者の絞り込みを行う際、県の基本方針に基づき、安否情報の収集・精査等を行う。

8 安否情報システムの活用

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システム等を活用して、避難者等の情報を収集および整理することによって、照会者からの安否情報の照会に対して回答できるものとする。

なお、照会手続き等については別に定めるものとする。

第 7 節

通信の確保

計画の方針

各種災害発生時に迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

市が被災の中心地となった場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難となることも予想される。そのような場合にも、関係機関との協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	市防災行政無線（移動系）、消防無線、秋田県総合防災情報システムの疎通状況確認 被災地との通信インフラ確認、非常通信の取扱要請、無線局開局、アマチュア無線クラブ等に協力要請
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	市防災行政無線（移動系）、消防無線、秋田県総合防災情報システムの疎通状況の確認、被災地との通信インフラ確認
3 時間以内	被災地との通信インフラ確認、非常通信の取扱要請
6 時間以内	無線局開局、アマチュア無線クラブ等に協力要請

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 通信手段	防災対策班、消防部	
2 非常時における通信連絡	総務班、防災対策班、消防部	県
3 通信の輻輳対策等	防災対策班	
4 防災行政無線（移動系）施設の応急対策	防災対策班、消防部	

1 通信手段

市およびその他防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、以下の通信手段をもって迅速に行う。

(1) 秋田県総合防災情報システム

(2) 防災行政無線（移動系）、消防無線、災害監視システム、専用線等の自営通信網

(3) 固定電話・携帯電話を利用した重要通信（災害時優先通話）

優先電話については、番号、設置場所（携帯電話であれば使用者）、利用方法を平時から周知しておくとともに、緊急時には、優先電話の回線は発信用として使用し、一般電話はできるだけ着信用とする。

(4) 衛星通信、携帯電話、PHS

衛星通信や携帯電話、PHS等、災害時優先電話以外の公衆通信ネットワークを併用する。ただし、携帯電話は輻輳の可能性が高いことに留意する。

(5) インターネット

Eメール、掲示板を活用するほか、IP電話の活用も検討する。

2 非常時における通信連絡

(1) 県総合防災情報システムおよび市防災行政無線（移動系）の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県総合防災情報システムおよび市防災行政無線（移動系）を最大限活用して通信運用を迅速に行う。

専用の無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には早期復旧に努める。

NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を県に連絡し、代替通信手段の確保を図る。

保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

◆資料編 12－2 災害時発信用優先電話設置場所一覧表

(2) 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信事業用通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を受けておく。

- ア 電気通信事業法に基づき、電話取扱支店の承認を受けた非常および緊急電話
- イ 災害地の指定緊急避難場所等に設置された有線、又は可搬無線機による特設電話
- ウ 災害対策基本法に規定する主な指定機関に常設されている災害応急復旧用無線電話機

(3) 他の機関の通信設備の使用

市長は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、また、次の災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第 57 条、第 79 条)。

また、市長は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第 79 条)。

ア 使用又は利用できる通信設備

警察通信設備	消防通信設備	気象通信設備
鉄道通信設備	電力通信設備	自衛隊通信設備

イ 事前協議の必要

(ア) 市長は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と協議して定めた手続によりこれを行う。

(イ) 災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

ウ 警察通信設備の使用

市が警察電話（有線電話および無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行う。

エ 利用の申出

次の事項を管理者に申し出て行う。

- | |
|--------------------|
| 1 利用又は使用しようとする通信施設 |
| 2 利用又は使用しようとする理由 |
| 3 通信の内容 |
| 4 発信者および受信者 |
| 5 利用又は使用を希望する時間 |
| 6 その他の必要な事項 |

(4) 非常無線通信の実施

災害等により有線通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常無線通信（非常通信協議会の運用）により防災業務を遂行する。

(5) 放送要請

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、知事を通じて、あらかじめ協議して定めた手続に

より、災害に関する通知、要請、伝達、気象警報・注意報等の放送をNHK秋田放送局等に要請する。

(6) 使送による通信連絡の確保

各防災機関は、有線通信および無線通信が利用不能もしくは困難な場合、使送により通信を確保する。

(7) 自衛隊の通信支援

市および防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、要請手続を行う。

(8) アマチュア無線ボランティアの活用

ア 受入れ体制の確保

総務班は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。

イ 「受入れ窓口」の活動内容

- (ア) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- (イ) 県担当窓口との連絡調整
- (ウ) その他

ウ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- (ア) 非常通信
- (イ) その他の情報収集活動

3 通信の輻輳対策等

(1) 通信の輻輳対策

災害の発生時においては、有線および無線が輻輳することが常であることから、通信施設の管理者は必要に応じ適切な輻輳対策を行う。

ア 指定電話

市および防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。
災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限する。

イ 無線通信の監視

(ア) 回線の監視

災害対策本部では、防災行政無線（移動系）や衛星通信系など無線通信回線の使用状況を常に監視し、回線輻輳の状況を把握する。

(イ) 通信の輻輳対策

回線が輻輳し、情報および指令、命令の送受に支障を及ぼすと判断された場合は輻輳対策を行い、統制中の通話は災害用通話を最優先し、原則として一般行政通話は行わない。

(2) 通信施設の管理者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設の管理者および通信依頼者は相互の連携を密にするとともに、通信施設の管理者は被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努める。

(3) 行政用 F A X の優先活用

災害情報を迅速、的確に把握するため消防用 F A X、防災関係機関等に配備されている F A X を災害時は優先的に活用することとし、災害対策本部および市各部出先機関、防災関係機関間の指令の伝達および報告等を F A X による文書連絡によって行う。

4 防災行政無線（移動系）施設の応急対策

災害によって、万一通信施設が被災した場合は、被災状態を早期に把握、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市と防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。

(1) 応急復旧対策

市は、状況に応じ、それぞれ次の措置を行う。

ア 災害の発生が予想される場合

- (ア) 要員の確保
- (イ) 非常用電源の燃料確保
- (ウ) 機器動作状態の監視強化
- (エ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合

- (ア) 職員による仮復旧の実施
- (イ) 移動局による臨時無線回線の設定
- (ウ) 復旧工事に伴う要員の確保

第8節

災害時の広報・広聴活動

計画の方針

被災後の流言飛語等による社会的混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、被害状況や災害応急対策の実施状況ならびに被災者のニーズ等を十分把握し、効果的な広報活動を行う。このため、市と防災関係機関は相互に協力し、迅速かつ的確な情報の公表と広報活動を実施して、被災地の住民等の適切な判断と行動を援助する。

また、市は、防災関係機関とともに各報道機関との連携を密にし、特に被災住民へ必要な情報の提供を行う。

なお、広報に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮するほか、住民等からの問合せに対する体制の整備を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難情報の発令
風水害等による被害発生	災害発生直後の呼びかけ、初動対策に必要な情報の提供、 被害状況の発表、ライフライン・交通に関する情報の提供、 市民等の安否に関する情報の提供、 避難所に関する情報の提供、 水や食料、生活物資供給に関する情報の提供、 保育・教育および社会福祉施設等に関する情報の提供 (以後、随時)
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	災害廃棄物等の処理に関する情報の提供
〃 3日以内	各種相談窓口の設置、応急対策に必要な情報の提供
〃 1週間以内	復旧対策に必要な情報の提供
〃 1ヶ月以内	生活再建に関する情報の提供
〃 3ヶ月以内	復興に関する情報の提供

※災害や異常気象等が沈静してから3日以内はEメール配信(防災ネットあきた)、Lアラート(災害情報共有システム)、市ホームページ、SNSを使用し、それ以降については、市政テレビ、市政ラジオ、広報あきた(臨時号、通常号)、秋田市広報板、新聞広告を併せて使用する。

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	地震発生直後の呼びかけ、避難情報の発令、 その他初動対策に必要な情報の提供
3 時間以内	被害状況の発表、避難所に関する情報の提供 ライフライン・交通に関する情報の提供、 市民等の安否に関する情報の提供（以後、随時）
6 時間以内	
12 時間以内	水や食糧、生活物資供給に関する情報の提供
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	各種相談窓口の設置、応急対策に必要な情報の提供、 災害廃棄物等の処理に関する情報の提供
1 週間以内	復旧対策に必要な情報の提供
1 ヶ月以内	生活再建に関する情報の提供
3 ヶ月以内	復興に関する情報の提供

※発災から 3 日以内は E メール配信（防災ネットあきた）、Lアラート（災害情報共有システム）、市ホームページ、SNS を使用し、それ以降については、市政テレビ、市政ラジオ、広報あきた（臨時号、通常号）、秋田市広報板、新聞広告を併せて使用する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 情報発信体制	事務局各班、各班	
2 広報内容	事務局（情報・対策班）、事務局（報道班）、広報班、各班	
3 広報手段	事務局（報道班）、各班	県、各警察署、報道機関等
4 報道機関への緊急連絡	事務局（報道班）、広報班	報道機関
5 記録資料の収集・作成	事務局（報道班）、広報班、各班	
6 広聴活動	企画班、市民生活班、福祉班、子ども班	

1 情報発信体制

情報発信は、情報を 1 カ所に集約し、発信の指示系統を明確化することが重要である。このことを踏まえ、災害対策本部事務局報道班は、広報活動の実施に当たり、事務局各班（情報・対策班、道路・河川・上下水道班、避難所運営班）が収集・整理した情報をもとに、事務局長・

副事務局長から必要な指示を受けながら、情報の発信・更新の優先順位の整理等を行う。

なお、各種支援情報は、市ホームページで一元的に表示・発信することとしているが、その情報の更新は、迅速性確保のため、各課において実施する。

2 広報内容

広報に当たっては、災害の規模、状態、時間経過に応じて災害状況に応じた的確な行動を促すため、市民に必要な情報を提供する。

(1) 住民に対する広報内容

市（広報班）は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

ア 第一段階（地震発生直後、災害発生前後）

- (ア) 本震・余震、気象、災害等に関する情報
- (イ) 避難情報（避難指示等）の発令状況、対象地域、および情報の内容、避難経路
- (ウ) 出火防止の呼びかけ（通電火災・火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (エ) 人命救助および近隣の助け合いの呼びかけ
- (オ) 市内被害状況の概要（建物損壊、洪水、火災発生等）および緊急道路・交通規制情報
- (カ) 医療機関の被害状況等
- (キ) 市の災害活動体制および応急対策実施状況
- (ク) 流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (ケ) 避難所、救護所の開設状況
- (コ) 市民の安否情報
- (サ) その他必要な事項

イ 第二段階（発災から少し時間が経過した段階の広報）

- (ア) 市および防災関係機関等の応急対策の実施状況
- (イ) 被害状況
- (ウ) 生活関連情報
 - a 電気、ガス、上下水道の被害状況、復旧状況
 - b 通信施設の復旧状況
 - c 食糧、生活必需品の供給状況
 - d 燃料油に関すること
 - e スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関すること
- (エ) 道路交通状況、および鉄道・バス等の被害・運行状況
- (オ) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- (カ) 災害ごみ（災害で発生したごみ全般）、し尿処理、衛生に関する情報
- (キ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (ク) 遺体の安置場所、死亡手続等の情報
- (ケ) 臨時休校等の情報
- (コ) ボランティア組織からの連絡

- (サ) 市内各施設の復旧状況
 - (シ) 市の一般平常業務の再開状況
 - (ス) 建築物の安全性、仮設住宅に関する情報
 - (セ) その他必要な事項
- ウ 第三段階（災害が沈静し、復旧・復興期の広報）
- (ア) 被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等）
 - (イ) 生活再建に関する情報
 - (ウ) その他復旧・復興に関する情報

(2) 近隣市町村に対する広報内容

市（広報班）は、近隣市町村の住民に対して、本市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。

また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の出されている地域、およびこれらの内容
- イ 流言飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地域に対する不要不急の電話自粛の呼びかけ
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ

(3) 事前の措置

災害応急対策実施責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておく。

3 広報手段

広報については、情報の出所を明記の上、災害の規模や状況に応じて最も有効とみられる媒体により広報する。特に、停電や通信障害が発生した場合は、市民の情報取得方法が限られることから、紙媒体、広報車など、適切な方法により情報を提供する。

なお、不正確で混乱した情報が流れないように、報道機関に対しては、情報提供の窓口を一元化し、かつ迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨む。

(1) 緊急広報

- ア 報道機関への情報提供

災害対策本部は、被害状況や救護対策の情報を取りまとめ、定期的な情報提供と、緊急時の不定期な情報提供を行う。まとめた情報は、速やかに広報班に連絡する。

広報班は、情報を直ちに整理し、テレビ・ラジオ放送局、新聞社、通信社等の報道機関に伝える。

イ 広報車・航空機等

災害対策本部は、より緊急を要する情報提供については、広報車やヘリコプターなどを手配して周知に努める。

ウ 市ホームページ等

市（災害対策本部、広報班）は、市内に限らない広域的な支援の呼びかけ等については、報道機関のほか市ホームページ、SNS等も活用し、災害関連情報を配信する。

エ Eメール配信（防災ネットあきた）

防災ネットあきた（秋田市災害時情報提供システム）により、事前登録者のパソコンや携帯電話に対し、Eメールで情報を送信する。

オ 安否確認

NTTによる災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）、携帯電話各社による災害用伝言板サービス、報道機関などによる安否情報提供、国が整備した安否情報システムを活用する。

(2) 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。

広報は広報班において行うが、災害の状況等に応じ、消防、警察、その他の機関においても実施する。

ア 広報紙（臨時号含む）・新聞等による広報

(ア) 災害対策広報紙の発行

市（広報班）は、各班より市民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙を発行する。「広報あきた」においては臨時号の発行も考慮する。

(イ) 新聞等の活用

必要に応じて、秋田市広報板や新聞広告なども活用する。

また、各新聞社に掲載要請（投げ込み）を行う。

新聞 …… 魁、朝日、河北、毎日、読売、産経、日経

(ウ) チラシ・ビラの配布・掲示

広報班に限らず、各班が必要に応じてチラシ・ビラを作成し配布・掲示を行う。

(エ) 印刷所への協力要請

災害時に、市内の印刷所が稼働できなくなった場合、速やかに市外の代替の印刷所等に協力を要請する。

イ 広報車による広報

市は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行う。

ウ テレビ・ラジオ・デジタルサイネージによる広報

市（広報班）は、市民へ提供する情報を収集し、災害に関する情報をまとめた市政テレビ、市政ラジオを放送する。

また、必要に応じて各放送機関等に放送要請を行う。

(ア) テレビ …… NHK、ABS、AKT、AAB、CATV

(イ) ラジオ …… NHK、ABS、エフエム秋田、各コミュニティFM局

エ 掲示板等の活用

市（広報班）は、避難所のほか、防災拠点施設等に、各種の情報を提供する。

なお、避難所では避難者へ広報するため、掲示板を設置し情報を掲示する。

オ 市ホームページ・SNS等による情報提供・広報

市（広報班）は、広報あきたの内容等について市ホームページ、SNS等による情報提供を実施する。

カ 町内会・自主防災組織との協力

広報あきたの配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、町内会・自主防災組織への協力を要請する。連絡には電話、郵便に加え、Eメールや町内会ポータルサイトを活用する。

(3) 要配慮者への広報

ア 高齢者、障がい者等への広報

ボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者、障がい者等に対し広報あきたを各戸配布するよう努める。

また、視聴覚障がい者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等による情報の提供を行う。

イ 外国人に対する広報

語学ボランティアおよび外国人団体等の協力を得て、企画班において広報あきたの翻訳を行い、主要な外国語や「やさしい日本語」による広報に努める。

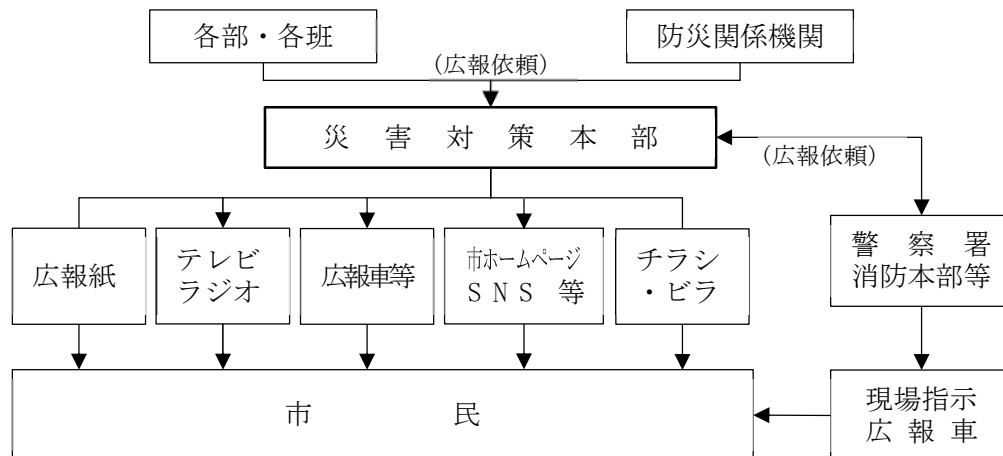


図 3-8-1 広報活動実施フロー

4 報道機関への緊急連絡

災害対策本部長、副本部長又は危機管理監のいずれかが、記者会見室にて定期的に概況を発表する。会議応接室（予定）を記者会見室とし、定期記者会見（午前8時、午前11時、午後2時、午後5時予定）を開くほか、緊急時には随時、記者会見又は資料提供等による情報提供を行う。

また、状況により資料配付や記者説明を行う。

(1) 広報事項

- | |
|-------------------------|
| 1 災害の種別 |
| 2 被害発生場所および発生日時 |
| 3 被害状況 |
| 4 応急対策の状況 |
| 5 市民に対する避難指示等の状況 |
| 6 市民および被災者に対する協力および注意事項 |

(2) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市（広報班）および防災関係機関は可能な範囲で提供する。

(3) 報道機関への発表

- ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急対策活動状況、災害関連情報および被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- イ 発表は、原則として災害対策本部長、副本部長又は危機管理監のいずれかが実施する。
なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ広報班長に発表事項および発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。
- ウ 指定公共機関および指定地方公共機関が本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として本市災害対策本部に連絡した後、実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。
- エ 災害対策本部広報班は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班および関係機関に送付する。
- オ 事故・災害により、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、市・消防本部は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に対して緊急連絡を行い、特に緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

5 記録資料の収集・作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料および記録の保存のため極めて重要であるので、広報班は各部と緊密な連絡を図り、記録資料の収集・作成を行う。

記録資料は、おおむね次に掲げるものを収集・作成する。

- (1) 広報班の撮影した災害写真、災害映像等
- (2) 報道機関等による災害現場の航空写真、映像等
- (3) 災害応急対策活動取材した写真、映像、その他

6 広聴活動

被災した市民の要望、苦情、相談に応ずるための臨時災害相談窓口を開設し、迅速かつ適切な相談業務を行う。

また、窓口開設に当たっては、相談事項の速やかな解決を図るため関係各部および関係機関の協力を得る。

(1) 相談窓口の開設

ア 災害相談窓口の開設

市民生活班は、大規模な災害が発生した場合もしくは本部長の指示があった場合は、市庁舎1階市民ホールに被災者又はその関係者からの問合せや相談などに応ずるための、災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。

相談の内容に応じ、各班および各機関と連携しながら罹災相談に当たるものとする。

イ 臨時市民相談所の開設

市民生活班は、災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示又は自らの判断に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、各班および各機関と連携しながら被災した市民の相談、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

ウ 専門総合相談窓口の設置

市民生活班は、本部長の指示又は自らの判断に基づき、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、市民のための専門総合相談窓口を設置する。この場合、必要に応じて法律相談、登記相談、税務相談、社会保険相談、人権困りごと相談等の災害相談業務の実施等について該当する所管部局は、関係部局・機関および専門家等の協力を求めつつ、相談を受ける。

(2) 防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道等その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

(3) 要望等の処理

企画班は、災害相談窓口などにおいて聴取した要望およびその他陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関および関係部へメール、FAX等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答・処理状況も併せて時系列的に記録をとる。

(4) 避難所等におけるニーズの把握

市（市民生活班）は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

特に妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者など特別な配慮を要する避難者のニーズを把握し、そのケアに努める。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、全庁の協力を得て避難所を巡回するチームを設けて、次のようなニーズの把握に当たる。

- 1 家族、縁故者等の安否
- 2 生活物資の補給
- 3 衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- 4 メンタルケア・医療的支援
- 5 介護支援
- 6 家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）
- 7 応急住宅への入居

(5) 要配慮者のニーズの把握

市（福祉班）は、高齢者、障がい者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、市民生活班等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努める。

ア 高齢者、障がい者

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等の次のようなニーズの把握について、市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムのスタッフによる巡回訪問を通じて行う。

- 1 介護支援（食事、入浴、洗濯等）
- 2 医療的支援・病院通院介助
- 3 話し相手
- 4 応急住宅への入居募集
- 5 縁故者への連絡

イ 外国人

企画班は、円滑なコミュニケーションが困難な外国人については、語学ボランティアの巡回訪問などにより、次のようなニーズの把握に努める。

- 1 生活情報（食事、入浴、洗濯等）
- 2 医療的支援・病院通院介助
- 3 話し相手
- 4 応急住宅への入居募集
- 5 国内の縁故者や母国への連絡

(6) 被災者情報の把握および提供

市は、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況、配慮事項等を一元的に集約する被害者情報の把握に努める。

なお、情報照会等に関する手続等については別に定める。

第9節

消防・救急救助活動

計画の方針

大規模な災害や、地震等による大規模な火災が発生したときは、消防部が関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救急救助活動を実施し、市民の安全確保と被害の軽減を図る。

また、津波により多数の要救急救助者が発生した場合は、全市的に救急隊、救助隊又は消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助およびこのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	警戒体制、住民の避難誘導
風水害等による被害発生	初期消火、地域の消防力による消火、 救急・救助活動の実施、消防等による救助、 重傷者の搬送、県内広域消防応援による消火、 緊急消防援助隊による消火・救助
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	救急・救助活動の実施、消防等による救助
1時間以内	初期消火、地域の消防力による消火 救急・救助活動の実施、消防等による救助
3時間以内	県内広域消防応援による消火 重傷者の搬送
6時間以内	緊急消防援助隊による救助・消火

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 活動体制（活動の原則）	消防部、消防団	
2 消火活動	消防部、消防団	市民、自主防災組織、企業等
3 救助活動	消防部、消防団	市民、自主防災組織、企業等
4 救急活動	消防部、消防団	市民、自主防災組織、企業等
5 救助資機材の調達	防災対策班、消防部	
6 応援要請	防災対策班、消防部	
7 警察のとり措置		各警察署
8 自主防災組織等による救助・救急活動		市民、自主防災組織、企業等
9 防災業務従事者の安全対策	防災対策班、消防部、消防団	
10 特殊災害発生時の措置	消防部	

1 活動体制（活動の原則）

同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合は、全市的に救急隊、救助隊又は消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

(1) 活動の体制

ア 発災初期の活動体制

発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として署所周辺の救助・救急を行い、以後大規模救助事案の確認、ならびに救急病院等の受入れ体制を把握し、広域的救助・救急体制に移行する。

イ 火災が少ない場合の活動体制

火災が少なく救助・救急事案が多い場合は、消防隊、消防団の投入も含めて、早期に救助・救急体制を確保する。

ウ 津波浸水域での活動体制

津波到達予想時刻を確認し、退避に要する時間を考慮し、活動可能時間を設定する。

(2) 関係機関の活動

ア 警察は、災害規模により速やかに救助・救急活動を実施する。

イ 自衛隊は、市の派遣要請依頼に基づく県の要請により、必要な救援活動を実施する。

ウ 海上保安部は、各種災害により発生した海難救助等必要な活動を実施する。

エ 市（消防部）と各関係機関は、活動に当たり、担当区域を定める等、重複又は取り落と

しのないよう十分な打合せに基づき活動する。

オ 市（保健部）は、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動を積極的に支援し、災害対策本部にその活動状況を報告し、情報の共有化を図る。

2 消火活動

(1) 消防部による活動体制

大規模な災害が発生したときは、「秋田市消防警防規程」および「秋田市消防警防規程運用要綱」に基づき、地震により大規模な災害や同時多発火災が発生したときは、「震災時消防活動対策要綱」および「震災時消防団活動要綱」に基づき、迅速かつ的確な組織の確立と関係機関との連携による消防・救急救助活動を実施する。

ア 組織

(ア) 活動体制

- a 火災等の災害が発生し、「秋田市消防警防規程運用要綱」に定める第三指揮体制が必要となったとき、又は集団救急もしくは特異な災害が発生したときは、消防部に指揮隊を設置する。
- b 地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに消防部に「警防指揮本部」を設置し、状況把握に努めるとともに消防部各班へ活動を指示する。

(イ) 動員体制

- a 消防職員は、次に該当する場合は、速やかに所定の場所に参集する。
 - (a) 招集の命を受けたとき。
 - (b) 火災警報が発令されたとき。
 - (c) 居住区域内およびその周辺に火災等が発生したとき。
- b 消防職員は、市域内に震度5弱以上の地震が発生した場合、又は地震による被害の発生が予想される場合は、別命を待つことなく直ちに所定の場所に参集する。

イ 初動措置

災害が発生し、被害が想定される場合、消防本部および各消防署は、直ちに次の初動措置をとる。

(ア) 消防部の初動措置

- a 情報収集に当たるとともに必要に応じて本部指揮隊を設置し、消防長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助および指揮命令の伝達に当たる。
- b 「警防指揮本部」は、情報収集に当たるとともに、状況の把握と消防活動方針策定、指揮命令の伝達に当たる。
- c 地震により津波注意報が発令された場合は、直ちに津波警報サイレンを吹鳴する。
- d 高所カメラ、小型無人航空機等で、市域の災害発生状況の確認に努める。

(イ) 消防署の初動措置

- a 署長は、努めて署指揮隊を編成し、署指揮隊は署長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助および指揮命令の伝達に当たる。
- b 情報の収集と災害現場での消防活動対応資機材の確認・搬送準備等を行う。

(ウ) 消防署の初動体制

- a 車両を車庫前に移動し、出動体制を整える。
- b 無線を開局し、無線通信を確保する。
- c 高所見張を実施し、火災の早期発見に努める。
- d 管内重要地区の出火防止巡回広報を実施する。
- e 消防車両が出動不能となった場合は、小型動力ポンプ等を活用した徒歩隊を編成する。

(2) 火災防ぎよの原則

地震後の火災発生が人的被害の多少を左右することから、火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、出火防止、火災の早期発見と鎮圧に全力を傾注する。火災防ぎよの部隊運用の基本は、1件の火災に対し消防隊1～2隊とし、以下、震災時活動や応急活動の基本に基づき、消火活動を行う。

ア 重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

イ 消火可能地域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動する。

ウ 市街地火災優先の原則

大工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分および市街地の延焼火災の活動を優先して活動する。

エ 避難場所・避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の活動を行う。

オ 火災現場活動の原則

- (ア) 出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止および救急・救命活動の成算等を総合的に判断し活動を行う。
- (イ) 火災の規模により消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻勢的消火活動を行う。
- (ウ) 火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

(3) 消防団の活動

地震等の大規模災害時には、同時多発火災、家屋の倒壊等被害が広範に及ぶことが予想されるため、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除に当たるものとし、活動の最大目標は出火防止、初期消火および人命救助等とする。

なお、地震時における消防団の活動について、詳細は「震災時消防活動対策要綱」および「震災時消防団活動要綱」に基づいて実施する。

ア 出火防止

火災等の災害発生が予想される場合は、付近の住民に対し出火防止および飛火警戒を呼

びかける。

出火した場合は、付近住民に協力を求めて通報、初期消火に当たる。

イ 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動について単独もしくは消防隊と協力して行う。

ウ 救急救助活動

人命救助事案が発生した場合は、付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動に当たり、負傷者等については応急手当、保護に当たるとともに安全な場所に搬送する。

エ 避難誘導活動

避難指示が発令された場合は、これを住民に明確に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら安全に避難させる。

オ 情報収集活動

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害状況、特異事象の収集と報告および消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 自主防災組織等による消火活動

ア 出火防止

住民および自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、出火の防止に努める。

イ 消火活動

火災を発見した場合、住民および自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行い、また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

(5) 情報通信

ア 情報収集

火災や震災に係る情報は、通信機器、連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

地震時（震度5弱以上）においては、有線電話の不通、無線障害などにより、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握する。

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員および自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないよう努める。

イ 通信運用

火災時や震災時における災害対策本部と署、分署の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したときおよび出動隊との通信は、無線通信による。

ウ 無線通信の優先順位

災害活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- | |
|---------------|
| 1 災害の覚知 |
| 2 車両の出動命令 |
| 3 応援の要請 |
| 4 救助又は救急状況の報告 |
| 5 災害状況の報告 |

(6) 応援要請

ア 広域消防相互応援協定に基づく要請

市は、災害の規模が大きく、火災の同時多発や延焼拡大等が著しいため、市の消防力だけでは対処できない場合には、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

イ 緊急消防援助隊の要請

県内の応援をもってしても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

(7) 火災および災害等の報告

消防組織法第 40 条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによる。

3 救助活動

- (1) 災害の特殊性、危険性および事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。津波災害の場合は安全避難場所および避難ルートを確認し、安全かつ迅速に開始する。
- (2) 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- (3) 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。津波災害の場合は救命胴衣を着用する。
- (4) 救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織および付近住民に協力を求めて救出を行う。同時に救助事案が併発している場合は、多くの人命を救護できる事案を優先に、効果的な活動を行う。ただし、活動人員に比較し、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。
- (5) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急事案が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助の時期を失うことのないよう活動を行う。
- (6) 津波によって被害を受けた地域の行方不明者の捜索および被災者の救出のため、必要に応じて関係機関と連携して被災地域の道路啓開を行い、道路交通を確保する。
- (7) 救出後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

4 救急活動

- (1) 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。
- (2) 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。
- (3) 傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意し、毅然とした態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

- (4) 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、秋田県災害・救急医療情報センターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- (5) 孤立した場所からの救出や重度傷病者等の搬送について、県消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

5 救助資機材の調達

市は、災害の事態から現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、知事に対して必要な資機材提供の要請を行う。

また、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

6 応援要請

(1) 県内機関および協定に基づく要請

市は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、市は、県に対して自衛隊の派遣要請をする。

また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の要請

県内の応援をもってしても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

7 警察のとり措置

警察は、市、消防、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じ込め者等の救出・救助に当たり、応急救護処置を施したのち救護班又は救急隊に引き継ぎを行う。

(1) 救出、救護班の派遣

各警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護および避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

ア 救出・救護活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯および病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救護活動に当たっては、保有する装備資機材等を活用し、迅速な措置を講ずる。

ウ 救出・救護に当たっては、各関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救急班等に引継ぐか、又は警察車両等を使用し、速やかに医療機関に引き継ぐ。

8 自主防災組織等による救助・救急活動

住民および自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力や情報提供に努める。

また、近隣住民の安否確認に努める。

9 防災業務従事者の安全対策

(1) 消防団員の安全確保

消防本部は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、特に、海岸部など津波発生が予想される場合は、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と、津波災害時の消防団員の活動を明確化するとともに、消防活動上必要な安全装備の整備に努める。

(2) 消防職員の安全確保

消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。

また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

【主な内容】

ア 警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂

イ ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有

ウ 消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立

10 特殊災害発生時の措置

地震により広域的に、しかも重大な被害をもたらすおそれのある石油コンビナート施設等災害および広域的な林野火災等の災害ならびに、流出油災害の応急対策は、次のとおりとする。

(1) 石油コンビナート施設等災害

地震により貯蔵施設の危険物および可燃性ガス等の漏えい、これに伴う火災の発生、又は発生のおそれがあるときは、現場指揮本部を設置するとともに秋田海上保安部、県等の関係機関と連絡調整を図り、以下の対策を講ずる。

ア 施設に火災が発生し、また他の地域にも火災等が多発している場合には、必要最小限度の消火隊により、市街地火災優先の原則に基づき活動し、以後、応援隊の到着を待ち、消火体制を整えた上で活動に当たる。

イ 施設に火災等が発生しているが、他の地域に火災等が発生していない場合は、速やかに消火体制を整え活動に当たる。

(2) 林野火災等の災害

地震により広域的な林野、大量の可燃物集積所等において火災が発生した場合は、現地指揮本部を設置するとともに、県、東北森林管理局等の関係機関と連絡調整を図り、以下の対策を講ずる。

ア 林野火災が発生し、また他の地域に火災等が多発している場合には、市街地火災優先の原則に基づき消防団を含めた必要最小限度の消火隊で活動し、以後、空中消火等を考慮した応援隊の到着を待ち、消火体制を整えた上で活動に当たる。

イ 林野等に火災が発生しているが、他の地域に火災が発生していない場合は、速やかに消火体制を整え活動に当たる。

ウ 空中消火等が必要な場合には、自衛隊等の災害派遣要請要求を含め、実施体制の確立を図る。

(3) 流出油災害

地震により流出油災害が発生した場合は、海上保安部と連携して以下の措置を行う。

ア 海上保安部は、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇および航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 海上保安部は、緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊および巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬および防除措置の実施について協力を要請する。

- エ 海上保安部は、防除措置を講ずべき者、非常本部等および関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発およびガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。
- カ 危険物の防除作業に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発およびガス中毒等二次災害の防止を図る。
- キ 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等、防除作業に従事する者の安全確保に努める。
- ク 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動および自衛隊への災害派遣要請を上申する。

第 10 節

水防活動

計画の方針

水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体等は、これを警戒・防ぎよし、災害による被害を軽減するため、「秋田市水防計画」に基づいて市内各河川、湖沼海岸等に対する水防上必要な措置対策を行い、住民の安全を保持する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	水防警報（国又は県）の発表、 浸水域・土砂災害警戒区域等の警戒 警戒区域の設定、避難情報の発令
水害等による被害発生	被害の拡大防止活動
災害や異常気象等が沈静化	災害救助法

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	（震度 4 以上の地震時の場合）防ぎよ体制の確立
3 時間以内	河川堤防等の被害・変状調査 必要に応じて、避難情報の発令

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 水防体制	消防部、消防団、各班	
2 危険区域の警戒	防災対策班、消防部、消防団、 道路班	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部
3 被害の拡大防止	防災対策班、道路班、消防部、 消防団	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部
4 水門、樋門、その他の措置	防災対策班	水防管理者
5 通信施設の優先利用	防災対策班、消防部	国土交通大臣、都道府県知事、 水防管理者、水防団長

1 水防体制

洪水等の水害から市民の安全を保持するため、「秋田市水防計画」に基づき、洪水および高潮等についての予報および警報の通知があったときからその危険が解消されるまでの間、市庁舎に水防本部を置き、水防関係部局に水防員を置いて水防事務を処理する。

(1) 水防組織

水防組織および水防本部の事務分掌等については、「秋田市災害対策本部組織図」および事務分掌を準用する。

なお、災害対策本部長を水防本部長に、災害対策本部を水防本部に読み替える。

(2) 水防活動の種類

種 類	内 容	発表基準
待 機 ※国交省 のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等および河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 出動準備

市長は、次の場合には、直ちに管下消防機関に対し、出動準備をさせる。

ア 水防警報が発せられたとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。

ウ その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき。

(4) 出動

市長は、次の場合は、直ちに管下消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒準備につかせなければならない。

ア 河川の水位が氾濫注意水位（水防法第 12 条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

イ 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

ウ 安全確保の原則

水防活動に当たっては、従事する者は自らの安全の確保を第一に図ること。

(5) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名
雄物川	椿川
太平川	牛島
岩見川	坂本
旭川	中島
草生津川	寺内

河川名	観測所名
新城川	笠岡
猿田川	仁井田
新波川	新波
馬踏川	金足堀内

◆資料編 13－3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

2 危険区域の警戒**(1) 浸水区域、土砂災害警戒区域等の警戒**

洪水等の災害から市民の安全を守るため、準備、出動に当たっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

河川施設	1 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 2 過去に洪水被害を生じた箇所 3 地形地質上の弱堤箇所 4 土地利用上からの弱堤箇所 5 二次災害防止の観点からの低標高箇所 6 主要河川構造物の設置箇所
土砂災害警戒区域等	1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 2 砂防関係施設

(2) 巡視

市長および消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険である

と認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。(水防法第9条)

(3) 非常警戒

市長は水防警戒が発令された場合、水防区域の監視および警戒を厳にし、現在工事中の箇所および既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂および欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締め具合不良
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

(4) 高齢者等避難および避難指示

堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるときは、地域住民、滞在者に対し、高齢者等避難又は避難指示を発令する。

なお、高齢者等避難および避難指示の発令については、本章第16節「市民等の避難」による。

◎本章第16節「市民等の避難」参照

◆資料編13-3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

3 被害の拡大防止

(1) 被害あるいは変状についての調査

地震によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。

市は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに、浸水区域等の有無の確認および警戒に当たり、雄物川等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 堤防の表面又は漏水・湧水の状況2 堤防の亀裂の有無3 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況4 周辺における住民および滞在者の数5 付近の降雨量6 その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項 |
|--|

◆資料編 13－2 重要水防区域一覧表（国土交通省、秋田県重要水防区域箇所）

(2) 応急対策

ア 調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について

関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じる。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施する。

イ 堤防の破壊等について

クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆う。

ウ 水門および排水機場等の破壊について

故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(3) 被害の拡大防止活動

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市は直ちにその状況を関係機関（各河川管理者、警察等）および被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体等に通報する。

市長、水防団長および消防長は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。

4 水門、樋門、その他の措置

(1) 水防管理者は堰、水門その他河川、又は海岸に設置されている工作物の管理者をして毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに必要に応じて検査を行う等適切な指導監督を行うものとする。

(2) 水防管理者は渡船、船艇等の管理者に対してあらかじめ、そのけい留固定等の措置について十分指導すること。

5 通信施設の優先利用

国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。（水防法第 27 条第 2 項）

第11節 なだれ発生時の応急活動

計画の方針

市および関係機関は、なだれ発生危険箇所のパトロールおよび事前回避措置の実施により、なだれによる災害の発生防止に努める。

また、なだれにより被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

各段階における活動の内容

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	危険箇所の警戒
なだれによる被害発生	重傷者の搬送、消防等による救護活動、被災概要調査、道路啓開、緊急措置、交通規制、応急復旧
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 危険箇所の警戒	消防部、消防団	
2 事前回避措置	防災対策班	
3 なだれ発生時の応急対策	防災対策班、道路班、消防部、消防団	

1 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の管理者は、積雪期間中、なだれ危険箇所の査察を適宜実施し、なだれの早期発見と事故防止に努める。

(2) パトロールの実施

市は、積雪深70cm以上となったとき、又は融雪等のため、なだれ、がけ崩れ、家屋浸水等の被害が予想される場合は、パトロールを実施する。

また、危険建物除排雪や避難対策の徹底に努めるとともに、なだれ、がけ崩れ、地すべり等危険地域に浸水のおそれがある地域の重点的監視と被害の防除に当たるものとする。

◆資料編 14－ 8 なだれ危険箇所等

〃 16－ 1 雪害対策要領

〃 16－ 2 雪害対策本部

(3) 協力要請

市は、必要に応じて県および県警察に協力を要請し、危険箇所の巡視・警戒および市民の避難を実施する。

(4) 住民の心構え

市民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、なだれ災害から自らの命を守るため、相互に協力するとともに、なだれの兆候等異状な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民および市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

2 事前回避措置

(1) 市民へのなだれ情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等进行分析し、なだれの発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し、避難指示を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに、十分な救援措置をとる。

(2) 道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、なだれの発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等のなだれ予防作業を行い、なだれ発生の事前回避に努める。

3 なだれ発生時の応急対策

(1) なだれ発生状況の把握および被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関、市民等からの通報によりなだれの発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県総合防災課へ状況を報告する。

イ 市は、市民等が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携して救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 市は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講ずる。

(2) 道路・鉄道等施設の被災時の対策

ア 道路・鉄道等の施設管理者は、なだれにより施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復

に努める。

また、遭難者がいる場合は、直ちに最寄りの消防署、警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 市は、なだれによる通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

なだれの発生による交通途絶で、集落の孤立が長時間に及ぶ場合は、県の消防防災ヘリコプター等により、医師、保健師等の派遣および医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

市は、なだれが河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等の被害の拡大防止を要請する。

第 12 節

医療救護活動

計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生することが予想される。その場合、傷病者が一部の医療機関に集中し、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、秋田市災害時医療救護マニュアルに基づき、初期医療体制や搬送体制の強化を図る。

また、市は、県保健医療福祉調整本部や市医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	職員の招集、医療機関の被災状況受入可否の確認
風水害等による被害発生	保健医療活動チーム等の出動要請、関係団体への要請、救護所の設置
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	後方医療機関への搬送

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	職員の招集、医療機関の被災状況受入可否の確認
3 時間以内	保健医療活動チーム等の出動要請、関係団体への要請、救護所の設置
6 時間以内	救護所の設置状況の把握
12 時間以内	後方医療機関への搬送

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 初動医療体制	医療調整班	県保健医療福祉調整本部、秋田市医師会、医療機関
2 傷病別搬送体制	総務班、福祉班、医療調整班、消防部	県保健医療福祉調整本部、医療機関、(県)総合防災課、県災害医療対策本部、警察署
3 収容医療機関	医療調整班、消防部	県保健医療福祉調整本部、秋田県医師会、医療機関
4 医薬品・資機材の確保	医療調整班	県保健医療福祉調整本部、医療機関、秋田県薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、県災害医療対策本部
5 関係機関との情報収集・共有	広報班、医療調整班	
6 助産	医療調整班	県保健医療福祉調整本部、秋田市医師会、医療機関

1 初動医療体制

(1) 災害時の医療活動

- 1 県保健医療福祉調整本部や市医師会等関係機関と情報連絡体制を確保する。
- 2 災害規模に応じ、県保健医療福祉調整本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等保健医療活動チームの派遣要請を行う。
- 3 県保健医療福祉調整本部等と連携し、災害拠点病院等への患者搬送体制を確立する。
- 4 県保健医療福祉調整本部等と連携し、救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等を行う。

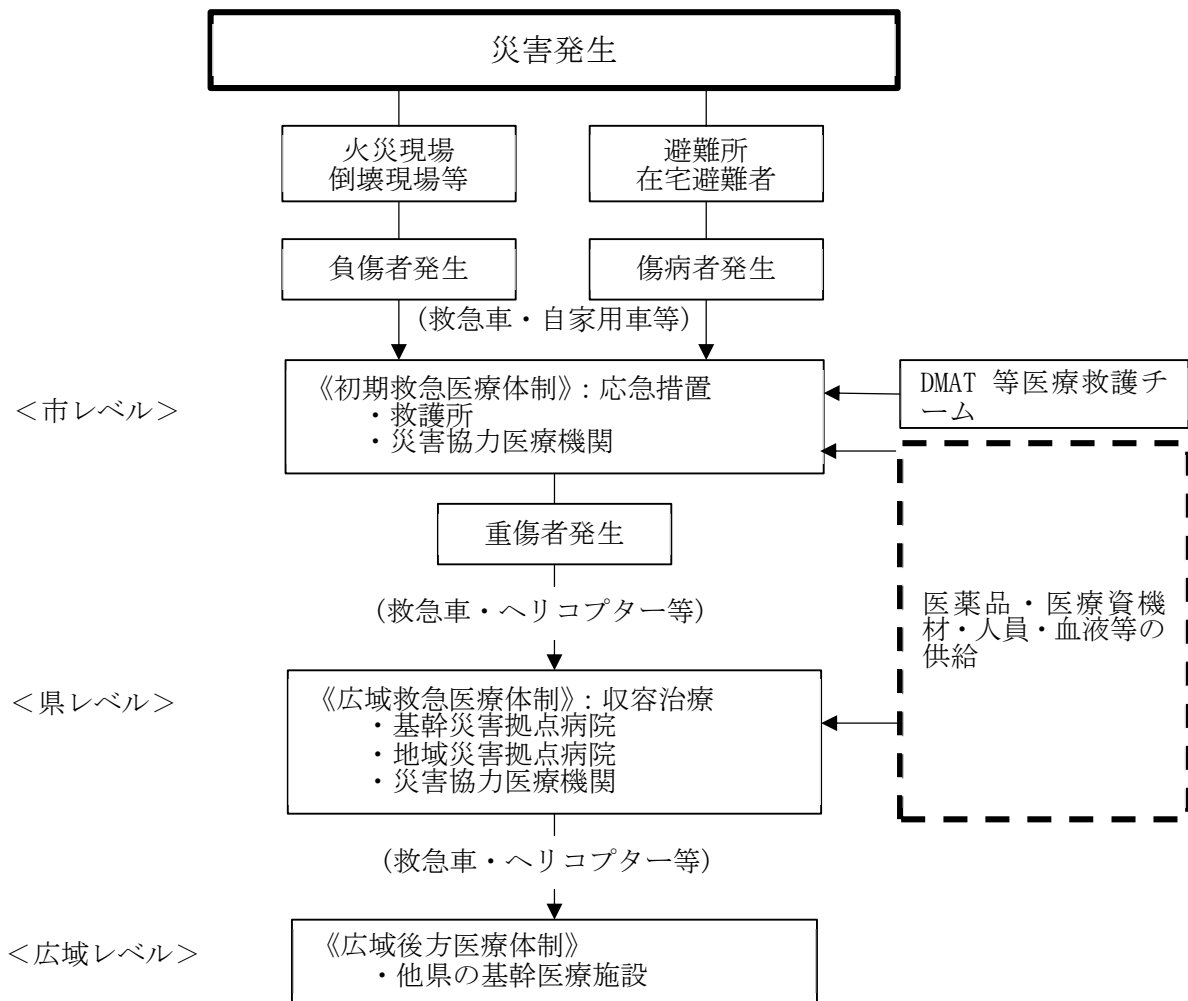


図 3-12-1 災害時救急医療全体システム

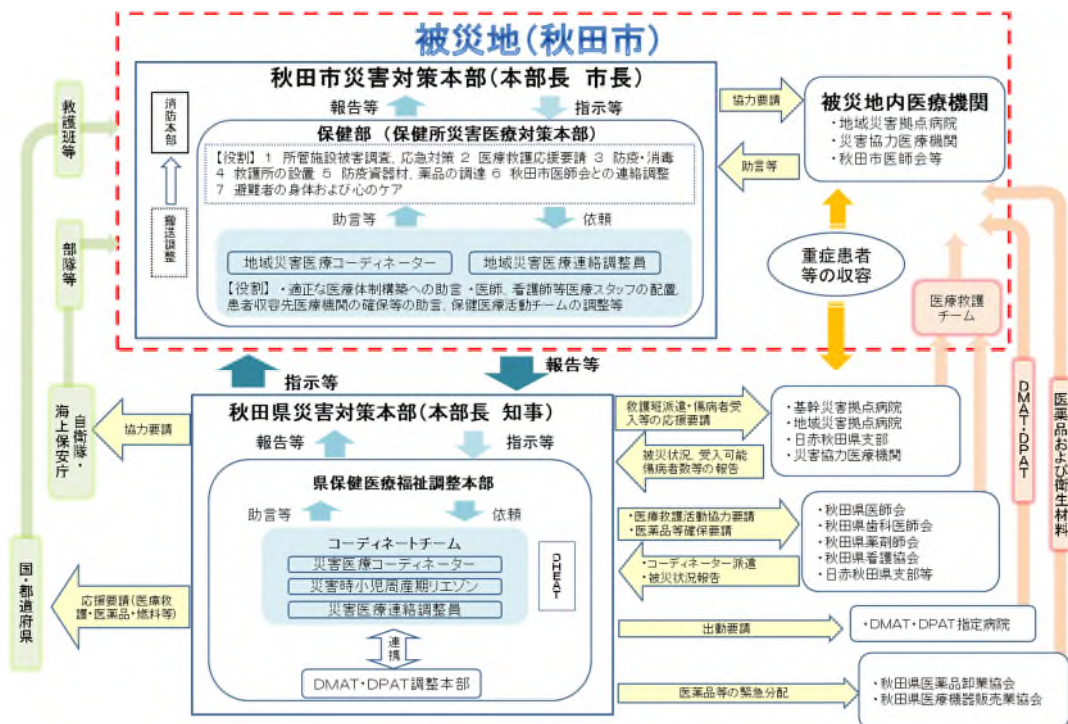


図 3-12-2 医療救護活動の体制

(2) 実施体制

ア 実施責任者

- (ア) 災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。
- (イ) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

イ 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療および施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前および分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

エ 実施期間

医療の期間は、災害発生の日から14日以内。

助産の期間は、分べんした日から7日以内。

なお、細部については、災害救助法施行細則の定めるところによる。

(3) 初動体制の確保

- ア 市（保健所災害医療対策本部）は、災害医療情報を迅速かつ正確に把握し、医療活動を円滑に実施するため、県保健医療福祉調整本部や市医師会等関係機関と連携して医療機関の被害状況や稼働状況等の情報を収集する体制を確保する。
- イ 市（保健所災害医療対策本部）は、県保健医療福祉調整本部等と連携し、DMAT等保健医療活動チームの派遣、災害拠点病院等への患者搬送体制および情報連絡体制を確保するほか、救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等を行う体制を整備する。
- ウ 市医師会は、市長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合および医療機関に収容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力する。
- エ 市医師会は、被災地内の医療機関が機能不全に陥り、緊急やむを得ない事情により、市長の協力要請を受ける前に医師等が避難所等で応急救護医療活動を行った場合、医師会は速やかに市長へ報告する。

(4) 保健医療活動チーム等による医療活動

ア 保健医療活動チーム等の出動要請

市（保健所災害医療対策本部）は、必要に応じ県保健医療福祉調整本部に対し、DMAT等保健医療活動チームの出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

イ 保健医療活動チームの業務

保健医療活動チームは、救護所等において医療活動を行うとともに、被災者の健康相談を行うために医師および保健師等で構成された巡回相談チームとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努める。

ウ 医療提供体制の確保・継続

市（保健所災害医療対策本部）は、医療活動の実施に際しては、保健医療活動チームの交代により医療情報が断絶することなく適切に引き継がれるよう努めるなど、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。

(5) 秋田市地域災害医療コーディネーター

ア 市災害対策本部保健部に、医療体制構築への助言や医療救護活動の支援・助言等を行う秋田市地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）を配置する。

イ 地域コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、市災害対策本部に秋田市地域災害医療連絡調整員（以下「地域連絡調整員」という。）を配置する。

ウ 地域コーディネーターおよび地域連絡調整員は、災害医療に精通し、かつ、地域医療の現状について熟知している者として、市医師会、市歯科医師会、秋田県薬剤師会および秋田県看護協会が推薦する者を市長が委嘱する。

エ 地域コーディネーターおよび地域連絡調整員は、平常時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。

オ 地域コーディネーターおよび地域連絡調整員は、医療救護チーム等の交代により医療情報が断絶することなく適切に引き継がれるよう、市とともに調整等を行う。

(6) 日本DMATによる医療活動

ア 保健医療活動チームの活動

(ア) 被災地での活動

被災地で活動するDMAT等は、原則として被災地内の災害拠点病院に設置される現地本部に参集し、その調整下で被災地での活動が行われ、域内搬送、病院支援および現場活動（トリアージ、緊急治療、がれきもとの医療）を実施する。

(イ) 広域医療搬送

被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、緊急治療を実施する。

また、自衛隊機などによる航空搬送時の診療や広域搬送医療拠点（ステージングケアユニット：SCU）の診療、運営を行う。

(ウ) 後方支援（ロジスティック）

DMAT等の現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品の支給、生活手段等を確保し、

また、現場に必要な連絡、調整、情報収集を行う。

(エ) ドクターヘリの活用

医師および看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプターであり、必要に応じて広域医療搬送、域内活動に関わるDMA T等の派遣・移動や患者の搬送、医療・資機材の輸送など後方支援活動等を実施する。

イ 活動支援

市（災害対策本部、消防部）は、DMA T等の活動が円滑に行われるよう支援をするとともに、緊密な連絡を取り、適切な配置と活動ができるよう関係機関等と協力する。

(7) 応急救護所

ア 応急救護所の開設

(ア) 応急救護所を開設する場合

- a 災害の発生により、医療機関が不足し、又は機能が停止した場合
- b 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合
- c 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

(イ) 医療救助を受ける者

医療救助を受ける者は、原因、発生日時、被災者等を問わず応急的治療の必要がある者とする。

(ウ) 応急救護所の開設場所

応急救護所は、傷病者の多発地域にある市民サービスセンターに開設することを優先し、災害の規模および状況によりその他市有施設での開設を検討する。

(エ) 応急救護所の周知

応急救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知する。

イ 現地総括者

保健所長は現地総括者を派遣し、災害現場において現場出動の各部門責任者と、現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整に当たる。

ウ 応急救護所における医療の範囲

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療および施術
- (エ) 看護
- (オ) 助産

(8) 応援要請

市の能力を超える場合は、県に応援を要請する。

2 傷病別搬送体制

救護所から医療機関への搬送は、原則として総務班および消防部が行う。市の組織で対処で

きない場合は、県および関係機関に応援を要請する。

市および関係機関は、搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

(1) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

ア 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用

(ア) 医療機関、保健所、消防本部、市医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の関係団体等と国・県が、広域災害救急医療情報システム（EMIS）でネットワーク化されており、市は、医療・救護に関わる各種情報を集約するEMISの機能を活用する。

(イ) 災害発生時には、秋田県保健医療福祉調整本部を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図る。

(2) 受入れ先病院の確保

ア 後方医療施設の確保

応急救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、「秋田県災害・救急医療情報システム」を利用して重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により市外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県に要請し、後方医療施設（精神科病院を含む）を確保する。

(3) 搬送体制の確保

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて「秋田県災害・救急医療情報システム」の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、空路ではヘリコプター、海路では巡視船等船舶等の出動を要請する。

警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

イ 搬送手段の確保

病院等から重傷者の搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、市又は県が輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議の上、次の受入れ体制を確保する。

(ア) 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配および安全対策

(イ) 患者の搬送先の離発着場および受入れ病院への搬送手配

ウ 県外の医療機関への搬送

県保健医療福祉調整本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を国等に要請する。この場合、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施するものとする。

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。

また、広域医療搬送患者は、広域医療搬送拠点を経由して行うことを原則とし、広域医療搬送拠点で再トリアージを実施の上、県外に搬送を行う。

(4) トリアージの実施

ア トリアージの実施

医療救護チームの医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージ（患者選別）を実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの「災害拠点病院」への搬送を指示するとともに、重症患者の症状等により、受入可能な「災害協力医療機関」への搬送を指示する。

イ 連絡体制の確保

医療救護チームは、重症患者の「災害協力医療機関」等への搬送指示に当たっては、「県保健医療福祉調整本部」および「災害協力医療機関」等との連絡体制を確保する。

(5) 人工透析の提供

市は、市内の人工透析患者の受療状況および透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体および病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

(6) 在宅医療機器使用患者等への対応

市は、県と連携して、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者への迅速な情報提供および適切な医療提供の確保を図る。

(7) 遺体検案の実施

ア 検案医師チームの派遣

災害発生時には、市は災害時の遺体検案のため、「検案医師チーム」の派遣を県に要請する。

イ 応援要請

多数の犠牲者が発生した場合には、市は、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣市町村に火葬の受入等を要請する。

3 収容医療機関

(1) 収容医療機関

負傷者は原則として次の施設に収容する。

- ア 救急告示医療機関
- イ その他の医療機関
- ウ 応急救護所

◆資料編 23－1 救急告示医療機関一覧表

〃 23－2 病院一覧表

(2) 医療機関の受入れ体制の確立

市（医療調整班）は、秋田市医師会と協力し、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入れ医療機関として確保するとともに、秋田市医師会に対し、医師・看護師等からなる医療救護チームの編成、収容スペースの確保等の受入れ体制の確立を要請する。

(3) 受入れ可能施設の把握

市（医療調整班）は、消防部と協力して、医療機関の受入れ状況を常に把握し、関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受入れられるよう指示する。

4 医薬品・資機材の確保

(1) 常用備蓄と流通備蓄

医療救護チームが使用する緊急医薬品等および搬送重傷病者へ必要な医薬品等については、平常時に病院業務のなかで可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する。備蓄品（常用備蓄）、および薬剤師会又は卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理・確保する形態での備蓄品（流通備蓄）の両者を、被災地に迅速的確に供給する。

ア 被災地外の「災害拠点病院」の「常用備蓄」に係る医薬品等については、流通備蓄主体の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。

イ 災害の初動時以降に必要となる「流通備蓄」に係る災害用医薬品については、流通備蓄主体の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。

ウ 災害時に緊急に必要な応急ベッド等の医療器材については、災害規模に応じて、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に供給する。

◆資料編 23－3 医薬衛生材料調達先一覧表

(2) 後方供給支援

- ア 県は、薬剤師会又は医薬品卸業者等の協力を得て、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等の集積場所（支援医薬品集積センター）での支援医薬品等の仕分け作業や災害拠点病院、他の支援医薬品集積センター、救護所等への輸送等に携わる要員および搬送車両を確保する。
- イ 市災害対策本部は、医薬品・資機材等の搬送を行うための緊急車両や空輸手段を確保する。
- ウ 市は、災害発生後に支援医薬品集積センター等から供給される支援医薬品等の受入れ場所を確保する。
- エ 市は、受け入れた医薬品等を救護所等に供給する際は、現地での仕分け作業を容易にするため、薬効別に仕分けるなど梱包の工夫を行う。

(3) お薬手帳の活用

秋田県薬剤師会は、必要に応じお薬手帳を救護所等へ供給する。市は、平常時から、避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

(4) 医療用ガスの確保

県（保健医療福祉調整本部）は、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。

市は、災害時に医療用ガスが不足した場合、必要に応じて県に対し、供給要請を行う。

5 関係機関との情報収集・共有

(1) 県への医療情報の報告

市は、市内の災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、県災害医療対策本部に速やかに報告を行う。

- ア 市域の被災状況
- イ 市内の医療機関の施設、設備、人員の被害状況
- ウ 市内の医療機関の稼働状況
- エ 医薬品および医療用資機材の需要状況
- オ その他必要事項

(2) E M I S の活用

被災医療機関への支援および患者搬送を迅速に進めるため、県のE M I Sを活用し、関係機関等で次の情報を共有する。

- ア 医療機関の状況（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- イ 現在の受入患者数（重症患者数、中等症患者数）
- ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- エ 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数）

(3) 災害医療情報の提供

市は、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供する。

6 助産

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助および分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が実施された場合の実施基準

ア 助産の対象

災害発生の日以前又は以降の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

イ 助産の範囲

助産は次に掲げる範囲で行う。

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 費用

支出できる費用は、医療救護チーム、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料および処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

エ 期間

助産を実施し得る期間は、分娩した日から7日以内とする。

第13節

交通規制および地域の防犯対策

計画の方針

災害が発生した場合には、一時的に社会生活がマヒ状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。このため、警察は、関係機関との緊密な連携のもと、早期に警備体制を確立し、被害状況の収集等に努め、市民の生命および身体の保護のため迅速・的確な交通規制および警備・保安活動を行い、市はこれに協力する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	緊急交通路の確保、交通規制、救助、被災地・避難所の警備
災害や異常気象等が沈静化	災害救助法
沈静化後1日以内	

※緊急交通路とは、災害が発生した場合に、災害応急対策に従事する車両以外の通行が禁止又は制限される道路である。

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	緊急交通路の確保、交通規制、救助
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	被災地・避難所の警備

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 道路の交通規制	道路班、交通班	各道路管理者、各警察署
2 地域の防犯対策	市民生活班	秋田海上保安部、各警察署

1 道路の交通規制

災害時における輸送の確保は、あらゆる災害応急活動の根幹をなすものである。関係機関は、輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要な人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

(1) 道路被害状況の把握

ア 道路管理者による調査

市および道路管理者は、緊急輸送道路および沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、災害発生後速やかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

イ 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市災害対策本部に通報する。

(2) 交通規制の種類等

災害時における規制の種類および根拠は、おおむね次による。

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく規制（同法第 46 条）

道路管理者は、道路施設の破損等により交通が危険と認められる場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく規制（同法第 4 条・第 5 条・第 6 条）

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、秋田県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 交通規制の実施

道路管理者は、人員等の緊急輸送を確保するため、もしくは道路施設の被害等により通行が危険な状態である場合、速やかに適切な交通規制を行う。

必要に応じて、降雨予測等から通行を規制する範囲を広域的に想定し、できるだけ早い交通規制の予告に努める。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、上記(2)に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により実施する。

なお、交通規制が実施されたときは、直ちに市民等に周知徹底を図る。

ア 緊急輸送路の交通規制

市は、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送

道路の啓開作業を行う。

また、緊急輸送路の確保、被災地ならびにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施する。

イ 区間指定による交通規制

道路管理者は、道路の破損、決壊等により交通施設の危険な状況が予想され又は発見されたとき、もしくは通報等により認知したときは、上記(2)アに基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 緊急車両の確認

緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申し出により知事又は県公安委員会が行うこととしている。

(5) 運転者のとるべき措置の周知

ア 走行中の車両運転者に対する措置

市は、応急対策の的確な実施のために、必要に応じて、以下の事項を、一般の車両運転者に呼びかけ、その周知を図る。

(ア) できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させる。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により、災害情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のための車両使用の禁止

原則として、避難のために車両を使用しない。ただし、家族の中に徒歩での避難が困難な者がいる場合や、山間地などで徒歩避難が困難な場合、津波から避難する場合で付近に避難できる高台やビルがない場合など、やむを得ず車両を使用する場合は、応急対策活動の妨げにならないよう留意する。

ウ 交通規制が行われた通行禁止区域における一般車両の通行禁止又は制限

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所とする。

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

(ウ) 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際警察官の指示に従わず、また、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(6) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、必要な報告を行うほか、適宜、災害対策基本法第76条の6に定める道路の区間を指定するなどし、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との応援協定等により、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去および雪害における除雪を含む。）について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

また、国（国土交通省）は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

加えて、国（国土交通省、防衛省等）は、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等のもと、道路啓開を実施する。

(7) 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保

市は、国（国土交通省）が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市や、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努める。

2 地域の防犯対策

大規模災害が発生した場合、初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救助救出等を実施する。初期的段階以降は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、地域の安全と人心の安定を図るための広報および情報活動を実施する。

(1) 行方不明者の調査および迷子等の保護

ア 行方不明者の相談

必要に応じ、警察署および交番・駐在所に、相談窓口を設置し、行方不明者の捜索および迷子等の保護に関する相談活動を行う。

イ 迷子等の措置

(ア) 迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

(イ) 保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者、およびそれが容易に判明しない者については、県児童相談所に通告、又は引き継ぐ。

ウ 行方不明者の措置

(ア) 行方不明者の捜索願を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

- (イ) 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

なお、行方不明者の措置については、本章第32節「行方不明者および遺体の搜索・収容・埋火葬」も参照のこと。

(2) 地域安全対策

市や警察は、被災地における安全な生活を確保するため、市民の協力を得て、災害の発生に便乗した悪質情報、窃盗犯等に対し、被災地に密着した犯罪の予防活動等を実施する。

ア 犯罪の予防等

(ア) 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況および被災地住民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

(イ) 地域安全活動

a 警戒警備の強化

被災地およびその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

b 困りごと相談所の開設

必要により困りごと相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

イ 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の市民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、市民の不安除去に努める。

(3) 海上の安全対策

海上保安部は、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇および航空機により次に掲げる措置をとる。

ア 災害発生地域の周辺海域において、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第 14 節

緊急輸送対策

計画の方針

災害発生時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。したがって、関係機関は輸送網の緊急復旧に努め、防災活動上必要な物資、資機材、人員および重傷者等を緊急輸送する。

市は、救援物資の調達・輸送のため、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設およびトラックターミナル、卸売市場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、市が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築するとともに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難者の輸送
風水害等による被害発生	緊急交通路の確保（中継基地、ヘリポート）、 医療物資・人員・重傷者等の搬送、 緊急輸送ネットワークの確保、 輸送車両の確保、防災ヘリの緊急運航、 食糧等の輸送
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	緊急交通路の確保（中継基地、ヘリポート）、 医療物資・人員・重傷者等の搬送、 輸送車両の確保、防災ヘリの緊急運航
6 時間以内	
12 時間以内	食糧の輸送
24 時間以内	緊急輸送ネットワークの確保

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 輸送の対象		
2 輸送手段の確保	総務班、防災対策班、財産管理活用班、消防部	
3 集積・配送拠点	財政班、市場班	
4 緊急輸送道路の確保	道路班	各道路管理者
5 鉄道交通の確保		鉄道管理者
6 海上航行規制および港湾施設の被害調査・確保	商工貿易班	(県)秋田港湾事務所、(国)秋田港湾事務所、海上保安部
7 空港施設の確保		空港管理者
8 臨時ヘリポートの開設	防災対策班	
9 物流業者等との連携	総務班、防災対策班	物流事業者

1 輸送の対象

輸送に当たっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とする。
輸送の対象は次のとおりとする。

(1) 第1段階－避難期

- ア 救助・救急活動および医療活動の従事者ならびに医薬品等人命救助に要する人員および物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員および物資
- ウ 政府災害対策要員、地方自治体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- エ 重傷者等の後方医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員および物資

(2) 第2段階－輸送機能確保期

- ア 上記(1)の続行
- イ 食糧・飲料水等の生命の維持に必要な物資
- ウ 支援物資の輸送および被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員および物資

(3) 第3段階－応急復旧期

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員および物資

ウ 生活必需品

2 輸送手段の確保

災害時の緊急輸送は、現場における緊急度、物資の種類および数量等に基づき、効率的に行わなければならない。このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、その他手段の活用が有効と考えられる場合には、鉄道、船舶、ヘリコプター等を輸送の手段として確保する。

(1) 緊急輸送ネットワークの整備

市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図る。

また、災害時の物流拠点として、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を指定する。

(2) 輸送の手段

ア 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

イ 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

ウ 船舶による輸送

陸上輸送路が使用できないとき、又は船舶による輸送が適切であると判断される場合に行う。

エ ヘリコプター等航空機による輸送

緊急を要する人員、物資等を輸送する場合に行う。

(3) 輸送力の確保

災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、又は直接調達できる自動車等により、輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする自動車等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に調達を要請し、輸送力を確保する。

また、市長は関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められるときは従事命令を発令する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 48 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

ア 自動車の確保

(ア) 市保有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、財産管理活用班は輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、災害対策本部長に報告する。

(イ) 民間車両の確保

市の保有車両で不足が生じた場合は、民間事業者にも車両の調達を要請する。

a 調達の仕方

車両が不足する場合、財産管理活用班は、車両等の調達必要数および調達先を明確にし、要請する。

b 車両の待機

市内の各輸送業者は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

c 借上げ料金

借上げに要する費用については、市が当該輸送事業者と協議して定める。

d 県への要請

市内での調達が不可能な場合に、必要がある場合は県に対し調達の要請を行う。

(ウ) 配車

市（総務班）は、各部局で所有する車両および応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

a 総務班は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部局に対し要請する。

b 輸送計画を樹立し、活動の停滞のないように努める。

c 輸送に従事する車両は、災害輸送の標示をし、すべて指定された場所に待機する。

d 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務班に報告する。

e 配車指令に当たる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

f 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部局および事業所の要員をもって充てる。

g 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(エ) 燃料の確保

車両等の燃料の確保については、市指定の供給業者に対してあらかじめ定められた方法により燃料の供給を要請するが、確保が困難な場合は、県知事や秋田県石油商業組合等の関係機関に対して協力を要請する。

イ 鉄道輸送の確保

市（防災対策班）は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道株式会社等に協力を要請する。

ウ 船舶輸送の確保

市（防災対策班）は、船舶が必要な場合には、海運事業者等に協力を要請する。

海上保安部は、人員又は物資の緊急輸送について要請があったときは、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 傷病者、医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる。

(イ) 飲料水、食糧等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度および他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる。

エ ヘリコプター等航空機輸送の確保

市は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県消防防災ヘリコプター応援協定」等に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。応援要請は、県総合防災課消防保安室あてに、電話等により必要事項を明らかにして行う。

さらにヘリコプター等航空機が必要となる場合は、自衛隊の派遣について、県に依頼する。

(4) 緊急通行車両

災害時における応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の道路輸送については、緊急通行車両により行う。

ア 通行禁止および制限

緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、迂回路が必要なときは明示し、一般交通に支障のないようにする。

◆資料編 24-1 通行の禁止又は制限についての標示

イ 緊急通行車両の申請

(ア) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両とする。

(イ) 緊急通行車両の確認

市の所有する車両および災害応急対策に使用するため関係団体から調達した車両は、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両の確認を求め、災害対策基本法施行規則第 6 条に定める標章および確認証明書の交付を受け運行する。

◆資料編 24-2 緊急輸送車両に関する様式

3 集積・配送拠点

(1) 救援物資等の各指定避難所への配送

ア 救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、財政班、市場班の職員からなる専門班を集積拠点に設ける。

<業務内容>

- | |
|------------------|
| 1 救援物資の受付 |
| 2 救援物資の集積状況の把握 |
| 3 救援物資の配送指示 |
| 4 集積、配送状況等の情報の提供 |
| 5 救援物資配送計画の作成 |
| 6 食料、生活必需品等の調達 |

7 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

イ 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、財政班、市場班で構成する職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各部局への動員要請やボランティアの協力による。

配送システムについては以下に示す。

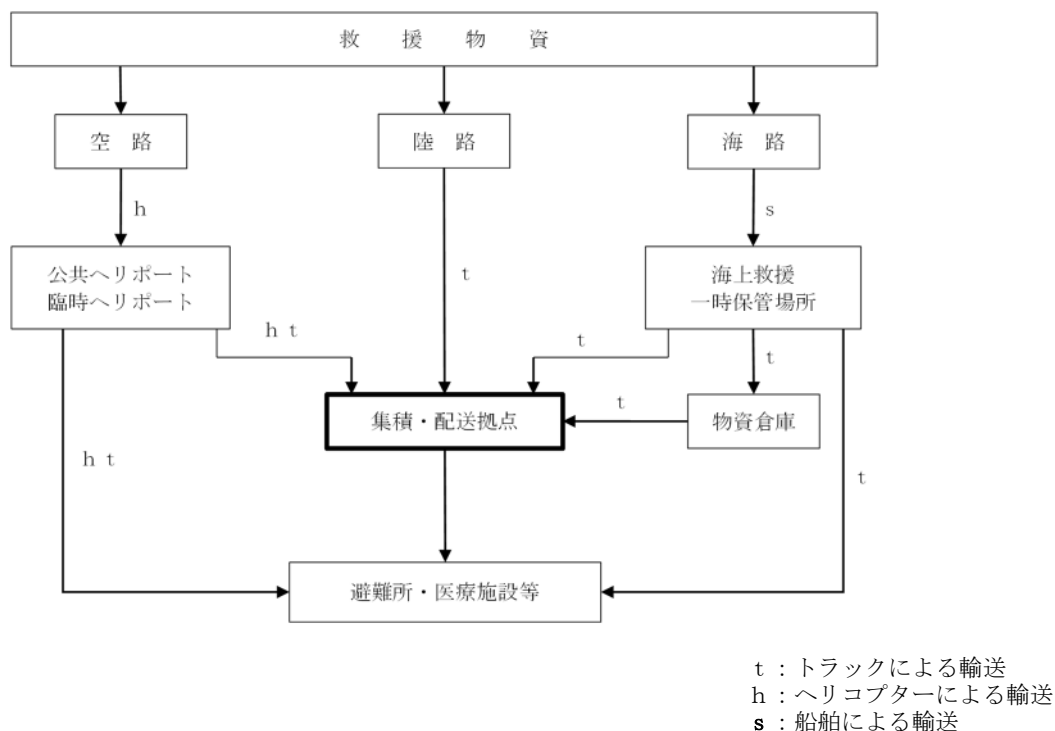


図 3-14-1 救援物資等の各指定避難所への配送システム

4 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路、橋梁等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保し、特に応急工事に当たっては、緊急輸送道路を優先する。なお、災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関しては、(一社)秋田市建設業協会との協定に基づき、工作隊を編成し対応する。

また、関係機関と連携して、交通網啓開を円滑に実施する。

(1) 緊急輸送道路の確保

ア 道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、秋田県が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害対策用緊急道路として次の順位により確保する。

第1次緊急輸送路線ネットワーク	県庁所在地、地方都市および重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送路線ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第3次緊急輸送路線ネットワーク	その他の道路

イ 地域によっては、指定の路線を確保することが困難な場合もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

ウ 国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。

エ 道路の復旧に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市（道路班）は、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに秋田地域振興局建設部に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。なお、啓開作業の実施に際しては、適宜、災害対策基本法第76条の6に定める道路の区間を指定するほか、他機関の所管する道路における啓開作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図る。

さらに、災害時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員および資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておく。

ア 実施機関

(ア) 国が管理する道路、橋梁は、東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所が実施する。

(イ) 高速道路については、東日本高速道路(株)東北支社秋田管理事務所が実施する。

(ウ) 県が管理する道路、橋梁は、秋田地域振興局建設部が実施する。

(エ) 市が管理する道路、橋梁は、市建設部（道路班）が実施する。

イ 応急対策方法

(ア) 応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

(イ) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

(ウ) 一路線が途絶する場合は、道路管理者は適当な迂回路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行う。

(エ) 道路施設の被害が広範囲にわたっている場合で代替の道路が得られない場合は、同地域の道路交通が最も効果的で比較的早急に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊等の協力を得て集中的応急対策を実施し、必要最小限の交通の確保を図る。

(3) 応急復旧用資機材等の確保

道路班は、道路啓開に必要な資機材を確保するために、事前に建設業協会等の協力を得て、その状況を把握しておく。

(4) 応急復旧作業

ア 市（道路班）

建設部長は、本部長の指示又は本部長の要請があった場合もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり、緊急輸送道路の確保のための作業を実施する。

(ア) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告する。

(イ) 本部長から指示又は要請された応急復旧工事必要区間の2車線通行確保を図る。なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、所轄警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに所轄警察署長に通知する。

(ウ) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合および交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。

イ 東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

なお、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できることをめどとする。

ウ 秋田地域振興局建設部

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

エ 東日本高速道路(株)東北支社秋田管理事務所

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を速やかに走行可能な状態に復旧させる。

本部長は、救助活動等のための道路については、特に重点的に要請する。

オ 警察署

各警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている流出土砂、倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者および関係機関に連絡し、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

表 3-14-1 関係機関の連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	道路管理第二課	秋田市山王一丁目 10-29	864-2292	864-2556
東北運輸局秋田運輸支局		秋田市泉登木 74-3	863-5811	862-9907
東日本高速道路(株) 東北支社	秋田管理事務所	秋田市上北手古野 字大繋沢 30-2	826-1700	826-1703
秋田地域振興局建設部	保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826
秋田中央警察署	交通課	秋田市千秋明德町 1-9	835-1111	835-1111 (内 412)
秋田臨港警察署	交通課	秋田市土崎港 西三丁目 1-8	845-0141	845-0141 (内 419)
秋田東警察署	交通課	秋田市上北手百崎 字内山 60-2	825-5110	825-5110

5 鉄道交通の確保

鉄道管理者は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮線路の敷設、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転などにより交通を確保するよう努める。

6 海上航行規制および港湾施設の被害調査・確保

地震や風水害等の災害時に、港湾および漁港等における船舶の被害を防止するため、秋田海上保安部は、市や関係各機関等と連携を密にし、的確な警報等の伝達に努めるとともに、海上交通および港内の安全の確保を図る。

(1) 海上航行規制等

ア 港長(秋田海上保安部長)による措置

災害時により港湾施設の損壊又は航路の閉鎖等船舶交通に危険が予想される場合、又は生じた場合は、速やかに航行制限や航泊禁止の必要な措置をとる。

イ 海上保安部による措置

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると

きは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

- (ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構すべきことを命じ、又は勧告する。
- (エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況および航路標識、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (オ) 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (カ) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(2) 港湾周辺施設の被害調査

市（商工貿易班）は、荷役施設や集積ヤード等の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告するとともに、秋田県秋田港湾事務所等関係機関に対して、応急復旧措置を実施するよう要請する。

(3) 船舶に関する措置

ア 通信の確保、警報の連絡等

市および関係機関は、気象情報等の警報等を受けた場合は、在港船舶に対し、次の措置を講じる。

- (ア) 災害時の通信を確保するため通信施設の保全に努めるとともに、相互に緊密な連絡をとって通信の万全を期する。
また、非常通信の疎通に関し相互に協力する。
- (イ) 気象、高潮および波浪に関する警報の通報を受けた場合は、直ちに電話、ファックス、無線放送、広報車、巡視船等によりそれぞれの関係機関、船舶等に対して周知し、応急体制の指導を行う。

イ 緊急輸送接岸スペースの確保等

港湾管理者は、緊急輸送接岸スペース確保等の必要がある場合、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 緊急輸送を行う船舶の接岸スペース確保のため、停泊中の船舶を沖出しするなどの船舶交通の整理、指導を行うとともに、危険又は危険が生じるおそれのある場合には、港湾施設の使用に関し規制する。
- (イ) 海難船又は漂流物等で、船舶交通に危険又は危険が生じるおそれのある場合には、必要な応急措置を講じるとともに所有者等に対し、これらの除去その他危険防止措置の勧告又は命令を行う。
- (ウ) 船舶交通の混乱を避けるため、港湾・岸壁の状況等、運行に必要と思われる情報について無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(4) その他

救援物資受入れ施設の確保等については、産業振興部長が港湾荷役企業等の関係業者に協力を要請する。

7 空港施設の確保

空港管理者は、空港施設が被災した場合は、直ちに応急復旧工事を行い、航空機の運航を確保する。抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、各施設に応じた復旧計画を立案する。

8 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長の指示による。

総務部長は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模災害の発生を感知した場合は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ関知しておく。

(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの設定基準に基づき、臨時ヘリポートを開設する。

また、臨時ヘリポート設定場所は資料編のとおりである。

◆資料編 24－4 臨時ヘリポート設定基準

〃 24－5 臨時ヘリポート設定場所

9 物流業者等との連携

(1) 物資供給体制

大規模災害発生時において、市職員の人員不足等により、食糧および生活必需品等の供給に支障をきたすと判断される場合、災害協定に基づき物流業者等に対し、応援要請を行う。

なお、平時においては、物流業者等との災害協定による物資供給体制の強化を継続して行う。

(2) 支援物資等の輸送・供給体制

物流業者等との災害協定により、物流業者等と連携して支援物資等の集積、仕分け、輸送等を行う。

なお、平時においては、災害時に迅速に対応するための体制づくり（マニュアル作成等）を行う。

第15節 家族の安全確保

計画の方針

市民は、災害発生時には、日頃身につけた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保する。
また、地域で連携して高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるよう努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	自分や家族の安全確保、自主避難、 要配慮者の地域内での安全確保、 協働による避難所運営の実施
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	自分や家族の安全確保 要配慮者の地域内での安全確保
3時間以内	被害状況に応じて避難所等へ避難開始
6時間以内	協働による避難所運営の実施
12時間以内	
24時間以内	防犯パトロールの実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害情報の収集・伝達	防災対策班	市民、自主防災組織、企業等
2 避難対策	市民生活班	市民、自主防災組織、企業等
3 消火・救急救助・医療救護活動等	医療調整班、消防部	市民、自主防災組織、企業等
4 ライフライン関係	防災対策班、給水班	市民、自主防災組織、企業等
5 防犯対策	市民生活班	市民、防犯協会、企業等、各警察署
6 要配慮者対策	福祉班	市民、自主防災組織、企業等

1 災害情報の収集・伝達

(1) 情報入手手段の平時からの準備

市民は、災害発生前後においては情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難に当たっては携帯ラジオ・スマートフォンなどを含めた情報入手手段の準備をする。

(2) 要配慮者等への情報伝達

市は、災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない市民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

2 避難対策

(1) 災害時の避難

ア 避難行動

- (ア) 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。
- (イ) 住家の出入口、窓等侵入可能な箇所を封鎖・施錠するとともに、通電火災防止のためブレーカーを落としてから避難する。
- (ウ) 避難所到着後は、分散せず、まとまって避難所開設担当者の到着を待つ。

イ 避難時の留意点

- (ア) 避難所へは、家族、隣近所の人達とまとまって避難する。
- (イ) けが人や高齢者などと一緒に避難する。
- (ウ) 危険の少ない広い道路を選んで避難する。
- (エ) 車へ避難する場合は、エコノミークラス症候群に注意する。

(2) 指定緊急避難場所への立入り・運営

市民は緊急に避難する必要があるときは、市による指定緊急避難場所の開設を待つことなく、指定緊急避難場所に立入り、安全を確保する。

また、避難者は、秩序ある行動によりその後の避難所運営に協力する。

3 消火・救急救助・医療救護活動等

(1) 消火活動

市民、企業、学校、事業所等は、家庭および職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、小さな火災であってもすぐに消防機関へ通報する。

<出火時の対応>

- ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
- イ 出火した場合、近傍の者にも協力を求めて初期消火を行う。
- ウ 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。

- エ 災害の状況によっては、消防隊の速やかな到着が非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- オ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪する。

(2) 救急救助活動

災害発生時は、公的機関の防災災害対策活動のみならず、市民による自発的かつ組織的な防災災害対策活動が極めて重要であることから、市民や自主防災組織は、公的機関が行う次の防災災害対策活動に、積極的に協力する。

- ア 要配慮者の救護
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出および応急手当、救護所への搬送等の実施および協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集

(3) 医療救護活動

家族、隣近所、町内および自主防災組織と防災関係機関が協力して活動し、医師の応急処置を必要とする傷病者は救護所へ搬送する。

(4) こころのケア対策

- ア 被災市民には、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識する。
- イ 自身はもとより要配慮者に十分配慮したこころの健康の保持・増進に努める。

(5) 防疫保健衛生

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理を行う。
- イ 居住地域の衛生を確保する。

4 ライフライン関係

(1) 電話

- ア 災害発生時は、一般回線や携帯電話が通じにくくなることが予想される。このため、電話での連絡は必要最低限とするよう心がける。
- イ 災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）、携帯電話の災害用伝言板サービスを活用する。
- ウ Eメールを有効活用する。

(2) 電気

- ア 火災発生防止のため、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす。

イ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に近づかない。

(3) ガス

ア ガス栓を閉止し、出火、爆発等の事故発生防止を行う。

イ 避難時に誘導を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認する。

ウ 積雪期の地震および風水害発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

(4) 上水道

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、おおむね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄う。

(5) 下水道

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水を少なくするため、携帯トイレを使用したり、洗濯・入浴等差し迫りのない水使用を避けるなど、できる限り下水道使用を自粛する。

ア 各家庭において、携帯トイレの備蓄に努め、災害発生から3日間程度は対応できるようにする。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 地域の避難所における携帯トイレおよびトイレ施設等の管理・配布等は、地域住民が共同で行う。

5 防犯対策

大規模災害時には、一時的に社会生活がマヒ状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、地域住民や防犯協会等は防犯パトロールを実施し、警察署等の警備活動に協力する。

6 要配慮者対策

地域住民、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

(1) 家族、近隣住民および自主防災組織が協力し、安否確認、避難誘導を行う。

(2) 安全が確保されていない要配慮者については、警察や市職員等に連絡する。

第16節 市民等の避難

計画の方針

市は、市民の一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市民等の主体的な避難行動を支援できるよう避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令を的確に実施するとともに、被災者が発生した場合には、被災者情報の把握に努める。

また、避難場所、避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、既に災害が発生し、避難のための立退きを行うことが、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれのある場合、緊急に安全を確保するための措置として、緊急安全確保の発令も併せて実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難の準備、避難所の開設、要配慮者・市民の避難
風水害等による被害発生	医療機関等へ要配慮者の移動
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害・津波災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	津波警報の伝達、市民等の避難（津波） 津波避難ビルの開設および避難者の受入
1時間以内	津波警報の伝達、市民等の避難（津波） 危険地域からの自主避難
3時間以内	警戒区域の設定、避難所等への避難、孤立者等の救助 要配慮者の安否確保、市民の避難状況の確認

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難情報の発令	防災対策班	各警察署、自衛隊、海上保安部
2 市民等の避難行動	防災対策班	
3 市民の避難に関する留意事項	防災対策班	
4 警戒区域の設定	防災対策班、消防部	各警察署、自衛隊、海上保安部
5 避難誘導	防災対策班、消防部	各警察署
6 避難路および指定緊急避難場所の安全確保	消防部	各警察署
7 津波避難ビルの開設および避難者の受入	防災対策班	
8 来訪者、入所者等の避難	防災対策班、各班	各施設管理者
9 避難者情報の把握	防災対策班、広報班	
10 積雪期の避難	防災対策班、消防部	

1 避難情報の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。

なお、避難情報の発令に当たっては、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するほか、指定行政機関、指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言する。

(1) 避難情報の要件

ア 避難情報の発令場面

- 1 河川の上流が被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- 2 豪雨、洪水、高潮等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき。
- 3 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- 4 津波による災害のおそれがあると判断されたとき。（以下避難指示のみ）
- 5 火災が拡大するおそれがあるとき。
- 6 爆発のおそれがあるとき。
- 7 ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- 8 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- 9 その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。

イ 避難情報の発令基準

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準は次のとおりとし、総合的に状況を判断して行う。各情報の発令基準の細部については、別にマニュアルで定める。

表 3-16-1 基本的な避難情報の基準

種別	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングで発令する。 2 河川の水位が氾濫注意水位【警戒レベル2相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値を活用) 3 大雨警報(土砂災害)が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 (土砂キキクル(危険度分布)を活用) 4 夜間に避難指示の発令が予想されるときは、避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。 5 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。
【警戒レベル4】 避難指示	1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から防護し、その他災害の拡大を防止するために、立退き避難又は屋内安全確保を求めるために発令する。 2 河川の水位が避難判断水位【警戒レベル3相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値を活用) 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。(土砂キキクル(危険度分布)を活用) 4 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 ※台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難指示等を検討する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときに、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保することを求めるために発令する。

◆資料編 13-3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

(2) 津波警報発令時における市民等への避難指示

市は、津波による被害を防止するため、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、沿岸地域住民のみならず、海水浴やマリンスポーツ客、港湾の観光客等に対し、直ちに海岸や河川から離れ、安全な場所に避難するよう避難指示を発令する。

(3) 避難情報の解除

避難情報の解除は、以下によりの確に判断する。

- ア 災害が沈静化し、被害が拡大するおそれがないと認められるとき。
- イ 気象庁が気象に関する警報又は注意報を解除し、災害の起こるおそれがないと認められるとき。

(4) 市長およびその他の者の避難指示等の発令・報告

災害対策基本法、その他の根拠法規にしたがって、避難指示および緊急安全確保を行うべき権限のある者は以下のとおりである。

その他の者は、いずれも市長の指示による場合もしくは緊急避難的な措置として避難指示又は緊急安全確保を行う。

そのため、市長以外の者が緊急避難的な措置として避難指示又は緊急安全確保を行った場合は、実施後直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

ア 市長

- (ア) 災害対策基本法第 60 条により、(1)項の基準により行う。

災害発生時に市長と連絡が取れない場合は、職務代理者の順位にしたがって、代理者が遅滞なく避難指示又は緊急安全確保を発令する。

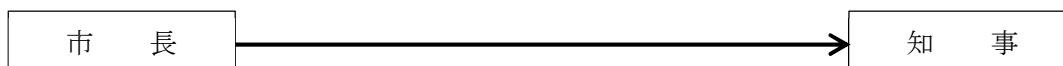
表 3-16-2 本部長の職務代理者

決定者	代 理 者		
	1	2	3
市長	副市長（総務部担当）	副市長	総務部長

(イ) 報告

市長は、避難指示又は緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、市長が警察官又は海上保安官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたときおよび避難の必要がなくなったときも、同様に知事に報告する。



イ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第4条による措置

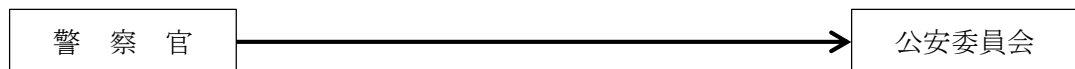
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、および危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

(イ) 災害対策基本法第61条による指示

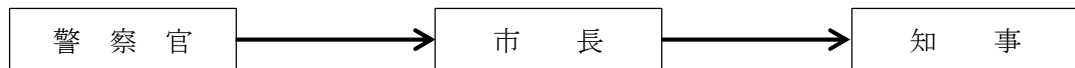
市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保を指示する。

(ウ) 報告・通知

a 上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



b 上記(イ)により避難のため立退きを指示したときおよび避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に報告する。



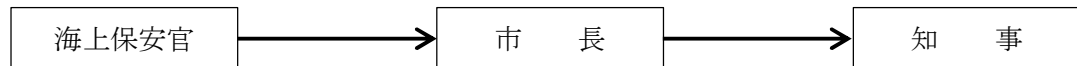
ウ 海上保安官

(ア) 災害対策基本法第61条による指示

上記イ警察官の(イ)に準じる。

(イ) 報告・通知

避難のための立退きを指示したときおよび避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。



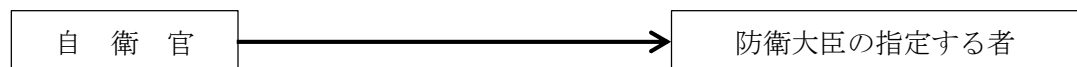
エ 自衛官

(ア) 避難等の措置（自衛隊法第94条）

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記イ警察官(ア)の警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができる。

(イ) 報告

上記(ア)により自衛官がとった措置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。



オ 水防管理者

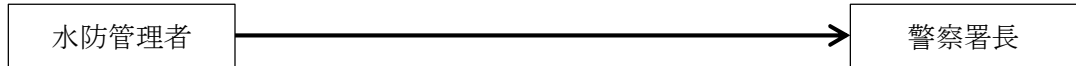
(ア) 指示（水防法29条）

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは立退くこと

を指示する。

(イ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



カ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 洪水のための指示

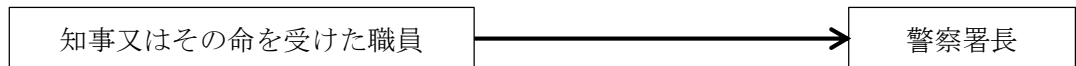
水防管理者の指示と同様

(イ) 地すべりのための指示（地すべり防止法第 29 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。

(ウ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



(5) 避難情報の発令要領

ア 高齢者等避難および避難指示の内容

次の内容を明示して実施する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 要避難対象地域2 高齢者等避難又は避難指示の理由3 高齢者等避難、避難指示の期間又は発令時期4 避難先および必要により避難経路5 その他必要な事項 |
|---|

なお、避難場所については、市長が関係機関と協議して最も適当な指定緊急避難場所を指示し、開設する。

イ 緊急安全確保の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 対象地域2 緊急安全確保の理由3 身の安全を確保するための行動の指示4 緊急安全確保の期間又は発令時期5 その他必要な事項 |
|---|

なお、緊急安全確保における避難場所については、立退き避難を行うことが、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるため、記載しない。

ウ 市民への周知徹底

避難情報の発令を行った者は、速やかにその旨を市民に対して周知する。

また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 県システムを通じたＬアラートを活用し、報道機関や連携アプリ等にて周知する。2 防災ネットあきたにより、配信する。3 市ホームページおよびＳＮＳを活用する。4 ＦＭ秋田との協定により、緊急告知ラジオを活用する。5 津波の場合は、津波警報サイレンを活用する。6 報道機関等の協力を得て市民に広報する。7 広報車や消防団による周知を行う。8 自主防災組織等の枠組みを活用し、周知を行う。 |
|---|

エ 関係機関相互の連絡

避難情報の発令および解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

オ 報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告する。

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達手段

市長は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、防災ネットあきた、ＳＮＳ、広報車など、あらゆる伝達手段を活用し、市民への避難情報の周知を図る。

この際、情報集約配信システム等のＬアラート機能等を活用し、放送事業者への迅速な情報提供に努める。

また、消防職員や消防団などが必要により避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し市長に報告する。

イ その他

市は、避難情報の発令に当たって、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用する。

また、市から求めがあった場合には、指定行政機関、指定地方行政機関および県は、避難情報の対象地域、判断時期等について助言する。

2 市民等の避難行動

(1) 避難情報等により市民等に求められる行動

行動を居住者等に促す情報	発令される状況と居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者および障がいのある人等、およびその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 避難行動時の留意事項

ア 避難に当たっては、率先して避難するとともに、周囲に呼びかけを行い、他者の避難行動に結びつけるように努める。

イ 避難に当たっては、要配慮者に配慮し、呼びかけや、個別避難支援プランに基づいて自主防災組織等が実施する避難行動要支援者の避難支援活動に協力するよう努める。

ウ 津波避難時

(ア) 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示の発令を待たずに、自発的かつ速やかに浸水想定区域の外に避難する。津波の到達までに浸水想定区域の外への避難が間に合わないときは、付近の津波避難ビル等に避難する。

(イ) 避難は原則として徒歩による。

(ウ) 海岸付近を走行中の車両運転者は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったとき、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ち

に避難する。

(エ) 津波警報等が解除されるなど、津波被害の危険性がなくなるまで、避難行動を継続する。

(3) 津波避難ビルなどにおける避難者行動

津波避難ビルは、津波被害から一時的に避難するための施設であることから、避難者は、避難先において無断で住居や事務所等に侵入することがないように、モラルを持って行動する。

避難者は、ラジオ等から津波警報・注意報等が解除されたかどうかなどの情報収集に努め、避難者同士で情報を共有し、安全が確認できた際には、滞在可能な安全な避難所への移動を開始する。ただし、津波浸水により移動行動が危険であると判断される場合は、災害対策本部や119番通報等により救助を待つ。

また、けが人や高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦などの要配慮者に十分に配慮するとともに、避難者同士で協力して助け合う。

3 市民の避難に関する留意事項

(1) 要配慮者および避難行動要支援者

避難に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児および妊婦等の要配慮者のうち、特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難に留意する。

(2) 携行品の制限

市民は、避難行動時に必要となる物品について、必要最小限にまとめ、避難の際に持ち出し携行する「非常持出品」を準備する。

また、外出時に災害が起きた場合に備え、「常時携行品」の携行にも心がける。避難時の服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類および必要に応じ防寒具等を持参する。

ア 非常持出品の一例は次のとおり。(一人で携行できる範囲とし、両手が使えるようリュックサック等にまとめる。)

【非常持出品例】

- (ア) 飲料水（１．５～２リットル程度）
- (イ) 非常食（３食程度）
- (ウ) 懐中電灯
- (エ) 携帯ラジオ
- (オ) 貴重品（通帳、保険証の写し、現金）
- (カ) 持病の薬
- (キ) 着替え（必要に応じて防寒具）
- (ク) タオル類
- (ケ) 雨具
- (コ) モバイルバッテリー
- (サ) 携帯トイレ
- (シ) マスク、除菌シート等

イ 常時携行品の一例は次のとおり。

【常時携行品例】

- (ア) マスク
- (イ) モバイルバッテリー
- (ウ) 小型ライト
- (エ) ふえ・ホイッスル
- (オ) 持病の薬
- (カ) あめ・チョコレート
- (キ) ビニール袋
- (ク) 絆創膏等

(3) 自動車等による避難の制限

液状化、家屋の倒壊等による通行制限、渋滞等のおそれがあることから、避難は徒歩を基本とし、自動車による避難は行わない。やむを得ず自動車の避難を行う場合においては、避難開始の時期や経路を十分検討する。

(4) 避難者の移送

指定避難所等を変更する場合等、避難者の移送が必要な場合は、災害対策本部において安全な移送手段を決定し行う。

(5) 避難の継続

津波避難においては、津波注意報等の継続中は避難を継続し、津波避難対象地域内への立入りは、原則禁止とする。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要な場合、警戒区域を設定し、市民（災害応急対策に従事しない者）に対し、当該区域への立入りの制限、禁止、又は退去を命ずる。

(2) 代行者による警戒区域の設定

市長又は委任を受けて市長の権限を行う職員の不在時等において、その権限を代行する者等は、以下のとおり。

ア 警察官

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。（災害対策基本法第 63 条）

イ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。（災害対策基本法第63条）

ウ 海上保安官

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。（災害対策基本法第63条）

エ 消防吏員又は消防団員

消防活動・水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置をすることができる。（消防法第28条・36条、水防法第21条）

(3) 警戒区域設定の要領

ア 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。

オ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知および関係機関への連絡を行う。

カ 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

＜周知事項＞

1 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

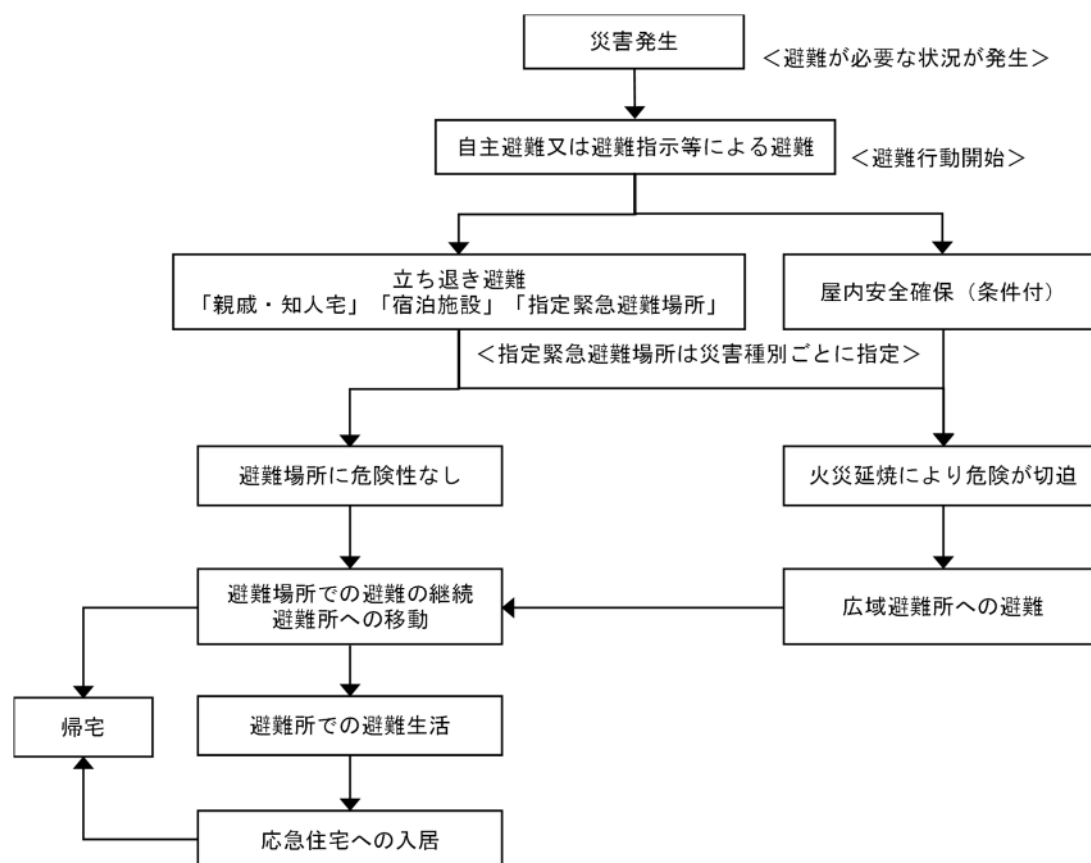
2 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等なるべくわかりやすく周知する。

5 避難誘導

(1) 避難場所等への避難

避難場所等への避難は、次に基づいて実施する。



(2) 警戒区域設定時の避難

本部長は、市民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難の発令と同時に消防部に対し、区域内の市民を安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに警察官、消防団員、町内会等の組織、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する指定緊急避難場所へ誘導する。

(3) 警戒区域以外の避難

警戒区域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行う。

ア 指定緊急避難場所又は広域避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、町内会等の組織、自主防災組織および現場の警察官等が行う。

イ 本部長は、必要と認める指定緊急避難場所および広域避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の確認および本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

(4) 学校、事業所等の避難

学校、教育・保育施設、事業所、百貨店、その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とするが、災害の規模、態様により必要と認められるときは、近隣住民等の協力を得るとともに安全な場所への避難誘導に努める。

(5) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関等の組織体制により必要な措置を講ずる。

(6) 避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、態様に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行う。

ア 要配慮者の安全確保の援助および優先避難（高齢者等避難段階での避難開始）を呼びかけ、近隣住民（自主防災組織）やボランティアなどの協力を得て、相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

イ 避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他浸水、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれなどのない経路を選定する。

また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が選定するように努める。

ウ 避難経路の要所に誘導員を配置する。

また、危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

エ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

オ 避難誘導は収容先を考慮して、できるだけ町内会等の単位で集団で行う。

カ 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。

キ 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される浸水状況や津波到達時間等も考慮の上で避難指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

ク 危険の切迫に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

◆資料編 25－1 指定緊急避難場所一覧表

〃 25－2 指定避難所一覧表

(7) 津波避難ビルから安全な避難所等への避難者の移動

市は、津波避難ビルや、浸水地域内の高台等へ避難した人について、状況を把握後、安全が確保できる避難場所と移動手段・方法を決定し、避難者に対して周知を行う。

市は、避難者保護のため緊急と認めるときには、運送業者である指定公共機関等に対し、輸送すべき場所および期日を示して、避難者の輸送を要請するものとする。

なお、その際は、負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を優先的に輸送する。

6 避難路および指定緊急避難場所の安全確保

大規模災害が発生し、市民の避難が開始された場合、消防機関は警察機関と相互に協力し、避難路および指定緊急避難場所の安全確保を図る。なお、地震の場合には、消防機関は「震災時消防活動対策要綱」および「震災時消防団活動要綱」に基づき活動する。

(1) 消防機関の任務

ア 避難誘導経路の選定

消防機関は、避難指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災拡大経路および消防隊の運用等を勘案して、最も安全な誘導経路について災害対策本部および警察機関に通報する。

イ 避難誘導の実施

市民の避難が開始された場合には、広報車および当該地域に出動中の消防車両拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、消防団員に対して市民の誘導、避難指示の伝達の徹底に当たるよう要請する。

ウ 避難路、指定緊急避難場所の安全確保

火災が発生し、避難指示が発令された場合は、被災者の移動が完了するまでの間、指定緊急避難場所周辺の火災・延焼防止の消火活動を最優先で行い、誘導経路、避難場所の安全確保に努める。

(2) 各警察署の任務

ア 避難誘導員の配置

警察機関は、避難指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。

イ 避難誘導の実施

避難誘導員は夜間時の照明資材の活用等をはじめとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故等が発生しないよう、適切な誘導を実施する。

ウ 指定緊急避難場所の警備

指定緊急避難場所等には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と綿密に連絡をとりながら、避難者の保護および指定緊急避難場所等の秩序保持に努める。

7 津波避難ビルの開設および避難者の受入

(1) 開設の方法

津波避難ビルの開設は、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されてから解除されるまでの期間とする。

津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合、津波避難ビルの鍵の配布をうけた者は、施設管理者や地域住民の協力を得て、速やかに津波避難ビルを開設する。

(2) 避難者の受入

ア 避難階

津波の浸水深等を考慮した上、津波避難ビルの上層階を使用する。

イ 受入場所

避難者の受入は、施設の屋上、階段の踊り場、廊下、会議室などのあらかじめ指定したスペースを充てるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として受入場所として使用しない。

8 来訪者、入所者等の避難

(1) 避難誘導

市の公共施設および災害対策基本法における「防災上重要な施設」の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画に基づき避難誘導を行う。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来訪者の安全な避難を実施する。

(2) 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難指示が発令された各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、所轄部、本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は、一般加入電話、メール、FAX、防災行政無線（移動系）もしくは伝令による。

9 避難者情報の把握

市は、中長期にわたる避難者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の避難者の被害状況、配慮事項等を一元的に集約する避難者情報の把握に努める。

なお、情報照会等に関する手続き等については別に定める。

10 積雪期の避難

(1) 避難情報の伝達

屋外では音声情報が伝わりにくくなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報を伝達するよう留意する。

(2) 要支援者への配慮

足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

(3) 物資の提供

寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

第 17 節

避難場所・避難所の開設・運営

計画の方針

当該地域への避難情報発令時や災害発生時において、災害から直接命を守るための施設として必要な指定緊急避難場所を開設し、避難者を受け入れる。受け入れた指定緊急避難場所が指定避難所と兼ねる場合は、災害の沈静後、引き続き避難所として運営するか施設の状況等により検討する。

指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねていない場合や指定避難所として運営できない場合は、当該避難者を受入れ可能な指定避難所へ移動し、受け入れる。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

避難所運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者への対応、男女の視点の違いに十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う。

また、地域住民、学校、行政との協働による避難所の開設、運営に努める。

その際、市は関係機関や関係団体と協力し、自家用車等への避難者や自宅でトイレ利用や入浴ができない自宅被災者に対し、仮設トイレおよび携帯トイレ、入浴サービスを提供し、避難者等の生活基盤の確保に努める。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難所等の開設、自主防災組織との協働による避難所運営、避難者名簿の作成、要配慮者への配慮、タオル・毛布等生活必需品の提供
風水害等による被害発生	防災関係機関への支援要請、トイレの被災状況（トイレ利用に関する需要）の確認、仮設トイレの設置の検討および処理施設の被害状況の確認、処理体制の決定
災害や異常気象等が沈静化	仮設トイレの設置
沈静化後 1 日以内	し尿収集・運搬・管理体制の確立
〃 3 日以内	自衛隊へ入浴支援要請
〃 1 週間以内	避難所の閉鎖・期間延長の判断、旅館・公衆浴場等へ協力要請、必要に応じて県、他市町村に応援要請
〃 1 か月以内	避難所の閉鎖

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	避難所等の開設
3 時間以内	避難者名簿の作成、トイレの被災状況（トイレ利用に関する需要）の確認、災害時支援協定締結先へトイレレンタルの打診
6 時間以内	自主防災組織と協働による避難所運営の実施、要配慮者への配慮、し尿処理施設の被害状況の確認、処理体制の検討
12 時間以内	防災関係機関への支援要請、携帯トイレの確保、仮設トイレの設置開始、動物の収容施設の確保、動物の食料等物資の確保
24 時間以内	し尿収集開始の検討、処理体制の決定
72 時間（3 日）以内	自衛隊へ入浴支援要請、動物救護に関して関係機関等との協力体制の確立、動物救護活動、相談窓口の設置、動物感染症の予防措置
1 週間以内	避難所の閉鎖・期間延長の判断、旅館・公衆浴場等へ協力要請、必要に応じて県、他市町村に応援要請、飼い主捜しの実施
1 か月以内	避難所の閉鎖

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難場所の開設	市民生活班、学校教育班	
2 避難所の開設	市民生活班、学校教育班、広報班	
3 避難所の運営	防災対策班、市民生活班、福祉班、健康支援班、学校教育班	秋田市医師会
4 トイレ対策	防災対策班、環境班、復旧班	し尿収集運搬業者
5 入浴対策	防災対策班、観光振興班、福祉班	自衛隊、秋田市旅館組合、公衆浴場環境衛生同業組合
6 動物の救護	健康危機管理班、動物園班、市民生活班	
7 広域避難	防災対策班	県、近隣市町村、運送事業者

1 避難場所の開設

(1) 災害種別ごとの指定緊急避難場所

使用できる指定緊急避難場所は災害種別（洪水、土砂災害、地震、津波）ごとに指定する。

(2) 指定緊急避難場所の開設と留意事項

各市民サービスセンターやコミュニティセンター、小中学校の多くは指定避難所の指定とともに指定緊急避難場所に指定しており、災害から命を守るための施設としていち早く開設する必要がある。施設の解錠については、市民生活班又は施設の管理者が迅速に行えるよう連絡体制を整備するとともに、地域住民との連携により施設のいち早い解錠について留意する。

2 避難所の開設

(1) 避難所収容の対象者

指定避難所の多くは、発災当初、命を守る指定緊急避難場所として避難者を受入れることから、災害の沈静後、住居等へ戻る避難者が多数想定される。避難所においてはそういった住居に戻るのことができない避難者等を引き続き収容する。

(2) 避難所の開設

避難所の開設は以下の点を踏まえ、「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて行う。

- ア 施設の被害状況を踏まえ、継続使用の可否を確認する。
- イ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。
- ウ 市は、高齢者等避難もしくは、避難指示を発表したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、直ちに各避難所を開設する。
- エ 避難所の開設は市民生活班が行う。ただし、被害が市内全域にわたる場合や被害が甚大である場合などにおいては、全庁的な体制で対応を行う。
- オ 避難所は原則として事前に指定した施設とする。
- カ 避難所におけるプライバシーの確保等良好な生活環境の確保に努める。

◆資料編 25－2 避難所一覧表

(3) 臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置する。

- ア 既存の他の公共施設を利用する。
- イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。
- ウ 公共用地にテント等を設置する。
- エ 独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等を活用する。

(4) 避難所開設の報告

市は避難所を開設したときは知事に対し次の事項を報告する。

- ア 避難所開設の日時、場所、施設名
- イ 収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(5) 避難所の開設期間

開設期間は、災害が発生した日から7日以内とする。ただし、「災害救助法」が適用された場合は、同法の定める期間とする。

(6) 避難所開設の周知

市（広報班）は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、収容すべき者を誘導する。

(7) 代替施設の確保

災害の様相が深刻で、市内に避難所を開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、県の協力を得て近隣市町村への収容、あるいは建物等を借り上げて開設する。

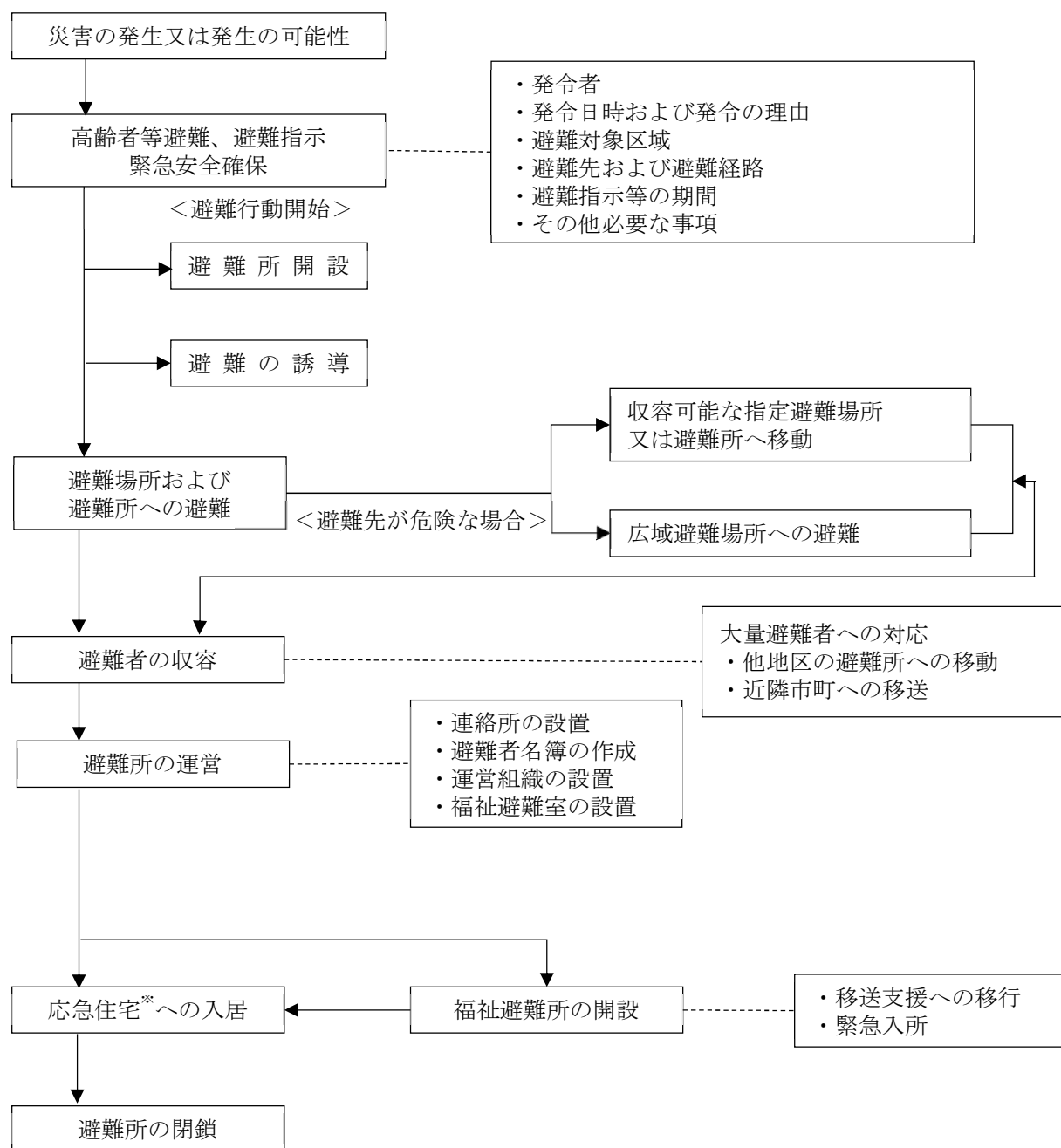
3 避難所の運営

(1) 運営の方針

避難所には担当職員を適切に配置し、人員の把握、保健衛生、清掃、物資の需給配分等、所内の維持に当たる。

なお、避難所における情報伝達、食糧、飲料水等の給付、清掃等の運営業務は、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症への対策を十分に考慮する。



※「応急住宅」には、応急仮設住宅のほか、公営住宅、民間賃貸住宅等を含む。

図 3-17-1 避難所等の開設フロー図

(2) 管理運営体制

避難所の運営は、市民生活部長が派遣する職員（管理運営責任者）が担当する。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が、施設の管理者および地域の代表者等と連携をとりながら行う。

管理運営責任者は、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者による自治組織を結成し、業務ごとのリーダーと併せてそれをサポートする者の選任を要請するとともに、避難者等との連携体制を構築し、次の事項についての的確に行う。

ア 避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等）

- イ 避難者に対する情報伝達（特に避難者の住居周辺の被災状況や、ライフライン・道路等の復旧情報）
- ウ テレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用
- エ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底
- オ 避難所における情報の災害対策本部への連絡

なお、避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則として自治組織、自主防災組織、ボランティア等により行う。

また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営についても協力する。

(3) 運営方法

ア 避難所運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者およびボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。

イ 世帯ごとの避難者名簿の作成整理

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となるため、避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、管理運営責任者は、避難所運営マニュアルに定められた事項による避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。

災害対策本部では、避難者名簿をもとに被災状況の把握に役立てる。

ウ 避難所内の居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（町内会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度をめどとする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

エ 食糧、生活必需品の要請、受取りおよび配給

管理運営責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、本部長に報告し、本部長は産業振興部へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、「避難所用物品受払簿」に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

オ 避難所の運営状況の報告

報告は、各避難所の管理運営責任者が、市民生活班長へ報告する。

また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

カ 避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、避難所の運営記録として「避難所収容台帳」および避難所日誌を記入する。

キ 女性・高齢者等の参画の推進

- (ア) 運営組織には、男女両方が参画するようにするため、責任者や副責任者等、役員に女性も就くこととする。
- (イ) 女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりを行う。
- (ウ) 班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

(4) 避難所における生活環境の保護

避難所の生活環境には常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施する。

ア 避難者情報の管理

市（市民生活班）は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

イ 要配慮者対策

- (ア) 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における要配慮者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。
- (イ) 管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。
- (ウ) 避難生活の長期化など必要に応じて、福祉避難所（高齢者・障がい者福祉施設、特別支援学校等）への移動、福祉施設・病院等への緊急入所・緊急入院が行えるよう連絡調整を行う。
- (エ) 要配慮者が避難所での集団生活が困難である場合、市（市民生活班・福祉班）は、応急的措置として、避難所の教室・保健室等を活用し、要配慮者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応する。
- (オ) 要配慮者は、避難所生活でも、生活を維持するために福祉サービスが必要となる。そのため、市（福祉班）は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努める。
- (カ) 被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化やPTSD（心的外傷後ストレス障害）への進行が懸念されることから、市（健康支援班）は、専門家の協力を得ながら要配慮者のこころのケア相談に努める。
- (キ) 管理運営責任者は、保護者等と連絡が取れない、又は保護者が容易に判明しない年少者について、市と連携し保護者等の発見に努め、避難所において一時的な期間、付き添い者などに配慮する。同時に市は、児童相談所などの専門機関への情報提供および引き継ぎを行う。
- (ク) 避難所で生活する障がい児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うため、環境の整備に努めるとともに、当事者から合理的配慮の提供について求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

合理的配慮を行う。

ウ 性別等への配慮

(ア) 避難所開設・運営への多様な視点の取り入れ、男女のニーズの違いへの配慮、避難所における妊産婦・乳幼児などへの配慮および安全・安心の確保に努める。

(イ) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、女性専用の更衣室、授乳室および休憩等のための女性専用スペースの確保に努める。これらの設置に当たっては、パーティション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努める。仮設トイレは、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、障がい者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう努める。

(ウ) 避難所窓口には、女性が相談しやすいように、女性の窓口要員を配置する。

(エ) 女性や子供等に対する（性）暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置の検討、照明の増設、女性専用スペース等の巡回警備、男女ペアによる就寝場所の巡回警備、防犯ブザーの配付、注意喚起のためのポスター掲示など、女性や子供等の安全に配慮する。

また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

エ 医療・保健体制

市（健康支援班）は、避難者の健康・精神的ケアについて、保健師等による健康相談を行うほか、必要に応じて医師や医療救護チームを巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師の常駐等の措置を執り、避難所の衛生状況や被災者の健康状態を把握するとともに、状況に応じ、関係機関や専門職種と連携を図り、感染症の予防にも留意しながら、避難者の健康課題の解決や衛生環境の改善に努める。

また、市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

オ 避難所生活長期化への対応

市は、避難所生活の長期化に対応するため、必要な設備・機器を業者等から調達する。

また、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 生活機器等の確保

冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機等生活機器の配備充実に努める。

(イ) 入浴施設および洗濯場の確保

自衛隊および関係機関との連携のもと仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請する。

(ウ) プライバシー保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り、パーティション等を設置するよう努める。

(エ) 女性への配慮

女性が気兼ねなく着替えや授乳等ができる場所を確保する。

(オ) 長時間の停電対策

長時間の停電に備え、非常用電源の燃料の確保を行う。

(カ) 熱中症対策

熱中症対策として、必要に応じて冷房機、扇風機、冷風機、冷蔵庫や氷等の確保を行う。

(キ) 冬の寒さ対策の実施

災害が冬場に起きた場合の寒さ対策として、必要に応じて暖房器具や毛布、簡易ベッド等の確保を行う。

カ 食事療法等が必要な者への配慮

避難所において、アレルギーや腎疾患、糖尿病患者等で特別な食事が必要な者や食事制限がある者について把握し、必要な食糧の調達を手配するなどの配慮に努める。

キ 防犯対策

防犯対策として、必要に応じて警察等と連携し、犯罪やハラスメントの未然防止策を講じ、避難者が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努める。

(5) 管理運営上留意すべき事項

ア 避難所の維持管理体制の確立

イ 災害対策本部からの指示および伝達事項の周知

ウ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告

エ 自治組織、施設管理者および行政による連携

オ 避難者の要望、苦情等の取りまとめ

カ 環境衛生保護と維持

キ 避難者の精神的安定の維持

ク 施設の保全管理

ケ トラブル発生の防止

コ 避難所開設の早い段階からパーティションや簡易ベッドの設置

サ 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施

(6) 学校等の避難所対応

ア 教育部の基本的対応

学校施設の管理者は、臨時校舎の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については管理運営責任者と連絡・調整を図りながら行う。

イ 教職員による避難所対応への支援

児童生徒の在校時、在校していないときに関わらず、学校等が避難所として開設される

場合に備え、あらかじめ各学校等に初動体制の支援に当たる教職員を決めておく。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童生徒に関する指導等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営を支援する。

ウ 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、本部からあらかじめ指定され、派遣された責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校等の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行いその運営に当たる。なお、責任者の指定に当たっては、できるだけ避難所（学校）の近くに居住する者を充てる。

4 トイレ対策

(1) トイレの確保

ア 被災状況の確認

職員の配置・巡回により、避難所の状況および上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。トイレの確認については、事前に策定した「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて行う。

イ トイレの確保

(ア) 備蓄携帯トイレ、組立トイレによる対応

- a 避難者の概数を把握する。
- b 避難者に対して携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。
- c 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回収、県からの緊急供給で補う。

(イ) 仮設トイレ（レンタル）およびトイレ用品による対応

- a 避難所等に調達を要する仮設トイレおよびトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。
- b 支援協定先へ仮設トイレのレンタル供給を依頼する。
- c 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

ウ 市民・企業等の対応

災害発生から3日間程度に必要な携帯トイレは、原則として家庭および企業等における備蓄で賄う。

(2) 快適な利用の確保

ア トイレ使用方法の周知

市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分および災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ トイレの衛生管理

(ア) 運営体制の確立

トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、おおむね24時間以内に確立する。

(イ) 物資の供給および衛生管理

市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて避難者や避難

所運営ボランティアとの連携のもとで定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

(ウ) くみ取りの実施

市は、避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

◆資料編 26－5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

ウ 快適性向上への対策

(ア) 自己処理型トイレの設置

市は、避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理型トイレを設置する。

(イ) 快適に利用するための配慮

市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極的配置、女性や子供に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者用トイレの設置

避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備する（おおむね 24 時間以内）。

イ トイレ利用への配慮

避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助等の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

5 入浴対策

(1) 入浴施設の確保

ア 旅館組合等への協力要請

市内の旅館組合等への協力要請を行う。市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は、県や入浴施設を有する他市町村に応援要請を行う。

イ 公衆浴場の再開支援

業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境等を確保する。

ウ 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。

エ 被災者への広報

市は、被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

オ 積雪期の対応

冬期間は、特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 交通手段の確保

市は、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。

イ 利用への配慮

要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等を確保する。

ウ 広報の徹底

要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。

6 動物の救護

(1) 特定動物・ペットの対策

ア 飼い主の役割

大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保した上でペットを連れて避難する。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受け入れ可の避難所への避難指示に従う。

また、日頃からペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種および動物用避難用品の確保に努める。

イ 実施機関の役割

緊急時の対応として、担当班等は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。

ウ 実施の方法

(ア) 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。

(イ) 被災動物の収容施設を確保する。

(ウ) 被災動物の食料を確保する。

(エ) 動物感染症の予防措置および負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

(オ) 動物園においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の構造を強化するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。

(2) 避難所のペットの管理

ア 避難所での対応

市は、大規模災害時、住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供に努めるとともに、同行避難ができることと指定した避難所において、同行避難したペットのためのスペースの確保に努める。

原則的には、飼い主が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。

イ 避難所での管理

避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。

管理運営担当者は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、被災者および在宅被災者が所有するペットについて、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。

(3) 関係者との連携

市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

7 広域避難

(1) 体制の構築

市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) 広域避難の要請

市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、他の市町村や県と協議の上、受入れを要請する。

(3) 関係機関における連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体および事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(4) 広域避難の受入に係る準備

市は、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第18節 帰宅困難者支援

計画の方針

大規模災害が発生し、公共交通機関が停止して、多数の帰宅困難者が発生した場合、市および関係機関は、帰宅困難者への支援に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	帰宅困難者への情報提供 一時滞在施設の確保、施設への誘導
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	徒歩帰宅者支援の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	帰宅困難者への情報提供 一時滞在施設の確保、施設への誘導
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	
72時間（3日）以内	徒歩帰宅者支援の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市による帰宅困難者支援	防災対策班、広報班、交通班	
2 関係機関による帰宅困難者支援		公共交通機関の運行管理者、 駅・空港等の施設管理者

1 市による帰宅困難者支援

(1) 帰宅困難者に対する各種情報等の広報

市は、帰宅困難者に対し、第8節「災害時の広報・広聴活動」2 広報手段により広報するとともに、所属する組織（会社・学校等）へ避難するか、所属組織の建物への避難ができない場合は、一時滞在施設への避難を呼びかける。

さらに、家族・親戚等の安否確認手段については、携帯電話機又は公衆電話（避難所等設置災害時特設公衆電話）機からN T Tが開設する災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（w e b 171）、携帯電話各社の災害用伝言板サービスの利用を促す。

(2) 一時的に滞在できる施設の確保

市は、関係機関と連携し、公共施設や民間事業所の協力による一時滞在施設の確保を行う。
なお、一時滞在施設では、毛布等の防寒用品、食料および飲料水等の物資の提供に努める。

(3) 公共交通機関運行状況等の情報提供

市は、公共交通機関等と連携し、帰宅困難者に対し、広報車、市ホームページ、防災ネットあきた等により、公共交通機関の運行状況等の情報提供を行う。

(4) 徒歩帰宅支援の実施

市は、県と連携し各公共施設のほか、銀行・コンビニ店舗などを徒歩帰宅者の一時休憩所とするとともに、水、電源等の提供による徒歩帰宅者のための支援を行う。

2 関係機関による帰宅困難者支援

公共交通機関の運行管理者および駅・空港等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保ならびに毛布等の防寒用品および飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するよう努めるものとする。

第19節 避難所外避難者への支援

計画の方針

平成28年の熊本地震では、余震の恐怖から避難場所を自家用車に求め「車中泊」をする被災者が数多く見られた。プライバシーやペット等の問題から自宅敷地でテント等で寝泊まりする被災者も見受けられた。今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

これらの被災者は、「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」であることから、災害対策基本法第86条の7により、避難所の被災者と同様に、食料・日用品等の提供、情報の提供、健康指導、保健医療福祉サービスの提供などの必要な支援に努める。

また、特に車中泊においては、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	避難者数・内訳の把握、食糧等配布状況の周知、 エコノミークラス症候群等の予防、保健指導

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	
72時間（3日）以内	避難者数・内訳の把握、食糧等配布状況の周知 エコノミークラス症候群等の予防、保健指導

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難所外避難者の把握	市民生活班	
2 避難所外避難者への支援	市民生活班、健康支援班	
3 健康対策	健康支援班	

1 避難所外避難者の把握

(1) 車中泊避難者・指定外避難所の状況調査（発災後3日以内）

被災者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難することが考えられる。

このため、町内会等や、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努める。

(2) 避難所外避難者の自己申告

車中泊避難者等の避難所外にいる避難者は、市、消防、警察又は最寄りの避難所に現況を連絡する。

2 避難所外避難者への支援

市は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、必要な支援を行うため、在宅避難者のための支援拠点の設置や車中泊避難のためのスペースの確保に努める。

また、各拠点においては、物資等の提供のほか、支援情報等の提供に努める。

(1) 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）

(2) 食糧・物資の供給

(3) 避難者の健康管理、健康指導

(4) カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供

3 健康対策

被災した家屋や車中泊等、避難所以外で長期にわたり生活している避難者の健康状態や生活環境の状況を把握するため、保健師等による健康調査を実施するとともに、要支援者をリストアップし、必要に応じて医療、こころのケア相談所につなげる。

また、必要な保健指導を実施する。

(1) エコノミークラス症候群の予防

避難所外避難者は、運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控え、エコノ

ミークラス症候群を発症する可能性が高くなる。市は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項を避難者に呼びかける。

ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

イ こまめに十分な水分を摂る。

ウ アルコールを控える。

また、できれば禁煙する。

(2) 排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排ガス車内充満等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心がけるように呼びかける。

第 20 節

要配慮者の安全確保

計画の方針

災害時において高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、自力では避難できない場合や、的確な避難情報の把握や地域住民との連携不足等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な対策を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	地域住民等による要配慮者への情報伝達、 地域住民等による避難所や安全な場所への避難誘導、 要配慮者の避難状況の把握、安否確認
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
沈静化後 1 日以内	保健・福祉相談窓口の設置
〃 3 日以内	福祉避難所等への移動、保健・福祉巡回サービスの開始
〃 1 週間以内	
〃 1 か月以内	
〃 3 か月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	地域住民等による要配慮者への情報伝達、 地域住民等による安全な場所への避難誘導
3 時間以内	地域住民による避難所への避難誘導
6 時間以内	要配慮者の避難状況の把握、安否確認
12 時間以内	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
24 時間以内	福祉避難所等への移動、保健・福祉相談窓口の設置
72 時間（3 日）以内	保健・福祉巡回サービスの開始
1 週間以内	
1 か月以内	
3 か月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 社会福祉施設入所者等の安全確保	福祉班	自主防災組織、市民、ボランティア団体等
2 在宅の要配慮者の安全確保	福祉班	民生委員・児童委員、自主防災組織、市民、ボランティア団体等
3 外国人の安全確保	企画班、広報班	ボランティア等

1 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 救助および避難誘導

社会福祉施設等の管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助および避難誘導を実施する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助および避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。

また、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送および受入先の確保

社会福祉施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市（福祉班）は、施設管理者等の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設および他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水および生活必需品等の調達

社会福祉施設等の管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市（福祉班）は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達および配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

社会福祉施設等の管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設および市等に対し応援を要請する。

市（福祉班）は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市（福祉班）は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 在宅の要配慮者の安全確保

(1) 安否確認の実施

市から避難指示等が発令された時、地域の自主防災組織、町内会等又は民生委員・児童委員は、「避難支援対象者名簿（避難行動要支援者名簿）」をもとに避難行動要支援者への情報伝達、避難行動の支援を行う。

また、避難行動要支援者の被災状況については、速やかに市福祉総務課など関係部局で取りまとめ、災害対策本部等に報告をするものとする。さらに、大規模災害の発生により、要支援者の身体、生命の危険がある場合、秋田市災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストにより、安否確認等を行う。

市（福祉班）は、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や、電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者等人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災等）、避難支援対象者の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときには、市で保管している「避難支援対象者名簿（全体版）」を活用し、自主防災組織や町内会等、民生委員・児童委員等と協力し、すべての避難支援対象者の安否確認を行い、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講ずる。

市（福祉班）は、自主防災組織、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等により、個別避難支援プランをもとにあらかじめ定めた役割分担によって、要配慮者の避難支援および救助を行う。

(2) 福祉避難所の開設

市（福祉班）は、避難生活の長期化が予測される場合などには「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」に基づき、要配慮者のための「福祉避難所」を確保できるよう、関連施設管理者に開設を要請するとともに、避難所の中にも要配慮者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。

また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。

(3) 要配慮者の状況調査および情報の提供

在宅や避難所で生活する要配慮者については、安全確保対策を的確に行えるよう状況把握を早期に行うことが必要である。

市（福祉班）は、民生委員・児童委員、ホームヘルパーおよびボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧・飲料水、生活必需品等の確保と配布を行う際の要配慮者への配慮

市（福祉班）は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。
また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・福祉巡回サービス

市（福祉班）は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

市（福祉班）は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 外国人の安全確保

(1) 外国人の避難誘導

日本語を解さない外国人は、災害時において、地理的不案内、生活習慣の違いなどのために適切な行動をとることが困難な場合が多い。そのため、災害時には、国際交流関係機関や秋田県災害多言語支援センターと協力し、外国語による情報提供等を行い外国人の安全を図るよう努める。

(2) 安否確認、救助

市（企画班）は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、避難支援対象者名簿等に基づき外国人の安否の確認を行い、必要な対応を講ずる。

(3) 情報の提供

ア 避難所および在宅の外国人への情報提供

市（企画班）は、避難所や在宅の外国人への安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、市ホームページ等による情報の提供

市（広報班）は、外国人に適正な情報を伝達するため、広報あきた、テレビ、ラジオ、市ホームページ、SNS等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人に対する相談窓口の開設

市（企画班）は、罹災相談所内に外国人に対する「相談窓口」を設置し、語学ボランティアの協力を得て生活相談に応じる。

また、県および他市町村とも連携し、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第21節 学校等における応急対策

計画の方針

市（教育部および各学校長）は、災害が発生した場合は児童生徒の安全確保を最優先し、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は、緊密に連携し、県教育委員会など、関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

なお、県立学校、私立学校、秋田大学附属学校についても同様の対策を講ずるよう要請する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	在校児童生徒の避難・安全確認、避難所開設・運営協力
風水害等による被害発生	保護者への安否情報の提供、被災状況の把握
災害や異常気象等が沈静化	児童生徒の帰宅又は保護継続
沈静化後1日以内	学校再開の時期等の判断・準備
〃 3日以内	学用品等の手配
〃 1週間以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	在校児童生徒の避難・安否確認、 避難児童生徒等の安全確保、被災状況の把握および報告
3時間以内	保護者への安否情報の提供、 児童生徒の帰宅又は保護継続、避難所開設・運営協力
6時間以内	授業実施の判断および連絡
12時間以内	
24時間以内	非在校児童生徒の安否確認
72時間（日）以内	
1週間以内	学用品等の手配、学校再開の時期等の判断・準備

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害発生直前直後の体制	学校教育班、消防部	各警察署
2 応急教育の実施	学校教育班	県教育委員会
3 教科書、学用品の調達および支給	学校教育班	県教育委員会
4 授業料の減免等	学校教育班	(独)日本学生支援機構
5 学校給食対策	学校教育班	県教育委員会、 (一財)秋田市学校給食会

1 災害発生直前直後の体制

適切な避難の指示により児童生徒の安全を確保するとともに、災害の規模、児童生徒および学校施設の被害状況を把握し、必要に応じ臨時休校等の措置をとる。

(1) 非常体制の確立

ア 教職員の非常招集

学校長等は教職員を非常招集するとともに、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

イ 情報等の収集・伝達体制

(ア) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

(イ) 学校長等は、関係機関から災害に関する情報や気象警報等を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

(ウ) 学校長等は、児童生徒および学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、教育委員会およびその他の関係機関に報告する。

ウ 協力体制の確立

市は、警察署、消防署（団）および保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。

(2) 児童生徒の避難等

在校時に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、以下により児童生徒の避難を実施する。

ア 情報の伝達

児童生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

イ 避難の指示

学校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

ウ 避難の誘導

学校長等および教職員は、児童生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市教育委員会や消防署、警察署など関係機関の指示および協力を得て行う。

また、避難や負傷者の搬送に利用する交通路については、その安全性を十分に確認したのちに利用する。

エ 休校措置

学校長等は、教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休校措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあっては教職員が地区別に付き添うか、又は保護者に連絡の上、直接引き渡すなど、安全を確保する。

オ 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険・事故を防止するため、児童生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教職員による引率等の措置を講ずる。

カ 校内保護

学校長等は、災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

なお、市教育委員会に対し、速やかに児童生徒数その他必要な事項を報告する。

キ 保健衛生

学校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

(3) 在校時以外の措置

ア 休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休校措置を決定したときは、直ちに各学校等で定める緊急時連絡網などにより、保護者又は児童生徒に徹底させるとともに教育委員会に報告する。

イ 安否確認

市および各学校長等は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童生徒の安否確認を行う。

(4) 被害状況の把握と報告

学校長等施設の管理者は、適切な緊急避難の指示をするとともに、災害の規模、児童生徒および学校施設の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

2 応急教育の実施

被害程度および状況に応じて、代替施設の確保に努める。

また、教員の確保が困難な場合は、市教育委員会管内での調整や県教育委員会に対する補助

教員の配置の要請等を行い、応急教育の実施に努める。

市（学校教育班）は、被災した学校等の教育活動を早期に再開するための措置を講ずる。特に被災した学校が一部の地域に限られる場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間における施設や教職員等に関する相互協力体制を整備する。

(1) 文教施設の確保

市（学校教育班）は、教育施設等の確保に努め、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

ア 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合は、できる限り速やかに補修し、施設を確保して授業の再開に努める。

イ 被災により校舎の一部が利用できない場合は、被災をまぬがれた教室などを利用する。学校運営ならびに安全管理上緊急に修理を要する所については応急修理又は補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう措置を講じ、合同又は二部授業を行うなどして、できる限り休校を避ける。

ウ 被災により一時使用不可能になった校舎が、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散して授業を実施する。

余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設等を利用して授業を行う。

オ 教育施設が確保できない場合は、プレハブ等の仮校舎を建設する。

カ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図る。

(2) 教員の確保

市（学校教育班）は、災害発生時における教員の確保のために次の措置を講ずる。

ア 参集体制の整備

災害の規模、程度に応じた教員の参集体制を整備する。

イ 被災により教員を確保できない場合の処置

(ア) 少数の場合は、学校内で調整する。

(イ) 学校内で調整できない場合は、市教育委員会管内で調整する。

(ウ) 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。

(3) 被災児童生徒の保護

ア 健康診断の実施

市（学校教育班）は、被災地域の児童生徒に対して、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。

イ 児童生徒への指導

学校長は、児童生徒に対し、災害によって生じた危険な場所には近づかないように指導の徹底を図る。

(4) 学校飼育動物の保護

- ア 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- イ 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。
- ウ 被災動物の飼料不足が発生しないよう、飼料調達に努める。

3 教科書、学用品の調達および支給

被災により就学上著しく支障のある児童生徒がいる場合、教科書、学用品等を調達し支給する。

また、文房具、通学用品を喪失又は棄損し、しかも災害のため直ちに入手が困難な児童生徒の人員、品目を調査の上、その確保に努める。

(1) 対象者

- ア 災害によって住家に被害を受けた児童生徒
- イ 小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒
- ウ 学用品がなく、就学に支障を生じている児童生徒

(2) 支給の品目

- ア 教科書および教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 教科書等の確保

ア 支給の方法

(ア) 教科書の調達・支給は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県に報告するとともに教育委員会において一括調達し、学校長を経て速やかに支給する。

市（学校教育班）は、自ら学用品等の支給の実施が困難な場合は、県へ学用品等の支給の実施、調達について応援を要請する。

(イ) 教科書販売会社と連絡をとり、必要冊数を確保し、支給する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第48節「災害救助法の適用」も参照のこと。

4 授業料の減免等

市は市立高等学校、公立美大附属高等学院の生徒、公立美術大学の学生が被害を受け、学資

の負担に堪えられなくなった場合は授業料の減免の措置に係る周知、相談体制の確保に努める。

奨学金についても独立行政法人日本学生支援機構に対し、貸付枠の拡大を図られるよう要請する。

5 学校給食対策

災害により給食ができないときは、以下の措置を行う。

(1) 応急措置

ア 学校給食施設、設備および給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、学校給食が困難な場合には中止等の措置をとる。

イ 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

(2) 応急復旧

ア 給食調理場、給食用設備等の清掃および消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。

イ 児童、生徒、学校職員の感染症の発生状況を調査確認し、必要に応じ保健所等と協力し、防疫措置を講ずる。

第22節 児童生徒のこころのケア

計画の方針

児童生徒が災害から受けるこころの衝撃は大人よりも大きいと言われ、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的な不調等へ適切に対応して、児童生徒のこころの健康保持・増進に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	児童生徒の心身の健康観察、こころのケア
〃 3日以内	カウンセラー派遣計画の作成
〃 1週間以内	児童生徒・保護者への説明、カウンセリングの実施
〃 1か月以内	医療機関の受診勧奨（症状が1か月継続している児童生徒）

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	児童生徒の心身の健康観察、こころのケア
72時間（3日）以内	カウンセラー派遣計画の作成
1週間以内	
1か月以内	児童生徒・保護者への説明、カウンセリングの実施 医療機関の受診勧奨（症状が1か月継続している児童生徒）

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 カウンセラー派遣計画の作成要請	学校教育班	（県）教育委員会、 秋田県臨床心理士会
2 カウンセリングの実施	学校教育班	（県）教育委員会

1 カウンセラー派遣計画の作成要請

市は、学校開始直後から各校へカウンセラーを派遣できるよう、県教育委員会と連絡・調整を行い、カウンセラー派遣計画を作成する。

2 カウンセリングの実施

(1) 児童生徒・保護者への説明

市は、カウンセラー派遣計画について、迅速かつ確実に各学校へ通知するとともに、各校から児童生徒や保護者へ一斉メール等を利用して説明するよう指示する。

(2) 健康調査・カウンセリングの実施

カウンセリング実施に係る健康調査等のストレスチェックを実施するとともに、臨床心理士による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。

(3) 相談窓口等での対応

家庭教育相談（ぐりーん・えこー）や児童生徒に関する施設・相談窓口では、こころのケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携を取りながら、適切な対策を実施する。

第23節 応急保育の実施

計画の方針

災害時の保育は、乳幼児をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の精神的安定を確保する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	教育・保育施設の被害状況の把握
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	乳幼児の被災状況の把握
〃 3日以内	教育・保育計画の作成
〃 1週間以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	教育・保育施設の被害状況の把握
24時間以内	乳幼児の被災状況の把握
72時間（3日）以内	教育・保育計画の作成
1週間以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施体制の確立	子ども班	各教育・保育施設
2 応急保育の実施	子ども班	各教育・保育施設

1 実施体制の確立

(1) 実施機関

応急保育は子ども班が指示し、各教育・保育施設が実施する。

(2) 復旧体制の確立

教育・保育施設の長は、職員を掌握して施設の整理を行い、乳幼児の被災状況を把握し、子ども未来部長と連携し、復旧体制の確立に努める。

(3) 連絡体制の確立

子ども未来部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、教育・保育施設の長はその指示事項の徹底を図る。

2 応急保育の実施

(1) 通所の可否による保育の実施

ア 通所可能な乳幼児について

通所可能な乳幼児については、災害対応マニュアル等に基づき、各教育・保育施設において保育する。

イ 通所できない乳幼児について

被災により通所できない乳幼児については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

(2) 保育所での対応

ア 入所している乳幼児以外の受け入れについて

入所している乳幼児以外の受け入れについては、可能な限り、災害対応マニュアル等に基づき、対応するよう検討する。

イ 長期間教育・保育施設が使用できない場合

災害等により長期間教育・保育施設として使用できない場合、子ども未来部長は、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、教育・保育施設の長に指示して、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第24節 防疫・保健衛生対策

計画の方針

被災地における防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、市民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難者の輸送
風水害等による被害発生	食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導、 避難所の環境整備
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	防疫資機材の調達、感染症の予防
〃 1週間以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導、 井戸水等の衛生指導
24時間以内	避難場所の環境整備
72時間（3日）以内	防疫資機材の調達
1週間以内	感染症の予防

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 防疫対策	健康危機管理班	
2 食品の衛生監視	健康危機管理班	
3 防疫用薬品、資機材等の 調達	健康危機管理班	

1 防疫対策

(1) 防疫の実施機関

ア 活動に当たっては、保健部が担当する。

イ 本市単独の措置が不能の場合は、近隣市町や県、国、その他関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 防疫の実施方法

市（健康危機管理班）は、災害対策本部、生活班等と連携し、家屋の床上、床下浸水の状況把握、感染症患者の発生届の受理、ならびに市民に対する予防教育および広報活動に努め、災害規模に応じ防疫班を編成する。

また、災害時の防疫措置に必要な薬剤、器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。

ア 防疫措置情報の収集・報告

市（健康危機管理班）は、災害発生後、県、警察および消防等とも連絡をとり、被害状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、診断した場合、又は疑いのある場合は保健所（健康危機管理班）への届出を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる避難所との連絡を密にする。

イ 薬剤・防疫資機材・人員等の確保

原則として、個人又は所有者が調達するが、状況により市（健康危機管理班）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤や器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。

(ア) 薬剤等

市で備蓄保管している薬剤等を確認し、不足分については県にあっせんを要請するとともに、業者より購入する。

(イ) 防疫班の編成

防疫班を災害規模により編成し、感染症の予防に関する活動を実施する。

ウ 感染症の予防

(ア) 感染症予防に関する広報

a 市（健康危機管理班）は、感染症予防のための情報を、新聞やテレビ・ラジオ等のメディアの協力を得て、広報するほか、地区組織等の協力を得て速やかに感染予防の指導を行う。

b 避難所等における手洗い方法やトイレの衛生管理等の指導を行う。

c 床上浸水については、屋内の清潔方法や消毒方法、家屋周辺の清潔方法を指導する。

(イ) 消毒の実施

保健所長の判断に基づき消毒を実施する。

なお、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第

114号。以下、「感染症法」という。)第27条の規定により、知事は、感染症患者もしくはその保護者又はその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。

また、災害の状況により感染症の患者等による消毒が実施不可能等の場合は、法第27条の規定により知事は市に消毒を指示することができる。

(ウ) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条の規定により保健所長が定めた地域で実施する。

エ 感染症患者等の発生対応

市(健康危機管理班)は、感染症法に基づき速やかに対応する。

(3) 防疫の記録整備

市(健康危機管理班)は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健所長に報告する。

2 食品の衛生監視

(1) 実施機関と体制

市(健康危機管理班)は、食品衛生や環境衛生を確保するため、班を編成し、監視、指導を行う。

ア 食品・環境衛生監視指導班の構成

班の構成は、食品衛生監視員や環境衛生監視員が中心となるが、状況によっては、職務経験者やボランティア等の協力要請を行う。

職務経験者については、あらかじめ作成した協力者名簿を活用する。

イ 食品衛生協会、生活衛生同業組合との協力体制の確立

関係営業施設における衛生管理の周知徹底に当たっては、営業者団体との情報交換や協力が必要であることから、その体制を確立し、対策を実施する。

ウ 分析機関との連携

食中毒発生時の微生物検査や井戸水等の水質検査などの件数増大が予想されるため、緊急時の受入れ体制の確立等において分析機関との連携を図る。

表 3-24-1 防疫・保健衛生連絡リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
秋田県庁	生活衛生課	山王四丁目 1-1	860-1592	860-3856
秋田県健康環境センター	保健衛生部	千秋久保田町 6-6	832-5005	832-5938
秋田県動物愛護センター分所		浜田字神坂 160	828-6561	828-6562
秋田食品衛生協会	協会事務局	八橋南一丁目 8-3 (秋田市保健所内)	866-9875	866-9876
(公社)秋田県 獣医師会秋田支部	事 務 局	中通六丁目 7-9 (畜産会館内)	835-1031	832-2274
(公財)秋田県 総合保健事業団	児桜検査セ ンター	寺内児桜三丁目 1-24	845-5100	845-9255
(株)秋田県分析化学センター		八橋字下八橋 191-42	862-4930	862-4028
秋田県 ペストコントロール協会		外旭川字三後田 175 ((株)ダイナミックサ ニート内)	868-0522	868-5211
厚生労働省健康・生活衛生局	食品監視安 全課		03-5253-1111	03-3503-7964
厚生労働省東北厚生局 健康福祉部	食品衛生課		022-726-9264	022-204-8607

(2) 実施の方法

市（健康危機管理班）は、次により食品衛生および環境衛生の監視を行う。

ア 食品営業施設に対する監視指導

(ア) 食品営業施設の衛生管理

- a 調理場および食材調達から調理・保存等に至るまでの衛生管理を徹底する。
- b 営業施設の供給能力を超えないよう注意する。
- c 食中毒の発生しにくいメニューとする。

(イ) 他県業者の営業施設について

他県業者が製造した食品については、その自治体に輸送時間を考慮した衛生管理について指導を要請する。

イ 救護食品に関する啓発の指導

(ア) ラベル記載内容の確認等

消費期限、賞味期限、製造者等を確認する。

(イ) 保管方法と保存期間

- a 冷蔵庫の有無にかかわらず、食品の保存はできるだけ避け、早めに消費する。
- b やむを得ず常温保管する場合は、季節、室温、湿度、日差し等に注意し、冷暗所を選ぶ。

(ウ) 非加熱食品はできるだけ提供しない。

(エ) 幼児・高齢者・易感染者に対する注意

感染・発病の危険性が高いため、安全性の高い食品を提供する。

ウ 炊き出し施設に対する衛生指導

(ア) 食品の衛生的な取扱い

食品の食材調達から調理・保存・提供に至るすべての工程で「食品を汚さない」「加熱する」「細菌を増やさない」を原則とした衛生管理を徹底する。

(イ) 調理場所の衛生管理

十分な洗浄、消毒、乾燥等およびねずみ族・昆虫の侵入防止に努める。

(ウ) 食器の衛生指導

安全な水を使用できないところでは、使い捨て食器やペーパータオル等の使用を図る。

(エ) 調理者等の衛生指導

a 下痢をしている人、傷をもっている人、化膿創のある人、体調の悪い人等は炊き出しや食事のサービスに従事しない。

b 従事者の手指の洗浄・消毒を励行し、汚れたタオルでの手ふきを避ける。

(オ) 食材の保管と購入に関する衛生管理

ねずみ族・昆虫等の侵入防止、および食材購入時のラベル記載内容の確認、保存方法と保存期間に留意する。

エ 生活衛生関係施設に対する監視指導

(ア) 飲料水等の衛生管理

避難所等の飲料水や使用水の衛生管理について指導する。

(イ) 共同入浴施設の衛生管理

公衆浴場、旅館の入浴施設、仮設風呂など災害時に利用される入浴施設の衛生管理について指導する。

(ウ) 避難所のダニ等の衛生害虫の発生防止等について指導する。

オ 応援要請

食品・環境衛生監視指導において、監視指導人員が不足することが予想される場合は、近隣自治体職員の派遣、職務経験者の動員やボランティアの募集を要請する。

(3) 広報

災害対策本部を経由して広報を依頼する。

また、関係営業施設や一般を対象とした食品・環境衛生の確保に関するリーフレットを配布する。

3 防疫用薬品、資機材等の調達

防疫活動に必要な薬品および保健衛生資機材は、備蓄品を活用する。災害の規模により医薬品および器材等が不足する場合は、その都度、調達するとともに、必要に応じて県へあつせんを依頼する。

第 25 節

こころのケア

計画の方針

避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く避難生活による精神的不調、P T S D（心的外傷後ストレス障害）等へ適切に対応して被災者のこころの健康の保持・増進に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	保健所内にこころのケア相談センターの設置
〃 3 日以内	避難所への巡回相談の開始 D P A T（県災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請
〃 1 週間以内	在宅者等への訪問活動の開始
〃 1 か月以内	
〃 3 か月以内	仮設住宅入居者等の健康相談の開始、P T S D への対応

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	保健所内にこころのケア相談センターの設置
72 時間（3 日）以内	避難所への巡回相談の開始 D P A T（県災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請
1 週間以内	在宅者等への訪問活動の開始
1 か月以内	
3 か月以内	仮設住宅入居者等の健康相談の開始、P T S D への対応

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 こころの健康状態の把握	健康支援班	秋田市医師会
2 こころのケア相談	健康支援班	秋田市医師会、D P A T、秋田県子ども・女性・障害者相談センター

1 こころの健康状態の把握

(1) 被災者のこころの健康状態の把握

市（健康支援班）は、県や市医師会の協力を得て、医師および保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、「見守り必要性チェックリスト」を用いてこころの健康状態の把握を行う。

(2) 被災者のストレスの緩和

市（健康支援班）は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行いストレスの軽減に努めるとともに、P T S Dに関する広報活動を行う。

市（健康支援班）は、被災によってP T S Dの疑いのある者等、こころのケアが必要な者について、「こころのケア相談センター」を通じて支援し、必要に応じて精神科医や臨床心理士等の専門家に相談できるよう適切な対応を行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

市（健康支援班）は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康相談票およびリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

市（健康支援班）は、症状の安定のために関係機関と連携を図り、必要に応じて、施設（医療機関、福祉施設等）の利用、あるいは在宅で安全な生活ができるよう支援する。

2 こころのケア相談

(1) 「こころのケア相談センター」の設置

市（健康支援班）は、「こころのケア相談センター」を設置し、被災者の精神衛生状態の把握に努める。

また、保健所長が必要と判断した場合には、県保健医療福祉調整本部に対し、D P A T（県災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請する。

なお、「こころのケア相談センター」では、D P A Tの派遣など支援体制の進展に応じて次

の活動を実施する。

ア 第一段階

D P A T ・市医師会および臨床心理士の協力を得て、精神科医等医師による保健所での相談、保健所からの避難所への巡回相談および訪問活動

イ 第二段階

(ア) D P A Tによる巡回相談、近隣の精神科医療機関への紹介

(イ) 保健所による長期継続が必要なケースの把握、対応

ウ 第三段階

「こころのケア相談センター」におけるこころのケアに関する相談支援体制の構築、各避難所および在宅者の状況把握

エ 第四段階

(ア) 仮設住宅入居者、在宅者等への巡回相談、訪問活動

(イ) P T S Dへの対応

(2) 児童、高齢者、外国人に対するこころのケアの実施

市（健康支援班）は、言葉で十分に気持ちを表現することが難しい児童や、環境の変化で体調を崩しやすい高齢者、情報入手が困難な外国人に対しても十分配慮し、適切なケアを行う。

(3) こころのケアに対する正しい知識の普及および相談

市（健康支援班）は、こころのケアやP T S Dに関するリーフレットを被災者および支援者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続してこころのケアに対応していく。

(4) 支援者および市職員等のこころの健康の保持・増進

災害復旧や被災者の対応に当たる支援者に対し、支援者自身のこころのケアに関する情報を提供する。

ア 市（健康支援班）は、被災や災害現場での支援活動によるP T S Dの疑いのある者について、「こころのケア相談センター」を通じてこころの相談などの適切な対応を行うとともに、P T S Dに関する広報活動に努める。

イ 市（各班）は、できるだけ早期に業務内容を明確にし、職員に休息をとらせるためのローテーションに努める。

第26節 ボランティアの受入れ

計画の方針

大規模な災害が市内に発生した場合、応急対策や被災者の生活支援を迅速かつ的確に実施するには、市および防災関係機関だけでは、十分に対応できないことも予想される。このため、市は、災害ボランティアセンターの設置等によりボランティアの協力を最大限得られるよう努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	災害ボランティアセンターの設置、 コーディネーターの確保、ボランティアニーズの把握
〃 3日以内	一般・専門ボランティアの受入
〃 1週間以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	災害ボランティアセンターの設置 コーディネーターの確保、ボランティアニーズの把握
72時間（3日）以内	一般・専門ボランティアの受入
1週間以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 ボランティアの分類		
2 ボランティアの活動分野		
3 ボランティアとして活動する個人、団体		
4 受入体制の確立	福祉班、各班	秋田市社会福祉協議会、 日本赤十字社秋田県支部、 ボランティア団体等
5 連携体制の確保	福祉班、各班	秋田市社会福祉協議会

1 ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人や団体」である。

(1) 一般ボランティア

災害時に被災者の救護活動、高齢者、障がい者等の介護の補助など労務を提供するボランティア。

(2) 専門（技術）ボランティア

応急危険度判定など建築・土木関係の専門家、外国語・手話通訳者などの専門家。

2 ボランティアの活動分野**(1) 一般分野**

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難所の運営
- ウ 炊き出し、食糧等の配布
- エ 救援物資等の仕分け、輸送
- オ 要配慮者の介護の補助
- カ 清掃（災害ごみの運び出し支援等）
- キ その他被災地における軽作業等

(2) 専門分野

- ア 宅地等の応急危険度判定

- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 外国語の通訳
- エ 情報の収集整理、広報
- オ 災害ボランティアのコーディネート
- カ その他専門的知識、技能を要する活動

3 ボランティアとして活動する個人、団体

(1) 個人

- ア ボランティア登録者
- イ 地域住民
- ウ その他

(2) 団体

- ア NPO等（特定非営利活動法人・一般社団法人）
- イ その他のボランティア活動団体

4 受入体制の確立

災害時には、被災地内外のNPO等やボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図る上で大きな力となる。そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動等が行えるように、被害状況や被災者ニーズの全体像を把握するとともに、秋田市社会福祉協議会と連携しNPO等の支援内容を把握する。

また、発災当初は、市災害対策本部事務局がNPO等との窓口となり、NPO等が円滑に活動できる体制を確保する。さらに、個人や団体のボランティア活動のために、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

秋田市社会福祉協議会は、市（福祉班）と速やかに協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。市（福祉班）は、その事務局の設置場所を近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。

また、災害ボランティアセンターの運営に係る人員体制については、平時より秋田市社会福祉協議会や関連団体と人員派遣について協議し、人員確保に努める。

なお、市は、県から事務の委任を受けた場合に、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- ア 災害ボランティアセンターの業務

- (ア) 市災害対策本部との連絡・調整
- (イ) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- (ウ) 行政情報およびボランティア情報など各種情報の収集・整理・提供
- (エ) ボランティアの受付・派遣・コーディネート、保険加入の手続
- (オ) 被災者ニーズの把握
- (カ) その他被災状況、時期により必要と認められるもの

イ ボランティアへの対応

市（福祉班）は、あらかじめ秋田市社会福祉協議会に災害時のボランティアへの対応を要請し、日頃から市民の災害ボランティアの育成を行うとともに、両者で、災害時に各地から駆けつけるボランティアへの対応方法についても協議しておく。

ウ コーディネーターの確保

災害ボランティアセンターの開設に当たっては、次のような団体あるいは個人にコーディネーターを要請する。

また、このコーディネーターを核として、民間諸団体および個人ボランティアをネットワーク化し、市や被災した市民の要請に応えた活動を展開する。

- (ア) 被災地の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること。
- (イ) 市と信頼関係がある、又は作ることができること。
- (ウ) 被災地の中で中立的な立場を保つことができること。
- (エ) ボランティア活動についての豊富な知識、経験を有していること。
- (オ) 集団や組織のマネジメントができること。

エ 偽ボランティア対策

災害ボランティアセンターでは、登録したボランティアに対し、証明書あるいはワッペンを発行し、ボランティアを装った便乗業者等を識別できるようにする。

(2) ボランティアの受入れ体制の整備

市災害対策本部は、市が実施する業務を担うボランティアを受け入れるため、災害ボランティアセンターとの接点となる窓口を各班に設置し、窓口では、ボランティアについて、班内のニーズ把握、センターへの派遣要請、班内での割り振り、活動場所の提供等の調整を行う。

表 3-26-1 ボランティアの受入れ窓口

区分		活動内容	受入れ窓口
一般		炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護の補助、手話等	市民生活班 福祉班
専門	応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定士） 被災宅地の危険度判定（被災宅地危険度判定士）	建築指導班 都市計画班
	要配慮者の支援	要配慮者の介護等（各種支援団体）	福祉班

区分	活動内容	受入れ窓口
語学	外国語通訳・翻訳等	企画班
アマチュア無線	非常通信等	総務班
応急救護活動等	応急救護活動等（消防職・団員ＯＢによる消防支援隊）	消防部

5 連携体制の確保

市（福祉班）はボランティア活動について、県、秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、各ボランティア団体と連携し、以下の支援を行う。

(1) 活動拠点の提供

市（福祉班）は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）との調整に基づき、ボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(2) 資材・機材・設備等の提供

市（福祉班）は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）との調整に基づき、必要に応じて資材・機材・設備等を提供する。

(3) 被害状況等の情報提供

市（福祉班）は、災害ボランティアセンターに対し、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

(4) 連絡会議等による情報共有

市（災害対策本部）は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

(5) ボランティア保険の加入促進

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(6) ボランティアに対する活動費用の負担

市は必要に応じてボランティアの活動に伴う経費を負担する。

第 27 節

飲料水の確保

計画の方針

生命を維持していくために飲料水は不可欠である。災害によって水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は、水道施設等の被災と同時に活動を開始し、飲料水の供給に万全を期する。

活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 48 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	被災状況の把握、個人備蓄による対応
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	給水車による給水
〃 1 週間以内	生活用水の確保

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	被災状況の把握、 個人備蓄による対応
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	給水車による給水
1 週間以内	生活用水の確保

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施機関	給水班	
2 飲料水供給対象者		
3 応急飲料水等の確保	給水班	
4 応急飲料水の供給方法	給水班	
5 応援要請	防災対策班、上下水道総務班	
6 生活用水の確保	給水班	
7 応急給水時の広報	広報班、給水班	
8 給水活動の配慮事項	防災対策班、給水班	

1 実施機関

市（給水班）は、被災者又は断水地域における市民の飲料水の確保を行う。

2 飲料水供給対象者

災害のための水道、井戸等の供給施設が破壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し供給する。

3 応急飲料水等の確保

(1) 応急給水計画の作成

市（給水班）は、応急給水計画を作成し、飲料水を確保する。

ア 水道機能の被害状況の早期把握

飲料水の供給に当たっては、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立する。

イ 供給目標水量の設定

被災から3日間	：	1人1日3リットル（飲料水）
〃 4日目以降	：	1人1日20リットル（飲料水＋生活用水）

(2) 優先的な給水

緊急（特別）に給水を要する人工透析実施病院等に対し、優先的に応急給水をする。

(3) 応急給水資機材の調達

市（給水班）は、あらかじめ定められた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては給水用の車両や資機材が不足する可能性があること

から、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請する。

(4) 取水拠点（水源）

ア 取水拠点（配水場等）および応急給水施設（応急給水弁等）を利用する。

イ 近隣市町村の水道水を利用する。

◆資料編 28－2 浄水場・配水場一覧表

〃 28－4 応急給水施設一覧表

4 応急飲料水の供給方法

(1) 計画の方針

上下水道事業管理者は、被災地区の道路事情を勘案し、指定避難所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行う。

また、水道施設の応急復旧の進捗に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し応急給水を行う。

(2) 給水拠点

応急給水拠点は資料編に示す避難所のうち、小中学校などの規模の大きい施設とする。

◆資料編 25－2 指定避難所一覧表

(3) 給水方法

応急給水拠点において1 m³用の給水バッグと仮設給水栓を設置し、被災者が持参した容器や市が準備した非常用飲料水袋等に給水する。

また、状況に応じて給水拠点以外に必要とされる避難所や集団住宅等の被災者へ迅速に給水する。

5 応援要請

(1) 応援の要請

上下水道事業管理者は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請するとともに、他の協定書や相互応援計画に基づき応援要請する。

(2) 自衛隊への要請

(1)の災害時応援に関する協定書によっても処理できない場合は、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

6 生活用水の確保

災害によって水道機能の停止等により生活用水の確保が困難になった場合、市（給水班）は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量および供給に努める。

また、発災から時間が経過するにしたがって、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討する。トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では1世帯当たり1日200リットル以上を使うとされ、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくる。このため、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次、1人当たりの給水量を増やしていく。

7 応急給水時の広報

市（給水班）は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、給水の場所や時間等の内容について、広報車、市ホームページ、SNS、報道機関、広報あきた等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

8 給水活動の配慮事項

(1) 給水活動の配慮事項

給水活動の実施に当たっては次のような点に配慮する。

ア 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対して、優先的に給水を実施する。

イ 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生を確保する。

ウ 要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす市民も多いと考えられる。しかし、市民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者、障がい者、乳幼児等も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮する。

エ 市民の協力

給水時の混乱防止や、高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、ボランティアに協力を依頼する。

(2) 水質検査の実施および飲料水の調達体制の整備

市は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。

また、災害時に被災者等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備する。

第 28 節

食糧の確保

計画の方針

災害によって、炊事はもちろんのこと食糧の確保さえも困難になった場合には、被災者の生命・身体の安全を確保するために、迅速に食糧の供給活動を行う。

また、必要に応じて応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行う。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 48 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	必要数量の把握、 避難所備蓄物資による対応、個人備蓄による対応
風水害等による被害発生	協定に基づく食糧の調達、 おにぎり・パン等の供給、近隣市町村への応援要請
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	炊き出し等による食糧の配給
〃 3 日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	必要数量の把握、 避難所備蓄物資による対応、個人備蓄による対応
6 時間以内	
12 時間以内	協定に基づく食糧の調達
24 時間以内	おにぎり、パン等の供給、近隣市町村への応援要請
72 時間（3 日）以内	炊き出し等による食糧の配給

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施機関	総務班、福祉班、市場班、 防災対策班	
2 食糧供給対象者		
3 災害救助法適用時の食糧 の応急供給	防災対策班	
4 食糧の供給品目	防災対策班	
5 食糧の調達	防災対策班、市場班	農林水産省、自衛隊、県、 協定締結業者等
6 炊き出しの実施と応急食 糧の配食	福祉班	
7 県、近隣市町村への応援 要請	防災対策班	
8 支援物資の受入周知	広報班、財政班	

1 実施機関

防災対策班、市場班又は福祉班は、本部長の指示に基づき応急給食の配給、人員、設備等の計画を策定し、食糧の調達および炊き出しを行う。食糧の調達については防災対策班および市場班、炊き出しについては福祉班、これらの供給運搬は総務班が担当する。

2 食糧供給対象者

食糧供給の対象者は以下のとおりとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者および縁故先への一時避難者
- (4) 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。）

3 災害救助法適用時の食糧の応急供給

(1) 応急供給を行う場合

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、または知事の補佐をする者として、市長が実施する。

(2) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 避難所に収容された者、住家に被害を受け現に炊事のできない者を対象とする。
- イ 被災者が直ちに食することのできる現物による。
- ウ 費用は、災害救助法に基づき、主食、副食および燃料等の経費として、一人一日あたり1,330円以内とする。
- エ 実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 緊急措置

市は、緊急措置のため知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議の上、供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給数量および受領責任者等の事項を知事に報告する。

4 食糧の供給品目

(1) 災害に応じた品目選定

食糧の給与に当たっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して給与する。

(2) 被災者数および被災者の考慮

避難所等における被災者数および被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食料品目の選定および必要数量の設定を行う。特に要配慮者およびアレルギーや腎疾患等で特別な食事が必要な者に配慮した品目の供給に努める。

(3) 基本的な品目

米穀類（米飯を含む）・麺類・乾パンおよび食パン等の主食のほか、必要に応じて、肉類・乾加工品類・缶詰類・そ菜類および漬物等の副食、味噌、醤油および食塩等の調味料類等を給与する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

5 食糧の調達

(1) 食糧の調達

米穀は、市内の生産者、米穀小売業者等から調達するが、災害救助法が適用され、業者の所有米穀で不足の場合は知事に要請する。この場合、市長はあらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ農林水産省又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け総合食料局長通知）に基づき応急米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

(2) 食品の調達

市場班は、災害の状況および配給を必要とする被災者数を確認し、市が備蓄する食品および応援協定に基づく締結業者等から調達した食品を被災者に給与する。同時に、市場班は各市場と物資調達のための連絡調整も行う。

(3) 副食、調味料および野菜の調達

副食（佃煮、梅干し等）、調味料（塩、味噌、醤油等）、野菜等は小売業者および応援協定締結業者などから調達し、災害が甚大で市内での物資の調達が困難な場合は、県および協定締結都市に援助協力を要請する。

また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局など粉ミルク販売業者から調達する。

(4) 食糧集積地の選定および管理

ア 食糧集積地の選定

市（防災対策班・市場班）は交通および連絡に便利な公共施設その他適当な場所を食糧の集積地として選定し、調達した食糧の集配を行う。

イ 集積地の管理

市（市場班）は、食糧の集積を行う場合、集積地に管理責任者および警備員等を配置し、食糧管理の万全を期す。

6 炊き出しの実施と応急食糧の配食

市（福祉班）は、災害による被災者および応急対策に従事する者に対し、炊き出しの実施によって迅速かつ円滑に応急食糧の配食を行う。

また、必要に応じ、日赤奉仕団に協力を求める。

(1) 炊き出しの実施方法

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 炊き出し場所については、できる限り事前に周知を行う。

(2) 現場責任者

福祉班が責任者を配置する。

(3) 炊き出し実施上の留意点

ア 炊き出しに当たっては、献立の栄養価を考慮するとともに、食品衛生に心がける。

イ 被災状況により食器等が確保されるまでは、おにぎりや乾パン、缶詰等を配給する。

7 県、近隣市町村への応援要請

市は、市内で多大な被害が発生し、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県および近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。手続については防災対策班が行う。

8 支援物資の受入周知

大規模災害時には、支援物資の受入又は受入制限を決定する。

また、過去の災害において、個人等からの小口の物資では被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、市は、受付品目・期間等の条件の明確化や企業・団体からの受付を個人よりも優先するなど、報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

なお、品目については、時間の経過に伴い多様化・詳細化する被災地ニーズに対応するよう努める。

第29節 生活必需品の確保

計画の方針

災害により被服、寝具その他の衣料および生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速確実に行うことにより、民生の安定を図る。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第48節「災害救助法の適用」も参照のこと。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	生活必需品の必要数の把握、避難所備蓄による対応
風水害等による被害発生	避難所へ寝具・日用品・乳児用品等の供給、 生活必需品給付の周知、 申請受付および協定に基づく調達、 協定に基づく生活必需品の調達、 近隣市町村への応援要請
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
災害発生の日から10日以内	その他生活必需品の供給

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	生活必需品の必要数の把握
6時間以内	避難所へ寝具、日用品、乳児用品等の供給
12時間以内	生活必需品給付の周知、申請受付および協定に基づく生活必需品の調達
24時間以内	近隣市町村への応援要請
災害発生の日から10日以内	その他生活必需品の供給

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施機関	福祉班	
2 生活必需品の給与又は貸与の対象者		
3 生活必需品の範囲		
4 生活必需品の確保および配分	総務班、福祉班、市民生活班	協定締結事業者等
5 県、近隣市町村への応援要請	防災対策班	
6 政府への要請	防災対策班	
7 支援物資の受入周知	広報班、財政班	

1 実施機関

市は、被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与を行う。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保および市当局までの輸送は県が行い、被災者に対する支給は市が行う。また、災害救助法が適用されない場合においても、市による早期支給ができるよう必要な準備を行う。

2 生活必需品の給与又は貸与の対象者

対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品、および家財を喪失し、又はき損した者で、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にあり、日常生活を営むことが困難な者とする。

3 生活必需品の範囲

災害のため供給する生活物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資を供給する。

ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、手拭き、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、サンダル、傘、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等）

ウ 衣料品（作業着、靴下、洋服、作業服、子供服等、運動靴等）

エ 肌着（シャツ、パンツ等）

- オ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切、炊飯器、ガス器具等）
- カ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- キ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ、木炭等）
- ク その他（上敷きゴザ、ビニールシート等）

4 生活必需品の確保および配分

市は、被害状況や避難状況等を確認しつつ、各避難所において生活必需品の給付に関する周知用のチラシおよび申請書類を配布するとともに、避難所における被災者のニーズ調査などにより、生活必需品が不足している世帯等の状況を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定するとともに、市の備蓄品、支援物資、流通備蓄物資等を確保し、物資を支給する。

また、被災世帯に速やかに周知するため、避難所、市ホームページ、SNSのほか、必要に応じて報道機関を通じた周知を行う。

(1) 支給についての配慮

生活必需品の給付に関する申請受付および物資の支給は避難所を原則として、在宅被災者に対しても、生活必需品が不足している場合は、避難所にて申請手続きを行うよう周知する。

ただし、局所的な災害等で避難所が開設されない、又は極めて短時間で避難所が閉鎖された場合には、民生委員や町内会の協力も得ながら、生活必需品が不足している世帯からの申請受付および物資の支給を行うものとする。

(2) 人員の確保

物資の支給に際しては、運搬、小分け、配布等の極めて人手を要する作業が生じることから、各部局による全庁的な体制とするとともに、民間事業者やボランティア等の協力を得る。

5 県、近隣市町村への応援要請

市は、多大な被害を受けたことにより市内において生活必需品の調達が困難と認めたときは、県および近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の調達および給（貸）与を行う。

6 政府への要請

市は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は政府本部に対し、物資の調達を要請する。

7 支援物資の受入周知

大規模災害時には、支援物資の受入又は受入制限を決定する。

また、過去の災害において、個人等からの小口の物資では被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、市は、受付品目・期間等の条件の明確化や企業・団体からの受付を個人よりも優先するなど、報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

なお、品目については、時間の経過に伴い多様化・詳細化する被災地ニーズに対応するよう努める。

第30節 優先給油の要請

計画の方針

大規模で広域的な災害が発生した場合には、製油所の被災による操業停止や道路網の寸断によって、燃料不足が起こる可能性があることから、必要に応じて、協定に基づき秋田県石油商業組合秋田支部に対し、石油製品等の供給を要請する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	市域の燃料供給状況の把握
沈静化後1日以内	秋田県石油商業組合秋田支部への石油製品等の供給要請

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	市域の燃料供給状況の把握 秋田県石油商業組合秋田支部への石油製品等の供給要請

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 石油商業組合との協定に基づく優先供給の実施	防災対策班	
2 燃料油に係る情報の収集・提供	防災対策班、広報班	
3 国および県における優先給油の調整		

1 石油商業組合との協定に基づく優先供給の実施

市は、秋田県石油商業組合秋田支部との間で「災害時における石油製品等の供給に関する協定」を締結している。

市は、災害時に緊急支援車両や避難所の暖房など、必要な燃料の不足が見込まれる場合、本協定に基づき、燃料等の必要量を確保し、緊急車両、防災拠点・避難施設、医療機関への優先的な給油を秋田県石油商業組合秋田支部に要請する。

また、市内における燃料の在庫不足又は石油元売り各社から市内への燃料の供給不足が見込まれる場合には、県を通じて国に対し、市への燃料の優先供給を要請する。

◆資料編 9－15 災害時における石油製品等の供給に関する協定（秋田県石油商業組合秋田支部）

2 燃料油に係る情報の収集・提供

災害発生時には県や秋田県石油商業組合秋田支部から燃料油の供給に関する情報を収集するとともに、それらの関係機関と連携しながら、市ホームページ等において、市民への情報提供を実施する。

3 国および県における優先給油の調整

国（経済産業省）は、被災都道府県が複数にまたがる場合、必要に応じて被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行い、県は、被災市町村が複数にまたがる場合、必要に応じて被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第31節 廃棄物の処理

計画の方針

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路および河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業に当たっては、県、近隣市町村、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

また、被災地域におけるごみの収集およびし尿の処理等の清掃業務等を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全に努める。

なお、大規模災害時には、「秋田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の処理を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	水没便槽等のし尿収集の検討
災害や異常気象等が沈静化	収集体制・集積場所の検討、仮設トイレの設置
沈静化後1日以内	し尿収集開始
〃 3日以内	片付けごみ等の収集開始 仮置場の開設
〃 1週間以内	解体ごみの収集開始
〃 1か月以内	廃棄物処理施設の応急復旧

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	収集体制・集積場所の検討
12時間以内	仮設トイレの設置開始
24時間以内	し尿収集開始
72時間（日）以内	片付けごみ等の収集開始
1週間以内	仮置場の開設、解体ごみの収集開始
1か月以内	廃棄物処理施設の応急復旧

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 障害物の除去	各班	各道路管理者、各河川管理者、 秋田市建設業協会
2 ごみ処理	環境班	
3 し尿処理	環境班	
4 廃棄物処理施設の応急復旧	環境班	
5 廃棄物処理の継続のための措置	環境班	
6 死亡獣畜処理	農業農村振興班、健康危機管理班	

1 障害物の除去

(1) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

表 3-31-1 連絡リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	秋田国道維持 出張所	秋田市泉字登木 73-3	862-2276	864-9040
秋田地域振興局建設部	保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826

ア 除去の方法

市（道路班）は、次により除去を実施する。

(ア) 除去する道路の優先順位は次のとおりとする。

<優先順位>

- | |
|-------------------------------|
| 1 市民の生命の安定を確保するために重要な道路（避難路等） |
| 2 災害防止上重要な道路（火災防ぎょ線となるような道路） |
| 3 緊急輸送を行う上で重要な道路 |
| 4 その他応急対策活動上重要な道路 |

(イ) 除去作業のため必要とする資機材、運搬のための車両等の確保については関係機関の協力を得る。

イ 応援要請

市の能力を超える場合は、県および関係業者に応援を要請する。

◆資料編 8-19 災害時における応急対策活動に関する協定書（一般社団法人秋田県造園協会秋田支部）

〃 8-20 災害時における応急対策活動に関する協定書（一般社団法人秋田市建設業協会）

(2) 河川関係障害物の除去

流木等による橋梁被害や、河川のせき止めによる氾濫に伴う浸水被害を防止するため、障害物の状況を各河川管理者が調査し、速やかに除去する。

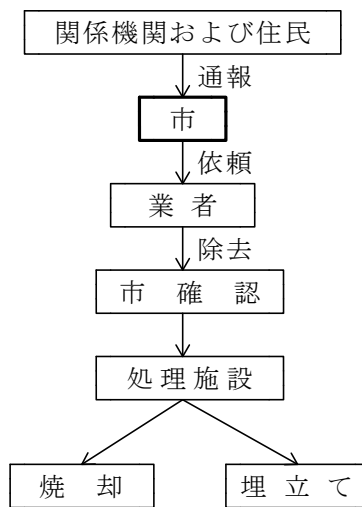


図 3-31-1 河川障害物除去のフロー（市が管理する河川）

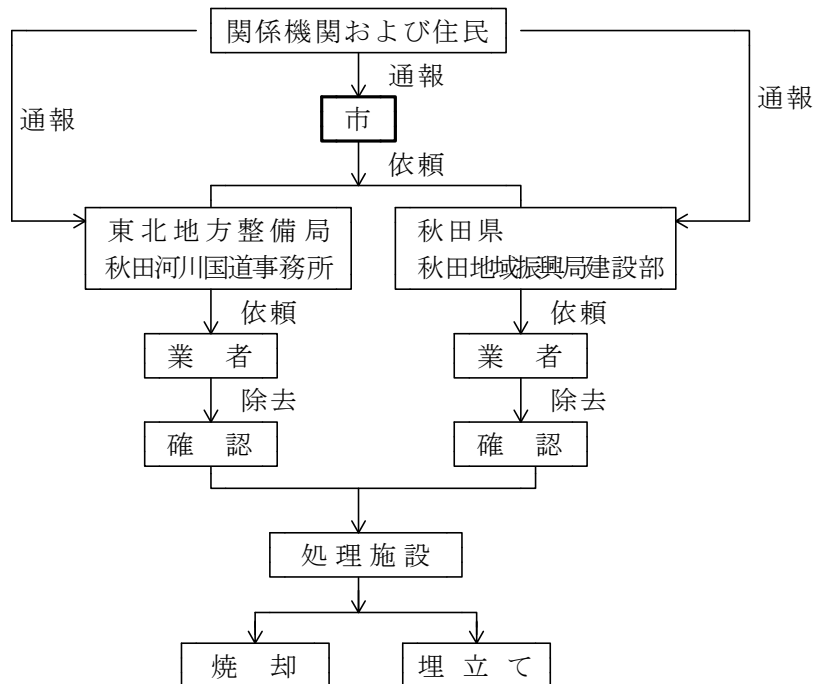


図 3-31-2 河川障害物除去のフロー（市以外が管理する河川）

表 3-31-2 連絡リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	茨島出張所	秋田市茨島五丁目 6-28	862-4362	862-4750
秋田地域振興局建設部	保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3482	860-3826

(3) 住家関係障害物の除去

市は、職員による巡視などにより迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、災害によって日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去、解体を実施する。

ア 実施担当

災害救助法の適用の有無にかかわらず、市長が必要と認めたとき、障害物除去の実施を決定する。なお、市において除去が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 除去の対象物

除去すべき対象物は、住家およびその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物とする。

ウ 除去の対象者

自らの資力で障害物の除去ができない被災者で、次の条件に該当する者とする。

- (ア) 障害物のため、日常生活を営むことが困難な状態にあること。
- (イ) 半壊又は床上浸水した住家
- (ウ) 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること。

エ 除去の方法

市は、除去作業のため必要とする資機材の種別、数量、保有する業者等を明らかにしておくとともに、障害物の除去を実施する。

(4) 除去障害物集積所の確保

災害によって発生する障害物は、被災状況によっては大量になる可能性がある。市は、最終処分までの間保管する場所を確保する必要があることから、空地等に一時集積するとともに、不足の場合は、県を通じて近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。

集積場所が確保できない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

- ア 交通に支障のない国有地、県有地、市有地を確保する。
- イ 国有地、県有地、市有地に適当な場所がないときは民有地を使用するが、やむを得ないとき以外は、所有者の了解を求め事後の処理には万全を期す。

◆資料編 7-10 災害時における廃棄物の仮置場に関する協定書（秋田県）

(5) 除去障害物の処理

ア がれき等の発生量の推計

災害発生後、損壊建築物等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。

イ 分別処理の努力

災害時といえども、可能な限り再資源化を行うことが望ましいことから、集積場所において分別や有害物質の除去を行う。

また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物処理法（廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））の規定に従い、適正な処理を進める。

ウ 工作物の保管および処理・処分

(ア) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名などを公示する。

(イ) 保管した工作物等が消滅又は破損するおそれのあるとき、その保管に不相当の費用および手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管する。

(ウ) 売却の方法、手続は競争入札又は随意契約による。

2 ごみ処理

災害による大量のごみの発生は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信の輻輳、交通の混雑等を十分考慮した上で、市は、ごみの処理を迅速に行い、市民の保健衛生および環境の保全を積極的に図る。

なお、災害ごみの処理は、基礎的自治体を実施する事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、市町村間での協力が有効である。このため、近隣市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備する。

(1) 実施機関

ごみ処理は、環境班が実施する。

(2) ごみ排出量の推定

市（環境班）は、災害時に処理するごみなどを、災害により排出されるもの（片付けごみ、解体ごみなど）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定する。

(3) 作業体制の確保

市（環境班）は、迅速に処理を行うため、平常作業および臨時雇用による応援体制を確立する。

また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

また、ボランティア等の支援が得られるよう事前に作業内容など連携体制の整備に努める。

(4) 収集の方法

被災地および避難所の生活ごみは、委託業者・許可業者・車両借上業者により収集し、原

則として、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ、水銀含有ごみの4区分で収集する。ただし、家庭ごみの収集を優先するため、状況に応じて、腐敗性等が少なく一時的に休止しても生活環境の保全上影響が少ない資源化物等の収集を休止・変更する。

災害ごみは、被災者による仮置場による自己搬入を原則とする。やむを得ない事情により搬入が困難な世帯を対象に、戸別収集を実施する。

ア 状況把握

市（環境班）は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 市民への広報

市（環境班）は、速やかに仮置場の開設方針・状況や災害ごみの分別区分・排出方法を市民に広報する。

ウ 収集運搬処理

市（環境班）は、仮置場を管理し、災害ごみを処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、被災地におけるごみの排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町村や他の民間廃棄物処理業者に協定等により応援を要請し、トラック等車両および作業員を確保することで、収集運搬を効率的かつ衛生的に収集運搬を実施する。

(ア) 避難所が開設された場合は、毎日収集を原則とし、排出物は秋田市総合環境センターに搬入する。

(イ) 被災者が自己の住居で生活している被災地区についても上記と同様とするが、収集はいずれの場合も道路の障害物除去後に実施する。

また、収集運搬の手段がない場合は、国および県の助言を受け、環境への影響が最も少ない場所および方法により緊急措置を講じる。

◆資料編 26-4 ごみ収集車（委託）保有状況一覧表

〃 26-6 ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

(5) 処理方法

市（環境班）は、次によりごみ処理を実施する。

ア 搬入された災害ごみは秋田市総合環境センター等において熔融処理・破碎処理・埋立処分・再資源化処理を行う。

イ 被災が広域にわたり、生活環境の保全上の支障を除去し公衆衛生の向上を図るため緊急を要する場合は、協定に基づき民間や他市町村等の処理施設において処分を行う。

◆資料編 26-1 ごみ処理施設一覧表

(6) 仮置場の選定

大量に発生した災害廃棄物により生活環境の保全に支障をきたすおそれがある場合は、中間処理に備え、仮置場を設置する必要があることから、発災後直ちに仮置場を指定できるよう、あらかじめ選定を行う。

(7) 仮置場開設の公表

仮置場を開設したときは、直ちにその旨を市民に公表する。

(8) 応援要請

災害廃棄物の収集運搬や処分にあたり、支援が必要な場合は、協定に基づき民間団体等への要請や国および県を通じて関係自治体等への要請を行う。

(9) ごみ処理実施上の留意事項

ア 災害救助法適用時における手続上の資料の把握と書類整備

イ 災害対策本部からの指示および伝達事項の周知

3 し尿処理

被災地におけるし尿の処理を迅速に実施し、市民の保健衛生の保全を積極的に図る。

また、収集運搬、処理等の状況により、近隣自治体や県（流域下水道）に応援要請を行う。

(1) 実施機関

し尿処理は、環境班が実施する。

(2) し尿処理排出量の推定

市（環境班）は、早急に収集処理を行うため、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のくみ取り式便槽および避難所等仮設トイレのし尿排出量を推計する。

(3) 作業体制の確保

ア 市（環境班）は、し尿処理の実施に必要な人員、車輛、機材等の確保に努める。

イ 仮設トイレの設置が必要な場合は、協定書締結業者に設置を要請する。

(4) 実施の方法

被災地および避難所の仮設トイレのし尿は、許可業者および近隣自治体の応援隊により収集する。

ア 状況把握

市（環境班）は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から、迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 仮設トイレの設置

仮設トイレの必要数（被災世帯数（人数）等により算出）をレンタル業者等に手配し、設置する。

ウ 収集運搬

被災地区および仮設トイレのくみ取りに対しては、専属収集班が収集し、秋田汚泥再生処理センターに搬入する。

◆資料編 26－5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

エ 処理

被災地および避難所から収集運搬したし尿は、秋田汚泥再生処理センターにおいて処理する。

◆資料編 26－2 し尿処理施設一覧表

4 廃棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設が被災することによる市民生活への影響を最小限にとどめ、災害復旧に伴い発生する廃棄物を速やかに処理するために、使用可能な状態に廃棄物処理施設の機能を回復する。

機能回復が遅れ施設が使用できない場合は、県を通じて他の市町村に受入れを要請するとともに、国、県と協議して臨時の集積場所を確保する。

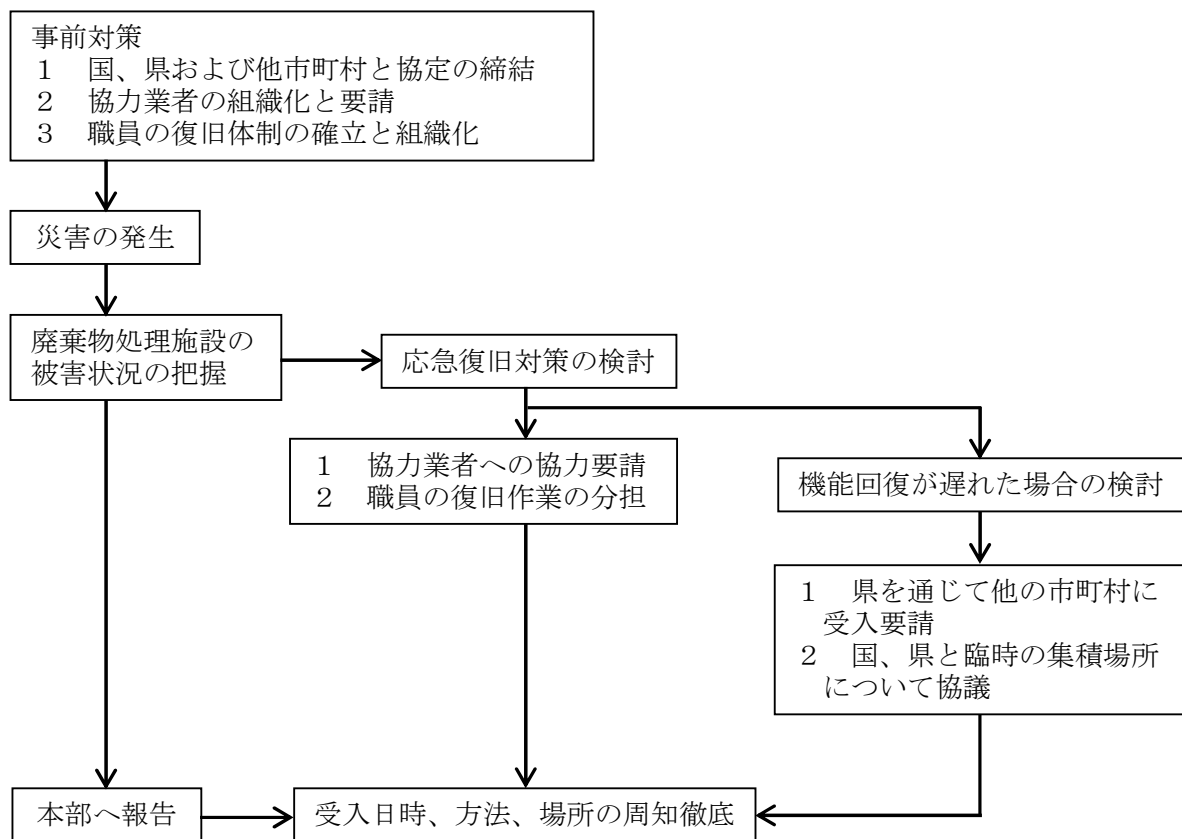


図 3-31-3 廃棄物処理施設の応急復旧の体系

(1) 実施の主体

市（環境班）は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）の応急復旧を実施する。

(2) 施設の応急復旧

ア 施設被害の把握

市（環境班）は、災害発生と同時に施設パトロールを実施し、被災状況の把握に努める。

イ 応急復旧

市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、災害復旧に伴う廃棄物の受入れを考慮して、次の対策措置を講ずる。

(ア) 施設が被災したときは、その施設の機能回復を重点とした応急復旧工事を策定する。

(イ) 保有資機材および職員を投入し、被災設備の応急復旧を速やかに行うとともに、設備メーカーに対して緊急修理の要請をする。

(ウ) 被災設備の応急復旧に必要な資機材が不足する場合は、資機材メーカーに対して緊急供給の要請をする。

(エ) 設備の運転に必要な燃料・電気・水等を関係機関・業者等と連携して確保する。

(3) 広報

下記の事案が発生した場合、広報を実施し、周知を図る。

ア 廃棄物処理施設の一時受入れ停止

(ア) 理由

(イ) 対策の進捗状況

(ウ) 復旧見込み時期

イ 災害復旧に伴う廃棄物の受入れ

(ア) 開始日時

(イ) 方法

(ウ) 場所

ウ 市が受入れできない場合

(ア) 開始日時

(イ) 方法（県および他の市町村が受入れる場合）

(ウ) 場所（国および県が受入れる臨時の集積場所）

5 廃棄物処理の継続のための措置

(1) 他市町村への受入要請等

廃棄物処理施設の機能喪失が長期に及ぶ場合は、災害ごみは、県を通じて他市町村に受入要請するとともに、協定に基づき民間処理施設への要請を行う。

一般ごみのうち、家庭ごみについては、災害廃棄物処理計画に基づき東北6県の熔融施設を所有する自治体に応援要請を行うとともに、陸・海の運搬ルートについて県に支援要請するなど、その処理の継続について検討する。

(2) 仮設焼却炉建設の検討

機能喪失が長期に及び、かつ、災害廃棄物発生量と民間処理委託等も含めた処理可能量を比較し処理完了が著しく困難な場合は、仮設焼却炉の建設を検討する。

6 死亡獣畜処理

災害によって獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）が死亡した際の処理は、家畜検査冷蔵保管施設に飼い主が自らの責任で行う。

(1) 実施機関

市は、災害により交通が遮断されるなど家畜検査冷蔵保管施設が使用できない場合は、庁内関係機関が連携を図り、市保健所の許可を得て新たな区域を埋却場に指定し畜主に使用させる。

死亡獣畜の畜主が、何らかの理由で自ら処理できない場合は、市が埋設場に搬送し処理する。

(2) 実施の方法

ア 処理方針

死亡獣畜の処理は、あらかじめ家畜検査冷蔵保管施設で行う。

ただし、家畜検査冷蔵保管施設に搬送できない状況が発生した場合は、新たに市保健所の許可を受けた埋却場を使用する。

また、家畜保健衛生所が行う B S E 検査により陰性が確認されたものに限り埋却する。

イ 処理方法

死亡獣畜を埋却する穴の深さは、投入した死亡獣畜の上部から地表まで 1 m 以上の深さとし、クレゾール石けん液および石灰等を散布し、土砂で覆う。

第32節

行方不明者および遺体の捜索・収容・埋火葬

計画の方針

災害のため、現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索、又は遺体の処理、収容、埋火葬を行い、被災者の精神的な安定を図る。

なお、市は、県が策定する「大規模災害時における遺体処理・埋火葬等計画」に基づき遺体の捜索、検視、安置、埋葬等を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	行方不明者の捜索、安否情報照会への回答 ドライアイス、霊柩車、納棺用品等の確保、 火葬場の被災状況の確認
〃 3日以内	遺体安置所への搬送、身元確認、火葬

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	行方不明者の捜索、安否情報照会への回答
12時間以内	
24時間以内	ドライアイス、霊柩車、納棺用品等の確保、 火葬場の被災状況の確認

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 行方不明者および遺体の検索	市民生活班、消防部、消防団	各警察署、秋田海上保安部、陸上自衛隊、市民等
2 遺体の処理	市民生活班	秋田市医師会、日本赤十字社秋田県支部、各警察署、秋田海上保安部等
3 遺体の収容・安置	市民生活班	
4 遺体の埋火葬	市民生活班	秋田県トラック協会、秋田県葬祭業組合
5 大規模災害時における遺体搬送、埋火葬	市民生活班	

1 行方不明者および遺体の検索

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行う。知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

遺体の検索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 支出費用

遺体の検索のため支出する費用は、舟艇その他検索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費および人件費であって、その実費とする。

ウ 実施期間

遺体の検索の実施期間は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記(2)に準じて実施する。

(4) 検索の方法

ア 市（市民生活班）は市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、検索依頼・届出受付の窓口

とする。

イ 届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣などについて、可能な限り詳細に聞き取り記録する。

ウ 「届出」についてはまず避難所収容記録簿にあたり確認する。

エ 本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

オ 行方不明者の搜索、救出活動に当たっては、災害対策本部、消防、警察、自衛隊、海上保安部等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

カ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると判断される者については、直ちに遺体搜索に切り替える。

キ 遺体の搜索は、消防団、地域住民等の協力を得て搜索に必要な舟艇その他機械器具を借り上げて行う。

(5) 関係機関による活動

ア 県警察本部、秋田海上保安部

県警察および秋田海上保安部は、市、消防団等関係機関の協力を得て、可能な限り遺体発見場所の写真撮影や地図への表示など、発見状況を明らかにする。

イ 陸上自衛隊第21普通科連隊

自衛隊は、被災現場において、行方不明者の搜索による救助活動を行う。

ウ 消防本部・消防団

消防機関は、市および自衛隊等関係機関と連携して救助活動を行う。

(6) 安否不明者の個人情報の取扱い

安否不明者が大量に発生した場合、その搜索範囲は広域にわたる可能性があり、早期に安否情報を精査する必要がある。このため、安否不明者の氏名等の公表は有効と考えるものの、一方で個人情報の公表には一定の配慮が必要であり、被災状況により適切に判断することが重要である。

市は、県が行う安否不明者の氏名等の公表による安否不明者の絞り込みを行う際は、県の作成する基本方針に基づき、安否情報の収集・精査等を行う。

2 遺体の処理

(1) 実施責任者

ア 市長

(ア) 市（市民生活班）は、遺体の清浄、縫合、消毒等の処理を、秋田市医師会等の関係機関の協力を得て行う。

(イ) 災害救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社秋田県支部が、救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、遺体の処理を行う。

イ 県警察本部

- (ア) 警察官は、災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、また遺体がある旨の届出を受けた場合は速やかに警察署長に報告し、死体取扱規則および警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、死因および身元を明らかにするため、遺体の外表や発見場所等の調査を行う。
- (イ) 遺体の身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族などに引き渡す。ただし、当該者に引き渡すことができない場合は、墓地、埋葬等に関する法律等により死亡地の市町村長に、遺体の身元を明らかにすることができないと認められる場合は、行旅病人および行旅死亡人取扱法等により所在地の市町村長に、遅延なく、着衣および所持品とともに当該遺体を引き渡す。

ウ 海上保安部

- (ア) 海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の行方不明者については、巡視船艇、航空機により捜索するとともに、発見し、又は死体がある旨の届出を受けた遺体については、速やかに秋田海上保安部長に報告し、死体取扱規則および警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、死因および身元を明らかにするため、遺体の外表や発見場所等の調査を行う。
- (イ) 遺体の身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族に引き渡す。ただし、当該者に引き渡すことができない場合は、墓地、埋葬等に関する法律等により死亡地の市町村長に、遺体の身元を明らかにすることができないと認められる場合は、行旅病人および行旅死亡人取扱法等により所在地の市町村長に、遅滞なく、着衣および所持品とともに当該遺体を引き渡す。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害の際死亡した者に関わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。

実施に当たっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段および適切な安置施設ならびに遺体の保存等に十分配慮する。

イ 支出費用

次に掲げる費用は、災害救助法施行細則による。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用
- (イ) 遺体の一時保存のための費用
- (ウ) 救護班によらない検案のための費用
- (エ) 遺体処理のため必要な輸送費および人件費

ウ 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記(2)に準じて実施する。

(4) 遺体の取扱い

- ア 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報する。
- イ 警察は、遺体の調査・検視を行う。
- ウ 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺する。
- エ 警察、地元町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- オ 警察は、調査・検視および医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。
- カ 遺族等の引き取り者がいない場合、また遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。
- キ 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。

(5) 身元不明者の取扱い

- ア 県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
- イ 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳等に整理の上、引き渡す。
- ウ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取扱う。
- エ 県、県警察本部と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供および問合せ窓口の開設を行う。
- オ 県警察は、市および地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(6) 漂流遺体の処理

- ア 遺体の身元が判明している場合
身元が判明している遺体が漂流、漂着したときは、警察官又は海上保安官の調査を受けた後、直ちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地の市長に連絡し引き取らせる。
ただし、被災地域に災害救助法が適用されている場合、これを引き取らせることができないときは、知事に漂流、漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。
- イ 遺体の身元が判明していない場合
遺体の身元が判明していない場合であっても、災害救助法を適用されていたり、被災地市町村から漂流、漂着したものと推定される場合は、前記と同じように取扱う。
なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておく。
また、遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）」により処理する。

3 遺体の収容・安置

検視を終えた遺体については、関係各機関の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

(1) 安置所の確保

安置所については、災害対策本部が災害の規模などの状況を勘案し、迅速に公共施設等を安置所に指定する。

また、寺院や民間施設等の協力を得るとともに、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

なお、安置所には管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、県、県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

(2) 台帳の作成

死体収容台帳を作成するとともに、棺に氏名および番号を記載した氏名札を添付する。

(3) 納棺用品等の確保

遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品等必要な用品を業者から調達する。

(4) 遺体の引渡し

遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、県警察本部等と協力して、死体処理台帳により整理の上、引き渡す。

身元が判明した遺体を遺族に引き渡す場合は、県警察本部と協力して、着衣、所持金品等の品目や数量等を確実に確認させる。

身元不明遺体、引き取り人のいない遺体については、着衣、所持金品等も含め、警察から引きとる。

(5) 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置所に所持金品等の内容掲示の他、「広報あきた」、マスコミ等へ対策本部を通じた広報を行う。

(6) 報告

遺体の収容状況を定期的に対策本部へ報告する。

4 遺体の埋火葬

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けているため、市長が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がいらない等のため埋火葬が困難な場合。

イ 支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、災害救助法施行細則による。

ウ 実施期間

遺体の埋火葬は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記(2)に準じて実施する。

(4) 埋火葬の方法

ア 原則として火葬するが、習慣又は状況により埋葬する。

イ 棺、又は骨壺等、埋火葬に必要な用品の支給および火葬、埋葬、又は納骨等の役務の提供を原則とする。

ウ 引受人が見つからない遺体については、死亡診断書等により埋火葬の手続を行う。

エ 縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第、又は墓地を確保次第引き継ぐ。

また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋蔵する。

(5) 費用

ア 原則として、市が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。

イ 災害救助法が適用された場合については同法による。

(6) 応援要請

災害による死者が多数におよび、遺体の収容、斎場の火葬能力を超える場合、応援要請を行う。

ア 民間の所有する霊柩車の出動を要請をする。

イ 近隣市町村の火葬場使用についての受け入れを要請する。

ウ 埋火葬に相当の日時を要する場合は、遺体安置所で一定期間保存するため、ドライアイスを多量に必要とするので、民間の業者に依頼する。

エ 市民生活班だけでは対応が困難な場合は、各部の協力課所室や協力班などを活用する。

表 3-32-1 連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	FAX
秋田県トラック協会	霊柩部会	秋田市寺内蛭根一丁目15-20	863-5331	863-7354

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
秋田県葬祭業協同組合	半田葬儀社	秋田市大町六丁目 5-11	862-2993	823-5713

(7) 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置場所に所持金品等の内容掲示の他、「広報あきた」、マスコミ等へ対策本部を通じた広報を行う。

(8) 報告

遺体の収容状況を定期的に対策本部へ報告する。

5 大規模災害時における遺体搬送、埋火葬

(1) 遺体の搬送

市は遺体搬送が困難な場合、他市町村や県へ遺体の搬送、資機材等について応援を要請する。

(2) 遺体の埋火葬

市は、「大規模災害時における火葬業務マニュアル」に基づき、迅速かつ適切に火葬等を実施する。

遺体が市の火葬能力を超えると判断されるときは、県内および県外の火葬場と広域火葬に係る調整を県に対して要請する。

第33節 公共施設等の応急対策

計画の方針

災害発生時の避難、救護およびその他応急対策活動上重要な公共施設は、市民の日常生活に大きく関わっており、災害により被災した場合は、市民生活に多大な影響を与える。このため、各施設の管理者は、応急復旧対策を早急を実施する。

また、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	自主防災組織等との協力体制の確立、危険区域における施設の入所者・患者等の避難誘導、入所者・患者等の避難状況の確認および安否確認
風水害等による被害発生	施設等の被災状況の確認
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	医療施設等の応急復旧
〃 3日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	自主防災組織との協力体制の確立、入館者、入所者、患者等の避難誘導
3時間以内	施設等の被災状況の確認
6時間以内	防災関係機関への応援要請
12時間以内	
24時間以内	医療施設等の応急復旧
72時間（3日）以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市の施設	各班	
2 その他公共施設等	福祉班、子ども班	社会福祉施設等の管理者、 医療施設の管理者

1 市の施設

災害発生後、市役所、市民サービスセンター、公民館等の市の施設は、避難や救護、さらに応急対策活動の拠点となる。そのため、市の施設の管理者は、地震等の災害発生後は速やかに次の行動をとる。

なお、不特定多数の人が利用する市の社会教育施設（博物館、図書館等）の応急対策については、本章第 21 節「学校等における応急対策」、特定多数の人が利用する市営住宅等の応急対策については、本章第 46 節「応急住宅対策」を参照のこと。

(1) 避難誘導

災害発生時は、関係機関に通報するとともに、施設利用者の避難誘導に全力をあげる。

(2) 応急措置および応急修理

施設の職員は、災害に際しては、平常時からの訓練に基づいた役割を十分に発揮する。

また、施設の管理者は、施設が応急対策活動の拠点として機能するように、停電時の措置、給水不能時の措置等を行うとともに、施設の応急修理を迅速に実施する。

2 その他公共施設等

(1) 社会福祉施設等

社会福祉施設等の管理者は災害発生後、次の行動をとる。

ア 避難誘導

災害発生時には、消防機関等各関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。

イ 応急措置

停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機（器）材等の保全措置に万全を期す。

ウ 協力体制の確立

(ア) 災害に際しては、平時からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

(イ) 災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等、その安全を図る。

エ 応急修理

施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 病院等医療施設

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期す。

ア 避難誘導

(ア) 災害発生時には、消防機関等各関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。

(イ) 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難救援活動に全力をあげる。

(ウ) 応急措置

停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置および診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期す。

イ 応援要請

災害に際しては、平常時からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

第 34 節

道路・橋梁等の応急対策

計画の方針

道路・橋梁等の施設は、市民の日常生活および社会、経済活動はもちろんのこと、災害発生時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	危険箇所の巡視・点検
風水害等による被害発生	被災点検調査、道路啓開、交通規制、迂回路の選定、応急復旧、市民への広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	
〃 1 週間以内	
〃 1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	被災概要調査、パトロールによる巡視
3 時間以内	道路啓開、緊急措置
6 時間以内	被災点検調査、交通規制、迂回路の選定、市民への広報
12 時間以内	
24 時間以内	協力体制の確立、応急復旧の着手
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	
1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 被害の把握	道路班	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部
2 応急復旧	道路班	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部、 建設業関係団体等
3 広報活動	広報班	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部

1 被害の把握

(1) 実施の主体

道路および橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、国道は東北地方整備局秋田河川国道事務所、県道は秋田地域振興局建設部、市道は市建設部道路班とする。

(2) 被害の把握

施設の応急対策は、利用者の安全確保や市民生活および社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、直ちに対策を実施する。

2 応急復旧

(1) 応急措置

市（道路班）は、被害を受けた道路、橋梁および交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、市民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制および広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

市（道路班）は、収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際復旧のための優先順位を明らかにする。

また、道路上への倒壊物および落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

(3) 協力体制の確立

市（道路班）や民間事業者などの土木施設管理者は、施設の応急対策に関し、行政と民間

事業者、また地域間や事業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進める。

(4) 放置車両等の移動

緊急輸送道路上に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、移動又は道路管理者に移動を要請する。

ア 道路管理者による放置車両および立ち往生車両等の移動

(ア) 市（道路班）は、市が管理する緊急輸送道路上において放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(イ) 市（道路班）は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両を破損することができる。

(ウ) 市（道路班）は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

イ 道路管理者に対する放置車両等の移動の要請

市（道路班）は、市道以外の緊急輸送道路上において放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、国道および県道等の道路管理者に対し放置車両等の移動の要請を行う。

3 広報活動

各道路管理者は、被害および措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等についてテレビ、ラジオ、標識、情報板、看板および道路パトローカー等により、通行者に周知徹底を図る。

第35節

治山・砂防施設等の応急対策

計画の方針

治山・砂防等の管理者は、災害時は施設における損壊箇所の機能確保を図るため、応急体制を確立するとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関の緊密な連携のもとに迅速かつ的確な応急対策を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	土砂災害警戒区域等の警戒
風水害等による被害発生	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止、 応急復旧、被災状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	
〃 1週間以内	
〃 1か月以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止
12時間以内	
24時間以内	応急復旧、被災状況の広報
72時間（3日）以内	
1週間以内	
1か月以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害の未然防止	各班	施設管理者
2 被害の拡大および二次災害の防止	農地森林整備班	施設管理者
3 応急復旧	農地森林整備班	施設管理者
4 避難対策および市民への広報等	防災対策班、広報班	自主防災組織、市民

1 災害の未然防止**(1) 点検・巡視**

震度4以上の地震や風水害等の災害が発生した場合、各施設の管理者は、被害の実態を把握するとともに、円滑な応急活動を実施するため、それぞれの管理する施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

(2) 異常を発見した場合の措置

点検、巡視により異常や被災を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により市民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により市民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、市民に対する適切な避難のための指示および避難誘導等を実施する。

2 被害の拡大および二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

(1) 治山施設

ア 関係者および関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

エ 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。

(2) 砂防施設等

- ア 砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。
- イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

3 応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資機材ならびに機械の有無等を考慮して、適切な広報により被災施設の応急復旧工事を実施する。

4 避難対策および市民への広報等

(1) 避難指示等の実施

- ア 被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに、避難指示等の発令、および避難誘導等を実施する。
- イ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。
- ウ 地震後や災害発生後の降雨により、土砂災害警戒情報が発令された場合、巡回巡視するなど警戒態勢をとるとともに、必要に応じて市は避難指示等を発令し、災害の拡大を防止する。

(2) 市民に対する広報等

- ア 気象状況によっては被災箇所の急激な拡大および土砂の異常流出が発生しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係市民、関係機関等に周知する。
- イ 災害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係市民、関係機関等へ逐次連絡する。

(3) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織と連携し、必要な情報の伝達、避難支援活動を行う。

第 36 節**河川および内水排除施設の応急対策****計画の方針**

河川および内水排除施設の管理者は、災害時は施設の破損箇所や機能確保を図るための応急対策を行うとともに、関係機関の緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

※内水排除施設とは、住宅地や田畑に貯まった水を除排水するためのポンプ施設や、流入防止のための水門施設などをいう。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	浸水区域の警戒
風水害等による被害発生	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止、応急復旧、被害状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	
〃 1 週間以内	
〃 1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止
12 時間以内	
24 時間以内	応急復旧の着手、被害状況の広報
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	
1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 被害の把握	道路班	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部
2 応急活動	道路班	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部、 建設業関係団体等
3 広報および報告等	広報班、道路班	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部

1 被害の把握

(1) 実施の主体

河川および内水排除施設の応急復旧の実施責任者は、一級河川の指定区間外は東北地方整備局秋田河川国道事務所、指定区間および二級河川は秋田地域振興局建設部、それ以外の準用河川および普通河川は市建設部とする。

表 3-36-1 連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	茨島出張所	秋田市茨島五丁目 6-28	862-4362	862-4750
秋田地域振興局建設部	建設部 保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3482	860-3826

(2) 被害の把握

変状の有無の調査により、堤防の破損や亀裂、湧水の発生など、何らかの変状が発見された場合は、迅速に応急補強工事を実施する。

市（道路班）は、災害発生後直ちに、所管河川施設の被害や異状について、市民からの情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

1	堤防の表面又は漏水・湧水の状況
2	堤防の破堤や亀裂の有無
3	堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
4	周辺における市民および滞在者の数
5	付近の降雨量
6	その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

2 応急活動

市は、調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について、関係機関や地域住民に周知を図り、消防団（水防団）とともに土のう積みなどのほか、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。

また、市内各河川においても同様に応急対策を行う。

堤防の破壊等については、クラック等の雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシートなどで覆う。水門および排水樋門等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

3 広報および報告等

(1) 関係機関への通報

各河川管理者は、被害および措置状況を速やかに防災関係機関へ通報する。

(2) 市民への広報

各河川管理者は、被害状況等についてテレビ、ラジオ、パトロールカー等により市民に周知徹底を図る。

河川および内水排除施設の応急復旧で交通規制が必要な場合は、ラジオ、標識、情報板、看板等により、通行者に周知の徹底を図る。

(3) 報道機関への連絡

交通規制の解除に際しては、報道機関に連絡をする。

第37節 港湾施設の応急対策

計画の方針

地震、津波、風水害等の災害により港湾施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。これらの施設については、災害による施設の損壊箇所の機能確保のため、応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	被害概要調査、立入禁止等緊急措置・市民への広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	応急復旧の開始

各段階における活動の内容【地震災害、津波災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	被害概要調査、立入禁止等緊急措置・市民への広報
72時間（3日）以内	
1週間以内	応急復旧の開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 被害の把握	商工貿易班	(国)秋田港湾事務所、 (県)秋田港湾事務所
2 応急復旧	商工貿易班	同上（各施設管理者）
3 広報活動	広報班	同上（各施設管理者）

1 被害の把握

(1) 実施の主体

港湾施設の応急復旧の実施責任者は、港湾管理者である秋田県および国（国土交通省）である。

(2) 被害の把握

ア 市の措置

市（商工貿易班）は、港湾周辺施設の被害状況を調査するとともに、港湾管理者等から情報収集し、その状況を本部長に報告するほか、必要に応じて港湾管理者に情報提供を行う。

イ 国および県の措置

港湾施設が被災した場合には、国および港湾管理者は、その被害程度を迅速に調査し、その緊急性に応じた対策を講ずる。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 護岸の表面又は漏水・湧水の状況2 護岸の亀裂の有無3 護岸や周辺の建築物・構造物等の損壊の状況4 周辺における住民および滞在者の数5 そのほか、二次災害予防又は応急対策上参考となる事項 |
|--|

(3) 被害状況の通報

ア 国および県の措置

各港湾施設管理者は、被害および措置状況を速やかに防災関係機関へ通報する。

2 応急復旧

(1) 国および県の措置

国および港湾管理者は、調査の結果、危険性が高いと判断された港湾施設については、応急工事等を実施し、被害が拡大しない措置を講ずる。なお、応急工事等の実施に際しては、特に十分な注意と監視を行いながら実施する。

(2) 市の措置

市（商工貿易班）は、国および施設管理者の実施する施設の応急復旧に協力する。

3 広報活動

(1) 市の措置

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、被害状況等については、テレビ、ラジオ、パトロールカー、市ホームページ、防災ネットあきた等により周辺住民への周知徹底を図る。

(2) 国および県の措置

施設の被害状況等について、テレビ、ラジオ、パトロールカー等により周辺住民への周知徹底を図る。

第 38 節

上水道施設の応急対策

計画の方針

災害により上水道施設に被害が発生した場合、市は、被災者の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握および応急復旧を図るとともに、二次災害防止のため、所要の措置を講ずる。

また、上水道施設は、市民の日常生活および社会、経済活動、災害発生時における被災者の生活確保、応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、マヒ状態に陥ることも予想される。このため、市は、復旧までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を確立する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
災害による被害発生	被災状況の把握、市民への広報
災害や異常気象等が沈静化	応急復旧体制の確立
沈静化後 1 日以内	代替措置の実施
〃 3 日以内	主要施設の復旧、医療機関等における応急復旧、復旧の見通しについての広報
〃 1 週間以内	主要配水管の応急復旧
〃 1 か月以内	給水管の応急復旧

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	被災状況の把握
3 時間以内	
6 時間以内	被災状況の広報
12 時間以内	応急復旧体制の確立
24 時間以内	代替措置の実施
72 時間（3 日）以内	主要施設の復旧、医療機関等における応急復旧、復旧の見通しについての広報
1 週間以内	主要配水管の応急復旧
1 か月以内	給水管の応急復旧

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施体制	市民生活班、上下水道部各班	
2 応急措置	市民生活班、上下水道部各班	
3 応急復旧の実施	市民生活班、復旧班	
4 応援要請	防災対策班、上下水道総務班	
5 市民への広報	広報班、上下水道部各班	

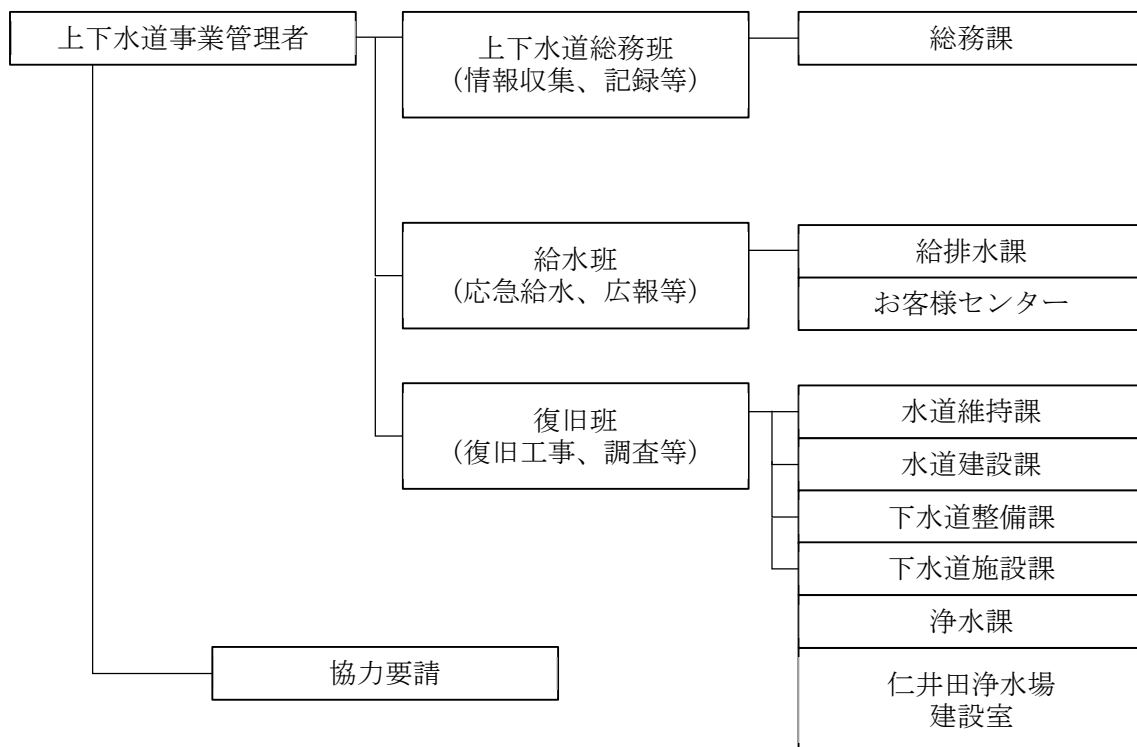
1 実施体制

(1) 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、上下水道事業管理者および小規模水道等設置管理者とする。

(2) 応急体制の整備

上下水道事業管理者は、以下により速やかに応急体制を確立する。



※小規模水道については市民生活班で対応するものとする

図 3-38-1 上水道施設の応急対策実施体制

2 応急措置

(1) 施設被害の把握

市は災害発生と同時に施設のパトロールを実施し、被災状況の把握に努めるとともに、市民からの情報を収集する。

(2) 水道停止時の代替措置

応急給水活動を本章第 27 節「飲料水の確保」に示した要領で実施する。

(3) 二次災害防止の措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関等から送水停止等の要請があった場合は、適切な危険防止措置を講ずる。

3 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

なお、市が協力要請を行った場合、県では他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

(2) 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

＜応急復旧の行動指針＞

- | |
|--|
| ア 施設復旧の完了の目標を明らかにする。 |
| イ 施設復旧の手順および方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。 |
| ウ 施設復旧に当たる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。 |
| エ 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。 |
| オ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。 |
| カ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容および方法を明らかにする。 |

(3) 基幹施設の復旧

ア 取水、導水、浄水施設等基幹施設の破損は給水の停止や給水不良につながることから、水道施設の管理者は、災害発生と同時に浄水施設等の被害状況を調査し、状況に応じた応急工事を速やかに行い、施設の機能回復に努める。しかし、破損がひどく応急工事が困難な場合は、他の給水系統から給水を図り、給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有毒物等が混入しないよう措置する。特に浸水地区等で汚水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

ウ 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、ブロック弁により他系統の導管から給水を行う。

また、配水管の破損が大規模で応急復旧が困難な場合は、仮設応急配管を実施して共用栓などを設置する。

(4) 応急復旧資機材の確保

市は、応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

4 応援要請

市（上下水道総務班・防災対策班）は、災害応急対策又は応急復旧のため、応援が必要と認めるときは次により応援要請を行う。

- (1) 応急給水、応急復旧について独自で処理できない場合は、「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援要請する。
- (2) 自衛隊、ボランティアの応援を必要とする場合は、秋田市災害対策本部を通して応援要請する。
- (3) 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請する。

5 市民への広報

市は、被災状況および応急復旧の見通し、断減水の状況、給水情報などについて、関係機関へ通報する。

また、広報班および上下水道部各班は、市民に対して、広報車、市ホームページ、SNS、報道機関、広報あきた等により適切に情報提供を行う。

第 39 節

下水道施設の応急対策

計画の方針

下水道施設は、その多くが地下埋設施設のため、災害により被害を受けた場合には、被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要し、市民生活に大きな影響を与えることが予想される。

このため、被災時にはできるだけ速やかに管理施設の被害状況を把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一次的な下水道機能を確保する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
災害による被害発生	処理場等の緊急点検、被災状況の把握、被災状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	応急復旧体制の確立
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	応急措置、復旧の見通しについて広報
〃 1 週間以内	応急復旧作業の開始

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	処理場等の緊急点検、被災状況の把握
3 時間以内	
6 時間以内	被災状況の広報
12 時間以内	応急復旧体制の確立
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	応急措置、復旧の見通しについて広報
1 週間以内	応急復旧作業の開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施体制	上下水道部各班	
2 応急措置	上下水道部各班、 防災対策班、環境班	
3 応急復旧の実施	復旧班	
4 応援要請	上下水道総務班	
5 市民への広報	広報班、上下水道部各班	

1 実施体制

(1) 実施の主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、上下水道事業管理者とする。

2 応急措置

(1) 施設被害の把握

上下水道事業管理者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集する。

(2) 下水道停止時の対応

ア 宅内の排水設備の使用不能時

市（給水班）は、市民の問合せに対し、排水設備業者の紹介などを行う。

また、避難所における仮設トイレの設置状況などに関する情報提供を行う。

イ 下水管渠の使用不能時

市（復旧班）は、下水管渠の使用可能な近隣地区の公共施設や大規模商業施設等にトイレ使用を依頼し、臨時トイレとする。

臨時使用のトイレを確保できない場合は、市（上下水道部から防災対策班へ連絡）は、仮設トイレ等を設置する。

ウ ポンプ場、終末処理場の使用不能時

市（復旧班）は、緊急止水処理（土のう等での遮断）をし、一時的に管内貯留をする。

3 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市（復旧班）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

市（復旧班）は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には管渠、マンホール内部の土砂の清掃、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場および終末処理場の被害に対しては、排水および処理機能の回復を図るため応急復旧工事を実施する。

終末処理場が被害を受け、処理機能や排水機能に影響がでた場合は、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、応急復旧を図る。

次に周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や消毒池に転用するなどの簡易的な処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

停電のため施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

4 応援要請

(1) 協定に基づく応援要請

大規模災害等により、市独自では対応できない下水道被害が発生した場合、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール（令和5年3月24日改訂）」に基づき応援要請を行う。

(2) 関係業者への応援要請

復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請をする。

5 市民への広報

市（上下水道総務班、広報班）は、広報車、市ホームページ、SNS、報道機関、広報あきた等を利用して、下水道の被害の状況および復旧の見通しなどについて市民への広報を実施する。

第40節 電力施設の応急対策

計画の方針

停電による社会の不安を除去し、市民の安全を守るため、公衆の感電事故防止、電気火災等二次災害防止、また、電力施設被災状況、復旧の見通しについて周知を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	被災状況の把握、被災状況の広報 復旧人員・資機材の調達、病院等重要施設の復旧
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	復旧の見通しについて広報
〃 3日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	停電状況の把握
3時間以内	被災状況の把握、被災状況の広報
6時間以内	
12時間以内	応急復旧体制の確立
24時間以内	復旧の見通しについて広報
72時間（3日）以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施体制		東北電力ネットワーク(株)
2 応急措置		東北電力ネットワーク(株)
3 応急復旧の実施		東北電力ネットワーク(株)
4 市民への広報	広報班	東北電力ネットワーク(株)

1 実施体制

(1) 実施の主体

電力施設の応急復旧の実施責任者は、電力事業者（東北電力ネットワーク(株)秋田電力センター所長）とする。

(2) 災害時の組織体制

電力事業者は、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、このもとに設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

(3) 動員体制（応急復旧要員の確保）

電力事業者の対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める災害対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所などに応援を要請し要員を確保する。

ア 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各災害対策要員は、気象、水象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(イ) 非常体制が発令された場合は、災害対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

(ウ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない災害対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想される場合、又は発生したときは応援の要請を行う。

2 応急措置

(1) 電力停止時の代替措置

電力事業者は、電力停止時の代替措置が緊急に必要な場合、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない範囲において、他ルートからの送電等により代替措置を講じる。

(2) 二次災害防止措置

電力事業者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険防止措置を講ずる。

3 応急復旧の実施

電力事業者は次の措置により応急復旧を実施する。

(1) 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および加入電話等を利用して行う。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

各班が設備（発電所・変電所・送電線・配電線等）ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡経路にしたがって報告する。

また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

ア 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店および各事業所の対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速・的確に把握し、速やかに上位対策組織に報告する。

(ア) 一般情報

- a 気象、水象、地象情報
- b 対外対応状況

地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、市民等への対応状況

- c その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 電力被害情報

- a 電力施設等の被害状況および復旧状況
- b 停電による主な影響状況
- c 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項
- d 従業員の被害状況
- e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

支店対策組織は、各事業所の対策組織からの被害情報等の報告および独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努め、関係機関に報告する。

(3) 災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害防止を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器、機器、貯蔵品等の活用により応急復旧措置を行う。

(ウ) 配電設備

配電部門災害対応マニュアルにより迅速、適切な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用による通信を確保する。

(4) 復旧計画

ア 復旧計画の作成および報告

対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定し、上位対策組織に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧資材の調達

(エ) 電力系統の復旧方法

(オ) 復旧作業の日程

(カ) 仮復旧の完了見込

(キ) 宿泊施設、食糧等の手配

(ク) その他必要な対策

イ 指示

上位対策組織は、前項の報告に基づき各事業所対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(5) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、人命の安全、民心の安定および事故の拡大防止、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

表 3-40-1 電力施設の復旧順位

設備名称	復旧順位
送電設備	1 全回線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3 重要施設に配電する配電用変電所 （この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。） 4 その他の変電所
避難所	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官庁等の公共機関、配電設備その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 非常災害用通信回線 2 給電指令回線ならびに制御監視および系統保護回線 3 保安用回線など

(6) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 事務所間相互の流用

(ウ) その他

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ協力関係にある取引先の車両、ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場（アスファルト又はコンクリート舗装）および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

4 市民への広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブサイト等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第41節 ガス施設の応急対策

計画の方針

東部ガス(株)ならびにその他ガス事業者は、災害発生後速やかに災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めている復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は、二次災害の防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	(L P ガス) 被災状況の把握、二次災害防止措置 (都市ガス) 被災状況の確認、供給停止判断・措置、 二次災害防止措置、市民への広報、 消費先安全確認、供給再開確認
災害や異常気象等が沈静化	(都市ガス) 応急復旧体制の確立、
沈静化後 1 日以内	復旧の見通しについて広報
〃 3 日以内	(L P ガス) 消費先の緊急点検完了

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	被災状況の把握、市民への広報 供給所停止判断・措置、二次災害防止措置 (都市ガス)
3 時間以内	二次災害防止措置 (L P ガス)
6 時間以内	
12 時間以内	応急復旧体制の確立 (都市ガス)、
24 時間以内	復旧の見通しについて広報
72 時間 (3 日) 以内	安全点検完了後、供給再開 (L P ガス)

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 都市ガス施設	消防部	東部ガス(株)
2 L P ガス	消防部	L P ガス充填・販売事業所

1 都市ガス施設

(1) 実施の主体

都市ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、都市ガス事業者（施設の管理者又は長）とし、災害により都市ガス施設に被害が生じた場合は速やかに施設の点検を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速かつ的確に応急措置を行い、施設の機能回復に努め、公共の安全と利便の確保を図る。

◆資料編 17－3 都市ガス

(2) 災害時の出動体制

ア 職員

勤務時間外に、災害の発生もしくは発生するおそれのあること、又は震度5弱以上の地震が発生したことを報道等で知った場合、職員は保安業務のため情報を収集しながらそれぞれの職場に出動する。

イ 指定工事業者等

災害の発生もしくは発生するおそれのあること、又は震度5弱以上の地震が発生したことを報道等で知った場合、市等からの出動要請に備え、待機体制をとる。

(3) 災害対策本部の設置

都市ガス施設の管理者は、職員を招集し災害対策本部を設置するとともに、応急対策を行う体制を整える。

(4) 応急措置

ア ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能および安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

(ア) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。

(イ) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、速やかに調達できる体制を整備しておく。

イ 二次災害防止措置

都市ガス事業者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害等が予想される場合は、供給の停止などの適切な二次災害防止措置を講ずる。

(5) 応急復旧の実施

都市ガス事業者は、施設の被災による二次災害の防止、ならびに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持するために、以下を実施する。

ア 情報の収集・伝達

職員は設備の被害状況、導管沿線の被害状況・交通の状況およびその他災害に関する情報の収集を迅速、的確に行い、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は関係機関への連絡を行う。

また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

イ 応急復旧作業の実施

災害対策本部のものと組織ごとに応急復旧活動を行う。

(ア) 需要家に対して

供給の止まった需要家に対し、メーターガス栓の閉止をお願いするほか、閉栓確認作業を行う。

(イ) ガス導管に関して

緊急路線巡回を行い、臭気等による安全確認を行う。

漏洩のおそれのある部分に関しては、ガス検知器にて危険度を判断し適切な対応を行う。

(ウ) 製造・供給設備に関して

供給を継続することができるよう、復旧作業ならびに設備点検を行う。特に電力設備については、早期に復旧できるように電力事業者（東北電力ネットワーク(株)）との連絡を密にする。

ウ 被害復旧活動資機材の備蓄

(ア) 製造設備の資機材

架構、配管および電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

(イ) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカーおよび各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(ウ) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

(6) 応援要請

復旧に長時間かかることが予想される場合は、(一社)日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

(7) 市民への広報

都市ガス施設の事業者は、被害発生直後は、テレビ・ラジオ・広報車を通じて「ガスの火を消すこと」「臭気等で異常を感じたらメーターガス栓を閉止すること」を周知する。

ガスの供給を停止した場合は、以下の周知をする。

ア ガスの供給を停止したこと。(一部地区の場合はその地区をわかりやすく)

イ メーターガス栓、ガス栓、器具栓等を閉めておくこと。

ウ ガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

なお、地方自治体、警察署、消防署、諸官庁、マスコミに対し、以下の周知と協力要請をする。

- (ア) 地方自治体の災害対策本部との情報連絡体制
- (イ) ガスの供給を停止したこと。(一部地区の場合はその地区をわかりやすく)
- (ウ) ガス事業の保安体制・広報体制
- (エ) 保安確保のための協力要請、需要家への広報の協力要請
- (オ) 復旧の見通し

2 ＬＰガス

秋田中央ＬＰガス協議会等と協議を行い、人命に係る施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立て、被災状況、施設の復旧の難易度により復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 実施の主体

ＬＰガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、ＬＰガス取扱事業者（施設の管理者又は長）とする。

◆資料編 17－4 ＬＰガス

(2) 被害状況の調査

ア ガス供給設備

イ 重要建物のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位および供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(3) 復旧措置に関する広報

ＬＰガス施設の管理者は、秋田中央ＬＰガス協議会の広報車等により、復旧措置に関しての安全確保のため、付近の住民および関係機関等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

(4) ＬＰガス施設の応急復旧

ＬＰガス施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
- イ 貯蔵所の充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。
- ウ 必要により施設周辺の住民に対して避難を指示する。
- エ 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県ＬＰガス協会に対して応援を要請する。

オ LPガス販売事業者は常時、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）および「同法施行規則」に基づいて、施設、設備、移送等の保安に努める。

カ 災害事故発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、地域住民に対する迅速、適切な措置を講ずる。

キ LPガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗など輸送規則の徹底を図り未然防止に努める。

(5) 需要家設備の復旧作業

ア 復旧作業の流れ

- (ア) 被災地域の復旧ブロック化
- (イ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (ウ) 各家庭の漏洩調査
- (エ) 漏洩箇所の修理
- (オ) 配管検査（気密テスト等）
- (カ) 点火・燃焼試験および警報機作動・メーター遮断試験
- (キ) 安全点検完了
- (ク) 供給再開

イ 再使用時事故防止措置

各需要家の配管検査およびガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用を再開する。

第 42 節

電話施設の応急対策

計画の方針

一般電話会社および携帯電話会社は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市や県等と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

また、東日本電信電話(株)秋田支店は災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(w e b 171)、携帯電話各社は災害用伝言板サービスの利用を可能とし、被災地の民生の安定を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの運用 被災状況の把握、確認、 重要通信の確保、被災状況の広報、応急復旧体制の確立
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	復旧の見通しについて広報
〃 3 日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの運用 被災状況の把握、確認
3 時間以内	被災状況の広報
6 時間以内	
12 時間以内	応急復旧体制の確立、重要通信の確保
24 時間以内	復旧の見通しについて広報
72 時間（3 日）以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 一般加入電話（固定電話）		各電話事業者（NTT東日本（株）、KDDI（株））
2 携帯電話		各携帯電話事業者（NTTドコモ、au（KDDI（株））、ソフトバンク、楽天モバイル）

1 一般加入電話（固定電話）

(1) 実施体制

ア 実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、電話事業者（東日本電信電話（株）秋田支店長等）とする。

イ 災害時の組織体制

電話事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、秋田支店および被災地支店等に非常災害措置表に基づく次の対策組織を設置する。

(ア) 情報連絡室

(イ) 災害対策本部

ウ 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。

(ア) 社員の非常配置

(イ) 社員の非常招集方法

(ウ) 関係組織相互間に対する応援要請方法

(エ) 工事会社等の応援要請方法

(2) 被害状況の把握および情報連絡体制

災害時において、被害状況の把握と情報連絡ならびに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、電話事業者は、次の初動措置を迅速に行う。

ア 被害状況の把握

(ア) 被害の概況調査

社内外からの被害に関する情報の迅速な収集

(イ) 被害の詳細調査

現地調査班等による被害の全貌把握

イ 情報連絡

- (ア) 情報の収集・分析・記録
- (イ) 情報連絡用打合せ回線の作成
- (ウ) 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認
- (エ) 状況により情報連絡要員の増員等体制強化
- (オ) 社外の災害対策機関との連絡、協力
- (カ) 気象、道路状況等に関する情報の収集

(3) 復旧資機材等の確保

応急復旧に必要な資機材については電話事業者（秋田支店）保有の資機材を使用するが、不足が生じるときは、電話事業者（東北管内および本社）が保有する資機材を使用する。

また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、下記の災害対策用資機材等を配備している。

- ア ポータブル衛星通信装置
- イ 移動電源車および可搬電源装置
- ウ 応急復旧ケーブル
- エ その他の応急復旧用諸装置

(4) 市民への広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、支店ホームページおよび広報車により地域の市民等に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送および新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害復旧に関してとられている措置および応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- ウ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- オ 市民に対して協力を要請する事項
- カ その他必要な事項

2 携帯電話

(1) 実施体制

ア 実施の主体

移動通信設備等の災害応急復旧の実施責任者は、携帯電話事業者とする。

イ 災害時の組織体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

ウ 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合において、業務の運営もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- (ア) 社員の非常配置および服務基準
- (イ) 社員の非常招集の方法
- (ウ) 関係組織相互間の応援の要請方法

(2) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には設備の状況を監視し、電気通信の疎通を図り重要通信を確保する。

(3) 広報活動

ア 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況および被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ 災害によって通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等により市民に周知する。

- (ア) スマートフォンや携帯電話の災害用伝言板（web171）の利用呼びかけ
- (イ) スマートフォンや携帯電話のメール機能の利用呼びかけ

(4) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類および数量ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

第 43 節 鉄道施設の応急対策

計画の方針

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送を行う鉄道は、地震や風水害等により被害が発生した場合、利用者の人命および市民生活に重大な支障を与えるおそれがある。

このため、地震や風水害等による災害が発生した場合、旅客および施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	運休措置、乗客の安全確保、乗客・市民への広報、被災状況の把握、応急復旧作業
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	緊急停止、安全確保、乗客への広報
3 時間以内	被災状況の把握、被災状況の広報
6 時間以内	応急復旧作業の開始
12 時間以内	
24 時間以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施の主体		各鉄道事業者
2 応急措置等	消防部	各鉄道事業者
3 広報活動	広報部	各鉄道事業者
4 応急復旧		各鉄道事業者

1 実施の主体

(1) 実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道(株)秋田支社とする。

2 応急措置等

(1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている係員から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、市民から直接情報を聴取する。

(2) 消火活動等

車両火災が発生したときは、消防部は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

◆資料編5-12 鉄道災害発生時における消防活動に関する協定（東日本旅客鉄道）

(3) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、折り返し運転の実施および運転不能線区の実代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折返し運転の実施および運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強および他社線との振替輸送

3 広報活動

(1) 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を通報する。

(2) 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行いうるよう必要な措置を講じ、関係機関に連絡する。

(3) 市は、二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により市民に周知する。

4 応急復旧

(1) 災害が発生したときは、列車防護等の手配を講じ、併発事故の防止に努める。

(2) 災害が発生したときは、直ちに災害現場等に対策本部を設置する。

(3) あらかじめ定めた担当により復旧作業を実施する。

第 44 節

宅地等の応急危険度判定

計画の方針

地震や降雨等により宅地災害が広範囲に発生した場合、宅地の被害に関する情報に基づき応急危険度判定を実施して被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	被災宅地地域の把握、判定士の派遣要請
沈静化後 1 日以内	被災宅地危険度判定活動の開始
〃 3 日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	被災宅地地域の把握、判定士の派遣要請
72 時間（3 日）以内	被災宅地危険度判定活動の開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 判定士の派遣要請	都市計画班	県（都市計画課）
2 応急危険度判定活動	都市計画班	県（都市計画課）

1 判定士の派遣要請

(1) 危険度判定実施の決定

市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

また、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域および宅地を定める。

(2) 判定士派遣要請

市長は、被災地の状況により必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

2 応急危険度判定活動

(1) 市長は、被災宅地危険度判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

(2) 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

第 45 節**建築物の応急危険度判定****計画の方針**

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害の防止を図る。

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	被災地域・被災建築物の把握
6 時間以内	判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請
12 時間以内	
24 時間以内	被災建築物の応急危険度判定活動の開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請	建築指導班	県（建築住宅課）
2 応急危険度判定活動	建築指導班	県（建築住宅課）

1 判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請**(1) 判定実施本部の設置**

市は、余震等による二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、判定の実施を決定し、判定実施本部を設置する。

市（建築指導班）は、必要に応じて余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 判定士の受入れ体制

応急危険度判定士は震災後早期に来市して判定活動に当たるが、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食糧について備えが不十分なこともあり得ることから、受援計画などにより受入体制の整備に努める。

また、道路の破損等により被災現場への移動が困難な場合は、バイクや自転車を確保し、判定士の活動を支援する。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- イ 判定実施時期および作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ウ 判定結果の責任については、市が負う。

(2) 判定の関係機関

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- ア 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((財)日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会発行)の判定基準に準じ、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- エ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。
- オ 判定は、原則として「目視」により行う。
- カ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

第 46 節

応急住宅対策

計画の方針

災害のために住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	公営住宅の空き家提供、空き家情報の広報
〃 1 週間以内	被災戸数の確定、供与対象者の選定、住宅の応急修理
〃 20 日以内	仮設住宅の建設着工、民間賃貸住宅（借上）の提供・紹介

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	公営住宅の空き家提供・空き家情報の広報
1 週間以内	被災戸数の確定、供与対象者の選定、住宅の応急修理
20 日以内	仮設住宅の建設着工、民間賃貸住宅（借上）の提供・紹介

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 応急仮設住宅の建設	建築班、住宅政策班	プレハブ建築協会、 建設業関係団体等
2 公共住宅等の提供	住宅政策班	民間施設の管理者
3 被災住宅の応急修理	建築班、調査修理班	建設業関係団体等
4 災害時の二次被害の拡大 防止対策	都市整備部各班、各班	建設業関係団体

1 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の流れ

市は災害により、住宅を失い、又は損壊等を被り、自らの資力で住宅の確保ができない被災者に対する応急仮設住宅の建設を実施して居住の安定を図る。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事に対して仮設住宅の建設を要請し、知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。

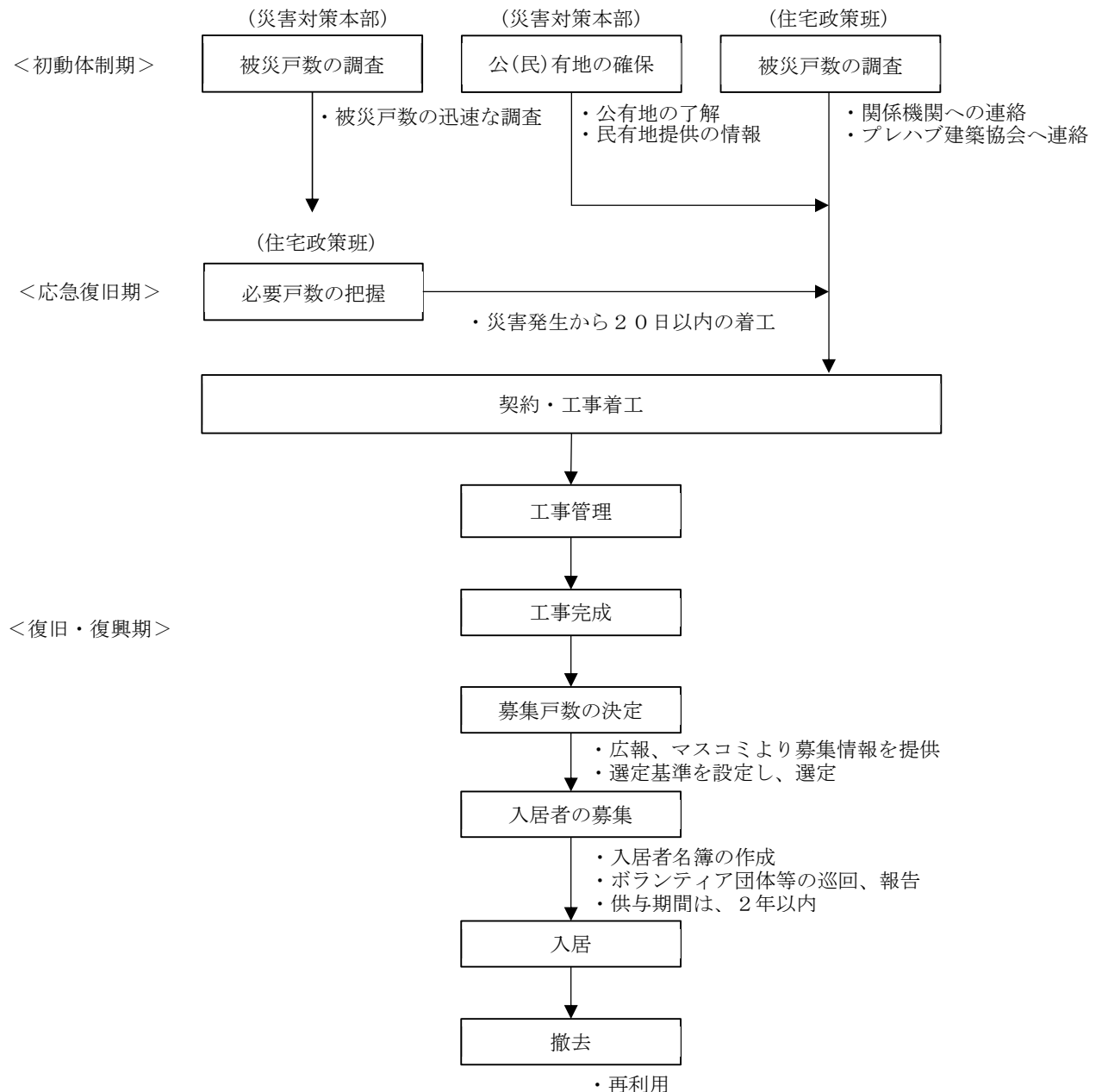


図 3-46-1 応急仮設住宅供与の流れ

(2) 入居対象者

災害のため住家を滅失し、自らの資力で居住する住家を確保できない被災者を対象として
公的住宅の空き家の提供や、応急仮設住宅の建設を実施し、保護していくものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置

ア 期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日又は借り上げ
の日から、原則として 2 年以内とする。（建築基準法第 85 条第 4 項の期限内）

イ 設置場所

建設地は、災害の状況を判断し市が選定した場所とする。

なお、仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国および県から提供された公有
地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所
は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

ウ 構造

建物の形式は軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとするが、積雪
等に耐える構造とする。

また、バリアフリーなど、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

エ 規模、費用

一戸当たりの床面積は、災害救助法に定めた基準によるが世帯数および資材の調達状況
により、基準運用が困難な場合は、基準枠を調整してその規模および費用の追加ができる
ものとする。

なお、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅につ
いても建設する。

オ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設については、県が一般社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、
その協力を得て建設する。

カ 建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は災害救助法施行細則（資料編参照）で定める限度額の
範囲内とする。

キ 建設

事業者との契約により実施する。

◆資料編 30－1 災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準

(4) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置

前記(3)に準じて実施する。

(5) 被災者の収容および管理

ア 計画の方針

応急仮設住宅への入居によってそれまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の

精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても、入居者の精神的な回復が図れるよう留意する。

イ 入居者の選定

市は県に協力して被災者の状況を調査し、これを踏まえて、県が次の基準により入居者を決定する。

また、民生委員・児童委員等の意見を参考にするとともに、要配慮者の優先入居にも努める。入居者の選定は、場合によっては県から委任を受ける。

(ア) 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。

ウ 管理運営

災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じて市は県から管理の委任を受ける。救助法適用に至らない場合は市が管理する。

応急仮設住宅地区の運営に当たっては、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努める。

また、市の福祉担当者やボランティアの連携による生活支援とともに、保健師等による健康状態の把握および健康相談等を行い、健康な生活を送ることができるよう支援する。

(6) 応援要請

ア 県は、近隣市町村に対して公営住宅の空室を確認の上、被災者の入居あっせんを行うよう要請する。

イ 県は、応急仮設住宅の工事管理について、近隣市町村へ協力を要請する。

(7) 応急仮設住宅建設上の留意事項

ア 住宅の応急供給に関わる計画の立案には、正確な滅失住宅数の把握を迅速に行わなければならない、棟単位ではなく被災戸数の調査が必要である。

イ 被害認定には迅速性と確実性の両面が要求され、認定結果に矛盾があると市民の不満に結びつきやすいので、配慮が必要である。

ウ 応急仮設住宅の設置場所については、市民サービスセンターや商業施設等への交通手段の確保に努める。

エ 応急仮設住宅の建設については、非木造のプレハブ応急仮設住宅の建設のほか、県内工務店関係団体の地域の技能者および地場産材（特に木材）を活用した木造応急仮設住宅の建設を行う。

オ 応急仮設住宅は、要配慮者の長期避難生活を想定した応急仮設住宅の構造等、積雪寒冷地に配慮した構造および仕様とする。

カ 応急仮設住宅の運営管理において、女性の参画や入居者によるコミュニティの形成、男女別ニーズの違いなどへの配慮を行う。

キ 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(8) 広報

ア 応急仮設住宅の建設に当たり、利用可能な民有地に関する情報提供を「広報あきた」等で呼びかける。

イ 応急仮設住宅の入居募集について、「広報あきた」等で被災者に伝える。

(9) 報告

ア 応急仮設住宅の設置状況について、知事に報告する。（災害救助法が適用された場合）

イ 被害程度、その他の要件から必要があれば、応急仮設住宅の設置戸数の限度引き上げについて、厚生労働大臣の承認を得る。

2 公共住宅等の提供

市は、市内あるいは近隣市町村の公共住宅等に空き家がある場合は、関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に対し優先的に提供する。

なお、供与期間、入居対象者および入居者の選定は、応急仮設住宅の場合に準ずることとし、民間賃貸住宅については県および関係団体などから提供された情報をもとに借り上げを行う。

(1) 市営住宅等の活用

県は、県や県内市町村等の公営住宅等の空き家情報を収集し、市に提供する。市は、市営住宅のほか、提供された情報を基に一時入居のあっせんを行う。また、必要に応じて、市営住宅の点検、応急修理を実施する。

(2) 民間施設等の活用

県は、民間アパート等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は県が民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げる。市は、県から委任を受けた場合、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、関係団体から得られた借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報提供を県から受け、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

3 被災住宅の応急修理

(1) 被災住宅応急修理の流れ

市は、災害救助法が適用された場合、知事に対して家屋の応急修理を要請する。知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。

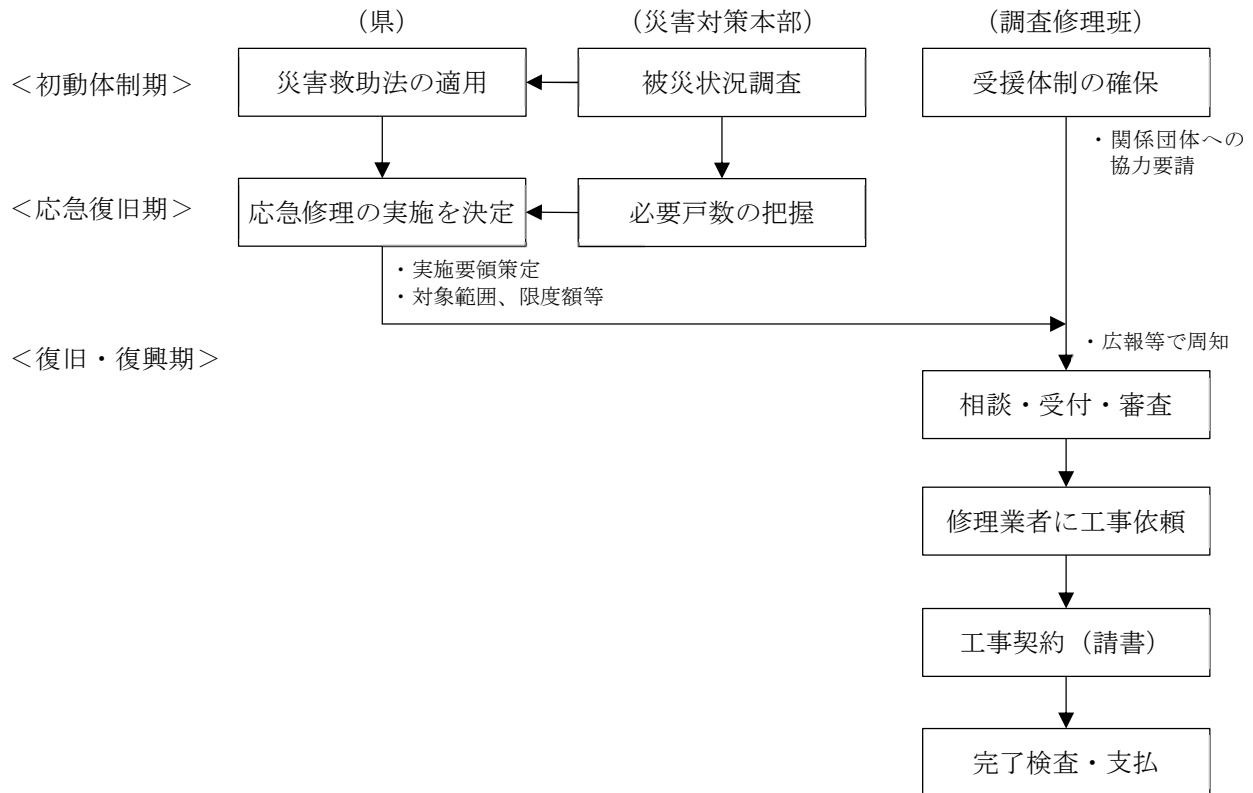


図 3-46-2 被災住宅応急修理の流れ

(2) 修理対象者

災害により住宅が半壊し、半焼し、もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、現に応急修理対象の住家に居住し、自らの資力では応急修理ができない被災者を対象とする。

(3) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

(4) 修理の戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

(5) 修理の費用

応急修理に要する費用の限度額は、県の実施要領のとおりとし、現物給付により行う。

(6) 修理の期間

応急修理は災害発生の日から 3 か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内）に完了する。

(7) 協力要請

市は、応急修理に当たっては、県の協定に基づく関係団体、一般社団法人秋田市建設業協会および協同組合安心リフォーム協議会に対して協力を要請する。

表 3-46-1 連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
(一社)秋田市建設業協会		秋田市山王二丁目 10-4	864-0220	864-0316
協同組合安心リフォーム協議会		秋田市大町二丁目 6-29	865-1411	874-9241

(8) 広報

応急修理に関する情報提供を「広報あきた」等で行う。

(9) 報告

市は、被害家屋の応急修理状況について、知事に報告する。

4 災害時の二次災害の拡大防止対策

市は、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、必要に応じて、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第47節 文化財の保全対策

計画の方針

災害により文化財が被災した場合には、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	文化財（動産）の移動、入館者の安全避難
風水害等による被害発生	入館者の安全確保、 被害状況の調査報告、被害拡大防止措置
災害や異常気象等が沈静化	文化財の保全措置

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	入館者の安全確保
3 時間以内	被害状況の調査報告
6 時間以内	文化財の保全措置
12 時間以内	
24 時間以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 応急措置	文化振興班	文化財の各管理者、 県教育委員会、文化庁
2 保全措置	文化振興班	文化財の各管理者、 県教育委員会、文化庁

1 応急措置

(1) 被害拡大の防止

災害により文化財が被害を受けたときは、その管理者（又は所有者）は消防部等に通報するとともに、被害拡大の防止に努める。

(2) 被害調査および報告

管理者（又は所有者）は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定文化財は市教育委員会へ、県指定文化財は市文化振興班を経由して県教育委員会へ、国指定文化財は市文化振興班・県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

(3) 応急措置

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するために、協力して応急措置を実施する。

2 保全措置

(1) 責任体制の確立

文化財の所有者および管理者は、防災責任者を定めるなどの責任体制を確立して保全に努める。

(2) 文化財の搬出

搬出可能な文化財については性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時に当たっての保全に努める。

(3) 被災公文書取扱いの周知

災害により多くの公文書等（古文書ほか歴史資料を含む。）が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）および取扱い等について周知を図る。

<被災古文書等に対する注意事項>

- 1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- 2 湿気を妨げる場所か容器に保管すること。
- 3 雨や水にぬれたものは、そのまま陰干しすること。
ページとページがくっつかないように、吸湿性の高い紙（新聞紙や障子紙でよい。）を挟み込むこと。
 - (1) 無理な水洗いはしないこと。
 - (2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- 4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

(4) 一般古文書等

災害により損壊した家屋、蔵などにおいては、未知の古文書等の歴史資料が他のがれき等とともに廃棄、散逸する可能性がある。市および関係機関は、これら古文書等の発見・収集に努め、又は所有者に保全を呼びかける。

第 48 節**災害救助法の適用****計画の方針**

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害救助法が適用された場合は、市民の生命・身体・財産を保護するため、災害救助法施行細則（昭和 39 年秋田県規則第 38 号）にのっとり、速やかに対策を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	被害状況の把握、災害救助法の適用手続、 災害救助法による救助
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	被害状況の把握、災害救助法の適用手続、 災害救助法による救助

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害救助法の適用基準		
2 災害救助法による救助の程度、方法および期間		
3 災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等	防災対策班	
4 災害救助法の適用手続	防災対策班	
5 救助の実施状況の記録および報告	防災対策班	

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「救助法施行令」という。）第1条に定めるところによる。本市においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され、実施される。

(1) 適用基準

- ア 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が150世帯以上に達したとき。（救助法施行令第1条第1項第1号）
- イ 県全体の滅失世帯が1,000世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が75世帯以上に達したとき。（救助法施行令第1条第1項第2号）
- ウ 県の区域内で滅失した世帯の数が5,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生した場合や、有毒ガス等が発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合。（救助法施行令第1条第1項第3号）
- エ 火山噴火や有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため多数の市民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合や、船舶の沈没や爆発事故等により多数の者が死傷した場合等、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に本県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。（救助法施行令第1条第1項第4号）

表 3-48-1 災害救助法の適用基準

	滅失世帯数	
	市（人口30万人以上）	県
アの場合	150世帯以上	—
イの場合	75世帯以上	1,000世帯以上
ウの場合	多数	5,000世帯以上

(2) 被害認定基準

住家の滅失等の認定については、資料 22－1「被害の認定基準」による。なお、適用基準の「住家」および「世帯」の考え方は次のとおりである。

住家	現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

◆資料編 22－1 被害の認定基準

2 災害救助法による救助の程度、方法および期間

災害救助法による救助の程度、方法および期間については、資料 30－1 のとおり。

◆資料編 30－1 災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準

3 災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

(1) 災害が発生した場合

- ア 避難所および応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療および助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。

- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索および処理
- サ 災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 災害が発生するおそれがある場合

- ア 避難所の供与

災害救助法に基づく救助は、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に対し知事が行う。

ただし、救助活動を迅速に実施するため、前述のア（応急仮設住宅を除く）、イ、オ、ク、サに掲げた救助の実施に関する職権は、市長に委任されている。したがって、これらの救助については、災害救助法適用の如何を問わず、市長が必要と判断した場合は直ちに実施し、その後、災害救助法が適用された場合には、市長は、速やかに委任された救助の実施内容を知事に報告するとともに、経費支払証拠書類の写しを添えて費用を請求する。

また、市長は、委任を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助する。

4 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

災害に際し、秋田市の域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。その場合には、県総合防災課を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話により要請し、後日文書により改めて処理する。

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 災害発生の日時および場所 |
| イ | 災害の原因および被害の状況 |
| ウ | 適用を要請する理由 |
| エ | 適用を必要とする期間 |
| オ | 既にとった救助措置および今後の救助措置の見込み |
| カ | その他必要な事項 |

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに、県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指示を受けなければならない。

また、災害救助期間の延長等特例申請については、県総合防災課を通じて行う。

5 救助の実施状況の記録および報告

市（防災対策班）は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告する。

第 4 章

災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

計画の方針

災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市および関係各機関は相互に協力し、職業のあっせん、租税の徴収猶予および減免、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るほか、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係機関と連携して、きめ細かな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。

また、農林漁業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金品の受入れ・配分措置についても適切な対応を図る。

市は、これらの支援について、様々な手段を通じて周知に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 生活相談窓口の設置	市民生活班	県、関係機関
2 雇用対策	企業立地雇用班	ハローワーク秋田、県
3 社会秩序の維持、物価の安定等	市民生活班	各警察署
4 租税および公共料金の特例措置	財政班、上下水道総務班	県、日本郵政グループ、東北電力(株)、東部ガス(株)、NTT、NHK
5 応急資金、金融対策	福祉班	秋田県社会福祉協議会、秋田市社会福祉協議会、県
6 災害弔慰金および災害障害見舞金の支給	福祉班	県
7 災害見舞金の支給	福祉班	県
8 被災者生活再建支援金	福祉班	県
9 住宅建設の促進	住宅政策班	県
10 就学に関する支援	学校教育班	県教育委員会、(独)日本学生支援機構
11 葬祭の実施（災害救助法）	市民生活班	秋田県葬祭業組合
12 農林漁業関係対策	農業農村振興班、農地森林整備班、園芸振興班	県、関係機関
13 中小企業関係対策	商工貿易班	県、関係機関
14 適正な土地利用の推進	各班	県
15 義援金等の受入れ・配分	財政班、福祉班	県、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会
16 がれき等の処理	防災対策班、道路班、公園班、農地森林整備班、消防部	国、県、各道路管理者、秋田市建設業協会、漁業関係者、ボラ

対策項目	課所室等	関係機関
		ンティア、関係機関
17 衛生面対策	健康危機管理班	
18 災害ケースマネジメントへの移行	被災者支援の関係部局	秋田市社会福祉協議会、NPO等の民間団体

1 生活相談窓口の設置

(1) 相談所の設置

被災者のための相談所を庁舎、市民サービスセンター、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応、措置を実施する。

(2) 関係機関との連携

県および関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかにかつ適切に対応する。

2 雇用対策

市（企業立地雇用班）は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、秋田労働局、秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）および秋田県が行う職業相談などの各種取組に協力する。

(1) 離職者等への措置

秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）は、災害により離職や休業を余儀なくされた被災者について、次の措置を講ずることとしている。

ア 臨時相談窓口の開設

イ 公共職業安定所へ赴くことが困難な地域への巡回相談の実施

ウ 事業主に対する雇用維持の要請等

また、秋田県は、職業訓練の実施、職業転換給付金などの活用のほか、秋田労働局、秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）の取組に協力し、被災者の雇用確保に努めることとしている。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）は、災害救助法適用時における雇用保険の失業給付に関する特例措置として次の措置を講ずることとしている。

ア 休業事業所の把握

イ 雇用保険受給者の失業認定に係る取扱いの弾力的運用

ウ 離職証明書関係手続の弾力的運用

エ 雇用保険受給手続の弾力的運用

(3) 被災事業主に関する措置

秋田労働局（労働基準監督署）は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、労働保険料等の免除、申告・納付期限の延長および納付の猶予を行うこととしている。

表 4-1-1 連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
秋田県	産業労働部 雇用労働政策課	秋田市山王三丁目 1-1	860-2334	860-3833
秋田公共職業安定所 (ハローワーク秋田)		秋田市茨島一丁目 12-16	864-4111	864-1815
秋田労働局労働基準部	労災補償課	秋田市山王七丁目 1-3	883-4275	883-4253
秋田労働基準監督署		秋田市山王七丁目 1-4	865-3671	865-3785

3 社会秩序の維持、物価の安定等

(1) 社会秩序の維持

被災地およびその周辺においては、警察が独自に、又は防犯協会等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

市（市民生活班）および県は生活必需品の物価が高騰しないよう、又は買い占め、売り惜しみが生じないように監視する。

4 租税および公共料金の特例措置

市（財政班）は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市税の徴収猶予および減免措置等の対策を積極的に推進していく。

なお、これらの対策が活用されるよう、被災者に対して、対策に関わる情報の提供を十分に行っていく。

また、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続の簡素化、迅速化に努める。

国および県は、被災者の納付すべき国税および県税について、法令および県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予および減免の措置を災害の状況により実施する取扱いとなっている。

(1) 市税等の徴収猶予および減免の措置

ア 納税期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納

入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと 2 か月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域および期限の延長日を指定する。(秋田市市税条例(昭和 25 年秋田市条例第 36 号。以下「市税条例」という。)

第 11 条の 2、秋田市国民健康保険税条例(昭和 57 年秋田市条例第 9 号。以下「国民健康保険税条例」という。)第 20 条第 3 項)

(イ) その他の場合、災害がおさまった後、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。(市税条例第 11 条の 2)

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時的に納付もしくは納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 15 条)

ウ 減免

被災した納税者(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、市長が次により減免を行う。

税 目 等	減 免 の 内 容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。(市税条例第 35 条第 1 項第 7 号)
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。(市税条例第 58 条第 1 項第 3 号)(地方税法第 367 条)
特別土地保有税	災害により著しく価値が減じた土地について行う。(市税条例第 122 条の 10 第 1 項第 2 号)
事業所税	被災した事業所用家屋の状況に応じて減免を行う。(市税条例第 144 条第 1 項)
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。(国民健康保険税条例第 21 条第 1 項第 4 号)
国民健康保険療養 給付費の一部負担金	徴収猶予および免除、減額を行う。(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 44 条第 1 項)
介護保険料	徴収猶予や保険料の減免を行う。(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 142 条)(秋田市介護保険条例(平成 12 年秋田市条例第 23 号)第 12 条第 1 項)

◆資料編 32－3 税の減免

(2) その他公共料金の特例措置

その他公共料金の特例措置については下記のとおりとなっている。

ア 電気事業

東北電力(株)および東北電力ネットワーク(株)は、原則として災害救助法適用地域の

被災者を対象とし、経済産業大臣の許可を得て、以下の措置を行う。

- (ア) 電気料金の早収期間および支払い期限の延伸
- (イ) 不使用月の基本料金の免除
- (ウ) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）
- (エ) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- (オ) 被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除
- (カ) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- (キ) 被災に伴う引込線・メーター類の取付位置変更のための諸工料の免除

イ 都市ガス事業

東部ガス(株)は、被害の状況によって経済産業大臣の認可を得て、以下の措置を行う。

- (ア) 被災者のガス料金の早収期間および支払い期限の延伸
- (イ) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記(ア)を適用する。

ウ 水道事業

市上下水道局は、被害の状況により、被災者の水道料金等の減免、又は支払期限の延伸の措置を行う。

エ 通信事業

東日本電信電話(株)は、避難指示等（災害救助法の適用地域含む）で実態的にサービスが利用できなかった場合、契約者の基本料金および被災による避難で仮住居への移転工事に関する費用を減免する。

オ 放送受信料

日本放送協会は、非常災害があった場合、災害により受信契約の住所の建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた契約者に係る一定期間の放送受信料を免除することができる。

カ 郵政事業

日本郵便(株)ほか日本郵政グループは、被害の状況によって、以下の措置を行う。

- (ア) 郵便業務関係
 - a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - b 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - c 被災地あての救助用郵便物の料金免除
- (イ) 簡易保険業務関係
 - a 保険料払込猶予期間の延伸
 - b 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払
 - c 保険金、倍額保険金および未経過保険料の非常即時払
 - d 解約償還金の非常即時払
 - e 保険貸付金の非常即時払
- (ウ) 為替貯金業務関係
 - a 郵便貯金、郵便為替、郵便振替および年金恩給の非常払渡し
 - b 郵便貯金および国債等の非常貸付
 - c 被災者の救護を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除

- d 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
- e 国債等の非常買取り

5 応急資金、金融対策

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県、社会福祉協議会は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的生活再建（生活復興）を支援するため、関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講ずる。

市、県および社会福祉協議会は、これらの被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開などを行っている個々の被災者も含めて広報するとともに、相談窓口を設置し、被災者の利用を促進する。

また、これらの措置に当たっては、市、県および社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図る。

加えて、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

◆資料編 32－1 災害援護資金等の貸付け

(1) 災害援護資金の貸付

市（福祉班）は、災害により住居や家財を失った被災者等を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「災害弔慰金の支給等に関する法律」という。）」に基づく「秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年秋田市条例第 32 号。以下「災害弔慰金の支給等に関する条例」という。）」に従い、災害援護資金の貸付を行う。

(2) 生活福祉資金の貸付

秋田県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、民生委員・児童委員および市社会福祉協議会の協力を得て、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付を行う。

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書をその居住地を担当区域とする民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、秋田県社会福祉協議会長に提出する。

イ 貸付金の種類

福祉資金（福祉費）

※災害救助法が適用されない小規模な災害や、被害の程度が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「災害援護資金」貸付対象にならない場合に貸付を行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「母子及び父子並びに寡婦福祉法」という。）に基づき、災害により被害を受けた母子・父子家庭等および寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

ア 貸付の対象

配偶者がなく、現に児童（20才未満の者）を扶養している者および母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦等。（いずれも児童扶養手当受給者か同様の所得水準の者に限る。）

ただし、現に扶養する子等のない寡婦および40才以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して申請する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 修学資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 修業資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 医療介護資金
- (ク) 生活資金
- (ケ) 住宅資金
- (コ) 転宅資金
- (サ) 就学支度資金
- (シ) 結婚資金

(4) 恩給・共済年金担保融資等の手続

（株）日本政策金融公庫には、恩給・共済年金担保融資および災害貸付の制度がある。貸付を受けようとする者は、貸付申込書に証書および貸付証明書を添付して、（株）日本政策金融公庫に提出する。

6 災害弔慰金および災害障害見舞金の支給

市は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障がいを受けた被災者を救済するため、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給を行う。

(1) 災害弔慰金

対象となる災害	ア 当該市町村の区域内において住居の減失（100％）した世帯の数が5以上ある災害 イ 当該都道府県の区域内において住居の減失（100％）した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 ウ 当該都道府県の区域内において災害救助法が適用された災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象	災害による死亡者で、災害発生時に秋田市の区域内に住所を有していた者の遺族
支給対象遺族	死亡当時の遺族一人（配偶者、子、父母、孫、祖父母の順で、いずれも存在しない場合は兄弟姉妹に支給） ※ただし、死亡当時、上記遺族が存しない場合には、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 500 万円 イ その他の者が死亡した場合 250 万円

(2) 災害障害見舞金

対象となる災害	ア 当該市町村の区域内において住居の減失（100％）した世帯の数が5以上ある災害 イ 当該都道府県の区域内において住居の減失（100％）した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 ウ 当該都道府県の区域内において災害救助法が適用された災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象	災害により負傷し、精神又は身体に著しい障がいを受けた者（災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に示される程度の障がい）
支給額	ア 生計維持者 250 万円 イ その他の者 125 万円

◆資料編 32－5 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例

〃 32－6 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

7 災害見舞金の支給

災害により被害を受けた市民に対し、「秋田市災害見舞金給付要綱（平成8年12月24日）」に基づき、市は災害見舞金の支給を行う。

対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常と認められる自然現象および火災	
支給対象	ア 災害により死者、行方不明者又は重傷者を出した世帯 イ 火災により住家を全焼し、又は半焼した世帯 ウ 火災以外の災害により住家を全壊し、流失し、又は半壊した世帯 エ 床上浸水により住家に被害を受けた世帯 オ アからエに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯	
見舞金支給額 (1世帯につき)	ア 死亡又は行方不明者(1人につき)	150,000 円
	イ 重傷者(1人につき)	50,000 円
	ウ 全焼、全壊又は流失	100,000 円
	エ 半焼又は半壊	50,000 円
	オ 床上浸水	50,000 円

◆資料編 32－7 秋田市災害見舞金給付要綱

〃 32－8 秋田市災害見舞金給付要領

8 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、災害が発生した場合は、その積極的な活用を図る。

(1) 制度の対象となる自然災害

支援法の対象となる自然災害は、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条の定めにより次に掲げるとおりの被害をもたらした自然災害である。

- ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

(2) 制度の対象となる被災世帯

支援法の対象となる被災世帯は、前項（1）の「制度の対象となる自然災害」に定める災害により、被害を受けた世帯である。（支援法第2条第2項）

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

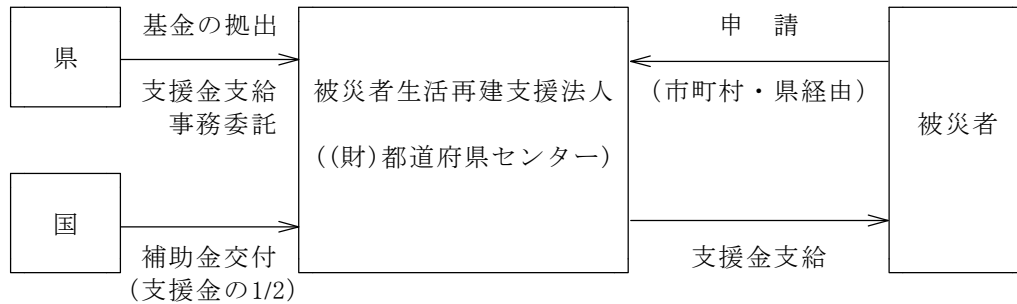
被災した世帯に対し、基礎支援金および加算支援金の合計額を支給する（最大支給額 300 万円）。なお、年齢・年収要件および使途の制限はない。

区分		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	
複数世帯	全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃借（公営住宅以外）	50 万円
	大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃借（公営住宅以外）	50 万円
	中規模半壊	—	建設・購入	100 万円
			補修	50 万円
			賃借（公営住宅以外）	25 万円
単数世帯	全壊 解体 長期避難	75 万円	建設・購入	150 万円
			補修	75 万円
			賃借（公営住宅以外）	37.5 万円
	大規模半壊	37.5 万円	建設・購入	150 万円
			補修	75 万円
			賃借（公営住宅以外）	37.5 万円
	中規模半壊	—	建設・購入	75 万円
			補修	37.5 万円
			賃借（公営住宅以外）	18.75 万円

(4) 支援金の支給申請

申請窓口	市町村
申請時の添付書面	1 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 2 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
申請期間	1 基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 2 加算支援金：災害発生日から 37 月以内

(5) 支援金支給の仕組み



9 住宅建設の促進

災害により住宅を滅失又は焼失した被災者のうち、自力での住宅建設ができない者に対する恒久的な対策として、市は災害公営住宅の建設および既設公営住宅の復旧を実施する。市で対応が困難な場合は、県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整える。

(1) 住宅建設および復旧計画の検討

市は、迅速な災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、被災者名簿、滅失住宅地図を作成する。その上で、災害住宅整備計画および復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請する。

県は、市だけで住宅の建設・復旧に対応可能かどうかを含めて検討の上、市と県との役割分担を決定し、併せて市への支援内容を決定する。

(2) 公営住宅の建設・復旧

ア 建設資金

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という。）第22条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の建設等を行う場合、市は建設費用について国からの補助を受ける。

イ 建設事業の実施

市および県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。住宅建設に当たっては、要配慮者の入居を想定し、バリアフリー化に努める。

ウ 入居者の選定

市は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする市民の被災状況、生活実態等に配慮しながら、特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

(3) 災害復興住宅融資の利用

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受けた者で基準に該当する者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設・購入資金又は補修資金の貸付を行うこととなっている。

市は、被災地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、災害復興住宅融資の適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図るよう努める。

10 就学に関する支援

(1) 教科書等の無償給与（災害救助法）

市は、災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する。

給与の詳細については、第3章第21節「学校等における応急対策」の3項を準用する。

(2) 小・中学生の就学援助措置

ア 支援の内容

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助する。

イ 対象者

要保護世帯、準要保護世帯（市が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）とする。

ウ 問合せ

県、市、学校とする。

(3) 授業料減免措置

ア 支援の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、入学金および入学検定料等の徴収猶予又は減額、免除する。

イ 対象者

地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者を対象とする。

ウ 問合せ

県、市、学校とする。

(4) 奨学金制度の緊急採用

ア 支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学

金の貸出（無利子）を緊急に受け付け・採用する。

イ 対象者

高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生とする。

ウ 問合せ

高等学校等の生徒については各学校、（公財）秋田県育英会とする。

大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の学生・生徒については各学校、独立行政法人日本学生支援機構とする。

(5) 児童手当等の特別措置

ア 支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障がい者手当・障がい児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずる。

イ 対象者

障がい者のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯とする。

ウ 問合せ

市とする。

11 葬祭の実施（災害救助法）

(1) 支援の内容

遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、市が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。

(2) 対象者

ア 災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族

イ 死亡した者の遺族がいない場合も対象となる。

(3) 問合せ

県、市（災害救助法が適用された場合）とする。

12 農林漁業関係対策

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関および一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努めることとしている。

(1) 天災融資法による災害経営資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災

による被害を受けた農林水産業者に対し、再生産に必要な低利の経営資金を融資する制度である。申込みは、金融機関（農協、銀行等）へ行う。

ア 対象者

農業者の場合、減収量 30%以上、かつ、損失額 10%以上の被害を受けた者で、市長の認定を受けた者

イ 貸付条件

- (ア) 貸付利率：天災融資法が発動される都度決定する
- (イ) 貸付限度額：個人 200 万円、法人 2,000 万円ほか
- (ウ) 貸付期間（償還期限）：3～6 年
- (エ) 資金使途：種苗、肥飼料、農薬、燃料費等、農林漁業経営に必要な資金

ウ 激甚災害として指定された場合は以下の特例を適用（激甚法第 8 条）

- (ア) 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については 7 年とする。
- (イ) 政令で定める地域について被害を受けた農業協同組合等、又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(2) (株)日本政策金融公庫による農林水産事業資金

被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を(株)日本政策金融公庫が融通する制度である。申し込みは、(株)日本政策金融公庫、農業協同組合、受託金融機関へ行う。

ア 農業関係

- (ア) 農業経営基盤強化資金
- (イ) 経営体育成強化資金
- (ウ) 畜産経営環境調和推進資金
- (エ) 農林漁業セーフティネット資金
- (オ) 農林漁業施設資金（災害復旧）
- (カ) 農業基盤整備基金
- (キ) 農林漁業経営資本強化資金

イ 林業関係

- (ア) 林業基盤整備資金（造林・林道・利用間伐）
- (イ) 森林整備活性化資金
- (ウ) 農林漁業セーフティネット資金
- (エ) 林道基盤整備資金（災害復旧）
- (オ) 農林漁業施設資金（災害復旧）
- (カ) 農林漁業経営資本強化資金

ウ 漁業関係

- (ア) 漁業経営改善支援資金
- (イ) 農林漁業セーフティネット資金

- (ウ) 農林漁業施設資金（災害復旧）
- (エ) 漁業基盤整備資金

(3) 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業経営者が災害によって受ける損失を補償する、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

(4) その他の補助

ア 農林地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について、暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

◆資料編 32－2 経営資金

13 中小企業関係対策

市（商工貿易班）および県は、災害時の被災中小企業者に対し、速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずる。

また、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）および政府系金融機関（（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫）の融資ならびに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金および事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(1) 資金需要の把握

市および県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(2) 貸金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

市および県は、本市を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

市は、県、関係金融機関、信用保証協会、関係指導機関等と緊急連合会を開催し、災害融資の円滑化を図る。

ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例

(ア) 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。

(イ) 災害関係保証の保険についての保険価額を 100 分の 70 から 100 分の 80 まで引き上げる。

イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知徹底

市は、広報により中小企業関係団体とともに、国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

商工会議所、中小企業団体中央会等の協力を得て、金融巡回相談を行い、融資の指導あつせんを行う。

(4) 政府系金融機関に対する災害特別融資の要請

市は、県に対し、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫等の金融資金の災害特別あつせんを要請する。

(5) 地域経済復興支援対策本部の設置

ア 実施体制

被災中小企業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

(ア) 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）

(イ) 秋田市

(ウ) 秋田県信用保証協会

(エ) 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）

(オ) (公財)あきた企業活性化センター

(カ) 秋田県商工会連合会

(キ) 秋田県商工会議所連合会

(ク) 秋田県中小企業団体中央会

イ 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関連機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

(ア) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化

- (イ) 既存借入金の償還期限の延長
- (ウ) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (エ) 稼働可能設備等の確認および受発注のあっせん
- (オ) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (カ) 従業員確保のための人材情報の提供
- (キ) 新たな支援制度の創設

14 適正な土地利用の推進

復旧・復興に当たっては、災害に対する危機感から、安全性の高い土地需要の増加により、特定地域の地価が高騰しないよう注視するとともに、県と市との連携により適正かつ合理的な土地利用を推進し、都市計画の必要な見直しを行っていく。

15 義援金等の受入れ・配分

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に被害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。市は、災害時における被災者の自立的生活再建（生活復興）を支援するため、県、関係機関等と協力し、被災者に対する義援金等の募集および配分等の措置を迅速に講ずる。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄付金等は含まない。

(1) 義援金等の受付

市（財政班）は、義援金等の申し出があった場合、直ちに義援金等の受付窓口を設置し、義援金等の受付を実施する。義援金等の受付方法等については、市ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、次の義援金等の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、県、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会においても、同様に義援金等の募集および受付が実施されることがある。

ア 義援金

- (ア) 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (イ) 受付窓口

イ 救援物資

- (ア) 希望する物資、希望しない物資（需給状況に対応）を報道機関および市ホームページ等で公表する。
- (イ) 送り先、受入れ窓口および受入れ場所

<留意点>

災害発生直後において食糧や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられる。しかし、不特定多数からの小口の救援物資を、必要としている被災者に、必要としている物を、必要としている時期に分類・仕分けをして配布することは極めて難しい。

このことから、全国からの善意を無駄にしないためにも、市は、報道機関等を通じ、個人からの救援物資は対応が困難であることを呼びかけるとともに、被災者へ善意を寄せていただける場合は、できるだけ義援金での支援に理解を求めるよう呼びかける。

また、義援物資の募集を行う際には、多様化・詳細化するニーズ、また時間とともに変化するニーズに合わせて希望する物資およびその時期について公表する。

過剰に送られた物資や季節の変化により必要のなくなった物資については、新たな倉庫の確保およびその保管について、必要に応じて物流事業者に協力を要請する。最終的に長期間滞留し、その後も使用される見込みのない物資がある場合は、NPO等の協力を得て、被災者への無償配付を行うなどにより活用する。

(2) 配分方法等の検討

市は、被災者あてに寄託された義援金を公平かつ適正に配分することを目的として秋田県が設置する義援金配分のための委員会（以下、委員会という。）に参加し、委員会の中で配分方法等を検討する。

(3) 義援金等の保管および送納

市は、寄託された被災者に対する義援金等については、被災者に配分するまでの間、適正に保管するとともに、委員会に随時送納する。

(4) 義援金等の配分等

ア 配分方法の決定

委員会は、市等の受付機関で受け付けた義援金等の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期ならびにその他必要な事項）について、協議の上、決定する。

イ 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金等の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

ウ 配分の公表

委員会では、被災者に対する義援金等の配分結果について、秋田市防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

16 がれき等の処理

(1) 道路・公園等の公共用地

市（道路班・公園班）は、風水害や地震、津波により発生した、ごみ・土砂等の除去・収集・処理等を実施する。

(2) 民地

市は、風水害や地震、津波により堆積した土砂・泥やその他のごみの清掃用として、土のう袋およびごみ袋を市民およびボランティアに配布する。

また、市は、職員による巡視などによって被災地域の状況の把握に努めるとともに、自らの資力で障害物の除去ができない被災者について、日常生活に著しく支障を及ぼすごみ・土砂等の除去、又は解体を実施する。

(3) 農地

農地における風水害や地震、津波によるごみ・土砂等の除去については、農地等の災害復旧事業等を活用し、除去・収集・処理等、必要な措置を講ずる。

(4) 津波により海に流出したごみ

市は、津波により海に流出したごみの処理について、国、県や関係機関、応援協定団体、漁業関係者およびボランティアの協力を得て、公物管理上、船舶の航行上および漁業従事上の支障を除去する必要性等を考慮し、ごみの状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずる。

(5) 海岸に漂着した危険物

市（防災対策班）および消防部は、海岸に漂着した危険物について、第一通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、関係機関への連絡、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保等の対応を行い、発見者および周辺住民の安全を図る。

17 衛生面対策

市（健康危機管理班）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保して、水害や津波による浸水区域を中心に防疫活動を実施する。

大規模な被害により広範囲に消毒作業が必要な場合、市（健康危機管理班）は住宅および建物の敷地等の消毒に使用する消毒薬剤の調達を行い、町内会等の各団体に消毒薬剤を配布する。

また、状況に応じ、民間企業等への協力要請を検討し、消毒作業に必要な支援体制を確保する。

なお、町内会等への消毒薬剤配布の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように努める。

18 災害ケースマネジメントへの移行

被災者ごとに被災の状況が異なり求められる支援も様々になることから、必要な支援を迅速にきめ細かに届けられるよう状況を把握した上で復興支援を行う災害ケースマネジメントの手法に移行し継続的に実施する。

(1) 目的

- ア 被災者の自立・生活再建の早期実現
- イ 支援制度に関する情報が届いていない被災者に対する支援漏れの防止
- ウ 災害関連死の防止
- エ 地域社会の活力維持への貢献

(2) 内容

ア 平時

市（福祉班）は平常時から秋田市社会福祉協議会やNPO等の民間団体など支援機関と連携体制を構築し、被災者支援の関係部局と共有する。

イ 復興時

(ア) アウトリーチ（戸別訪問や相談等）による状況把握

被災者への戸別訪問や相談対応などのアウトリーチにより、支援が必要な被災者の課題の把握を行う。

(イ) ケース会議による支援方針の検討

被災者支援の関係部局は、支援機関と被災者一人ひとりの課題に応じた支援について検討するケース会議を実施する。

(ウ) 適切な支援策へのつなぎ

被災者の自立・生活再建に向けて、アウトリーチによる状況把握やケース会議による支援策の検討を継続し、適切な支援策につなげる。

第2節 激甚災害の指定

計画の方針

災害による被害規模が甚大な場合には、激甚法に基づき財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 激甚災害指定の手続	防災対策班	
2 激甚災害に関する被害状況等の報告	防災対策班	
3 激甚災害指定の基準		
4 災害復旧事業計画	各班	
5 激甚災害に対する援助措置	各班	
6 復旧事業の促進	各班	

1 激甚災害指定の手続

(1) 被害調査

甚大な災害が発生した場合は、市長は直ちに被災地を調査し、被災状況を知事へ報告する。

(2) 激甚災害指定の決定

知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。なお、中央防災会議は内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討の上、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の各関係部局に必要な調査を行わせる。県の関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか、激甚法に定める必要な事項を取りまとめる。

3 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定）の 2 つの指定基準がある。

4 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに策定し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

また、復旧事業計画の策定に当たっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況および社会経済的影響を検討し、再度の災害の防止を図る。

なお、がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため、関係法令を考慮の上、適切な措置を講ずる。

5 激甚災害に対する援助措置

(1) 特別財政援助の交付手続

市は激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

(2) 激甚災害による財政援助対象事業等

激甚法に定める財政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号。以下「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」という。）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併併行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に掲げる施設で政令に定めるものの新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける市立学校（地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第24条第1項において同じ。）の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅および共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条（地方自治体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第4条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

ク 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

ケ 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市が設置した身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業

コ 障がい者支援施設等災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第1項もしくは第2項又は第83条第2項もしくは第3項の規定により、県又は市が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

サ 女性自立支援施設復旧事業

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項の規定により県が設置した女性自立支援施設（市又は社会福祉法人が設置した女性自立支援施設で県から同項に規定する自立支援の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業

シ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

ス 感染症予防事業

激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業

セ 私立幼稚園の災害復旧事業

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園（第 17 条第 1 項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

ソ 堆積土砂排除事業

(ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫れき、岩石、樹木等（以下「堆たい積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）

(イ) 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆たい積土砂であって、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）

タ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

表 4-2-1 激甚災害に関する財政援助措置の対象事業

区分	対象事業	適用条項※
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害復旧事業関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業 (8) 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業 (9) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 (10) 障がい者支援施設等災害復旧事業 (11) 女性自立支援施設復旧事業 (12) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (13) 感染症予防事業 (14) 私立幼稚園の災害復旧事業 (15) 堆積土砂排除事業 (公共施設区域内、公共施設区域外) (16) 湛水排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3, 17条関係 第3条関係 第3, 10条関係
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助	第5条関連 第6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧に対する補助	第12条関係 第14条関係
4 その他の財政援助および助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係 第21条関係 第22条関係 第24条関係 第25条関係

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用条項

(3) 局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条、第4条）
- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- エ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- オ 中小企業に関する特別の助成（第12条）
- カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

6 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、事業実施期間の短縮に努める。

第3節

罹災証明書等発行要領

計画の方針

市は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋等の被害程度について、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により、被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害のほか市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書又は被害証明書を交付する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 発行手続	防災対策班、消防部、財政班、産業企画班	関係機関
2 証明の範囲	防災対策班、消防部、財政班、産業企画班	
3 手数料		
4 証明書		

1 発行手続

市は、被害の概況を把握した後に必要な調査を行い、被災者の申請に基づき、罹災証明書等を交付する。

なお、現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な業務の実施に努める。

(1) 区分

- ア 消防部：火災に関する罹災証明書
- イ 財政班：家屋の損壊等に関する罹災証明書
- ウ 産業企画班：農業施設等の被害に関する被害証明書
- エ 防災対策班：上記以外の被害に関する被害証明書

(2) 交付申請の受付

本庁舎に加え、状況に応じて各市民サービスセンターおよび消防庁舎の窓口において受付するほか、窓口以外（郵送、メール、ファックス、電子申請等）での受付も行う。

(3) 被害調査の実施等

- ア 罹災証明書

消防部および財政班は、罹災証明書等の発行に先立ち必要な被害情報の調査を行う。こ

の場合、専門的な確認等を必要とする時などにおいては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行う。

その際、必要に応じて、航空写真、被害状況のわかる家屋の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施する。

また、家屋の被害認定は、状況に応じて全庁体制等により「災害の被害認定基準」等に基づき、家屋の被害認定調査（１次調査・２次調査）を行うとともに、災害見舞金等その他支援に必要な調査を併せて行う。

表 ４－３－１ 災害の被害認定基準

被害の程度	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準 半 壊	準半壊に 至らない
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的損害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

イ 被害証明書

産業企画班および防災対策班は、申請者等が提出する被害状況のわかる写真や資料等を踏まえ、被害を証明する。

(4) 被害認定調査結果の集約

罹災証明書交付に係る被害認定調査の結果については、システム等により集約し、被災者台帳として必要とする課所室と情報を共有して各種支援業務に活用する。

(5) 罹災証明書等の発行

消防部および財政班は、罹災証明書の交付申請に基づき、上記被害認定調査結果により発行する。

また、産業企画班および防災対策班は、被害証明書の交付申請に基づき、被害証明書を発行する。

(6) 被災者台帳の作成

罹災証明書等の発行に基づき、証明書に基づいた継続的な支援状況の把握のため、被災者台帳を作成する。

支援業務の担当課所室は、証明書に伴う被災者支援の実施状況等についてシステム等に入力し共有する。

2 証明の範囲

(1) 罹災証明書の証明項目

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

ア 住家の損壊等に関する証明項目

(ア) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

(イ) 流出、床上浸水、床下浸水

(ウ) その他

イ 非住家の損壊等に関する証明項目

(ア) 流出、床上浸水、床下浸水

(イ) その他

ウ 火災があった事実の証明

(2) 被害証明書の証明項目

家屋以外について被害を受けた事実の証明

(3) 被害届出証明書の証明項目

被害の状況について、市長に届出があったことの証明

3 手数料

罹災証明書および被害証明書の証明手数料は、無料とする。

4 証明書

罹災証明書等の書式は資料編に示す。

◆資料編 32－9 罹災証明書の書式

第4節

復旧・復興計画の作成

計画の方針

災害復旧計画では、被災した各施設（特に公共施設）の復旧において、復旧する施設の選定に当たっては、災害の実情を精査し、緊急度の高い順に復旧に当たる計画とする。

なお、再度の被害発生を防止するために必要と認められる場合は、改良復旧を行うことを検討する。

また、各地域の特性や被害実態に応じたきめ細かな復興を推進するとともに、災害発生以前にも増して地域社会の活力を高めていく施策を展開していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害復旧計画の作成	各班	関係機関
2 災害復興計画の作成	各班	関係機関
3 中長期における技術職員の派遣要請	各班	

1 災害復旧計画の作成

施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定し、早期に復旧を図る。

また、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物および堆積土砂の処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画および人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川災害復旧計画

市内河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、再度災害防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め、市予算面あるいは、公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推挙させる。

イ 海岸災害復旧計画

被害の原因をよく調査し、堤防（護岸）の強度と背後施設の水害に対する強さの総合的バランス等を十分勘案し、その安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味して、速やかに計画を作成する。

ウ 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となるため、砂防施設は治山治水対策の基礎となる。したがって、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧計画を作成する。

エ 地すべり災害復旧計画

被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工の規模を決定し、速やかに復旧計画を作成する。

オ 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧計画を作成する。

カ 道路災害復旧計画

産業経済および市民生活の基盤となっている道路および橋梁の災害復旧は最も急を要するため、被災後、直ちに応急復旧工事に着手できるよう、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法による復旧計画とする。

キ 港湾の災害復旧計画

秋田港は物流拠点として重要な役割を担っている。また、港湾内には電力、石油、木材関連、紙パルプなど様々な業種の企業（工場等）が立地し生産活動が行われている。よって、災害で長期にわたり港湾機能が麻痺した場合、秋田市ならびに秋田県の社会・経済活動全体に大きな影響を与えることになる。

このため、港湾管理者は被災した港湾施設は早期に応急手当を施し、経済活動等に与える影響が最小限となるよう努めるとともに、抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、各施設の性格に応じた適切な復旧計画を立案する。

特に、原形復旧のみで機能を十分に発揮できない施設や再度被災のおそれのある施設については、改良も含めて復旧工法を検討する。

ク 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査の上、計画的に従前の機能回復のための復旧計画を速やかに作成する。なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

ケ 上下水道施設の災害復旧計画

上下水道施設は、住民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、住民への影響が最小限となるよう努める。本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案し復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行った上で、速やかに復旧工事を実施する。

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

ア 農地農業用施設災害復旧計画

農地の災害としては、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の堆積、がけ崩れ、地すべり、さらに海岸堤防の決壊によって生ずる農地の壊廃があげられる。

また、農業用施設の災害は、用排水路の堤塘決壊、かんがい用井堰の流失、ため池堤防

および農道の決壊等である。

農地および農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮する上からも、今後はさらに被災の原因をよく探究し、災害を繰り返さないようこれらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農村地域防災減災事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と総合関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

イ 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備および保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。

また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。したがって、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧計画とする。

ウ 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は漁業協同組合および、その他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場ならびにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1か所の工事費用が40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る（暫定措置法）。

(3) 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉施設の復旧は、性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国・県の補助金および福祉医療機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定および構造等に留意した復旧計画とする。

(4) 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護ならびに正常な教育実施のいずれの観点からみても、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の避難所となることもあるので、復旧計画の作成に当たっては次の点に留意する。

ア 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

イ 災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転等について考慮する。

ウ 市は、市立学校の災害復旧について、必要があれば、県の技術指導を要請する。

エ 市立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定に基づき復旧計画を推進する。

(5) 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

ア 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入される。

イ 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが、激甚法の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

(6) 国、県による復旧工事の代行

ア 特定大規模災害等における権限代行制度

国および県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

イ 市管理道路の災害復旧工事における権限代行制度

国は、市管理道路およびその代替・補完路について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市管理道路の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

ウ 市道の災害復旧工事における権限代行制度

県は、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

エ 河川災害復旧工事等における権限代行制度

(ア) 河川の災害復旧工事等（市町村管理河川）

国は、市長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事もしくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(イ) 河川の埋塞に係る維持

国は、災害が発生した場合において、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川もしくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに

限る。)について、知事又は市長から要請があり、かつ県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 災害復興計画の作成

災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には、迅速な被災地域の復興（都市復興）が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成する。

被害が大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の規定に該当する場合は、国が示す復興基本方針に則した計画を作成し、これに基づく復興を進める。

(1) 事前復興対策の実施

災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。

しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続の流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、平常時から復興マニュアルとして整備しておく。

ア 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、市民の合意形成等、復興対策の手順をあらかじめ整備しておく。

イ 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

(2) 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

(3) 災害復興方針・計画の作成

ア 災害復興方針の作成

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を作成する。災害復興方針を作成した場合は、

速やかにその内容を市民に公表する。

なお、災害復興を進めていく際には、この復興方針作成の段階はもとより、次に述べる復興計画の作成から復興事業・施策の展開に至るまで、市民の意見を十分反映させる。そのために女性や、障がい者、高齢者などの要配慮者等の参画にも配慮する。

イ 災害復興計画の作成

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の作成を行う。

復興計画は、その範囲をどのように設定するかによって、大きく広義と狭義の2タイプが考えられる。前者（広義）は、市の総合計画的な性格を持ち、都市整備、産業、福祉等の多岐にわたる領域での施策を復興計画として取りまとめるものであり、市のイメージ実現に向けた計画的復興と言える。一方、後者（狭義）の復興計画は、都市整備に限定したものであり、さらに被災地域全体を対象とするものと、個別の被災地区別に取りまとめるものに分けられる。

市において復興計画を作成する場合、このような計画のタイプを明確にし、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項を含めた適切な内容で構成する。

3 中長期における技術職員の派遣要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討する。

第5節

災害復興事業の実施

計画の方針

復興事業の実施に当たっては、専門家のほか、関係する市民の意向を十分に尊重するとともに、女性や、障がい者、高齢者などの要配慮者等の参画にも配慮する。復興計画に基づき、関係する主体との調整および合意形成を行い、計画的に事業を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害復興事業の実施	各班	

1 災害復興事業の実施

災害復興は、市と県および国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めるためには、県との十分な調整作業等が重要であり、また、復興に当たっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、県および国との密接な連携のもとに事業を推進する。

(1) 被災市街地復興推進地域の指定

市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により、都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し、第7条の規定により建築行為等の制限等を行うことができる。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

指定の要件は次のとおりである。

- ア 大規模な火災、災害その他の被害により当該区域内で相当数の建築物が滅失したこと。
- イ 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- ウ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他建築物もしくは建築敷地の整備、又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

(2) 災害復興事業の実施

ア 専管部署の設置

市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

イ 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を中心に、災害復興計画に基づき、県および国と連携

して災害復興事業を推進する。

(3) 代替え地域の指定

市は、被災により機能を失った地域については、代替え地域を検討し、その指定を行う。

(4) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

市は、災害の規模により津波被災時に復興の拠点となる市街地が有すべき住宅、業務、公益等の施設を一団の施設としてとらえた「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、必要に応じて都市施設として都市計画に定める。

ア 都市計画に定める主な事項

- (ア) 名称、位置および面積
- (イ) 配置する施設の種類とその位置および規模
- (ウ) 建築物の高さ、容積率および建ぺい率

第 6 節

財政金融計画

計画の方針

災害予防、災害応急対策および災害復旧行政の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するため、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担する。

しかし、大規模な災害が生じた場合、市の通常の歳入では十分な対応ができない事態も生じることから、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 対策	財政班	

1 対策

(1) 費用の負担者

ア 災害予防および災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第 91 条）

災害予防および災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

（注）：法令に特別の定めがある場合（県および国の費用負担）

（ア）災害救助法（第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条）

（イ）水防法（第 43 条）

（ウ）災害対策基本法（第 93 条、第 94 条、第 95 条）

（エ）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 58 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条）

イ 応援に要した費用（災害対策基本法第 92 条）

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である市長が負担する。なお、一時繰替え支弁を求めることができる。

ウ 知事の指示に基づいて市が実施した費用（災害対策基本法第 93 条）

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のため要した費用および応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 39 条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

(2) 国が負担又は補助する範囲

ア 災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第 94 条）

災害応急対策に要する費用は、別に法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

イ 特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要した費用（災害対策基本法第95条）

特定災害対策本部長、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

ウ 災害復旧事業費等（災害対策基本法第96条）

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

エ 激甚災害の応急措置および災害復旧に関する経費（災害対策基本法第97条）

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚法に規定されている事業に対し援助する。（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、本章第2節「5 激甚災害に対する援助措置」参照）

なお、局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても、激甚法第2条にいう激甚災害と指定される。

(3) 災害対策基金

市は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3および第7条の積立についての規定ならびに地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の積立についての規定により、災害対策基金を積み立てる。

(4) 起債の特例（災害対策基本法第102条）

ア 住民税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定められるものの当該災害のための減免で、その程度および範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

イ 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で、市の負担に属するものの財源とする場合

ウ 上記ア、イの場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体に該当し、激甚災害に指定された場合は、その発生した日の属する年度およびその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り地方財政法第5条の規定に係わらず地方債をもってその財源とすることができる。

(5) 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、市の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第 5 章

事故災害対策計画

第1節 林野火災対策計画

計画の方針

市域の林野は、古くから木材その他林産物の供給、大雨等による災害の保全、自然景観、健康保養の場として市民生活への貢献度は大きい。

また、林野火災による焼失の回復には、長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失は極めて大きなものとなる。

このため、市は、林野火災を未然に防ぎ、又は被害を軽減するため、防災関係機関と連携して必要な措置を講じる。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	消防本部、農地森林整備課	(国) 東北森林管理局秋田森林管理署、秋田地域振興局農林部
2 応急対策計画	防災対策班、消防部	(国) 東北森林管理局秋田森林管理署、県（総合防災課消防保安室）、秋田地域振興局農林部、自衛隊

1 予防計画

(1) 現況

林野を火災から守るため、市および防災関係各機関が協力して火災の未然防止に努めている。

(2) 予防対策

林野火災は、人為的失火によるものが大部分であるので、市および防災関係各機関は、協力して次の対策を推進する。

ア 広報宣伝の充実

山火事が発生するおそれのある時期に、重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

(ア) 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施

(イ) ポスター、表示板等の設置

(ウ) 学校教育を通じての山火事予防思想の普及

(エ) 報道機関を通じての啓発宣伝

イ 林野火災予防施設の整備

林野火災の未然防止ならびに延焼防止に資するため、次の施設の整備に努める。

- (ア) 消防車両が通行可能な車道
- (イ) 防火線として活用できる歩道

ウ 山林看守人等

入林者に対する火気取扱い指導、火災の早期発見、通報および初期消火の徹底を図るため、秋田市山林看守人等の協力を得る。

エ 火入れに対する許可

火入れをする場合は、森林法に基づき許可を受けさせるとともに、許可条件を遵守させる。

また、ごみ焼却、たき火等火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

オ 広域消防相互応援体制の整備

「秋田県広域消防相互応援協定」により対処するとともに近隣市町村との相互応援協定を締結し、広域消防相互応援体制を整備する。

カ 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年 1 回以上訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

2 応急対策計画

(1) 空中消火による消火体制の確立

市長は、必要に応じて、「秋田県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県の消防防災ヘリコプターを要請し、空中消火による消火活動を実施する。

ア 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市長は、地上からの消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

また、火災が拡大し、県の消防防災ヘリコプターのみで対処できない場合には、協定等に基づき県を通じて他道県に対しヘリコプターの応援を要請する。

イ 自衛隊への災害派遣要請

市長は、さらに火災区域が拡大し、県および他道県のヘリコプターによる空中消火活動では消火が困難であると認められる場合には、知事に対し自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請を依頼する。知事は派遣要請依頼を認めたときは、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(2) 応援要請

ア 県内防災関係機関および広域消防相互応援協定に基づく要請

自力の消防力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等の災害時における相互応援協定により応援を要請する。

イ 緊急消防援助隊の要請

県内の応援をもってしても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

第 2 節

トンネル火災対策計画

計画の方針

トンネル内での事故・車両火災の発生は、多くの車両を巻き込む大規模災害に発展する危険性がある。このため、事故が発生した場合には被害を最小限にとどめるため、防災関係機関は連携して措置を講じる。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	道路維持課、消防本部	秋田地域振興局建設部、 各警察署
2 応急対策計画	道路班、消防部	秋田地域振興局建設部、 各警察署

1 予防計画

(1) 現況

市内には、表 5-2-1 のトンネルを有しており、平成 19 年 9 月には、延長 2,015m の長大トンネルを有する秋田中央道路が開通している。

また、近年、国道・県道に多くのトンネルが建設されており、増加する交通量に伴うトンネル災害の危険性が増大している。

表 5-2-1 トンネルの現況

区分	管理区分	路線名	名称（延長）
国道	国	一般国道 7 号	中村トンネル(107m)、 勝平はまなすトンネル(355m)
県道	県	秋田北野田線	秋田中央道路トンネル(2,015m)
		秋田雄和本荘線	田代峠トンネル(298m)
		秋田昭和線	手形トンネル(276m)
		秋田空港線	雄和トンネル 1 号(63m)、雄和トンネル 2 号(99m)
		秋田御所野雄和線	椿台地下道(169m)
市道	市	竹ノ花藤森線	平尾島トンネル(160m)
		五百刈沢隧道線	五百刈沢隧道(85m)
		山手台 1 号線	山手台フォレストパス(229m)
		秋田環状 2 号線	千秋トンネル(189m)
		神内大又 2 号線	黒崎森隧道(275m)
		中の沢線	小又沢トンネル(45m)

(2) 予防対策

道路管理者、消防本部、県警察は、トンネル内における事故防止、又は事故による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

- ア 危険物積載車両の運行管理者および運転者に対する安全運転の励行
- イ 運送事業者の自主保安体制の確立、運送者に対する予防査察の徹底
- ウ 長大トンネルに対する監視、保安体制の強化、防災施設の整備・促進
- エ 各種トンネル災害を想定した訓練の実施
- オ 消防機関への早期通報体制の確立
- カ 迅速・的確な救助活動体制の整備
- キ トンネル内で情報が得られるか確認し、得られない場合は対策を検討・整備

2 応急対策計画

(1) 災害情報の収集・連絡

道路管理者は、トンネル内での事故・車両火災の発生により、大規模な事故が発生又は発生するおそれのある場合は、県警察、市、消防本部等の防災関係機関に通報する。

市は、速やかに応急体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う。

(2) 消火活動

消防部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

また、必要に応じて「広域消防相互応援協定」に基づく協力要請や緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(3) 救出・救助活動

消防部は、被災者の救出活動、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置をとる。

(4) 住民等への広報

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、通行者および地域住民に広報し、理解を求める。

第3節

危険物等事故対策計画

計画の方針

危険物施設等における災害の発生と拡大を防止するため、危険物施設等の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全確保対策を推進するとともに、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変化および施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対応する必要もある。

そのため、各危険物施設等への災害に対するマニュアル（災害時の応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防等関係機関の施設立入検査の徹底を図る。

加えて、関係事業所は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 共通事項	消防本部	各施設管理者
2 危険物施設	消防本部	危険物施設の管理者、関係機関
3 火薬類製造施設等	消防本部	火薬類製造施設等の管理者、関係機関
4 高圧ガス製造施設等	消防本部	高圧ガス製造施設等の管理者、関係機関
5 都市ガス製造施設等	消防本部	都市ガス製造施設等の管理者、関係機関
6 L P ガス製造施設等	消防本部	L P ガス製造施設等の管理者、関係機関
7 毒物・劇物取扱施設	消防本部	毒物・劇物取扱施設の管理者、関係機関
8 放射性物質使用施設	消防本部	放射性物質使用施設の管理者、関係機関
9 汚染のモニタリング	消防本部	事業者、県、関係機関

1 共通事項

(1) 危険物施設等の区分

危険物・有毒物の種類および形態を以下のとおり区分する。

表 5-3-1 危険物・有毒物の区分

区分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
危険物	製造所 貯蔵所 取扱所	消防法	製造工場 屋外タンク貯蔵所 ガソリンスタンド
火薬類	製造施設、火薬庫	火取法	製造、貯蔵、販売
高圧ガス 都市ガス LPGガス	製造所 充てん所、販売所 使用消費施設 輸送施設(車両)	高圧ガス保安法 液化石油ガス法 ガス事業法	製造工場 LPG充てん所 家庭LPG 高圧ガス輸送車
毒物・劇物	販売所 使用施設 輸送施設(車両)	毒劇法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒劇物輸送車両
放射性物質	使用施設 輸送施設(車両)	放射線障害防止法	病院、研究所 RI輸送車

(2) 被害予測に基づく危険物施設等の防災体制の強化

危険物等の貯蔵等については、各種法令の規制および消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、災害時には各種ライフラインの途絶や浸水、地震動による液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起る可能性がある。それらに備えて、災害時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より施設の強化および耐震性を高めていく必要がある。

また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。特に、災害発生の際の危険物施設等の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

(3) 自主保安体制の強化

市(消防本部)および関係機関は、危険物施設等の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、危険物安全週間においては、立入検査等を実施して危険物の保安に対する意識の高揚を図る。

- ア 危険物施設等の巡視、点検および検査を的確に行うとともに、危険物等の貯蔵量および使用量を常に把握する。
- イ 危険物等の保安に関する業務を管理する者の職務および組織等に関する事項を明確にする。
- ウ 災害による影響を十分に考慮し、施設の強化に努める。
- エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- カ 防災資機材および化学消火剤等の危険物災害等の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

(4) 危険物施設等の火災予防対策

危険物施設等の火災は、大規模火災につながる危険性が高く、人身事故に発展する場合もあり、また、消火困難に陥りやすい。したがって、一般の火災予防対策によるもののほか、次の対策を実施する。

- ア 危険物施設等における防火管理の実施
- イ 危険物施設等の従業員に対する安全教育の徹底
- ウ 消防計画および予防規程に基づく訓練の実施
- エ 危険物施設等の自主点検の実施
- オ 危険物安全週間（6月の第2週）の催しを通じた防災知識の普及

(5) 立入検査の実施

市（消防本部）および関係機関は、各種法令に基づき危険物施設等に対する立入検査を実施し、危険物等の貯蔵、取扱い等の基準に係る指導監督を行い、違反の是正および災害の未然防止を図る。

(6) 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設

(1) 施設の現況

令和6年3月31日現在における危険物施設の総数は、1,412施設（完成検査済証交付施設）であり、施設数の推移としては近年減少傾向にある。

危険物施設の現況は次のとおりである。

表 5-3-2 市内の危険物施設の現況

(令和6年3月31日)

区分	種別			
	製造所	貯蔵所	取扱所	計
施設数	5	1,011	396	1,412

◆資料編 17-1 石油類

(2) 予防対策

ア 危険物施設および設備の維持管理

(ア) 施設の保全および強化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)および同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、施設の強化および耐震化に努める。

(イ) 大規模タンクの強化

市(消防本部)は、一定規模以上の貯蔵タンクについては不等沈下、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正および各種試験による自主検査体制の確立について指導を行うとともに、漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

イ 危険物輸送車両の安全化

石油類輸送は、タンクローリー、トラックなどにより行われている。石油類を大量に輸送する場合、車両走行については、転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器の設置等が行われているが、今後とも常置場所においての立入検査等を実施し、火災予防運動期間中を含め走行中の危険物輸送車両の立入検査についても警察等の防災関係機関の協力を得て実施し、安全管理の徹底を図る。

ウ 資機(器)材の整備

(ア) 市(消防本部)は、化学消防車や消火薬剤等の整備および備蓄を図り化学消防力を向上させる。

(イ) 危険物施設の管理者等は、消火設備や消火剤等の備蓄、施設や設備の点検・管理および連絡通報のために必要な資機(器)材の整備を促進する。

エ 教育訓練の実施

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

オ 自衛消防組織の強化

危険物施設の管理者等は、自衛消防組織の充実を図るとともに隣接する事業所間の自衛

消防隊の相互協力体制の強化を図り、また、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

カ 保安確保の指導

市（消防本部）は、危険物施設の位置・構造・設備の状況および危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施項目を励行させて、防災意識の高揚を図る。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

石油類等の危険物施設の応急対策の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者とする。

イ 事業所における応急処置の実施

災害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の防災マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察、海上保安部等防災関係機関に速やかに報告する。

ウ 被害の把握と応急措置

市（消防本部）は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。

また、被害状況を県に対して報告し、消防部のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

エ 広報活動

施設の管理者は、災害発生時に、警察、消防、その他の防災関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知する。

オ 応急措置

(ア) 施設の管理者

予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

- a 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- b 施設内のすべての火気の使用を停止する。
- c 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- d 出荷の中止と移動搬出の準備をする。
- e 流出防止のための応急措置および防油堤の補強等を実施する。
- f 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- g 相互応援協定締結事業所は、協定を締結した事業所に援助を要請する。

(イ) 市長

災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難指示を

行うとともに、被災施設の使用停止などの措置を実施する。

(ウ) 消防機関

- a 火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は直ちに化学消防車等の要請等の措置をとる。
- b 被災したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

(エ) 海上保安部

- a 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- b 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- c 危険物施設については、危険物流出等の事故防止のために必要な指導を行う。

3 火薬類製造施設等

(1) 施設の現況

市内には、火薬庫が3棟ある（令和3年12月現在）。これらの施設の保安距離は十分に確保されており、また各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成している。

◆資料編 17－6 火薬類

(2) 予防対策

ア 施設および設備の維持管理

- (ア) 施設の管理者は、継続的に施設および設備の強化および耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。

また、貯蔵量および取扱量を適正に保持する。

- (イ) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設および設備が基準に適合するよう指導する。

イ 資機(器)材の整備

災害の発生および拡大を防止するための資機(器)材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

- (ア) 保安講習会および技術研修会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。
- (イ) 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

エ 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を強化する。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

火薬類の製造施設および貯蔵施設の応急対策の実施責任者は、施設の管理者とする。

イ 施設被害の把握

災害が発生した場合、施設の管理者は火薬類の施設および作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

ウ 広報活動

施設の管理者は警察および消防機関と迅速な通報連絡をしながら、状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に被害状況の周知を図る。

エ 応急措置

(ア) 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

- a 災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに防災関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。
- b 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

(イ) 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。

- a 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- b 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- c 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
- d 火薬類を廃棄した者にその収去を命ずる。

4 高圧ガス製造施設等

(1) 施設の現況

市内における高圧ガスの製造所等は 20 箇所、貯蔵所は 14 箇所（令和 6 年 12 月現在）あり、主な取扱いは酸素、窒素、水素、L P ガスなどである。これらの取扱い施設では、十分な保安措置が実施されている。

◆資料編 17－2 高圧ガス

(2) 予防対策

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）により規定される技術基準、取扱基準等に基づき設置・運営され、県が監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

ア 高圧ガス施設および設備の維持管理

施設の管理者は、継続的に施設および設備の強化および耐震化に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。

また、貯蔵量および取扱量を適正に保持する。

イ 資機(器)材の整備

高圧ガス施設の管理者は、火災および被害の拡大を防止するための資機材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

エ 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を強化する。

オ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

カ 危険時の実施措置・応急措置

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害の防止又は災害時のLPガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(ア) 危険時の通報

高圧ガス製造所又は高圧ガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

(イ) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、施設の使用停止又は高圧ガスの取扱制限等を速やかに実施する。

(3) 応急対策計画

災害が発生した場合、高圧ガス取扱事業所は、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

ア 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急対策の実施責任者は、施設の管理者とする。

イ 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生後、職員を動員して速やかに被害の情報を収集し、状況の把握を行う。

ウ 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者および一般需要者、地域住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により被害状況や災害の拡大防止等について周知を図る。

エ 応急措置

高圧ガス施設の管理者は危害予防規程等に基づき所要の応急措置を実施するとともに、災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに防災関係機関への通報と自衛保安に必要な指示を行う。

5 都市ガス製造施設等

(1) 施設の現況

市内における都市ガスの事業者は1事業者（東部ガス(株)）で、総世帯の約60%（令和5年12月31日現在）に対してガスを供給している。

◆資料編 17－3 都市ガス

(2) 予防対策

ア 都市ガス施設および設備の維持管理

施設の管理者は、ガス事業法に基づく保安規程にしたがってガス施設の点検等を行い、所要の機能を維持するとともに、材質、構造等においても強化を推進し、耐震性能の維持を図る。

イ 資機材の整備

災害の発生および拡大の防止、災害応急対策および復旧のための資機材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

(ア) 訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員および施設の応急復旧等災害発生時の迅速確実な応急対策活動体制の確立を図る。

(イ) ガスによる二次災害を防止するため、平時からガス需要者に対し、ガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。

エ 災害対策体制の強化

都市ガス施設の管理者は、移動無線通信体制および防災組織を整備するとともに各事業者間の相互協力体制を確立する。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

災害により都市ガス施設に被害が生じた場合、東部ガス(株)は速やかに施設の点検を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速かつ的確に応急措置を行い、施設の機能回復に努め、公共の安全と利便の確保を図る。

イ 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生後、職員を動員して速やかに被害の情報を収集し、迅速かつ適切な応急対策を実施する。

ウ 広報活動

施設の管理者は、ガスの供給を停止し又は再開する場合は、広報車によるほか、テレビ、ラジオ等の報道機関、市、警察、消防機関などを通じて広報を行い、住民に周知徹底を図る。

エ 応急措置

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

(ア) ガス工作物が被災した場合は、保安の確保に万全の対策を講じながら、早期復旧に努める。

(イ) 一般市民の安全を確保するため、必要により立入禁止および避難について、防災関係機関に協力を要請する。

(ウ) 保安上必要があるときは、ガスの供給を停止する。

(エ) 停電となった場合は、保安電力施設等を使用する。

(オ) 復旧に長時間が予想される場合は、日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

6 L P ガス製造施設等

(1) 施設の現況

L P ガスは一般家庭や飲食店で使用されており、一部でタクシーの燃料や工業用としても使用されている。市内には製造所（充てん所）、オートガスタン্ড、貯蔵施設などの設備が設置されている。

◆資料編 17－4 L P ガス

(2) 予防対策

L P ガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県および事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

ア L P ガス施設および設備の維持管理

(ア) L P ガス製造施設等の管理者は、施設の強化および耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施し、常に最良の状態に維持する。

(イ) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設および設備の改善について指導する。

イ 資機材の整備

L P ガス販売事業者等は、災害の発生および拡大防止、災害応急対策および復旧のための資機材を各自整備する。

ウ 教育訓練の実施

L P ガス販売事業者等は、L P ガス漏えい時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた対策計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

エ 自主保安体制の充実

L P ガス販売事業者等は、保安のための責任体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を強化する。

(3) 応急対策計画

L P ガス製造施設等の管理者は、災害発生後、緊急に行う液化石油ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

ア 実施の主体

L P ガス製造所等の災害応急対策の実施責任者は、施設の管理者とする。

イ 施設被害の把握

L P ガス施設の管理者は、災害発生後職員を動員して速やかに被害の情報を収集し、状況の把握を行う。

ウ 広報活動

L P ガス施設の管理者は、秋田中央L P ガス協議会の広報車等により、関係業者、一般消費者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

エ 応急措置

L P ガス施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
- (イ) 貯蔵所の充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。
- (ウ) 必要により施設周辺の住民に対して避難を勧告する。
- (エ) 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田中央 L P ガス協議会に対して応援を要請する。

7 毒物・劇物取扱施設

(1) 現況

市内における毒物・劇物の製造業、販売業、電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱い施設、その他届出を要しないが比較的多量の毒物・劇物を常時取扱っている施設は 8 箇所（令和 5 年 12 月現在）である。

◆資料編 17－5 毒物・劇物

(2) 予防対策

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。略称「毒劇法」という。）に基づく製造所等に関する規制事務は、県により実施されていることから、市は、県と事業者が連携・協力し、その取扱いに一層の安全化を促進するよう要請する。

ア 毒物・劇物取扱施設および設備の維持管理

- (ア) 毒物・劇物取扱施設の管理者は、施設および設備の強化および耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に施設および設備の点検を実施して常に最良の状態に維持する。
- (イ) 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設および設備の改善について指導する。

イ 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物・劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報および応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

ウ 毒物・劇物保有施設の実態把握

市（消防本部）は、毒物・劇物に関する届出があった場合には、施設の実態、保有物の特性および、検知器、中和剤等の保管状況について把握するとともに災害時の対応策を講じる。

エ 自主保安管理体制の強化

毒物・劇物取扱施設の管理者は、保安管理等について従業員教育を行うとともに部門責任者（保管、販売、保安等）を置き、管理部門を明確にして、自主保安管理体制の強化に努める。

オ 危険時の応急措置

毒物・劇物による災害の防止又は災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。

- (ア) 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散・流出等の危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに119番通報により消防本部および防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の措置を講ずる。

(イ) 緊急措置

施設管理者は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し必要な措置を講ずる。この場合関係者等から専門的な防止策を聴取し、危害の防止に努める。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

毒物・劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物・劇物営業者および取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

イ 施設被害の把握

地震発生と同時に毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンクおよび配管に異常がないかどうかの点検を行う。

また、各種災害により施設外への毒物又は劇物の流出等を起こすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

ウ 施設付近の状況調査および住民の避難誘導

市は、毒物・劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況について情報収集し、県に報告する。

また、市は、警察署、消防機関と協力の上、住民への広報活動および避難誘導を行う。

エ 広報活動

施設の管理者は被害および措置状況を速やかに防災関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車および報道機関により周知を図る。

オ 応急措置

(ア) 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

- a 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。
- b 災害により被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と密接な連携をとり、汚染区域の拡大防止を図る。
- c 毒物・劇物が、流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による処理等を実施し、保健衛生上の危害が生じないようにする。

(イ) 市、保健所、警察署、消防機関は、相互の連携をとりながら次の措置を実施する。

- a 毒物・劇物の流出等の状況を速やかに住民に周知する。
- b 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。
- c 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関および河川管理者へ通報する。

8 放射性物質使用施設

(1) 現況

放射線を放出する物質を放射性物質という。本市では病院、大学、工場などで放射性物質が使用されている。

(2) 対策

現在、国（文部科学省）においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年法律第 167 号。略称「放射線障害防止法」という。）に基づき、放射性物質の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。

また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより、災害時においても監視体制をとるなど各種の安全予防を実施している。

市においては、これらの施設について、放射性物質の所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し、実態の把握に努めるとともに、保健所、警察署等防災関係機関と連携して、関係法令の災害予防規定に基づく防災計画の効率的な運用を図る。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

放射性物質の災害応急対策の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）および放射性物質等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

イ 被害の把握

輸送責任者および事業責任者は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

ウ 広報活動

事業責任者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況および措置状況を速やかに防災関係機関に通報するとともに、被害予想地区の住民に対して広報車等あらゆる通報手段をもつて的確かつ迅速に指示伝達する。

エ 応急措置

(ア) 立入制限、交通規制および警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置および地区の警備体制について、あらかじめ防災関係機関と協議し、万全を期す。

なお、近隣市町村にまたがる災害が発生した際、県および当該近隣市町村と緊密な連携を図り、迅速的確な警備活動を行うため、体制の整備を図る。

放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を実施する。

(イ) 放射性物質の輸送時の事故対策

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、

おおむね次の対応措置を実施する。

- a 人命救助、応急手当
- b 消防署および防災関係機関への通報連絡
- c 火災の初期消火
- d 二次災害回避のための交通整理

9 汚染のモニタリング

市（消防本部）は、危険物質（不揮発性の石油類、毒物・劇物、薬品等）が漏えい、流出したおそれがある場合、施設およびその周辺において、水道法（昭和32年法律第177号。略称「水道法」という。）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。略称「大防法」という。）および農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。略称「土壌汚染防止法」という。）等の関連法規の定めに従って、事後の人体等への影響のないことをモニタリングなどの手法により確認するよう、県および防災関係機関と連携して事業者を指導・監督する。

第4節

危険物等運搬車両事故対策計画

計画の方針

災害によって道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガスおよび毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の漏えい、火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、団体等は密接な連携のもとに、迅速、的確な防除措置の実施を図る。

市は、広報車等により市民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずる。

また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	消防本部	危険物等運搬事業者、 各道路管理者、各警察署、県
2 応急対策計画	消防部	危険物等運搬事業者、 各道路管理者、各警察署、県

1 予防計画

(1) 現況

危険物等の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生危険性が增大している。

また、高速道路や自動車専用道路の延伸に伴い、高速走行のためのタンクや運搬容器の被害が拡大する可能性が高まっている。

(2) 対策

ア 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等についての指導の徹底を図る。

イ 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。

ウ 危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成およびその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の遵守および危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。

エ 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付および携行普及に努める。

2 応急対策計画

(1) 漏えい物質の防除措置

防災関係機関、団体等（運転者、危険物等運搬事業者、危険物等製造事業者等）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

ア 運転者

- (ア) 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に直ちに事故の状況および積載物の種類を通報する。
- (イ) 危険物等運搬事業者（運送会社）、危険物等製造事業者（荷送危険物事業所）に事故の状況を報告する。
- (ウ) 応急措置および災害拡大防止措置を実施する。

イ 危険物等運搬事業者（運送会社）

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

ウ 危険物等製造事業者等（荷送危険物事業所）

- (ア) 被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、消防機関等に依頼する。
- (イ) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (ウ) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

エ 秋田県警察本部

- (ア) 交通規制を実施する。
- (イ) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (ウ) 住民の避難、誘導を実施する。

オ 道路管理者

- (ア) 事故の状況把握に努める。
- (イ) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (ウ) 道路情報の提供を行う。

カ 消防機関

- (ア) 漏えい危険物の応急措置を実施する。
- (イ) 火災の消火活動を実施する。
- (ウ) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (エ) 住民の避難、誘導を実施する。

(2) 応急対策

ア 危険物等の特定

運転者が被災したことにより、危険物等運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。なお、不可能な場合は、危険物等運搬事業者（運送会社）又は危険物等製造事業者（荷送危険物事業所）等に照会する。

イ 事故の通報

高速道路で発生した事故の場合は、設置されている非常電話により、東日本高速道路(株)東北支社秋田管理事務所に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。

また、漏えいした危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されていることがあるので、河川管理者や市にも通報する。

ウ 広報活動

道路管理者、県警察本部および消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民および道路利用者に周知する。

なお、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社による緊急連絡を行う。

エ 応急措置

(ア) タンクや容器から危険物等が漏えいしているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。

(イ) 漏えい危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

また、毒物・劇物の場合は、本章第3節「危険物等事故対策計画」の「7 毒物・劇物取扱施設」の応急措置に準じ、これを実施する。

(ウ) 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。

オ 交通規制

事故の状況によっては、片側道路の通行禁止、全道路の通行禁止等を実施しなければならない。この際、通行規制情報の周知が遅れると被害の拡大が予想されるので、警察は事故の実態把握に努め、速やかに通行規制を実施する。

第5節 海上災害対策計画

計画の方針

秋田海上保安部は、まず被害規模等の情報収集を行い、次いでその情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	防災安全対策課、商工貿易振興課、消防本部	秋田海上保安部、事業所
2 応急対策計画	防災安全対策班、商工貿易班、消防部	秋田海上保安部、県、関係機関
3 各機関の対応	防災安全対策班、消防部	県（総合防災課）、警察本部、自衛隊

1 予防計画

(1) 現況

海上交通の発達と船を利用した魚釣りの増加、マリンスポーツの普及等により、海上および港湾における災害はさらに増加する傾向にある。

(2) 予防対策

ア 船舶への指導

秋田海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律等の法令の遵守について指導監督する。

イ 船舶の安全運航の確保

秋田海上保安部は、下記のとおり措置を講ずる。

- (ア) 海図、水路図誌等水路図書の整備
- (イ) 港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施
- (ウ) 危険物荷役における安全防災対策の指導
- (エ) 航路標識の整備
- (オ) 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施
- (カ) 海上施設周辺海域等における監視体制の強化ならびに情報提供および錨泊制限等の実施

ウ 船舶防災設備等の整備に関する指導

秋田海上保安部は、船舶火災等の発生および拡大を防止するため、船舶の構造、設備、防火設備および消防設備について指導・取締りを行い、海上災害の防止に努める。

エ 防災訓練の実施

秋田海上保安部は、県、市町村および民間救助・防災組織、石油関係事業者等ならびに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

オ 海上防災知識の普及

秋田海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

カ 施設の維持管理

市は、港湾・漁港区域施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。

キ 資機材の整備

市は、消火、救護、警備および避難誘導に必要な設備・資機材および危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。

また、防災関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努める。

ク 油等危険物流出対策

市は、海上や河川へ油等危険物が流出した場合に備え、「東北沿岸海域排出油等防除計画：海上保安庁（平成 28 年 12 月）」および排出油等防除活動マニュアル（秋田県沿岸排出油等防除協議会）等との整合を図りながら、海上保安部、県等の防災関係各機関と連携して、必要な対策を検討する。

(ア) 防除活動および避難誘導活動を行うための体制整備

(イ) オイルフェンスや油吸着剤等の防除資機材および避難誘導に必要な資機材の整備

(ウ) 防災関係各機関の応援体制の整備

(エ) 海上災害に係る防災訓練の実施

(オ) その他

◎ 本章第 6 節「流出油等の防除措置計画」参照。

ケ 消防機関による対策

消防法の適用を受ける、ふ頭又は岸壁に係留された船舶および上架又は入渠中の船舶に対し、消防機関は海上災害の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策を推進する。

(ア) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置および係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(イ) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(ウ) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、係留、入渠、錨地等の実態把握、入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握、通報・連絡体制の確立、ならびに情報収集体制の整備に努める。

(エ) 消防訓練

海上災害の特殊性を踏まえた消防訓練を、関係者と協力して実施する。

コ 事業所による対策

荷受人、荷送人等の事業者は、係留船舶等による災害発生防止のため措置を講ずる。

2 応急対策計画

(1) 実施機関

海上災害の応急対策の実施に当たっては、秋田海上保安部は、防災関係機関等と緊密な連携を図る。

(2) 情報の収集および情報連絡

ア 情報収集活動

(ア) 秋田海上保安部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、防災関係機関等と密接な情報交換を行う。

(イ) 情報収集活動の実施に当たっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとし、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せ実施する。なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

イ 情報の連絡

秋田海上保安部、船艇および航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を防災関係機関等へ連絡する。

また、政府本部等が設置されている場合は、必要な情報を政府本部等へ連絡する。

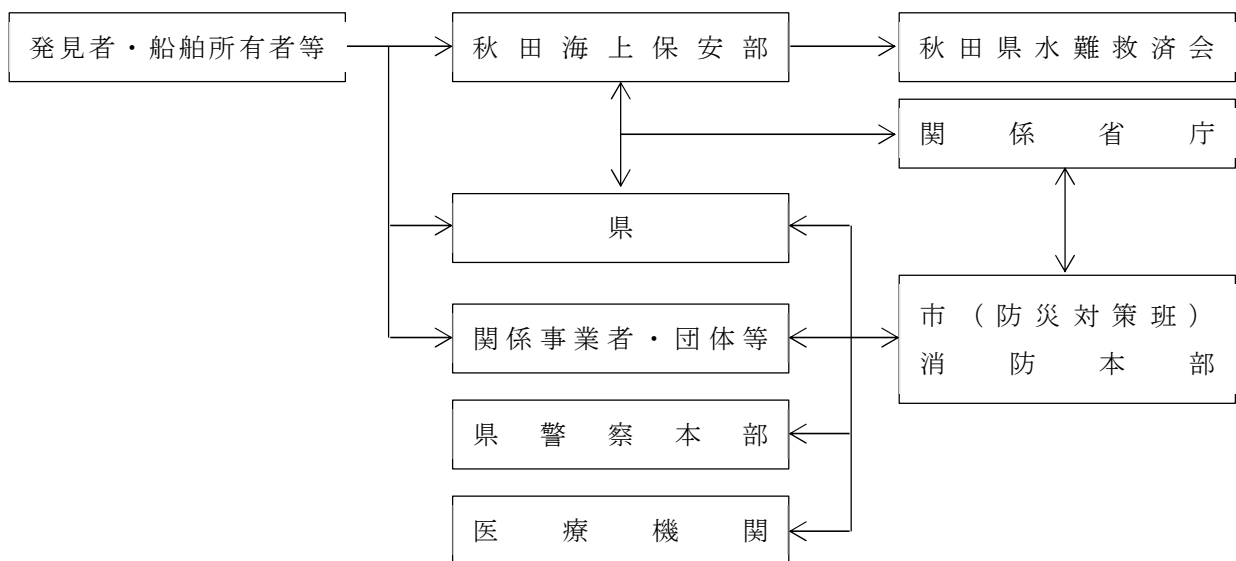


図 5-5-1 情報連絡体制

ウ 情報収集手段の確保

秋田海上保安部は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- (イ) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- (ウ) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- (エ) 非常の場合の通信を確保するための通信施設の配備および通信要員の配置を行う。
- (オ) 映像伝送システムを搭載した巡視船艇および航空機を配備する。
- (カ) 防災関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は防災関係機関等の職員の派遣を要請する。

(3) 活動体制の確立

災害が発生したときは、秋田海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。

ア 現地対策本部の設置

必要な職員を直ちに参集させ、現地対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、現地対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した巡視船の活用を図る。

イ 協力体制

政府本部等が設置されたときは、必要に応じて職員を派遣し、防災関係機関との協力体制を確保する。

ウ 食料、医薬品、燃料等の補給体制

災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇および航空機等の食糧、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。

エ その他事項

警戒本部等の設置の方針が決定されたときは、別に定めるところにより所要の措置を講ずる。

(4) 船艇、航空機の出動、派遣等

災害が発生したときは、秋田海上保安部は、被害の第一次情報や情報収集活動の実施により得られた情報等に基づき、所属の船艇および航空機を災害が発生している周辺海域に出動させ、必要に応じて災害応急対策を実施する職員を事務所に派遣する等、必要な措置を講ずる。

(5) 警報等の伝達

秋田海上保安部は、船舶等に対する警報等の伝達を次により行う。

ア 気象等に関する警報の周知

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報および災害に関する情報の通知を受けたときは、

航行警報、安全通報、標識の掲揚ならびに船艇および航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者にも周知する。

イ 航路障害物の発生等および船舶交通の制限・禁止の周知

航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。

ウ 大量油流出等の周知

大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報ならびに船艇および航空機における巡回等により速やかに周知する。

(6) 海難救助等

ア 秋田海上保安部

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(ア) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。

(イ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動消防除隊等によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。

(ウ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発およびガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(エ) 救助・救急活動に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、およびガス中毒等による二次災害の防止を図る。

イ 市および防災関係各機関

秋田市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある場合は、海上保安部と連携し、迅速かつ適切に応急対策を実施する。

市（防災対策班）、消防本部は、遭難船舶を認知したときは、海上保安部、県、警察等防災関係機関と連携し、捜索、救助、搬送等の救護活動を実施する。

◆資料編 5－2 秋田海上保安部と秋田市消防本部との消防等に関する業務協定

(7) 物資の無償貸付又は譲与

秋田海上保安部は、物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、

又は譲与する。

(8) 警戒区域の設定

秋田海上保安部は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項および第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去および入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警察官又は海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

(9) 自発的支援の受入れ

海上保安部においては、政府本部等と協力し、ボランティアおよび海外からの支援に対する受け入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティアおよび海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。

なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供および情報収集についても配慮する。

(10) 物資の収用、保管等

災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等は、次により行う。

ア 災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 78 条（指定行政機関の長等の収用等）の規定による処分を行う。

イ 前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

(11) 自衛隊への災害派遣要請

海上保安庁長官又は管区本部長は、海上における災害の規模および収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、直ちに派遣の要請を行う。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定したときは、直ちに、その旨を連絡する。

(12) 広報

災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保および海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、政府本部等および防災関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。

なお、広報の実施に当たっては、無用な社会不安の防止および民心の安定に十分配慮する。

ア 災害に関する情報および各種注意報・警報の発表状況等

イ 前記(1)から(11)に掲げる災害応急対策の実施状況および今後の予定

3 各機関の対応

(1) 市および県の措置

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- イ 港湾管理者および漁港管理者は、防災関係機関と協力し、港湾区域内および漁港区域内で流出油の防除および航路障害物の除去等に当たる。
- ウ 秋田海上保安部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
- エ 秋田海上保安部の行う活動に自衛隊の有する起動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 警察（警察本部）の措置

- ア 防災関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 流出油および有害液体物質が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限および付近の警戒に当たる。
- ウ 防災関係機関と連携し、沿岸住民に対する避難指示の発令および避難誘導に当たる。

(3) 消防機関の措置

- ア 防災関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し、担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- エ 流出油および流出有害液体物質等の警戒および拡散状況の調査ならびに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限および付近の警戒に当たる。
- オ 防災関係機関と連携し、沿岸住民および危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

第 6 節

流出油等の防除措置計画

計画の方針

船舶および陸上施設等から海上又は河川等に油等が流出した場合に発生する災害は、広範囲にわたるため防除作業が困難であり、また沿岸汚染、火災等の二次災害の要因ともなる。各防災関係機関および関係事業所は、必要とする防災資機材を整備するとともに、相互に協力して災害を防止する。

船舶、陸上施設等から海上又は河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。

また、秋田海上保安部、東北地方整備局、県、港湾管理者、漁港管理者、市町村、警察等防災関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求め、的確な防除措置の実施を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	防災安全対策課、 商工貿易振興課、消防本部	秋田海上保安部、県、関係機関
2 海上における流出油の防除措置	防災対策班、環境班、 商工貿易班、消防部	秋田海上保安部、県、関係機関
3 河川における流出油の防除措置	防災対策班、環境班、道路班、 消防部	各河川管理者、県、関係機関

1 予防計画

(1) 現況

秋田港には、各事業所の専用ドルフィンがあり、タンカーの入港数および危険物の取扱量は年々増加している。

(2) 予防対策

ア 災害の未然防止

(ア) 市（消防本部）は、施設を定期的に点検して漏油防止に努める。

(イ) タンカー荷役作業中は、監視員を配置し、危険物の種類に鑑み有効な場合は、作業用オイルフェンスを展開する。

(ウ) 市（消防本部）は、事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行うとともに防災意識の高揚を図る。

イ 防災資機材の整備

市（消防本部）および海上保安部ならびに県は、流出油の拡散防止、回収および処理に必要な資機材を整備するとともに定期的に点検を行い、老朽化したものについては、計画的に更新する。

また、回収した油塊、油吸着材などの焼却施設を整備するとともに通信機器やガス検知器などの整備を促進する。

ウ 被害の拡大防止

防災関係機関は、港内石油基地の状況、危険物荷役の状況、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底する。

また、タンカー火災、大量の油流出および放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限、除去および避難対策等を検討する。

エ 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結するよう努める。

オ 訓練の実施

各事業所は、事業所単位又は各事業所が協同して訓練を実施するほか、防災関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

2 海上における流出油の防除措置

流出油の回収および回収油の処理について、事故発生原因者の活動のみでは十分な対応ができない場合には、必要に応じて防災関係機関が中心となって対応する。

(1) 秋田県沿岸排出油等防除協議会

ア 秋田県沿岸排出油等防除協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）。以下「海防法」という。）」第43条の6第1項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域および隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質が流出した場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。

イ 総合調整本部

会長は、大量の油や危険物が流出した場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

総合調整本部の構成員は次のとおりである。

秋田海上保安部、東北地方整備局秋田港湾事務所、仙台管区气象台（秋田地方气象台）、秋田県、秋田市、秋田市消防本部、秋田海陸株式会社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構秋田国家石油備蓄基地事務所、ENEOS男鹿株式会社、秋田港建設工事安全衛生協議議会、秋田県漁業協同組合、秋田石油基地防災株式会社

(2) 秋田海上保安部

- ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇および航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊および巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、防災関係機関等に必要な資機材の確保・運搬および防除措置の実施について協力を要請する。
- エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等および防災関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発およびガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- カ 危険物の防除作業に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発およびガス中毒等二次災害の防止を図る。
- キ 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等、防除作業に従事する者の安全確保に努める。

第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動および自衛隊への災害派遣要請の上申をする。

(3) 東北地方整備局

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 直轄担当区域における状況調査、油等の防除
- ウ 備蓄資機材の提供

(4) 仙台管区气象台（秋田地方气象台）

- ア 関係先への油防除に関する気象、水象予報の伝達

(5) 秋田県

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸市町への指導および防災関係機関との連絡調整
- ウ 自衛隊への災害派遣要請
- エ ボランティア活動の受け入れおよび支援活動
- オ 港湾区域内における状況調査、浮流油・漂着油の回収

(6) 秋田市

- ア 防災関係機関への事故情報の伝達
- イ 防災関係機関に対し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難指示等の措置に関する助言

- ウ 油防除活動に関する防災関係機関との調整
- エ 協定等に基づく他の自治体への援助要請
- オ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収

(7) 秋田市消防本部

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- ウ 備蓄資機材の提供
- エ 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供
- オ 海防法第42条の9に基づく消防機関の長の権限行使
- カ 救助・救急活動
- キ 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請

(8) 警察署

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸地域における被害情報の収集、伝達および警戒警備
- ウ 沿岸住民に対する避難等の措置
- エ 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項

(9) 秋田県漁業協同組合

- ア 油を発見した場合の防災関係機関に対する情報提供
- イ 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動
- ウ 漁業施設等に関する自衛措置
- エ 流出油防除活動に関する関係漁協との調整

(10) 事業所等

- ア 浮流油等を発見した場合の防災関係機関に対する情報提供
- イ 管理する施設等に関する自衛措置
- ウ それぞれの立場に応じた防除活動等の実施

(11) 指定海上防災機関

指定海上防災機関は、海防法に基づき、海上災害の発生および拡大防止のための措置を実施とする業務を行うとともに、この措置のために必要な船舶、機械器具および資材の保有、海上災害のための措置に関する訓練等の業務を実施する。

海上保安庁長官は、法律の定めるところにより指定海上防災機関に対して防除のための措置の実施を指示することができる。

3 河川における流出油の防除措置

河川に油等の危険物が流出した場合には、雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会などの各防災関係機関と協力し、海上における流出油の防除措置に準じて、防除措置を講ずる。

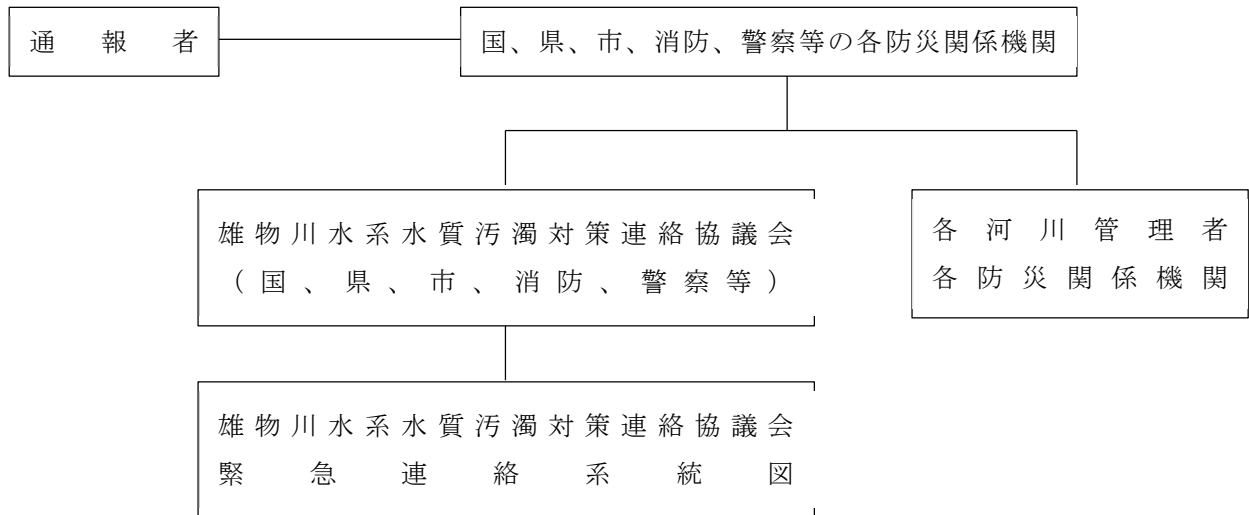


図 5-6-1 連絡系統図

第7節 航空機事故対策計画

計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）事故が発生した場合、市と関係各機関は被害者の早期救出と二次被害の拡大を防ぐため、初動体制を確立し、早期応急対策を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	防災安全対策課、消防本部	県、各関係機関
2 応急対策計画	防災対策班、消防部	県、各関係機関

1 予防計画

(1) 現況

国内における航空機事故の発生は少ない現状にあるが、この種の事故は、一度発生すれば大惨事となっている。

航空輸送に対する需要は、年々高まっており、今後、一層航空ダイヤが過密化し、いつ事故が発生するか予断を許さない状況にある。

表 5-7-1 秋田空港の現状

空港の名称	所在地	管理者	滑走路（m）		種別
			延長	幅員	
秋田空港	秋田市	秋田県知事	2,500	60	特定地方管理空港

(2) 予防対策

ア 防災関係機関との連携体制

災害発生時において、迅速、的確な初動対応を行うため、消防機関、医療機関、自衛隊ならびに近隣市町村等の防災関係機関との連携を密にする。

イ 通信設備の整備

災害発生時における防災関係機関への通報、連絡が容易に行えるように通信施設の整備に努める。

ウ 消防力の強化

市（消防本部）は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図る。

エ 消防訓練の実施

市（消防本部）は、人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を空港管理者と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

オ 相互応援協定の締結

航空機災害に際して、一貫した消火救難活動を実施するため、航空自衛隊秋田救難隊等と災害応急対策に関する相互応援協定等を締結する。

2 応急対策計画

(1) 応急体制の確立

ア 災害対策本部等の設置

秋田市内で、航空機が墜落、炎上、その他重大な事故が発生した場合は、直ちに「災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

また、航空機の情報不明等重大な事故のおそれがある場合には「災害警戒対策部」を設置し、情報の収集に努める。

イ 職員の派遣

事故現地には必要に応じ職員を派遣し、事故情報の収集や現地の防災関係機関との連絡調整等を行う。

ウ 組織構成

航空機事故の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は、次による。

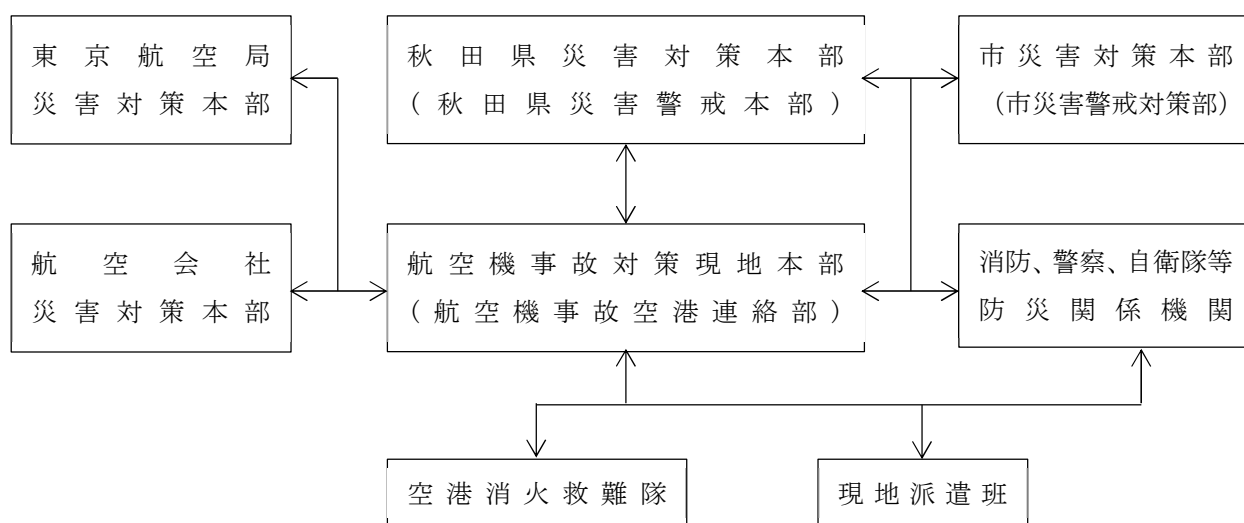


図 5-7-1 組織

エ 災害対策本部の主要業務

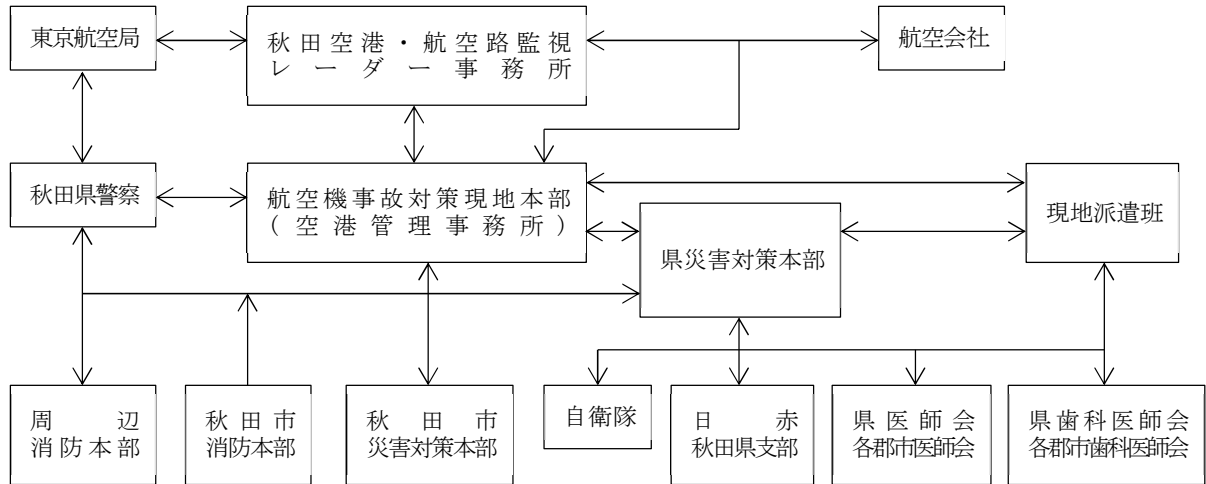
- (ア) 救難、救護および応急対策等の指示
- (イ) 消防、警察、自衛隊、医療機関等防災関係機関との連絡調整
- (ウ) 情報収集・資料の作成
- (エ) 広報
- (オ) 県災害対策本部との連絡調整
- (カ) 防災関係機関との連絡調整

(2) 情報の収集・伝達

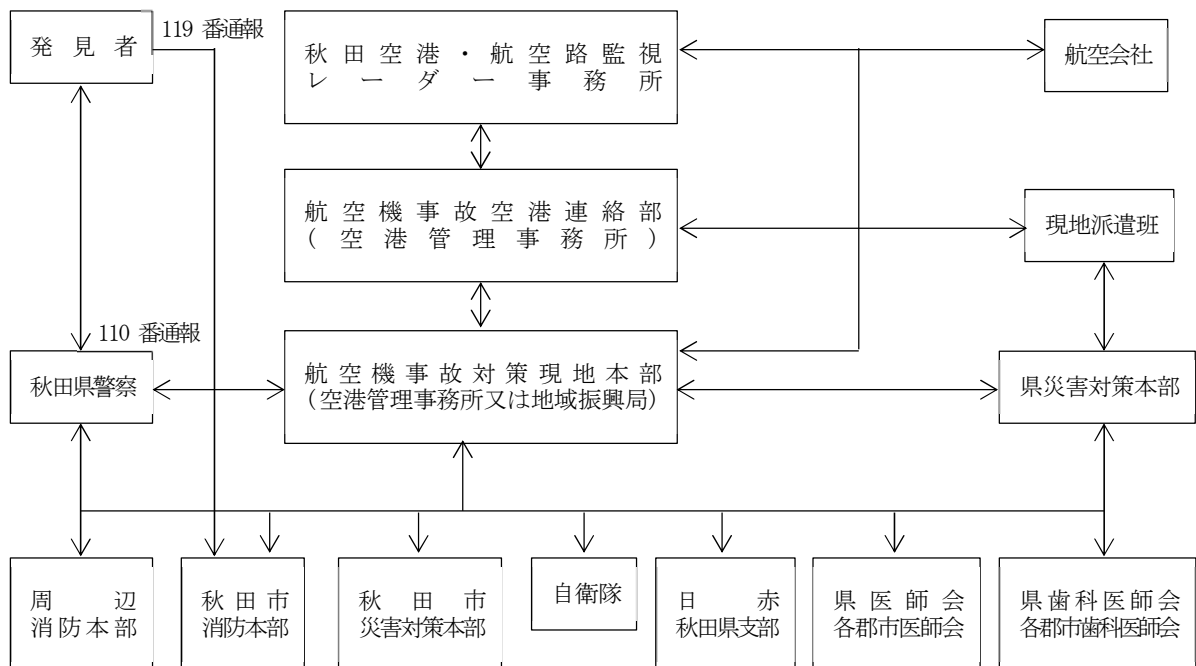
ア 連絡系統

航空機事故が発生した場合の情報収集および連絡系統は、次による。

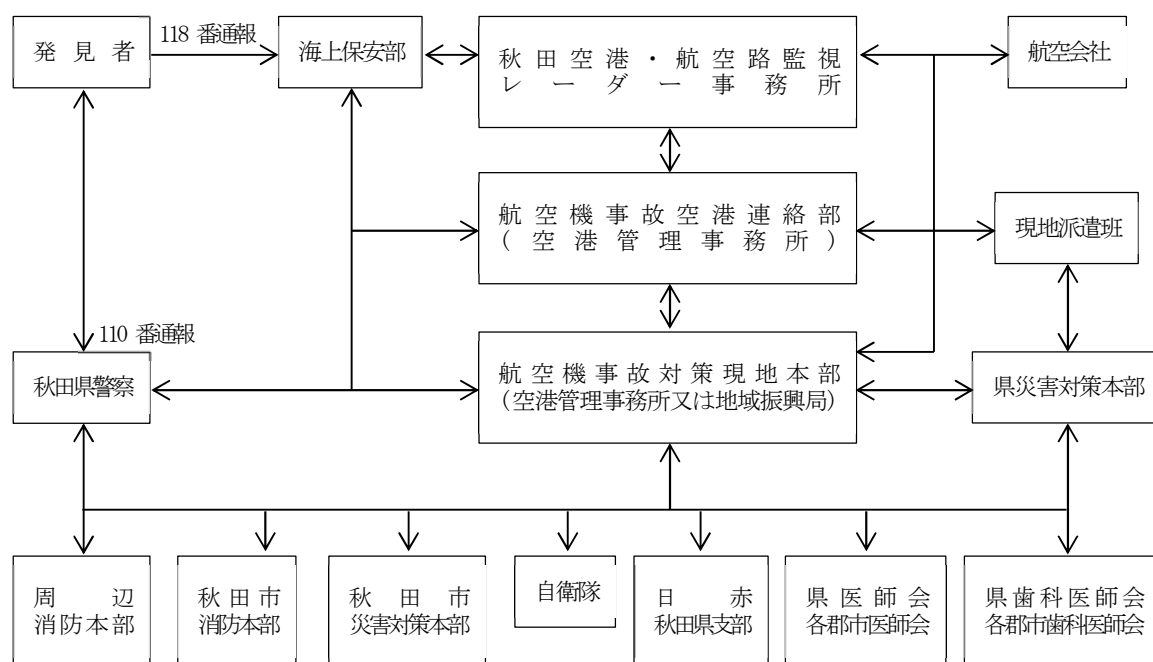
(7) 空港区域で発生した場合



(イ) 空港周辺（空港からおおむね 9 km 以内の地域）および(ア)以外の陸上で発生した場合



(ウ) 海上で発生した場合



イ 情報の伝達

事故情報の連絡を受けた市と防災関係各機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。

また、災害対策本部は自衛隊の災害派遣の要請を行う場合は、県を通じ、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(3) 広報

航空機事故が発生した場合、災害対策本部は、人心の安定および秩序の維持ならびに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車、掲示板、市ホームページ等により、地域住民、旅客および送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- ア 事故状況と協力依頼
- イ 応急対策の概要および復旧の見通し
- ウ 避難指示および避難先の指示
- エ 乗客および乗員の住所、氏名、年齢等
- オ その他必要事項

(4) 救援救護および遺体の収容

ア 実施機関

市は、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤、県医師会等）等と協力して実施する。

イ 救助隊の編成

航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。

ウ 負傷者の救護

負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護チームの派遣を受け、応急措置を実施する。

エ 救護所の開設

救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。

オ 搬送手段の確保

医療救護チームの救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両および県や防災関係各機関の保有するヘリコプター等により行う。

カ 後方医療機関への搬送

負傷者の後方医療機関への搬送は、市および防災関係各機関の保有する救急車、医療機関が保有する患者搬送車、県や防災関係機関が保有するヘリコプターおよび民間から借り上げた大型バス等により行う。

キ 遺体の収容

ク 遺体の収容については、防災関係機関の協議により、遺体仮安置場所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡す。

(5) 消防活動

ア 実施機関

実施機関は、空港管理事務所、消防機関、市、自衛隊とする。

イ 消火活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所および現地消防機関は、化学消防車等による消火活動を実施する。

また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により近隣市町村、消防機関の応援を求めるとともに、市長は知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

(6) 警戒区域の設定および交通規制

ア 警戒区域の設定

市長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

イ 交通規制

道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者および地域住民に広報し協力を求める。

(7) 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第 8 節

原子力施設災害対策計画

計画の方針

市民の安全・安心な生活を確保するため、原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合に実施すべき対応について定める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 緊急時モニタリングの実施等	防災安全対策課	県
2 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備	防災安全対策課、産業振興部各課、秋田市保健所	県
3 放射線に関する健康相談	秋田市保健所	県

1 緊急時モニタリングの実施等

(1) モニタリングの実施

県が国と連携して行う環境放射線（空間放射線量、水道水等）の平常時、緊急時および緊急事態解除宣言後のモニタリングについて、必要に応じて市単独でもモニタリングを実施する。

(2) 食品、水道水等の摂取制限等

県は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限、出荷の制限等必要な措置を行う。

市は、県に協力して、食品、水道水等の摂取制限等の広報等を行う。

(3) 情報の収集等

市は、県および防災関係機関等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について防災関係機関との共有を図る。

(4) モニタリング結果の公表

市は、県および市が実施したモニタリングの結果については、速やかに市民および防災関係機関に情報を提供する。

2 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備

(1) 検査測定体制

放射性物質の検査測定機器の整備や検査測定体制の確保、検査測定値の迅速な情報提供、基準値を超えた場合の出荷制限等の各種対応について県との連携を図る。

(2) 情報提供

市および防災関係機関は、市内産農林水産物の安全性確保のため、放射性物質検査の結果および出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など情報提供体制を構築する。

3 放射線に関する健康相談

市は、他県からの避難者をはじめとする市民に対し、県と連携して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射線量測定を実施する。

第 9 節**石油コンビナート事故対策計画****計画の方針**

石油コンビナート等災害防止法第 31 条の規程に基づき、特別防災区域に指定された秋田地区に係る災害の未然防止と発生した災害の拡大防止のため、市、県および防災関係機関等が連携して、災害予防および応急活動を推進する。

防災対策に当たっては、市民の安全を優先すること、ならびに防災関係機関等の相互連携による防災活動の一体化を図ることを基本方針とし、基本的な災害対策は、「秋田県石油コンビナート等防災計画」による。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 基本事項		
2 防災組織	防災安全対策課、消防本部	関係機関、事業所
3 予防計画	防災安全対策課、消防本部	関係機関、事業所
4 応急対策計画	防災対策班、消防部	関係機関、事業所
5 災害復旧	各課	関係機関、事業所

1 基本事項**(1) 現況**

秋田地区の特別防災区域は、南部と北部の 2 つの地域に分かれ、南部には 8 社の事業所（輸送業 3 社を含む）が、北部には 8 社の事業所が入っており、石油、石油以外の第 4 類危険物、高圧ガス、毒物、劇物等を取り扱っている。

(2) 起こり得る災害事象

石油コンビナート等特別防災区域においては、大量の石油、高圧ガス、毒物・劇物等の危険性物質が貯蔵、取扱および処理されており、万一事故が発生すると、大災害にも発展しかねない要素を含んでいる。過去に発生した石油コンビナート災害の事故原因については、操作ミス、設備の老朽化、設計時の安全配慮不十分などが挙げられ、考えられる災害の形態は、以下のとおりである。

施設種類	考えられる災害の形態
危険物タンク (屋外タンク貯蔵所施設、危険物第4類)	○流体流出→液面火災 ○浮き屋根沈没→タンク全面火災
可燃性ガスタンク（LPG、LNG、LNG タンク）	○流体流出→蒸発→拡散→ガス爆発 ○気体流出→拡散→ガス爆発
毒性（高圧ガス）タンク	○流体流出→蒸発→拡散 ○気体流出→拡散
生産設備 (毒性物質を取扱う生産設備)	○流体流出→蒸発→拡散 ○気体流出→拡散
タンカー棧橋 (石油タンカー棧橋、LPG、LNG、LNG タンカー棧橋)	○流体流出→液面火災（石油タンカー棧橋） 蒸発→拡散→ガス爆発（LPG、LNG、LNGタンカー棧橋） ○気体流出→拡散→ガス爆発（LPG、LNG、LNGタンカー棧橋）
パイプライン	○流体流出→液面火災（危険物配管） 蒸発→拡散→ガス爆発 ○気体流出→拡散→ガス爆発
一般取扱所（炉）	○流体流出→火災

2 防災組織

(1) 防災組織の種類

防災組織は、石油コンビナート等防災本部、石油コンビナート等現地防災本部、自衛防災組織、共同防災組織、特別防災区域協議会とする。

(2) 秋田県石油コンビナート等防災本部

県に常設機関として石油コンビナート等防災本部を設置し、本部長、本部員、幹事をもって組織する。

石油コンビナート等防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止および拡大防止を図るため、防災計画の作成、災害時等における情報の収集、伝達および応急活動等を積極的に推進する。

表 5-9-1 秋田県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿

本部長	秋田県知事	
本部長職務代理	第 28 条第 4 項による本部長職務代理 秋田県副知事	
本部員：21 名、幹事：21 名		
区分	本部員職名	幹事職名
第 1 号本部員 (特定地方行政機関)	東北管区警察局総務監察・広域調整部長	同 災害対策官
	関東東北産業保安監督部東北支部長	同 保安課長
	東北地方整備局秋田港湾事務所長	同 副所長
	東北地方整備局秋田河川国道事務所長	同 副所長
	秋田海上保安部長	同 警備救難課長
	秋田労働局労働基準部長	同 健康安全課長
第 2 号本部員 (陸上自衛隊)	陸上自衛隊第 21 普通科連隊長	同 第 3 科長
第 3 号本部員 (警察)	秋田県警察本部長	同 警備部警備第二課長
第 4 号本部員 (秋田県)	秋田県副知事	—
	秋田県総務部危機管理監	同 総合防災課消防保安室長
	秋田県健康福祉部長	同 医務薬事課長
	秋田県生活環境部長	同 環境管理課長
	秋田県農林水産部長	同 水産漁港課長
	秋田県産業労働部長	同 クリーンエネルギー産業振興課長
	秋田県建設部長	同 港湾空港課長
第 5 号本部員 (所在市)	秋田市長	同 防災安全対策課長
	男鹿市長	同 危機管理課長
第 7 号本部員 (消防機関)	秋田市消防長	同 警防課長
	男鹿地区消防一部事務組合消防長	同 警防課長
第 8 号本部員 (特定事業者)	秋田県石油コンビナート等特別防災区域協議会長 (出光興産株式会社) 秋田油槽所長	同 所長代理
	秋田国家石油備蓄基地事務所長	同 副所長
第 9 号本部員 (その他)	東北経済産業局資源エネルギー環境部長	同 資源エネルギー環境課長

(3) 秋田県石油コンビナート等現地防災本部

ア 組織

石油コンビナート等現地防災本部は石油コンビナート等災害防止法第29条の規定により、本部長が指名する石油コンビナート等現地防災本部長（秋田市長もしくは秋田海上保安部長）および石油コンビナート等現地防災本部員をもって組織する。

表 5-9-2 石油コンビナート等現地防災本部の組織

特別防災区域	石油コンビナート等 現地防災本部長	石油コンビナート等 現地防災本部員
秋田地区	秋田市長 もしくは 秋田海上保安部長 (災害が主に海域の場合)	秋田市長
		秋田海上保安部長
		陸上自衛隊第21普通科連隊長 (自衛隊の災害派遣が行われる場合)
		秋田県警察本部長
		秋田市消防長
		秋田県産業労働部長
		秋田県建設部長
		特別防災区域協議会長
		その他現地防災本部長が必要と認めた本部員

イ 事務

- (ア) 災害情報および災害応急活動に関する情報の収集ならびに石油コンビナート等防災本部への報告に関すること。
- (イ) 防災関係機関等相互の調整に関すること。
- (ウ) 石油コンビナート等防災本部への要請事項の決定に関すること。
- (エ) 石油コンビナート等防災本部長からの指示事項の実施に関すること。
- (オ) 災害広報に関すること。
- (カ) その他応急活動の実施上必要な事項に関すること。

ウ 設置基準

特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に、かつ統一的な防災活動を実施するため、本部長が必要と認めたとき又は所在市長もしくは、秋田海上保安部長が石油コンビナート等現地防災本部を設置することが必要と認め、本部長にその設置について要請した場合は石油コンビナート等現地防災本部を設置するものとする。

(ア) 事故災害が発生した場合の設置基準

- a 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所

を管轄する消防機関では対応が困難な場合

- b 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合
- c 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

(イ) 地震災害が発生した場合の設置基準

- a 所在市で震度 5 強以上の地震を観測した場合
- b 大津波警報（特別警報）もしくは津波警報が発令された場合

エ 設置場所

石油コンビナート等現地防災本部の設置場所は、原則として、秋田市役所、消防本部・消防署とする。ただし、防災活動の円滑な実施および災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、石油コンビナート等現地防災本部長の判断により適当と認める場所に設置することができる。

(4) 特定事業所の防災組織

市は、特定事業者から法および省令に基づき、防災業務の実施について報告を受けるものとする。

ア 自衛防災組織

特定事業者が設置し、防災規程を定め、防災要員を配置し防災資機材等を備え付けなければならない。

イ 共同防災組織

秋田地区には、地区内全事業所により「秋田地区防災センター」を設置している。

ウ 秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会

秋田地区においては、特定事業者全部とその他の事業者で、石油コンビナート等災害防止法第 22 条に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されている。

エ 秋田県石油コンビナート等特別防災区域協議会

秋田県においては、秋田地区と男鹿地区を含む秋田県石油コンビナート等特別防災区域協議会があり、秋田市においては、秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されている。

3 予防計画

(1) 危険物施設等災害予防対策

ア 消防機関の措置

市（消防本部）は、特定事業者に対し、以下の災害予防対策を実施する。

- (ア) 関係施設への立入検査等による指導・監督の徹底
- (イ) 各特定事業所の防災組織の育成指導
- (ウ) 各防災組織の応援協定の締結指導
- (エ) 保安全管理体制の指導監督
- (オ) 防災教育・訓練の実施指導

イ 市の措置

市は、大規模災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、地域住民等を対象とした避難計画の策定に努めるとともに、地域住民が実施する避難訓練について、特定事業者、防災関係機関等と連携しながら支援するものとする。

(ア) 避難計画

避難指示を行う基準および伝達方法、避難地の指定（名称および所在地）、避難地への誘導方法等を定める。

ウ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督するとともに、相互の情報連絡体制の強化、迅速な通報体制および避難誘導方法等の確立に努める。

(2) 港湾災害予防対策

防災関係機関等は、船舶火災、油流出および油流出に係る海面火災等、海上災害の未然防止を図るため、積極的な予防対策を実施するものとする。

ア 秋田市消防本部の災害予防対策

- (ア) 化学車等の特殊装備の整備や消火薬剤の備蓄を充実するとともに、消防力の効果的な運用および的確な防御活動を行うため、消防体制を強化する。
- (イ) 特定事業者等に対して、相互協力体制の確立、資機材等の維持管理および消防技術の習熟等を積極的に指導する。
- (ウ) 特定事業者等に対し、埠頭施設の消防水利、消防設備の設置および適切な維持管理を指導するとともに、係留船舶のうち危険物等を積載する船舶に対して安全対策を指導する。

(3) 航空機事故による災害予防対策

防災関係機関等は、航空機の低空飛行による災害を防止するため、法令による規制措置等により災害の未然防止に努める。

市（消防本部）は、規制区域およびその隣接地において、違反の疑いのある航空機を発見したとの通報を受けた場合は、秋田県および秋田県石油コンビナート等防災本部へ連絡する。

(4) その他の異常な自然現象により生じる災害の予防対策

防災関係機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督する。

(5) 気象予警報等の収集・伝達

防災関係機関等は、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、気象予警報・情報の収集、伝達を行うとともに、これらの周知徹底を図るものとする。

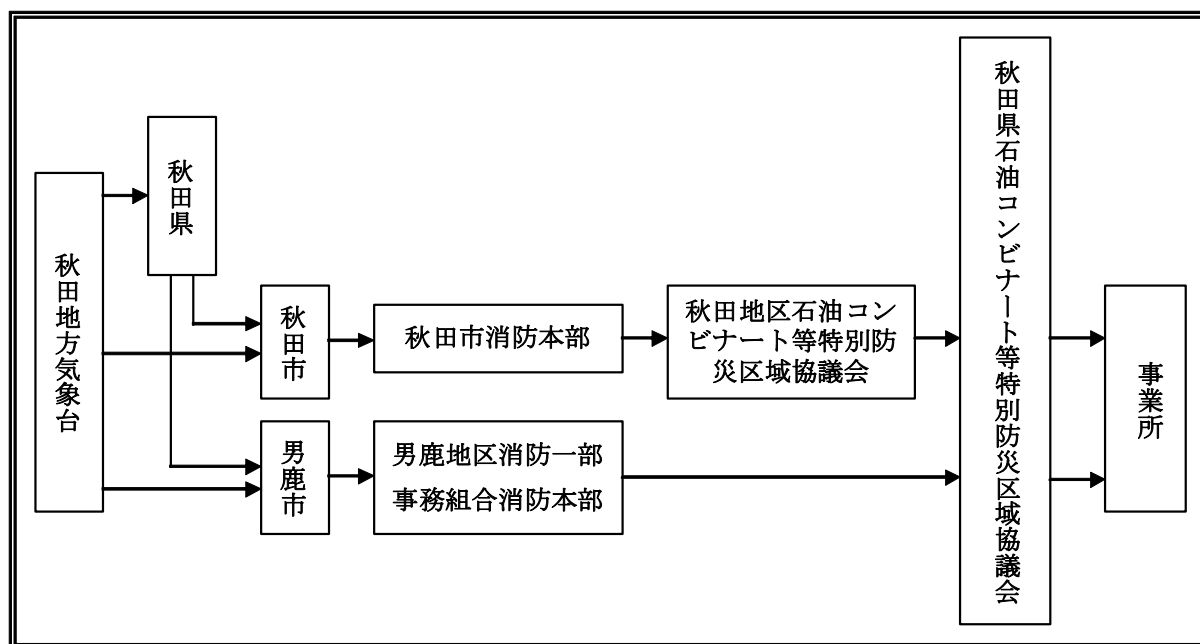


図 5-9-1 事業所に対する気象警報等の伝達

(6) 防災施設資機材等の整備

秋田海上保安部、秋田県、市（消防本部）は、当該特別防災区域において想定される災害が発生した場合、迅速かつ的確な応急活動が実施できるよう次の防災資機材等の整備充実を図る。

- ア 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等消防車両、および泡消火薬剤ならびにその他消防用資機材
- イ オイルフェンス等海上流出油等防除用資機材および作業対応船舶
- ウ 救出・救護資機材
- エ 輸送用車両等
- オ 防災相互通信用無線等

(7) 防災教育および防災訓練の実施

ア 防災教育

防災関係機関は、それぞれの職員又は構成員を対象に災害予防等について随時教育を行うとともに、特定事業者等に対し、定期又は随時に講習会および研修会を開催し防災教育の徹底を図るものとする。

イ 防災訓練

特別防災区域内における防災訓練は、地域の実態、特殊性を十分考慮した一体的防災体制の確立を目的とし、単独（年1回以上）又は共同（おおむね2年に1回以上）して防災訓練を実施するものとする。

訓練の結果については、計画内容、実施方法、訓練種目について訓練終了後、検討を行い、記録資料を保存し、訓練成果の活用を図るものとする。

4 応急対策計画

(1) 動員計画

ア 防災体制の区分

石油コンビナート等防災本部における防災体制は、災害の規模および態様を考慮した次の体制による。

(ア) 第一次防災体制

(イ) 第二次防災体制

(ウ) 総合防災体制

イ 石油コンビナート等防災本部会議の開催

石油コンビナート等防災本部長は、総合防災体制を敷いたときは、防災本部会議を開催する。

ウ 石油コンビナート等現地防災本部

総合防災体制を敷いたとき、直ちに石油コンビナート等現地防災本部を設置する。なお、必要に応じ石油コンビナート等防災本部員のうちから石油コンビナート等現地防災本部員を追加指名することができる。

エ 防災関係機関等の動員

防災関係機関等は、災害時においては、石油コンビナート等防災本部の防災体制に則し、それぞれの配備計画又はこれに準ずるものにより、災害応急活動を迅速かつ的確に実施する。

(2) 災害情報対策

ア 異常現象の通報

特定事業所の通報義務者（事業の実施を統括管理する者）は、当該事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに次に掲げる通報先へ通報しなければならない。

また、他の法令により通報する必要があると定められている場合および同現象に該当するおそれがある場合に関しても通報する。

イ 災害情報の収集・伝達

防災関係機関および特定事業所は、その所掌する事務又は業務について、積極的に職員を動員するとともに相互に協力し、災害応急対策を実施するのに必要な情報の収集・伝達を行うものとする。

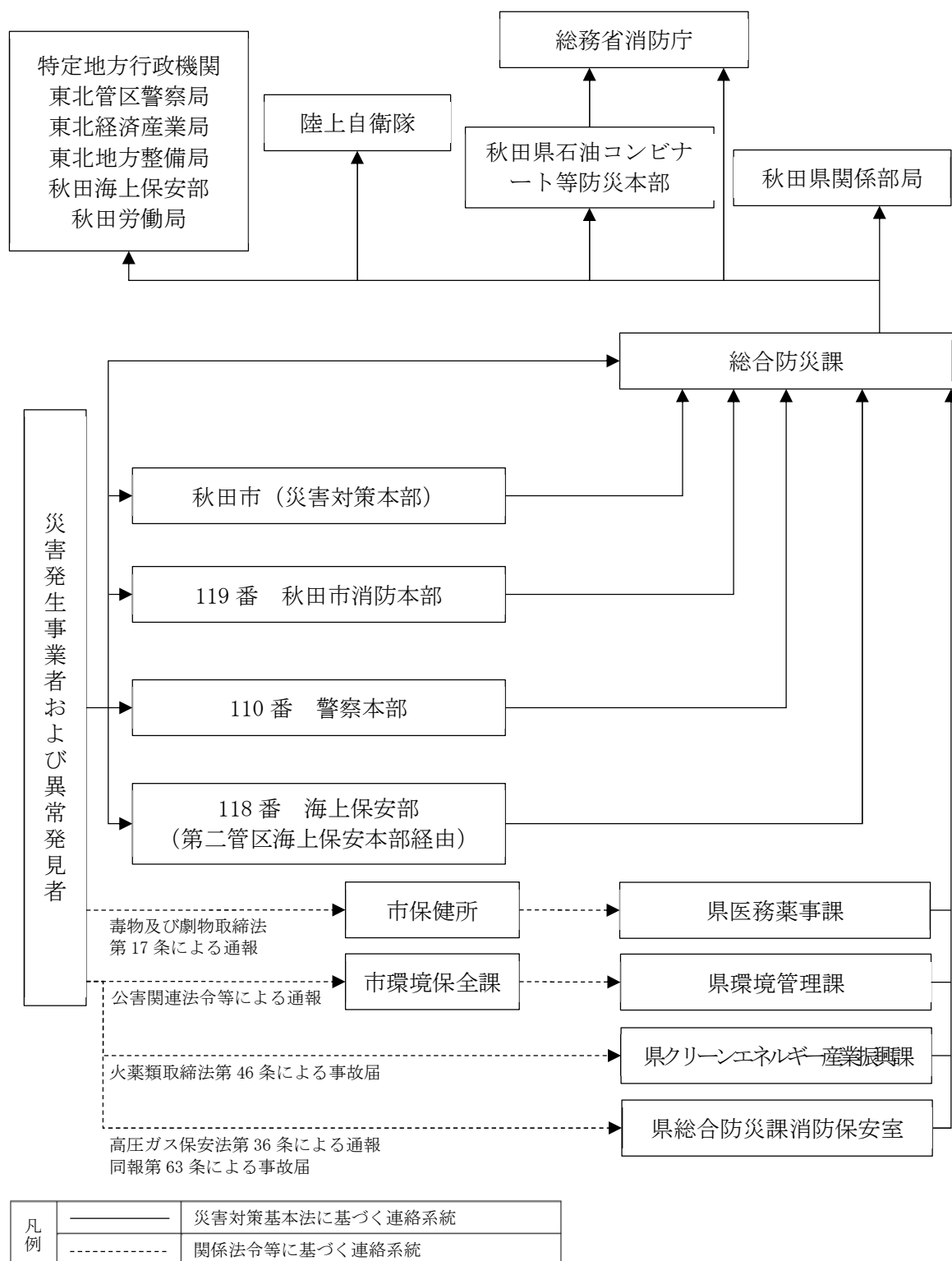


図 5-9-2 異常現象発生時の情報伝達系統図

ウ 災害応急措置の概要等の報告

災害の報告は、消防組織法第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、火災・災害等即報要領第 2 号様式により、判明次第、逐次報告するものとする。

また、市長、海上保安本部長および防災関係機関の長は、災害の状況および実施した応急措置の概要について、判明次第、逐次、石油コンビナート等防災本部に報告する。

なお、石油コンビナート等現地防災本部が設置されたときは、災害・応急措置に関する情報は、石油コンビナート等現地防災本部に報告し、石油コンビナート等現地防災本部は石油コンビナート等防災本部に報告する。

エ 防災関係機関等の連絡窓口

防災関係機関等は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、それぞれ通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にし、非常の際の通信連絡の確保を図るものとする。

市の連絡窓口については、防災安全対策課および消防本部警防課とする。

(3) 通信対策

防災関係機関等が行う災害に関する情報の収集伝達等に際し、有線電話の途絶のために支障をきたす場合は、無線通信設備（県防災行政無線、市防災行政無線、警察無線、消防無線、県災害対策車の無線）を使用して通信の確保を図る。

(4) 広報対策

防災関係機関等は、災害時における各種応急活動の推進、社会的混乱の防止、および市民の不安の解消に果たす広報の重要性を認識し、それぞれ連絡調整の上、広報活動を積極的に推進するものとする。

市は、広報車等により対象地域に対し重点的に広報を行う。

ア 防災安全対策課は、災害情報、避難指示や避難先等の注意事項、災害応急活動の実施状況、被災者に対する救護状況などについて広報を行う。

イ 秋田市消防本部は、火気使用の禁止、火災警戒区域の設定等、消防活動状況、被害防止などについて広報を行う。

(5) 避難対策

ア 避難指示の基準

市は、特別防災区域内で災害が発生し住民等に被害が及ぶおそれのある場合に避難指示を発令する。

また、避難所を開設したときは、地域住民を安全かつ迅速に避難させるため、誘導員を配置して行うものとする。この場合において避難指示ができないときは、秋田県警察本部および海上保安部に避難指示を要請するものとする。

(ア) 避難指示の基準

- a 火災の放射熱が人体の安全限界を超えた場合、又は超えると予想される場合
- b 毒性ガスの漏洩拡散により危険が生じた場合、又は生じると予想される場合
- c 可燃性ガスの漏洩拡散および機器等の異常圧力上昇等により爆発危険が生じた場合、又は生じると予想される場合
- d 石油等が防油堤外に大量に流出し、人体に危険を及ぼす場合、又は及ぼすと予想さ

れる場合

e その他実施機関の長が必要と認めた場合

(イ) 避難指示の内容

a 避難対象地域（災害の規模、天候等を考慮するとともに、石油コンビナート等防災本部の指示を仰ぎながら、迅速に避難対象地域を決定する。また、災害の状況の変化に伴い、避難対象地域の変更を行う。）

b 避難先（名称および所在地）

c 避難理由

(ウ) 避難指示伝達方法

a 口頭伝達

b 広報車、船艇等による伝達

c 報道機関を通じての伝達

イ 避難誘導

市は、市民の避難誘導に際し、秋田県警察本部の協力を得るとともに、町内会等や自主防災組織等の住民組織と連携して、できるだけ集団避難を行い、要配慮者の確認と誘導に配慮する。

また、誘導時の安全性を確認した上で、危険箇所には表示、なわ張りをするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努めるとともに、特に夜間の場合は、照明の確保等に努める。

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、災害の規模や当日の天候等を総合的に判断し、安全な場所や施設を指定緊急避難場所および指定避難所として避難対象住民に周知するとともに、風下方向を避けて風横方向へ誘導・避難を行う。その際の指定緊急避難場所又は指定避難所は、原則本計画で指定している指定緊急避難場所等とするが、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外の指定緊急避難場所等に避難させるほか、時間や場所により、屋内への避難も考慮する。

緊急を要する際は、他の安全な場所を一時的な避難場所とする。

エ 指定避難所の管理

市は、警察署等と十分連絡をとりながら指定避難所の開設および運営を行う。

また、避難者に対しては、給水、食糧の供給、医療の措置を行いその安全を確保する。

オ 避難指示の解除

市は、避難の必要がなくなつたと認めるときは、避難指示の解除を行うとともに、速やかにその旨を広報する。

カ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、避難のための立退きの指示等必要な措置を行うものとする。

(6) 救出・救助対策

防災関係機関等は、災害時において負傷者など要救助者が発生した場合、緊密な連携のもとに、救出、救助、救急および搬送の活動を行うものとする。

(7) 医療救護対策

県、市および医療関係機関は、災害の状況に応じ、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動を実施するものとする。

(8) 公害防止対策

市は、石油コンビナート等の災害によって発生した廃棄物の処分方法、処分場所等に関してあらかじめ検討しておく。

(9) 災害警備対策

防災関係機関等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、特別防災区域およびその周辺における公共の安全と人心の安全を図るため、警戒区域を設定するものとする。

市長もしくはその委任を受けて市長の警戒区域設定の職権を行う市の吏員は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、自ら又は警察官もしくは海上保安官に要求して警戒区域を設定する。

消防機関の長もしくは消防署長は、ガス又は危険物等の事故が発生した場合において、事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生すれば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるとして認められるときは、自ら又は警察署長に要求して火災警戒区域を設定する。消防吏員又は消防団員は、火災現場において、自ら又は警察官に要求して消防警戒区域を設定する。なお、災害対策基本法第63条を根拠にこれらの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(10) 交通対策

秋田県警察本部（秋田県公安委員会）、秋田海上保安部、道路管理者（国・県・市）は、災害の発生又は発生するおそれがある場合、特別防災区域およびその周辺の道路において、防災活動の実施、防災資機材の輸送、緊急車両の通行および市民の避難等の安全を確保するため、車両の通行禁止、又は迂回誘導等の必要な交通規制および交通整理を行う。

(11) 応援協力要請

防災関係機関等は、相互に連絡調整をとりながら応援協定等の規定により応援を求め、災害の拡大防止を図るものとする。

(12) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、県民の生命、身体および財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

5 災害復旧

(1) 道路等の災害復旧

県および市は、所管に係る道路、橋梁等で特別防災区域に係る災害復旧および産業活動等に重大な影響を及ぼす路線については、速やかに復旧工事を施工し、道路機能の早期回復を図るとともに、本工事の実施を推進する。

(2) 港湾施設の災害復旧

国土交通省東北地方整備局および県は、所管に係る港湾施設が被災し、その機能を失った場合は、速やかに応急復旧を図るとともに、本工事の実施を推進する。

(3) 通信施設の災害復旧

東日本電信電話（株）は、通信途絶の解消および重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況ならびにそれらの重要度を勘案の上、応急復旧を行うとともに本工事の実施を推進する。

(4) その他の公共施設の災害復旧

市民生活および産業活動に重大な影響を及ぼすその他の公共施設の管理者は総力をあげて災害復旧に当たる。